決算特別委員会の審議方法について

＜付託案件の審議順番＞

日　　程	審　　議　　順　　番
９月　９日（月） １０：００～ 議　会　室	令和５年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・監査委員 ・議会事務局 ・会計室 ・総務課 ・企画財政課
９月１１日（水） １０：００～ 議　会　室	令和５年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・税務課 ・住民課 ・町民生活課 ・環境資源課
９月１３日（金） １０：００～ 議　会　室	令和５年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・福祉課 ・子育て支援課 ・健康介護課 ・産業観光課
９月１７日（火） １０：００～ 議　会　室	令和５年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ・教育推進課
９月２０日（金） １０：００～ 議　会　室	１、令和５年度宮代町国民健康保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・住民課 ２、令和５年度宮代町国民健康保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・住民課 ３、令和５年度宮代町介護保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決）

	・健康介護課 ４、令和５年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について （質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ５、令和５年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について （質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課

決　算　特　別　委　員　会

第　１　日

出席委員（１３名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		金子正志君	
小島あけみ君		泉伸一郎君	
鈴木次男君		合川泰治君	
塚村香織君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長 田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

会計管理者	宮野輝彦君	会計室長	齋藤幸成君
総務課長	菅原隆行君	総務課副課長	青柳誠君
人権推進室長	野口延寿君	総務課主幹	齋藤千洋君
総務課主幹	中村淳一君	文書法規担当主査	小林美香君
庶務職員担当主査	宮﨑太朗君	企画財政課長	井上正己君
企画財政課主幹	村山善博君	企画財政課主幹	宮下義樹君
対話のまちづくり推進担当主査	大越一範君	財政担当主査	宮部俊周君
情報政策担当専門員	吉永吉正君	管財担当主査	島村剛君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（土渕保美君）　おはようございます。

決算特別委員会委員長の土渕でございます。

委員会始まる前に皆様にご報告申し上げます。

円滑な委員会運営のため、撮影のほうをさせていただきますので、皆様にご報告申し上げます。

本日９月９日から20日までのうち、５日間にわたりまして、委員会が開催されるわけでございますが、円滑な運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

決算審議の方法につきましては、先日手元に配付しました決算特別委員会日程及び審議の方法についてのとおり、一般会計決算、特別会計決算、水道、下水道事業会計の順に審議を進めていきたいと思っています。

また、審議につきましては、最初に監査委員に対して質疑、その後一般会計については、各課ごとに議会事務局、会計室、総務課、企画財政課、税務課、住民課、町民生活課、環境資源課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課、教育推進課の順に審議をお願いしたいと思いますが、議事進行の都合により変更もあると思われますので、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会の運営上のお願いがございます。

質問者、答弁者とも発言されるときは必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから質問者、答弁者の氏名を述べていただき発言していただくようお願いします。

また、質疑、答弁は簡潔明瞭にお願いします。

最後に、委員会皆様のご協力をいただきまして、委員会が慎重審議かつ効率的な運営が図れますよう特段のご配慮をお願い申し上げまして、あいさつと代えさせていただきます。

それでは、始めます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎開議の宣告

○委員長（土渕保美君）　ただいま出席委員は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議長あいさつ

○委員長（土渕保美君）　これより審議に入ります。

それでは、議長、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（田島正徳君）　皆さん、おはようございます。

令和５年度の特別委員会、決算のほうを慎重審議でよろしくお願いしたいと思います。いろいろと議事進行、端的に、簡単明瞭に質疑のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３８号～議案第５７号の監査委員質疑（監査委員）

○委員長（土渕保美君）　本日は、新祖代表監査委員に出席していただいておりますので、一般会計、各特別会計の決算、上下水道事業会計について代表監査委員に質疑がございましたら、よろしくお願いします。

質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で代表監査委員への質疑を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０５分

再開　午前１０時０６分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第３８号の審査（議会事務局）

○委員長（土渕保美君）　それでは、本委員会に付託されました議案第38号　令和５年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

初めに、議会事務局から始めたいと思います。本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○議会事務局長（押田昭浩君）　改めましておはようございます。議会事務局長の押田でございます。本日、出席している職員の自己紹介を各自行います。

よろしくお願いいたします。

○議会事務局主幹（関根雅治君）　おはようございます。議会事務局主幹の関根と申します。

よろしくお願いします。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子尚子です。

よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子正志です。

決算書の48ページをお願いします。

議会費の不用額についてですけれども、この176万7,533円のうち、私が辞めた給料はどのぐらいなんでしょう。

まず１点ですけれども、まだたくさんあります。

○委員長（土渕保美君）　全部言っていただけますか。

○委員（金子正志君）　議会の運営についてですけれども、一般質問に質問に即した資料を１枚から10枚ぐらいつけて、議会運営を非常に円滑にしているわけです。持ち時間が１時間と限られているわけですから、この資料をつけることを議会運営委員会でぜひ決定していただきたいと思います。

決算報告ですけれども、決算によりまして、来年の予算に運営を反映させるということでよろしくお願いいたします。

それから、先ほどの不用額については、再質問にいたしますのでよろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長押田でございます。

金子委員からの質疑に対しまして２点ございましたが、順次説明のほうさせていただきます。

まず、１点目でございますが、決算書の48ページ、議会費における不用額が176万7,533円ということでお話のほういただきました。

こちらのほうの不用額についてでございますが、金子委員ご承知のとおり、町議選の改選前にお辞めになったということで、その分の人件費が執行

がなかったということで、不用額となっております。なお、７月19日付で辞職願が提出されたため、８月から２月の分までの報酬等の支払いが生じなかったということで、約176万7,000円の不用額が生じたものでございます。

続きまして、２点目でございます。

こちらのほうにつきましては、ご意見、ご要望として捉えておりますけれども、一般質問時にその関係資料の提出をさせていただきたいというようなお話をいただいたところでございます。

金子委員、お話しいただいたとおり、こちらのほうにつきましては、議会運営委員会のほうで決定してほしいというようなお話をいただいたところでございますので、事務局といたしましては、こちらのほうで決定事項にすることができかねます。

よって、議会運営委員会のほうで、もう一度お諮りいただいて、一般質問時における資料の提供等についてはご審議いただければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　一般質問での資料提出の件は、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、不用額についてですけれども、私、７月12日に辞任届出しまして、また立候補したわけですけれども、勝手にまた出てきたということで、非常に批判する人がこの中にいるんです。それで、ちょっと弁明させていただきます。

私が辞表を出したのは、９月議会に一町民として合併請願を出したかったからです。

○委員長（土渕保美君）　すみません。

○委員（金子正志君）　これは私の名誉に関わることですので、ぜひ発言させていただきたいと思いますけれども、許可お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　金子委員、今回の金子委員のは質疑でなく要望になりますので撤回をお願いいたします。

○委員（金子正志君）　はい。それでは質問を変えます。

不用額176万円のうち、３割でいいですから、来年度の決算に回していただきたい。そして、アンケート調査費用に回していただきたい。それができるんでしょうか。

質問です。

○委員長（土渕保美君）　答弁お願いします。

局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長の押田でございます。

金子委員のほうから不用額のほうについては来年の決算に回していただきたい、またアンケートのほうに予算を回していただきたいというようなお話でございました。

こちら、アンケートにつきましては、総務課のほうの予算でやり繰りするものでございます。よって、議会人件費として不用額が出たものをそちらのアンケートに回すことはできかねますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　終わりにします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。佐藤でございます。

主要な施策に関する説明書の74ページですけれども、２つ、議会運営事業と会議録調製事業のこの２つがこちらのほうには説明書のほう記載されております。

ちょっと細かいところ、上の「成果」と書いてあるところの１行目の最後は、「問い正す」、これ字が質問の質の「問い質す」になるので、一応つけたしておきます。

それで、上はいいとしまして、会議録調製事業なんですけれども、僕は議員になる前からずっと言っているんですけれども、録画関係とかの、配信関係ですか、その辺のはもっと安くやっている自治体もあるよということ、もうインターネット中継、録画中継始まった頃からずっと言っているんですけれども、それを調べたり、調査したりとか、具体的に言うと、ユーチューブとかニコニコ動画とかというものをやっていて、六、七年前かな、たしか草津町のこと僕はお伝えしたと思うんですけれども、独自でですけれども。あそこは当時、ユーチューブ使っているんですけれども、喜多方市と同じように。ユーチューブを使って草津町は、１議会当たり大体２万から３万円ぐらいで、と。当然、ユーチューブですから、検索機能はなくなってしまうというのはあるんで、同じようには比較はできませんけれども、この宮代町で100万以上毎年、かけているというところは単純に配信委託料だけでそれぐらいいっちゃっているというところがありますので、もうちょっと安くできるような形でやれることを検討していただければいいかなと思っておりますが、そこのところは、今の進捗というか、ずっと言っていることなので、どうなっているかということをお聞きしたいと思います。

あとは、いつになったらライブ中継になるような、それについては予算とかってどれくらい必要なのかというところも当然調査していると思いますので、そこのところもお願いいたします。

これも「成果」と書いてあるところの、「全ての本会議及び特別委員会について、会議録調製」云々とありますけれども、例えば、この前問題になって、今でも問題になっておりますけれども、広報委員会のは一応議運とかと同じような位置づけになっているにもかかわらず、会議録はほとんど作られていませんし、また、これは住民の方からも言われたんですけれども、あまりにも本会議以外は要旨という形で、会議録の、あっさりし過ぎていて、これじゃ本質的なところが分からないといった声を昨年の11月ぐらいだったかな、まだ当選する前ですけれども、その頃から何人かからお聞きしておりましたが、要旨からある程度のもうちょっと厚いものにするにはやはりそれなりの予算がかかってしまうのかどうかというのが分からないので、そこのところもお願いいたします。

最後に、決算書の48ページのこれ、他の項もあるんですけれども、インターネット利用料というのがこれ、具体的にどのような形で各課出てくるのか、というのの仕組みというか内訳というかそこのところを分かる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

先ほどの説明書の74ページのところの会議録調製事業は、決算書の50ページの真ん中よりもちょっと下のところにも出ていましたのでお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主任。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子と申します。

佐藤議員ご質問のインターネット利用料なんですけれども、こちらの議会室に置いてございますこちらのパソコンをインターネットで使用する際の利用料となっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　それでは、順不同になりましたが、佐藤委員からの質疑に対しまして、お答え申し上げます。

１点目の関係でございます。

こちら、録画中継の配信関係だと思われます。こちらのほうにつきましては、今、会議録研究所さんのほうでお願いしているところでございます。会議録作成のほか、会議録検索システムですとか、映像システム等も取り扱っている業者でございます。

古いんですけれども、令和３年７月で、全国的に約580ぐらいの自治体で活用している実績がございます。この数値に関しましては直近でなくて大変申し訳ございません。また、県内でも、県庁はじめ46の市町村で会議録研究所を活用している実績がございます。

当町におきましても、会議録を作成しているということもございまして、会議録検索システムと録画・配信業務、議場用の映像音響設備と株式会社会議録研究所さんのほうと契約をしている状況にございます。こちらのほう、例えばほかの業者さん等導入するに当たっては、業者を変えた場合については、新たな会議録検索システムのデータを作成する費用が生じることですとか、業者の変更によって、変更前と変更後で、会議録検索システムが２つに分かれてしまいまして、ご覧になる利用者に不便を生じるようなデメリットもございます。このため、不要な経費を発生させないためにも、今のところは現状で考えているところでございます。

また、ユーチューブのほうについても、いろいろメリット、デメリットはあろうかと思いますが、現在のユーチューブの導入については、こちらのほうでは考えていないような状況でございます。

また、２点目のライブ中継、いつになったら始めるのかというのは、ご質疑いただきました。こちらのほうにつきましては、ライブ中継をもし議員さんのほうでぜひともライブで流してほしいというようなご意見、ご要望をいただきましたら、そちらのほうについて議員の皆様と検討した上で予算計上して進めたいと考えております。

よって、事務局のほうでライブ中継を始めますということは議員さんのほうには申し上げられませんので、議会の中で、皆様方で、議員さんで話し合っていただいて、議会の総意として事務局のほうに上げていただければ、こちらのほうについては前向きに検討進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○議会事務局主幹（関根雅治君）　主幹関根と申します。よろしくお願いします。

質問の中に、会議録の関係、定例会と予算特別委員会、決算特別委員会については会議録研究所さんのほうで会議録の作成をしております。

例えば、議会広報委員会ですとか、議会運営委員会につきましては、委託ではなく、事務局のマンパワーで作っているところがありますので、今のところ要旨の記録ということで、ホームページで公表させていただいております。

内容を例えば詳細にするですとか、費用については、単純にマンパワーになりますので、予算上にプラス幾らということはありませんが、事務局のほうの努力ということになりますので。

ただ、広報委員会につきましては、今後、少し検討していきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

先ほどの中継の件のほうですけれども、ユーチューブは今のところ、考えていない、ニコニコ動画もそうなんでしょう。考えていないというのは、検討して、それで比較してそれで現状のほうがいいという意味なのか、それともそもそも何も考えていないという意味なのかというところをお尋ねしたいと思います。

また、これに伴いまして、会議録研究所の今の500幾つの自治体がとかいろいろおっしゃっていましたけれども、当然、会議録研究所からほかのところになったらインターフェース等も変わってくるという意味で、使いやすさというか使い方が変わってくるということだと思いますが、そのようなことを理由の大きな柱として述べていると、仮にずっと安くてずっと使いやすいところが出てきたときにもこういう理由があるからということで改善されなくなってしまう、また急に変えるとこれまでのというところもありまして、これどんなものでもいいんですけれども、先の前段の委員の金子さんのいろんなご指摘とかも改善するべきことによって、よくなるんであれば、今までと多少変わっても第５次総合計画にも書いてありますけれども、町のほうでも前例踏襲するのをやめるというか、そのようなことどこかありましたけれども。第５次総合計画25ページに「前例踏襲や慣例に囚われず新しい一歩を踏み出すため」というのありますので、そこのところはもうちょっと柔らかくというか前向きに考えていただきたいと思います。

また、さっき、予算的なことの、ライブになったときとする場合に、増えてしまうのかどうかというところがなかったので、ここのところは答弁漏れみたいな形でお願いいたしたいと思います。

ライブ中継に今、なっていない、録画という形なので、近隣の市については、もう生で見て、仮に４時に終わったら、そこからは、終わったら今度はそれを録画したのをやる、でもうちの場合には一旦録画して、場合によってはこの前みたいに勝手に編集したりとかされちゃったりすると、２週間ぐらいたってからとなると、町民に対しての議会の状況を伝えるということができなくなります。

また、先ほど委員会の撮影の件も出ていましたけれども、ここのところさっき言い忘れましたけれども、ほかの特別委員会等も、委員会等も中継することも考えていただきたいと思いますが、その場合どれくらい増えるのかということもお願いいたします。

あと先ほど１回目のときにちょっと漏れてしまって申し訳ないんですけれども、議会の傍聴環境、これ議会基本条例のほうだったかな、出ていると思うんですけれども、特にこれはすごい根本的にやるとお金かかるけれども、例えば年配の方から議場の傍聴席が階段が危ないというのは前から聞いているんですけれどもね。

傍聴環境の整備というのは、テーブル置いてほしいとかそのようなことも含めて、どの辺を議会事務局として検討しているのかお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（関根雅治君）　主幹関根です。よろしくお願いします。

幾つかちょっと順が不動になってしまいますが、ライブ中継の予算については、業者から細かい金額は取っておりませんが、現状の金額にプラスアルファになるというお話は聞いております。

それから、委員会等も同じように中継ないし配信というお話ですけれども、そちらのほうも予算としては今のところ取っておりません。委員会の場合ですと当然こちらのお部屋になるので、その

環境、カメラとかの環境の整備もかかるので、初期投資としてはそれなりにかかるのではないかと想定しております。

それから、傍聴環境のほうにつきましては、ご存じのとおり小ホールという場所になっていますので、今、観覧席が非常に段差のある階段席になっていまして、危険であったりとか、そのテーブルがないというのもありますけれども、こちらについては、何分施設整備の予算等も立てなきゃいけないというところもありますので、今、事務局として、じゃ、テーブルを設置するとかという、ちょっとお答えはできませんが、今後の検討材料として検討していければと思っております。

私のほうからは以上です。

○委員長（土渕保美君）　局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長押田でございます。

録画中継の関係でございます。こちらのほうについてお答え申し上げます。

録画配信につきましては、平成30年度に古い話ではございますが、議会で導入の検討をしていただいたような経緯がございます。

令和元年９月の定例会から現在の方式を実施しているような経緯もございます。ユーチューブにつきまして、ユーチューブによる録画配信につきましては、導入を検討する際に、議員の皆様方のほうにご説明のほうさせていただきまして、安定的な運用が難しいとして録画配信とした経緯がございます。

配信方法につきまして、これまでどおりの方法で、実施していきたいというふうに現状考えております。

しかしながら、佐藤委員おっしゃるとおり、最近ではユーチューブ、どこでも活用しているよというような実績もございますので、そういったところも自治体の研究をしながら進めていければというふうにございます。

ですが、いつまでにやりますというような断言はできかねます。前向きに検討ということでご理解いただければと思います。

また、その件につきましては、議員さんのほうからもいろいろなご提案とか情報をいただければ事務局としては大変ありがたいと思っておりますので、いろいろな情報を議員さんのほうからもご提供いただけるようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

今、関根さんからだったかな、ライブ中継にした場合にはプラスアルファになると思うけれども、具体的に金額はと、調べてないからなのか、それともざっくりどれくらいプラスになるのか、とかプラスになんないでやれるのか、近隣の自治体そこまで僕ちょっと聞いていないので、同じ事務局、研究所のやっているところで、どうなっているのかという仕組みはちょっと分からないんですけれども、そこのところを調べていただいて、このくらい例えばプラスになるとしたら、年間今100万だったのが120万になりますよというふうのがあって初めて我々も検討が、それが費用対効果でどうなのかなとか見ている人の関係どうなのかなというところも踏まえてできるので、ライブになったときにどれくらいアップになるのかというところとか、同じような配信のところを調べていただきたいなと思っております。

そこのところ、今後検討していって３月の予算のときにその辺が反映できればいいかなと思います。

傍聴環境の点についても、事務局長からお答え

がいただきましたが、確かに施設のほうのでお金もいっぱいかかるところ、階段に例えれば、なってしまうんで、非常にお答えしづらいところだとは思いますが、やはりああいうところで危ないな、僕も膝を悪くしているので、あそこでつまずいたこともありますけれども、あそこで落っこったら相当なけがが予想されるので、ちょっと何らかの対策というかそういうのを防ぐようなことをまずは考えていただいて。前向きに検討しますというのをいろいろの場面でよく言われるんですけれども、その後聞くと、実際検討していない、聞いただけでというのは、先ほどのユーチューブの件でもありますけれども、具体的に検討したら、こちらのほうがデメリットこれこれあった、こちらのほうがこれぐらい金額が多い、だからというのでそれで初めて検証して検討したという形になるはずなのか、根拠を示さずにただ前向きにと言われても、またこちらのほうとしてもそれを検証することもできないので、きちんとそこのところはお願いいたします。

その点でいいかな。

委員長、今、討論お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　今のは要望ですね。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、考えを確認、要望、ずっと要望しているんですけれども、前向きに検討といろいろ言っているので、具体的なことが出てこないので、きちんとその辺例えば、ライブ中継にするとプラスアルファになると思われるとはおっしゃっていましたけれども、具体的なところはないので、きちんとそういうところを出した上で、示してもらうように今後、少なくても次の来年度予算のときにやっていただきたいなと。何かしら考えがあるのか、先ほど委員会のほうでもお金がかかるということを事務局長おっしゃいましたけれども。例えば、今、本会から撮っているああいうふうなカメラで後ろにやって、固定カメラでユーチューブとかというんだったらほとんどお金はかからずにできるというのもやっているところありますので、そういうところも含めての検討を、具体的にしていくのかどうかというところなんで、要望もありますけれども、具体的にきちんとやるかどうか、という担保というかお約束というかをお尋ねしたいというところです。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（関根雅治君）　議会事務局主幹関根でございます。よろしくお願いします。

質問といいますか、ライブ中継にかかる費用、他市町の調査のお話があったと思うんですけれども、そちらのほうは当然調査をしてまいりたいと思います。

傍聴席の対策等のことにつきましては、ちょっと質問があれなんですけれども、お願いしますと最後言われたと思いますので、その辺の対策については、今後研究検討重ねてまいりたいと思います。

ただ、３月の予算にというお約束はちょっと今の現段階ではできかねます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

１点だけお伺いいたします。

議会だより作成に当たって、ここのところ毎年入札が行われて、代わる代わる受けているという状況なんですけれども、その一方で会議録の調製事業は、先ほども説明もありましたけれども、入札の在り方はどうなんでしょうか。会議録調製については、もう何年ぐらいずっと同じところに委託しているんでしょうか。その辺の状況について

もご説明いただきたいと思います。この辺については、確かに予算の関係もありますけれども、やはりずっと１社で長く続いていていいのかどうかという判断もあると思うんですけれども、その辺どうなのかということで、まずお尋ねしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長押田でございます。

それでは、丸藤委員の質疑に対しまして順次お答え申し上げます。

まず、１点目の議会だより作成の関係でございます。こちらのほうでございますが、事業といたしましては、議会総務事業の需用費になるかと思います。こちら、議会だよりにつきましては、過去に定例監査等で監査委員の方からやり方を変えたほうがいいというようなご指摘、また議員さんのほうからもそのようなご指摘をいただいているような経緯がございます。

よって、令和３年度から見積り合わせを行いまして、業者のほうを選定しているような経緯がございます。

ですので、今年はA業者であっても、来年度B業者に変わるとか、今年A業者であっても、また来年A業者と同業者であるというような状況は生じるかと思います。

こちらのほうにつきましては、仕様書等で内容を示しまして、それに基づきまして単価の金額をはじいていただいているような状況がございます。当然のことながら、同じような作業をしていただくような状況がございますので、はじいていただいた単価の金額によって契約のほうさせていただいているような状況がございます。

２点目、会議録調整事業の関係かと思います。

こちらのほうにつきましては、会議録なんですけれども、先ほど来から申し上げていますとおり、会議録研究所さんのほうと委託をしているような実績がございます。

会議録につきましては、検索システムとか導入をさせていただいているような状況がございますが、平成14年６月ぐらいから入っているというような認識をしているところでございます。その頃から会議録研究所さんとのお付き合いがございます。指摘の入札関係等の選定でございますが、ほかの業者さんのほうに委託を変えた場合に、新たな会議録検索システム用のデータが分かれてしまいまして、先ほどの前段議員のほうのご質疑のほうでもお答え申し上げているとおり、それを閲覧する利用者に不便が生じるようなこともございます。このため現在のところは現状維持の会議録研究所さんのほうで引き続き進めていきたいなというふうに考えているような状況にございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議会だよりのほうはそのとおりだと思うんですけれども。

会議録のほうについては、平成14年というともう何年になります。二十一、二年ですよね。それはもうそれだけずっと同じところにやっていれば、委託先を変えただけでもう不便を生じますよ。それは、理由なく。議会だよりだって、ずっと同じところにそれだけ頼んでいれば、それはもう同じようなことになると思いますね。それがいいのかどうかということなんですよ。そうしますと、これは県内でもほかも同じようにやっていると思うんですけれども、全然入札の場合は、全くここの業者以外は競争入札みたいな形にならないんですか。

やはり、私が言っているのは、弊害が起きるん

じゃないかなというふうに思います。実際、私たちも議会だよりをつくるに当たって、最低、粗原は２週間待つということなんですけれども、もう議会が遅いほうだとそれに比例して、一応目安は２週間なんですけれども、すごく遅く仕上がってくるんですよね。だとすると、そういう弊害も考えなくちゃいけないと思うんですけれども。それは正直言って、支障も来しているわけですよね。だから、そういう意味で、入札の在り方がいいのかどうか、それともう一方ではそういった弊害も実際起きているんですけれども、その辺の改善はどのように考えればいいのか、その点お尋ねいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長押田でございます。

それでは、お答え申し上げます。

会議録の関係でございますけれども、この案件に限らず、議会だよりのほうも同じような取扱いでやっているような状況でございます。

こちらのほうにつきましては、どこかの点で考えなければいけないことかなというふうな思いもございます。ずっと同じ業者で、随意契約でやっていくことでいいかどうかというのは、先ほど申し上げたようにどこかの時点で考えるべきことというふうに認識しております。

ただ、今、行っているのが会議録だけでなく、検索システムの関係であるとか、現在撮影等についても、全て会議録研究所さんのほうでお願いしておりまして、その金額のほうをお支払いしているような状況がございます。こちらのほうにつきましては、単なるお金だけでなく、お金だけでは測れない細かいサービスもあるというふうに考えているところでございます。そういったことも含めて、今後検討した結果、随意契約で引き続きいくのか、ほかにプロポーザルで競争でやったほうがいいのかというようなことも視野に入れながら前向きに検討進めていければというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それ以上の答弁は出ないと思うんですけれども、やっぱり入札の在り方、ほかも全部そうですよ。随意契約は随意契約でいい面もありますけれども、やっぱり競争入札して初めて公平性が保たれると思いますし、それによる弊害もあるかもしれません、長年やっているとね。しかし、さっきも言ったようにもう一方でほかの自治体でもこの業者を使っていることによる弊害があるわけですよ。スピーディーに粗原が出てこないという。だから、そういうことも考えて、これはぜひ検討の余地ありますよ。ぜひ、また担当が変わると同じようになっては困りますので、これはきちっと対応していただきたいということで、お願いします。

どうでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　丸藤委員のご指摘を受け止めまして、いい方向に進めるよう事務局として考えさせていただければと思います。

ですが、この件について今すぐどうこう、いつまでにやりますよというような断言はできかねますので、その点ご理解いただきまして、見守っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございます

か。

〔発言する者なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、議会事務局の質疑を終了させていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１０時４８分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３８号の審査（会計室）

○委員長（土渕保美君）　これより会計室の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○会計管理者（宮野輝彦君）　改めましておはようございます。

会計管理者の宮野と申します。

よろしくお願いいたします。

それでは、出席職員の自己紹介をさせていただきます。

○会計室長（齋藤幸成君）　おはようございます。会計室長の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いします。

歳入、歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

以前、窓口でもちょっとお尋ねしたことあったんですけれども。特に総務課のほうで医療文書管理システムやらいろいろとペーパーレスにのほうに向けていろいろやっているというのは、説明書のほうでも書いてありますけれども。そういうコピー用紙とかそういうの会計室のほうで最終的に一括して発注したりとか納品したりとかというふうにお聞きしているんですけれども、実際問題、昨年と一昨年度で特に紙関係コピー用紙にしろ、何にしろ、この辺はどのくらい削減というか節約できているのかどうかというところをお尋ねしたいんですけれども。

ページ数がちょっと該当するのか分かんないんですけれども。答えのときにちょっとここが該当しますよというのをご指摘いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○会計室長（齋藤幸成君）　会計室長の齋藤です。

決算書のページが61ページ、62ページになります。

会計管理費の共通事務事業の10節需用費の消耗品費のところがコピー用紙の予算になります。ご質問ありましたコピー用紙がどれぐらい削減できているのかというご質問ですが、まず、令和４年度のＡ４のコピー用紙の購入枚数ですが285万枚、令和５年度が255万枚の購入実績がございまして、令和４年度から令和５年度に約30万枚削減できているところでございます。

同じくＡ３の用紙につきましては、令和４年度が10万5,000枚購入実績がございまして、令和５

年度が９万7,500枚、7,500枚の削減ができている状況でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れなんじゃないかなと思うんですけれども、トナーとか、プリンターのインクとか、その辺が漏れていると思います。

○委員長（土渕保美君）　室長。

○会計室長（齋藤幸成君）　会計室長の齋藤でございます。

コピー機のトナーですとかは会計室ではなくて管財部のほうで管理してございますので、申し訳ございません、会計室ではちょっとそういった資料は持ち合わせてございません。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。どうもありがとうございます。

紙ベースでＡ４は30万枚、Ａ３が7,500枚というふうに削減はされているということですが、これ金額ベースで言うとどれくらいになるのでしょうか。

また、決算の場ではありますけれども、令和３年が今出てこなくて、来年はどういう見込みかというのを聞きたいなと思ったんですけれども、パーセンテージで言えば毎年どのくらい紙の削減になっているとか、その辺分かる範囲でお答えいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○会計室長（齋藤幸成君）　会計室長の齋藤でございます。

ご質問はコピー用紙の削減について金額的にどれくらい削減できたかというご質問だと思いますが、コピー用紙につきましては毎年、単価契約をしているところでございます。ここ最近、物価高騰がございまして、令和４年度から令和５年度にかけて単価が非常に上がっているところでございます。例えばＡ４につきましては、令和４年度、１ケース2,500枚が1,360円のところ、令和５年度につきましては1,830円と３割以上増えている状況でございます。

そのため、紙の枚数は削減できているんですが、金額的には増となっております。金額で38万ぐらいの増となっているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で会計室の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時１０分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総務課の審査を行います。

審議に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○総務課長（菅原隆行君）　皆さん、おはようございます。総務課長の菅原です。よろしくお願いいたします。

以下、自己紹介させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課副課長（青栁　誠君）　おはようございます。総務課副課長の青栁です。よろしくお願いい

たします。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　おはようございます。総務課秘書広報担当、主幹の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○人権推進室長（野口延寿君）　おはようございます。総務課人権推進室長の野口でございます。よろしくお願いいたします。

○庶務職員担当主査（宮﨑太朗君）　おはようございます。総務課庶務職員担当、主査の宮﨑と申します。よろしくお願いします。

○総務課主幹（中村淳一君）　おはようございます。総務課庶務職員担当主幹、中村と申します。よろしくお願いいたします。

○文書法規担当主査（小林美香君）　おはようございます。総務課文書法規担当の主査、小林と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子正志です。

決算書50ページをお願いいたします。

町長給料です。今回、私が一般質問いたしましたけれども、宮代町の財政状況は非常に悪い。財源不足額、人口１人当たりで見ると５市２町で最大、法人住民税はやはり５市２町で、こちらは最低という状況で、非常に悪い。榊原町長と庄司町長、榎本町長、財政状況が悪いということで20％町長報酬を削減してきた。なぜ新井町長は満額なのか。これは総務課で問題にならないんでしょうか。ご答弁お願いいたします。

ほかの質問は……。

○委員長（土渕保美君）　すみません、金子委員、一括してお願いいたします。

○委員（金子正志君）　次の質問はイベント事業です。

各課にまたがったいろんなイベントをやっていると思いますけれども、全部のイベントの総額は幾らか。大きいものでは町民まつり、町民フェスティバル、小さいものではゲートボール大会とか、例えばわくわくロードの話合い、そういったイベントに関するような費用は総額で幾らか。結構使っていると思うんですね。今、宮代町は予算が厳しいからハード事業に余り予算を回さずに、ソフト事業をたくさんやっていると聞きますので、そのソフト事業の合計金額を知りたい。

それで、なぜ合併調査費用の僅か数十万の費用が出てこないんだか、私はそこを非常に疑問に思っているので、そういうイベント費用をぜひとも聞きたい。

２点に絞って、あとは再質問でいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○総務課長（菅原隆行君）　総務課長の菅原です。

まず、１点目にご質問いただきました町長の給料につきましては、これはいずれも町長ご自身で今まで判断をされてきたものでございますので、執行部側から提案ですとか、あるいは意見をしたことというのは今までもございませんので、引き続き町長のお考えに沿う形でやっていくものかなというふうには考えております。

２点目につきましては、いずれも財政に関わる部分と、あと合併に関わる部分ということで、企画財政課の所管になるかなと思います。私、昨年度までそういった形でお答えさせていただいてきておりましたので、企画財政課のほうに伝えておくようにいたします。

○委員長（土渕保美君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　町長自ら、それは当然です。町長が自ら20％下げると言わない。ですから、月曜日の課長会議で、課長皆さんで、そのほうがよろしいんじゃないですかということを進言していただきたい。できますか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○総務課長（菅原隆行君）　総務課長、菅原です。

先ほども答弁させていただきましたとおり、町長の給料に対して課長の私が20％下げるべきだとかというときというのは、なかなかちょっとないのかなというふうに今の段階では考えております。ですので、今の段階ではそれを行う予定というのはありません。申し訳ないです。

○委員長（土渕保美君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　来年の９月まで課長会議何回もありますので、うまいチャンスを見つけて、ぜひ進言してください。お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。２点質問させていただきます。

決算書の58ページなんですけれども、行政不服審査委員会運営事業費とあるのですが、これ４年分の決算書にはなく、５年度にありまして、これは一体どのような事業を行っているものか。また、４年度はなぜなかったのか、説明をお願いします。

もう一つなんですけれども、説明書の77ページの町長の手紙なんですけれども、今朝修正で32件が33件とありますが、ホームページに載っているのは13件なので、残りはどのような形で扱っているのか。また、その残りを見ることというのはできるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　副課長の青柳です。

１点目の行政不服審査会についてお答えいたします。

行政不服審査会につきましては、そもそも町のほうで住民の方からの申請ですとか、許可の申請とか、そういったものに対して許可とか、あるいは場合によっては不許可とか、あるいは申請についても決定ですとか、あるいは不決定とか、そういった処分と言われるものを行います。その際に、不決定とか、不許可とか、そういった決定をした際に、救済措置としまして、住民の方から不服があった場合には審査請求という形で申立てをすることができまして、その申立ての審査を行う場がこの行政不服審査会になります。

したがいまして、昨年度、行政不服審査会を開催したのは、そういった申出があったために開催されたものでございます。なお、令和４年度につきましてはそういった事案が発生していなかったことから審査会のほうは開催しませんでしたので、決算書には記載がないということになります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

質問いただきました町長への手紙の関係ですが、主要な施策に関する説明書の77ページに記載のほうをさせていただいております。こちら当初32件ということで記載させていただいておりました。そちら申し訳ございませんでした、33件が正しかったというところでございます。

こちら、昨年度33件の提案やご意見をいただいたところでございますが、実際、そちらのほうをホームページに回答なり記載させていただいたの

は13件ということになってございます。こちらにつきましては、まず町長の手紙の記載する用紙におきまして、公開を希望するかという欄がございます。そちらのほうでまず公開を希望するものが、昨年度につきましてはおよそ20件程度ございました。こちらのほうが公開の対象になるかとは思うんですが、ただし、その中にでも一応公開するときの条件としまして、ご住所とかお名前とか、そういったものを記述していただいているものということで、その用紙にも記載させていただいているところでございます。

また、内容によってはかなり個人的なものも入ってございますので、こちらについては町のホームページに載せることは適切でないということで掲載しないということもございます。

また、いただいた町長の手紙全て一般にご覧いただくことはできるかと。ホームページではなくて、恐らく紙上でという形になるかと思うんですが、こちらにつきましては情報公開条例等といったものに照らし合わせて検討させていただくという形になるかと思います。基本的には、個人的なもの以外はできるのかなとは思うんですが、手紙をいただく段階で、皆さんに公開してもいいかということはちょっと伺っていないものですから、そこはちょっと慎重に検討する必要があるのかなと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

決算書の51、52の総務管理事業です。こちらの産業医の方の報酬について、一般質問でもお伺いしましたけれども、ストレスチェックでストレスの方の面談をされているということなんですが、その実績と、そのほかにも産業医が必要になる場面があるのかということを教えてください。

次に、59、60、説明書の38ページになります。

みやしろズームアッププロジェクトについてお伺いいたします。

こちらの報償費、特派員の謝金についてなんですが、成果として動画を44本ということなんですけれども、この44本の中で特派員の方がこういった町の情報を紹介したいということでつくられているものと、あと、町がお願いをしてつくっているものがあるかと思うんですけれども、町からのお願いでつくっているものは何本かという把握をされておりましたら教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

決算書52ページの総務管理事業の産業医についてお答えいたします。

ご指摘いただきましたとおり、ストレスチェックを例年実施しておりまして、高ストレス対象となった方については産業医の面談を希望があればやっておりまして、昨年度は１件相談がございました。それ以外にも、産業医の役割としましては、基本的にはそういった健康面でのケアになるんですけれども、例えば今やっているのは、メンタルで不調を抱えた職員がやむを得ず病気休暇の取得が終わって休職をせざるを得ない状況になった場合に、主治医の方の意見書と併せて実際には産業医の先生と面談を行って、そういった２人の先生から診断をいただいてから休職の処分等の決定を行っております。

現在の主な役割としましては、そのようなこと

になっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

それでは、説明書の38ページ、みやしろズームアッププロジェクトに関するご質問でございますが、こちらにつきましては令和５年度、特派員の方々に動画では44本、広報記事では42本の記事のほうを作成していただいたところでございます。

また、特派員については13人の方々に前年度は登録いただいております。こちらにつきましては、月１回特派員の情報交換会のほうを開催しておりまして、その中で、どなたがどのイベント等に参加するかということでお伺いしているところではございますが、町からの依頼ということで、具体的にこのイベントについてというのは、ちょっと今お答えすることはできないんですが、令和４年度に「みんなと創る宮代町のオススメ」ということでアンケートのほうを実施させていただいておりまして、こちらの結果を基に新しい村、進修館、東武動物公園のＰＲ動画のほうを作成していただいております。こちらが町からの依頼ということにはなるのかなということで考えてございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

まず、１点目なんですが、産業医の役割ということで承知をいたしました。少しお伺いしたところ、ただいま六花の先生が産業医となっていらっしゃるということで、体調のほうも悪いということで、こちらのほうを今後どうするのか、務められるのかとか、今後の対応をお伺いいたします。

２点目の動画の町からの依頼ということも今ご説明いただいて、分かりました。動画を撮られている特派員の方々は、本当にカメラも動画編集の機材もお持ちいただいて、趣味の延長でもうプロのような感じで皆さん楽しくつくられてはいるんですけれども、ただ、町からの依頼を受けた際に、やはりこうしてほしいとか、結構基準があったりする場合、少し負担があったりもするのかなと思います。その際に、報酬の件なんですが、例えば民間の方に依頼をするととても金額がかかるものになっているところを、やはりこの特派員の方々がご厚意でということで楽しみながらつくられているということはあるんですけれども、ちょっと報酬の面が気になるところなんですが、その辺ご自身たちで撮りたいというものと、やはり町からの依頼というところでの区別みたいなのはされているのか、もう一回お伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

再質問の産業医につきましてお答えいたします。

ご指摘いただきましたとおり、今年度に入ってから一時期体調を崩されたというようなお話は、私どもも聞いておりますので、現在は復帰されているということなので、直接先生ともご相談をしながら、今後については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当の主幹の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

みやしろズームアッププロジェクトの特派員の謝礼の関係ということでございますが、確かに特派員の方々、機材はご自身でご用意いただいてお

りまして、また撮影する手間だけではなく、ご自宅に戻られてから編集ですとか文章を考えていただいているとか、いろいろとご協力いただいているところでございます。

謝礼につきましては、上げるとか、そういった見直しはちょっと行っていないところでございますが、動画につきましては１本当たり、好評につながったものについては1,500円、特にショート動画という１分に満たないような動画については700円、あとは動画とショート動画２つつくってもらうと2,000円ですとか、そういったような基準を特派員に関するハンドブックということで定めさせていただいておりまして、こちらに基づいて支出しているところでございます。

確かに労力に比べると割安ということは感じるところではございますが、町の事業にご協力いただけるというところでお願いしているというところでございます。

町からの依頼と本人の申出によってつくられた動画、謝礼の上で区別しているかということなんですけれども、こちらはそういったことはしておりませんので、今後の依頼に基づくというようなところについては、もしかしたら今後課題としなければならないところかなと感じているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点目のほうなんですが、今はご回復されているということで、承知をいたしました。

ストレスを抱えた職員の方がご相談するのは、お伺いしたところ、各課の課長さんであったり、それが総務課に来るということで、いろいろご相談はあると思うんですけれども、その中にこういう専門の先生がいらっしゃって、その対応がどうなのかなというところもありましたけれども、やはりいろんなご相談があると思いますので、引き続きこの先生にお願いするということで、お伺いいたしましたので、併せて相談体制とかもよろしくお願いいたします。

２点目なんですが、ご説明いただきまして、分かりました。こちらのインターネット放送局というのは、もう開始されてから10年目ぐらいになりまして、皆さんずっと継続してされているということもあるんですけれども、やはりいろいろ社会の状況も変わっていく中で、町からのご依頼というところでは、もう少し謝金の値上げというのをお考えいただいたほうがいいのかなと思いますので、こちらは要望というか、お願いいたします。

質問ではないので、以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。３点ほど質問させていただきます。

まず、１点目なんですが、決算書54ページになります。説明書のほうは76ページになります。

職員研修事業ということで、５年度予算が128万6,000円で、決算が72万387円ということなんですけれども、４年度ですと131万4,000円が予算で、決算が91万9,560円だったんですか、この研修費が下がったということの説明をまずお願いいたします。

２点目なんですけれども、決算書が58ページになります。説明書は77ページになります。

広聴広報事業、こちらのほうも５年度予算が1,017万円、決算が929万5,629円ということで、４年度ですと1,384万2,000円、決算額が1,344万6,301円という形になっておりまして、大幅に縮小されているんですけれども、これについて説明

をお願いいたします。

３点目なんですけれども、同じ説明書の77ページに載っております有料広告制度の運用というところで、今回、有料広告制度によって143万5,000円の広告収入がありましたとありますが、これ広報みやしろでは幾ら、また町公式ホームページでは幾らというふうに教えていただきたいと思います。

３点です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

１点目の研修事業が昨年度と比べて決算額が減少したという点についてお答えいたします。

令和４年度と５年度を比較しますと、委託料で令和４年度については人事評価制度における評価者研修というものを実施しております。こちらは人事評価制度を運用するに当たって、主に管理職を対象として、その人事評価の統一的な運用がなされるように研修を行いました。令和５年度以降は管理職級に本格的に運用しまして、今年度からは全職員が人事評価の対象として運用しております。

こういった研修を令和４年度に実施しまして、その分の減額というのが決算額として大きな要因となっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

決算書57、58ページ、説明書につきましては77ページになります。

広聴広報事業についてでございますが、まず、広聴広報事業の決算額についてでございますが、令和５年度の決算額929万5,629円で、令和４年度が決算額1,344万6,301円ということで、増減額としましてはマイナス415万672円ということになってございます。こちらにつきましては、令和４年度は町ホームページのリニューアル、令和３年度までのホームページはどちらかというとパソコンで見るためのホームページだったものを、スマホでもよく見られるようにするためのリニューアルのほうを令和４年度は実施いたしました。こちらにかかった費用368万5,000円が広聴広報事業の決算額が減となった主要な理由となっているところでございます。

続きまして、歳入のほうになりますが、町で実施する有料広告の収入の件でございます。

歳入につきましてでございますが、町の決算書の39、40ページに歳入のほう記載されてございまして、こちらのほうの20款諸収入の４項雑入、２目雑入、３節雑入のページ中段ぐらいに備考欄としまして有料広告掲載料という欄があるかと思います。決算額としましては216万5,000円が計上されておりまして、秘書広報担当での有料広告掲載料としましては、町の広報紙と公式ホームページの２種類ございまして、秘書広報で担当する分については216万5,000円のうち143万5,000円になります。町広報紙につきましては113万5,000円、町ホームページにつきましてはちょうど30万円ということになってございます。こちらが秘書広報担当所管分での有料広告収入ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、職員研修事業のほうで質問させていただ

きます。

評価者のほうの何かがあったということなんですけれども、前回のとき、４年度だと予算額から決算額を差し引きますと大体39万4,440円の差があったんですね。今回は差が大きくて56万5,613円になっているわけなんですね。この辺でどうしてこの決算額が大きく下がってしまったかということをお伺いいたします。

それから２点目になります。広聴広報事業のほうですが、４年度ですと大体予算額から決算額が39万5,699円の差額でした。それに対して５年度ですと87万4,371円ということで、52万円も差が広がっているということで、この辺につきましてどのようなことになっているかをお伺いいたします。

３点目なんですが、分かりました。昨年度が85万円だったんですね、広告費。それに対して58万5,000円も増えているということで、これは広報みやしろのほうの広告代が増えたかどうかは分からないんですけれども、どのような仕組みというか、何か努力をされたのかということをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

予算額と決算額に大分乖離があるということで、再質問についてお答えいたします。

そもそも予算を増額させたのは職員の人材育成に関わることですので力を入れていこうということで、令和５年度については当初予算で予算額を増やして取り組もうというふうに臨んだんですけれども、実際、研修については３市１町とか、あとは自治体開発センターといいまして、広域での研修といったのにいろいろカリキュラムがありまして、職員に募集等をかけたんですけれども、なかなか参加者数が思うように伸びなくて、それで執行額がもともと予定していたところまでいかなかったということで、ちょっと予算額と決算額について乖離が今出ております。

引き続き職員の人材育成については総務課でも非常に重要なテーマであるというふうに考えておりますので、今年度についても引き続き多くの職員がいろんな形で研修に参加できるように啓発していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

広聴広報事業についてのご質問でございますが、まず、１点目が広聴広報事業の執行残についてでございます。令和５年度執行残ということで87万4,371円ございますが、こちらにつきましては、主な執行残が需用費の印刷製本費、まさに広報の印刷代でございます。広報の印刷につきましては契約の段階で16ページの場合は単価幾ら、20ページの場合は幾ら、24ページの場合は幾らということで契約をしているところでございます。実際、それぞれの月にどのぐらい記事が集まってくるか、どれぐらい広報に掲載したいかというところで、そのページ数を変更していくところでございますが、令和５年度につきましては16ページで、一番少ない部数で広報を作成する機会が多かったということで、これによりまして執行残が発生したというところでございます。

また、２点目、有料広告のほうの掲載料が伸びているという点でございますが、総務課の秘書広報担当では町のホームページと町の広報の２種類

扱っておりますが、伸びたのは町の広報の有料広告ということでございます。伸びた理由でございますが、特段、新たな取組というのは行ってはいないところなんですが、考えられる理由としまして、ちょっと伝え聞くところでは、新聞の購読者数が減っているというような話も聞いております。そういった中で住民の方々の多くに見ていただける広報が、もしかしたら広告の媒体として有効なものと判断していただいたのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

２問目の広聴広報事業、それからあと３問目の有料広告制度に関しましては了解いたしました。

１問目で、先ほどの答弁でちょっとショックを受けてしまったんですけれども、要するに、職員の研修に参加する意識が低かったというふうに私は受け止めてしまったんですが、すごく残念な思いをしております。そういうことが起こらないように、研修の内容とか、そういった目標みたいなものは、職員が意識を向上していきたいというようなものを選んでいただきたいなと思うんですけれども、個人個人でいろいろ意識は違うと思いますが、少しでも募集に対して多くの応募ができるような、そういった取組を今後どのようにされていくかをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

すみません、先ほど一部私のほうでもご説明が不足しましたので、改めてお答えいたします。

あくまで決算額で出てくるものは、費用のかかる研修となっておりますので、そういったのが参加者が昨年よりも少なかったというのはございます。その代わり現在は、オンラインで無料で開催されているセミナーですとかが非常に多いのと、あと、埼玉県の人づくり広域連合ではｅラボという自分で学習ができるようなｅラーニングのシステムがございまして、それは全職員が全て無料で、かなりのコンテンツがあるんですけれども、そういったものを研修で自分で参加できるような環境が整っておりますので、あくまでお金のかかる研修という点ではちょっと決算額で比較すれば下がってしまっているんですけれども、職員の勉強したいというか、そういった期待に応えられるような仕組みは非常に多くなってきております。そういったのにも参加してきておりますので、決して意識が低いとか、そういったことでご承知いただかないようにお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　こんにちは。佐藤でございます。

何点かお尋ねしたいと思います。

自分のの前に、ちょっと前段の議員の方ので質問があって、その答弁でちょっと足りないなと思ったところを聞かせてください。

町長への手紙、先ほどお話がありましたけれども、20件が公開を希望で、実際ホームページの件ですね。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、ページ数をお願いします。

○委員（佐藤将行君）　ページ数は、説明書のほうの77ページになります。決算書は58ページ……、ちょっと決算書のほうが町長の手紙がどこにあるのか分からないんですけれども、取りあえず進め

させていただきます。

先ほどの前段の議員のときにあったのが、実際出していないものに関してどういう、先ほどだと20件公開希望のうち13件、その７件の部分が個人的なものだったりとか、住所が書いてあるとかという説明はありましたけれども、それで見たいのであれば情報公開等を利用して活用してというお話もありましたけれども、その残り７件というのは表題だけでも何でも出していただかないと、そもそもそういうものがあるのではないかというところで初めて特定できるわけであって、それがないとなると、そういうのがあるらしい、要するに公開希望が20件あったというのは、町民は分からないわけですね、13件だけが公開というふうにとられますから。そこのところをタイトルだけでも、もしくは件数だけでも出していただいて、例えば何月何日にありましたけれども、これはプライベートなこととかなので公開希望でもとかというふうな一言入れるでもいいですけれども、そもそも母数の件数が分からないと、先ほど齋藤さんおっしゃったような情報公開でも何でも特定すらできない、存在が分からないという形になるので、そこは分かると思いますけれども、そこのところを追加で説明していただきたいと思います。

私のほうのは何点かありますが、説明書のほうの75ページ、決算書のほうが……。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、まとめてから質問をお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　はい。みやしろ缶バッジとか、あとトイマシンのこと、決算書60ページのちょうどど真ん中の備品購入費であります。

これに伴って宮代缶バッジの件が39ページに出ていて、先ほどちょっと齋藤さんに、朝の始まる前にお尋ねしたところ、このカプセルトイマシン購入費の中に缶バッジ等の費用も入っているのかなというふうなところがあったので、そこのところをまず確認していただいて、これをやったことに対する費用対効果というか、どのような形でこれは生かされたと判断しているのかというところをお尋ねしたいと思います。

一番最初の議員の方もおっしゃったように、宮代町は非常に財政厳しいというふうな状態で、例えば隣の久喜市では23品目の予算の中止だったりとか、大体似たようなもので、久喜市のブランド化事業で農産品に貼るシール30万円、これやめちゃっているわけですよね、財政苦しくて。あの大きい久喜市でもそういうふうにどんどん削っているので、必要かどうかというところ。何を狙ってこれを……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、全く関係ないんで、端的に質疑をお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　全く関係なくはないんですけれども、似たようなところというところで、これの狙いとか効果をお尋ねします。

次に、決算書の56ページ、真ん中ぐらいにあると思いますが、文書管理事業というのがあって、これ文書管理システムとか、６月か３月議会のときにもちょっとお尋ねしましたけれども、これの費用対効果というか、800万以上かけているわけですから、これに伴って、これまでかかっていた残業代がこれぐらい減りましたよとか、通常の業務でこれぐらい時間が減らすことができましたよというのに、お金をかけてシステムを入れているわけですから、当然、町の全体としては入れたことによって結果的に下がるんですよというふうなのでないと、職員の残業、体のほうも含めてそちらのほうが減っていかない。また、ペーパーレス化というところも、ちょっとさっき休憩中にもお尋ねしましたけれども、進めていく上でも文書管理事業として文書管理システムというものを導入

したんだとは思っておりますが、ここのところのご説明をお願いしたいと思います。

次に、広報みやしろ、前段の議員でも出てはいましたが、説明書では77ページ、決算書は58ページになるかと思います。

広報事業の中の広報みやしろに限定してお尋ねしたいんですけれども、以前は発行された月末もしくは月初に１回、いろんなところに入れて、それでおしまいとやっていたものですから、あちこちで空っぽだというのがあったのを、ずっと何年も何年もこの件は総務課のほうに言っていたところ、昨年、柿沼さんが６月ぐらいに、もう私が責任持ってやりますよとなって、随分とよくなったと思います。ただ、毎月、毎月どれくらいの発行部数、ずっとこれ１万2,500／月というのは変わっていないんですよね、もう何年も。相変わらず駅とか、進修館はそうでもないですけれども、無印良品で、議会だよりも、図書館もそうなんですけれども、置かれていないところが多々発生しております。

また、これ皆さんご存じだとは思いますけれども、毎年２月号は、３月の町民の日の動物公園の無料券がつくということで、毎年、早い時期に皆さん持っていかれて、観光の方もそうかもしれませんけれども、去年も結局、足らなくなっている状況というのは職員の方からお聞きしていますけれども、毎月のも部数をちゃんとチェックしていなかったというのも聞いております、ここ何年も。随分変わってはきましたけれども、そういうところで費用対効果をきちんとやっていただける検討を具体的にしているのかと。今日も行政相談とかあったりとかしますし、いろんな補助金やら何やら、この中にいろんな課の情報が入っているものですから、僕が以前相談を受けた年配の方は、お年を召したので、自治会を……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、前置きが長過ぎて、どれが質疑なんだか分からなくなっていますので、質疑をお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　理由を言っているんですけれどもね。

手元に持っていない人が取りに行ってもないという弊害もあるものですから、そこのところはどのように捉えているのかというところをお願いします。特に２月号ですね。

次に、いろいろな町民参加の審議会がございます。これはページ数が見つけられなかったので、特定でなくて漠然と聞いてしまって申し訳ないんですけれども、例えば人権関係ですと56ページあたりにも入ってくるのかな、58とか。ちょっと後で訂正はさせていただくかもしれませんが、こういうふうな審議会の交通費で１人当たり１回ごとに300円払ったりしているのは、僕の頃もそうだったんですけれども、それをできる限りお金を使わないように、例えばバスの回数券だとか、そういうふうな形で減らしていくというふうな考えはあるのかどうかというところをお願いいたします。

次に、弁護士費用関係ですけれども、56ページの一番下に顧問弁護士委託事業というものがございます。あくまでもこれは前橋の熊川弁護士だと思いますが、弁護士委託料というのは、弁護士が動くことによる交通費は別個だと。例えば空き家対策のときでも、本年度３回のうち２回は来ていますけれども、そういった形で弁護士が動くときの交通費というのは、基本的に弁護士が任意契約を受けたときに移動するのは弁護士会のほうの標準基準でグリーン車の料金で請求したりとかできるんですけれども、そこのところはどのようになっているのか。要は、ほかでも質問しましたけれども、埼玉弁護士会の弁護士だったりとか、近隣の弁護士だったらかからないところがかかってい

るので、説明お願いしますというところです。

次に、説明書の60ページ、町民法律相談についても同じ観点でお願いいたします。

決算書の52ページをお願いいたします。

この一番下ですけれども、総務管理事業の10番、事業費の職員等被服費約44万円、これどういった内容なのかなというのが分からないので、ご説明いただきたいと思います。

次、54ページになりますが、真ん中ぐらい、職員研修事業の中の公的資格取得援助金、これ具体的に中身はどうなっているのかというところです。私、以前、窓口でもちょっとお話しさせていただきましたが、ＭＯＳ検定とよく言われているマイクロソフトオフィスＭＯＳスペシャリスト、ワードやらエクセルやらパワーポイントといったのがありますけれども、これとは違うのかどうかというところをお願いいたします。

町長の交際費、これは決算がどうのこうのではないので、決算書の60ページの一番上の町長交際費ですけれども、ホームページを見ますと、どういったものに支出できるのかとか、それとあと金額の基準みたいなものがありますけれども、そこのところきちんと守られているのかどうかというところ、特に金額の部分で冠婚葬祭だったら幾らとか、相手が誰だったら幾らとかって決まっているんですが、そこのところ大幅に変わっているのをどのような観点で見ているのかというところ。

以上、お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、全部で何問質問ですか。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時０１分

再開　午後　１時００分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き総務課の質疑を行います。

答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

それでは、午前中にご質問いただきました４点について私のほうから説明のほうさせていただきます。

まず、決算書の57ページ、58ページ、説明書は77ページの広報広聴事業になりますが、そのうちの町長への手紙でございます。

こちらにつきましては、個人的な内容を含むようなものであったり、そういったものについてはホームページに公開のほうしていなかったんですけれども、原則公開すべきかというところはございますので、件数ですとか、タイトルですとか、そういった公開できるものはしていく方向で検討したいと思います。

続きまして、広聴広報事業のうち広報みやしろの配布の関係でございますが、基本的には自治会等を通じての配布をしているところですが、自治会等に加入していない方もいらっしゃいますので、公共施設や駅等で配布をさせていただいております。週１回から２回程度確認しに行って補充しているところではございますが、やはりまれに、行ったところ全てなくなっているというのも確認しているところではございます。こちらは補充をまめに行うとかという形で対応させていただきまして、また広報の２月号につきましては、議員おっしゃるとおり月末にはもうなくなってしまったということで、不足があったところでございます。通常ですと１万2,500部の印刷を印刷会社のほう

にお願いしているところでございますが、その月だけ印刷部数を変更するのもちょっと検討したいと考えているところでございます。

最後に、決算書の59ページ、60ページの秘書事務事業の町長交際費についてでございます。町長交際費につきましては、その執行状況及び執行の基準については、町のホームページのほうで公表しているところでございます。こちらの基準に沿った形で執行を心がけているところでございます。

缶バッジにつきましては決算書の59ページ、60ページ、説明書では38、39ページでございます。

みやしろズームアッププロジェクトの一環として実施しておりまして、費用対効果というところでございますが、令和５年度においては需用費において12万2,221円、そのカプセル缶バッジの部品代ですとか、カプセルそのもの、そういった消耗品を購入しております。また、備品購入費で４万3,923円については、ガチャマシンという、無印用品に置かせていただいておりますけれども、店頭に置いている機械になります。こちらのほうを執行しているところでございます。１個当たりの金額といたしましては、その部品代とカプセル代で63円程度でございまして、カプセルについては、ガチャマシンの下に回収箱を設けておりまして、回収ができるとその分かからない、１個20円ぐらいカプセルかかりますので、大体１つ当たり40円から50円程度かかっているのかなというところでございます。

費用対効果というところになりますと、ある程度かかった費用は回収できているところかなと思うんですが、こちらはバッジを住民の皆さんにぜひ身につけていただいて宮代町に愛着を持っていただくとか、対外的なＰＲになればというところで考えているところでございます。なかなか費用対効果を判断するのは難しいところでございますが、そういった効果を狙って実施している事業でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

私のほうからは５点についてお答えを申し上げます。

まず１点目が、決算書の56ページ、文書管理システムを導入した費用対効果ということでお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、４月から文書管理システムについては導入をいたしまして、段階的に電子決済を拡充していきまして６月から本格的に運用を開始しておりまして、午前中ありましたペーパーレスにつきましては、会計室の報告によりますと、昨年度と比較をしまして６月までで８％のコピー用紙の使用料が減となっているという報告を受けております。また、電子決済率につきましては、先ほど申し上げました段階的にスタートしましたので、４月の段階では7.03％だったものが、８月では50.94％ということで、全ての決済の約半数が今電子化で決済処理が行われております。

今後、さらなる電子決済を促進させるため、アンケート調査とかそういったものをして、さらなる効率化に努めていきたいというふうに考えてございます。

２点目、こちら決算書ではなかなかないんですけれども、審議会の委員関係の費用弁償についてお答えを申し上げます。

令和５年度につきましては、行政委員会といわゆる町の附属機関の非常勤特別職の費用弁償については一律300円で、公共交通機関を利用して300円以上かかっていれば、それに上乗せをして支給

するということになっておりましたので、５年度の決算はそのような形で計上しております。

昨年度の９月議会で費用弁償の見直しを行いまして、近隣でも実費を支給するというのが主流でしたので、全ての非常勤特別職、一部はまだ定額が残っているんですけれども、ほとんどの附属機関については全て実費を支給するというように改正を行いまして、６年度の当初予算についてはそのように計上を改めさせていただいております。

続きまして、同じく56ページの弁護士の交通費についてお答えいたします。

現在契約している熊川弁護士についての契約内容としましては、交通費が発生した場合には実費を支給するという契約になっております。契約した以降、行政相談等は全てＺｏｏｍ等、電話、メール等でのやり取りが中心でございまして、交通費がかかった実績はございませんので、決算額としましては通常の顧問弁護士契約の費用のみ発生しているという状態です。

続きまして、決算書52ページの総務管理事業の需用費の職員等の被服費ですけれども、こちらは令和６年度に採用した新規採用職員に貸与するための作業服を購入したものでございます。

続きまして、決算書54ページ、職員研修事業の７節報償費の公的資格取得援助制度についてですけれども、こちらは主に技術系の資格ですとか、福祉系の資格を取得した職員に対して奨励金として支給しているものでございまして、令和５年度については１件で、下水道技術検定の資格を取得した職員に対して支給しております。

私からは以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

私のほうからは決算書56ページ、説明書60ページ、町民法律相談に来ていただいています弁護士さんの交通費についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては毎月２回町民法律相談を埼玉弁護士会のほうに派遣のほうお願いしているところなんですけれども、浦和から東武動物公園間の電車賃相当分につきまして毎回お支払いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。佐藤でございます。

では、再質問させていただきます。

最初にありました町長への手紙、これ公開の方向へ検討とありましたけれども、実際にあったんですけれども、私の友達が公開というふうに書いたにもかかわらず、内容を僕も承知しているんですけれども、町長に対しての結構責めるような感じの内容だったんですけれども、当時の職員だった村山さんが中心になって、結局載せなかったというのがあるんですけれども、今現在の運用でそのような恣意的な、先ほどプライバシーとかというのは後で検証すれば分かるんでしょうけれども、そうではないようなところでのそちらの考えというか、町のほうに都合がいいか悪いかというふうな基準だったりとか、そういうふうなことが今でも行われているのか、今は行われていないのかということをお尋ねします。

次に、広報みやしろですが、これはずっと僕は総務課のほうに何年も言っているんですけれども、ようやく去年ぐらいから毎月の部数がどれくらいか、要するに配布された部数、残がどれくらいかなというのを月単位で始めてまだ１年たっていないのかな、これというのはもう本当に早め、早めに、進修館でも、駅でもいいですけれども、そこ

のところに９月の１日に置きましたと、その次10日の日に置いたら何もなかったとか、そういうふうな形でない時期をずっとやって、その月の、ああ、ここの場所は何月号はこれぐらいが適正かなというのが初めて分かって、それをベースに翌年、発行部数を調整したりとか、考えていくべきものだと思うんですよね。そういうことがそもそもおととしぐらいまでは全くやられていない。その前のときには、もう本当に月に１回入れるぐらいとかというのもありましたし、同時に、先ほどもちらっと触れましたけれども、議会だよりも同じ場所に置いているところ多いですから、その辺連携をとって、あとは駅とか東武ストアあたりは職員の方、電車通勤の人の目につくと思うんですけれども、そういうのもやっていく考えは、これも何度も聞いているんですけれども、あるのかどうかというところです。

次に、町長交際費、確かに基準をホームページに２種類分、対象が誰で、あとは3,000円、5,000円、１万円とか、どういうところに行ったのかというので基準ありますけれども、それとは全く違う金額のが、６月議会でもたしか指摘したと思いますけれども、齋藤甲馬さんのおいっ子のときのお花代１万7,020円だったか、そういうのがあって、それは出すか出さないかというのは確かに町長の裁量というのはあるでしょうけれども、幾らにするかというのは、それは裁量はないわけですよね。それは町長の裁量となっていないのに、そういうところではぽんと大盤振る舞いやっているというところが、これは情報公開ではっきりと出てきたものですから、基準をホームページに公開することは分かっておりますが、実際の運用として公開している基準に基づいていない運用というものについてどのように考えているのか、その外れている運用とか、基準に入っていないようなものを今後はどのように行っていくのかというのをお尋ねいたします。

次に、缶バッジの件ですけれども、昨年度始まったのかな、個数としては何個なのかというのがなかったのと、あと、そもそもこの缶バッジだとかトイカプセルの事業を行うに当たって、先ほどおっしゃった、つけてもらってＰＲとかもあるかもしれませんけれども、その費用対効果も含めて事業を起案するに当たって青写真作って、設計図作って決裁を受けてやっているはずなんですけれども、その制度の趣旨みたいなところと費用対効果というところをお尋ねしているんですが、お願いします。

これ、マシンのほうは４万3,923円、これは買ったときだけでカプセル専用機械で済むかもしれませんけれども、消耗品になる缶バッジのほうというのをつけている人とかを見たり聞いたりしたことはほとんどないもんですから、何のため、どういうふうなところからこういう案が出てきて始まったのかなというところも含めてお願いいたします。

次に、青柳さんが答弁してくださった文書管理システム、確かに電子決済とかで上がってはいたりとかしますが、これもかなりの部分で金額を要しているもので、八百何十万ですかに対して、先ほどのとも重なりますけれども、こういうふうなのを入れるに当たっては、今までこれくらいかかってきたのを、毎年これぐらい下がりますよとか、残業代をこれぐらい下げますよとかというふうなのを示さないと、企業でも決裁が社内でも通らないんですけれども、そういうのがあるかと思うので、その辺の説明をお願いいたします。電子決済の利用率等が上がっているのは非常によいことだと思いますが、ペーパーレスのほうと併せまして、先ほどもありましたけれども、紙自体の単価が上

がっているので金額自体はというのはありましたけれども、でき得る限りペーパーレスというふうに、議会がその辺なっていないのはちょっお恥ずかしいところではありますけれども、町のほうでそのようにやっていただければいいかなと思っております。そこの費用対効果の説明をお願いいたします。

次に、審議会附属機関等も含めて一般の町民も入っているものがあります。先ほどお話を伺ったので、実費に今はなっているとおっしゃいましたが、以前はどこから来ているか関係なく、一律に300円というふうにやっていたので、今も実費ではありますけれども、町の予算として使うよりは、窓口でも何回か申し上げて、一つの例としてバスの回数券というのを申し上げましたけれども、そのほうが最終的に町の歳出の金額としては下がると思うんですよね。例えばですけれども、バス、自分は車だから使わないけれども、知り合いにあげたよとかって、その人が使ってバスに乗るようになったとなれば、それはいいことだと思いますので、別な案でもいいですけれども、でき得る限り歳出を減らすという観点の総務課のほうでの考えというのがどのように進んでいるのか、今どのようになっているのかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、弁護士の件ですけれども、熊川弁護士、昨年度は実費がないというふうにおっしゃっていました。契約内容について、これ答弁漏れに近いところだとは思いますけれども、交通費が発生していないところがあるから、完全な答弁漏れではないですけれども、契約内容としてそもそも前橋から来るのに新幹線を使ったりとか、いろいろしているでしょうけれども、グリーン車を利用するところまでが入っているのかどうかというところと、いつまで埼玉県外の弁護士を顧問弁護士でやろうとしているのか。また、以前もお尋ねしましたけれども、そもそもなぜ県内の弁護士じゃなくて、高くなる県外の弁護士になったのかというところをお尋ねします。

被服費は分かりました。職員の方の作業服ということですよね。

公的資格、これ技術系で１件だけとなっておりましたけれども、前の課長の福田さんもおっしゃっていて、おととし、２年半前に来て、余りにも総務課は紙文化なんで驚いたというふうに言っていたのは青柳さんも聞いたと思いますけれども、エクセルもろくにと言っちゃ失礼ですけれども、余りできないのがいるので、課長自らレクチャーしたりとかというのはお聞きしましたが、そういうことまでしなくて済むように公的資格、ＭＯＳだとマイクロソフトですから民間に近いですけれども、いわゆる仕事に役立つような資格というところに対してもっと職員のやる気を上げる方向で、特にマイクロソフトオフィスペシャリストＭＯＳ検というのは、たしか僕の頃でも科目１万3,000円とか、4,000円とかかかっていたので、それの半分とか３分の１ぐらいはやることによって、行政のほうの合理的な運用というふうな形になっていくのかなと思っておりますので、そこのお考えをお尋ねします。

野口さんからの町民法律相談は、埼玉弁護士会のある浦和から東武動物公園までの電車賃ということで、了解いたしました。

では、お尋ねしますといったところをお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

まず、町長への手紙につきまして、恣意的なも

のがないかということでございますが、恣意的なものがないように努めておりまして、そういったものがないように公表のほうをさせていただいております。

続きまして、缶バッジの関係でございますが、まず個数についてでございますが、缶バッジにつきましては、ガチャマシン１回当たり100円を頂いているところでございまして、昨年度の決算額が36万1,900円ということですから、個数的には3,600程度、この程度というのが、ガチャマシンでやっていただくと100円で、毎月月末に月イチまんまるというマルシェが開催されていますが、こちらの場面では参加者が自ら絵を描いて、それを缶バッジにしていただいております。この際は200円頂いておりまして、これで具体的な個数ははっきり言えないんですけれども、個数としては3,600程度の頒布数になるかと考えてございます。

こちらの目的が、宮代の魅力というのが川越とか秩父とかいったような目立つような観光地ではないというところで、町独自のローカル的な魅力を住民の皆さん、または対外的に伝えていければ、発信していければということで始めた事業でございまして、缶バッジを身につけて歩いている人を余り見たことないというのはあるかと思うんですけれども、特にメイドインみやしろ推奨品ということで、各町内の店舗の推奨品になっているものについてバッジにしているんですが、こちらについてお店の方がバッジを身につけていただいたりとか、そういったところでは使用していただいているというようなところでございます。

続きまして、広報みやしろにつきましては、ここ数年、印刷部数は１万2,500ということで変更していないんですけれども、議員おっしゃるとおり、手に入れようと思ったときに手に入れられないような状況があってはよろしくないので、まめに週１回から２回程度ではございますが、パンフレットスタンド等も活用しながら配布させていただいているところでございます。

あわせて町の広報紙だけでなく、議会だよりについても補充等させていただいておりまして、議員おっしゃる駅を使う職員もいるからということもございますので、なくなっていないかという確認等、駅を使う職員に依頼しているところでございます。

続きまして、町長交際費についてでございますが、基準と運用が離れているのではないかというご質問でございますが、町といたしましては基準どおりに執行していると考えているところでございますが、もし基準と運用が違うのではということでありますと、ちょっと基準が分かりづらいのかなというところがございますので、そこのところは検討する必要があるのかなということで考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青栁　誠君）　総務課副課長の青栁です。

私からは、まず文書管理システムについてお答えいたします。

先ほどペーパーレスについてお答えしました。確かに業務の効率化でどのくらい人件費が下がったかとかいうようなお話だと思うんですけれども、実際にこういった効率化を進めた上で、今までできなかった業務改善を行うとか、そういった時間を有効に使っていくということですので、なかなか文書管理システム単体でどのくらい超過勤務が減ったとかというような指標は、ちょっとお示しするのは難しいかなと思いますので、例えば超勤が全体で削減できているのかとか、あとは、今ま

でできていなかった何か業務改善ができるのかとか、そういったところで効果を示していきたいというふうに考えております。

また、指標については、何かお示しできるものがあれば、それは検討していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、審議会の質問になります。

こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今年度から実費での予算計上ということですので、費用弁償についてはちょっと全体像まで、企財政課からは予算要求の段階で減ったというようなことは聞いておりますけれども、総額については申し訳ありません、具体的に幾ら減ったとかというのは申し上げられないんですけれども、費用弁償については計上のほうは下がったということになります。それは総務課も行政委員会ですとか附属機関を多く抱えておりますので、総務課の費用弁償は間違いなく減ってはおりますので、ちょっとその旨ご回答いたします。

続きまして、弁護士費用についてですけれども、申し訳ございませんが、契約書の中に、例えば交通費は実費とは書かれておりますけれども、新幹線を使った場合にとかというところまでは具体的に詳細には定めておりませんので、そういったケースが生じる場合には、事前に弁護士との協議の上で額は決定するというふうに考えております。ただ、顧問弁護士として宮代町に来たことはないんですけれども、他の附属機関の委員をやられているときには、お車で来ていただいておりますので、その場合には高速道路の費用等、あとは燃料代の支給になるというふうに考えております。

私のほうからは最後になりますけれども、公的資格制度のマイクロソフトオフィス等についてどうかというようなことでございますけれども、現在は、技術系のものと福祉系の資格に限っておりまして、ただ、確かに求められるニーズというのは変わってくるとは思います。制度自体もかなり前からあるんですけれども、時代に合わせた内容に見直すというのも必要かなと思いますので、そのあたりも含めてちょっと検討はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤です。

答弁漏れというか、実際に環境資源課で弁護士が来たときというのがありますけれども。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　環境資源課で空き家関係の審議会の委員になっているということでお答えいたします。

こちらにつきましては、大変申し訳ありません、環境資源課の所管で費用弁償を支給しておりますので、環境資源課の委員会の際にご質疑をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ありがとうございました。

では、再々質問にいかせていただきます。

缶バッジの件は、缶バッジは文書管理もお互いにしていることは同じで、こういうふうな事業を導入するに当たって費用対効果という管理で、要するに目的があって、そのための手段として缶バッジがあったりとか、その目的に対して缶バッジのカプセルをやったりとか、文書の作業時間を減らすために文書管理費というふうに目的手段の関係にあるかと思うんですけれども、そこのところをきちんと計画段階、立案段階でなされていないように聞こえてしまうんですけれども、特に文書管理システムというのは、これまで同じことをや

るのに30分かかったのが、これをやることによって15分になったとかというふうな形を制度設計のときには恐らく組み込んでいるとは思うんですけれども、そのような方向からのご答弁をお願いしたいと思います。

あと、町長交際費に戻りますが、ここのところは基準が分かりづらいんじゃないかということで要検討というふうな趣旨のご答弁をいただきましたが、とにかく対象の人が宮代町の小中学校だったら、校長には出すけれども、教頭には出さないだったかな、そういうのがいろいろあると思うんですけれども、そういうところも含めてきちんと常に基準の見直しというようなものは、しかもできる限り歳出が増えない方向という観点でやっていっていただきたいと思います。こういうのって、場合によっては町長の自己宣伝、アピールの場に使われかねないものなんですね、こういうものはね。町長が行くということで町長が出すということで。実際問題、私も毎年秋、竹アートをやっていたりとかしますけれども、そういうところも町長個人ではなく、1,500円だったかな、そういうのがあるので、そこのところお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、端的にお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　端的に言っています。

次は、公的資格の件、先ほどから何度も申し上げているマイクロソフトスペシャリスト、俗にＭＯＳ検、これ僕が取ったのも2007年、17年前で、時代に合わせてというふうなことを先ほどおっしゃられたので、あえて申し上げますけれども、もう当たり前のようにやっていないということを前課長の福田さんがそれを見てびっくりしたというところなんですよね、要するに紙文化だというのはそういう趣旨ですからね。ですから、そういうところをもうちょっと時間なり、労力なりを減らすという意味で、確かにエクセルの関数を組み立てる、作るまでは時間かかるかもしれないけれども、その以降は、人が替わっても、それをそのまま使っていけば時間を減らすことができますし、無駄な時間をつくらないで、よりほかのことをやれるということがありますので、そのようなことを積極的にやっていただけるのかどうかというところをお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、個人名を出すのは控えてください。質疑の中で個人名が出ています、固有名詞が。

答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

文書管理システムの再々質疑についてお答えいたします。

例えば30分が15分になったのかというお話がございました。確かに文書管理システムを導入することによりまして、例えば、出先の職員がわざわざ決裁を持ってくる手間が省けたりだとか、そういう人件費の効果というのはございます。ただ、文書管理システム単体というよりかは、ＤＸ全体を考えて全てペーパーレスで進んでいくとか、こういった資料が紙じゃなくなるとか、そういった高い目標のまずは第一歩として導入しておりますので、そういった町のＤＸ推進計画に従いましてＤＸを推進した結果、かなり効率が見込めるということですので、単体でどこまで、例えば人件費がどのくらい減ったとかというのは、なかなかお答えしづらいところはあるんですけれども、引き続き効率化のほうに進めていきたいというふうに考えておりまして、先ほど言いましたとおり、まだ４月に導入を開始しまして、本格的には６月

からということで、ちょっとまだ検証の材料も少ないという点もございますので、引き続き検証のほうは進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、もう１点、公的資格制度についてですけれども、こちらはすみません、先ほどと同じにはなってしまいますが、やはり職員の人材育成というのはかなり重要なテーマであるということは認識しておりまして、職員が自発的にいろんな資格に取り組んで、そういったものを取得すれば評価をしてあげるというような仕組みが大事だと思っておりまして、資格のニーズも変わってきておりますので、その辺も含めて、このあたりももちょっと検証を今後はさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

缶バッジの費用対効果ということでご質問いただきました。こちら、バッジを身につけていただいてＰＲということで、なかなか費用対効果の判断する指標というのがちょっと難しいなと考えているところでございまして、ただ、事業を実施する上では費用対効果というのは必ず考えなければいけないところかと思いますので、この缶バッジ事業幾つ売ったらというか、頒布したら費用対効果が満たされるかとかはなかなか難しいんですけれども、そこは今後の検討材料とさせていただきたいと思います。

また、町長交際費につきましては、最後の基準の見直しが令和３年に行ったというところでございます。今後も、基準の見直しについては近隣の情報を集めるとか、いろいろ検討のほうはしていかなければならないということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

私も10点お願いしたいと思います。

まず１点目は、総務課ですので、2023年度の職員数、正規職員、非正規職員含めて課ごと、それから議会事務局、会計室という形でお示しいただきたいと思います。

２点目は、49、50ページの不用額3,909万円でございますが、不用額というと効率的な事業執行によって生じた不用額、あるいは事業の未執行による不用額と区別されると思うんですけれども、この不用額の生じた理由をお示し願いたいと思います。

それから３点目は、給与、職員手当等々ありますけれども、2023年度の人事院勧告に伴う給与体系がありますけれども、23年度はどういう特徴があったのかお示しいただきたいと思います。

それから、決算書52ページ、細かい点で申し訳ありませんが、総務管理事業の安全運転管理者における公用車を運転する場合の運転前、運転後のアルコールチェックが義務化されたということなんですけれども、これについてはどのように行われているのかお示しいただきたいと思います。

それから、54ページの下のほうなんですが、メンタルヘルス委託料についてどのような状況なのかご説明をお願いしたいと思います。

それから、決算書56ページの関係でありますけれども、人権平和推進事業について、埼葛都市人権施策推進協議会等負担金とか、越谷人権擁護委

員協議会負担金等々ありますけれども、この負担の内容についてお尋ねをしたいと思います。どのように使われたかのかということ。

それから７点目は、やはり56ページの下のほうに埼玉県防衛協会会費とあります。これはどういう内容なのかお示しをいただきたいと思います。

それから、８点目は決算書の58ページ、広聴広報事業ですが、前年比415万円の減となっております。町公式ホームページのリニューアル経費が減額ということなんですけれども、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それから、９点目、決算書65、66ページの男女共同参画社会推進事業とありますけれども、いろいろ事業として進められておりますけれども、女性の幹部職員の関係についてでありますが、まず、幹部職員というのはどこから言うのか。それから、23年度はどうだったのか、お示し願いたいと思います。

それから、10点目、最後でありますけれども、決算書87、88ページ、町議会議員選挙におきましても、選挙公営制度が導入されて、宮代ではその後初の選挙となりましたけれども、これは候補者にとってはお金がかからないというメリットがあると思いますけれども、デメリットなどはあるんでしょうか、これらについてお示しいただきたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

私のほうからは、職員数に関する質問と不用額に関する質問とアルコールチェックと選挙についてお答え申し上げます。

まず、１点目の職員数、正規職員と会計年度任用職員を課ごとにということでございます。決算ですので３月31日時点での数字をお答えいたします。

まず、議会事務局が３、総務課が17、企画財政課が15、住民課が17、税務課が15、町民生活課が13、環境資源課が８、福祉課が10、子育て支援課が37、健康介護課が27、産業観光課が13、まちづくり建設課が22、教育推進課が19、会計室が４、合計で223。これが３月31日現在の正規職員数となります。

続きまして、会計年度任用職員の数についてお答えを申し上げます。

会計年度任用職員につきましては、議会事務局で１、総務課がゼロ、企画財政課で２、住民課で15、税務課で13、町民生活課で13、環境資源課ゼロ、福祉課が２、子育て支援課が48、健康介護課が21、産業観光課が３、まちづくり建設課がゼロ、教育推進課が88、会計室が１の合計207になります。

続きまして、２点目の不用額についてお答えいたします。一般管理費の不用額3,909万5,682円ということですけれども、こちらで一番大きいのは人件費の不用額となりますので、人件費の不用額についてお答えを申し上げます。

まず、報酬の不用額として472万6,960円となります。こちらは会計年度任用職員の報酬となっておりまして、一般管理費においては職員の育児休業ですとか、あとは不測の事態に対応するため数人、予備として余裕を持って予算の計上を行っております。その不測の事態が発生しなかったため不用額となっております。

続きまして不用額が大きいのが職員手当、こちら不用額が336万2,472円、災害対応等、不測の事態にある程度超過勤務手当とか、そういった対応するための費用を計上しております。災害対応の

ため超過勤務手当と、あと管理職が例えば夜通し従事できるように管理職特別勤務手当、こういったものを計上しております。

あと、会計年度任用職員の期末手当なども新たに支給が開始され、計上はしましたけれども、実質、会計年度任用職員の期末手当の執行が予測ほどでなかったというものがございまして、不用額が発生しております。

あと、大きいのが共済費、不用額は601万8,653円、こちらも正規職員、会計年度任用職員どちらも職員の育児休業ですとか、不測の事態のために余裕を持って予算の計上を行っておりますので、そういった不測の事態が生じなかったということでの執行残というふうになっております。

こちらが一般管理費の中で不用額の大きいものの理由となります。

続きまして、私のほうから４点目の安全運転管理者におけるアルコールチェックについてお答え申し上げます。

こちらにつきましては令和５年12月から法改正によりまして、事業所で運転開始前と運転終了後のアルコールチェックが義務づけられましたことから、町の対応としましては、各所属にアルコールチェッカーというものを購入して、それを配布しまして、それぞれチェックシートを用いて、公用車の運転開始前と運転終了後にチェックを行って、記録をつけてアルコールチェックを現在は行っております。

私のほうからは最後になりますけれども、最後の質問になります、選挙公営についてお答えを申し上げます。

選挙公営制度につきましては、ご指摘いただきましたとおり、令和２年の公職選挙法の改正によりまして新たに条例を設けて郵便はがきですとかポスター、チラシ、あとは選挙運動用の車等の借上料が公費負担で行えるようになりました。

デメリットということですけれども、供託金が必要になるということがございます。町議会議員選挙の場合は15万、皆さんにも供託いただきましたけれども、それをしていただければ限度額までは使っていただいたものが後払いになりますので、業者さんのほうには、直接、町の選挙管理委員会からお支払いをさせていただきました。ですので、あえてデメリットと言えば供託金が必要になるということと、あと、支払いがどうしても選挙を確定した後の支払いになりますので、業者さんにとってはちょっと時間を要するということが、あえて言うならデメリットかなというふうに考えてございます。

私のほうからは以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（中村淳一君）　総務課庶務職員担当、中村と申します。

私のほうからいただいた質問のうち３点お答えさせていただきます。

まず、１点目でございます。令和５年度人事院勧告に伴う給与改定の特徴というご質問でございます。こちら令和５年８月７日に国のほうの人事院勧告が行われまして、その後、町のほうでも検討いたしまして給与改定を実施しているところでございます。

特徴としては３点ほどございまして、まずは国において大学卒業・高校卒業初任給について大きく改定をしています。こちらは国の人事院勧告に準じて町のほうでも大学卒・高校卒ともに大幅な引上げを実施しているところでございます。高校卒業の職員につきましては月額7,600円、大学卒業については月額で１万600円ということで、国に準じた大幅な改定を実施しています。

２点目が給料表につきましても初任給に限らず、30代前半までの若年層が在職する号級に重点を置いて、平均で町給料表全体では0.7%の給料表の増額改定をさせていただきました。

３点目が期末勤勉手当についての改正でございます。こちらも国の人事院勧告改定の内容に準じて、支給月を年間4.4月から4.5月、0.1月分の増額改定をさせていただいているところでございます。

１点目の質問については以上でございます。

続きまして、２点目。

決算書の54ページ、中頃にございます総務管理事業のメンタルヘルス委託料19万6,020円のところでございます。

こちらの内容でございますが、労働安全衛生法に基づいて、ストレスチェックを５年度についても実施させていただきました。対象は、正規の我々、正規職員と正規職員に準じた週の勤務時間が一定程度、我々職員の４分の３以上の勤務時間で働いていただいている会計年度の任用職員さんにも実施しまして、合計261名の職員に対してストレスチェックを実施した、そちらの金額になるものでございます。

３点目です。

３点目につきましては、女性の幹部職員というところで、2023年度の人数をということですが、こちら主幹級以上を幹部職員、管理職として捉えておりまして、そちらの人数の内訳を申し上げさせていただきます。

まず、令和５年４月１日現在ですが、女性管理職員数は６名、職員に占める割合、管理職員に占める割合としては10.7%でございます。令和６年４月１日、今年度になってしまいますが４月１日現在で申し上げますと、９名ということで、全体の15.3%の職員が女性の管理職員となるものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

決算書57ページ、58ページ、広聴広報事業の決算額、令和４年度、令和５年度の比較についてご説明させていただきます。

広聴広報事業につきましては、令和４年度と比較しまして令和５年度は415万、およそ415万減額になっているところでございます。

こちらにつきまして、主なものといたしましては、368万5,000円、こちらが令和４年度に実施しましたホームページのリニューアルにかかった経費ということで368万5,000円でございます。ほか、差としましては47万円ほどございますが、こちらにつきましては、大きなものといたしましては、備品購入費でございます。こちらにつきましては、増減で備品購入費58万円ほど執行が減っておりまして、こちらにつきましては前年度広報編集用のコンピューターを購入したりですとか、あと広報の取材用のカメラを購入したこと、こういったことによりまして令和４年度は決算額が大きくなったということで、令和５年度はこのように係る支出がなかったものですから、およそ415万円ほど減額になったところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

私のほうから決算書56ページ、備考欄真ん中付近の人権・平和推進事業の18節負担金補助及び交付金の内容についてご説明させていただきます。

まず、埼葛郡市人権施策推進協議会等負担金35万円につきましては、こちら２つの項目が入っておりまして、埼葛郡市人権施策推進協議会、こちらにつきましては、埼葛地区で広域で行っております人権問題に対する協議会になります。こちらにつきましては、金額的には25万円、こちら埼葛12市町が対象になりまして、北は久喜市、南は三郷、八潮までの12市町で構成のほうされております。

あと、35万円中のあと残り10万円につきましては、やはりこちら広域で行っております昨年10月５日越谷コミュニティセンターで開かれました埼葛人権を考えるつどいに対する負担金となっております。こちらにつきましては、10万円が定額となっております。

続きまして、越谷人権擁護委員協議会負担金、次の欄の越谷人権擁護委員協議会杉戸部会負担金と２段になっております。

まず、上段につきましては、越谷の法務局管内で人権擁護委員の協議会というのがございまして、こちらにつきましては、ちょっと先ほどの人権の埼葛人権と若干の構成はかぶってくるんですけれども、越谷市、松伏町、春日部市、吉川市、三郷市、八潮市、杉戸町、宮代町あと草加市が入ります。９市町で構成されたものでございます。

こちらにつきましては、協議会においての、町で町民相談のほうを行っているんですけれども、法務局のほうでも人権擁護委員のほうが交代で人権相談を行っておりますので、そちらのほうの関連ですとか啓発活動、懸垂幕の作成ですとか、あと小学校、中学校における人権教室などを活動として行っております。

その下の段の越谷擁護委員協議会杉戸部会負担金につきまして、８万6,400円、こちらにつきましては、先ほどの人権擁護委員協議会の下部組織になりまして、杉戸町と宮代町の２町で構成されものでございます。

擁護委員の先生につきましては、杉戸町が４名、宮代町３名ということで、こちらにつきましては、桜市ですとか産業祭での啓発活動、そのほか人権の花運動と言いまして、小学校のほうにお花の苗ですとかをお届けしまして人権意識の高揚などを図っているところでございます。

続きまして、先ほどご質問いただいております埼玉県防衛協会のこちら会費が２万5,000円になります。こちらにつきましては、町のほう定額になっております。そのほかに市の場合４万5,000円、村ですと１万5,000円、そのほか団体・個人の場合ですと１万5,000円というのがございます。

こちらにつきましては、防衛意識の高揚、あと自衛隊の隊員の募集などの関係で協議会のほう設けておることでございます。こちらのほうは、顧問として埼玉県知事がされておりまして、市町村ですとか団体事業所、各個人などが加入して県民の自衛隊に対する理解を深めるための活動を行っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

順不同になると思いますけれども、お願いしたいと思います。

まず、職員数なんですけれども、正規職員と会計年度任用職員分けてということで、正規職員はそうしますと、先ほど223という答弁でありましたけれども、220じゃないかな、もう一度これ確認させていただきます。

それから、不用額の関係ですが、不測の事態に対応するための計上が少なかった、これは災害関

係ですよね。それとあと、育児休業等ですかね、これの報酬と分けるとすればどういうふうになるんでしょうか。そのほか共済費もあります、これは分かりますけれども、育児休業等と災害対応の関係でどういうふうに増減がなっているのか、その点お示しいただきたいと思います。

それから、人事院勧告に伴う給与体系、これは分かりました。

それから、総務管理事業の52ページの関係、公用車を運転する場合のアルコールチェックの関係ですが、これはもう義務化なんですけれども、これはもちろん、昼、夜と関係なくなんだと思うんですけれども、これはどういうふうにやられているんでしょうか。どういうふうに行うというのは文書では分かるんですけれども、実際、どういうふうにやられているのかお願いしたいと思います。

それから、メンタルヘルス委託料の関係なんですけれども、先ほど正規職員と任用職員というふうに分けられて、合わせて261ということなんですけれども、これは正規と任用職員を分けて数字は分かっているんでしょうから、分けてお示しいただきたいと思います。

それから、56ページの特に人権平和推進事業、人権のほうなんですけれども、これにつきましては、埼葛郡市人権施策推進協議会等負担金で、片方は25万円、それから成果書である10月５日付に越谷のコミセンでやられている、これが10万ということなんですけれども、最近、久喜市ではこの10年間で合計2,625万円の負担金となっていますけれども、この資金の使い道をこの代表のほうに問い合わせたところ、目的が沿った支出をしているという趣旨の文書が届いたというだけで、出納簿とか領収書が示されていないということで、使途不明状態と判断したということで、非常に不快感を示していたという記憶があるんですけれども、これについては今後どのような対応を取られるんでしょうか。これは久喜市と言えば中心的な役割を果たしてきている市なんですけれども、そこでの問題提起されていると思うんですけれども、こういう話は聞いていないというふうには思わないんですけれども。町としては今後どういう対応を取るのか、また12市町の対応はどういうふうになさるのか、その点お尋ねをいたします。

それから、56ページの埼玉県防衛協会会費ということでご説明がありました。趣旨は分かるんですけれども、これは2022年の防衛省によれば、自衛官募集のための名簿を提供した自治体が全国で1,618に上っていると、初めて６割を超えたということなんですけれども、これは基本住民基本台帳に記載されている名前、生年月日、住所、性別の個人情報、これは４情報というんですけれども、これを自衛隊に提供しているということなんですけれども、宮代ではやられていないというふうには思うんですけれども、この点について確認をさせていただきたいと思います。

それから、先ほど、広聴広報事業の約415万円の減ということで、公式ホームページのリニューアル経費が減ということなんだけれども、これはもう少し詳しく説明お願いしたいと思います。

それから、65ページ、66ページの関係で、宮代のジェンダー平等にも関わる問題なんですけれども、女性幹部職員、そうしますと課長級が23年度はゼロになると思うんですけれども、それから副課長、主幹級に分けて、全体で15.3％ということなんですが、課長級、副課長級、主幹級と、主幹級以上ですから、これ分けて、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それから、最後ですが、87、88ページの選挙費の関係で、先ほど町の選挙における選挙公営制度が導入されたということで、メリット、デメリッ

トがお示しされましたけれども、そのとおりだと思いますが、供託金については、これは支払いに時間が、終わった後の支払いのことだと思うんですけれども、それに時間がかかるというデメリットもあるんですけれども、これは一旦国庫に入れて、それから当選書を示して戻ってくるということなんだと思うんですけれども、これは有効期限はどれぐらいなんでしょう。参考までお示しいただきたい。

それから、もう一つは、大きなメリットとしては、候補者とってお金がかからないと選挙への参加という意味では大きな役割を果たしていると思うんですけれども、それと同時に現在投票率は、非常にやはり上げるのに努力はしていると思うんですけれども、そういった点ではこういった選挙制度の改正と同時にこの投票率を上げるという意味では、これらを候補者を含めてどういうふうに上げる努力はされているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時１３分

再開　午後　２時２５分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き総務課の質疑を行います。

答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

それでは、再質問のほうにお答えいたします。

１点目の職員数です、223人というふうにお答えしました。223人のうち220人がいわゆるフルタイムの正規職員となりまして、３人は再任用職員のうち、短時間勤務と言いまして週４日勤務の職員が３人再任用でおります。それを含めて223人ということになります。

２点目の不用額についてですね。災害対応ですとか育児休業対応ということで、例えば、一般職の超過勤務手当の不用額につきましては、先ほど職員手当全体で336万2,427円というふうにお答えいたしましたけれども、一般職の不用額としまして42万1,435円。こちらは災害ですとか一般的な超過勤務手当の残とかそういったものになります。

管理職職員の特別勤務手当、これはある程度災害を想定したものですけれども、それについては、48万1,500円となっております。

また、会計年度任用職員の期末手当、これも不用額として大きいんですけれども、それがこの職員手当のうち87万5,033円、こちらが会計年度任用職員に係る期末手当の未執行額ということになります。

続きまして、アルコールチェックの方法ですけれども、アルコールチェッカーというこの筆箱の一回り小さいぐらいの機械をそれぞれ配布しまして、それに息を吹きかけるところがございまして、スイッチを入れてそこに一定期間、フーというふうに息を吹きかけて、そうするとピピッと出てアルコールがゼロですよというのが判定されます。それは運転前に息を吹きかけて、周りの職員がそれを確認してそれで公用車の運転を始めると。それで、帰ってきたら、同じようにアルコールチェックでもう一回同じ行動を行って、周りの職員が確認して記録を残すという方法で今は実施しております。

あと、私のほうからは、最後に選挙公営についての話になります。選挙公営については、まず選

挙公営制とするためには、供託が必要だという話を先ほどさせていただきまして、供託金については、選挙が執行して、選挙の有効事由が確定するまで２週間ぐらいかかるんですけれども、その２週間ぐらいかかった後で選挙の執行自体が確定して、そこで町のほうから証明書を発行して、その選挙の執行が確定してから10年間というのを今確認しましたので、10年間、一応返還、猶予というか時効まであるということになります。

投票率についても、ご質問がありましたので、投票率を上げる取組ということですけれども、なかなか短期的に上げるというのは、非常に今難しい状況でございまして、短期的な取組としましては、選挙の執行自体は入場券等配布しますので、選挙があるということ自体は皆さん知っているんですけれども、それで、そこからなかなか投票所へ足を向かわせるというのは非常に難しいと考えておりますので、ただ、従前から指摘いただいているとおり、選挙公報、なかなか新聞折り込み世帯の減少等もありますので、現在はポスティングで何とか今より多く配れないかということで、今検討しておりまして、ポスティングを利用して少しでも多く選挙公報を届けるというのが短期的な取組で考えていきたいということと、あと長期的には、前からちょっとご説明しているように親子で投票に行くという習慣をつけていただいて、子どもの頃から投票所にいくことのハードルをまずは下げるという取組について、これは全国的に取り組んでおりまして、町の選挙管理委員会としてもこういった取組を継続して、短期的なものと長期的なものということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（中村淳一君）　総務課庶務職員担当主幹中村と申します。

私のほうから２点、お答えさせていただきます。

まず、メンタルヘルス委託料、正規職員、会計年度任用職員の実施者数261名の内訳でございますが、正規職員が229名、会計年度任用職員が32名実施しております。

もう一点です。女性幹部職員の内訳ということで、令和６年４月１日現在の内訳がございますのでお答えさせていただきます。

まず、主幹級職員が５名です。率にして15.6%、副課長級につきましては、３名、率にして23%、課長級につきましては、１名、率にして7.1%でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

広聴広報事業の令和４年度の実施でございますが、町ホームページのリニューアルについてご説明のほうさせていただきます。

従来の町ホームページ、こちらはパソコンで見るということが前提でつくられておりまして、これを最近では町ホームページを見るのにパソコンを立ち上げずに気軽にスマートフォンで見るという方が多いかと思うんですけれども、スマートフォンでそのまま見ますと、パソコン用でつくられた画面は文字が非常に小さくなったり、あるいはそれぞれ表示されるところがずれてしまったりですとか、非常に分かりづらい状態になってしまいます。こちらをスマートフォンですとかタブレット、こういったもので見やすくするためにリニューアルをしてホームページを入れ替えたというところでございます。

また、文字の拡大機能ですとかそういったプラスアルファの機能もありまして、どなたでも町のホームページ見やすくというところでリニューアルのほうさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

私のほうから２点、ご説明のほうさせていただきます。

埼葛人権を考えるつどいの関係で、久喜市のほうが埼葛郡市人権施策推進協議会、こちらつどい関係のお金が使途不明の問題で結果的に久喜市のほうが人権施策推進協議会、実質中心的な役割の会長を務めて久喜の市長さんが会長を務めていらっしゃったんですが、人権関係のそういった協議会関係をお辞めになりまして会からも抜けている現状でございます。

埼葛人権を考えるつどいにつきましては、人権問題の早期解決に向けて地域間交流ということで、先ほど申し上げました久喜市文化会館ですとか春日部市文化会館、昨年ですと越谷コミュニティセンターのほうで行ってきたところでございます。

町といたしましては、人権を考えるつどいの参加費ということで負担金のほう支出してまいりまして、目的に沿ったということで支出はしてきたんですけれども、久喜市ですとか、あと新聞報道にありますように使途不明という話が出てきておりますので、今年度につきましては春日部で10月10日に埼葛人権を考えるつどい予定していたんですけれども、こちらのほうの問題がある関係で今年度は中止したところでございます。

今後につきましては、久喜市は退会されましたが、ほかの春日部ですとか越谷など残った市町で現在話合いのほうしておりまして、今後どういった対応をするかについては現在検討させていただいているところでございます。

あともう１点、自衛官募集の関係の対象者の情報提供につきましてご説明させていただきます。

今般、各自治体への要請が増えているということで丸藤委員のほうからお話がありましたが、令和５年度につきましては、住民課のほうに確認をしたんですけれども、そういった要請はなかったと伺っております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

最後のほうの防衛省の22年度自衛官募集のための名簿を提供した自治体が約６割を超えたということで、宮代町の対応はないということで確認はしますが、私はこの埼玉県防衛協会会費、自衛隊についての理解とか防衛意識の高揚だとか、こういうのはこういうふうに自治体から会費を集めてやるような問題なんでしょうかねと思います。

これはどこから出ているんでしょうか。宮代で積極的に出すとかということではないと思うんですけれども、埼玉県防衛協会会費となっているんですけれども、これはどういうふうになっているんでしょうか。

先ほど、市町村によって違うということなんですけれども、私はこういうのは必要ないと思うんですけれども、どこでこういうふうになっているのか、その点最後ですのでお願いしたいと思います。

あともう一つは、埼葛人権を考えるつどいの関係でありますけれども、非常にやはり特定の団体が関与する事業で、これまでの開催そのものを疑問視するというところもあるんですけれども、やはりこういうのがあって、中心的な役割を果たし

てきた自治体が使途不明状態と判断して脱退と言っていいのか、いうことなんですけれども、やはりこれは収支は収支としてあるのかもしれませんけれども、やはりちゃんとした改めて使途不明金について解明しないと、これは先ほど検討中ということなんですけれども、引き続きちゃんと不明金を明らかにするそういうことが大事かと思うんですけれども、その点最後ですので、この２点についてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

埼玉県防衛協会への負担金ということで、先ほど年会費ということで市が４万5,000円、町が宮代町ですと２万5,000円、村ですと１万5,000円ということでご説明のほうさせていただきました。

先ほどちょっと私のほうで防衛意識の高揚ですとかそういったちょっと話が中心になってしまいましたが、自衛官の募集につきましては法定受託事務ということで自衛隊法で市町村が自衛官募集に当たって連携するということでなっております。

自衛官、防衛協会については、自衛官募集だけではなくて、災害対応ですとかそういった国民の生命財産を守る自衛官の人材確保というものもございますので、そういった観点から支出のほうを行っているところでございます。

あと、埼葛人権を考えるつどい、実行委員会のほうで組んで事業のほうを行っているんですけれども、町も主催者の一つに入っております。

宮代町につきましては、会場が、大きな会場を持っていませんので、先ほど申し上げました久喜ですとか春日部、越谷が会場になっており、実際、例えば昨年、越谷の会場で行う場合は、越谷が中心となって行っており、実際、お金の管理ですとかそういったものを会場市でなくてはどうしても分からない部分というのがございました。こちらにつきましては、本当に町は主催者の一員として、こういったことが出てきたことは深く反省しなければいけないと考えております。

残った市町で今後こういったことが起こらないよう原因の究明と、今後どういったことで、形でやっていけばいいのか、そういった点を十分検討しながら事業ほうを進めていければと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で総務課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時４１分

再開　午後　２時４５分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

これより企画財政課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○企画財政課長（井上正己君）　よろしくお願いします。企画財政課長の井上です。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課管財情報政策担当の主幹、宮下です。よろしくお願いいたします。

○企画財政課主幹（村山善博君）　企画財政課主幹の村山と申します。よろしくお願いいたします。

○対話のまちづくり推進担当主査（大越一範君）

企画財政課対話のまちづくり推進担当主査の大越と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○財政担当主査（宮部俊周君）　こんにちは、企画財政課財政担当の宮部と申します。よろしくお願いいたします。

○管財担当主査（島村　剛君）　企画財政課管財担当島村でございます。よろしくお願いいたします。

○情報政策担当専門員（吉永吉正君）　企画財政課情報政策担当専門員の吉永と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属・氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。よろしくお願いいたします。

説明書の83ページ、お願いします。

高齢者運転免許自主返納者への支援ということで、令和３年では84名、４年では90名、５年で73名とありますが、この年齢、一番若い人は幾つぐらいから返納しているのか、また一番高齢者は何歳で返納しているのか、あとは一番年齢的に多い、75歳が何名とか多いとかそういう形でちょっと教えていただけないでしょうか。

それと、説明書の84ページなんですけれども、成果のところで、令和５年度四季楽トイレの天井ガラス夜間映り込みに解消する工事なんですけれども、これ私が３月の一般質問でしようとしましたら、ちょっとこれ待ってくれということで止められて、工事の後に発表するのはいいんですけれども、このことがちょっとばれちゃうとまずいんで、してくれという工事だったと思うんですけれども、急遽ここに載っているということは、予算的にどうなのかとか、そういうのが分からないんで……

〔発言する人あり〕

○委員（鈴木次男君）　令和５年度なんですけれども、３月だから５年度の予算で、これやったんでしょう。そうですよ、３月なんで、５年度の予算でしたんで、ここの成果のところに載るんで、そうです、５年度の予算なので、予算的な金額がある程度高いものが成果として載るもんだと思うんですけれども、予算金額はどのぐらいだったのか、あとは急遽というのを、金額的な規模でどのぐらいの規模からこういうものには載せたりとか載せなかったりするのか、分かったら教えてもらいたいんで。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、宮下です。よろしくお願いします。

今、鈴木委員のほうからご質問いただきました点につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず、１点目でございます。

免許返納の件でございますけれども、こちら申請をいただいた年、その時点での年齢になります。毎年毎年申請いただいていますけれども、その中で、ずっと継続して申請いただいている方もいらっしゃれば、その途中でもう要らないですという方もいらっしゃるので、その中で、一番お若い方、お若い方に関しましては65歳の時点で免許を返納されて、バスのほうの券が欲しいという方がいらっしゃったということになります。最年長としましては、92歳の方が免許返納されたというところになります。

割合としましては、免許返納時の年齢が一番多いところとしますと、80歳から85歳、このあたりの方が一番多いかなと思いますけれども、70歳以上を超えてからは似たような数字、大体130名とか140名ぐらいの方が70歳を超えたときには免許返納されるというふうなケースが多いという形で集計のほう取らせていただいております。

２点目でございます。

トイレによる天井ガラスの件なんですけれども、こちらにつきましては、実際予算の中で、昨年度については自動扉のちょっと修繕等も予定はしていたんですけれども、こちらのほうでちょっと想定していた工事よりも自動扉のほうが大がかりな工事になってしまいそうということで、ちょっとそちらの予算を３月の時点では流用させていただいて使い道のほうを、こちら四季楽のトイレのほうに充てさせていただいたという形になります。

形としましては、我々も恥ずかしいながら映り込みについてはちょっと認識していなかったものですから、そういったお話をいただきまして、それをいただいた上で、早急に対応させていただくという形で予算のほう使わせていただいたという形になっておりますので、こちら今回説明書に関しましては、令和５年度に行った工事の中での実績というか、こういったことをやりましたよというところでのご説明という形になりますので、記載のほうさせていただいたということになります。

金額としましては、今回これが100万円弱、90万円ちょっとの金額がかかっているんですけれども、今回庁舎の施設の修繕ということで238万6,000円ちょっとの金額が出ていますので、その中での約半分ぐらいの金額が当たっておりますので、今回その中で主な工事として記載のほうさせていただいたということになります。

回答としては以上です。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員に申し上げます。

委員会中に不適切な言葉がございましたので、撤回のほうをよろしくお願いいたします。

ほかに質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川でございます。

まず、１点目が説明書の64ページのチームみやしろ会議というところで、５件の新たな活動ができたということなんですけれども、その５件の活動というのはどういった内容のものかお示しをお願いいたします。

続いて、２点目が説明書の83ページの便利バスが走る事業なんですけれども、この表みたいな循環バス運行委託料というのがあるんですけれども、そこのところで、設備工事費でバスロケーションシステム設置費というのが、令和３年度、27万6,000円ぐらいでできたものが、令和５年度になると200万ぐらいかかっていたり、あとバスロケーションシステム利用料金というのが大体4万5,000円とか13万5,000円とか、３年度、４年度きて、５年度になると急にまた34万とか結構高いんですけれども、この辺の理由はどういったものなのかお示しをいただきたいのと、最後になりますが、この循環バスは町民フェスティバルのときに増便をしているんですけれども、利用者が32人ということで臨時増便の費用としてこれ４万7,520円でいいのかちょっとあれですけれども、費用対効果としてどう考えているかお願いをいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　企画財政課主幹の村山と申します。

私のほうからは、一番最初にご質問ありました説明書です、こちら64ページのチームみやしろ会議の中で実施内容のところにあります５件の新た

な活動というところでご案内したいと思います。

まず、１点目がこのチームみやしろ会議でお話をしていただいた方同士がコラボレーションしまして町内のお店で展覧会、販売会を実施したというのが１点目でございます。

２点目につきましては、参加された方が今回このチームみやしろ会議をオンラインで配信していただいているボランティアがいらっしゃるんですけれども、その方がコラボレーションしまして企画をされたというものがございます。

もう一つが、同じくオンラインでやっていただいている方のお店を配信、参加者の方がそのお店を使ってご自身の活動を配信されたというものが３点目でございます。

もう一つが、町内の飲食店において参加者の方がその方の特技を生かしました演奏会、お食事会を実施されたという４点目でございます。

５点目が今回出演された方が、宮代高校放送部の方が出演された方のイベントの撮影記録に協力をされたというのが５点目でございます。

以上、５件になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、宮下です。

それでは、私のほうから説明書83ページ、バスのほうにつきましてご説明のほうさせていただきます。

まず、バスロケの設置の利用料の部分でございます。こちらにつきましては、令和５年度のバスの運行から乗車と降車の人数につきましてはセンサーで行うことになっておりまして、以前は運転手が手計算というか、乗ったときと降りたときというのを運転の最中に、止まったときに表に書き込むような形で集計していたんですけれども、現行の契約の中では、それがセンサー、入り口と出口にセンサーがついていまして、そちらのセンサーでカウントするというふうな形になってございます。そういったものが新たにバスロケの中の機能の一つとして追加をしておりまして、それの３台分の設置というところでこのような費用が発生したということでございます。

前回のものにつきましては、バスロケーションということで、ＢｕｓＧｏ!という、今バスがどこにあるのかという位置をお示しする表示するようなシステムを導入するための費用だったんですけれども、今回はそれに付随してセンサーの設置費用等々が含まれているというふうな形になります。

同様に利用料金につきましても、同様に乗車、降車の人数をカウントする、そのカウントするようなシステムを使って集計等をするのにそちらの使用料は含まれているという形で金額のほうが高額になっているというようなことで認識をしております。

２点目の臨時バスの費用対効果でございます。

こちら、スポフェス自体がおととしから始まりまして、おととしも同様に増便のほうさせていただいたことにはなってございます。こちらにつきましては、費用としては、同事業者、今回で言えば朝日自動車さんにお願いをしていることもありまして、こちらのほうで予算のほうから費用のほうをお支払いしているところではございます。

こちらについては、参加者の増加等々を狙いまして教育推進課のほうと調整をして行っているところではございますが、来年度以降につきましては、朝日自動車以外のバスで増便を出すという可能性もないわけではないので、現状では来年度以降につきましては、原課のほうで教育のほうで予算を持っていただいて、スポフェスの中の運営費

と一部としてちょっと計上していただくような形で考えているところでございます。

なので、頭割りをしてしまいますと、なかなか人数として、金額としては非常に高額な形になるのかなというところではございますが、こちらに関しましては参加者増加を見込んだこちらとしては施策の一つとして行ってきたところではございますが、来年度以降につきましては、また教育推進課のほうで増便を出すかどうかというところについては、検討のほう引き続きお願いするということになってございます。

回答としては以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原洋子でございます。

質問させていただきます。

決算書68ページ、説明書のほうでは80ページ、81ページになります。ふるさと納税のことについてでございます。

こちらふるさと納税管理事業の中のふるさと納税ＰＲ業務委託料のことについてお聞きしますが、こちらの委託先を教えていただきたいと思います。それと、こちら普通、さとふるだとかそういうところだと思うんですけれども、それ以外に頼んでいるところがあるのかどうか教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは、説明書80ページ、81ページ、決算書で言いますと68ページ、ふるさと納税管理事業の12委託料のふるさと納税ＰＲ業務委託料のご質問にお答えします。

今回こちら、さとふるさんの名前を挙げられましたけれども、町のほうでは４点、４社のほうに委託してございます。

１点目がさとふるさん、２点目がトラストバンクさん、３点目が楽天さん、４点目が地域デザインラボさいたまさんでございます。この４社に委託してございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　承知いたしました。

こちらは、企業さんでよろしいんでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

それぞれ企業さんでございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　これは私もちょっと不勉強なのでちょっと教えていただきたいんですけれども、こういったふるさと納税をＰＲするときに、今ユーチューバーですとかインスタグラマーの方が案件と称して企業さんから商品をご案内したりということをされていると思うんですけれども、ふるさと納税に関してもこういうことって可能なのでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山と申します。

実際、宮代町ではやってございませんが、不可能ではないと思っております。

○委員長（土渕保美君）　３問目終わりましたので。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございました。

今お答えいただきました……

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございませんか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

決算書の67、68、説明書の85です。

ＯＡ管理事業委託料、公共施設予約システム導入委託料についてお伺いいたします。

こちらは令和６年１月から始まったということなんですけれども、この委託料はどのような契約になっているのか、まずお伺いいたします。

次に、２点目は説明書の40ページです。

遊休資源活用プロデュース事業です。こちらは予算も決算もゼロ円ということになっていて、今庁舎の受付の１階の辺りをこのようにここの説明書にあるように活用をされているということでご紹介していただいています。

それでこの事業なんですけれども、今後のことも含めて、この前期実行計画の趣旨とその工程というところで、こちらにも書かれております。この内容の進捗というかとともに、あとこちらで販売をすることというのが可能なのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、主幹、宮下です。

まず、１点目公共施設予約システム委託料についてです。

こちらの委託につきましては、まずシステムを構築するための費用となってございます。実際にはシステムを導入する際、導入するときに、システムを宮代町用につくるというか、そういった改修をするための初期設定でありますとか、そういった部分を委託するのに、これの費用が発生しているということなってございます。

実際には、あとはこの後に月額のシステム利用料ということで、システムの利用料が毎月、費用としては発生してくることになりますが、こちらはイニシャルコストということで導入時のみに発生した費用がこちらの公共システム予約システムの導入関係というところで記載のほうさせていただいております。

２点目の遊休資源活用プロデュース事業でございます。

こちらにつきましては、町が持っているもの、それとは町が持っているのではなく民間の方が持っているものというところについて、遊休資源をうまく活用していきましょうという考え方でございます。

当然、町が持っているものに関しましては、どこの土地がどのように空いているかということにつきまして、一旦整理させていただきまして、庁内のほうで共有をして、何か自分達で事業をやるとか、空いている場所がないかというところについての情報を庁内で共有しているということになってございます。

また、民間の持っている土地または民間が持っている建物等につきましては、これはなかなか個人所有の部分ございますので、そこの部分については広く皆さんにお知らせするというのは、なかなか難しいところではございますので、現状では民間の施設を活用してこういった活動をしていますよ、というようなところを広く皆さんにお知らせをするということで、例えば、駅前の無印さんの学び舎さんであるとか、ああいったところを使ってこういったイベントをやっていますとか、こういった活動をやっていますよということを皆さんにお知らせをするような動きになっていくかなというふうに考えてございます。

販売についてなんですけれども、現状庁舎での販売というものにつきましては、それは庁舎管理規程がございまして、そちらの部分については、今コーヒー売ったりとか、おせんべい売ったりと

か、あかりさんがやっていらっしゃると思うんですけれども、あれはまた福祉とかそういった観点の一環でやっていただいているもので、なかなか民間の方に、ここで販売していいですよということに関しては難しいかなというところでございます。

それ以外の、無印さんでやるとか、そういったところにつきましては、またそちらのほうでそれぞれの規定というか約束事があると思いますので、そちらのほうで行っていくことは可能なのかなと思いますし、当然そこのスキップ広場とかでもやっているところもございますので、そういったところをまた各施設に応じて可能かどうかというところを判断いただく形になるかなというふうな認識でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　１点目の再質問なんですけれども、この委託料については承知をいたしました。

そうすると、これを運用していく決算手数料というのが、こちらがシステムを使った料金になるということだと思います。

それでこの予約システムが令和６年１月から始まって、いろいろ便利になったとか、ちょっとよく分からないとかいろんな声があると思うんですけれども、町民の方からどういう声があって、また、利用状況というのも教えてください。

２点目の活用については、ご説明いただいて分かりました。玄関のところで福祉的な活動で販売しているということなんですけれども、よく庁舎案内に売店のようなそういった特産品を置いたりとか、そういったところもあったりもするんですけれども、そういう意味で全く関係のないものの業者さんものを売るということではなくて、そういう事ができるのかな、役場に来た際に町の中のそういったものも、取り扱っている方のものを委託で販売したりとか、その方があとはマルシェ、先ほどこちらでやっているっておっしゃっていましたけれども、ちょっと気候に影響があるというところで、建物の中でできるということで、そんなに大きなものはできないにしてもそういったことができるのかなと思ったんですが、その辺のことをもう一度お伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、主幹、宮下です。

まず、１点目、公共施設予約システムについてでございます。

まず、こちらの使用率ですかね。こちらのほうちょっと述べさせていただきたいと思います。

開始が今年の１月に開始しまして、現状これは７月末の時点がまとまっていますので、こちらの中では登録者数としましては、1,031の登録がございます。内訳としまして、個人の登録が684ございまして、団体で310の登録がございます。

残りの部分につきましては、ゲストということで、予約は自分で取らないんだけれども、空き状況だけ見たいという方がいらっしゃって、そういった方に関してはゲストという形で登録をしておりまして、約半年で1,000を超える利用の申込みがあったというところでございます。

申請の件数としましては、７月の部分について、2,609件の申請がございます。こちらは７月１日から７月31日まででございまして、そのうちオンラインの申請が988件ということで、約38％の方がオンラインでもって予約をしていただいているというような形になります。

その中でもさらにオンライン決済ということでその場でお金をお支払いいただくのが、オンライン申請をした方に対して約18%の方はそのままお支払いまでしていただくというような形になります。

利用に際しましては、前回の予算委員会のときですか、多分塚村委員さんのほうからやはり同様に年配の方もいらっしゃるのでというところのご質問をいただきまして、実際、その後にこの４月から公民館につきましては、各団体の方々に対して事前に説明会のほうをさせていただいて、抽せんの予約が始まっております。私のほうも説明会のほう参加しましたし、あとは教育推進課のほうで生涯学習担当のほうが丁寧に回数も多くやっていただいたので、公民館のほうにつきましても現状では定期利用団体ということで、自分たちはこのときにどうしてもやりたいんだということに関しては、抽せん予約を申し込んでいただいて、実際のところは予約に結びつけていただいているというところでございます。

この半年で特にこういった意味では大きなトラブル等もなくて、年配の方々も最初は当初、不安も当然皆さんあったと思うんですけれども、実際やっていただくと何とかそれなりの形で対応できるというふうな形で認識しておりますので、現状ではこれからまたさらに多くの方々に利用していただくような形でいろいろアナウンス等もしていきたいなというふうに考えております。

もう一つが庁舎の部分での販売ではございます。

こちらについては、考え方にはよるんですけれども、実際、町の例えば商工の担当のほうと協働して、そういったところが町の事業として行うんだというようなことであれば、考え方としては一つとしては方向性として見えてくるのかなとは思います。

ただ、広くやはり皆さんに使っていただくという意味では、なかなかそこの部分については、庁舎の管理規程の部分については難しいのかなと思いますので、先ほどのとおり特産品であるとか、そういったところについては商工のほうも宮代の特産品であるとか、何か認定とかを出していたりしますので、そういったところから最初、取りかかっていくのかなとは思いますけれども、方向性としては、まずそこが最初になってくるかなと思います。

回答は以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　内容、承知をいたしました。

まず、１点目なんですけれども、もう皆様フォローしてくださっている利用者の方も使いやすくなって利用件数も増えているということで承知をいたしました。

例えば、進修館とかもオンラインのほうが先に予約ができるというか、窓口に行くよりもタッチの差でオンラインのほうが早いんですよとみたいなアナウンスもあったりしてそういう便利な部分があったりもすると思います。

それとあともう一つ、せっかくオンラインで予約をしても、また紙に書いて出すというところが少し二度手間というかそういうこともあって、ただ紙で管理しないと分からないのかなというところもあるんですけれども、そういうのはだんだんとなくなっていくのかというところを最後にお伺いいたします。

次に、遊休資源のほうも今のご答弁でよく分かりました。この事業としては、今後予算をつけて事業としていくときにどんな想定をされているのか、どんなものが必要になってどういう事業になっていくのかというのを最後にもう一度お願いします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、主幹、宮下です。

まず、１点目でございます。

そうですね、ペーパーレス化ですね。

こちらについては、どうしても進修館ないしぐるる等もそうなんですけれども、利用者に対して、申請が終わったよという申請簿ではないんですけれども、その様式を当日見せていただくというような形になっているのかなとは思います。

なので、そこについては手続の流れの中で、今は、なので申請が終わった後に印刷をお願いしていたりとかという形だとは思うんですけれども、その申請の代わりに画面のコピーでありますとか、携帯の画面を見せてもらうとかそういったことで運用としては、形としては可能なのかなというところではあるんですけれども、あとは指定管理になっていますので、指定管理の報告の中でそういった流れになっているのかなと思いますので。

おっしゃるとおり、当日までせっかくそこまで全部、家でできていて、あとは当日行っていたときに紙を見せずにというところは、手続上の流れとしては非常にスマートなのかなと思いますので、そこについてはちょっとほかの自治体さんも予約システムに関してはいろいろと運用しているところもありますので、そういったところでどういった運用方法でなるべくペーパーレス化に結びつけているのかというのは、またこれはそのペーパーレス化の部分の観点でもちょっと我々のほうとしてはひとつ見ていきたいなと思いますので、いただきましたご意見を参考にちょっとそちらの部分では動いていきたいなというふうに思います。

それと……

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（井上正己君）　企画財政課長の井上です。

今後の遊休資源の活用の件で少しお話をさせていただくんですけれども、今塚村委員から非常に示唆に富んだご提案をいただいて、確かに特産物のＰＲという視点は我々持っていなかったので、そういったやり方もあるのかなというふうに改めて思いました。

販売については、今いろいろと物を常に保管、管理状態とかありますので、置きっぱなしというわけにいかないので、販売はなかなか難しいんですが、今玄関のところには、メイドインみやしろの品が置いてありますから、ああいったディスプレイを考えていくのも一つですし、あとは最近デジタルサイネージ、大きいパネルのようなもので電子で表示するということも可能になってくると思いますので、予算もかかりますからそこは十分検証しますけれども、今後取り組んでいきたいなというふうに考えております。ありがとうございました。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島あけみでございます。

決算書の66ページから68ページにかけての宮代定住促進作戦についてお伺いいたします。説明書では82ページになります。

この定住促進作戦で約160万の費用がかかっていますけれども、主なものがウェブサイトの運営管理の委託料だと思うんですけれども、説明書で見ますと、説明書82ページです。

年間ページビュー数が11万2,810回ということでそれなりに閲覧はされているのかと思うんです

けれども、みやしろ初めてツアーの参加者が８世帯だったということで、このうち実際に参加したのが４世帯、参加できなかった人に郵送でチラシを送ったということですけれども、この方たちの定住希望とか、前向きに考えたいとかそういうことはあったのかをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからはご質問のありました説明書82ページ、決算書は66ページから68ページにかけてのみやしろ定住促進作戦の中のみやしろ初めてツアーというところのご説明をしたいと思います。

今回、令和５年度につきましては８世帯の方が参加いただいております。そのうち今現在で我々のほうで把握している状況ですけれども、定住されたのは２組の方が定住されているというふうなところでつかんではございます。

こちらの事業、平成26年ぐらいからやっている事業でございまして、これまで初めてツアーに参加された方の延べが64世帯でございます。そのうち26世帯の方が宮代町のほうにお住まいになっているというところで、これは我々が把握している限りでございます。大体、定住・移住率については40％となってございますので、数は少ないんですけれども比較的濃厚な感じでこちらに移住していただいているのかなというふうな評価はしてございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　ありがとうございます。

じゃ、１つ再質問させていただきます。

今後、この定住促進をもっと促進を、定住者が増えるために、このサイトの内容を何か変更するとか、ＰＲ方法をまた新しく考え直すとかそういう予定はあるでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

定住促進サイト宮代で暮らそっと運営してございますが、こちらについては何か決まったものを定型的に発信するというものではなくて、委託している業者さんとあとは職員も含めて、その時々でこういった色を出せたらいいのかなとか、こういった人の声を拾うと今見ている方も興味を持つのかなというのは考えておりますので、そこについてはどんどん変更というか、よりグレードアップしていきたいなと思いますので、ぜひ何かご意見あれば伺えればと思いますので、お願いします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

２点ほど質問させていただきます。

前段の議員のほうで質問されていますので、重複しない部分だけ質問させていただきます。

まず、決算書58ページ、便利バスが走る事業になります。説明書ですと83ページになります。

こちらのほうなんですけれども、やはり循環バス、今回新しくなりましたので予算が大変増えております。今回1,493万2,976円増えているということなんですけれども、これに対しまして、乗車人数が１万2,340名減っているということがちょっと問題ではないかなというふうに考えております。

なぜこのような形で減っているのかということをどのように検証されているかをお伺いします。

それとその下のほうにあります高齢者運転免許自主返納者への支援ということで、こちらのほうも、今回17と減少しておりますので、こちらにつ

いてもどのように考えているかをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、主幹、宮下です。

バスにつきましてでございます。

乗車人数のほうなんですけれども、こちら令和５年度はバス入替えに伴い計測方法が変わったため、参考値ということで下に注釈のほう書かせてはいただいております。

実際のところなんですけれども、令和５年度にバスの運行が今回朝日自動車さんに替わりまして、その中で当初は、バスがノンステップバスが３台ではなくて通常の段差があるバスが２台、それとノンステップバスが１台ということで３台で運行のほうしておりました。

こちらはなかなか町のほうでバスを所有するということが当時難しくなってしまいまして、それで業者が持っているバスでもって運行をお願いするということで、朝日自動車のほうが用意できたのがそういった形でありました。

それが現行では、ポンチョという形でノンステップバス３台に替わっております。これは今年の１月と３月に１台ずつ入替えを行いまして、結果として３台になったんですけれども、その入替えの際に先ほどちょっとお話が出ましたがセンサーの取付けのタイミング等々がありまして、実際のところはちょっとセンサーがない状態で運行しているタイミングもございまして、なのでそこの部分で人数のカウントができていなかったという期間がございます。それが１月と３月、それぞれ２週間とか３週間というのがそういう期間がありまして、そのためちょっとこちらのほうでは、計測方法が変わったんで参考値ということで記載のほうさせていただいたところでございます。

とはいえ、実際にじゃあ、そこがしっかりカウントされていたから、前年度６万3,000ほど届いたのかというところについては、実際のところは正しい数字が出ないので何ともいえないところではあるんですけれども、利用者については一部減少してしまったというところはあるのかなというふうに認識はしております。

ただ、こちらにつきましては、先ほどの２点目の運転の自主返納者の支援についても、こちらも結びついてはくると思うんですけれども、実際、高齢の方々がバスに乗っていた方々が何かしらの関係でバスに乗れなくなって利用ができなくなってしまうというのがあったときに、１日３人の方とか４人の方がバスに今まで乗っていた方が、定期の方がいなくなってしまうということだけで、年間に跳ね返すとこちらが1,000人とか2,000人ぐらいの差にはなってきてしまうところがございまして、今高齢化が進む中で、そういった今まで定期バスを使っていた方々がちょっと諸事情により使えなくなってくるという形もひとつあるのかなというのはそういった形では推測はしているところでございます。

ただ、この申請ですね、運転の自主返納のほうに関しましては、とはいいましても、この高齢化社会の中で、運転をされる高齢者の方も今後年齢的には伸びていくという形もあるのかなというふうに思っていまして、高齢になったときに、自分で返納はするという形ではあるんですけれども、やはり車のある生活というのは、なかなかそれを切り離すのは難しいという形もあるのかなと思いまして、なので、実際にこの自主返納しない方、運転を引き続きする方というのもいらっしゃるのかなというふうに思っていますので、運転をする方々が高齢化していくというような形で、自主返

納せずに、自分は運転していくんだという方もそういった人数の方々も増えていくのかなというところもございまして、今まで乗っていた方が乗れなくなくというのが１つ。

それと、もう一つは、今までであれば免許返納しようかなという年齢の方々も現状では運転を引き続きしないとなかなか生活的に難しいよねと思う方がいらっしゃるのかなというところがございまして、そのあたりが今回の人数の減少につながってきているのかなというふうに担当としては、現状では認識しているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

便利バスが走る事業と言われているわけなんですよね。便利とついているので、やはりこれは便利でなくてはいけないと思うんですね。やはりこれだけ金額が上がっているわけですから、それを埋めるためには、利用される方を増やさなくてはいけないと思うんですよ、まず。それが前提じゃないかと思います。

そうしますと、例えば今聞いている中で、高齢者だけを対象にしているような考え方はもう古いと思うんですよ。高齢者だけではなくて、若い人もお子さんも使えるように、何かうまいこと考えていく必要があるんではないかと思うんですね。例えばバスで一番利用が少ない日とか、月の中で。そういうのがあるとしたら、その日は無料にするとか。あとは半額にするとか、何か循環バスを乗りたいというか、乗って、これは便利だなと感じてもらえるようなそういうものを考えて、町として考えていただいて、そうしていただかないと、何かいつになってもこれは変わらないと思うんですよね。

皆さんのよく聞く言葉に、バスいつ見ても乗っていませんよねと言われてしまうんですよ。それがいけないと思うんですね。やっぱりバスが通るときに、ああ、人がいっぱい乗っているなというふうに言われるように、何か考えていくべきではないかなと。それが企画財政課の人たちの仕事じゃないかなと私は思っておりますので、何か例えばバスの中で写真か何かを載せたりとか、そういうものに対して町民の方に応募したりとか、あとはバスの名称を何か応募したりとか。町民の方が循環バスに対して、何か関わりを持てるようなそういった仕組みを考えていくべきではないかなと思うんですけれども、その辺はどのように感じておりますでしょうか。

それと、あと、高齢者運転免許自主返納者に対して、いつも循環バスの回数券だけになっているんですね。以前にタクシー券も渡したらどうですかという話もさせていただきましたけれども、それについて全然進んでいないようですし、また、例えば選択制にして、循環バスの回数券、もしくは自転車に乗るときのヘルメットの補助券を用意するとかして、どちらを選びますかとか、そういうことを考えられてもいいのではないかなと思うんですけれども、その辺についてもお聞きいたします。

○委員長（土渕保美君）　雑談しないように。

答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（井上正己君）　企画財政課長の井上です。

バスの利用につきまして、いろいろとご提案をありがとうございます。

まず初めに、バスの利用についてですけれども、現在の循環バスというのは、ご存じのとおり、人がよく利用する施設、あるいは集まるような施設

を中心に回らせていただいたというのが、趣旨の一つです。結果として、以前よりはかなりの人数に乗っていただくことができまして、今お話があったように、高齢者だけではなくて、私も見ていますと、結構若い方、親子連れの方なんかも乗っていただいていますので、それはそれで一つの成果かなというふうに考えております。

さらにということなんですけれども、これ以上乗せようと思うと、多分便数を増やすとか、多分そういう世界になってくるんですけれども、当然予算もかさみますから、そこはバランスになってきますんで、今おっしゃったようなソフト事業、中にいることで楽しくなるようなソフト事業というのは、検討の余地があるかなというふうに思っておりますので、その点は今後の検討課題とさせていただければなと思っております。

それと、あと、乗っていないというご意見もあるのかもしれませんが、時間帯もありますし、相対的には、結構な数乗っていただいているというふうに理解していますので、そうは言っても、さらなる努力は重ねたいと思っています。

いま一つが、免許返納の関係です。こちらは返納に対する町のスタンスといいますか、ひとつあるのかなと思っていまして、奇しくもといいますか、私も３月まで高齢者の方を対象とした仕事をさせていただいておるんですが、やはりどうしても宮代町の地理的なところからすると、乗られるうちは乗りたいという方が結構多かったりするんですね。そういった方にあくまで自主ですから、無理に返してください的なキャンペーン、なかなか張りにくかったんですけれども、自然と返せるような環境づくりというのが大事かと思っています。

そうした中で、例えばバスだけではなくて、タクシーもというお話ですけれども、タクシーにつきましては、そもそも宮代町の場合は、75歳以上の方については、既に無条件でご利用いただける制度を持ち合わせてありますので、65から75どうするんだというのはあるんですけれども、町としては、そこは補完できているかなと思っております。

自転車に関しても、これも考え方になりますけれども、ご高齢の方に自転車に乗ることをあまり勧めるのも逆に私はどうかなと思っておりまして、高齢の仕事をしていたこともあるんですけれども、そこについては、いささか考えたほうがいいかなとは思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　再々質問はしないつもりだったんですけれども、一応今の答弁お聞きしまして、要するに例えば便利バスと言っていますけれども、皆さんが交通手段として考えたときに、一番最初に便利バスとかそういうのを考える人がいない、それは寂しい。やはり何か交通手段のときにうちには便利バスがあるから利用したいというふうに持っていけるようなそういった周知が、まず、弱いというところがあると思うんですよね。その辺のまず、発想から変えていくべきじゃないかと思います。

もう１点、２問目のほうの質問では、高齢者の方が自転車に乗るときに、やはり一番危ないのは、倒れて頭をぶつけることになっているんですよね。私の知り合いの方もラジオ体操の帰りに自転車に乗っているときに、ちょっと電信柱にぶつけてしまって、ちょっと後遺症が残ったりということがありましたので、やはりそういうときにヘルメットをしていれば、軽傷で済んだのではないかなと思ったもんですから、一応意見として述べさせていただきました。

最初のほうだけの質問を再々質問とさせていただきます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（井上正己君）　企画財政課長の井上です。

前段の周知につきましては、これはもうこれで十分ということはないですから、常に我々も努めたいと思っています。

今、１つは、ご意見ということなんですが、１点だけ付け加えさせていただくと、自主返納のバーターでヘルメットというのは、代わりに自転車乗ってくれということになってしまうので、私は適切ではないと思っていますが、今おっしゃったように、高齢者の方が安全にという点では理解はしておりますので、誤解を与えてしまって申し訳ありませんでした。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時３３分

再開　午後　３時４８分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き企画財政課の質疑を行います。

質疑はありますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

では、結構前段の委員の方がいろいろ聞いてくださったんで、随分削れたんでありがとうございます。

バスロケーションシステムとか便利バスに関するところで、説明書だと83ページという形になります。

このバスロケーションシステム、先ほど執行部のほうからＢｕｓＧｏ！という言葉もたしか出たと思いますけれども、ＢｕｓＧｏ！、要は位置情報のことですけれども、説明書の83ページだったと思いますけれども。

まず、ＢｕｓＧｏ！のほうですけれども、この位置情報の以前お聞きしたときに、遅れた場合に問合せがあったりとかするのが多いからというふうなことをお聞きしましたけれども、入れる前と入れた後での問合せ数の変化というものを教えていただきたいと思います。

あとは、循環バスの便利バス事業、先ほども泉委員が相当言ってくださったので、非常に助かったんですけれども、僕もまず、便利バスと名のっている以上、町民の方の便利さが最大公約数を求めるような視点を持った上でやっていただきたいなと思います。たしか今年度で２年契約が終わって、また来年度、今、業者選定からルートやらなんやらやっていっているところだとは思いますが、現在のその契約を一時はできるかどうかということでしたんで、進捗のほうもお尋ねしたいと思います。

また、バス自体のところですけれども、今の朝日自動車さんのそのままのオリジナルカラーというか、という形になっておりますが、以前の中田商会のときは５年契約というのもあったからかもしれませんが、小学生のたしか、あれはデザインのラッピングバスしていたと思いますけれども、そのような形で、この便利バスが親近感といいますか、町のバスかなというふうに思いが上がるようなことというのをやっていくお考えはないのかどうかというところも含めての便利バス乗車人数が増えるような方向という検討をどのように検証したのか。あと、人数減の検証というのは、どの

ようにそちらは分析しているのかを教えていただきたいと思います。

次に、これも小島委員が聞いてくださったので、随分少なくすみました。みやしろ定住促進作戦、決算書の66ページ、説明書の82ページになりますかね。

まず、これ、かなり高額で、ずっと何年もやっているこれは事業だとは思いますけれども、今この委託先、ほとんどが委託料ですからね。委託先というのはどこにお願いをしているのかというところをまず、お尋ねしたいと思います。

あとは、ちょっとこれ、僕も調べていないんで申し訳ないんですけれども、今回８世帯、みやしろ初めてツアーのほうですけれども、８世帯のうち４世帯が参加したというのは、実際参加したのは４世帯。少ないのかなという気はしますけれども、この企画財政課としては、どのような肌感覚でこの人数というものは把握しているのか、捉えているのかというところをお尋ねしたいと思います。

先ほど２組とおっしゃったのは、このツアーに参加した４世帯と、ツアーに参加できない４世帯に郵送とかＰＲして、それのうちの２組ということでいいのかを、それを確認させていただきたいと思います。

すみません、さっきのバスの１つだけ抜けてしまったのもありました。

町民スポーツフェスティバル、83ページ、隣のページですね。町民スポーツフェスティバルのときに、同一路線、便数を追加とありましたが、これは、同一路線というのは何を指して、同一路線、要は出発から終点までやったのか、それとも途中のどこか、例えば役場とか動物公園から会場までというところをやったのかというところが１つ。もう一つは、利用者数は32人というのは、スポーツフェスティバルに向かうのに使われた方が32名なのか、それとも単純に臨時便に乗ったのが32人なのというところをお尋ねしたいと思います。

高齢者の運転免許証の自主返納につきまして、これは返納時にいきなり70枚という……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、ページ数をお願いします。

○委員（佐藤将行君）　83ページの一番下。先ほどのページのままなんで、ごめんなさい。説明書のほうです。

70枚というふうになっておりますが、これは返納時になっているんだとは思いますし、また、これは、期間の縛りはないとは思いますが、一般の回数券とデザイン上というか、要するに回収したとき違いが見られるような仕組みになっているのかどうかというところ。要するに自主返納した人が実際にどれくらい使ったのかというのを追っかけができるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

また、バスのほうでは、84ページのほうにちょっと出ておりますが、説明書のほうですけれども、一部のルートの見直し等は、出ておりましたが、現在でもこれ、一般質問のときにも申し上げたと思いますが、特にもとむらクリニックに行くのに、今のままだと、ぐるっと回って時間がかかるので、だから乗らないという人、結構僕聞くんですけれども、もとむら先に、あそこは図書館出てからだとは思いますけれども、それでもとむらに行ってそれから、従来のルートになるとか何らかの考えというのはないのか、あるのかというところをお尋ねしたいと思います。現状では、例えばうちのほうの学園台もそうですし、宮代台も役場周辺もそうですけれども、そこからもとむらクリニックにバスで行こうとすると、非常に時間がかかってしまうというのは、何度かお話ししているので、

分かってくださるとは思いますが、そういう方たちがバス離れしないで、バスに乗っていくという、地道なというか、その積み重ねで乗車人数を増やしていくという形の乗車人数増を目指していくというのもありではないかなと思います。

また、これに付随して、先ほど総務課でもお尋ねしたんですけれども、企画財政課でも審議会等が、住民の附属機関等の審議会があると思いますが、そこの交通費にバスの回数券を出すというのもひとつありかなというのも検討していただければなと思っております。

次に、政策調整事業、決算書66ページ、説明書のほうが81ページですね。

要は今持ってきていますけれども、第５次総合計画、５次総の件なんですけれども、５年度は予算に対して、使っているのは半分ぐらいとはなってはおりますが、そもそもこの内容ですね。実現がほぼ困難というのもあったりとかするところ、この５次総のもう決めましたよというのだけが独り歩きしているところがあると思うんですが、そういうところの例えば２年、３年ごとに修正、検証、改定するとか、その辺を考えた上での昨年の予算執行についてそれに対する決算額なのかどうかというところをお尋ねとしたいと思います。

次に、ＯＡ公共予約システム関係、決算書68ページ、説明書85ページになるのかな。

前段の委員からもこれ、お尋ねがあったところではありますが、従来と今回こういうふうなＯＡ化したときで、38％はオンラインでというふうな先ほどご説明をいただきました。

そんな中で、さらにオンライン決裁で済ました人が18％というのも先ほどお話がありましたが、これは、企画財政課としての想定どおりなのか、それとも想定よりも多いのか。それともともっと、例えば50％ぐらいこの期間で７月くらいでは行くと思ったのが、38％でとどまったというふうな見方なのか。

また、先ほど1,000件以上の登録数というのも、数字だけではなくて、やっぱり制度設計したときの企画財政課としての考えとの乖離があるのかどうかというところを含めてお尋ねしたいと思います。

あとは、ふるさと納税、決算書68ページと説明書は81ページ。

今前段の委員も大体聞いてくださったもんで、僕はちょっとはしょりますけれども、この事業自体が相当お金がかかっている事業なんですけれども、ざっくり言いますと、プラスマイナスというか、利益がどこまでこれで出ているのかというのは費用対効果の部分ですけれども、そこのところをどのように企画財政課として捉えているのかというところをご説明願いたいと思います。

あと、ちょっとどこか分からないんですけれども、新聞の件ですね。下の公文書コーナーのところに置いてある新聞ですけれども、購入費でしょうか、ここに決算書出るとしたら。そこのところは購入についてというのは、もう１紙増やしてくれという話はいいですけれども、２点ありました。この新聞の件は。

まず、何度も危ないときに企画財政課のほうにお話はさせていただいてはおりますが、よく外れて、くるくる巻いて挟んであるものが外れて、それが場合によっては、子どもと一緒のときに子どもに当たったりとかすると、けがしちゃうからきちんとセットしてくださいねとずっと言っているんですけれども、相変わらずそこのところが抜けてしまうところは、事故が起こんないうちにということで、まず、指摘しておきます。

また、新聞に関しましては、購入だから、そこは。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、決算と全くそれ、関係ありませんので。

○委員（佐藤将行君）　だから、今後のことで聞いているんですけれども。いや、場合によっては、これは買わなきゃなんないから。

あと、一日ごとにその日のは回収しますけれども、図書館みたいに置いてもらえないのかと。半月分でもいいからという意見が結構町民の方から私は聞いているので、そのようなことを今後どのように考えているのかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、これは、決算書の64ページ、ほかの課もあるからちょっと難しいんですけれども、一応64ページの一番上に、ＬＥＤ照明リース料。この件ですけれども、これは、ほかの課でも単独でやったりとかしているらしいんですが、そもそもこれ、ＬＥＤ照明をリースにしている根拠、購入ではなくて。というのは、メリットはどの辺にあるのかというところ。それと、デメリットとしてどのように考えているのかというところを併せて教えていただきたいと思います。

あと、これで最後かな。

庁用自動車管理、64ページ、自動車購入費に関しまして、64ページの真ん中ぐらいにある備品購入費、自動車購入費とあります。これだけではなくて、庁用自動車管理事業のほう全体と捉えていただいて結構ですけれども、現在のこの自動車の職員の利用率といいますか、稼働率といいますか、今の自動車の台数が本当に必要なのかというところをまずは、検証を毎年毎年行っているのかどうか。行った上での適切な台数というふうに捉えているのかというところをお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは、順番前後するかもしれませんけれども、まずは、決算書66ページ、成果書82ページ、みやしろ定住促進作戦、こちらのウェブサイトの委託先というふうなご質問がございましたので、ご案内します。

こちら、委託しているのが、アンカルク株式会社となってございます。

また、同じ事業で、こちらちょっと成果のほうで整理したいんですけれども、ツアーをしたのが８組中で、そのうち参加できない４組ではなくて、ツアーをさせていただいたのが８組、ツアーができない方が４組、つまり12組の問合せがありまして、そのうち８組が具体的にツアーをした方、資料を提供したのが４世帯、そのうち移住されたのが２世帯というのが、こちらの成果の整理でございます。

以上です。

続きまして、こちら、決算書66ページ、成果書言うと、81ページです。

政策調整事業というところで、５次総合計画の関係で、どういった見直しをしているのかという趣旨でございますけれども、こちら前期実行計画としまして、５年間の計画をつくってございますが、昨年度ちょうど真ん中の地点でございまして、当初見込んでいた以上に事業が進んでしまっていたり、あとは社会情勢が変わりまして、当初見込んだ方法では、具体的な成果が見込めないというものにつきましては、事業の工程の見直しというものをしていただいてございます。そういったことで見直しについては、中間地点でしているという内容となってございます。

続きまして、決算書が68ページになります。成果書で言うと、80ページ、81ページにかけてのふるさと納税管理事業というところで、こちら費用

対効果というところでございますが、まず、説明書の80ページの一番上について、５年度の決算について926万6,542円というのが、こちら歳出でございます。一番大きいのが、80ページ中段にございますふるさと特産品とございます巨峰、梨、コシヒカリ、アトラクションパスセット、あとはシュトレンがございますけれども、こちら特産品を購入する買い上げる費用というのが、一番のメインとなってございます。こちらが、歳出が920万となってございます。

少し上のほうに目を向けていただきますと、頂いた寄附の概要とございまして、分野が「農」のあるまちづくりから子どもというところで、一番その他のまちづくり全般というところで合計しますと1,827万9,050円の寄附を頂いておりますので、この事業単体で言いますと、歳出が920万ほど、歳入のほうが1,800万ほどというのが、こちらの事業の概要かなというふうなことでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

それでは、私のほうでは、バスシステム関連、庁舎関連ですね。そちらのほうをお答えさせていただきます。

まず、説明書83ページ、バスの関係です。

こちらまず、ＢｕｓＧｏ！についてのお話なんですけれども、ＢｕｓＧｏ！につきましては、前回現在の朝日自動車さんの前の段階でＢｕｓＧｏ！のほうは導入させていただいたものになってございます。

ＢｕｓＧｏ！の導入に際しましては、実際のところ、バスは電車に比べますと、遅延が頻繁に発生すると。交通状況に応じまして、遅延が発生しますので、その部分について利用者の方々からの問合せがあった際に、我々の職員は、今バスがどこにいるかというのを運行業者のほうにまず、連絡しなければいけない。そこで、バスの運行業者のほうがどこにいるかというのを運転手に確認して、その後それを持って、今度は運行業者から職員に連絡が来て、町の職員が電話をくださった方に連絡をするという形になりますので、その部分について利用者の方々に対するサービスの提供の一環としてＢｕｓＧｏ！のほうを導入するという形で決めたという形になってございます。

そのＢｕｓＧｏ！を導入する際に、他市町の導入事例ということで、近隣のほうで春日部市さんでありますとか、杉戸町さんでありますとか、伊奈町さんでありますとかそういったところで利用の実績があって、実際にものを見たときに、どこにあるかというのがリアルタイムで分かるということで導入をしたということで話のほうを伺っております。

ですので、実際のところは問合せの件数が事前に何件あって、それがどうなったかというところについては、件数のところについては、把握はしておりませんけれども、ただ実際ところは、現状で、バスに遅延がなければ、特には問合せもないですし、バスに遅延があったとしても、最近は利用者の方々も５分程度の遅延であればというのは、思っていただいているところだとは思うんですけれども、実際に大きな遅延があっとたきには、そちらのほうで確認をしていただいているというところでございます。

２点目、バスの契約の進捗でございます。こちらにつきましては、今年度をもって、今の現状の朝日自動車さんとの契約が切れることにはなりますけれども、昨年から前任の課長からもあったとおり、なかなか現状ではバスの運行業者も新しく

新規路線の開拓というのもなかなか首を縦に振ってはいただけないような状態の中で、現状今バスの会社のほう、運行会社のほうをプロポーザルで募集のほうをしているところでございます。

現状の運行をしていただいている朝日自動車さんのほうには、ぜひ引き続き手を挙げていただきたいというところでお願いをさせていただいているところでございますし、とはいいましても、業務も業務だし、金額も金額なので、随契というわけではなくて、幅広く参加をいただけるようにプロポーザルという形で今やっているところでございます。

３点目、ラッピングをするかどうかにつきましてでございます。これは先ほど井上のほうからもございましたけれども、なかなかやれることとしては、ソフト事業という形になってきますので、そこの部分については、これも当然費用がかかることではございますので、契約の時期、あとは年数、そういったことも含めて、そこの部分については、ソフト事業の一環として行うかどうかということについては、検討という形になるかと思います。

人数減の部分につきましてですけれども、こちら先ほど泉委員のほうからも質問いただいた際にお答えさせていただきましたけれども、実際のところは、ルートが変わりまして、現行の運行業者になって、バスロケーションシステムでセンサーでの人数のところをというところもございますので、その部分で前年に比べたら減ったというところではあるとは思うんですけれども、これにつきましては、先ほどのとおり、利用者が定期を使っていた方々が、諸事情により乗れなくなった時点で、それが1,000人、2,000人という分で跳ね返ってきますので、この２年間、昨年と今年というところも含めて、また人数のほうがどうなっていくかというのは、注視のほうをしていかなければいけないかなというふうに考えております。

続きまして、スポフェスの増便についてです。こちら、同一路線に便数を追加ということで申し訳ございません。中身としましては、西原自然の森からぐるる宮代行きのバスについて増便のほうをしたところでございます。１便と２便の間、それと２便と３便の間にそれぞれ１便ずつを追加していることになります。なので、１便の後に、通常２便までに１時間ぐらい時間が空くんですけれども、そこを30分刻みで入れております。それで、朝２便をそのまま西原自然の森からぐるる行きのバスを２便追加増便という形をしております。

それと、今度は逆に、ぐるるから西原自然の森行きの部分についてのバスを１便増便しております。こちらは６便と７便の間で１便増便しまして、こちら、なので、結局増便となっていますけれども、３便出ております。臨時増便としては３便ですね。３便の金額がそこに記載がございます４万7,520円ということになってございます。

利用者数については32人ということですが、こちらについては、その３便の合計の人数が32人ということになってございます。実際にこの利用者が全員ぐるるに行ったか、ぐるるから西原自然の森行きにはもちろんぐるるから乗っている方なんですけれども、西原自然の森からぐるるに向かう便につきましては、実際のところは人数のカウントはしているんですれけれども、どこで降りたかというところのカウントは、運行上、ちょっとカウントのほうは、運転手さんの負担にもなるので、そこはちょっとお願いしなかったので、人数だけが32人ということで、分かっているという部分でございます。

続きまして、高齢者の自主返納者への支援の部分で、こちらのバスの回数券70枚を交付というと

ころで、こちらが普通の回数券と識別ができるのかということでございますが、こちらは普通の回数券、販売している回数券と色が違いますので、そちらについては識別ができるというところでございます。

続きまして、審議会にバスの件が出せないかという部分につきましてなんですけれども、こちらについては、先ほど総務課等にもお話しいただいたということでございますので、こういった部分につきましては、総務課のほうと調整のほうをさせていただければないうふうに考えております。

あとは、バスのルートの件についてです。

もとむらクリニックを先に行かないのかというところではございますけれども、実際のところ、現行のルートになったのが、今回の９月議会でも井上のほうからもお話もさせていただきましたが、町内全域を回っていたところをなかなか１便当たりのバスの時間がかかってしまうというところで、利用しづらいという意見があったので、町を全域を回るんではなくて、こういった主要施設を回るという形で、できれば１時間以内で回れるような形でというところでルートを組んでいるところでございます。

実際のところ、先にもとむらクリニックを回るということになった場合には、ルートが延伸するという形にはなりますので、そういった部分でバス停を変更するなり何なりというところで、多くの利用者の方々に影響が非常に大きく出てくるのかなというところもございまして、現状で今すぐにもとむらさんを先に回るというような形でのルートの考え方というのは、現状持ってはいないところにはなります。だた、この後引き続き、現行の便が、朝日自動車になってからまだ２年ということでございますが、大体こういった大きなルートの検証というのは、５年に一遍であったりとか、10年に一遍だったりとかというところでやってきたところではございますので、こういった部分で多くの利用者さんの方にまたご意見を伺う機会を設けて、そういった中でルートについては引き続き検討をしていくという形で考えております。

続きまして、説明書85ページでございます。

予約システムの先ほどの率ですね。こちらが想定についてどうなのかというところでございます。

今回予約システムの導入に関しましては、国のデジタル田園都市国家整備交付金というのを使っております。こちらの中で、導入してから３年間、どういった形で利用の率を増やしていきますか、また、どれぐらいの利用率を目標としますかという政策目的の指標、目標の指標を国のほうに報告しております。ＫＰＩと言われるもの、こちらの数字を出しているんですけれども、こちらのほうで町のほうが想定していた分につきましては、今年度、24年度末でもって35％ということで国のほうに報告させていただいています。25年度末で40％を目標としますよというところで報告のほうをさせていただきまして、国のほうからは、それであればということで、補助金、これ、交付金のほうを頂いておりますので、現状では35％を超えている。しかも2024年の末で35％のところを現状で超えていますので、現状では想定よりもいい形で進んでいるかなと思っております。ただ、最終的には多くの方に使っていただければ、また皆さんが役場に来るとかそういった部分がなくなりますので、利便性の向上ということを考えますと、また多くの方に使っていただけるように周知等もしていく必要があるかなというふうに考えております。

続きまして、決算書64ページでございます。

ＬＥＤの照明のリース料でございますね。こちらはリースにしている理由ということでございま

す。

こういった金額として大体1,000万円ぐらいの金額になるんですけれども、そういったものを導入する際に、一括で導入しますと、単年の予算、そちらで1,000万が必要になります。今回これ、10年リースということになっていますので、単純に割返せば、年間100万円で済みますので、その部分について900万円ほどが浮きますから、そうしましたら、その900万円につきましては、ほかの事業での活用が見込めるということでございますので、今回に関しましては、一括で納入するということについて、そのときにまた補助金とかそういった何か有利なものがあれば、もちろん一括で購入して1,000万円のうち半分が補助金が出るから、じゃ、500万円の負担で済むんだったら一括で買おうというようなことはあるかもしれませんけれども、今回特に導入の際に関しましては、そういった補助金もなかったものですから、単年度の費用負担を平準化して、契約期間で案分していくというような形で契約のほうをさせていただいたということになってございます。

続きまして、同ページです。

庁用自動車の管理事業でございます。庁用車の台数は適正なのかというところでございます。

町有車につきましては、管財担当で保有している車、あとは各課のほうで保有している車というのがございます。各課のほうで保有している車に関しましては、管財担当としてではなく、各担当のほうで急に現場に出る用事があったりとか、頻繁に回ったりする用事があるといったところに関しまして、なかなかタイムリーに空いている車がないと困るというような場合に関しましては、各課のほうで車のほうをちょっと１台程度保有しているところになります。

実際管財担当のほうでそういった部分も含めて保有している車、管理している車というのは実際34台、今ございます。その34台が適正かどうかということですけれども、実際今回上尾市のほうで庁用車の台数をちょっとアンケートを取っていまして、まだ正式な上尾市のほうから回答が来たものではないんですけれども、取りまとめ中だということで。なので、各市町村から頂いた返事につきまして、まだ整理をしていないもので結構なので、情報だけくださいというところで情報だけいただいています。

県内の全自治体の返事があったわけではないんですけれども、ほぼほぼ自治体から返事が返ってきまして、それでいきますと、町のレベルで保有している車というのが、大体平均で50台というふうな回答になっています。ただ、公用車、公用自動車という部分について、具体的にどこからどこまでというところの線引きがもしかする自治体によって差はあるかもしれないんですけれども、こういった部分で考えますと、町のほうとしては、過大な車を今保有しているというわけではないかなというふうに認識しております。

また、あわせて、何か有事の際に、災害の避難所ですね。こういったところに車を派遣するというようなことも考えたときに、現状、指定避難所というのが16ございますので、指定避難所に16開設するのに、まず、職員が車で駆けつけなければいけませんから、その時点で16台最低でも必要になると。その後に各指定避難所のほうに物資を搬入したりとか現場の部分ですね。こちらを現場以外でも各町内を点検回ったりとかするので、東西南北に分けても２台ずつでも８台必要になったりとか、あとは本部で急遽出動するための車を保有するというようなことも考えたりしますと、有事の際に34台というところで、これが過剰に保有しているというわけではないのかなというふうに担

当としては認識しているというところでございます。

長くなりましたが、回答としては以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　すみません、企画財政課、宮下です。

１点漏れておりました。

庁舎の新聞の部分ですね。ラックの部分です。ラックの部分につきましては、毎朝新聞が来た際に設置のほうをさせていただいているというところでございます。

何度かご指摘いただきまして、その部分については、外れないようにちょっと担当のほうでも締めてはいるところではございますが、それが実際緩んでしまっているということに関しましては、恐らく新聞読んでいる方が読みづらいという理由で１回外されるのかなというところだとは思っています。こちらのほうでは締めている状態で毎朝置いていますので、ただ、そこについては、ご指摘のとおり、外れているという部分があるということなので、そこにつきましては、頻繁にチェックをさせていただくのが現状その方法しかないのかなというふうに考えていますので、その部分については、ちょっと引き続き担当の中でも気にかけていきたいなというふうに考えてはおります。

あとは、ラックのほうですね。新聞のほうの過去の記事をというところではありますけれども、この部分については、新聞自体は、今多分恐らく秘書広報のほうで回収していただいて、それをそのまま保管等々はしているところだとは思います。

あとは、そこの部分については、置くスペース等々が検討する部分があるのかなとは思いますけれども、ただ、庁舎のサービスとしましては、そのような新聞の過去の部分については、図書館でやっていただいているということであれば、もちろん図書館に行かなくて済むというような利便性はあるとは思うんですけれども、そこの部分については、図書館でそういうサービスをやっていただけるんであれば、町のほうでは当日の分だけを出すというふうな部分に関して最低限のサービスの提供というのも一つの方法なのかなというふうに思っておりますので、そこの部分については、また置くスペース等とも含めて考慮のほうをしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。佐藤です。

順番にというか、臨時増の町民スポフェスですか、これのですけれども、32人というのが都合３便の合計で、なおかつこのスポーツフェスティバルの人数とまでは言えないというところは分かりました。ということは、今年も同じようにやられるんであれば、そこのところをきちんと精査をするようにしていただきたいと思います。

ＢｕｓＧｏ！のほうですけれども、これは先ほど以前お聞きしたときもおっしゃっていましたけれども、町民から５分、10分とか遅れたときに、町に問合せがあるとなっていますけれども、そこのところを各停留場でも何でもいいですけれども、あと、時刻表、紙ベースでもいいですけれども、そういう問合せも事業者のほうに行くように案内する。要するにそういうのも含めて便利バスが走る事業として職員の手をできるだけというか、もうバスの事業は委託しているんだから、そのためにこれ、予算を落としているわけであって、そこのところを毎回毎回ＢｕｓＧｏ！が導入される前の話ではありますけれども、職員が親切にといったら親切かもしれませんけれども、対応している。

それで大変だからということでＢｕｓＧｏ！という話は聞いていますけれども、そもそも事業委託先のほうに案内するようにしていかないと、職員の方が余計な仕事をするような形になるので、そこのところは考えを改めたほうがいいのではないかなというふうにお聞きした上では思いました。

84ページのほうの先ほどもとむらは典型的な例なんですけれども、ルートの見直しのところで、先ほど５年に１回とかという形でみんなで検討する、混乱を避けるためとおっしゃっていましたけれども、今現状で軽い問題だと思った、そこのところは臨機応変にやっていったほうがいいんではないかというふうな考えも成り立つとは思うんですよね。今度これを混乱を恐れて先延ばし先延ばしすることによって乗りたいという人が乗らない状態がどんどん先延ばしになるというところもありますので、そこのところはまた公共交通会議の場でもいいですし、ちょっと検討事項としてやったほうがいいんではないかなというふうに思います。そうすることによって、運賃収入等が増えるという形になりますから、お願いします。

定住促進作戦のほうは、大体分かりました。

５次総のほうも政策調整事業のほうも先ほど半ばで検証しましたという話はありましたけれども、例えばですけれども、ちょっとお持ちになっているかどうか分からないですけれども、例えばですけれども、５ページで将来人口を令和12年度３万4,000人としますなんていうのは、そもそもこれはもう限りなく不可能ではないかなと先日の課長たちの一般質問とかの答弁でもいろんなところで人口減の話が出ていたところで思うので、これは一つの例ではありますけれども、きちんと事業ごとであったりとかをそれこそ25ページに出ている前例踏襲や慣例に捉われずとうたっているわけですから、このような考えで、場合によっては、途中で行田市みたいに、あそこは第４次総合計画でしたけれども、つくり直すというところもありかなというふうに思っておりますので、そこは臨機応変にお願いしたいと思います。

ＯＡ公共予約システムの件については、おおよそ分かりました。利用状況、利用施設とかも今後どんどん増やしていっていくのであろうとは思いますが、町のほうの想定よりも使われているらしいというところ、交付金の関係もありますけれども、ここのところはいいんではないかなというところで、あとは知らない人もいますし、また、知っている人でもこれ、レアなケースかもしれませんが、私の知り合いで以前よりも何か、その人はオンラインではないけれども、電話でやっているんですけれども、不便になったという声も聞いておりますので、丁寧に使われている方の感想等を聞いてみるも行っていただければなと思います。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、ページ数を必ず言ってください。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい。

64ページのＬＥＤ照明リース料、先ほどお答えいただいたんで、要は年度ごとにならすというふうな形ですよね。考えとしてはね。そこのところは分かりましたが、例えばですけれども、これ、10年のリースで1,000万というふうな形だったかな。116万だから10年で1,000万、これ、購入した場合に例えば500万ぐらいになるんであれば、それは起債するなりなんなりしてやったとしてもトータルで安くなるというふうな考えもあります。分からないですよ、それは。幾らになるかというのは。購入した場合とか分からないで今言っていますけれども、そういうふうな比較を、補助金とかがなくてもそもそもその年にぼんと上がってしまうけれども、起債でも何でもして買ったほうがトータルとして10年後に見たときに、振り返った

ときにどうなのかという観点で、それでもリースのほうが、メリットがあるのかどうかというところを改めてご説明いただきたいと思います。

最後の64ページの庁用自動車管理、ここのところは、僕も当然台数が適正かどうかというのは分からないから質問させていただいたんですけれども、これは町の平均が各市町村のどうとかというところではなくて、実際この町で使う、後半のところで、緊急避難時のときのことを触れられていらっしゃいましたけれども、そもそもの平常時のときの適正台数というのは、ごめんなさい、全ての車が企画財政課のほうで管理して、それをほかの課で企画財政課を通して使っているのかなと思っていたもんですから、そこのところでちょっと思い違いがあって、ちょっと整合性が欠けるところがあったんで、申し訳ないんですけれども、そもそも日々の業務で過去この台数で緊急避難時は別としても余っている状態であったとするならば、もっと減らすべきであるでしょうし、また、緊急時には、例えばですけれども、後から補塡するというような形で職員の車を利用する……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、質疑よりも要望のほう、要件のほうが長いんで、ちょっと質疑専門にお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。

というふうな形でやることによって台数を減らすというふうな考えもあると思うんですが、そのような考え、内部では出ているのかいないのかというところもお聞きしたいと思います。

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　途中ですみません。

1,000万で買えるものがもし500万で買えたらどうなんだとかというビジネス上、あり得ないような仮定の話で質問してもしようがないと思うんですけれども。取り下げてほしい。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　言っていることが違うでしょう。

リースの場合で購入したのとリースの場合の差を聞いているんであって。

〔「説明聞いていなかったか」と言う人あり〕

○委員（佐藤将行君）　聞いていましたよ。

だから、その場合に検討したのかということを聞いているんです。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（佐藤将行君）　僕の話しているときなんで。

○委員長（土渕保美君）　ちょっとお待ちください。

泉委員、どうぞ。

じゃなくて。終わってから。佐藤委員が終わってからお願いします。

よろしいですか。

○委員（佐藤将行君）　だから、僕は、今は金子委員が僕に対して手を挙げて言ったことに対してそれを説明して、泉委員から、手を挙げずに言ったのを放置していたからどうなんですかと聞いたんであって。

○委員長（土渕保美君）　私は注意しました。

○委員（佐藤将行君）　だから、いいです。まだ途中なんで。

ですから、購入した場合のをもう想定した上で、それでリースにしたのかというところを聞いているんであって、それが、そもそもざっくりで10年で1,000万かかるところを購入だったら500万ということは、リースとの比較というのはあり得るわけなんで、それは。それなんで、そういうところを聞いたのであって、ちょっと金子委員からおかしなことをちょっと振りかけられたんで、そこのところは修正して質問というか、執行部のほうに

は整理してもらいたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山と申します。

私のほうからは、決算書66ページ、説明書で言うと81ページ、政策調整事業の関係で、第５次宮代町総合計画の関係でございます。

こちら第５次総合計画でございますけれども、こちらの５ページのほうに宮代町の未来像「首都圏で一番人が輝く町」だとか、構想、計画期間、将来人口というものを掲げてございます。こちら将来人口については、令和12年度の目標人口を３万4,000人としますということで定めておりまして、委員おっしゃるとおり、今現状３万3,500ぐらいですので、自然減続く中では非常に厳しいのかなとは思っておりますけれども、令和８年から後期の実行計画ございますので、後期の実行計画を見直す中で、この目標人口を３万4,000人というものを達するような事業施策というものを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

幾つかご要望というか、ご意見という部分もいただきましたので、その部分につきましては、引き続き検討等もさせていただくような形になるかなと思います。

再度ご質問というところで出ましたＬＥＤの部分ですね。決算書64ページでございます。

ＬＥＤのリースにつきましては、先ほどざっくりではありますけれども、大体1,000万円ぐらいという形で導入費がかかっているところでございます。

今回これ、リースにすることによって、その1,000万に対して10年間で約１割程度、1,100万円ぐらいですかね。そういった形での導入費の総額という形になってございます。

ですので、1,000万円のものを10年間でその100万円分の追加の費用、リース料がかかるというような部分でございますが、ここの部分については、ほかの契約等々も含めて、なかなか10年のリースってないんですけれども、ただ、世間一般的にリース料の計算をしたときに、この10年での100万円というのが、高額な金額ではないというような形で考えております。通常のリース料というのは、リースの期間が短ければ短いほどリース利用率というのは高くなります。３年であれば２％から2.2％ぐらい。これが５年になれば1.8％から1.9％ぐらいという形になります。これが今回10年間でのリースなんですけれども、そのときのリース利用率というのが、0.83％という形になっていますので、そういった部分でいきましても、高額のリース料ではなかったものですから、今回はリースを選択させていただいたということになってございます。

また、庁用車の台数でございます。その中で職員の車という話が出ましたけれども、こちら実際に有事の際という話になりますので、有事の際に関しましては、防災担当のほうがどう考えるかというところではございますが、現状では、企画財政課としてそういった際に、有事の際に全職員が車で来られるわけでもないですし、車で来たところで、止めておく場所もというのも難しいと思いますので、有事の際は最終的には、徒歩で何分とか自転車で何分とかというところでうたっている部分が多いもんですから、現状で職員の車を使うというのは、考えているところではございません。

その中で、今保有している車、先ほどの委員の

お話の中では、管財担当のほうで全部把握していたというような形で認識していたというようなことで認識していたということではございますが、実際管財の担当のほうで、職員の皆さんが使える車というは11台になってございます。その11台を順繰り順繰り予約を取っていただいて、乗っていただくという形でになってございます。

各担当、この庁舎内にある担当がその11台を順番に使っていまして、中には２台トラックになっていますので、そういった部分を考えますと実際には10台、１台がトラックなんですみません。10台が普通に軽であったりとか、普通自動車だったりするというところでございますが、それを順番に使っていただいているところなので、現状の使用率等々に、使用の方法等についても、過剰というような形では認識していないというところで回答させていただきます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　再度再々質問という形になると思うんですが、先ほどの64ページのＬＥＤのところ、僕ちょっと言ったつもりでいたんですけれども、例えば企画財政課ではＬＥＤとこういうふうになって、ほかの課でもありますよねというのが限定で、例えば124ページでもＬＥＤ照明リース料14万3,000円というのはあったりとかしますけれども、こういうふうな横の縦割りと言ったら縦割りかもしれませんけれども、いろんな箇所であったりとかすると思うんです。ＬＥＤ含めまして。そういうところを一括で購入したいとかというふうな前提で質問したつもりでいたんですけれども、ちょっと言葉足りなかったらすみませんでした。

そこのところを抜いて考えとしては、ある程度は納得できましたので、きちんとその辺を今後も購入の場合とか細かく場合分けしてやっていただければと思います。

また今あった自動車購入とかもそうですけれども、災害はいつ来るか分かんない。今答弁でしていただいたのでは、町役場に来るときを前提の一番最初は何かされていたようで、それが、台数が駐車場のスペースがそういうふうな話になったと思うんですけれども、そこまでを言っているわけではなくて、平常時のときにそもそも34台というのが適切なのか、平時のときですね。というのがまず、１点あって、緊急時、これは通常の８時半から５時15分の時間帯を想定した場合であって結構なんですけれども、そのときに足りないのを車通勤で使っている方の車を流用して、当然その部分をという形もあるのかなというところを言いたかっただけで、そこのところをちょっと整理していただければと思います。

あと、５次総のほうは、先ほどお話しいただきましたが、令和７年度にまた改正するというところ、おっしゃっていましたけれども、将来人口の分だけじゃなくて、ほかでもちょっと整合性が取れなくなっているのかなというところは見られるので、そこのところをきちんとやっていただければと思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（井上正己君）　企画財政課長の井上です。

まず、リース、ＬＥＤの件からお答えをいたします。

全庁的にということですが、私ども財政、予算もお預かりしておりまして、当然予算編成の過程でそういった比較検証も含めて担当課と調整をした上で、最終的にはリースという判断をさせてい

ただいております。

というのは、やはりその年の事業の予算枠が決まっていますから、リース料率僅かではありますが、お支払いすることにはなりますが、結果的にそれをやることによってほかの事業ができない、あるいは先送りということと併せて判断をさせていただいているつもりです。

それと、車の関係です。

確かに車はご覧いただいたとおり、ものによっては日中空いている車もあります。ただ、各課の使いたい時間、コアタイムとかもあったりしますので、空いているからといって要らないかというと、一概には言えないと思っています。もちろん車の台数が適正というのは、これらか考えるべき内容かなとは思っておりますけれども、現状では、各課の予約状況を見る限り、決して過分な台数ではないのかなと思っています。

それと、職員の車の公用利用なんですけれども、これは一定のルールを持ってやることは可能は可能ですし、実際やっているところもあります。ただ、あくまで職員側に申出によるところですので、強制的に召し上げるわけにはいきませんので、そこは実効性としては難しいのかなと思っています。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。よろしくお願いします。

決算書のほうは62ページです。説明書のほうは84ページお願いします。

庁舎等管理事業のほうの光熱水費です。光熱水費の電気料のほうなんですけれども、令和３年度、４年度、５年度と増減が激しいんですけれども、この増減の差をご説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

こちらなんですけれども、もともと電気に関しましては、以前はちょっと東京電力さんと契約をしていたんですけれども、その後に電気の小売事業者というのがいろいろと増えてきまして、小売事業者さんに関しては、自分らで発電したものを売ったりするところもあれば、どこかの発電設備から買い取ってそれを我々のようなところに売ったりとかという小売事業者がありまして、そこと契約をずっとしておりました。通常に東電さんと契約するよりも安価な契約ができましたので、そちらでもって契約をしていたところなんですけれども、物価高騰と、あとはロシアの関係で小売事業者が倒産をしまして、その関係で一時期倒産してしまったものですから、電気会社に関しては、東電さんと一時的に契約をさせていただいたところになります。ただそのときにやはり東電さんも事前にずっと契約していたわけじゃないので、そういうときに最低保証金額ということで、最低保証というのは、言葉は最低保証なんですけれども、金額は高い。逆に高いんです。なので、そういった契約をちょっと一時期どうしてもしなければいけない時期がございまして、その部分で令和３年に比べて４が高くなってしまったというのがあります。その後に、ずっと最低保証の額で契約すると、これは費用がかさんでしまいますので、もう一回今度はそういった小売事業をやっている場所、なかなか小売事業者も新たな契約というのは結んでくれなくて、その電気の部分が安定しないので、新しい契約をなかなか結べない時期がありまして、ただ、その中でも契約をするよという会社さんを

ちょっと探してくれるという業者さんから紹介していただきまして、契約をしていただいたということになります。

なので、令和４に比べて令和５は、最低保証の契約ではなくなって、またちょっと小売事業者と契約ができたもんですから、金額が安くなったというところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　ありがとうございました。よく分かりました。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

私は、企画財政ですので、大まかに１点お聞きます。

やはり絶えず財政指標というのは大事だと思うんですね。特に財政力指数が0.583と23年度、これは結果なんですけれども、これをどういうふうに上げていくのか、その辺の見通しというか、そういうのを立てなければいけないと思うんですけれども、これはもう結果、総合力みたいなもんで、こうやったらこうだというふうには簡単にはいかないと思うんですけれども、やはりその一つには、自主財源比率がやっぱり下がっているんですよね。財政指標は説明書の中の11ページに載っています。決算状況の説明書の２ページ、３ページで見ると、自主財源ですから、１款の町税、12款の分担金及び負担金、それから13款の使用料及び手数料、16款の財産収入、20款の諸収入、これがやはり下がっているんですよね。中身を見ると、もう軒並み12款の分担金及び負担金、13款の使用料及び手数料、それから16款の財産収入、それから20款の諸収入、全部マイナスなんですよ。

やはり自主財源比率が下がってる要因は何なのかというと、財政指標についても全部説明していただきたいんですけれども、そんなに実質公債費比率も高いわけではないと。しかし、財政力指数が非常に低い。これは県内の宮代町との類似団体と比較しても低いと思うんですね。県内でどれぐらいの位置にあるんでしょうか。

私は、杉戸の決算も全然まだ見ていませんので、何とも言えないんですけれども、例えば杉戸とも人口比も違いますけれども、杉戸はどういう位置にあるんでしょうか。参考までお示しいただきたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは、今ご質問にありました宮代町の財政指標、財政力並びに自主財源比率ということをご案内したいと思っております。

まず、成果書、主要な施策に関する説明書の２ページ、３ページでございます。

こちら令和５年度一般会計歳入歳出決算状況ということで歳入の状況をお示ししてございます。

今委員ご指摘のとおり、自主財源につきましては、１款町税、12款の分担金及び負担金、13款の使用料、手数料、16款財産収入、20款諸収入とございますけれども、まず、12款分担金及び負担金、こちら6,700万ほど大幅に減額してございますが、こちらは、主な増減理由にございますとおり、生涯福祉に係る埼葛北地区の管内の保育事業分担金、これ、３年から５年に一度、広域事業を輪番で事務局でやっておりまして、こちらの部分、各市町から分担金を集めまして一括して事務局が事業をするというもので、こちらマイナス8,000万ほどになってございます。こちらにつきましては、額

が大きいですけれども、特に町のほうの分担金とか負担金が減ったというよりかは、輪番で減っているというものでございます。

13款使用料及び手数料については71万円の減というもので都市計画手数料の減となってございます。

また、16款財産収入、こちらも5,400万ほど減額してございますけれども、こちら主な増減理由にございます普通財産売払収入の減でございまして、前年度にみどりの森のところの普通財産の売払いが大きいものがございまして、マイナスの6,900万ほどになってございます。こちら単年度の特殊要因と財政としては分析してございます。

また、20款諸収入につきましても1,971万4,000円減となってございますけれども、こちらも主な増減理由にございます和戸横町地区における調整池施設の委託金、協力金の減ということで、こちらも単年度の要因で4,800万ほどの減額になってございますので、経常的な収入が減したものではないというふうには考えてはございます。

続きまして、同じく説明書の11ページ、財政指標並んでございますけれども、一番冒頭にご質問ありました財政力指数0.583というのは、こちら３か年の平均となってございますけれども、こちらの１、１というところをまず、ご案内したいと考えてございますが、こちらは、町村で言いますと、令和５年度の指標が23団体中13番目という位置でございます。ちなみに杉戸はというところでありますので、こちらは９番目というところで0.723という数字が令和５年度の杉戸町の財政力指数というふうなところでございます。

こちらにつきましては、昨年のこちらの委員会でも同じようなご質問ありまして、お話ししてございますけれども、説明書の歳入の15ページですか、ご覧いただきたいと思うんですけれども、10款地方交付税のページでございます。

一番下の表がございますけれども、普通交付税の算出基礎というものがございます。基準財政需要額ａ、基準財政収入額ｂというものがございまして、こちらの割合が単年度の財政力の指数となってございまして、これの令和５年度Ａ、４年度Ｂ、３年度というものの平均が先ほどの数値となってございます。こちらａの基準財政需要額につきましては、宮代町の人口だとか子どもの数とか65歳以上の方の人数、75歳以上の方の人数、学校数、学級数等々で、国のほうがもう標準的にこのぐらいかかるよねということで、一律で計算しますので、町のほうでどうこうできるものではないと考えてございます。町のほうでどうにかできるのは、ｂ基準財政収入額のほうでございまして、端的に言いますと、町税でございます。町税の税収が上がれば、こちらのｂが上がりますので、財政力のほうが上がってくるというふうに考えてございますので、委員ご心配のとおり、当然税収の確保というのが、町の命題、至上命題というふうに考えてございます。

なお、こちら財政力指数の３か年平均が0.6を切るというのがやはりちょっと町の中でもいろいろお話がありました。こちら財政担当のほう分析しますと、令和３年度に令和２年度の国勢人口ほうがこちらの交付税算定に当てはまりました。このときに一気に基準財政需要額がどんと伸びました。これで財政力指数というのが大きく下がったと考えてございます。具体的に申し上げますと、単年度の財政力指数、令和２年度が0.63ぐらいですね。令和３年度、こちら令和２年度の国勢調査の人口を反映したものが0.575、令和４年度は0.584、令和５年度は0.589と、単年度で見ますと少しずつですけれども、回復しているというところでございます。ちなみにこれ、決算と関係あり

ませんけれども、令和６年度、こちらもう普通交付税算定終わっておりまして、単年度で言いますと0.610まで回復してございます。こちらにつきましては、和戸横町等の固定資産税の税収増というものが大きく反映されているのかなとは思ってございます。

町としましては、引き続きこういった自主財源、町税の確保というものを力強くやっていきたいと思っておりますし、こちら普通交付税の算定とは関係ございませんけれども、先ほど来ふるさと納税等ありますので、そういった歳入確保というものについては、引き続き努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

答弁いただきました。

確かに町税の増収によって、基準財政収入額の伸び率のほうが僅かに上がっているので、財政力指数が高くなっている。これは単年度でもそういうふうになりますけれども、いかんせん財政力指数は３年の平均ですからね。先ほどからやはり町税の増収をどう図っていくかというところが、ポイントになると思うんですけれども、これまで企画財政課としては、自主財源ももちろんよくしなければいけないんですけれども、事業をやるに当たって、国庫支出金や県支出金、こういうもの、補助金等々あるものはとにかくアンテナを高くして得なければいけないと思うんですが、あとは財政をよくするためにはどういうところに先ほど話しした以外に努力していかなければいけないのか、その点についてもお尋ねします。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山と申します。

財政として自主財源以外に依存財源である国・県支出金の確保というものが大変大事であるというのは、委員と全く同じ認識でございまして、それ以外に財政をよくするためにというところで、自分一瞬考えてはいたんですけれども、例えばというのは、この場で言っていいのか分かりませんけれども、全国の市町村においては、国の特別交付税というという仕組みですね。ある一定の国が推し進める施策をやれば、そういったスキームで事業をすれば、お金をあげるよということもございますので、当然それが町になじむかというのは別の話ですけとれども、そういった特別交付税、国が示すスキームに乗っかって、宮代町の課題を解決できるという事業があるのであれば、当然それは乗っていく必要があるのかなというふうには、ひとつ思いました。あとはもうそれ以外には、あとは本当にもう、皆さんも既に説明し切っているんですけれども、税収確保、ふるさと納税、国県補助金ですね。あとは、特別交付税に乗れればというところと考えています。ただ、その視点というのは、すごく大事かなとは思っておりまして、例えば以前、町村週報という読み物で見たんですけど、山形県西川町では、元国家公務員の町長が中心となって、特に特別交付税をとにかくもらおうと。もらえるスキームで事業をしようというところで、かなり国からのお金をもらっているというふうな話は聞きました。それはやっぱり西川町というすごい雪の多い地域で、都市部ではなく地方というところで、国のそういう事業にマッチングするというふうな地域だなというのは見て思いましたけれども、それが宮代町にすぐに置き換わるかというのは別ですけれども、そういった視点で、宮代町の課題と宮代町の弱みというところと、

国が進める施策というところがうまくマッチングすれば、外部からのお金がもらえるのかなと思いますので、そういう視点で事業は進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　随分答弁も絞り上げて答えていますので、それ以上の答弁はないのかもしれませんけれども、やっぱり企画財政としては、絶えずここに原点に置いていかないと、何といっても財政ですから。特に国庫支出金とかと言っても、今、物価高騰対応で国からどこの自治体も創生臨時交付金はもらっているんで、どこも同じ条件なんですよ。宮代だけが特別いいというような条件もありませんし、そういう中で、じゃ、一体、宮代はどうなのかといったときには、やはりこの辺の財政力指数を上げていかないと、見る人は見るわけですよね。ですから、ぜひ絶えずここは見ていただきたいと。特に目を光らせて、井上君が名前言うていいんか、課長なんかそういう意味では、そういう立場にありますので、ぜひお願いしたいと思います。これは要望になりますけれども。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で企画財政課の質疑を終了いたします。

今朝冒頭で、出席委員の確認で誤りがありましたので、ご報告申し上げます。

議長を除く13名という形で報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（土渕保美君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月11日水曜日午前10時から委員会を開き、引き続き税務課の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　５時０２分

決　算　特　別　委　員　会

第　２　日

出席委員（１３名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		金子正志君	
小島あけみ君		泉　伸一郎君	
鈴木次男君		合川泰治君	
塚村香織君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長　田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

会計管理者	宮野輝彦君	税務課長	伊東高幹君
税務課主幹	小林賢吉君	税務課主幹	海老原剛章君
町民税担当主査	岡安英之君	住民課長	榎本恭一君
住民課主幹	高橋正巳君	住民課主幹	田原浩介君
国保・後期担当専門員	稲宮辰男君	国保・後期担当主査	安部麻里亜君
年金担当主査	山﨑貴君	町民生活課長	新井庸一君
町民生活課主幹	田代宇隆君	町民生活課主幹	加藤正久君
危機管理担当主査	髙林優子君	交通安全・消防担当主査	長瀬昇之君
環境資源課長	大場崇明君	環境資源課副課長	小林知弘君
環境資源課主幹	田邊和美君	環境推進担当主査	濱田裕也君
資源循環担当主査	河井伸一君	資源循環担当主査	古山進二君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（土渕保美君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、９月９日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３８号の審査（税務課）

○委員長（土渕保美君）　これより税務課の審査を行います。

質疑に入る前に本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○税務課長（伊東高幹君）　改めましておはようございます。

税務課長の伊東でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

職員紹介につきましては、自己紹介という形式を取らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○税務課主幹（海老原剛章君）　皆様、おはようございます。税務課主幹、海老原と申します。よろしくお願いいたします。

○税務課主幹（小林賢吉君）　皆様、おはようございます。資産税担当主幹の小林と言います。よろしくお願いいたします。

○町民税担当主査（岡安英之君）　おはようございます。町民税担当主査の岡安と申します。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

たばこ税についてちょっとお聞きします。説明書の95ページなんですけれども、私、たばこを吸わないのでよく分からないのですけれども、このたばこ税に出ている本数なんですけれども、たばこって10本単位で何か販売されているのかなと思いましたら、端数があるんですけれども、これについてどういうふうな形で端数になっているのかお願いいたします。

それと、あと、たばこ税はよく町のたばこ屋さんで買わないと税金が下りないというふうに聞いて、コンビニなんかで買うと、そのコンビニの本社に税金の元が行ってしまうというふうに何か聞くのですけれども、たばこ税をそういう割合で買うとたばこ屋さん、宮代ってそうないような気がするので、これだけの税金が出るということは、やはりコンビニでも出ているんだろうと思うんですけれども、その辺よく分からないので説明のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当主査の岡安と申します。

ただいまのご質問について説明のほうをさせていただきます。

まず、たばこ税のこの売渡本数、いわゆる市販化されているものだと大体１箱当たり10本当たりというところでのこの１桁の端数についてというご質問についてなのですが、これにつきましては、いわゆる近年急速に今、市場が拡大しております

加熱式たばこに関するものでございます。町たばこ税につきましては、国産たばこの製造者が町内の小売業者に売り渡した本数を税率に掛けて納税するものでございますが、この加熱式たばこの納税につきましては重量と価格をいわゆるその紙巻きたばこの本数に換算を行います。その本数に税率を掛けて納税することになっております。

このことによりまして、売渡本数が１本単位になってしまうのでございますので、いわゆるその市販化されている加熱式たばこ１箱に入っている本数とこの納税時の売渡本数が必ずしも一致するものではないことになります。

なお、この市販されております加熱式たばこ、銘柄１箱ごとの売渡本数につきましては国税庁のホームページにて掲示のほうはされております。

続きまして、２つ目のこのたばこのその販売に関するコンビニ店舗、コンビニさんのその販売の概要というご質問でございますが、これにつきましては、宮代町内のコンビニエンスストアさんで販売されておりますたばこの市町村たばこ税につきましては、宮代町に納付していただいていることを申告者でございます日本たばこ産業株式会社、いわゆるＪＴさんです、ＪＴのほうに確認をしております。たばこの仕入れ方法とたばこ製造業者さんとコンビニ本部あるいは各店舗とのやり方、詳細につきましては特定できかねるところもございますが、コンビニ各店舗で販売するたばこにつきましては、その店舗に売渡しをしたものとしてその店舗のある市町村に市町村たばこ税が納付されるという仕組みでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、再質問のほうをさせていただきます。

この95ページを見ますと会社名が３件ありまして、私の知っている会社は日本たばこ産業株式会社のみで、残り２件のほうはちょっと分からない会社なんですけれども、これはどういうふうな形で分かれているのでしょうか。銘柄とか何か輸入品のあれとかいろいろあると思うのですけれども、それと、税金の納め方なんですけれども、この３社がまとめて出しているのか、それとも先ほど言われたようにコンビニでしたらコンビニ側のほうが税金を納めているのか、ちょっとその辺お聞かせください。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当主査の岡安と申します。

いただいたご質問につきまして説明のほうをさせていただきます。

まず、このたばこ税のございますこの日本たばこ産業株式会社のほかにＴＳネットワーク株式会社、それから、大豊通商株式会社、この３社が当町に申告納税という形でいただいております。このＴＳネットワーク株式会社につきましては、いわゆる輸入たばこ、輸入たばこ品の卸業者でございます。続きまして、この大豊通商株式会社さんにつきましては、主に中国産、中国産のたばこを卸している会社でございます。

たばこ税の納税義務者につきましては、あくまでこの小売店、そのたばこの販売をされている店舗さんに卸している、卸している業者さんに市町村たばこの納税義務が生じます。ですので、たとえコンビニ、実際町内のコンビニさんに卸しているのがこの日本たばこ産業さん、それからＴＳネットワークさん、この大豊通商さんのこの３社が宮代町内の各店舗に卸しているということになりますので、この３社がたばこ税の納税義務者となっているものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

最後の質問なんですけれども、ちょっとこれは調べたところなんですけれども、たばこ税は地方税で１本当たりの値段が決まっていまして、１本当たり6.552円という税金がかかるということなんですけれども、単純にこれ、本数分計算するとちょっと4.6円ほど合わないんですけれども、これは計算、何というんですかね、年ごとにボンと一括で計算するのか月ごとなのか、銘柄ごとなのか、そんな感じで分かれているのか、ちょっとその辺分かりましたら説明をお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当主査の岡安と申します。

今いただきましたご質問について説明のほうをさせていただきます。

このたばこ税１本当たりの税率につきましては、委員おっしゃるとおり１本当たり6.552円、これが市町村たばこ税の税率となります。この納税の方法なのですが、各事業所が毎月月ごとに締めて申告の納税をしていただいています。ですので、月額時点で当然この6.552円を掛けますと、どうしても小数点以下の端数が生じてしまいます。その端数処理を毎月事業所ごとに四捨五入あるいは切上げないしは切捨て等をされて、月額ごとに申告納税をいただいております。今回この成果書にありますのはその月ごとの合計値、年間の合計値を示しているものでございますので、この成果書のこの売渡本数に対してこの6.552円を掛けた数値とはどうしても差異が生じてしまうというものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。１番の佐藤でございます。

僕もたばこ税のことでちょっと不勉強な部分があるかと思いますが、間違っていたら言ってください。

まず、たばこ税と、ごめんなさい、今と同じ説明書、ちゃんと成果書じゃなくて説明書というふうにきちんと執行部のほうでは言ってください。説明書の95ページのほうの申告の状況とかこの辺の類ですけれども、まず、たばこ税、今、月ごとにというふうなのまでは分かりましたけれども、ここを見る限りでは金額ベースのところが出ていない、あと、先ほどのちょっと私もちょっとサラリーマンをやっていて、その後ちょっと母親が倒れた後にはコンビニでもやったりとかしていたので、仕事を、たばこのほうは特に最近随分と、先ほどおっしゃっていた加熱式たばこというんですか、あの辺が、その辺が売上が伸びているなというのは肌感覚で承知しておりますけれども、それに対してのそもそも加熱式たばこの税金というのはたばこ税と同じような形でなされているのか、というところがちょっと僕、承知しておりませんので、不勉強で、そこのところがまず、税金がたばこ税という形で税金を徴収されているのか、そうでなければどのような形になっているのかというところがあります。そこのところも教えてください。

また、このたばこ税というのは、これも不勉強で申し訳ないのですけれども、目的税としてなっているのか、それとも一般財源のほうに入るような形になっているのかというところ、特にこれ、相手、名前とかも当然申し上げませんけれども、

町民の方から進修館と役場の間の道路のところで休憩時間とか、あとは閉庁後とかに吸っているので、苦情が、たばこの臭いが臭いというのが出ていました。先日は僕が警備員室前を通ったら乳母車の女性の方が鼻をつまんでいて、何でかなと思ってその方が通ったところを左を見たら、議員と職員が一人ずつたばこを吸っているのを見て、ああ、これかなと思いました。念のため申し上げますと、私も禁煙外来が始まってからたばこを止めた口なので、偉そうなことは当然申し上げられませんが、そのような状況があって、なおかつ以前も申し上げましたけれども、当然議員になる前ですけれども、特に小学校ではない、進修館と役場の間……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、質問をしてください。

○委員（佐藤将行君）　質問します。

は、非常に町民の方の意識も高いというか、そこのところ目につくので、これが目的税なのであれば、特にこちらは裏側、進修館から見ると裏側になるのかもしれませんけれども、そこに何らかの簡易的でもいいですから、喫煙所を設けるということで、町民の目から離れる、町民には副流煙も含めてそういうふうな悪いイメージ、あと、健康的な被害というのを減らす方向のことがずっと言っているのですけれども、ずっとなされていない状況は変わらないので、そこのところはどのように考えているのかと、結構な金額になるはずなの。これ、以前、この前まで現役でいらっしゃった西村さんがさんざん指摘してくださったのは僕は承知しておりますけれども、きちんとそういうところができているのかどうかという進捗、考えがあるかどうか、考えがあった上で進捗としてどのようになっているのか、また、少なくともこの説明書に対しては金額ベースでの申告の状況の、これ、本数ですから、やって発表していただかないとちょっと検討ができないというところがあります。あと、最後に……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、質疑がどれなのか分からなくなっています。

○委員（佐藤将行君）　最後に言っているでしょうが。日本語というのは最後に述語が来るわけですから、そこのところで出ているでしょう。ちゃんと聞いてくださいと。泉委員、ちゃんと手を挙げてください、いつもいつもいつもいつも言っていますけれども。それ、暴言ですからね。

それと、これ、最後になるかもしれませんけれども、これ、何度も僕、あちこちで４つぐらいの担当課というか、と思われるところに言っていて、特に宮代町の場合は東武動物公園についてだけ申し上げますと、動物公園西口から東武動物公園までは観光のルートになっていて、そこのところに禁煙条例もしくは喫煙禁止条例がないことによって歩きながらたばこを吸っている人で危ないところを見て、動物公園の春日部とか久喜とかでもありますけれども、駅近辺に。

話が終わってから手を挙げてくださいね。

そういうところをやるような考えがそもそもあるのか、僕もここ７、８年で３回くらいは健康介護課とか、担当課と思われるところにいっているんですけれども、一つの事業によって４つぐらい関わっているからということでたらい回しにされたということがありますので、そこを町としてどのように考えているのかと、イメージも含めて、というところを先ほど申し上げたたばこ税、たばこ税というのが目的税なのであれば、それ、高く払っている方に対しての少なくとも締めつけだけではなくて許容性の部分で、こういうふうな形でここで決まったところで吸ってくださいねというふうなことができるのに、それすらもやらないで

税金の納入のほうばかりを強く言っているので、仮にあればそこのところは今後どのように考えているのか、昨年に関してはそれは考えていなさそうなのは分かっておりますので、そこのところのご説明もお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

今、佐藤委員から出た質問ですけれども、３月にも６月にもほかの委員から一般質問で出ている質問なので、こちらの決算でする質疑ではないと思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　野原議員がおっしゃっていることはごもっともですが、今回はちょっと、目的税なのか、それに対してのほかのに対しての税なのかという質問が趣旨なので、それに対してちょっと前置きが長いのですけれども、その点２つで。佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁、答弁。

○委員（佐藤将行君）　今のことについての。

○委員長（土渕保美君）　いや、もう、答弁を求めます。

○委員（佐藤将行君）　ちょっと待ってください。今のことに対して、確かに認めます、３月、６月議会とかその前のときに出ているのは認めますけれども、そこのところをきちんと区別して言っていないところがあるので、決算ですから、その昨年使ったところの……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長の伊東です。

いただきました質問についてご答弁申し上げます。

まず、金額につきましては説明書の12ページにたばこ税の決算の状況を掲載しておりますので、そこをご確認いただければよろしいかなというふうに思っております。それが１点目です。

２点目につきましては、税率につきましては加熱式たばこも同様でございまして、1,000本当たり6,552円という税率によって計算をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

失礼しました。1,000本当たり6,552円、つまり、1,000で割ると１本当たりが6.552円になるということになりますので、税法からしますと1,000分の6,552というものが正しいので、その点を申し上げました。また、たばこ税につきましては目的税ではございませんで普通税という形で整理をされているものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させて……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

すみません、丸藤さん。失礼しました。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ちゃんと手を挙げたんですけれども、こちら見ていなかったので、ちゃんと見てください。

今ので、目的税でなくて普通税というのは承知しました。どうもありがとうございます。また、金額のところ、これ、12ページに書いてあるのを僕が見落としていたというところです。

ここのところは解決しました。

再質問させていただきます。

まず、普通目的税というのは分かってはいたん

です、今、ご説明いただいて承知いたしましたが、要はたばこに関してたばこを喫煙者が支払ってくださるというふうなお金が普通税とはいえ、かなりの金額がこれ、１億8,800万というふうに５年度ベースでなっておりますけれども、これが普通税になっていきますと、たばこを吸っている方に対しては負担は税金として上がってはいくけれども、それに対しての還元享受というところが出てこないというのが少なくとも成果書ではなく説明書に対しても記載されていないし、僕がちらっと見たりとか、ちょっと友達にも確認してもらったところでは、決算書のほうでも出ていない。

要は納税している、現実に納税している方への恩恵と言っては変ですけれども、ちゃんとしたキックバックというか、こういうことをやっていますよと、ご承知のように皆さん、他の自治体では春日部でも久喜でもさいたま市でも駅の近辺に喫煙所を設ける、また、もっとある意味で問題かもしれないけれども、役場庁舎内では難しいかもしれませんけれども、通路のところ、あそこの道路のところではやらないというのが全く徹底されていないというところもありまして、これはかえって町民の方から反発を受けると思います。僕が見たのはもう、本当鼻をつまんで乳母車を押している女性の方がやっています。これ、ビデオを見れば分かると思いますけれども、そのようなところの総合的な政策的なところ、確かに喫煙所を設けることによって歳出が増えるかもしれませんけれども、そこのところを超えた上で一定程度のそのような対策をしないと、やはり、よろしくないことも起こってきたりとか、あとは、駅からの観光地である東武動物公園に関しては観光地として位置づけている宮代にとって非常にイメージが悪いんですよね、歩きたばこで子どもにぶつかりそうになったのを僕は何度も見たことがありますので。そのようなことをこれは決算のときに、昨年度はそういうことを行っていないというのはこれを見て行っていないであろう、僕が見落としがあったらごめんなさい、というのは分かりますが、そこのところはどのように考えて執行部としていらっしゃるのかというところの説明がまだ、ないので、これまでもきちんとした説明がないので、そこのところをきちんとお願いします。

あと、先ほどの95ページの町たばこ税の申告の状況のところで、日本たばこ産業は国内、ＴＳネットワークは海外、大豊と読むのかな、これは中国産というのがありましたけれども、電子たばこについてはこれ、どこに入るのかな、国内で売っている電子たばこであれば日本たばこというふうな扱いになるのか、そもそもこれ、火でつけるたばこのことで国内、海外というふうにやっているのかが分からないので、ちょっとそこのところと、あと、３年度、４年度、５年度とこれ、恐らく電子たばこは上がっていると思うんですけれども、それの数字というのを教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長の伊東です。

まず、目的税とされている都市計画税につきましては、先ほど申し上げた12ページにその充当額が示されているということです。たばこ税は普通税ですので、その義務はございませんので、それを出していないということについてご答弁させていただくというのがまず、１点です。

その政策的な話については、税務課の所管外でございますので、答弁はご控えさせていただきます。

あと、電子たばこについては加熱式とか燃焼式

たばことは違って、煙というか、そのたばこの葉っぱを使っているものではありませんので、たばこではありませんので、この中には入っていないというふうに理解していただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

まず、普通税であるから所管ではないというところもいいか悪いかは別として分かりました。

また、電子たばこにつきましては、町たばこ税のほうのところは違うということで、ということは、これは一般の小売のものと、一般の小売と言っても変ですけれども、例えば、ボールペンでも何でもいいんですけれども、それと同じように消費税のみということで、たばこに関する、広い意味でのたばこに関する税というのがこれは、課税されていないという理解でよろしいのかどうかということです。

また、これは推測になって申し訳ないですけれども、町たばこ税の申告状況とかいろいろありますから、そもそもたばこ税としての対象ではない、だから、電子たばこ等につきましては本数とかも把握していないというふうな理解でよろしいのかというところと、最後に副流煙の問題というのがもともとのたばこ、電子たばこが出る前の出発点というか、一つの理由としてなっていましたが、そこのところは税金、たばこ税という形では取っていないのであれば、ある種これ、お酒の発泡したあるからどうなのかというのと近いところがあるような気がしますけれども、そのような形でたばこではないからというふうな、特別な考えとは申し上げませんけれども、そのような理解で担当課の専門外というか、守備範囲外というところでなっているのかというところを最後に確認をさせていただきたいと思います。そのご説明をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　課長の伊東です。

先ほど申し上げたとおり電子たばこというものについては、たばこの葉っぱを使っておりませんので、たばこ税の該当ではないということでございます。

以上でございます。

先ほども申し上げましたが、そのたばこを吸うところの喫煙場所について、税務課は所管外ですので、お答えすることができないというふうにはっきり申し上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、５点お尋ねいたします。

まず、１点目は歳入の決算書11、12ページの関係で、特に23年度、令和５年度は町税が増えました。これが財政指数を大きく引き上げる要因になっています。それは昨日の企画財政課の中でも論議しました。特に個人町民税の関係でございますけれども、所得割の増加によって前年度に比べ増えているというふうに説明されておりますけれども、納税義務者１人当たり、分かればどの程度増えているのか。それから、要因としてはもちろん、納税義務者が個人町民税前年度比で67人が増えている、それから、法人町民税が17人増えているということも要因になっておりますけれども、この辺の増になっている要因についてご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、同じく11、12ページの町税の不納欠損額なんですけれども、これは町税全体で576万円となっています。件数では97件ということでそれぞれ説明されておりますけれども、ここで気になるのは軽自動車税が25件ということなんですけれども、これは多いのか少ないのか、どういうふうに判断していいのか分かりませんので、その辺ご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、７款の地方消費税交付金の関係でございます。15ページです。これは、景気の動向等によって交付原資が縮小し、交付額が減額となったという理由でありますけれども、そうすると、戻りますけれども、４款の配当割交付金、これも同じだと思うんですけれども、景気の動向等により交付原資が拡大、こっちの、こちらのほうが……

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員、すみません、所管外だそうです。

○委員（丸藤栄一君）　配当割交付金、そうですか。消費税も。じゃ、これはじゃ、企画財政か。分かりました。

〔発言する人あり〕

○委員長（土渕保美君）　課長、マイクを通してお願いいたします。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

では、続きまして、歳出のほうの77、78ページの関係です。これでは、不用額があります。約198万円、これについては、次のページの22節、償還金利子及び割引料のところで、過誤納金還付引当金が見込みを下回ったということなんですけれども、これは当初予算をつけるときにある程度、どれくらいの見込みをつけるのか、それとも、税金の何％を見込むのか、その辺り、過誤納金還付引当金の見込みですね、それについてご説明をお願いしたいと思います。

続いて、82ページの納税推進事業なんですけれども、町税の納付に関わる金融機関等とコンビニエンスストアにおける納付に関わる手数料ということなんですけれども、これは金融機関といっても銀行と郵便局、それというふうになると思うんですけれども、この割合というのは、当然金融機関のほうが大きいと思うんですけれども、当町での割合はどのようになっているのかお示しいただきたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長の伊東です。

すみません、幾つかいただいているうち、ちょっと私のほうでお答えすべきところのポイントにちょっと絞って、あとはほかの担当に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

まず、１点目でございますけれども、個人の所得の上昇状況というのをまず、ご質問いただいておりまして、すみません、１人当たりというのはちょっと計算をしていないというところでご理解をいただければと思うのですけれども、まず、所得状況、歳入の決算書の12ページに所得割というのが上から、上段の部分に個人、町税の町民税の個人という中に所得割が17億2,646万2,866円という数字がご確認いただけるかと思いますけれども、17億2,646万2,866円が令和５年度の決算上所得割として算定しておるものでございますけれども、前年、令和４年度が16億9,735万2,945円という数字が昨年度の決算書で確認できる数字としてありまして、約3,000万円ほど伸びているということになるわけなんです。これ、税金としてということになりますので、その3,000万という数字を税金としてお願いしている、これ、町税ですから町民税ですから、10％のうちの６％分が住民税に当たりますので、その６％で割り返すと５億円、課

税所得金額として５億円上がっているということになります。そこら辺の傾向が出ているということになりますので、４年度からはそういった状況。ただ、これは課税所得金額ですので、いわゆるその控除、所得控除を引いた後の金額になりますので、それで５億円が出ているというところでご理解をいただければなというふうに思っております。

あと、２点目が不納欠損額についても、国保の事情によりけりですので、１人当たりの平均額は出してございません。例えば、その差押えをして、その結果としてその差押えの処分が終わった後に実際にはその方から財産状況としては思わしくないので、それ自体は不納欠損として処理せざるを得ないという案件もあるわけでございます。また、その家庭の事情によって、なかなかその財産自体が確認ができないといった場合には、こういった不納欠損処分をしなければいけないわけなんですけれども、その、それぞれの対応をしている税目が、例えば、町民税だけの場合もありますし、固定資産税や軽自動車税も含んでいる場合、あとは国民健康保険税も含んでいる場合もありますので、これは当然町税ですから、国民健康保険税は国民健康保険の特別会計の中でご確認いただく必要がありますけれども、この資産税についてはそういったそのそれぞれの状況、家庭の事情によってその滞納の状況も様々でございますので、お１人当たりの金額は、これも同様にちょっと算出していないということで、個別の事情によりけりということでご理解をいただければというふうに思っております。

あと、すみません、ご質問途中にちょっと割り込んでしまって大変恐縮だったのでございますけれども、先ほどの譲与税関係については企画財政課の所管ということになりますので、ご了解をいただければというふうに思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当主査の岡安と申します。

先ほどのいただいたご質問の中で、まず、法人の町民税の伸び、増税になっている理由等のご質問と、それから、歳出の決算書の78ページにございます、この税務総務事業の償還金、いわゆる過誤納金の見積りのやり方といいますか、そのご質問について説明のほうをさせていただきます。

まず、法人町民税の伸びについてなんですが、やはり、いわゆるそのコロナ禍の収束、それから、いわゆるその為替相場の傾向、それから、いわゆる賃上げ等によりまして、そういった業界に属されている、そういった業界がやはり、４年度に対して５年度増加している模様でございます。ですので、例えば、農業であるとか電気ガス熱供給業であるとか、飲食サービス業の企業債につきましては、やはり４年度から見ますと５年度マイナスの伸びが顕著になっているところでございますが、それを除いた業界の企業さんを見ますと、４年度から５年度に増額の申告納税がございます関係がございましたので、先ほど申し上げました、いわゆる社会情勢等により増加傾向にあるということを推察しておるところでございます。

次の、歳出の税務総務事業にあります過誤納金の見積り方法についてなんですが、やはり、これにつきましては、いわゆる個人住民税の還付、それから、法人町民税の還付の予算というところでございますので、過年度、やはり、明確な指標というもの、というものはなかなかその見いだせていないというところがございます。しかしながら、やはり還付、例えば、個人住民税でありますと、所得税の確定申告、あるいは個人住民税の申告によりまして、税金のほうが可能になった場合には

お返しする、それを迅速かつ適正に速やかにお返し、還付処理を行っていかなくてはいけないということになりますと、やはりある程度の余裕額というものを見積った上で計上のほうは必要かなと思います。ですので、過去のいわゆる過年度の執行額におおよそ上積みという形で、じゃ、その上積みの範囲はどのような客観的な指標というのがないところではあるのですが、過年度の支出状況、執行状況を鑑みて見積りのほうをしているところでございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（海老原剛章君）　税務課主幹、海老原でございます。

軽自動車、不納欠損のほうの軽自動車税、こちら多いのか少ないのかというご質問でしたけれども、こちらにつきましては、金額的には今年、若干いつもより多くはなっているのですが、件数としても若干多くはなっていますけれども、大体ここ数年20万円前後で来ているということで、特段、ここ数年の中では確かに一番多くはなっているのですが、それほど特段飛び抜けて多いということではないと思われます。

続きまして、コンビニ、銀行と郵便局の割合ということでございますけれども、こちら、大変申し訳ございませんが、ちょっと集計というものはしておりませんで、こちらの内容については不明ということになっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　はい。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

執行部のほうも答弁のときに該当ページをまず、言ってからお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、町税全体の増えた要因というのは、大まかな答弁でした。分かりますが、やはり、納税義務者が実際先ほどもちょっと言いましたけれども、景気の動向等がどうなのか、あるいは、働いている方の賃金がどうかとか、そういった意味で、やはり町民の状況がどうなっているのかという意味では、やはりよくつかむ必要があると思って質問したんですけれども、やはり決算ですから、そういう点ではどういうふうな傾向にあるのかということは数字が出ているので、そういう点では説明がつくようにしていただければと思います。

それから、先ほど不納欠損のことで聞きました。確かに軽自動車税というのは毎年増えてきますよね。それが大きな要因になっているわけなんですけれども、金額的にどうなのか、件数もそうなんですけれども、金額的にどうなのかということでお尋ねしました。そういう意味ではどうなんでしょうか。ほかの自治体も同じような傾向だとは思うんですけれども、その点ではどうなのかということでもう一度お尋ねしたいと思います。

それから、歳出のほうで77、78ページ、税務総務事業なんですけれども、先ほど過誤納金還付引当金ですかね、これはどのぐらい見込むのかということで、支出状況を見てということで、要するに決算の経年変化を見てということなんですけれども、内容としては過誤納金還付引当金ですから、納め過ぎになったのか、それとも、誤って納めたということはないと思うんですけれども、そういった点ではどういうふうな内容の傾向になっているのか、その点だけお示しいただきたいと思います。

それから、最後の82ページの納付税推進事業なんですけれども、冒頭にも言いましたように金融機関のほうが圧倒的に多いと思うのですけれども、

これはざっくりでも出ないのでしょうか。９割、１割とか。数字は出せないということなんですけれども。その点、お尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長の伊東です。

少し説明が不足していたようで大変恐縮でございます。

まず、景気動向という点では、例えばですけれども、先ほど申し上げました個人の住民税、町民税における所得割の状況が税金として3,000万円ほど多く納めていただいているというお話の中で、課税所得金額がそこから算出しますと５億円程度上がっているという傾向が見られる、また、担当主査からもお話しをさせていただいたとおり、なかなかその全ての分析、その所得金額、そのサラリーマンの方についてはそのベースアップ等で上がっているという傾向はありますけれども、事業所得についてはそれぞれの事業において、その増減があったりとかするので、なかなか傾向が読み取れないといったところ、最終的なこの所得割としては先ほど申し上げましたとおり課税所得金額としては、これは全てトータル、サラリーマン以外も含めてですけれども、５億円程度上がっているというところから見れば、景気動向としては必ずしも悪くないというところで、上昇傾向にあるのかなというふうには見ているところでございます。

法人住民税につきましては、ほぼ横ばい、少し下がっているということもありまして、ただ、一方で法人につきましては、その決算の年度によって、例えば、マイナスを計上する年があったりとかというのがありますので、必ずしも傾向が読み取れないといったところがあります。例えば、その令和３年度、そのコロナが大きく影響を受けて7,700万程度が現年度課税分の法人住民税でございましたけれども、４年度は１億円、５年度は９億9,900万円という形で、４年、５年については大きく変わらないのですけれども、３年度からは上昇しているといった傾向が読み取れますので、その会計年度、そういう事業年度ごとに損失を出したり出さなかったりといったような、法人の傾向がありますので、なかなか読み取ることが難しいというような現状でございます。

また、固定資産税についてです、ちょっと先ほど説明が不足していましたけれども、特に家屋、決算書で言いますと12ページの中段に固定資産税の１目に家屋というところがありまして、８億6,400万円という数字が決算書上確認できるかと思いますけれども、昨年令和４年度については６億7,000万円ということで、約２億円上がっているわけなんです。ここについては、今までの横町の課税が始まっているということで、その数字が出ているといったところで、宮代町におけるその固定資産税の傾向についてはそういったところで上昇傾向にあるのかなといったところです。

ただ、６年度以降については、当然５年度に課税をお願いしていますので、そういった同様の傾向になるんだろうと。あとは、その当然にその評価替えの影響によって結果が出てくるといったところでございます。

軽自動車税については、大体その金額としては200万円程度の上昇ということで、そこまで大きくはないだろうと。ただ、軽４輪、いわゆるその自家用の軽４輪の登録台数が説明書で言いますと94ページになりますけれども、102台と、軽４輪乗用の自家用が102台増加していて、税率からすれば一番高い税率になりますので、それが宮代町にとっては功を奏しているのかなといったところ

になります。都市計画税については、先ほど固定資産税で説明申し上げましたとおりでございまして、税率が0.2%、固定資産税の1.4と比較しますと７分の１ですから、大体同程度、その上がった分の７分の１ぐらいが上がっているというふうにご理解いただければと思いまして、そういった点での税金の上昇になっているといったところでございます。

それがまず、１点目でございます。

あと、過誤納金の還付金、還付の引当金、決算書で言いますと80ページの一番上段になりますけれども、この22節については予算からすると950万円、決算書で言うと77ページの中段になりますけれども、950万円を計上しているのですが、この内訳としては町民税と軽自動車税が850万円で、固定資産税については100万円というところでその区分を設けております、事務上です。町民税と軽自動車税と固定資産税を分けている理由というのが、固定資産税については、いわゆる地方税法で求められている５年以上に遡って、場合によっては還付する必要がある、特にその息の長い税率、税目になりますので、場合によっては10年まで遡って還付するというのを内部の要綱で定めておりますので、それに基づいて別途100万円を設けさせてもらっているということです。その実績はございませんけれども、町民税とか軽自動車税については850万円、これは最近傾向を変えておりませんが、いわゆる還付の理由といたしましては、例えば、今から言いますと令和元年分です。住民税で言うと２年分までになりますけれども、遡って所得税の還付の申告ができるような仕組みになっておりまして、例えば、医療費控除を混んでいるさなかにやるのではなくて、少し、自分の落ち着いた時期に遡ってやる、医療費控除をやられる方もいらっしゃって、そういった方の医療費控除なんかを遡ってやった場合には、当然そこの年度に遡って住民税を再計算をさせていただいて還付をするという仕組みになっておりまして、当該年度の分ではございませんで、その過ぎ去った過年度分になりますから、当然この歳出科目から還付をさせていただくという仕組みになっておりますので、過去の分の税金の修正、税務更正です、そういったものを特に所得税、税務署に行ってやっていただいた方の税データが町に回ってきて、ここの歳出区分から還付を行っているという内容でございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（海老原剛章君）　税務課主幹、海老原でございます。

ご質問にお答えいたします。

まず、不納欠損のほう、軽自動車のほうの不納欠損でございますけれども、こちらの金額につきましてですが、ここです、過去３年ほど遡りますと令和３年度が19万7,700円、令和４年度が23万700円、令和５年度、今回につきまして28万8,179円という形になっております。なので、結果としましては若干増えてきているのかなというところではございます。

それと、ほかの自治体の状況ということでございますけれども、こちらにつきましては各税務課ごとの他の自治体の不納欠損の金額件数等の資料がちょっとございませんことから、ちょっと他の自治体の状況については分かりかねるところでございます。申し訳ございません。

それと、もう一点です。郵便局とそれ以外の金融機関等のざっくりでも割合が分からないかというところでございますが、こちら、口座振替の割合でしたらこちら、把握できますので、口座振替

の全体のうちの郵便局の割合が18.5％ということで、ちょっとこれが全部の、全ての窓口納付のほうとかにもそのまま適用できるかはちょっと分からないところですけれども、窓口納付等全てのものに含めてのちょっと集計というものがございませんことから、ちょっと口座振替納付の割合でちょっとお答えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁ありがとうございました。

それでは、１点だけお尋ねいたします。

決算書の70、80ページの22節償還金利子及び割引料の過誤納金還付引当金なんですけれども、説明していただいて分かりました。そうしますと、先ほど５年以上遡ってという答弁もありましたけれども、納め過ぎという場合は、そうしますと医療費の還付の関係になるのか、ただし、これは滞納していた場合は、当然そちらのほうに充当されるわけで、そういう場合は５年以上にも遡ってやるということで理解してよろしいでしょうか。その点だけ。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長の伊東です。

このいただいた再質問につきましては、まず、医療費の還付なのかというお話しなんだと思いますけれども、所得税の申告というのは遡ることが５年間、５年分遡ることができまして、先ほど一つの例として医療費控除を挙げさせていただきましたけれども、例えば、配偶者控除を取り忘れていたですとか、障害者控除を取り忘れていたといったような人的控除を取り忘れていたというようなこと、あとは、所得の更正として、例えば、経費を取り忘れていたといったようなことも含めて、もう、その全ての項目について修正があればできるというような仕組みを取っておりますので、医療費に限らず様々な所得ですとか控除についての申告をやり直せるという仕組みがございますので、それに基づいて税務署でやっていただいた結果を受けて、当然にその影響を受ける住民税についても修正を行って、実際のその税金をお願いしていた金額から下がった分をお返しするというような仕組みになってございますので、それは５年分で遡れるというような仕組みがまず、地方税法上定められているということです。

還付する金額については、例えば、その方が滞納がある場合については、その時効が止まるケースも中にはありまして、その、例えば、差押えを行っていて滞納が継続しているような、例えば、平成30年度のものが今、残っていて、何かその申告によって還付が生じて、滞納している方なのでちょっと還付が生じるかどうか、ちょっと分かりませんけれども、まれにそういったことがあったときに、その平成30年度分に充当するといったことは当然に考えられることでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で税務課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１４分

○委員長（土渕保美君）　時間前ではございますが、全員そろっていますので、始めてもよろしいでし

ょうか。

始める前に、委員の皆様にお願い申し上げます。

今回は一般質問ではございません。質疑は明瞭簡潔にお願いいたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３８号の審査（住民課）

○委員長（土渕保美君）　それでは、これより住民課の、住民課の審査を行います。

質疑に入る前に本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。お忙しいところすみません。よろしくお願いします。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。よろしくお願いします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋です。よろしくお願いします。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　国保・後期担当専門員の稲宮です。どうぞよろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○年金担当主査（山﨑　貴君）　住民課年金担当主査の山﨑と申します。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

一般会計の歳入歳出一括して質疑をお受けします。ただし、特別会計は入りませんのでご注意ください。

質疑はありますか。

なしでしょうか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

小さく２点お伺いいたします。

まず、１点目なんですけれども、決算書82ページ、戸籍住民基本台帳管理事業になります。説明書ですと89ページになります。真ん中辺の(2)コンビニエンスストアにおける交付数ということで、こちらが宮代町内だと大体2,801ということで、前回が2,403ですので、結構増えているということで、宮代町外でも、やはり前回が1,523に対して1,905ということで、大きく伸びているのですけれども、これについてどのような傾向で増えているのかということをお伺いいたします。

それとあと、マイナンバーカード交付件数ということで、昨年度から10%以上上がって80.8%に増えているのですけれども、これにつきまして町として何かどのような対策、要するに増えていくための対策を取られたかということをお伺いいたします。

以上、２点になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。

では、ご質問のほうにお答えします。

まず、コンビニ交付の伸びなんですけれども、その前年からマイナポイントの関係でマイナンバーカードの交付が非常に増えたというのが大きくありまして、なかなかコンビニ交付というか、そもそもマイナンバーカード自体をなかなか利用するというのがなかったのですけれども、そちらのほうがマイナポイントをきっかけにマイナンバーカードの使い方というのを皆さんに多く、この間に認知できるようになったのかなというのが大き

な伸びだと思います。今年度もしっかり増えていますので、これからも増えていくと思います。

マイナンバーカードの交付に関してですけれども、こちらもその前の年度のマイナポイントの関係で大きく増えました。対策としては、マスコミとかで言われているような、その日来てもらった方が翌日になってしまうとか、途中で受付を締切りをしてしまうような、そういうケースは宮代町のほうはございませんでした。なので、窓口を全部で４つつくりまして、そちらのほうで対応するということで、この件数をうまく手続を行ったというところです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

やはり、コンビニエンスストアでできるというのが本当にありがたい。私もマイナンバーカードを使ってこの交付できるということで、いちいち役場に来なくても済むということで、昔はわざわざ平日休んで役場に来ないといけないということがあったのですけれども、それがなくて、本当に便利になったというのは感じております。ただ、住民票の写しとか、あと、印鑑登録証明書だけになっていますので、やはりもっとほかの証書です、そういったものもコンビニでできるようにどんどん進めていっていただきたいと思うのですけれども、それについてお伺いいたします。

それと、マイナンバーカードの交付件数、大変宮代町は高いというふうになっているのですけれども、やはり、一番心配なのは保険証との兼ね合いになってきたときに、やはりそのマイナンバーカードの安全性というものを、やはりしっかりと町民の方に周知していただきたいと思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

以上、２点になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。

では、ご質問にお答えします。

コンビニ交付の拡張なんですけれども、一応今年度、戸籍の証明書についても交付できるように今、準備を進めております。それ以外に税証明などあるんですけれども、こちらのコンビニ交付の関係です、よく、今で言うとＤＸというところで取り上げられておりまして、これからも書かない窓口にもつながりますので、非常に必要ではあるのですけれども、今回戸籍の証明書につきましては、国のデジ田交付金を活用して行っていますが、費用も非常に大きくかかります。宮代町が住民票と印鑑証明書のコンビニ交付を始めたとき、当然戸籍とか税も考えてはいたのですけれども、非常に当初の予算がかかるというところで諦めたという経緯がございます。今回はその、デジ田交付金を使うことができましたので、そちらを使って何とかこう、やっていけるかなというところではあるのですけれども、税証明とかも含めていきますと、非常に予算がかかってしまいます。そこも加味してやっていかないと、非常に高い住民票とか税証明が発行されるということも考えなければいけませんので、その辺はしっかり精査して、税証明は住民課ではないですけれども、進めていきたいと思っております。

あと、マイナンバーカードの安全性につきましては、こちらは国でも発表しておりますとおり、ただ、なかなか発表しているのと同時に同じように心配な声もたくさん聞かれて、自分で考えることもなく、ほかからも、いろいろな雑誌とかマスコミでいろいろ言われています。

国のほうの発表のとおりマイナンバーカードにつく、マイナンバーが載っているので、落としてしまえばそれは知られてしまう危険というのは当然出ます。ただ、そのときに、要はクレジットカードも落としてしまえば心配ですし、免許証なんかも落としてしまえば心配です。なので、そこの部分につきましてはほかのカードもみんな同じではないかというところもございます。ただ、それをどうやって使うかというところです。暗証番号を使わない等で中に入っていけない。カード自体には件名に書いてあるものと同じものしかチップの中には入っていません。ログインをするのに暗証番号が必要になって、その暗証番号も３回間違えたらもう、カード自体がロックしてしまうと、そういう仕組みもありますので、ただ、この仕組みが皆さんになかなかお伝えできていないというのが現状だと思いますので、そこにつきましては、これから町のほうでも国のほうの広報資料を使って広報していきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

マイナンバーカードを本当、80％、80.8％まで来たのですけれども、これから増やすのが大変じゃないかと思うんです。やはり、マイナンバーカード自体をやはり嫌っている人という人たちにいかに持っていただくかというのが課題になってくると思いますので、その辺をお考えいただければと思います。

再々質問はありません。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　２点お尋ねいたします。

まず、決算書で81、82ページ、２款総務費の中の戸籍住民基本台帳管理事業、前段と同じマイナンバーカードの関係でありますけれども、そもそもマイナンバーカードをつくるかどうかは任意です。マイナカードを保険証として登録するのもマイナ保険証を使うかも任意です。ですから、任意の制度を普及するために保険証を廃止することには、私は道理はないということで反対なんですけれども、ここではそのことではありませんが、今後の問題で、実際そういう意味ではマイナカードを保険証として登録するしないは自由なんですけれども、これについては今後どのようにしていくのか。実際、マイナ保険証がないと医療機関を受診できなくなるみたいなそういう不安も実際あるのですけれども、そのための期間も十分ありますので、対応はされると思うのですけれども、今後の問題としてどうなされるのか、それが１点。

それから、決算書の129、130ページの１項保健衛生、２目予防費の関係なんですが、後期高齢者健康診査事業です。これは、健康診査は国民健康保険と同様で保険センターでの集団健診、それと、医師会管内の医療機関での個別健診というふうになっておりますけれども、ちなみに宮代で一番受診で多いのは、やはり六花だとは思うんですけれども、その点。それと、南埼郡の医師会の関係ですから、多い順にベストスリーで出せるのであればお聞きしたいのですが。

それと、もう一点は後期高齢者疾病予防事業なんですけれども、人間ドック等の総合健診なんですけれども、これは後期高齢者医療制度加入者145名の方に２万7,000円、以前はたしか２万5,000円ぐらいだと思ったのですけれども、この補助交付金ですよね。いつ頃上がったのでしたか、確認のためにお尋ねしたいと思います。実際前年度と比較して僅か２万、３万弱なんですけれども、その点では支出額、支出済額では５万7,519円の

マイナスなんですけれども、実際は増えていると。この辺の状況はどういうふうに理解してよろしいのか。その点のご説明をお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋です。

１点目の質問、ご質問のほうでお答えします。

今現在国民健康保険のマイナ保険証の登録率は61.55％、７月１日現在61.55％です。先ほどご質問にいただいたようにマイナ保険証の登録は任意でやっていただきます。現在今年７月に保険証を発行いたしまして、７月に８月からの保険証を発行いたしまして、それにつきましては来年の７月末までご利用いただけます。ただし、マイナ保険証をお持ちの方につきましては、来年の一斉更新のときには保険証が出ません。マイナ登録されていない方については資格確認書といいまして、ほぼ保険証と同じような記載事項のものをお送りさせていただく予定でございます。ですので、来年８月以降マイナ保険証をお持ちの方は保険証が出ない。または、資格確認書が登録されていない方については出るということで、ご理解いただきたいと思います。

また、12月１日まで、２日以降にまたお届けいただいた方につきましては、保険証は出ませんので、そういった方については資格確認書という発行の形になりますので、よろしくお願いいたします。

すみません、加えます。

今年10月から、まだ、方法は分からないのですけれども、マイナ保険証を登録されている方に対して解除の届出もできるようになりますので、不安がある方についてはそういった判断もしていただけるとなっております。

１点目は以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

まず、後期高齢者の健康診査の個別健診の件数の多いベストスリーというご質問にお答えいたします。

ちょっとはっきりした数字はなくて、１位、２位ぐらいは分かるのですけれども、３位まではちょっと分かりませんので、やはり、おっしゃっていただいたように六花が件数としては一番多いところです。２番目としてはもとむらクリニックさんがやはり多いかなというところです。３位はちょっと、今の段階では分からないところです。

次に、２万7,000円がいつから変わったかというところについては、ちょっと今確認中です。

次の令和４年度から令和５年に件数は増えたけれども、総金額が減っているというところについてですけれども、こちらの２万7,000円の補助といいますのは上限ですので、中には１万5,000円ぐらいの健診の費用で人間ドックができたという方もいらっしゃいます。ですので、その方は満額２万7,000円ではないという場合もありますので、件数は増えていても総額が減っているというところがあるというところであります。

人間ドックの補助金が２万7,000円にいつからなったかというところについては、特別会計のほうのときにお答えできればと思いますので、確認しておきます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、決算書81、82ページの２款総務費の関係のマイナンバーカードの

状況については分かりました。いずれにしましても、今後は資格確認書とは別に資格情報のお知らせというのも書面でだと思うのですけれども、配布されると思うのですが、これについても準備は当然できているのだと思うのですが、その辺の状況。

それから、もう一点、決算書129、130ページの関係で、後期高齢者医療、人間ドック等の総合健診なんですが、分かりました。上限が２万7,000円ですので、答弁のとおり少なく済む人もいますので、それは理解できますが、どうなんでしょうか。健康診査の関係で保健センターでの集団健診、それから、先ほど言ったように医師会管内での個別健診とあるのですけれども、これはだんだん受診率も上がっていると思うのですが、やはり、上がっていけば上がっていくほど次年度も、その次も、やはり上げていかないといけないと思うのですけれども、受診率の関係ではこの近隣あるいは埼玉県内ではどういう位置にあるのでしょうか。再質でお願いしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋です。

１点目のマイナンバーカードの関係では、国の補助金を得まして資格、今お話しになられた資格情報のお知らせであるとか、そういったもののシステム改修を進めておりますので、12月２日以降については万全の体制で臨みたいと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

健康診査の受診率、埼玉県内での宮代町の受診率の位置についてというところですけれども、具体的に順位などはちょっと申し上げられないのですが、令和５年度については受診率42.8％というところで、埼玉県の平均が34.3％というところですので、県内の中では高い受診率であるかなというところです。今後後期高齢者のほうでは介護保険と健康保険のほうの一体化の事業というのもありますので、後期高齢者の方の健康診査を受けていただくというところが介護の予防などについても重要になってきますので、後期高齢者の方の受診率も上げる、勧奨通知などもお送りして上げる努力をしていきたいなと思っています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　こんにちは。佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

住民課所管のところをお尋ねしていきたいと思いますが、まず、お尋ねする前提としてきちんと説明書という形で成果書という形は取らないでください。また、もう一つ確認ですけれども、第５次総合計画に書いてあることはこれ、各課問わず、皆さん共通のベースになる考えだと思いますので、先ほどから所管じゃないというところの理由というのはできる限り所管でなくてもきちんと横串というのが25ページかなんかにも出ていたかな、ありますけれども、26ページに出ていましたけれども、それがなされていないということをそちらから話していることになりかねませんので、そこはお気をつけください。

では、質問に入らせていただきたいと思います。

説明書ベースになって申し訳ないのですけれども、説明書の89ページのコンビニ、先ほどの前段

の議員もご質問されていらっしゃいましたが、コンビニエンスストアにおける交付件数というのがございます。この中で町内町外というのに分かれておりますが、まず、この町内町外によって手数料等は変わるのか変わらないのかというところを、ちょっと町民の方にこれを聞かれたものですから、確認をさせていただきたいと思います。

あわせて、この表が非常にちょっとざっくりし過ぎていて、各年度の状況、せめて３年から５年ぐらいの推移ですね、状況というか推移というところも記載されておりませんので、そこのところを教えていただきたいと思います。

次に、説明書の88ページですから、前のページ、左のページになると思いますけれども、住民の移動状況というものがございます。これ、令和４年度は315名の減少になりました。プラスマイナスでですね、ところが、令和５年度というのは、これはいいことだとは思いますが、マイナス２名というふうなところに踏ん張ったというか、とどまったという形になりましたけれども、これの原因等の検証というのは住民課のほうでどのようになされていてこのような数値が出てきた、それで、これはたまたまですけれども、この令和５年度に２件って、町のほうで定住促進の移動件数と同じだというのはありますけれども、それは別として、そもそも住民課のほうとしての青写真、進捗計画したものとの整合性というか、乖離性というところのご説明を願いたいと思います。

次に、出生者数です、これ、今年です、今年度ではなくて今年の３月ぐらいにまず、国のほうで令和５年度の出生者数が78万何千人というのが出た、住民課の前に新聞、ラックがあって置いてありますけれども、それを見て私のほうが、じゃ、宮代町では何人なんだと聞いたら、その場にいた職員の方、誰一人把握していない、事前に把握していないで調べて調べて３月時点で186名、年度が変わってもう一回確認したら、３月31日時点ので見たら180名というのはお聞きしました。

また、令和６年度、これ、国のほうでまた、やはり新聞で35万人というのが出ておりましたが、そのときにじゃ、宮代はどうなんだということをお聞きしたところ、やはりちょっと調べてみますと結構待たされて90名というのはお聞きしました。

要はこういうところ、一番のそこを把握していると思われる、ひょっとしたら子育て支援課だったらごめんなさい。でも、住民課かなと思ってお聞きしているのですけれども、そこのところが聞いた町民が、パッと思ったことを聞いたときに即答できないというところにまず、住民が不信感を持ってしまうというところを強く自覚していただきたいと思います。そのような仕組みをどのように今、やっているのかというのをまず、お聞きしたいと思いますし、また、これは住民課だけの問題ではなくて、先ほどの横串の問題でもありますけれども、各課にそういうふうな数値を朝一で一斉メールでも流していただければ、ほかの課で住民が聞いたときに誰かしらその課で答えられれば不信感は減ると。あくまでも我々議員もそうですけれども、町民、出生者数です、信頼がベースで町民の方の信頼がベースで我々存在しているものですから、そこで不信感が出て知らないとなると、町は考えてくれているのかという意見もありますので、そこのところをお願いいたします。

次に、決算書の、これは決算書ですけれども、80ページの町民税税事業というものがございます。これの真ん中のところよりちょっと上かな、町民税事業の11番役務費の２つ目の車両情報提供手数料というのが８万8,000円……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。住民課ではないそうです。

○委員（佐藤将行君）　これ、違うの。税務課、ごめんなさい。分かりました。では、先ほどの横串の観点から分かる範囲で、分からなければいいです、パスしていただいて。ところをお願いいたします。

次に、これ、説明書の89ページです。89、90ページに該当すると、ちょっと間違っていたらごめんなさい、町で数年前からいろんな、例えば、住民票の申込とかも含めて電子申請というものをやっています全庁的に。それが増えてきています。それの住民課所管分だけでも結構ですけれども、例えば、住民票の写しとか休日予約というのはやっていらっしゃると思いますけれども、これが、ごめんなさい、どこに、説明書の89ページかな、証明書発行手数料とかいろいろありますけれども、これがどのように推移して、これ、窓口のほうにこれまではどれくらい来ていて、電子移行にして電子のほうになった、要は窓口の負担分が減ったという形で成果は表れてくるとは思うのですけれども、そこの推移の件数というものがちょっと私が探した範囲では出ていないものですから、そこのところ。要は住民課の職員の方が負担が減ったという形になると思いますので、よろしくお願いいたします。

あとは前段の議員で、別の角度から出ていましたマイナンバーの件ですけれども、これは僕、３名ぐらいの方からお聞きして、当時の草野課長にちょっとご相談させていただいて、やり方変わったというのは存じ上げています。

内容といたしましては、２万円分の２万ポイントと言ったほうがいいのかな、ポイントが入りますよというふうにやっていたのを、２万円を最初に現金で自分が口座に振り込まないと、そもそもできないというふうに勘違いした年配の方が何人もいらっしゃって相談を受けて、内容をどのようにやっているかと聞いたら、口頭の説明だけで資料もなくやっていたので誤解を招いたというふうなことはあったようでございます。

その後、多少は変えられたようですけれども、そこで１回間違って対応をされた人はもう手続は終わっているわけですから聞けないので、その後、そういった問合せもあったとは思うんですけれども、マイナンバーポイントに関する問合せ総数、またどういったものが問合せとして多いのかということにつきましてお尋ねしたいと思います。

次に、これ最後になるかな、特別健診のことについても、前段の議員の方からお尋ねがありました。

特別健診以前は、三、四年ぐらい前までかな、僕も住民のときに何度も何度も……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、ページ数をお願いします。ページ数。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい。ちょっとページ数見つけられなかったので。

後期、特別健診はどこなんだよ。後期に入るのかちょっと分からないので。住民課の方、ちょっと分かったら。これ健康介護課のほうかもしれないので分からないので、ちょっと特定できなかったというのが。ちょっとさっき見ていて、ふと思った質問なので、そこは申し訳ございません。指摘できないので。

これのどのような形で増えたり減ったりしている検証を行っているのか。また担当課はもしも健康介護課のほうであれば、住民課とはどのような連携をしているのかというところ。

また、いや、先ほどね、もとむらと六花が１位、２位ということを言われていたので、ふと思ったので、こちらかなと思って聞いているんですよ。

○委員長（土渕保美君）　住民課じゃないそうなので。

○委員（佐藤将行君）　でも、さっき１番、２番は答えたじゃないですか。

90ページの説明書みたいです。130ページですか、ありがとうございます。

後期高齢者関係がいっぱい出ていますね。ごめんなさい、130ページのちょうど真ん中ぐらいに後期高齢者健康診査事業というものがあって、これ住民課というふうに僕もメモして、間違っていたらごめんなさいね。ここのところで、何度も僕、七、八年前から、一度は議員の方も一緒に行っていただいて、まずは予約方法のほうをずっと電話の10回線というところを、インターネット予約とか入れていただきましたけれども、それはいいんですけれども。

検証を当然、事業というのは１年ごとという形で、１年やった上で検証して、プラスにするのかマイナスにするのか、こういうのを付加するのか、これをやめるのかとやっているとは思うんですけれども通常は。それで先ほど個別的に１番、２番、六花が１番、もとむらが２番というのが出てきたのではないかと思って、それをお聞きして、急に質問項目に入れたのでごめんなさい。担当とかそこのページ数が指摘できなかったのは申し訳ございませんが、そこのところで、なぜ１番、２番しか、そういうふうに資料というかデータを持ち合わせていないのか。また、これも過去３年から５年の推移というものを明示していただかないと、あくまでもこれ、特に主要な施策、全部の施策じゃなくて主要なものだけですから、それの成果と言われる、要するにプラスの部分だけであって、説明書ですからプラスマイナス両方出てくれないと判断が我々もできないわけですね。町民の負託を受けて、これが正しいかどうかというところ、特に私なんて、もう全議員の中で一番その辺知識ないものですから、当選したばかりで。きちんと説明していただければ、こういう場で説明を求めることもないので、きちんとそういうところもやっていただければと思いますけれども。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　はい、何でしょうか。

○委員長（土渕保美君）　端的にお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　だから、その理由言っているんでしょ。担当課どうか分からなかったから。

狙い打ち的に言うのはやめてください。もう前のときからもずっと言っていますけれども。

そこのところの……

手を挙げて言ってください、泉議員。

じゃ、別な観点、先ほどのご説明あったように、１位、２位というのは分かっているというふうな説明をいただきましたが、では何でそれ以外をきちんと抽出して発表できない状況にしていないのかというところで、きちんとした検証をされていないのではないか。きちんとした検証をされていないとなると、住民の税金をきちんと差配するようなことがなされていないのかという不安・不信が出てきますので、そこの説明をお願いいたします。

最後に、これに付随です。

最後に、この特別検診等は、ある一定数が保健センターなり何なりというふうに行くような形になって、別の課ではありますけれども、町民スポーツフェスティバルのときには臨時のバスを増便したという話もありますけれども。この受診率とか受診者数がどういう理由で増えたり減ったりしているのかというところが分からないと、例えば足がないから交通手段がないからという人もいるかもしれません。そういうところが示されていない以上、どういった理由でこれが増えたり減ったり、特に本当はここの案数として出ていなくても、行きたいけれどもこういった理由で行けないんだ

という人もちょっと２人ぐらいしかいませんけれども聞いてはおります。もう免許も返納したのでと。そういうところの調査というのはなさっていらっしゃるのかどうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。

一番最初のご質問にお答えします。

コンビニエンスストアのコンビニ交付、町内・町外のコンビニ、手数料は変わりません。

そうですね、これ単年度しか載っていなくて、ほかには複数年載っているのもありますので、数字のほうの見せ方は考えたいと思います。

以上です。

あと、ごめんなさい。電子申請の関係なんですけれども、住民課の証明書には電子申請、まだ取り入れておりません。休日交付については、電話での予約になっておりますので、電子申請ではございません。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

出生の話がありましたが、町のほうでは毎月どのぐらい出生数があるかという、その具体的な数字までを、その町の職員は把握はしておりませんが、おおよその数字を把握しておりますので。ただ、質問があったときに、大体どのぐらいですというお話はできないものですから、やはり確認してお答えする必要はあるのかなというふうに思います。

窓口で出生届ですとか転入届を扱っておりますので、先ほど横串というお話ありましたが、出生・死亡の自然増減ですとか、転出・転入の社会増の動きというのは、１年間に１回、年間の動きということで、把握したものを必要とする部署のほうに提供させていただいています。特に企画財政課はそういった動きを確認しなくちゃいけない部署でもありますので、かつて企画財政課に私がおりましたときも、たしか平成27年が出生数が最も多くて270人ぐらいいたと記憶しております。

宮代管内、幸手管内ですと、合計特殊出生率は白岡に次いで２番目に高い状況で、ここ数年続いていたというふうに考えています。

住民課のほうで政策的にどうしていこうかということはなかなか所管としてできませんが、正確な情報を把握して、それを見やすい形で必要な部署に提供するという仕事としては、住民課の仕事だと思っておりますので、今後も続けていきたいなというふうに考えております。

それからもう一点、検診のほうで１番目、２番目まで分かっていて、３番目、その後かどうかということですが、検診については１番がいいとか、２番がいいとか、そういうことではなくて、結果として多かったのが六花だったということ、２番目に多かったのがもとむらさんだということで。

これは、先ほど検診行きたくても行けない方がというお話もありましたが、もちろん集団で保健センターに来られない方もいらっしゃるので、個別として身近な医療機関に受けられるような、そういう対応を取らせていただいているというのが現状かなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹、高橋です。

２点目のほうで補足の説明をさせていただきます。

今、課長のほうで説明したもとむらクリニック、六花以外に、町内であと３か所、南埼玉郡市医師

会で宮代以外で90近い箇所の医療機関があります。ですので、どちらの医療機関にかかられても金額は一緒です。特に１位、２位、３位ではなくて、かかる機会を増やすということで、南埼郡市医師会管内の医療機関にかかっていただいているということがあります。

また、特定健診のときに臨時バスの運行というお話をいただいたんですけれども、範囲が広い一部の地方都市でやられているということは承知しておりますが、ただ健診の時間というのはある程度短い時間の中でやっていただく中で、導入バスを回すこと、そういったこと自体、また臨時の健診会場を設けるということ自体、当町で難しいと思いますので、そちらにつきましては、また健診の受けやすい環境づくりという方法を優先させていただければと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れの確認をさせていただきます。

第５次総合計画のことを、特に第５次総合計画４ページ、25ページ、26ページ、34ページのことをお尋ねして、ここのところ、きちんとこれを前提にしているのかどうかというところが出発点になるので、確認をさせていただいたんですよ。

４ページで最上位の計画、25ページで前例慣例にとらわれないよう、26ページで縦割り行政でなく横串、34ページで進捗の見える化というところを、主なものとして列挙しただけなんですけれども。

ここについて一番最初に、ここのところをちゃんとなされているんですかというふうにお尋ねしたのが、全く出てこなかったというところがあったので、そこのところが答弁漏れだと僕は考えておりますので、お答えいただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　第５次総合計画のその横串という意味では、先ほどもお話ししましたが、住民課が所管しているデータというのは、総合計画上、今後、例えば人口ですとか、社会増ですとか、そういった人の動きがどうなっていくかという傾向をつかむ上で大変重要なデータだと思っております。

そういった意味では、日々の業務を正確にこなすということがまず第一かなというふうに思っております。

その上で、必要な情報を分かりやすく提供するという意味で、例えば転入であれば、どこから来ているかというのも傾向がつかめます。

ちょっと当時の話を話しますと、例えば社会増が増えていたときに、どこから一番来ているのかといいますと、多分、ここ最近も変わっていないと思いますけれども、春日部市さんからの転入が多かったかと思います。そのほか、越谷ですとか幸手ですとか、どちらから入ってきて、どちらかから出てきて、差引きでどのぐらい増えているのかというところまでデータとしては、住民課としては抽出することができますので、そういった有益な情報を総合計画を推進する上で必要な部署に提供していくということが総合計画書の住民課の位置づけかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ちょっとまだ答弁漏れがあって、25ページの前例慣例にとらわれないというのと、進捗の見える化のところも、答弁漏れとしてお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

その質問の際に、ページ数の指定がしてないそ

うです。最初に。

○委員（佐藤将行君）　細かく言います。はい。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　一番最初にまず、確かにもうこの辺で何か泉委員あたりががたがた言っているのが聞こえましたけれども、決算に関係ないとかそういうことを言っているんじゃなくて、そもそも決算だろうと予算だろうと、このような５次総とか、まちづくり基本条例とかにのっとって、町の行政等はなされるというのが建前なのに。

しかも、最初のときに４ページ、25、26、34と言いました。にもかかわらず、そこのところを嫌がらせ的にそういうふうに言われるのは非常に心外です。

執行部の方、お聞きになっていたと思いますので、25、34ページのことについては、今、榎本課長のほうからは触れられていなかったので、そこのところをきちんと踏まえた上で、我々は事業を行ったんですよというふうな説明があればいいんですけれども、全然触れなかったので確認をしたと、答弁漏れを指摘したということであって、これ再質問でも何でもないですからね。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

見える化とその前例について漏れがあったということでよろしいかなと思いますが。

見える化というのは、新しいことをしているかどうかとは別にして、例えばこの説明書はまさに見える化の一つだと思いますし、これを丁寧に作っていくというのは住民課の仕事でもあるかなというふうに思います。

前例にとらわれない仕事という意味では、最近の住民課の仕事というのは前例がなかなか通じない仕事が多くなってきておりまして、このマイナンバーカードもそうですし、マイナ保険証もそうですし。なかなか話題には上ってきませんが、戸籍に振り仮名を振るというのも、非常に難しい作業になっております。言葉で簡単に言いますと、戸籍に振り仮名が振られるんだなということで、何となく簡単に終わってしまうんですが、非常に大変な話になっておりまして。

今、振り仮名は全く公証をされておりませんので、新しくこれを公証をするということになってきます。そのために、個人のアイデンティティにも関わるものではございますので、本人からの届出が原則ではないかとか、そういったところが国のほうからも指示は来ておりますが、具体的なやり方というのは自治体に委ねている部分も多く、そのほか戸籍のシステムと住民基本台帳のシステム、それから全国で今つながっておりますので、いろんなシステムが今重なっておりますが、これ全く今までに経験のない仕事になっておりまして非常に苦慮しているところですが、こういった前例のない仕事が今かなり住民課でも増えていますので、それに住民課としてはチャレンジしていくしかないのかなと考えております。

なかなか住民課といいますと、地味な仕事と捉えられがちですが、水面下ではかなり難しい仕事を最近はさせていただいているなと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　課長。

○住民課長（榎本恭一君）　進捗の見える化についてですが、住民課で進捗といいますと、戸籍住民課については届出を受け付ける仕事でございますので、進捗というものはなかなか、その年間の届出数を記録して公表するという、そういった意味ではホームページですとか、こういった主要な施

策に関する説明書に掲載させていただくというのが見える化になっていくのかなというふうに思います。

なかなか住民課は窓口で手続を主なものとしている事業ですので、そういった意味では広報ですとかホームページなどを使いまして、先ほど話題にも上がっていますマイナンバーカードについての、マイナ保険証についての疑問ですとか、今後の手続ですとか、そういったものを適宜、情報として出していくというのが見える化としての一歩なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。さっきの確認です。答弁漏れの。

振り仮名の件、今、結構長い時間を取って、榎本課長からご説明いただきました。これ２年間の周知期間を経てやっていかなきゃならないという制度のことかと、これ３月のときにお尋ねしたような気が、していなかったらごめんなさい、ありますけれども、これは非常に確かに大変だと思います。例えばサイトウさんのサイなんて31種類ぐらいあったりとかして、町のほうで住民課のほうで、まず投げて、それで返事がなければ、従来のサトウだったらサトウというふうになっているので、納得したというふうな扱いというふうな制度のことをご説明されたんだと思いますけれども。

これ、国のほうはちょっと自治体丸投げでひどいというのは分かっている。ただ、榎本課長がおっしゃったように、非常に細かく大変なところだというのは承知しておりますので、今後もそこのところはきちんとやっていただきたいと思います。

５次総につきましては、ちょっと考え方が違うようなところあるかもしれませんけれども、細かいことになりますので、あとで窓口のほうでお尋ねしたいと思います。

特別健診のことですけれども、これは以前から、僕も七、八年前から窓口に行ったりとかして、杉戸はインターネットでの受診も申込みもやっているんだけれども、宮代はやってない。結果、僕の友達は何人もいましたけれども、月曜から金曜という１週間で10回線で、それで月曜と金曜は電話がつながらない、結局やめちゃいましたというのがあるのを何回か聞いたけれど、町のほうとしてはそういうふうな実例を知らない。カウントも取っていないということを何度も言われたので、それで進捗のほう、検証をした上で交通不便で、仮に不便であるというのがあれば、検証した上で、バスの増便とかも考えるべきではないか。これはあくまでも一案ですから、そんな佐藤がそういうふうに言ったというふうに捉えられては困りますが、そのような形です。

あと、この高齢者のほうので、１番２番だけというのが本当に、きちんとそんなにもう10万も20万もいるような自治体ではないので、医療機関も限られているので、きちんとこの辺は調べた上で、傾向もそうなると出てきますから、何度も申し上げるように、うちの町はこのような検証がなされなくて、従来のものがそのまんま前例踏襲という形でなされているところで、多額の税金の無駄遣いが発生しているのは、いろいろな点で僕が言っているところでございますので、そこのところをきちんとやってください。

例えば、説明書のほうでも、あるものについては３年度ぐらいからずっとデータを出しているのもあれば、４年、５年だけというのもありますし、でき得る限りで結構です。それは無理を強いることはしませんが、でき得る限りプラスマイナス、

マイナスの部分も含め、説明、データもでき得る限り進捗とか推移とかも説明することによって、我々も判断の材料が増えて、この事業はどうなのか、それの総体が決算の判断であり、また予算のときも判断なんですけれども、そこのところを今後も出していく予定はあるのか。出すことによって、お金がかかるのであれば、それを説明していただければいいだけの話であります。

あとは、先ほどの電子申請のところで、僕が考えるので間違ったらごめんなさい。電子申請届出サービス、これ住民生活課というのは、非常にそちらにいっぱい移行していただければ、住民生活課の仕事が物理的なものが減るとは思うんですけれども……

〔「住民課」と言う人あり〕

○委員（佐藤将行君）　住民課、ごめんなさい。僕、変なこと言いました、ごめんなさい。

住民課の方というのは、やはり転入してきたとき、転出するとき、その間も含めて、やはり玄関の入り口に近いところにあるというのもあって、一番住民の方が接触する機会があるとは思うんですよね。

確かに、マイナンバーを使うことによって、いろいろな住民票やら何やらを窓口にわざわざ行かないで交付することによって交付できるようになったことによって、その分、窓口に来る人が減った。職員の事務負担も減ったというのは分かりますけれども。そういったところを、よりきちんと昨年よりはこういうふうになりました。そのおかげで職員の、まず件数がこれぐらい減りました。１件当たり、例えば戸籍謄抄本に関しては10分ぐらいかかったのが、これが何件減ったので何分分ぐらいとかいうふうな形も把握していれば。逆に言うと、そういうところも……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

少し端的にお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　またですか。分かるように説明しているんですけれどもね。

そこのところを、制度設計の段階でちゃんと上げて、それで稟議を受けて決裁を受けてとなっているんですけれども、そういったところなんですよ、説明責任も含めて、見える化がなされていないというところと、聞いても即答できないのがプロとしてどうなんですかというところ。まちづくり基本条例に関しますけれども、そういったところ、旅券もそうですけれども、そういったところの現在及び将来というか来年度以降の住民課に、縮減して構いませんけれども、どのように考えているのかというところをお尋ねいたしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

先ほど説明書の中で推移が分かるように、できる限りやってほしいということですので、できる限りやっていきたいと思います。

それから、先ほど戸籍証明ですとかコンビニ交付で窓口が何分ぐらい短くなったのかとか、そういったお話がありましたが、これを１年間やった中で、どのぐらい、10秒減ったのかとか、20秒減ったのかというのを、毎年それをその数字に出して表していくというのは現実的ではないのかなというふうに考えております。

ただ、先ほどお話ししたとおり、窓口についても書かない窓口ということで、ＤＸを推進していく中で、窓口全般、これは住民課だけでなく福祉課ですとか介護とか、そういったところを効率的に仕事を行っていくために、どういった仕組みに変えていけばいいのかと、そういった検証をする中では、１件の届出でどのぐらい時間がかかるの

かですとか、そういった検証をした上で、全体的に短くしていくために、お客様が効率的に手続ができるようにという意味で、今後進めていく検討の中では、そういった調査も必要になってくるかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

今、課長のほうから現実的ではないという言葉が出ましたけれども、例えば戸籍謄抄本に関しては大体どれぐらいかかっていた。それが電子化によってそれがゼロになったわけですよね、その部分に関しては。例えば100件あって30件電子化、窓口のほうに来なくなったということは、そうすると単純に例えば今まで10分かかっていたものが、掛ける30というふうな形でデジタル化したほうであれば、そんな手間もかからずにできるし、そもそも制度設計でそういうことは出ていなきゃ、それ出てないで決裁というのがちょっと僕は信じられないんですけれども。それを単純に機械的に当てはめるだけで、ざっくりでいいんですよ、そんな細かくでないで、おおよそ、住民票の写しにはどれぐらいかかっていた。今でも窓口に来てやっている方がいらっしゃるわけですから、１件当たりどれぐらいかかっている。これが単純に電子化することによってなくなって、それを窓口ではなくて電子化になった人に掛ければ出てくるわけであって、その分が、ある意味でそちらで書きたくてしようがないような成果というところにも書けるわけですよね。これ３月議会でも企画財政課1,000万削減しましたって言っていましたけれども、そのような形のをなぜやらないのかというところをお尋ねしているのであって。

あと先ほどちょっと僕言ったつもりで伝わってないのかもしれませんけれども、今後どれぐらい増やしていこうとしているのか。先ほど住民票のところやってないって、今は休日のはやっているはずなんですけれども、これが電話であると。電話であるのをこれを電子化、電子申請のほうに持っていくということは、コンビニで申請やったりとかできるんですから、予約という形でも土日にやって月曜日以降という形でも十分できるはずであるにもかかわらず、そういうところの進捗なり考えというのを提示いただけないので判断がこちらのほうとしては、住民の負託を受けてこういうのを検証しているわけですから、そこのところを忌憚なく説明及び、その前のこの説明書のほうで、成果書じゃなくて、成果だけじゃなくて、マイナス面も含めて書いていただくようなことはできんのかということをお尋ねしているんです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　窓口、例えば戸籍の届出がコンビニ交付で減ったその数字、それで単純にどのぐらい時間が浮いたのかと、その成果を、それを目的としているわけではございませんので。やはりその成果というのは、次に考えている窓口の効率化というところに使う際には、そういった情報が必要かなというふうに思っておりますので、戸籍の届出書の１件どれだけコンビニになって、今現在その時間が浮いているのかというのは、それを何に使うかというのが重要なのかなと思っておりますので、その際に検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で住民課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時１５分

再開　午後　１時１２分

○委員長（土渕保美君）　時間前ではございますが、全員そろっていますので始めてもよろしいでしょうか。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３８号の審査（町民生活課）

○委員長（土渕保美君）　それでは、これより町民生活課の審査を行います。

審議に入る前に本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（新井庸一君）　皆様、こんにちは。

町民生活課長の新井と申します。よろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　皆さん、こんにちは。

町民生活課地域振興担当の加藤でございます。よろしくお願いします。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　こんにちは。

町民生活課危機管理担当、消防・交通安全担当主幹の田代と申します。よろしくお願いいたします。

○危機管理担当主査（髙林優子君）　皆さん、こんにちは。

町民生活課危機管理担当主査の髙林でございます。よろしくお願いいたします。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　こんにちは。

交通安全・消防担当主査、長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済ですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。２点質問させていただきます。

まず、１点目、決算書の70ページです。説明書のほうは105ページお願いします。

交通安全対策事業の10需用費、電気料でございます。こちらなんですけれども、例えば防犯活動の事業だと防犯灯の電気代がかかっているというのが分かるんですけれども、交通安全対策事業では何に電気料がかかっているのか教えてください。

もう一点は、決算書72ページ、説明書のほうは107ページです。

放置自転車の件です。放置自転車の有効活用で、宮代町自転車再利用促進会への７台販売したということなんで、再利用できてよかったと思います。令和５年度で74台放置自転車を撤去しているんですけれども、残りの67台はどのように処分したのか、また処分代金などかかっているのか教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

まず電気料、そうですね、交通安全対策事業の主要な施策に関する説明書、こちらの事業費の電気料でございますが、こちらは防犯灯ではなくて道路照明灯の電気料となってございます。

続きまして、主要な施策に関する説明書107ページ、放置自転車の残りの自転車の用途、この先の処分でございますけれども、こちらのほうは山崎にございます放置自転車を保管しておりますそちらのほうに一括して管理しているようなところでございます。

○委員長（土渕保美君）　主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　町民生活課交通安全担当主査、長瀬と申します。ちょっと補足をさせていただきます。

電気料なんですけれども、皆さん、なじみがあるのは防犯灯ということで、ＬＥＤの防犯灯が電柱に幾つもついているのがあると思うんですけれども、私どもの交通安全の担当で持っています道路照明というのは、ちょっと大きな通りについているような道路を照らすような照明になります。

ですので、具体的に言うと、県道にあるものも県で設置しているものもあるんですけれども、町で設置しているものもあったりとか。あと町道の中でもちょっと大きい通りについている、交差点部とかについている道路の照明、ちょっと大きいですね、そちらの電気になります。

続きまして、決算書72ページ、説明書107ページの放置自転車なんですけれども、７台につきましてはリユースということで地元の自転車店のほうでリサイクルをしていただきました。残りにつきましては、今、主幹のほうで説明させていただきました山崎の保管所に置いてありますが、ある程度まとまりますと、くず鉄扱いで売却をしております。昨年度につきましては、順和商事さんという、くず鉄と言ったら失礼なんですけれども、処分の会社のほうに１台888円で処分をさせていただいて、売渡しをしております。それが収入のほうの廃棄自転車回収代金という形で計上をさせていただいている形になります。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　ありがとうございます。

１点確認だけなんですけれども、この収入、７台分、5,950円もこの回収代金のほうに入っているということで、一緒に入っているということでよろしいでしょうか。くず鉄の分、収入が回収代金というほうに入っているということなんですけれども、この販売台数の収入も、違いますか。これはどこに入っているんですか、すみません、お願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬と申します。

その5,950円というのがリユースでお渡しした、リサイクルになったのがこの5,950円。

決算書の40ページの雑入の中にあります、ちょうど真ん中よりちょっと下にアライグマなんて書いてありますけれども、その上の再利用自転車引渡し代金5,950円というのがリサイクルしたやつで、自転車としてもう一回生まれ変われたやつですね。

それに対して、撤去自転車回収代金かな、こちらが、廃棄か、ごめんなさい。金額が１万6,872円の、廃棄自転車回収代金、これがくず鉄扱いというか、形で処分した形になっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

６点ほど質問をさせていただきます。

決算書がこちらが74ページ、説明書のほうが108ページでございます。

防犯活動事業の防犯灯の新設のところなんですけれども、こちらが工事請負費、設置費及び修繕工事費が103万6,800円なんですけれども、こちらが新しいものは11か所造ったということで、あとは修繕費だと思うんですが、こちら、１か所につき、いろんなパターンがあると思うんですけれども、１か所大体お幾らで設置できるものなのか。

それと、こちら町内全部で何か所あるのか。

それから、防犯灯は一応、50メートルごとに設置ということがあると思うんですけれども、これは町内必ず50メートルごとに１基あるものなのか、そちらをお伺いいたします。

それと、決算書が164ページの消防総務事業についてなんですけれども、説明書のほうが112ページです。こちらが消防事業の消防団員90人についての報酬が不用額が186万3,500円になっているんですけれども、こちら説明書のほうを見ると、団員の方１人しか減っていないんですけれども、不用額が多くないかということと。

あと、その下の団員出動状況というのを見ると、今年度のしかないのでちょっと比較ができなくて、その報酬のところが、この出動数とか出動人数が減ったからなのかということをお伺いしたいです。

あとそれと、こちら団員のほうが女性が８名、ずっと３年間８名なんですけれども、大体、男性の10分の１ぐらいな感じなんですが、こちらを増やしていこうという、増やしたほうがいいというお話も聞くんですけれども、こちらそういうＰＲをしているのかどうか、ちょっと予算のほうには見つけられなかったので、それをお聞きします。

それとあと１点、説明書の113ページ、決算書では164ページの消火栓設置修理等負担金というところなんですけれども、こちらがかなり500万円以上の金額になっておりまして、消火栓４か所ということなんですけれども、こちらどういった修繕なのかお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代と申します。

私のほうから、防犯灯に関して説明をさせていただきます。主要な施策に関する説明書108ページになります。

まず１点目、新設の工事価格についてでございますが、こちら工事のほうは町内の電設協会さんのほうに工事のほうを発注しておりまして、大体１基当たりにつける価格でございますが、先ほどもお話にありましたとおり、工事する場所によって大体違うので、おおよその価格になってしまうんですけれども、１万円前後となっております。

２点目、町内の防犯灯が何基あるのかという話なんですけれども、町内の防犯灯は全て2,662基ございます。このうちＬＥＤの防犯灯は2,611基、そのほかの防犯灯は大型になりますけれども水銀灯であったりとか、こういう防犯灯が残り51基ございます。

防犯灯の設置基準に関する50メートルのお話なんですけれども、防犯灯を新設するに当たりましての基準がございまして、そちら町内の町道または県道であること、過去にそういった交通事故や危険な場所であるかどうか。

もう一つの基準の中に防犯灯新設のその50メートルのお話が出てくるんですけれども、設置に当たりましては、その防犯灯設置検討部会のほうで審議を行いまして、夜間、現地を確認した上で防犯灯の設置の可否について決めているわけなんですけれども。

現地を確認しますと、必ずしもその防犯灯の明かりというものが、その申請ご要望いただいた箇

所を全て照らしているとか、光の方向、向きによって、ご要望いただいた場所が明るくなる、暗くなるとか、そういったこといろいろ関係がございます。また、周りの建物の影響とか、あと樹木の影響、そういったものもありますので、その近くの明かりから50メートル以内でもつけなきゃならないというところがございますので、必ずしも50メートルというところで設置しているものではなくて、現場に応じた形で50メートルを切った形でも設置のほうはさせていただいております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○危機管理担当主査（髙林優子君）　町民生活課危機管理担当主査、髙林でございます。

先ほどの答弁、少し補足をさせていただきます。

新設の値段ですが、先ほども申し上げましたとおり、例えば現在立っている電柱につける場合ですとか、あとは支柱も一緒につける場合ですとか、金額が少し異なる場合がございます。

５年度につきましては、全て電柱につける形とさせていただきましたので、１本１万9,800円でつけております。この金額は毎年契約する際に少し変わることがございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

野原委員のご質問にお答えしたいと思います。

決算書164ページ、説明書112ページ、消防総務事業の関係です。

報酬について不用額がちょっと多いのではないかというようなご指摘ではございました。予算を取る場合には、ちょっとこれは多めに取っているというと表現が失礼になってしまいますが、消防さんの場合ですと災害時の出動が非常に多くなりますので、災害が発生したときでも報酬が足りなくならないようにというような形で、ちょっと多めの予算取りはさせていただいております。

台風や大雪とかそういった場合でも、警戒であるとか現場のほう出ていくこともありますし、メインは火災の出動とはなりますが、万が一、地震とかいうようなものが発生しますと、長時間の出動をしていただくような形になります。その場合でも基本的にも当初予算で対応できるような形でご用意をさせております。当然、不足した場合には補正というような形も考えておりますが、そういった状況にならないように、まずはということで、過去の事例に基づいて、ちょっと多めに予算を盛らせていただいているような状況になっております。

続きまして、今後の団員さん、女性の団員さんの方向性ということですが、やはり多様な避難者への対応と、被災者への対応という部分では、やはり女性の力というのは大変、今後重要だと思っております。

また、どうしても男性の場合ですと、職場に出てしまっているようなケースもありますし、女性もお仕事されておりますが、比較的地元にいらっしゃる方が多いという部分はありますので、そういった部分では現在、救命救護とか救急の関係であるとか、そういった救護の関係ですね、そういったところを特に担っていただいておりますので、さらに女性の団員さんの増員というのは考えているところでございます。

なかなか町のほうでＰＲはできていないんですけれども、女性の団員さんの口コミであるとか、団員さんの口コミ等で募集のほうは引き続き進めさせていただきたいと思います。町のほうでもＰ

Ｒを進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、説明書113ページの消火栓の部分ですね。

こちらにつきましては、負担金ということで支払先としては、町の水道の担当のほうにお支払いをしているような負担金になっております。水道管が老朽化しますと、それにどうしても消火栓がくっついておりますので、消火栓の部分については、私どものほうの部門のほうで負担金としてお支払いするというような形になっております。

管の布設替え工事がありまして、それで２か所、消火栓を直しております。老朽化のほうで３か所交換ということで、合計５か所ほど修繕交換等を行った結果の負担金が500万ぐらいというような形になっております。すみません、４か所ですね。４か所になります。２か所、２か所ですね。すみません、２か所、老朽化２か所の４か所でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　では、再質問をさせていただきます。

防犯灯のほうですが、１基大体１万9,800円ということで、思ったよりも安価だったということで、もう少しつけていただけるのかなと思ったりもしたんですけれども。

再質問ですが、この防犯灯の電気料のところが853万7,456円となっておりますが、こちら先ほど言われた町内にある2,662基で割るというか、１基当たりの電気料は、これをただ単純に割っただけで出るものかということと。

あともう一点ですね、説明書113ページの、先ほど消火栓の管理なんですけれども、こちら、今、水道のほうにお支払いしているということでしたが、その消火栓のところにある消防団も使われるのか、使われないのかちょっと分からないんですけれども、ホースがそちらのほうに設置されてあるんですけれども、よくこれ町民の方に、自分たちもこれ消火栓使って、このホースで放水してもいいのかと聞かれることがございまして、こちら、今後、その管理というものをどのようにされているのかお聞きしたいです。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

防犯灯の電気料につきまして、再質問ということでお答えさせていただきます。

契約先は東京電力のほうになるんですけれども、まとめて年度の初めに一括して契約をしているような状態でして、一括していると電気料が安くなるという、そういうメリットがございまして、まとめて契約のほうをさせていただいているものですから、１基１基の契約ではないものですから、申し訳ございません。１基当たりどれぐらいかかっているかというのは算出できないところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　課長。

○町民生活課長（新井庸一君）　町民生活課長の新井と申します。

２点目の消火栓の街角にあるホースの関係でございます。こちらにつきましては、経緯を調べますと昭和30年頃から設置しているというような歴史をちょっとこの間ひもときました。これは、消防団が設立する前に地元の自衛団というんですかね、こういう方たちが使っていたという経緯で設置されたというような話のようです。

その後、消防団ないし消防署というものがちゃ

んと確立されまして、実際のところは昭和50年以降、消防署ないし消防団がちゃんと確立されて以降は、ほとんど使われていないというのが現状だそうです。

過去に使われた方もいるようですが、これは現状として、やはり素人が使うものでないというふうな判断が最終的に下っております。こちらにつきましては、やはり水圧の問題ですとか、あとはホースを持ったまま、火に近づくこと自体がやはり危険であると。実際に使われた方がやけどを負われたというような事例もあるようですので、実際にはやっぱり素人ないし訓練を受けていない方が使うものではないかなというようなお話が今実際のところ出ております。

町の中にもたしか全体で120か所ぐらい、まだ残っているんですが、実際のところ更新等をまだ行っていないような状況もございますので、本当に使えるのかというものも全て確認した上で、最終的にどうしなければならないのかなというのはちょっと町のほうでは考えていかなきゃいけないのかなと思っています。

また、消防署ないしに確認したところ、消火栓をそのホースで使われてしまうと、今度、消防署のほうがその消火栓を使えなくなってしまうと。結局、行って、また外して入れてという行動を取っていると、どんどん消火活動が遅くなってくるという弊害も出るというような話も伺いましたので、そういうことを考えますと、地区の方にもご理解いただかなければなりませんが、後々は少しずつ撤去していくという方向も考えられるのかなというところで、ちょっと今後の検討課題として、町民生活課のほうでちょっと考えてまいりたいというふうに思っております。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございました。

防犯灯のほうは一括でお支払いしているということで分かりました。

消火栓のほうなんですけれども、そういう町民の声がありまして、あと、私、消防団のほうにもいるので、消防団のほうにもちょっと聞いたんですけれども、消防団のほうでは、いや使っていいんだよというようなことをお聞きしましたので、その辺り、ちょっともう少し周知していただけたらなと思います。質問はなしです。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。

決算書74ページ、説明書108ページの防犯活動事業で、成果の部分についてちょっとお聞きします。

ドライブレコーダーをパトロール車両に設置して、動く防犯カメラとして町内に警戒に当たったということで、この取組は他の自治体でもやっていて、当町でもぜひやってほしいなと思っていたのですが、実際にやられているということで。

このパトロール車両というのは、青灯がついているパトロール車両についているのでいいのかということと、台数ですね、何台あるのか。そして、このパトロールの頻度ですね、曜日が決まっているのかとか、時間帯、子供の下校時間を主にやっているとか、その辺もちょっと教えていただければと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

防犯活動事業、主要な施策に関する説明書108ページ、防犯パトロールについてお答えいたしま

す。

まず、防犯パトロールの成果に関することでございますが、職員による青色回転灯を使用した防犯パトロールでございますが、週２回、児童・生徒が帰宅する時間帯の午後３時から５時の間に実施しております。週２回と申しますのは火曜日と金曜日でございます。

令和５年度の防犯パトロールは106回実施しておりまして、小・中学校などの公共施設の周辺ですとか、生活道路を中心にパトロールのほうを行ってまいりました。

またほかに、学校さんのほうから不審者などの情報が入りましたら、そういったところも中心にパトロールのほうを実施しております。

パトロールの成果・効果でございますけれども、抑止効果なのでなかなか成果というところが目に見えづらいところがございますが、継続してやっているというところが大きな犯罪などを抑止している一定の効果が出ているものと考えております。

防犯パトロールに使用している車の台数でございますけれども、こちら陸運局に登録が必要になってまいりまして、公用車で５台登録して運用のほうを行っております。

説明のほうは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　再質問させていただきます。

町にある公用車全てにドライブレコーダーがついているのかどうかお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

防犯パトロールで使用する車におかれましては、ドライブレコーダーをつけているものを使用してパトロールのほうを行っているんですけれども。先ほどお話がありましたとおり、その町内を巡回する防犯カメラとしての役も大きなものですから、何か危ないところ、犯罪などが目の前で起こったら記録するというところで一翼を担っているかなというところで実施しております。公用車に全てについているかどうかというところにおかれましては、ごめんなさい、ちょっとその台数を把握しておりませんので分かりかねるところでございます。すみません。

以上。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。３点質問をさせていただきます。

決算書の69、70ページです。交通安全対策事業についてです。説明書は106ページになります。

こちらの工事請負費についてなんですが、この説明書の106ページの上の表にございます道路標示と工事とゼロか所、道路照明灯整備工事もゼロ基、道路反射鏡が４基で、このまず４基の場所というか、こちらは地区の区長さんのほうから上がってきたものでつけられたものだと思うんですけれども、この４基の場所と、あとこの道路標示だったり、道路照明というのは、そういった要望で、地域の要望でつくのではなくて、別な要望があったらつけるということ、以前はご説明いただいたんですが。このゼロか所なので、こういった要望がなかったのか、必要がないと判断しているのかということをお伺いいたします。

２点目です。前段でもございましたけれども、説明書の108ページの防犯活動事業についてです。

こちら、先ほど説明いただいて詳しく分かったんですが、走る防犯カメラという位置づけで町内

回っていただいているということなんですけれども、今これで十分なのかというところと、あとやはり最近もそうなんですけれども、草木がすごく伸びていて、子どもたちが公園など見えない状況になっている場所もあるので、まず草刈りをお願いしたいというのもあるんですが。やはり公園などに防犯カメラをつける予定はないのかということでお伺いいたします。

３点目が、決算書の75、76ページ、進修館管理事業です。説明書では111ページになります。

こちらの工事請負費なんですが、空調設備工事をしていただいたんですけれども、こちらの成果、空調の効き具合や、あと新しい空調に替えると随分電気代が抑えられるというところでの、そのメリットなどお伺いしたいと思いますのでお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬と申します。

塚村委員のご質問にお答えしたいと思います。

予算書69ページ、70ページ、説明書106ページ、道路照明の関係です。

新規についてはゼロ、整備工事もゼロということになっております。塚村委員さんご案内のとおり、私どもの担当では新規というのはない状況になっておりますので、新規というのは道路の担当さんで、新しく道を造ったときに設置するものしかございませんので、設置というのはございません。

要望がありましても、基本的には私どものほうでは設置というのはしていない。工事費を持っていないので、道路さんのほうで設置をしていただくという形になります。

道路反射鏡の設置につきましては、区長・自治会長さんからの要望があった10か所につきまして、交通安全対策協議会の専門部会というところで現地調査・評点等を行いまして、審議の結果、設置したのが４か所という形になっております。

設置の場所なんですけれども、ちょっと住所でしか今お話ができないので申し訳ないんですけれども。設置したところは国納314－１の地先に１か所つきました。あと和戸１丁目９－１地先に１か所つけました。あと学園台１－２－２地先、こちらは２面つけました。前の２つは１面です。あと宮代２丁目２－13、こちらに１面設置をしたような形になっております。全部で４か所設置をさせていただきました。もし、あれですと場所につきまして、休憩のときでも地図ありますので見ていただければと思います。

そういった形で道路反射鏡につきましては、10か所ございまして、２回現地調査、審議の結果、評点の高いものから中ぐらいのものの上位４つにつきまして設置をさせていただいたという状況になっております。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

私のほうから防犯カメラについてお話のほうさせていただきます。

主要な施策に関する説明書の108ページの関連になります。

まず防犯活動の全体のお話になるんですけれども、職員による青色回転灯のパトロールであったりとか、あとは地域の防犯活動をされている団体様、そういったところの見守り活動、そういったところに一緒に協力しながら、町内のパトロール、防犯活動、そういったことを行っております。

委員のお話にありました防犯カメラについてでございますけれども、公園ということで申し上げますと、はらっパークのほうに１基、総合運動公園ぐるるのほうに２基、そのほか、町民生活課のほうで管理している防犯カメラになりますけれども、和戸の地下道、こちらに４基、百間の地下道、こちらに４基、姫宮駐輪場、こちらに２基、和戸駅の第１駐輪場、こちらに２基、和戸駅第１駐輪場、こちらに１基、和戸駅第２駐輪場、こちらに２基のほうを設置しておりまして、防犯のカメラのほうで監視しているような状況でございます。

公園のほうで草等が生えて、危ないのではないかというところでございますけれども、そういった窓口のほうで公共施設の草について伸びているので何とかしてほしいというお話をいただいたときには、予算もあるんですけれども、できる限り早い対応で、職員の直営なども含めながら、草刈りのほうを務めているところでございます。

町内にございます公園に、さらに防犯灯をつける考えはというところなんですけれども。ごめんなさい、今のところ、増設するという考えはございませんので、現状のほうで監視活動を続けていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹の加藤でございます。

決算書75ページ、76ページ、説明書111ページの進修館管理事業の空調工事の効き具合とメリットについてお答えします。

空調を入れ替えてから、担当としての体感としては効きがよくなったというふうに感じておりますが、そのほかに利用者からの、特にクレームとか問合せ等は入っておりませんので、状況は、効き具合はよくなっていると感じます。

あと、新しいタイプのエアコンを導入しておりますので、省エネタイプであると思っておりますが、今現在ちょっと電気代については利用が間もないものですので、ちょっと統計、電気代の比較という統計は今現在取っておりませんので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

再質問をさせていただきます。

まず、交通安全対策の工事については承知をいたしました。要望がカーブミラーについては何か所あったのかなと思ったところ10か所ということで教えていただいて、そのうち４か所ということだったんです。

それで、こちらの決算書を見てみますと不用額も出ておりまして、こちらは修繕が少なかったから、こういった不用額が出たんだということで、こちらもご説明をいただいてはいるんですけれども。

こういう一応10か所分、危険だからつけてほしいという要望で、その交通安全対策委員会で決めて４か所になったということだったんですが、もう少し枠を広げてもいいのかなと思ったんですが、その辺のバランスというか、その辺はどのように考えているのか、もう一度お願いいたします。

それから２点目の防犯カメラについては、はい、承知をいたしました。現在つけているところは、自転車置場で盗難とかのそういったことなんだと思うんですけれども、最近怪しいというか危ない、そういったこともありますので、事件とかもありますので、そこももう少し、このちょうど通学時間にパトロールをしていただいたりと、今できる限りのことをしていただいているのはもう承知をしているんですけれども、またその一つ、安全対

策ということでも考えてもいいのかなと思うんですが、今の現状ということで、はい、こちらは承知をいたしました。

最後に、進修館についても工事間もないということで、電気代の効果とかはまだ分からないけれども、効きはよくなっているということで、承知をいたしました。

進修館の修繕に関しては、例えば大ホールの雨漏りですとか、ほかにも今後やらなければいけないところとかがあるのか、あれば教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

予算書69、70ページ、説明書106ページ、道路反射鏡の設置の関係でございます。

10か所につきまして現地調査を９月28日に交通安全対策協議会の専門部会のメンバーさんでしていただきました。

メンバーさん５名いらっしゃいます。１名は杉戸警察署の交通課の方、あと交通指導員、あと交通安全母の会、あと宮代町さわやかクラブ連合会の方、あと一般公募の方２人ということで、全部で、ごめんなさい、６人でしたね、６名の方で現地のほうを見ていただきました。

現地のほうを見ていただきまして、評点をつけていただくんですけれども、評点をつけていきまして、一応、評価の基準というのがあります。総合点で420点から600点は設置の重要度が高い。240点から419点は中程度、239点以下は低いというような総合の評価をしております。

今回の10か所を評価を出したところ、点数でいきますと一番多かったのが宮代２丁目のところなんですけれども、こちらが443点で優先度高いでした。国納の場所につきましては365点で中、和戸１丁目313点で中、学園台272点、中、ここまでの４つが実際設置をされております。

その次が西粂原で設置の要望があったんですけれども、これが222点。以下が219点、218点、181点、178点、136点ということで、総合での優先順位としては低いという状況になっておりましたので、町のほうの判断としては、諮問を受けた中で、中以上のものについての設置が妥当であろうということで、この４つを設置させていただいたところでございます。

ですので、予算がある範囲でというと全部というわけにはなかなかいかない部分はありますので、一応、評定の中で可能な範囲というような状況でつけさせていただいておりますので、これがまた15個、20個出てきた中で、中以上のものが出てきたときには、なるべく多く設置をするというような物差しを持ってバランスを持って、設置のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹の加藤でございます。

塚村委員のほうで、進修館の修繕、今後やらなければならないところがあるのかという質問でございます。

こちらについては、委員ご承知のとおり、進修館は開館して既に44年という年月がたっていまして、施設については老朽化をしているのですが、今現在、指定管理者のほうからは、消防の点検のときに防火シャッターが下りなくなっているという見積りをいただいていまして、それが結構高額な金額になっております。

その他、委員のおっしゃられた雨漏りが１か所

というところではなくて、何か所ということは確認しております。

今後につきましては、大規模修繕になってしまうので、そういったものについては長寿命化工事のほうについて計画的に実施していきたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

いろいろご説明いただいて、よく分かりました。

最後に１点だけご質問をさせていただきます。

カーブミラーなんですが、この修繕でいうのは、そのミラーの曇りという、曇ったものの、きれいにする修繕なのか、それも入っているのかというのと、あと結構ミラーが曇っていて見えない、ついていても、そのミラーの意味がないとか、そういうお話もいただいています。

それで、その曇りを取る修繕とかした場合、その頻度って大体どれぐらいでそういうふうになっちゃうのかとか、その辺りのこと、最後に教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

予算書69、70ページ、説明書106ページにつきまして、塚村委員さんからの質問のカーブミラーの修繕についてのご質問についてお答えしたいと思います。

たしか、設置をしてから結構な期間がたってしまうと、どうしても白っぽくなってくるものがありますので、それを我々のほうでも現場、全部見切れてないので、住民さんからご連絡あった場合には現場行きまして確認をさせていただいています。

場合によっては、クリーンビューとかそういうもので拭いたりとかして、もう一回復活をさせるケースもあるんですけれども。どうしても細かい傷がついてしまっていて曇ってしまっているものもあるので、そういうものについては修繕ということで鏡面交換作業をさせていただいています。

今、新しいものについては、一応、曇りがならないようなハイドロというような、何か加工がしてあるようなものが出てきていますので、それを基本的には使用しているんですけれども、そういったものがする前のものも大分設置をされておりますので、ちょっと修繕のお話があったときには現場の確認をさせていただいて、交換のほうをさせていただいています。

結構、余談になってしまうんですが、ひょうが結構降ったときに、つばのところがぼろぼろになっちゃっているのが結構あるんですけれども。つばだけ交換というのができなくて、つば替えると全部替えなくちゃならないんですね。そうなると、結構な金額になってしまうので、つばがぼろぼろなのはちょっとご勘弁いただいて、見える見えないの表面が傷んでいるかどうかというところで修繕のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川でございます。

説明書の48ページの地域の力となる地区コミュニティーセンター事業のところで１点だけお伺いをいたします。

その実施内容について、町内全ての地区・自治

会の訪問事業を開始しということで、課題についての意見交換・地域行事への参加を行いましたという一文があるんですけれども。それについて、その頻度と方法がまず１点、そして行事への参加実績、どのような行事に参加してきたのかという点と、あと受けた意見をどのように処理しているのかという点と、あと参考までにどんな声があったのかというのをお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹の加藤でございます。

ただいまのご質問は、実施内容と地区訪問の頻度と行事への参加の実績と、受けた意見に対する対応と、どのような意見を受けたかという質問でございます。

こちらについては、令和５年５月から、町内全76地区の区長様のお宅を電話にてアポを取りまして、土日、平日で、区長さん、当然働いている方もいらっしゃいますので、土日も対応をさせていただいて、ご自宅または地区の集会所で、ご自宅にちょっと来られたくないという方につきましては、窓口のほうにお越しいただきました。

それを４月と９月と３月ということでやらせていただきました。内容につきましては５月の訪問につきましては、補助金の申請事務が集中するということがありまして、うちのほうで所管しております豊かなまちづくり補助金の申請、それは地区、全76地区に補助申請をしていただいて、50世帯以内は３万円、50世帯以上は４万円、プラスその地区の世帯掛ける300円という補助金を一律お支払いさせていただいているんですが、その補助金の事務処理の説明を、76地区ございますが、区長さんが毎年３分の２ほど変わってしまいますので、そこら辺の説明をちょっと手厚く行わせていただいたということになります。

実際に９月と10月の訪問につきましては、基本的には地区行事への参加ということで、具体的には、辰新田の子どもまつりと宮代台の宮代台フェスタと、東・中寺の縁日、川端姫川の納涼盆踊り大会。あと八町会の秋祭り、すみません、あと一番大きいのが和戸宿の祭りですね、そちらにちょっと参加させていただきまして、地域の皆さんの頑張りとか、その地域の熱量をちょっと感じさせていただいて、ほかの地域とかでそういった事例を参考にしたいという地区がありましたら、そういったところで提案させていただければと考えております。

すみません。地区から受けた主な意見については、現状としては実際に区長、住民の負担が多いという意見が多くて、それ以外には、自治会を抜ける人がいると。自治会を抜ける人がいるというのは、やっぱりその区長の番が回ってくる班がごっそり抜けてしまうという相談を受けております。輪番で区長さんが選出される番になっている班が抜けてしまうとかという声とか。あと若い力が少ないので、なかなか新しい活動が、これから新しいことをやるという力がないという話や、当然、役員の成り手がいないとか、個人情報の取扱いが負担であるということです。

地区訪問へ行って、ありがたいことに説明に来て、自宅に来てくれると相談しやすいとか、初めての区長は助かるとか、土日の対応はありがたいといったご意見もいただいております。

一応、そのいただいた意見については、うちのほうで地区連絡会ごとに、意見ばらつきといいますか、地区によって偏った意見とかそういったものがありますので、それらを分析させていただいて、そういったその解決に向けた提案などをこれからできたらと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

説明書の107ページなんですけれども、町の町営駐輪場の維持管理の件でなんですけれども、これに伴って、その上に書いてある放置自転車の撤去台数、続けてちょっと質問します。

この表を見ますと、和戸第２駐輪場の費用が一気に３年度から５年度にかかって収入が減っていますけれども、この理由をちょっと聞かせてください。

それと、多分なんですけれども、この駐輪場の空きがあるから、やっぱり和戸は放置自転車が少ないというふうに考えてよろしいんでしょうか。

この２点、よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬と申します。

説明書107ページ、自転車対策事業の駐輪場の関係のご質問でございます。

和戸の第２の駐輪場、年々減っているんですね。これなぜかと言われても、なかなかちょっと難しいところではあるんですが、コロナ明けから全然伸びが戻ってきていないところもあるので。

実際、和戸の駐輪場を使っている方って、ほぼほぼ杉戸の方なんですよ。はい。ですので、世の中の流れとして、リモートが多くなったとか、あとは昌平高校の学生なんかが多いんですけれども、その辺の就学の数とかその辺ちょっと確認していないんですけれども、具体的にビシッとこれですというのはちょっと言えない状況です。

駐輪場全体が基本的にあまり伸びていないような状況ではあるので、電車の昇降数も減ってきているというのもあると思うので、その辺とリンクして、なかなか働き盛りの方が減ってきているからというのが正直なところかなというのは感じているところではあります。

放置自転車と駐輪場の関係ですけれども、和戸駅で基本的にあまり自転車を置いていくという人も、もともとあまりいらっしゃらなかったので、大体、周辺でも基本的にはあまりこのぐらいの数字で推移しているような感じですので、駐輪場とは特段リンクはしていないと思われます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　再質はなしで。

○委員（鈴木次男君）　なしで。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

２点お願いいたします。

説明書の108ページの防犯灯の維持管理の表の中で、器具交換で旧型ＬＥＤと一体型ＬＥＤのこの違いと、この替えた数と、１台当たり幾らになるのかお願いします。

それともう一点、進修館の先ほどの委員の質問にもあったんですが、説明書111ページ、進修館なんですが、修繕の話がちょっと出ていたんですが、女子トイレの手洗い場の雨漏りが非常にひどくて、ちょっと雨が降るだけでも、すごいですよね。もうちょっとカビみたいなのも生えていて、それももう前、物すごく長くて、バスタオルを引いているんですけれども、ビチャビチャな状態なんですよね。その辺りはもう早く修繕必要じゃないかなと思うんですが、そこをどう考えているのか、お聞きいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹

の加藤でございます。

説明書の111ページ、進修館管理事業で、１階の女子トイレの雨漏りということで、早急に対応をしたほうがいいという意見をいただきました。

雨漏りという、雨漏りの修繕で実際に水がどこから回ってきているというのがなかなか突き止めづらくて、実際に全部屋上防水をすれば、それで全て直ってしまうのかというところでもあるんですが、進修館自体の施設があれほど大きい建物ですので、部分的に修繕ができるかどうかをちょっと修繕業者と相談をさせていただきながら、対応をさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

主要な施策に関する説明書の108ページ、防犯灯の関係についてご説明をさせていただきます。

この中で、器具交換、旧型ＬＥＤと一体型ＬＥＤ、こちらの違いでございますけれども、昔は蛍光灯を使って防犯灯を設置しておりました。この蛍光灯がＬＥＤ化するときに、その防犯灯器具本体はそのままにして、中の蛍光灯の部分の蛍光管をＬＥＤの管に交換したというのが、今のＬＥＤ防犯灯の始まりでございます。後に、新しい今の防犯灯は、太陽の明るさ暗さとかそういった光を感知するセンサーとか、あとそのＬＥＤの機械器具本体が全て一体型でスマートな形になっているもの、これが今、新しくつけているものでございます。

古く、当初つけた防犯灯が経年劣化などで、本来の明るさを維持できないような、そういった器具も出てまいりまして、職員でもこう町、夜歩いていたりすると、随分、光度が下がっているとかそういった見受けられるもの、あとは町民さんのほうから消えているよという連絡を受けたもの、そういったものを随時、新しい一体型のほうに交換していっているというような内容でございます。

その修繕の数のお話なんですけれども、昨年度は修繕全体で49件の修繕を行いました。このうち、古い旧型のＬＥＤから一体型のＬＥＤに交換したというものは41件。残りのものは撤去ですとか、傾いたもの、支柱が傾いたものを直したとか、そういった修繕になってございます。

ですので、旧型ＬＥＤから一体型ＬＥＤに昨年度交換したものは41件という内容になってございます。

以上です。

あと、その金額でございます。失礼いたしました。

その旧型ＬＥＤから新型ＬＥＤに交換した工事費なんですけれども、全体で58万6,300円となっておりまして、１基当たりでその場所にもよったりとか、いろいろ内容にもよるんですけれども。

すみません。大体の金額で申し訳ないんですけれども、２万8,000円であったりとか、２万500円だったりとか。そのときの状態ですね、状態によってその工事の難易度によって金額のほうが変わってまいりますので、おおよその金額で申し訳ないんですけれども、そういった内容になってございます。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ＬＥＤについては分かりました。今、ＬＥＤの中でも、何か今、短いので長いのにも交換というのはないのか。何かちょっと話を聞いたとき、短いので長いのにするというような話も聞いていた気もするんですけれども、その辺どうなのか、もう一度お聞きします。

それと、進修館のトイレなんですけれども、男

性は入れないので、もう結構、五、六年、もっと前からでもカビが生えているとか、黒カビというかひどい状態なので、やっぱりしっかりと見てもらって。本当に雨が降るとすごいんですよ。だから、そのあたりやっぱり早い、もっとどんどん遅くなるともっとひどくなってしまうと思うのでお願いしたいんですけれども。それはもう要望です。

先ほどでお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　防犯灯の関係で、長いもの、短いものというお話をいただきました。長いものというのは旧型のタイプで、昔使用していたもの、蛍光管当時のものが長いもので、今、随分コンパクトになってきていますね。小型になっております。小型ですけれども、光の具合は従来の蛍光管よりも明るさを保持しているような状態ですので。今、小型のものは最新のものということでお考えいただければと思うんですけれども。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時１９分

再開　午後　２時３３分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き町民生活課の質疑を行います。

質疑はありますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。こんにちは。

結構、15以上ありますけれども、よろしくお願いいたします。

自転車の件が前段の議員からも多々出ましたけれども、出たところ以外のことをお尋ねしたいと思います。

ページ数としましては、決算書の72ページと説明書の107ページが中心になるかと思います。

まず、放置自転車のことをちょっとお尋ねしますが、これ一昨年度の末ぐらい、12月とかその辺から、それまでもずっと言っていたんですけれども、進修館駐輪場、これ駐輪のほうですけれどもそこの、放置自転車を柵のところで、しかも舗装しているところに置いてあったというのが、ずっと長年やっていて、何でそんなことをやっているのかと言ったら、放置した人が来られたときにすぐに対応できるからと言って。普通の町民はルール守っている人は雨になるとぐちゃぐちゃになるところに止めていて、そういう人たちには柵もあってぬれもしない、足元きれいなところにやっているというのがおかしいだろうということで、前の課長の方とさんざんお話をして、昨年度の２月から一般にも開放されたという経緯があるのはご承知かと思いますが。その後やはり柵があることによって、ちょっとほかの方に聞いたんですけれども、あそこはちょっと置いちゃいけないんじゃないかというふうな方がいる。そこでそういう方たちにも大丈夫なんですよというふうな形をちょうど駐車場・駐輪場のあの辺が今後工事で変わってきますから、そこのところをきちんと誘導するようにしていただきたいと思います。

また、そこのところやっていないことによって、余計な予算、特に駐輪場のその放置のところも、これ４筆の借りている、要するに賃料を町として払っているところですから、そういうところに不法駐輪の人が置いて、７台が改修といっても2,000円掛ける７台近くになるけれども全然ペイできないわけですよね。ですから、そういうふう

な民間的な頭を持った上でやっていただきたいと思いますが、今後どのようにやっていくのかというところは気になっているのでお尋ねいたします。あと、これの損益的なところも分かる範囲でお聞きしたいと思います。

また、前段の委員の方のときに、ちょっとそちらの執行部のほうからお答えがありました和戸駅の駐輪場に関しまして、杉戸の利用者が多いということ、またコロナ後に戻らないという２点が大きく分けてあったように思います。

特に、契約が３か月とか６か月とか１年、１年があるのかどうか分からないですけれども、契約時、再契約、更新時等にアンケートを取るなり、口頭で聞いたりとかでもいいですけれども、どういう考えでここに置いているのか。また、場合によっては民間のほうがもういっぱいだから、こっちに置かざるを得ないとかいろいろあると思うんですよね。

そういうところを聞いて、でき得る限り、町の関与するのを減らして民業圧迫になりますから、でき得る限り、これは姫宮もそうですけれども、町でやる有償というのもできるだけ、これ先ほど申し上げた損益を計算すれば、恐らく赤字が多いと思うんですよね、いろんな修繕とか含めて。そこのところ、正確なところをお伝えしていただかないと、我々としてもきちんとした決算の判定ができないので、そこをまずお願いいたします。

違法駐輪が山崎のほうへというふうにやっていただいたのは非常にこれは評価させていただきます。以前からあそこに置くんではなくて、例えば百中の近くの文教所跡地にあそこに置いてもいいんじゃないかとか、いろいろ窓口で僕言わせていただきましたけれども。取りあえず、そこから移動したというところではよろしいかと思います。

次に、できるだけ圧縮したいので、道路関係にしますか。

道路標識のことも先ほどから出ておりました。ミラーとかいろんな、ドライブレコーダーはちょっと違うのかな。道路標識はこれ、ページ数どこにあったっけ。

説明書で106ページになるのかなと、交通安全対策事業に関連するのかと思いますけれども。

まず、ミラーのほう、これ実際あったことで、宮代町宮代のカーブミラーで、僕、知り合いの方から、もう真っ白になっちゃって見えないんだよというのを言われて、実際、夜行ってみたら本当に、あちらがミラーの先の死角が見えないので危ないので、当時の町民生活課の方に場所とそこのミラーについている番号があるんですよね、看板の後ろとかね、ポールのところに。それをお伝えしたところ、非常に迅速に対応していただきました。また、このようなことは写真を撮って町のほうへ送ればというのは、たしか厚木市のほうで何年も前からやっていたりとかしますけれども。

要は、そういうふうに見つかりづらい、僕が聞いている範囲の、僕に言ってくる一般の人は、町に対してそういうふうに電話したりとかとするのは、ちょっとちゅうちょがあったりとか遠慮があるという方は匿名でもいいんだよといっても、そういうふうにあって、佐藤さん言ってくれないかというのがあるので、私のほうで僭越ながらお伝えさせていただいておりますが。

もっと広報みやしろを使ったりとか、あと場合によっては、昔あった、最近なぜかやっていない瓦版でやったりとか、また折につけ、パソコン、スマホの講習とかも、今、社協でやっておりますけれども、そういうところでこういうこともできるんだよ、こういうこともできるんだよとやることによって、直接職員の方を煩わせる時間が減って、本来の仕事ができるというふうにつながるこ

とにもなると思いますので。ぜひそのようなことをやっていただければなと思います。

防犯灯等につきまして……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、質疑をお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい。ごめんなさい。要望になっちゃうよね。

それについて、年間でどれぐらい、防犯灯も含めてですけれども、道路標識についてもですけれども、ここ四、五年間、どのくらいの問合せがあって、どのぐらい対応したのかというのが、説明書のほうを見た限りではなさそうなので、分かる範囲で結構です。パソコンを今使えない状態ですから、そこのところ分かれば教えてください。毎年大体どれぐらいあるのかと。その上下あるのであれば、その理由というのをきちんと検証をしていると思いますので、そこのところをお願いいたします。

次に、ドライブレコーダーのお話が何人かの委員の方から出ていたと思います。

防犯パトロールを週２回15時から17時に行っていらっしゃるというのを先ほど答弁でありました。

74ページ決算書と説明書108ページです。どうもすみませんでした。

よろしいでしょうか。

防犯パトロールのところですけれども、これ５台とさっきおっしゃったのかな、がつけていると。ドライブレコーダー自体、他の課は存じ上げないようなことをおっしゃっていらっしゃいましたが、いや、正確なところを。

だから、手を挙げて言ってくださいって、あなたが言うときは。委員長、それちゃんと注意してくださいよ。手を挙げずに言ったときには。止まるんですから。ひとり言の訳ねえだろ。ったく。

続けさせていただきます。

僕が言うと、すぐに注意が入るんですけれどもね。

ドライブレコーダー、これはほかの課の方にも申し上げているんですけれども、第５次総合計画で横串と、他の課との連携、縦串行政の改善、もう廃止までは言わないけれども改善という形でも言っていると思うんですけれども。例えば教育推進課であれば、通学路がもう木が出てきたりとかちょっと危ないというところも、こういうふうなドライブレコーダーつけている防犯パトロールでも何でもいいですけれども。そういう車がここのところ行きましたよというのを共有化することによって、あえてそのためにほかの課で行かなくて済む。また、バスの運行に関しましてはこれ、健康介護課じゃなくて企画財政課になるのかな、そういうところで、よく去年もあったのが駐車場近辺で草が生えているとかそういうのも、そこの区間のところを例えば防犯パトロールで行ったんだったら、そこの映像を見せてくださいで済むわけですよね、あえて行かないで。そういうところでトータルの行政のお金がかからないようにするというところを、他課との連携、逆に言うと他の課で週２回の15時から17時以外に防犯パトロールで行っている地域のところ、別の時間はこういう状況なのかというのも見ることができるというメリットもあると思いますので、ぜひ両方でやっていただきたいなというのはあるんですけれども、その辺はどのように今のところなっているのかということ、また、このような提案を受けてどのようにしたいのかというところをぜひお尋ねしたいと思います。

次に、災害の件ですけれども……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、今のは質疑でなく提案になっていますので。

○委員（佐藤将行君）　聞いていますよ。何で僕の

ときだけそうやっていつも絡むんですかね。

○委員長（土渕保美君）　絡んでいるんじゃなくて、注意して……

○委員（佐藤将行君）　絡むとしか思えませんけれども。

〔「分かりにくいよ」と言う人あり〕

○委員（佐藤将行君）　聞いているじゃないですか。

〔「設置するのか」と言う人あり〕

○委員（佐藤将行君）　設置してんのか、話題は設置しているけれども、ほかの課が５次総そういうふうに言っているんだから、そこのところそういうふうにやるというのがあって提案もしているけれども、どうなんだ。

〔「連携して活用しないのかと……」と言う人あり〕

○委員（佐藤将行君）　連携して活用していないように思えるけれども、まずどうなのかで、今後はそういうのを……

○委員長（土渕保美君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時４４分

再開　午後　２時４５分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

○委員（佐藤将行君）　再開させていただきます。

次に、では説明書のほうの110ページになります。多分、ごめんなさい、正確じゃないかもしれませんけれども、災害関係のことなんですけれども、これ以前災害に強いまちづくり啓発関係に関連すると僕は思ったんで、ちょっとページ数間違っていたらごめんなさい。幸いなことに、今のまちづくり、町民生活課課長は能登のほうにも行かれていて、災害に対してのご見識とか体験が多いので、余計お尋ねしたいと思いますが、まず、行った上で随分変えたところもあると思いますが、もともとこれ僕数年前に田代さんはご存じかもしれませんけれども、国交省のほうから出てきた72時間のタイムラインのことをちゃんとやってくれというのが以前議員さんでいらっしゃった伊草さんがかなり前のときに質問したとき、そのときはできていなかった。その後どうなったのかと数年後僕が聞いたところ、主語を何々市とかってなっていたら宮代町にして、避難訓練とかというのも実は数年やっていないんですよという形のは当時聞きました。その後、ここ数年はきちんとやっているのかどうかというところと、やった上で問題点とか見えてくると思うんですよ。以前お尋ねしたときに、72時間のうちの半分ぐらいのときに荒川のほうからの町長の専用の電話回線のほうでというのを実験も何もしていないということは、災害が起こったときには使えるかどうか分からない。また、３つの課が緊急時には活動するというふうに決まっているんだけれども、それが一つの大きい紙でも何でもいいですけれども、一つにまとまっているはずが、それがすぐに出てこない、意識がないというところが、当時はできていなかったというところがもう結構数年たちますので、変わってきているんじゃないかなと思いますけれども、そこのところは変わってきたのか。変わったというのは、どのように変わってきたのかというところについてお尋ねいたしたいと思います。

これは１つは109ページですけれども、これ説明書だと思いますけれども、行政無線がこれ簡単に済ませますけれども、相変わらず特に最近ゲリラ豪雨みたいな形があって、外の音が大きいことによって内部に入ってくる無線の音が入りづらいのもあるのではないかと僕は思っておりますが、とにかく結論として私でもそうですけれども、聞きにくいというのがあって、耳の遠い方だと余計

聞きづらいというのがあるんですよね。確かに町のほうにお尋ねしたところ、ＬＩＮＥやら何やでも複数にやっているからとおっしゃっていますけれども、せっかく設けている防災無線というのをどのように町としては現状を把握していて、問題点、一時、場所をスピーカーの位置をずらしたとかはお聞きしていますけれども、そこのところがどのようになっているのかというところがまず１点あります。

主な実施内容のところの３段目、維持管理内容のところで、防災行政無線テレフォンサービス５回線というのが、この辺ちょっとご説明いただきたいと思います。ちょっと僕の不勉強で分かっていないところがございますので、お願いいたします。

また、次の防災行政無線連携システムの維持管理で、テレビ埼玉のが66万円というのが計上されていますけれども、そもそもこれのアクセス状況というのか、使用状況というのか、要するにこれも費用対効果になりますけれども、実際そんなに使っていないんじゃないかという意見もあれば、本当は使っているのかもしれませんよ。そこのところの数字を直近３年なり５年なりというのをお示しいただきたいと思います。

次に、次のページで110ページになります。災害に強いまちづくり啓発事業の１番はいいです、ちょっとお聞きしたいことなんですけれども。２番の避難所開設訓練の実施、勤務時間外に震度６弱、これが前提になっておりますけれども、もうちょっと訓練のときにはシミュレーションをハードル上げた上でやらないと、これを超えたところになると一気にね。異常とかというぐらいですから、大変になってしまいます。そのような形もありますので、そこは問題点指摘という形になりますけれども、その点についてはどうなっているのかというところをお尋ねしたいと思います。

鍵開け担当とかその辺を例えば川端公民館であればセブンイレブンに鍵を預けてというのは聞いておりますけれども、きちんとその辺がスムーズに、24時間営業の店だったらいいんですけれども、そうじゃないところも何かあったときにスムーズに、そもそもそこの建物の鍵を開けられるのかから始まって、きちんと毎年毎年なのかな、１年に１回だと思いますけれども、そこがやられているのか。回数、そうですね。開錠の仕方も含めて、まず開けなきゃ開設できないですから、そこのところはきちんと毎回担当の方も変わられますから、分からないんですけれども、きちんとそこのところもマニュアルに落とし込んだりとかしているのかというところも含めて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

これに付随しまして、かつて請願案件で台風19号が来たときに笠原のこの辺が水没したときに、ごめんなさい、ページ数がこれはちょっと分からないのでというか、もうこれ執行したのはその前なんで、３年とかそれぐらいなんで、それの後の有効状況ということを聞きますけれども、かつて台風19号で5,000万円という予算をつけて、排水ポンプ２台、移動用の車３台だったかな、２台だったかな、つけてやっていましたけれども、これをきちんと毎年やっているのか。要するに、緊急時に対応できなければどうしようもないので、そこのところ……

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　いや、町民じゃなかった、まち建でしたか。まち建でしたらごめんなさい。分かりました。そうか石塚さん聞いたのかな。分かりました。どうもすみませんでした。

じゃ、これ何個もになっちゃうけれども、あと防災関係はこの前もちょっとお尋ねしましたけれ

ども、マンホールトイレ、また備蓄品というか、これ３月のときにお聞きしたときに新井さんからご説明あったと思いますけれども、防災倉庫が大体平成２年から３年につくったのがあって、そもそも水没とか以前に屋根のほうの問題があるというふうなご答弁いただきましたけれども、その後どのようになっていっていたのかというところ、今後どうしていくのか、その進捗の予定を何かあってからでは遅いので、分かる範囲でお聞きしたいと思います。

また、ミルクのこと、これどなたかが一般質問でもあって、好き嫌いがあるのでということは髙林さんかなんかがおっしゃっていたと思いますけれども、あと食品等も含めてほかへの捨てる前の流用というところもお尋ねしたいと思います。

また、垂直避難のことについてもお尋ねしたいと思います。

決算としてどういうふうに、昨年度お金ちゃんと使ったのかを聞いているわけですよ。

あとはこれで最後になると思うんですけれども、進修館の事業のことが多数あります。

まず、進修館事業、説明書の111ページのところが中心になるかと思いますので、111ページをお願いいたします。

まず、細かいところで、先ほど女子トイレの関係出ましたけれども、男子トイレのところで、これ僕も実際見て進修館の指定管理者にも伝えてはいたんですけれども、何年か。扉がついて、以前はついていなかったのかな。布かなんかついて、今木の扉がついていて、そこのところを開けて入るようになっているので、その真下が段差があって、転んだ年配の方もいらっしゃったりとかしたので、僕はそこへ行くときは足元気をつけてくださいとは声かけるようにはしているんですけれども、抜本的にあそこのところをちょっとスロープ的にやったりとかしないと、本当危ないんで、僕膝が悪いんで余計思うんですけれども、危ないんじゃないかなというところがあります。また、男子トイレ、これもほかの方からお聞きしてなるほどなと思ったんですけれども、上のところの共用トイレとの仕切りがないですよね。そうすると、音の問題もそうですし、不届き者が上から入ってくることも考えられ得るところなので、ちょっとそこのところは昨年には何もやっていなさそう、もう何年も前からこれ言っているんですけれども、やっていなさそうなんで、いつのタイミングで行うのかということについてもお尋ねします。何で去年やらなかったのかというところも予算の問題もあるのかもしれませんけれども。

じゃ、これは決算に直接ではないですけれども、修繕計画分からないんで決算で今申し上げますけれども、今後の修繕の見積りとか大規模修繕のことというのが、例えば去年予定があったのが延びたとかというんであれば、昨年の決算に関わるのでお尋ねしますけれども、非常に先ほど前段の議員もおっしゃったように、廊下やら何やら水漏れとかたっぷりあります。先日の９月５日か４日のときに議会が終わった後にもうすごい雨漏りがあって、僕と議会のほうでは関根さん、関根さんが特にもう葉っぱを取ったりとかしてやってくださいましたけれども、もう２人ともびっしょりになって進修館の方とやって、新井課長にも来ていただいて、防災倉庫のほうから排出ポンプやったりとかしています。これをお聞きしたところ、２回目だそうなんですよね、ああいうふうになったのが、あの場所で。ということは、１回目のときに検証をして、どういうふうにやるかというのをやっていない。これは指定管理者の大きなミステイクだと思うんですけれども、そういうのが毎回言うように、モニタリング調査で改善点として上が

っていないという、もう出来レースみたいなことが起こっているんですよ。

僕が何回も言っている進修館の半年の駐車場問題もそうですけれども、そういうのが起こっても改善点なし、ゼロ、改善点がゼロとこんなおかしなことが起こっているんですけれども、そもそもこのモニタリング調査、昨年度はどのようにきちんと、そちらとしてはきちんとやったのかということと、ちゃんとやっていないんだよ。今後どうなっていくのかというところ。要するにそういうところも含めて指定管理料に入っているわけですから、できないのであればペナルティーをやるとか、指定管理のほうから外すとかというのはあると思いますけれども、そういうところを特に集中豪雨のこの前の９月５日か４日だったと思いますけれども、そのとき本当ひどい状態だったんです、写真もありますけれども。このところをそちらのお考えをお聞きしたいと思います。昨年なぜその対策は、マニュアルができていなかったというところが大きいんですけれども、令和５年度中にそれができていれば、この前のときにはそのマニュアルに従って連絡をするという形ができたものですから。

あとは、これも何年も前からというか、10年近く前から言われているんですけれども、これ議会のほうの問題もあるとは思いますが、小ホール及び議場抜けるようなところ、ここの議会中の今もそうですけれども、何でここでやっているのかというのが予約取っておいて分からないですけれども、あちら今議場空っぽですけれども、特に土日も空っぽ。何で我々は使えないのかというのがさんざんあるんですよね。テーブルとかそういうふうなのが移動が大変だからというのはよく町民生活課のほうも議会事務局もおっしゃっていますが、テーブルそのまんまでいいというふうな形の貸し方もできると思います。子ども会議でやっているところも他の自治体でありますし、そういうところがなかなか進修館の収入も増えることになって、町民も議会のところから見たら誰も使ってないのに何で借りられないんだということもなくなるし、というところを何年も言っていて、去年も結局予算がつかなかったりとかしていて、改善もされなかったというところがありますので、そこのところはどのようなお考えでいるのか。なぜ昨年そこのところが使わなかったのかというところがあります。

あんまり長く、もう既に長くなってもう終わりますけれども、一応このような形で終わらせていただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　以上でよろしいですか。

答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹の加藤でございます。

ただいま佐藤委員のほうから説明書の111ページ、進修館管理事業の件についてでございます。

まず、１階男子トイレの木の扉の真下の段差と、共用トイレのほうの恐らく上の仕切りがないということでございます。こちらについては大変申し訳ないです。私のほうでちょっと把握はしておらず、ちょっと現場確認させていただきまして、軽微なものであれば改修は指定管理者のほうで予算持っておりますので、そちらで対応させていただければと思います。

今後の進修館の修繕の金額については、ちょっとただいま数字等は持ち合わせておりませんので、ご理解賜りたいと思います。

先日の水浸しになってしまった、議会の後にということで指定管理者の前回もそういった豪雨のほうで水浸しになったことがあったのにもかかわ

らず改善されていないという件についてでございますが、すみません、こちらについてはちょっとそこの件について指定管理者についてモニタリングで評価が下げられていないということでしたが、そちらについては施設の管理自体はＭＣＡのほうで十分できていると思いますので、今後についてはそういった今ご指摘のあった件についてもちょっと確認させていただきたいと思います。

最後に、私のほうからは小ホールの議会中の貸出し、一般利用ということでご提案いただきました。大変申し訳ないんですが、こちらについては議会のほうで予約をして借りているという状況ですので、私のほうからはお答えする回答はございません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○町民生活課長（新井庸一君）　町民生活課長の新井でございます。順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、決算書の72ページ、主要な施策に関する説明書の107ページの自転車対策事業のお話でした。

放置自転車に関して、進修館駐車場にある過去に放置自転車を管理していたアスファルトのところの部分の利用の方法に関してです。あとは、今後どういうふうに対応していくのかというような話でした。

こちらにつきましては、委員のおっしゃるとおりにお話をいただきまして、場所から今山崎山の奥のほうに移動させていただきまして、有効活用ができているのかなと思いつつも、やはりお話しいただいているとおりに、フェンスがあることで使いづらいというようなお話も伺っている部分もございます。こちらも止めることができるんだよという形での環境はつくっているつもりではありますが、現在はそのようなお話がまだいただけるということであれば、改善の余地があるかなというふうに思ってはおります。

しかし、ちょっとこちらの都合であれなんですが、今年度進修館駐車場の工事を行います。当該場所につきましては、工事後には駐車場になるというところがございますので、最終的にはあの部分のフェンスも撤去されて車が止まれるようにというような形になります。

スケジュールにつきましては、11月頃一応工事を発注させていただいてというようなイメージでおりますので、このタイミングで単独でフェンスを外すとかいうことになりますと、また余計なというか、余分なお金がかかってしまいますし、勝手も悪くなってしまうという部分も考えられますので、誘導というか、案内のほうはさせていただくような努力はさせていただければと思いますが、必要最小限の対応で利用していただくという形にしていまいりたいというもので、ご理解いただければと思います。

それと、和戸駅の駐輪場の契約時の例えばアンケートを打ってみるだとか、皆さん使われている方の利用の形態、こういうものにつきましては実際の契約書に当たっては何のために利用するんですかという形での選択項目がございます。もちろん学生であれば通学だと思いますし、社会人の方であれば通勤、その他という方もいらっしゃるんですけれども、ほとんどないような状況でもございますので、通勤通学レベルであれば、うちのほうでも把握しているかなというふうに思っております。

見ている感じですと、やはり圧倒的に通勤の方の台数が減っているということを考えますと、先ほどちょっとお話しさせていただきましたとおり

に、ライフワーク的なお仕事がおうちで在宅勤務になったというような状況が見受けられるのかなというふうに感じているようなところでもございます。実際お金を頂いてて駐輪場のほうを運営している関係もございますので、より利用者には便利になっていただきたいというところもございますので、今後皆様からのご意見をいただくという機会も設けつつ、駐輪場の運営というよりも私たちは放置自転車対策として本来やっている部分がございますので、そういう点もちゃんと踏まえまして、今後駐輪場というものが本当に町としてやっていくものなのかというちょっと極論にはなりますけれども、こういうのも含めてちょっと検討させていただければなと思います。即効性があるような結果が出ないかもしれませんけれども、これはちょっと私たちの課題として今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

それと、一緒になってしまうんですが、道路標示ですとか防犯灯の申請の仕方ですね。今現在ももちろん直接お電話いただくことはやぶさかではないんですが、町のメール等、あと申込みのところで特設の何というんですかね、言葉あれですけれども、ここを押すとできるよというのがございますので、それをご利用いただくというのもまた一つの手かなというふうに思っております。写真まで撮るのは難しいということであれば、特徴的な地域の場所というんですか、このお宅だとか、このお店の近くのここにある、先ほどいただいた番号をいただくのが一番ありがたいんですけれども、こういう情報をもってすぐ町の職員がまず現地に向かって、どう対応できるかというふうなのをさせていただければと思いますので、これは事あるごとに基本的には区長さんを通じて新規に対しては申請いただくというようなやり方になっておりますので、実際には区長さん、自治会長さんにつきましては、修理とか修繕につきましてはその都度お受けしますという形でアナウンスさせていただいておりますので、この点も改めて広報、ちっちゃなところでもいいと思うんですけれども、周知できるような形でちょっと検討させていただければというふうに思っております。

それと、大変申し訳ないんですが、そのときの要望に対してどれくらい対応してきたとか、問合せがあったかというような数字ではあるんですが、基本的に新設の形にはなってしまうんですが、新設につきましては基本先ほどお話しさせていただきましたように、区長、自治会長さんないし小・中学校にそういう要望箇所がありますかという形で毎年度お話をさせていただいて、こういうところを改善してほしい、例えば防犯灯ですとか、カーブミラーですとか、あと道路標示ですとか、あとは安全対策的なところですかね、こういうものの要望のほうをいただいております。こちらにつきましては、令和５年度につきましては全部の学校から７校から25か所の要望をいただきまして、20か所対応させていただいております。もちろん町で対応できない、例えば信号機つけてくださいだとか交通規制に関するものもありますので、こういうものにつきましては警察署のほうに意見を申入れしたり、あとは杉戸県土整備事務所とかに申入れしたりという形の対応をさせていただいております。令和５年度は25か所で20件対応、令和４年度が30件要望があって25か所対応という形で、ちょっと件数で短いんですけれども、このように今現在把握しておりますのでご報告させていただければと思います。

それと、決算書74ページ、主要な施策の説明書108ページの防犯活動事業になります。

ドライブレコーダーの情報共有ですね。他課との連携というものをどう考えているのかというよ

うなお話をいただきました。こちらにつきましては、まず先ほどお話しさせていただいています防犯パトロール、週２回のときにスタートグッズというんですかね、実際持っていくグッズがあるんですけれども、それを危機管理担当のほうに担当が取りに来ていただくような形になります。この段階で大体１週間ぐらいの間に住民の方からこういうところ危ないよだとか、こういうところ注意して見てくれだとかというようなお話が多々来ますので、こういうところは中心的に見てくださいという形でその都度申し上げさせていただいて、より見ていただくような形、また帰ってきたときには、どうだったという形でのご報告のほうを受けております。

もちろん防犯パトロール以外のとき、公用車がいっぱい出ていますので、何かありましたらこちらのほうに連絡くれという形での連絡体制は取れておるとは思います。もちろん入ってこない情報等もあると思いますので、その点につきましては何かあったらすぐこちらのほうに連絡くれという形での連絡体制というのも改めてパトロールも含めて周知させていただければというふうに思っております。これはなるべく私どもだけではできないことだと思いますので、職員の方、また町民の方にご理解いただきながら達成できればなというふうに思っております。

その次に、防災活動に関してです。決算書は74ページで、主要な施策の説明書は109ページになります。防災活動事業の面になるかなと思います。

72時間のタイムラインの利用その後の活用方法という形でございます。こちらにつきましては、令和４年度にやはり避難所開設訓練のほうを行わせていただきましたときに、仮の災害本部を立ち上げまして、関係課長と連絡が取れるような形での連絡訓練を行わせていただいております。また、通常のご家庭でつくるようなマイタイムラインをつくるときには、ご自分のところはもちろんなんですけれども、広域的に考えたときにはこういう災害も起こり得るんだろうという形での情報提供をしつつ、自分のところのマイタイムラインも考えてほしいという形でのお話をするような形で利用はさせていただいております。なかなかあまり目が広くなってしまいますと、自分のうちのマイタイムラインもつくるのが面倒くさがってしまうというところもありますので、うまく使いつつ、いい使い方があればまた皆さんからご指導いただきながら利用させていただければというふうに思っております。

次に、防災行政無線、聞きづらいというようなお話をいただきました。これは毎年必ずどこかかしらいただく意見になります。もちろん聞きづらいという話もありますし、逆にうるさいという形も逆の意見もございます。その都度もちろん理由があって向いているわけですので、そこに影響がないような形で音量の調整ですとか、スピーカーの角度の調整等もできる範囲で行いつつ対応しているところではありますが、やはり全てが万能ではございませんので、やはり申し訳ありませんが、我慢していただく部分も若干出てくるかなというふうには思いますので、その点ご理解いただきつつ、これからもちょっと運用していきたいなというふうに思っております。

それと、すみません、防災行政無線のテレフォンサービス５回線の理由です。こちらにつきましては、この同じ109ページの説明書の一番下の成果のところに、防災行政無線フリーダイヤル、ミヤシロオーツーですね。防災無線が聞こえなかったときにここに電話していただければ同じことが聞こえますよという回線を５つ持っております。この部分のお金になりますので、ご理解いただけ

ればと思います。

それと、テレビ埼玉の利用状況等につきましては、テレビ埼玉につきまして利用状況というのはちょっとごめんなさい、うちのほうでは把握できません。見ている方がどれだけいるかということですかね。それがちょっと把握できていませんが、私どものほうで情報発信をさせていただくという形で運用させていただきました。こちらにつきましては、防災の情報、あとは常時マイタイムラインのつくりましょうとかという周知のものですとか、あとはイベントというものに利用させていただいております。実際は、反映されるのがすぐ反映されるようなシステムがありませんので、ちょっと若干使いづらいところはありましたので、昨年度だけでいきますと、大体９件ぐらいしか情報発信をしていないような状況になっております。

それと、今度は主要な施策の説明書の110ページの部分ですかね。災害に強いまちづくり啓発事業でございます。

避難所開設訓練の課題ですとか、検証の中での本当にスムーズにできるかというようなお話があったと思います。こちらにつきましては、ちょっとまず訓練の概要をちょっとお話しさせていただきます。

まず、町の中では、ここにもありますとおり、震度６弱の地震が発生したときには、避難所の鍵を開ける担当というのはこれ決まっております。この担当という者は、その避難所の要は倉庫に住所が近い者を選定させていただきまして、ここに２人、必ず１つの場所に２人いるような形で選定させていただいております。この２人の人間が６弱というものがあったときには指示を待たずにその場所に行って鍵を開けて避難所を開設していくというような形になっております。今回はもちろん訓練でしたので、２人そろって避難所に何時に集合してもらって、鍵を開けてもらってどこに何があるというのを確認したという形になります。訓練に当たっては、もちろん手放しでというわけにもいけませんので、マニュアルのほうは作成させていただきまして、開設というような形をさせていただいております。

こちらの訓練につきましては、避難所開設訓練自体は過去にもやったことあるんですが、鍵開け訓練ですとかというものにつきましては昨年度初めて実施させていただいたものです。ですので、この点私もちょっと行く前ですけれども、帰ってきてやはりこういう点はちゃんとしっかりしとかなきゃいかんというふうに感じましたので、今年度も実際やらせていただきたいというふうに思っていますし、できればこの担当以外の方にもやっぱり体験してほしいなというふうにはすごく感じておりますので、この部分をいかに参加していただくためにどうできるかというのをちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

先ほど言ったとおりに、いきなり大風呂敷を広げてできませんというのもちょっと微妙なものもありますので、まず感じてもらって、やっぱり初めての訓練でもすごく課題だとか意見がいっぱい出たんですね。そういうことはやっぱりやることというのはすごく大事なことかなというふうに思っておりますので、この点は引き続き同じこともそうかもしれませんし、違うことかもしれませんけれども、訓練という形で一人でも多くの職員に体験いただくような形でのものをちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

それと、防災倉庫の管理の状況になります。今現在目に見えるところですと、進修館のところの防災倉庫、この駐車場の工事に伴いまして移動させます。進修館、ご存じのとおりに低いところにありましたので、今回は少し上げまして、今ちょ

うど今日基礎が終わったんですけれども、その上に防災倉庫を上げるような形になりますので、高さ的には今のところより多分50センチメートル以上上がるんじゃないかなというふうに思っております。もちろん段差とかをつけるような形にはなってしまいますが、そんなような形でやりたいと思っています。

また、先ほどお話しいただきましたとおり、もう20年以上、全ての防災倉庫、経過しております。あとは設置場所につきましても、水ということがすごく不安視される部分もございますので、今後20年以上たっているという中ではある程度もう建て替えというものも少し検討していかなきゃならないのかなというふうに思っておりますので、計画的なもの、長期的な計画、こちらをできるような形で少し検討していきたいなと思っています。もちろん純粋な建て替えだけじゃなく、その位置ですね。そういうものも踏まえて少し検討していきたいと思っております。直近ですと、ご報告させていただきましたとおりにちょっとぐるるの防災倉庫が今屋根が飛んじゃったというあれがあります。これも今度やらせていただきます。あとは直近でまずやらなければならないのが、須賀小学校の再編に伴いまして今の防災倉庫というものが位置的な部分ではかなり障害があると思いますので、その辺は少しやっぱり考えなきゃいけないということになると、もうある程度全面的に町内の場所をちょっと確保していくようなイメージでちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

それと、備蓄品のミルクですとか食料品の廃棄というか、処分の方法みたいなものですね。ちょっとお話ありましたけれども、ミルクにつきましてはご存じの方もいますが、子どもは結構ミルク好みがあって、このメーカー飲む、飲まないというのもありますし、なかなか対象者にあげるというものが難しいというものも現状でちょっとお聞きしております。

食べ物等につきましては、廃棄の数か月前に例えば自主防災会さんのほうにお話をさせていただきまして、訓練等で使うのであれば使ってくださいという形で、要望をいただいて、依頼をかけて回答をいただいてお渡ししているというような事実がございますので、特殊な食べ物とか飲み物でなければ、基本的には廃棄ゼロというようなイメージでは今のところおります。県でも同じようなやり方をしておりますので、県はもっと広域ですけれども、宮代町は町内の中でやらせていただいている中では、そういう食べ物の廃棄はゼロかなというふうに考えております。

また、ミルクにつきましてもちょっとすぐには出てこないですけれども、何かいい方法があるのであればちょっと勉強させていただきたいというふうに思います。

それと、この間もちょっと私も一般質問の議会でお話しさせていただきました。２階に避難してくださいというアナウンスをしているという中では、垂直避難という言葉がやっぱりキーワードになってくると思いますので、この点につきましては引き続き避難の方法の一つとして皆さんにちょっとお話しさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

先ほどの加藤の進修館以外のところではお答えさせていただいたかなと思いますので、以上になります。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

災害タイムラインのほうはちょっとまだ細かいところは後で直接お聞きしたいと思います。

進修館の件ですけれども、先ほど建て替えも含めてというところもありました。確かに建築から相当たっていて、もう修繕費が相当かかるような状況に陥っている状況なんで、その辺は貧しい町ですからきちんとやっていただきたいと思います。

ドライブレコーダーについてちょっと見解の相違的なところが、僕のちょっと説明の仕方が悪かったのかなと思いますけれども、例えば防犯パトロールのその日その日によってルートは違っているけれども、ある程度は分かっていると思うので、そこのところを他課と共有して、例えばこの辺の道だったらバスの関係で企画財政課が見たいよとか、あと通学路であれば教育推進課、教育委員会も見たいよというところを、町民生活課のほうで行っているんであればそのデータを見てくださいで済むわけなんですよね。以前からちょっと特にバスの件で、停留所のところが草がいっぱいで困るという意見があったりとか、これ議会でも出たと思いますけれども、それとかあとは通学路でやっぱり草があって沖の山のほうに向かうところで子どもがわざわざ歩道から出て車道に行っちゃうんで危ないよというのを、ぱっと流している映像を見るだけでこの辺のことを言っているのか、この辺危ないなというのも分かると思うので、そうするとわざわざ見に行くことがなくなるというところの観点で、５次総にある横串というのを効果的にきちんと生かしていただきたいなという趣旨で申し上げたので、これまでのことはしょうがないですけれども、今後それを生かすことによって最終的に支出が減っていけばいいのかなというふうに僕自身は思っております。

あと、自転車の件は特に姫宮、和戸というのは、なぜか動物公園が無償で進修館もあるからというのもありますけれども、これだけ大きい駅が無償で、和戸、姫宮は有償だというふうな苦情も聞いてはおります。民業圧迫というところ、町がやることによって民業圧迫、先ほど課長からお話がありました。もともとは放置自転車対策と、かつてせんげん台の駅が日本一放置自転車が多いというのはありましたけれども、そういうところは十分分かってはいますが、それを過剰にやってしまいますと、これがどの辺に線を引くかというのは別ですけれども、民業圧迫になりますので、そこのところもちょうど駐車場が変わるという工事をやって駐輪場がコロナ禍でそこの駐輪場戻ってこないのは分かっておりますので、加味してやっていただければというところの考えがあるのかどうかをお尋ねしたというところがあります。

それと、さっき僕の質問の仕方が悪かったのかな。ＡＥＤ除細動のことを防災マップへの落とし込みのこと、ちょっと出てこなかったので、答弁漏れじゃないかもしれない、僕の聞き方が悪かったかもしれませんけれども、黄色い大きい防災マップ、あれにＡＥＤだったりとか、あとはね３階以上のところとか避難できる、何かあったときにあれを見れば病気でも災害でもできるようにするという話を窓口で何度もさせていただいていますけれども、それをお聞きしたいと思います。

あとは、先ほどテレ玉の利用状況はちょっと数字が分からないという、把握していないというふうに課長からありましたけれども、逆にテレ玉のほうではそういうのはアピールポイントになるので、テレ玉のほうにどういう効用があるのか、どれくらい利用数があるのかというのを聞くことでできるかとは思うんですよね。あちらのほうがデータ通信ですから持っていますから、それで改めて費用対効果とか、実際の活用数というのは分かるかと思います。

防災無線のこともご回答いただきました。これは防災無線は確かに近くの人はうるさい。ちょっ

と離れたりとか、家の建てつけの問題もあると思います。雨戸がついているところだと、それがばんばん鳴って聞こえづらい、そういうのも多々あるかと思いますが、もっと細かく自治会を通してでもいいですけれども、ある自治体ではやっておりますが、防災無線関係の専用端末みたいなものというのも検討、これからどんどん高齢化していって私の周りでも片親しかいない、90代の人ひとり暮らしとかありますので、電話まで頭が回らないという人もいるらしいので、そういうところも検討していったほうがいいんじゃないかなと思っています。

あと、先ほどお話ありました避難所開設の鍵開けのことも大事だというふうな形のお話がありました。これ確かに開かなければその後のことを幾らすばらしいマニュアルをつくってもできないもんですから、ここのところは僕は知らなかった、お２人の方にその辺の鍵のをやっているとかありましたけれども、その手順というのもやっぱりマニュアル化した上で、できれば近隣の人に何かあったときには誰々さんに預けているよというのとか、あとホームページでやったりとか、何らかの名前は最悪の場合出さなくても、プライバシーがというんであればいいですけれども、こういうふうな形で開設というのになっていますよというのを年に１回でもいいから、今までやっていないと僕が見ていなければごめんなさい、やっていないとは思いますので、そこのところもやったほうが担当の人以外でも災害があったときに、そういえばあの２人が持っているはずだから、そこに問い合わせればあるはずだというふうになると思いますので……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、思いはいいですから、質疑にしてください。

○委員（佐藤将行君）　思いじゃないですよ。何度もずっと前から言っているのが反映されないから言っているわけですよ。しかも災害のことですからね。どこ言ったのか分かんなくなっちゃったじゃないですか、全くもう。

その辺が災害についてのことですよね。特に、以前の請願案件の5,000万円が無駄にというか、全く有効に活用されているようには思えないところがありますので、そもそも5,000万円もここまでかからないのは石塚室長に聞いて分かってはいるんですけれども、そこのところをできる限りやっていただきたいなというふうに思うんですけれども、町の見解としては無理だというのも含めてご回答いただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、よろしいですか。発言内容の制限があります。第54条第３項、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　はい。

○委員長（土渕保美君）　どうぞ。

○委員（佐藤将行君）　自己の意見を述べないというのは、今の時点での自己の意見じゃなくて、過去にこのようなやり取りがあったという意味での自己の意見はそこを入れるべきではないですし、何度も言うように、手を挙げずに言ってくる議員に対して何で注意しないんですかと。僕が言ったときには注意するでしょう、あなたは。公平性を保った運営をやってくださいよ。

○委員長（土渕保美君）　それは委員長に対してクレームですか。

○委員（佐藤将行君）　お尋ねです。公平持ってやってくださいよというのは、やっているんですかということ。

○委員長（土渕保美君）　じゃ、私から意見させてもらいますけれども、委員長としての意見です。

いいですか。何回も言っていますように、質疑は明瞭簡潔に、自分の思いを中心的な質疑にしないようによろしくお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　じゃ、そういうふうに意見言っている人はもう一人ひとりちゃんと言ってくださいね。これまでも言っていないのありましたからね。

○委員長（土渕保美君）　進めます。

答弁をお願いします。

課長。

○町民生活課長（新井庸一君）　町民生活課長の新井です。順次お答えさせていただきます。

ご意見として伺うところもあったと思いますが、すみません、私のほうでお答えできるものとして回答をさせていただきます。

まず、ＡＥＤのお話が少しありました。ハザードマップのほうにＡＥＤですとか、例えば３階回避難、垂直の３階避難ができるとかという、そういう避難できる方法ないし人が助かる方法を載っけたほうがいいんではないかというのはお話いただいたと思います。こちらにつきましては、ハザードマップという部分のまず大きな目的がございます。それと、もう一つは見やすいことというのがやっぱり昨今いろんなところで叫ばれておりますので、この点はやっぱり入れ込んだ中でやっぱり本当に必要なものと、例えばそこから情報を取ってもらうとかというものをいろいろ選別できると思いますので、そこら辺につきましては新たなハザードマップつくるときに改めてもう一回編集の中で検討させていただければと思いますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

それと、防災無線の端末の検討なんですけれども、こちらにつきましては今現在はちょっと考えていないというのが回答になってしまうんですけれども、やはり少しでも多くの方に防災無線の内容というのが届くということが一番大事だというふうには思いますので、引き続きの検討課題とさせていただきまして回答とさせていただきたいというふうに思っております。

それと、鍵開けの手順の方法とか、周りの人が少しでも安心感があるような形での周知の方法ですけれども、今現在ちょっと町の中で、宮代町ちょっと特殊なやり方をしておりました。ほかの市町村ですと、鍵開け担当職員に鍵を持たせているというのが一般的だそうです。私たちはしていませんで、避難所のほうにダイヤル式の鍵入れがありまして、それを開けるような形にはなっております。ですので、担当が仮に変わったとしても、そのナンバーさえ、マニュアルさえちゃんとしっかりしておけば開けられるような状況にはなっておりますので、なかなかその情報をちょっと公開するというのも難しいかなとは思っております。ただ、町のほうの職員が開けるんだよ、だからそこから避難所に来てくださいという周知ができると思いますので、この点につきましては周知をさせていただいて、少しでも安心できるような体制を取らせていただければというふうに思っております。

それと、すみません、私のほうで把握し切れませんで、5,000万円の関係は恐らくポンプの関係になってしまう、ポンプ、笠原の。

〔発言する人あり〕

○町民生活課長（新井庸一君）　そうですね。やはりポンプと車の関係はまちづくり建設課のやっぱ所管になってしまいますので、そちらのほうですみません、お聞きいただければというふうに思っております。

あとは、もちろんお話しいただきました点につきましては、もちろん足りないところもあるとは思いますし、検討していかなければならないとい

うところもあると思います。過去に検討した経緯があったかもしれないけれども、今に至っているという部分ももしかしたらあるかもしれませんので、こちらにつきましては改めて過去の経緯も踏まえまして、担当と一緒にちょっと勉強させていただきながら、新たな課題として検討させていただければというふうに思っておりますので。ご理解いただければと思います。

以上になります。

〔発言する人あり〕

○町民生活課長（新井庸一君）　テレ玉ですね、すみません。テレ玉につきましては、利用者の聞いてみるというところはあるとは思います。実際のところはデータ放送ですのでテレ玉さんも集計している可能性もありますので、検討してみたいと思っておりますが、大変申し上げにくいんですが、こちらにつきましては予算書を見ていただければと思うんですが、５年度いっぱいで一応契約のほうは解除しております。というのは、議員もちょっとお話しいただきましたとおりに、費用対効果の面も考えまして、見ていただくと66万円という多額の数字がかかっている中での私たちがうまく利用していなかったという反省点もあるのかもしれませんけれども、そういうものを総合的に踏まえた中で一度解除させていただいているという経緯もございますので、反省と課題というのは幾ら解除したとしても持たなければならないというふうに思いますので、その点は情報ですとかという経緯として残しつつ、新たな方法として今回ＬＩＮＥのほうも試させていただきますので、そういう落ち度というか、少しでも足りなくならないような形での補完というものをさせていただくことで対応させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　最後の再々質問をさせていただきたいと思います。

今課長のほうから直接ご説明どうもありがとうございました。その前に１つ答弁漏れになるのかどうかちょっと分かんないんですけれども、進修館のモニタリングの調査がきちんとなされていないのではないかというところを後でちょっとお願いいたします。

今課長からご説明ございました災害時の鍵の職員が担当してという珍しいケースとおっしゃいましたけれども、実際問題どういうふうな鍵やっているか分からないんで、後でちょっと細かいところになりますので伺いたいと思いますが、私がマンション管理やっていたときには、４つボタンを押して、その中に鍵があるというふうなやり方やったこともあるんですけれども、ケースの中で。そうすると、担当が変わったら番号を変えれば、安全性というか機密性が保たれると。いろんな方法あると思うんですけれども、そういうふうなところをちょっと今度話してみたいと思います。

あと、これ最後にさせていただきたいと思いますが、今テレ玉の契約が５年度で契約を解除したというふうな形になりましたが、そもそもこれ何年契約でやっていたのかというところと、これを導入するに当たっての当然決裁とかあって、費用対効果も考えた上でやった、それがどの程度効果はなかったのかというふうな検証をうちの町で本当にされていない検証、しかも記録を残した検証というのは、５年度で契約解除したということは、これ解除条項がどのようになっているのか分からないですけれども、民法上の545条になっているか分かんないですけれども、この辺のところを後でちょっと、この場で聞いても細かくなり過ぎて法律的なことになるので、後でお尋ねしたいと思

います。

あとは、ＡＥＤの防災マップの当然これ防災マップ、今川野委員がお持ちになってくださって分かりやすかったんですけれども、確かに目的があって、それでそのための手段として防災マップというものを宮代町は採用している。それは十分承知しております。窓口で僕申し上げたときには、たしかこれ飯能だったかな、何かあっちの西のほうで、あれは自治会単位でしたけれども、そういうＡＥＤの場所をやっているというところで、そういうのがあれば、より何かあったときに隣のおじいちゃんが倒れたとかそういうときに、何かあったときにあの防災マップ見れば分かるんだよというふうな使い方もできるんじゃないのという提案をさせていただいたので、そのときに特に髙林さんが熱心に安澤さんとも話し合って前向きにやってくださろうとしていたのは重々承知しておりますので、そこに期待したいと思います。昨年度はまだ在庫がいっぱいあったんでできなかった。ただ、ネットのほうにやることは十分できると思いますので、引き続きそれはお願いします。

あと、最後に追加で、さっき聞き忘れたというか、お伝え忘れたんですけれども、駐輪場の問題ですね。契約時のアンケートとかではなくて、例えばこれも契約更新、新規の契約は別としても更新時はモバイルとかその辺でネット上で更新をすることによって、それを進むときにこれまでの契約はどうでしたかとか、使い勝手はどうですかとかとアンケート項目を含めた上で最終的に更新して、ネット決済とやるやり方もほかのところで似たようなことをやっているのを聞きましたんで、そこも考慮していただければと思って、質問を終わらせていただきたいと思いますが、今聞いたことで答えられることがあればお願いします。それで終わりにしたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　今質問の中でモニタリングについて答弁漏れと言いましたが、先ほど説明されておりました。間違っておりますので、訂正してください。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい。僕のほうが聞き忘れていた可能性が何かありそうですので、そうであればごめんなさい。訂正いたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○町民生活課長（新井庸一君）　町民生活課長の新井でございます。

お話しいただきました点につきまして、鍵開けについては後ですみません、窓口のほうでよろしくお願いしたいと思います。

テレ玉につきましても後でお話をさせていただきたいと思いますが、基本的には単年度契約なものでございます。解除に至った経緯につきましては改めてちょっとお話をさせていただければと思います。

あと、ＡＥＤにつきましては、飯能市という具体的な市の名前もいただきましたので、こちらにつきましてはネットとかをちょっとのぞかしていただいたり、場合によっては担当者のほうに連絡させていただいたりして、ちょっと勉強させていただければと思います。

ネットの確かに更新という部分もございますので、その点も本当に可能なのかというものを検証したいと思います。ちょっと私が今ぱっと考えた感じですと、やっぱりハザードマップの内容とネットの内容が変わってしまうと、やっぱり逆に混乱する方も出る可能性もあるとは思いますので、そういう部分も捨てずに新たな情報というのを発

信できるようなものはちょっと検討させていただければと思っております。

それと、駐輪場の更新、こちらもどこかの自治体でやってらっしゃるようなお話を伺いましたので、その点も含めまして勉強させていただきながら、このまま自転車の駐輪場管理を続けるというのも踏まえまして少し検討させていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質問は。

じゃ、ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時３８分

再開　午後　３時５４分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き町民生活課の質疑を行います。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

４問質問させていただきます。重複しないように質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書70ページ、交通安全対策事業になります。説明書では106ページになります。

交通安全施設の新設修繕というところで、表組みのところで今回は道路標示灯工事が新設がゼロか所になっております。修繕が５か所で、これが485万1,000円になっているんですね。昨年度は新設が４か所ありまして、修繕が８か所ありました。合計で12か所で、こちらのほうが356万1,800円ということで、新設修繕を12か所という数やった中で356万1,800円で済んでいるんですね。今回は修繕だけ５か所ですので、それで485万1,000円ということで、ちょっと金額が大幅に多いんですけれども、これについて説明をお願いいたします。

それから、２問目になります。決算書72ページ、自転車対策事業になります。こちらのほう簡単な質問で申し訳ないんですけれども、説明書107ページになります。

表組の下のほうになりまして、放置自転車の場所別の撤去台数ということで、今回は５年度は74台ということで減っていますので、何か有効な手段を使われたかどうか。いいことじゃないかなと思います。その中で問題なのは、姫宮駅周辺だけが23件も増えているということで、昨年度は４件でしたから19件も増えているんですけれども、これに対して何か原因があるかどうかをお伺いいたします。

それから、３問目になります。決算書74ページ、説明書109ページになります。

この中の一番最後のほうになるんですけれども、防災行政無線更新工事で、こちらのほうが697万6,200円ということで大変高額になっているんですね。ここで防災行政無線システムの機器の更新や改修工事を行うことで防災行政無線等説明が入っているわけなんですけれども、ただ、もっと具体的にこの防災行政無線のどこをどのように改良されたというか、そういうところをちょっと説明がないと思いますので、説明をお願いいたします。

それから、最後の４問目になりますが、これは説明書のほうだけで101ページになります。101ページの真ん中の辺りになるんですね。

備蓄品の保管場所等を見直し、災害時に活用しやすい環境を整えましたというふうにこう書いてあるわけなんですけれども、これは決算書で言いますとどの部分に当たるかを教えていただきたいと思います。

以上、４点です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

泉委員のご質問にお答えしたいと思います。

決算書70ページ、説明書106ページの交通安全施設の新設修繕の関係になります。

修繕５か所ということになっていますが、それが工事の内容は下の表になっています修繕５か所、川端１丁目、字東、字姫宮、和戸３丁目、字西原のこの５か所になっています。この中で特にお金がかかっているのは、グリーンベルトになるんですけれども、これが結構な延長をやっていますので、箇所数とちょっと金額というのが必ずとも多いから高いとか少ないから安いということではなくて、延長なんかで金額が変わってきますので、今回の場合はグリーンベルトが和戸３丁目と字西原のほうなんかで入っておりますし、字東のほうでも入っておりまして、このグリーンベルトの延長が長くて去年よりは金額が多くなっているという形になっています。

続きまして、説明書107ページの放置自転車の関係なんですけれども、姫宮駅周辺がちょっと数が多いんじゃないかということなんですけれども、駅周辺といいましても実際これ駐輪場の中の自転車の撤去になっています。どういう状況かといいますと、朝７時から11時までシルバー人材の方が入っているんですけれども、実際それ以外の時間って誰もいないんですね。その時間帯を見計らってかどうか分かんないんですけれども、その時間帯に置いて使っちゃっている人が結構いらっしゃいまして、我々のほうで午後なんかに見に行って翌朝チェックすると止まっているというような形で、無断で使用されている方がいらっしゃいましたので、そういう方ちょっとチェック厳しくしまして、撤去作業をさせていただいた数が増えているので、今回ちょっと姫宮駅周辺が増えているというような状況になっております。やはりお金払って使っている人とこずるくそういうふうにいないときに使う人が同じような状況ではよろしくないので、その辺町のほうでもチェックをさせていただきまして、そういったことがあった場合には警告札を巻いて、場合によっては翌朝でもまだ使って置きっ放しということであれば、もうそのまま撤去という形を取らせていただいたのがちょっと今回多かったので、23という形で計上はされている状況です。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

防災行政無線の工事の関係で、主要な施策に関する説明書109ページの説明についてご説明のほうをいたします。

更新工事ということで697万6,200円、こちら成果のほうに具体的な内容が示されていないというご指摘でございます。すみません、そのあたりの表記、申し訳ございませんでした。

工事の内容でございます。防災行政無線の更新工事ということで、屋外子局48か所、屋外子局というのは防災無線の基地局から発信したものを各地区に放送するスピーカーがついた放送設備でございます。こちらの子局48か所、あと再送信子局１か所、こちらは中継基地のようなものでございまして、無線が届かないようなところを中継して再送信を行うという、こちらの器具に関しまして無停電装置ですね。万が一停電が発生した場合、重要な防災に関する情報が各地に届かないといけ

ないので、停電を防ぐような無停電装置というのが各子局に設置されておりまして、こちらのほうが経年劣化のほうが進んでおりましたので、更新工事を行ったものでございます。無停電装置の入替え工事でございます。入替えに伴いまして、各地で調整等必要になってまいりますので、伝達ができるかどうかとかきちんと鳴るかどうか、そういったものの機器の調整と工事のほうが行ったと。

それともう一点、工事のほうがございまして、こちらが防災行政無線の遠隔制御の修理でございます。こちらは宮代消防署に防災無線が設置してありまして、こちらが動作不良を起こしたため修理をしたものでございます。この２点の工事がこちらに書かれております697万6,200円の内容となってございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○危機管理担当主査（髙林優子君）　町民生活課危機管理担当主査、髙林でございます。

説明書101ページの備蓄品の保管場所の見直しや決算書のどこですかというご質問ですが、こちらですが、決算書75、76ページの災害に強いまちづくり啓発事業でございます。こちらの中で、訓練を行った際の消耗品、例えば今回買いましたものは鍵の箱が壊れていたらそちらのほうを直しましたりですとか、空きがとても悪かったので、それを交換したりですとか、訓練に伴う事務用品やそちらの消耗品などを購入したものがこちらの訓練の決算ということになります。ですので、見直しは実際私たちが体を使って運んだりしているものですので、計算書に何か反映しているかというと、この訓練で見つかった問題点を生かしましたというような内容になります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　はい。ありがとうございました。

ちょっと順不同になりますが、そうしますと、私が期待していたのとはちょっと違う、もう少し何かすごいことをやったのかなというふうに何か読んでいて思ったもんですから、期待しただけだったんで、すみません、分かりました。ちょっとがっかりです。

それと、あと72ページですか、こちらの自転車対策のところで、ここは姫宮駅周辺と書いてありましたので、例えば今年度に限ってちょっと自転車を盗んで、その盗んだ自転車を何かこのそばに放置して電車に乗る人がいたりとか、何か特定の人的な被害があったのかなと思ってお聞きしたんですけれども、それはなかったということでよろしいか、お伺いいたします。

あと、防災行政無線のほうなんですけれども、こちらのほうは、そうしますと48か所の劣化等の修繕が幾らになったのか、また遠隔装置の不良の修正が幾らだったのかをお伺いいたします。

再々質問はいたしません。

○委員長（土渕保美君）　答弁願います。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

先ほどの防災行政無線工事の内訳のほうを説明させていただきます。

防災行政無線、子局48か所の無停電装置更新工事が676万5,000円です。防災無線の遠隔装置、宮代消防署のほうで行われた工事ございますけれども、こちらが21万1,200円という内訳になっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

説明書107ページ、駐輪場の関係です。

盗難による駅前に放置してというような形があったかというご質問だったというふうに認識しておりますが、実際盗難届が出ていたかどうかというところで確認をしたところですと、盗難届は出てないものでありました。実際どこまで盗難されていたかというところまでちょっと把握はし切れていないのが実情です。実際ほとんどが駐輪場で無賃利用というか、そういったものの撤去が多かったように覚えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、３点についてお尋ねいたします。

まず、第１点目は、決算書53、54ページ、説明書では103ページなんですが、１項総務管理費、１目一般管理費の地域コミュニティー活性化事業がございます。支出済額が約2,482万円で、不用額が314万円という説明がございました。

これについては、負担金、補助及び交付金で３つありますよね。あるんですけれども、不用額の主な原因が地区自治会からの補助申請件数が減ったという、そういう説明がありましたが、どれがどれなのか、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、２点目は、決算書73、74ページの、失礼しました、これは分かりました。

決算書75、76ページ、13目進修館費の進修館管理事業であります。

昨年度は大ホール、それからロビーの空調機器交換工事を実施しました。もうかなり大がかりでやっていましたが、そのことではなくて、先ほど誰から出ている駐車場の件なんですけれども、特に障がい者専用駐車場が現在紙で貼られておりますね、１台分は。これについて私はなぜ質問しているかというと、当初予算でちょっと参加していなかったもんですから確認なんですけれども、障がい者専用駐車場、これはここだけなのか、ほかに専用駐車場として設置されるのかどうか。

それから、駐車場はこれまで56台から81台にするんですと。随分木が切られて、住民の中にはちょっと風情がどうなんだろうとかそういう声も聞くんですけれども、その辺は駐車場を増やすのには代えられないという考え方もあるんですが、その辺についてはどのように住民に返したらいいのか、その辺お尋ねしたいと思います。

それから、３点目は、決算書で163、164ページの９款消防費、消防総務事業なんですけれども、ここでは支出済額は前年度と比較して約6,054万円の増額となったということなんですけれども、説明では埼玉東部消防組合が計画している高機能消防センターの建設に伴う負担金だということですが、これはそうしますと、加須市に建設されたものなのかどうか、その辺の説明がありませんので、この点について最後お尋ねしたいと思います。

以上、３点。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹、加藤でございます。

決算書53ページ、54ページ、説明書103ページの地域コミュニティー活性化事業の負担金の不用額についてでございます。

不用額につきましては、特に不用となったものにつきましては地域敬老会の当初予算の見積りが全76地区ということで計上させていただきました。

その結果、敬老会をやられた地区が実際に44地区のほうでやられたということになります。これは件数につきましては27件なんですが、例えば８町会とか、あと和戸町内会とかというところについては連合で開催しておりますので、地区数にしますと44地区ということになります。自治会数で言いますと、44自治会、76分の44ということになります。一番不用額が多いのが地区敬老会、地域敬老会に対する補助金の申請が見込みより少なかったことによるものでございます。

続きまして、決算書75ページ、76ページの進修館管理事業でございます。

こちらについては、今年度これから工事の発注を予定しております駐車場の障がい者専用駐車場の数についてですが、今現在障がい者の駐車場、進修館３か所ございまして、大ホールの前の駐車場と大ホール脇といいますか、駐車場のゲートから入って右手に障がい者のラインが枠が入っていまして、そちらと、あと教育支援センターの脇の３か所になってございます。これにつきましては、今回の舗装工事をやりかえたときに、ちょっと一部大ホールのところの障がい者駐車場が既定の幅が取れていなくて、あそこ実際に障がい者駐車場は3.5メートル取れないとちょっと障がい者の駐車場にならないということで、あそこの大ホールのところを今回の工事に合わせて、庁舎で昨年度やりました思いやり駐車場の舗装をし直して、思いやり駐車場を１台取り設けまして、そのほかの障がい者駐車場の２台につきましては、教育支援センターのところに２台、あともう１台思いやり駐車場を脇に設けさせていただこうと考えております。それなんで、最終的には障がい者が２台で思いやり駐車場が２台ということになります。

実際に先行して駐車場の舗装工事をやるのに先行して、５月から進修館の駐車場の樹木の伐採と伐根をさせていただきました。実際に中には窓口に、１件なんですけれども、進修館に愛着がある方が来られて、やはり樹木についてもあれ一体として進修館だということでお叱りのお言葉を受けたことがあります。ただ、町のほうとしても今ある樹木の植樹ますが削った場合に駐車スペースが確保されるということで伐採しましたが、伐採した樹木については最低限駐車場になるであろうというスペースの部分しか伐採と伐根をしておりませんので、そこら辺はご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

主要な施策に関する説明書の112ページのほうの負担金５億1,312万円、こちらの使途でございますけれども、こちらは埼玉東部消防組合の構成する市町の本署というものが久喜市にございまして、県道春日部久喜線を久喜のほうに向かっていきますと、左手のほうに見えてくるんですけれども、そちらの消防署の中に本署の中に高機能消防指令センターでございます。こちらの建て替えのための負担金ということになってございます。ですので、久喜市の中にある高機能消防指令センターの建て替えという内容になってございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは再質問させていただきます。

まず第１点目の決算書53、54ページの地域コミュニティー活性化事業の関係ですが、これについては不用額が発生していて、その大部分は敬老会の関係なんでしょうか。上程説明の補足説明のときには敬老会のことは一言も触れていなかったような気がしますので、それでいいのかどうか。

それから、たしか豊かな地域づくり推進事業費補助金、それから集会場整備事業補助金、それからコミュニティー助成事業助成金と３つあって、この関係でこれまで通称宝くじ助成金とかそういうのがあって、それが２つの自治会によって採択があったので、それが不用額なのかなと思ったんですけれども、そうじゃないという説明なんですけれども、もう少し、だとすれば分かりやすく説明していただいたほうがよかったのかなと思います。なぜかというと、こういう助成金があると、どれがどれなのか分かりませんので、私が気になっているのは特に集会場整備事業補助金ですよね。これは１回補助金もらってしまうと、もうサイクルとしてもう何十年も来ないのじゃないかなと、そういう気がしたもんですから、ちょっと聞いてみました。じゃ、敬老会の関係で不用額が出たということで理解してよろしいですねということで、もう一度確認させていただきます。

それから、進修館の関係ですが、分かりました。今どこでもそうですが、障がい者専用駐車場が優先されて確保されておりますので、そういった点では非常によかったかなというふうに思います。そのほかにも思いやり駐車場等々もあって確保されるということなんですけれども、そうしますと、木を伐採したところについては分かるんですが、そうしますと、雑草というかそういうスペースは変わらないということで確認するのと、あと駐車場そのものなんですが、今道路もそうですけれども、浸透式の駐車場もありますけれども、進修館の駐車場の場合は特にそういう考え方でなくて、従来の考え方でいいのか。もう最近は物すごい量が降ると相当たまっていますよね。特に、教育センターのほうはもう水たまりになっていますので、これからのことを考えると、非常に水はけもよくないとやはり駐車場のていをなさないというふうに思いますので、そういった点での工夫はもちろん考えられていると思うんですが、そういう点では心配ないということで確認させていただきたいと思います。

それから、最後の163、164ページの消防総務事業なんですけれども、高機能ということで、これは全く決算書にも出ていないですよね。18節の負担金、補助及び交付金で、埼玉東部消防組合負担金というだけで、その中の久喜市ということで回答がありましたので分かるんですけれども、建て替えだということなんですけれども、これはどこにも高機能消防センターの建設に伴う負担金だというのは全然示されていないので、そうなのかというふうに思ったんですけれども、これはもう少し分かりやすく初めからこういうふうになっているんだということでちゃんと示してもいいのかなと思いますが、これは今後の問題ですが、説明がないと全然そういうものに使われたというふうに分かりませんので、今後ですけれども、そういう点ではよろしくお願いしたいと。

そうしますと、前年度との関係では6,054万円の増額になっているけれども、そのうちのどれに当たるんでしょうか。金額的にお示しいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　敬老会の補助金についてです。不用額については、大部分の不要額が敬老会の補助金の執行残ということで、ご理解いただければと思います。

また、集会所修繕の補助でございます。こちらについては例年９月の地区連絡会のほうで翌年度の大規模な修繕、おおむね50万円以上の修繕につきましては、区長さんに翌年度の50万円の工事に

ついては見積りを取っていただいて、それをこちらのほうでお預かりしまして翌年度の予算要望に反映させていただくということになっております。ただ、小規模な例年200万の予算取っているんですが、そういったものについてはその都度、不具合が生じた場合については補助金として出させていただきますが、補助率が２分の１となっておりますので、当然自治会さんの負担もございますことから、それは調整しながら修繕していければと思います。

あと、進修館の木の伐採でございます。すみません、進修館の木の伐採は令和６年度の工事の伐採以前に、補正予算でカミキリ被害が見られた木については19本先行して伐採と伐根をさせていただいております。それについての雑草ということですが、こちらについては今後、場合によれば業務委託の中で切ったり、除草をさせていただいたりとかするんですが、今後雑草が繁茂する時期からは外れていくと思いますので、そこら辺は現場を確認しながら管理していければと思います。

今年度の進修館駐車場の舗装についてでございます。こちらについては、もちろん透水性舗装ということになります。普通の車道とかで舗装でしている目の粗いアスファルトコンクリートでなくて、透水性で目が粗くてその下の層で浸透しやすいような砕石で路盤を造らせていただきまして、通常の舗装より雨水が浸透しやすいような組成でやらせていただきますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

決算書164ページ、東部消防組合の負担金の関係です。

東部消防組合から負担金の内訳ということで来てはいるんですけれども、内訳としまして共通経費、あと単独経費、あと特別負担金という３つの項目に分かれて合わせたものを総額で請求をされているというような状況です。

特別負担金の中に交付金の高機能消防支援センターの管理事業ということで入っているんですけれども、ちょっと申し訳ございません、５年度の総括表が手元にご用意できていないので、具体的な数字がお話しできないんですけれども、一応そういった形で内訳をした中で、東部消防組合からは積算をした金額の請求を受けているという状況になります。

資料のほうは追ってちょっと確認をして、お伝えをしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問になります。

進修館の管理事業、決算書75、76ページに関わる問題ですが、先ほどの質問に対して答弁で分かりました。

ただ、現在大きく半分に分けると、教育センターのほうが段差になって、側溝がありますので、その下が物すごい水浸しになっていると。あの段差というのは解消するのか、それとも解消しないまま駐車場のほうの増やすための工事になるのか、その点、１点だけお願いしたいと思います。

もう一点、決算書の163、164ページの関係については、これは後でお示しいただければ、それで結構です。１点だけ。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹、加藤でございます。

ただいま質問にございました進修館の舗装をやる上で、あそこの真ん中辺にある深い側溝が、あれは進修館の交差点のほうに勾配が流れて排水されているんですが、あちらについては、既存の高さが決まっていますので、あの高さに舗装を上げてしまうと、教育支援センターが埋まってしまうというか、あそこの高さのＧ．Ｌがもう決まっておりますので、現状に合わせて舗装をやり替えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で町民生活課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時３４分

再開　午後　４時３６分

○委員長（土渕保美君）　再開します。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第３８号の審査（環境資源課）

○委員長（土渕保美君）　これより環境資源課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している職員の紹介をお願います。

○環境資源課長（大場崇明君）　皆さん、こんにちは。環境資源課長の大場と申します。よろしくお願いいたします。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　こんにちは。環境資源課副課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　こんにちは。環境資源課主幹の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○資源循環担当主査（古山進二君）　よろしくお願いいたします。環境資源課主査の古山と申します。よろしくお願いします。

○資源循環担当主査（河井伸一君）　こんにちは。資源循環担当、河井といいます。よろしくお願いいたします。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　皆様、こんにちは。環境資源課環境推進担当の主査の濱田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

決算書の73、74ページ、説明書の117ページです。

空き家対策事業についてです。

決算では、空き家対策の協議会についての執行ということで、予算ではその中で対応しなければいけないという費用も取っていたと思うんですけれども、そういったことがなかったというところで理解をしているところでございます。

それで、宮代町の空き家の現状ということで、最近空き家の土地を壊して建て替えるということが結構起きているなとは思っておりまして、宮代

町の現状として、例えば空き家になったところをまず相続をして、ちょっと離れたところでも管理をして、離れているからちょっと空き家が不適切になったりという状況であったり、もしくは相続を放棄する場合とかもあるんですが、その辺の状況とかもし把握されていて、教えていただければ、宮代町の現状としてお願いしたいと思います。

２点目が、決算書の135ページ、136ページ、説明書が119ページになります。

環境衛生事業についてです。

こちらの説明書のほうの空き地環境保全ということで、この表になっているところのもう少し詳しくご説明をいただければと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

順次お答えをさせていただきます。

まず、１問目の空き家対策に関して、建て替え等が進んでいるということで、その中で相続放棄等が行われているケースもあるんじゃないかということで、その辺の状況について把握しているという状況があればというご質問かと思いますけれども、現在町のほうで、今年度なんですけれども、空き家の実態調査というのをまさに行っている最中でございまして、この相続放棄も含めた所有の状況については、空き家の実態調査の中で順次行っていく予定でございまして、まだ現在はこの調査をしている途中ということですので、詳細についてはまだご説明できる状況にございませんので、ご了解いただきたいと思います。

それから、もう１点目の説明書119ページ、空き地の表のもう少し詳しい説明をということでございますけれども、119ページの表について説明をということなんですけれども、こちらは、過去３か年、令和５年、４年、３年の町が把握している空き地の概要、全貌という形でこちら数字を掲載させていただいております。

こちら、表それぞれに把握面積と要是正面積ということで記載をさせていただいておりますけれども、まず、把握面積につきましては、町が町民の方から雑草の繁茂等で苦情をいただいたり、あるいは、職員が町内を回っているときに、認知をした空き地等を町が何らかの形で把握をした空き地というのがこの把握面積ということで表現をしておりまして、それに対して要是正面積といいいますのは、把握した中で定期的に町のほうで、これは、空き地に関しては巡回調査、現場の調査を行っておりまして、これが時期的には年２回なんですけれども、７月ぐらいと、それから冬場は11月ぐらいという２回、夏場に関しては雑草が繁茂、冬場に関してはいわゆる枯れ草で火災予防等も含めてという形になるんですが、その年２回の定期的な現場巡回と、それから、個別にご相談いただくご相談のときも含まれているんですけれども、大きくはその定期的な巡回の中で、要するに雑草の夏であれば繁茂、それから冬場であれば枯れ草の堆積といいましょうか、そういった状況が確認されたものについてがこの要是正面積という形で表現をしてございます。

それぞれその土地の地権者の方たちの数と、それから実際の土地の筆の数ということで、右側の表にはそういった形で数字を入れさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

ご説明いただきまして、分かりました。

まず、１点目なんですけれども、今年から法律

も変わって、所有の管理というのがちょっと変わったというところで、あと、その調査をされているというところで、またそれを待って宮代町の現状伺いできればと思いました。それはそれで大丈夫です。

２点目なんですけれども、今のご説明で分かったんですが、例えば令和５年度ですと、把握している件数と、是正しなければいけない件数は、もう是正をされたということで、それ以外はもういつも管理ができている状態ということの認識でよろしいのか、ご確認をお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

お答えさせていただきます。

ご質問、空き地の管理の状況ということで、この是正の状況についてということでのご質問でございますけれども、こちらはあくまでも是正が必要な状況というのは町が把握をいたしまして、この右側にある地権者の皆様に現状についてお伝えをして、適切な管理を促すようなお願いの文書というのをお送りすることを基本としております。

その後どのような対応になっているかというところまでは、これはそれぞれの所有者さんの任意での対応ということになりまして、いつ対応していただけるのかというのがなかなかこちらで一概に把握できないというところから、十分に実際にどうだったかというところまでは追い切れていないというのが現状でございます。

ですので、一定の期間を置いて確認をして、是正が確認できたというケースもあるんですが、なかなか全部把握するというところは難しい状況ですので、その点については、ちょっとご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

分かりました。

最後に、もし是正されないというところで、この決算書の委託料の草刈り業務というのは、どういうことでこれをされたのかというその関連があるのか、お願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

決算書の136ページの一番下の欄に委託料、草刈り業務委託料ということで35万2,000円の表示ございます。こちらとの関連性ということでのご質問かと思いますけれども、実はこちらの35万2,000円については、国納の不法盛土、いわゆる国納の山の草刈りの委託料でございまして、ちょっといわゆる一般的な空き地の保全とはまた別のものということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

説明書の118ページ、この中にある犬のしつけ教室の件でなんですけれども、この犬のしつけ教室、決算書のほうを見ても費用のほうが書いていなかったので、この犬のしつけ教室には幾らぐらいの費用がかったのでしょうか。

また、そのときの、開催したときの内容、どういった何歳ぐらいの犬を対象にしたとか、そういうのが分かったら、教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

犬のしつけ方教室のご質問についてお答えさせていただきます。

犬のしつけ方教室の講師謝金でございますけれども、こちらは近隣の市町と獣医師さん、この近隣の市町に開業されている獣医師さんとで構成をした狂犬病予防協議会という協議会がございまして、こちらから支払われている形になっています。

ですので、決算書には講師謝金という形では実は記載がございませんで、決算書の128ページの中段に狂犬病予防事業の中に負担金、補助及び交付金ということで、そちらの欄に幸手保健所管内狂犬病予防連絡協議会負担金、ちょっと長いんですけれども、こちらで支払った３万1,000円、こちらの中に含まれているということでご理解いただきたいと思います。一応この講師謝金につきましては、交通費とそれから消費税込みで３万5,000円をお支払いしております。

このしつけ方教室につきましては、令和５年度は10匹の犬とそれから23名の飼い主の方に実際にはご参加いただいておりまして、犬は対象としているのは１歳ぐらいまでの犬を目安にご参加いただいています。しつけに向いているのがやはり若いときにしつけをするというのが非常に適した時期ということがございますので、１歳の犬の飼い主様を対象に町のほうでダイレクトメールを送らせていただきまして、参加を募って、そこからご参加いただいた今回は10頭の犬と23名の参加者の皆様にご参加いただいて、この教室というのを行いました。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川でございます。

説明書の117ページで、公共施設の太陽光発電導入調査の実施というのがあるんですけれども、この中で導入可能規模や費用に関する調査及び検討したということなんですけれども、その規模とか費用というのはどうであったのかという、その結果をお知らせいただければと思うんですが。

あともう一点は、そもそもでゼロカーボン、この町やっていくということで、どの数字をゼロにするんですか。今、言われている数字というのはどこを見ればいいのかなというのがあったんで、ちょっとそれを教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

お答えさせていただきます。

まず、１つ目のご質問、太陽光の設備の導入可能の規模等々ということでのご質問でございますけれども、こちらは調査結果がまとまっておりまして、その調査結果によりますと、実は公共施設の最大規模と最適規模という２つの側面からこの導入の規模というのを算出をしております。

まず、最大規模、最適規模は何かといいますと、太陽光発電というのは基本的には、つけた施設で発電して、そのつけた施設で使う、いわゆる自家消費といいますけれども、この自家消費を前提とした設置ということで考えておりまして、その自家消費を考えたときに、実はその施設で使っている電力量とそれから発電できる量というのが場合によっては発電のほうが多いときがあります。要は使い切れないということですね。

使い切れないこともございますので、使い切れ

る量として算出したものが最適規模ということで、なぜ最大規模、最適規模しているかというところは、最大規模に発電しますと、余剰が生まれた場合には、この余剰を活用するという側面がございますので、場合によっては余剰の活用ということも考えつつ、ただ一方で使い切るというところを考えたときには最適規模ということで、その両方から算出をしているということで、まず前提としてはということになります。

そしてまず、最大規模ということですけれども、もう全部の宮代町の今回調査を行ったのが約30施設50建物ということで調査を行っておりますけれども、全体の最大規模でいきますと、専門的な数字であれなんですけれども、1,967キロワットという規模が最大規模、2,000キロワット、２メガワットという言い方をするかもしれないんですけれども、これが最大規模で導入可能な太陽光の規模ということになります。

一方で、先ほど申し上げました使い切れる量、最適規模でいきますと1,154キロワットということで、約半分近くまでということで、1,154キロワットというのが最適規模ということで、これ、全部の公共施設をトータルした数字になります。内訳はかなり細かいので、まずはトータルでご説明させていただきますけれども、ですので、使い切れる量でいきますと、この1,154キロワットということになってくるということでございます。

続きまして、２点目のゼロカーボンと一口に言うけれども、ゼロというのは何をもってしてゼロなのかということのご質問でございますけれども、こちらにつきましては、宮代町が宮代町内で排出されている温室効果ガス、これは宮代町役場だけに限らずなんですけれども、もちろん町もそうなんですけれども、町の公共施設だけでなくて、町民ですとか、事業者の皆様が排出している全てのCO_2、これを実質ゼロにしていくということがこのゼロカーボンの趣旨でございまして、実際にどれだけの排出があるのかというところでいきますと、まず、ゼロにするといったときにどこを起点にするかというところがございますけれども、これは基準年がございます。2013年度ということで、実はどれぐらいの排出だったのかというところは、環境省が全ての自治体の排出量を算出した自治体排出量カルテというのが公表されてございまして、この排出量カルテによりますと、最新の排出量カルテによりますと、2013年度は宮代町全域で、ちょっとこれも規模が非常に大きいんですけれども、13万5,000トンCO_2ということで、１年間でこれぐらいの排出をされているということになりまして、これを実質ゼロにしていくということになります。

参考までに2021年度がどれぐらいなのかということで、これは３年ほど前の数字になりますけれども、2021年度につきましては、10万6,000トンまで少し減ってきているということで、減少傾向にあるということはここで確認できるんですけれども、これより2050年にはゼロを目指していくということで、ゼロカーボンというのはそういった趣旨であるということでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　ありがとうございます。

先ほどの50建物30施設とか、その辺の調査結果の資料というのは、後で見ることとか、お配りしていただくこととかは可能なんですかね。ちょっと見てみたいなというのがありますので、まずその点だけお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副

課長、小林でございます。

調査結果につきましては実はこちらに、手元にあるんですけれども、調査の冊子がございますので、こちらはお見せすることもできますので、公表しているものでございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　長々お疲れのところすみません、佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

事前にちょっと聞けなかったので、申し訳ございません。

私のほうからは、説明書のほうの123ページのところになります。決算書だと140ページと書いてありますね。

こちらのほうの２つ目に、ごみ分別アプリ導入業務委託とあります。これ、アプリの作成ですから、昨年度宮代町でやらなきゃならないというふうになったことから作成して導入したものと考えておりますが、では１年間、ちょっと４月からやっているんだったらいいんですから、何月から始まったか分かりませんけれども、いずれにしても令和６年３月までのところ、この決算のほうでしょうけれども、そこまでで環境資源課のほうで想定している利用者数、もしくは利用者利用率というところを教えていただきたいと思います。

ゼロカーボン、ありがとうございました。太陽光のほうもどうもありがとうございます。

次に、空き家対策のほう、決算書のほうの74ページ、あと説明書のほうが117ページになるのかと思いますが、まず端的に、一番下に空き家等対策協議会の開催というのが、８月４日、10月24日、そして12月19日と３回ありました、ここは分かっております、私も傍聴人として参加しましたから。一番最後のところ、これ、ほかの課でもちょっと聞いたんですけれども、熊川弁護士がリモートで来たときだと思うんですけれども、その熊川弁護士、まず顧問弁護士がこの対策委員に入らなきゃならない必然性はどこにもないんじゃないかというのありますけれども、この熊川さんに対しての交通費というのは幾らぐらい、電車利用したのか、車利用したのか、それによって幾らなのかというところを確認させていただきたいと思います。

次に、前段の議員もお尋ねありましたけれども、不動産登記法が今年から変わりまして、登記権利者、義務者のほうの考え方がこれまでと変わってきていることから、２年後以降、これがちゃんと施行されて以降は、もう相続があった場合にはきちんと登記をしなければならない。逆に言うと、今まで登記に関しては自由というのが原則だったので、共有名義がたっぷりあって、それが何代も続いたというのが和戸の駅西口の問題だと把握しておりますけれども、そこは間違いなのかかというところをまず確認させていただきます。

それに伴いまして、空き地保全等にも関わってくるのかな、119ページ説明書の空き地保全のほうになってきます。これ、決算書だと136でいいのかな。119ページのほうを中心にさせていただきます。

これも前段委員がいろいろとお尋ねになっていらっしゃいましたが、これ、土地所有者に対して適切な管理の指導・助言を行いましたと書かれていらっしゃいますが、これは全所有者に対して行っていたのかどうか。これ、厳密に言うと、こちらの担当課というよりはほかの課の範疇ではないか、税務課とか総務課とか企画財政のほうかなと、場合によってはまち建かなと思うんですけれども、

そことところの５次総でいうところ横串の情報の共有とか同じ所有者に対して２度も３度もやったりとかするのもおかしな話ですし、また、令和３年度だとこちらの課ができたかどうかですけれども、いずれにしましても、これ、全所有者に対して、地権者数の変動ありますけれども、新たに空き地、空き家等に該当する人もいるので、母集団は全く同じではないわけですから、そこのところの追跡調査並びに実質的にこの間でもう解決したというか、その所有者に対して解決したのもあるかと思うんですけれども、その辺の実績と進捗というところを教えていただきたいと思います。

また、これはあくまでも面積ベースで書いてあるところがありますけれども、それは所有者との関係で広いのもあれば狭いのもあるし、抵当権べったりとか、様々ありますけれども、少なくとも令和５年度に関しましては、把握面積に関しての地権者数が241、これが共有名義を含めての所有者全部なのかどうか、要是正面積156もそうですけれども、そこのところをきちんとまず把握しているのか。

一旦どこかできちんと把握してないと、その後は、その後に例えば令和６年に増えた分が追加されるという形になって、解決した分ははそこのところは削除されるということをやらなかったから和戸駅の西口の問題が起ったという形になると思いますので、そこのところご回答願います。

また、136ページの一番下、決算書の136ページの一番下に、前段の委員も質問されていらっしゃいましたが、草刈り業務委託料というのが35万2,000円と昨年度は計上されておりますが、これ、ずっとこの担当課がやっているわけではないですけれども、あの土地に対してずっとこういうふうな形で草刈りのほうを町のほうでやっていて、請求ができない状況というのは、新聞報道にも出ていたりとか、川野委員が指摘してくださったりとかして、今は議員ですけれども、町民ときも我々も認識把握していたんですけれども、そもそもこの土地に対してどれぐらい今まで管理料という形でお金をかけたのかというところですよね。そもそもそういうのが発覚したときから、いろいろと手を打っていれば、現在のような形は起こらなかった、４年ぐらい前のときに判断につけるというふうに町長が、令和３年度の１月から考えつけるという形になったんである程度動き出した。ただ、抵当権がべったりだと聞いていますけれども、そこに対して令和５年にはどうのようなことを、草刈り業務委託料以外で、ここに出ているのは、草刈り業務以外しかちょっと僕も見つけられなかったんで申し訳ないんですけれども、ありますけれども、それ以外であの土地に対してどのような形で幾らぐらいかけていたのかというところをお尋ねしたいと思います。

最後になるのかな、121ページに移らせていただきます。

清掃総務事業というのが決算書だと140ページになるのかな、ありますけれども、主な実施内容というところで表が３つぐらいございますね。

まず、資源回収状況というのは、３、４、５年度と出ておりまして、３年度から年度はマイナス200になって、これは４年度から５年度2,354人、561減っている。これ、最終的に申し上げておきますと、この３つの表というのは、課の想定の整合性というか乖離というか、予定よりも、予想よりもよくなったとか、計画したものよりもよくなった、悪くなった、まだ足りないというところを聞きたいというのが趣旨でございます。

資源回収業務は今申し上げたとおり。

次に、ごみ搬入量ですけれども、これは３年から４年度はプラスになっておりますけれども、ま

た、４年から５年度若干マイナスになっているというところで、悪くはない。

また、最後のし尿収集量、これは579から690人と増えた上で今度は急に減っていますけれども、これらの、先ほど申し上げた町の予定との整合乖離に合わせて、このようにやったから、例えば一番上の資源回収状況というのが大きく令和４年から５年度になって減っているというところは、何か施策があったのか分かりませんけれども、何かあったらから、要するに理由、因果のところの部分の説明をお願いします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊と申します。

私のほうからは、じんかい収集事業と清掃総務事業の関係をお答えさせていただきます。

まず、説明書の123ページ、ごみ分別アプリ導入業務委託の関連で、町として１年間のアプリ利用想定数というご質問であったかと思います。

衛生組合のほうから引き継いだ事業なんですけれども、衛生組合のほうで実績といいますのが久喜市と宮代町両方どうしてもあちらが管轄しているものですから、厳密にこれは宮代町の分というのがちょっと出ない状況なんですが、ちなみになんですが、令和６年度宮代町として分別アプリを立ち上げましたので、その数値を申し上げますと、４月導入したときに、その４月の１か月間で2,020件のご利用数、ダウンロード数というのがございました。基本的には、分別アプリを衛生組合から宮代町になりましたという切り替えのお知らせをしましたので、この2,020人というのは、今までもご利用いただいていたのではないかなと思っているところでございます。

最新の数字ということで、8月の末時点の数字なんですが、８月末、2,877件、約850件ほど増えたような形になります。ただ、この件数については、宮代町の全世帯数についてはまだ10％ちょっとというところですので、まだまだ足りないものと思っておりますので、引き続きこの分別アプリがあるということを周知していくことに尽力してまいりたいと思っております。

続きまして、清掃総務事業、説明書の121ページの関連でございます。

こちら、資源回収状況及びごみ搬入量、し尿収集量について、それぞれ数字の変動がありましたので、その要因というお話かと思うんですけれども、ごみの量といいますのが、主にこれが絶対的要因というのがなかなか難しいところなんですが、こちらとして分析している内容ということで、ちょっと答弁のほうさせていただきます。

資源回収状況のほうについてなんですけれども、減量化の意識が高まってきていることや、あと新型コロナウイルスで自粛傾向にあった生活が解除されて、外出する機会が減ったことで、家庭系ごみがだんだん排出量というのが減ってきているのではないかということで、生活リズムの変化というのがごみの量に関しては非常に影響が出るものと考えております。

あと、燃やせるごみにつきましても、これもプラスチック製品の代替品として、最近紙製品のもの、例えば今までプラスチック類がスプーンだったものが紙製になったり、あと、お弁当の容器とかも紙製に切り替わったりとか、製造過程の変更などもございますので、そういったものが燃やせるごみとして排出するものが出てきていることから、そういう影響があるのではないかと思っております。

し尿収集量については、令和５年度に関しては

かなり減少している状況なんですけれども、実はこちらも令和４年度まで和戸横町地区のほうで工事現場がありまして、作業員の方が多くいらっしゃったということで、仮設トイレをちょっと多く設置されていたというのがくみ取り料が多い状況でございます。

実は、令和５年度は工事前を下回る処理量となっておりますので、そのような形で数字に変動があったものと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

順次お答えさせていただきます。

まず、空き家対策協議会に関連してということで、熊川弁護士が委員として加わっていただいている、これに関して交通費の状況ということでのご質問かと思います。

交通費に関しましては、これは費用弁償としてお支払いをさせていただいているんですけれども、こちらの額については、特別職の報酬及び費用弁償に関する条例というものがございまして、そちらに準じた形で支払いを行っております。

熊川弁護士のほうは、前橋からお越しいただいておるということで、前橋から東武動物公園までの往復の電車賃という形でお支払いをさせていただいております。金額が片道が3,767円、これを掛ける２で往復ということで、それを２日間ということで、合計で１万5,068円、令和５年度についてはお支払いをさせていただいております。

それから、不動産登記法の改正に関することということで、相続が生じた場合には、その登記するということが義務化されているということは、委員おっしゃるとおりということで、町としても認識をしておりますので、適正な登記が今後進んでいくものというふうに期待をしております。

それから、説明書の119ページ、空き地の保全に関してということで、こちら３年間分の指導の面積ですとか、地権者数等々数字の掲載がございます。

ご質問、その地権者数、いわゆる所有車に対して指導を行っているこの地権者数、所有数というのは、まず、共有者も含むのかということでございますけれども、こちらは、共有者については含まれていません。要は代表の所有者に対して、お送りしているという形になっておりますので、ちょっとそこは表現として少し分かりにくい部分があったかもしれません。大変申し訳ありません。

あと、毎年この把握をしている空き地に関しては、先ほど申し上げたとおり年２回の定期的な現場調査というのを行っているわけなんですけれども、やはりその年、その年で対応いただいている箇所が微妙に違ってくるということがございまして、非常にいつも安定的に管理をしていただいているかというと、なかなかそういうわけではございませんので、基本的には全部の調査を行って、その都度確認をできた繁茂の状況ですとか、不適正管理の状況に対してできるだけ速やかな指導を行わせていただいているということで、なかなかこの実績については一進一退ということがございまして、これは環境資源課としても非常になかなか苦慮しているというふうな状況でございます。

それから、国納の不法盛土に関するご質問ということで、決算書136ページの一番下、草刈り業務委託料35万2,000円ということで、こちらは令和５年度の町が支出した金額になるわけでございますが、これまでどのような金額かということのご質問かと思いますけれども、環境資源課が行っているこの管理業務に関しては、大体35万円ぐら

いの金額を過去３年ほどですけれども、支出をしておりますが、それよりも前にも町民生活課の時代から、それからもっと前に、これは今でいうと産業観光課になるんですけれども、当時農政担当がこの問題が発生してからずっと地元の周辺の住民の方からのご相談、苦情をいただいて、町職員による直営の草刈り、それから途中から業務委託による草刈りというふうに切り替えて、適宜対応を長年にわたって行ってきているという状況はございます。

ただ、大変申し訳ありません、その積算が最終的に幾らになっているかというのは、ちょっと手元に今数字がございませんので、申し訳ありませんけれども、相続財産管理人制度を今使いまして管理を行っているところでございますけれども、その際に、町が利害関係人としてこの相続財産管理人選任の請求を裁判所のほうに行ったわけなんですが、その際に町が利害関係人になる理由としても、先ほど申し上げた草刈りの業務委託料というのを根拠に財産管理人の選任は行っておりまして、ちょっと私の記憶で大変申し訳ないんですけれども、恐らくそのとき、たしか200万円程度の債権がそのときにあったというふうに記憶をしております、ちょっと曖昧で申し訳ありませんけれども、そういった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時２１分

再開　午後　５時３５分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き環境資源課の質疑を行います。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

休憩中にもうちょっとお尋ねして、お答えいただき、どうもありがとうございました。

簡単に分かるところで、熊川弁護士の交通費なんですけれども、まず、電車賃片道3,767円、これ、時間もかかるということで、埼玉弁護士会の弁護士に頼めば、総務課のほうでもありましたけれども、596円、約600円で済むんですよね。

先ほど確認させていただきましたけれども、別に顧問弁護士をこちらの空き家等の委員会の委員に入れるという規則もないし、決まりもないし、また、僕が傍聴したときだけだったらいいんですけれども、ほかでもやっていたらちょっと困りますが、一応専門者枠で入っているのにもかかわらず質問されていたんですね、僕が行ったときに。話を聞いたら、そんなに詳しいから入れた的なことを、顧問弁護士としても総務課のほうとして町のこと詳しいから入れたとか、そんなのは全然もう皆さんもおっしゃっているんですけれども、少なくても空き家等対策に関しましては、空き家等に関して、これ新法ではありますけれども、その辺に詳しいとはとても思えませんので、要は昨年度、令和５年度のこの１万5,068円というのが、2,384円で済むようなところを１万2,000円以上無駄にしたというのは、これ、明らかですので、任期の問題もあるとは思いますが、ここのところはぜひ是正していただく大事な課題だと考えております。

再質問だから、そこのところを考えていただきたいんですけれども、町の担当課の見解、町の見解でもいいんですけれども、任期の関係とのことで、どのように考えているのか。不適切と考えたら替えることができるとか、罷免できるとかあるのかどうかというところまで僕調べずに質問して

いるものですから、そこをどのように考えているのか、繰り返しになりますけれども、有識者枠で入っていて、ほかの委員の質問に答えるべき立場の人が質問しているような情けない状況と僕は見ていたんですけれども、そこのところは皆さんいらっしゃったんでご存じだと思いますので、そこをどのように捉えているのかというところをお願いいたします。これが埼玉弁護士会の弁護士だったら別なんですけれども。

次に、残土の問題、こちらのほうにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、たしか令和３年の１月の新聞に、これ、趣旨ですよ、正確じゃないかもしれないですけれども、趣旨としては、最終的には町のほうで１億3,000万円ぐらいを払わなければならないというふうな当時の見解が出ていました。それは皆さんご存じのとおりです。

それから、２年、３年とたちまして、どのようにいろんな調べて事実状況変わって、そのとき以降に管財人を入れたわけですから、それで、もっと新しいことが分かってきたかとは思いますので、今後の見通し、昨年度では解決しなかったものですから、いろいろ税金入っていて、草むしりぐらいにしか使わなかったものですから、無駄な、長くなればなるほど人も介在して、税金を使うことになりますから、そこのところをきちんと説明していただきたいというか、お尋ねしたいと思っております。

正確なところは、町民生活課とか現在の産業観光課、旧農政のほうがやっているという話は、それはしようがないと思いますので、そこのところは結構です。

先ほどありました。アプリの件は、これは実際問題854件、４月導入でそれから増えているということではありますが、これは課のほうとしての想定よりも上なのか下なのかというところが今後、じゃ、来年度はどういうふうになるのかという見通しのために検証しているとは思いますので、そこの分析状況というところを、いろんな数字が僕のほうとしては分からないので、お尋ねしたいと思います。

塵芥のほうはアプリのほうだけだったと思いますので、結構です。

以上のところにつきましてお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

ご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、１つ目、空き家対策協議会の熊川弁護士の選任に関することのお尋ねかと思います。

熊川弁護士にお願いさせていただいた経緯といたしましては、令和５年度、昨年度の空き家対策協議会の主な課題といたしまして、説明書のほうにも簡単に記載がございますけれども、いわゆる町の条例の制定ということがございました。この条例というのは、当然空き家は個人の財産でございますので、この個人の財産の管理を行政が関与するということが内容としてはございますので、そういったところから、民法とか法律上の専門的な観点からの検討ということがどうしても踏まえる必要があったということから、この熊川先生にお願いさせていただきたいということがございます。

ただ、今後につきましては、これからの空き家対策というところになりますけれども、主に来年度につきましては、空き家対策計画というのの策定を予定をしております。あるいは、既に施行しました町の条例、あるいは、その上位である空き家の特措法、こういったことを適用した個別の対応ということが主なところとなってまいりますの

で、そういった具体的な対応に関するということでいきますと、空き家問題に詳しい方であれば、特に熊川先生にこだわるということではございませんので、様々な情報、先ほど埼玉弁護士会というお話もございましたけれども、そういったことも含めた様々な情報ですとか、ご意見というものを参考にさせていただきながら、今後の委員の選任、選出依頼等については検討していきたいというふうに考えております。

それから、いわゆる国納の盛土に関してということで、今後の見通しについてということで、環境資源課としての考え方ということかと存じます。

こちらにつきましては、現在、皆さんもご承知のとおり、環境資源課とまちづくり建設課、それから農政担当と３課が協力しながら、この対応は進めているところでございまして、いずれにしても現場は農地であるということが一つ大きなネックなっております。

この農地法の絡みをどうしてもクリアにならないと、なかなか次の手が打ちにくいという状況だということは、環境資源課としても承知をしておりますので、これが一日も早くクリアになって、その上に乗っかっているいわゆる残土、あれが残土なのか、あるいはもしかすると産業廃棄物も若干含まれているかもという話もありますけれども、いずれにしてもあの山を一日も早く解消する形になるように、環境資源課としても他課と連携をしながら進めていきたいといふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊です。

それでは、説明書の123ページの分別アプリの件、町の想定に対して、実際は上なのか下なのか、分析ということでなんですが、先ほどのご答弁申し上げたときに、今までの具体的な宮代地区の数字というのは不明瞭なままということで、町としての数字が具体見えてくるのが、この４月からというのもございますので、正直申し上げますと、まだ想定というのは出来上がっていない状況ですが、実際５か月間見た中で、まだ全く10%ちょっとしか到達していないというのを見ると、非常に少ない数字だと思いますので、これから先この数字が上るように目標というのは立てていきたいかなと思っております。

この分別アプリの導入趣旨というのが、正しい分別をしていただきまして、適切なごみ処理を行っていくということが主でございますので、それを目的としてこの分別アプリをご活用くださいということで、お知らせするにもそういう視点でお知らせしていければいいかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、最後の再々質問をさせていただきます。

今、お２人、ありがとうございます。

簡単に済むようさきの分別アプリのことでお尋ねしますけれども、これ、導入に対しての業務委託で22万、これ、イニシャルと捉えていいんですか。その後ランニングコストはかかるんでしょうかというところですね。また、そのかかる場合の課金の状況というのがどのようになっているのかをお尋ねします。

次に、先ほどから何度も一般質問でもお聞きしましたが、熊川弁護士の件で、今、小林さんから細かく、どうもありがとうございます。

令和５年度のときに、その前の条例制定に関して専門家の意見が必要、そこのところは非常によ

くわかるんです。ただ、今、ご説明があったときに、空き家対策について詳しいか否かというのを熊川さんが有しているのか、その前に当然のことだと僕は思うんですけれども、埼玉弁護士会でそういうふうなことに詳しい人がいるかどうか、それでいなかった場合に、では顧問弁護士の話、まずは熊川さんのところだろう、それだったら分かるんですよ。そのような恐らく、僕口酸っぱく言っているのであるんではないかと期待していますけれども、当時の話合いの経過、内部の会議の経過とかあったら、後で教えていただければと思います。

いずれにしても僕が傍聴見た限りでは、熊川さんが空き家等の対策について、逆に質問をほかの人にしているぐらいですから、詳しいとは思えないというところがあって、そうすると、適切に昨年度の予算が使われていないというふうな形につながりますので、そこのところをもう一度経緯のところで、令和５年度に熊川さんというふうになったようなことおっしゃったんで、まず、埼玉弁護士会内で、そこまでいかなくても春日部とか久喜でもいいですよ、あと越谷に支部もありますから、そちらのほうでまず当たりをしたのか。また、近隣の自治体のほうにこういうことを、どういうふうな人がいるのか、そこでうわさを聞いたりとか、こういう人を紹介されたとかあればいいですけれども、そこを教えてください。

以上です。

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　今、質問した後に何か解説をするのは、時間無駄になるので、やめたほうがいいと思います。

何度も同じことを繰り返ししゃべっていますので、やめてほしいです。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　説明かどうかというのは別として、それは主観の問題です。そういうふうに言うんであれば、具体的に言っていただければいいですし、先ほどの前段の委員の相続税がどうのこうのかというのは、それこそ担当外のところに聞いているところで、そこの時点で止めていただきたいですね、平等に扱ってください、とにかく。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

ご質問に対してお答えをさせていただきます。

空き家対策協議会の熊川委員の選任についてということで、その選任の経緯についてもう少し詳しくということかと思います。

先ほどの説明とちょっと重複するところ、申し訳ありませんけれども、申し上げたとおり、民法的な、専門的な見地からのご意見をいただきたいということが１つあったということと、あとは、町の顧問弁護士として長くご経験いただいているというところから、町の状況についても一定程度の状況を把握していただいているようなところも一定の考慮したところでございます。

一方で、空き家に詳しいかどうかというところに関しまして、他の候補者の調査というのにつきましては、こちらは十分な調査というのは実は行っておりませんで、それもございますので、今回のご指摘を踏まえて、今後の委員の選任については、より空き家対策を考えるといったところを主軸に委員の選任に関しては十分な検討を加えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。お願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊です。

分別アプリに係る経費ということで、この導入費用22万円のほかにこの４月からランニングコストということで月々税込み２万2,000円の費用がかかっております。

この２万2,000円につきましては、人口規模に応じて決められた数字でございまして、自治体によってそれぞれ人口がまちまちですので、多い人口の自治体さんについては、この月々にかかる費用というのが多くなっていまして、宮代町の人口レベルですと、２万2,000円というものになっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

決算書の138ページ、広域利根斎場組合負担金事業のところで、説明書は120ページでございます。

こちらのメモリアルトネの使用状況のところで、こちらの死亡件数が５年度が407件、４年度が454件で、47件のマイナスになっているんですが、こちらの課がちょっとまたがっちゃって申し訳ないんですが、説明書の88ページ、住民課のほうになっちゃうんですけれども、そちらのほうを見ると、死亡者数が４年度は同じ454名なんですけれども、５年度がこちらは449名なんですね。この407名と449名の違いは何なのか、ちょっとお尋ねしたいというところです。

あと、この広域トネのこちらのお金が1,200万円以上かかっているんですけれども、何年も前から言われておりますけれども、今回、今年度は266件の利用ということで、半分以上はあるんですけれども、ほかにやはり町民がレクイエムであるとか、あすかホールに行かれているのかなとは思うんですけれども、せっかく町でこれだけ負担しているところもありますので、何か町民のほうにこちらのトネを利用するようなＰＲなどされているのか質問いたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

お答えさせていただきます。

まず、説明書の120ページ、広域利根斎場組合のメモリアルトネの使用状況の死亡件数の部分、これは住民課の説明書88ページの掲載数が449に対して407になっている、この違いはということでございます。

実は、こちらのメモリアルトネの使用状況のこの掲載数字に関しましては、環境資源課からこのメモリアルトネに照会をかけまして、照会でご回答いただいた数字を載せさせていただいておりますので、説明書の88ページとの突合という形では、申し訳ありません、そういった作業は行っておりませんので、メモリアルトネの施設からいただいた数字ということで、こちらお答えをさせていただければと思います。

それから、メモリアルトネ、この組合の斎場の利用に関してのＰＲということでございますけれども、現在は特段行っているものはございません。過去には、一時期行っていた時期もあったんですけれども、現在に関しては特にこの利用促進ということでのＰＲ等は行っておりませんということで、以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

ちょっとこちらの数の違い結構50名ぐらい違うので、こちらがやはりＡマイナスＢというところも変わってきますし、こちらの利用者数に対してのパーセンテージも変わってきますので、こちら合わせていただけたらなと思います。

ＰＲのことですけれども、私も前から聞いてはいたんですが、何かもったいないなと思っていて、特にこちらの小動物のところも何か４年度より減っていたりしまして、私も実はこちらは知らなかったところで、ペットが亡くなったときに個人的に頼んだら２万円とかしちゃったんですね。そういうことを皆さんご存じないともったいないなと思うので、できればそういうところもＰＲしていっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

メモリアルトネの利用に関して、特に小動物の利用が実は知らない方が多いというところ、それもＰＲができるんじゃないかということで、確かに私もその視点でいきますと、現在は特段行われてはいないんですが、先ほど犬のしつけ方教室ということで狂犬病の対策のほうで少しお話が出ましたけれども、犬の飼い主様とのやり取りというのは定期的に行っているものがございますので、例えばそういう場を捉えて、埋火葬に関してもこういったサービスがございますということで周知をできるチャンスというのはあるのかなというふうに思ったところですので、例えばそういった機会を捉えて積極的なＰＲというのを今後講じていかれたらというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

簡単な質問で３点質問させていただきます。

まず、１点なんですけれども、環境衛生事業になります。決算書は136ページ、説明書は119ページになります。

こちらのほうの最初の説明のところでもあるわけなんですけれども、この説明書の115ページで真ん中辺なんですが、地区自治会による側溝等の清掃活動の支援というふうに載っているわけなんですね。

ここの119ページでは、堆積物の適正処分ということで、かます袋の配布ということなんですよね。こちらになるんですけれども、まずは、側溝等清掃では汚泥運搬業務委託はどちらでやられているかということをお伺いいたします。

それから、２問目になります。

ちょっと前後して申し訳ありません。説明書が117ページになります。

環境推進事業になります。

決算書で言いますと72ページになるんですけれども、公共施設太陽光発電導入調査の実施ということで、前段の委員でも質問があったんですけれども、重複しないように、私のほうでは、例えば今回の太陽光発電設備の導入に関しましては、これはあくまでも売電ということは考えずに、あくまで自給自足だけを考えてこういった見積り、設置に対する費用というものを考えているのか。

例えば久喜の新炉でいきますと、燃やした量の熱量で売電、そういうものをして、その浮いた金額を利用するということをやりますけれども、あくまでも宮代では自給自足のみで進めていくということでいいかということをお伺いします。

あと、３問目になります。

こちらのほうは、決算書では140ページで、説明書では122ページになるんですが、減量推進事業で、この中でキャラクターがありますね。これ、２万5,683円を使われているわけなんですけれども、ここのイラストの右のところに、「無駄買いや買い過ぎを防ぐ言葉をかけてくれます」と書いてあるんですけれども、私これを見て、どこからそれが出てくるかの意味が分からないんですね。

やはり、例えばこれ、すてずんをつくって、キャラクター化していくわけですから、もっと周知をするべきじゃないかと思うんですね。

この「こんなに要るか、どのぐらい要るか」とか「これ要るか」と、こういうものと掛け合わせたこのイルカに似たニンジンをもっと説明をちゃんとして、本当にこれを見たとき無駄買いや買い過ぎを防ぐ言葉をかけてくれますというふうに感じるようにしていかなくてはいけないと思いますので、そこの周知をどのように考えているか、お伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

順次お答えさせていただきます。

まず、１問目、説明書の119ページ、環境衛生事業の側溝等清掃堆積物に関するご質問でございますけれども、この中でかます袋の配布に伴った処分の委託ということで、こちらをどこで実施しているのかというお尋ねかと思いますけれども、こちらはさいたま市の業者で、安住環境整美という会社に委託をさせていただいております。こちらでこの処分のほうをしております。実施しているという状況でございます。

それから、ご質問２つ目でございますけれども、説明書の117ページ、公共施設太陽光発電導入調査に絡んでということで、太陽光の設置に関していわゆる売電というのは全く考えず自家消費のみで考えているのかということのお尋ねかと思いますけれども、こちらは自家消費のみにこだわらず、売電も含めていわゆる再生可能エネルギーの最大利用というのも１つ大きな趣旨でございますので、できれば余剰分をうまく活用することで、この余剰分といわゆる売るほうの売電ですけれども、売電をすることで、これは、先ほど泉委員がおっしゃったように、ごみ処理施設を例えられましたけれども、売電によって得られる収益というのが経費の節減につながるという可能性もございますので、この再エネの最大利用ということを視点に再生可能エネルギーの太陽光パネルの設置については考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊でございます。

説明書122ページの減量推進事業のキャラクターすてずんについてございます。こちらの点線の枠で囲ってありますすてずんの説明につきましては、応募してくださった方のキャラクター説明の内容というのを活用させていただいたところでございます。

実際、このすてずんの認知度というのはまだまだかなと私どもも思っております。今まで登場したものといたしましては、６月に図書館のほうで食育月間の展示を行ったんですけれども、その際に出したり、あと教育委員会のほうで発行しております「教育だより」、あと商店街さんのほうで食ロスに取り組んでいますということで、チラシに入れていただいたり、あと説明書の122ページにございますとおり、食品ロス削減推進協力店の

登録店舗さんでステッカーなど、あと、町の今の缶バッジのほうのシリーズのほうで出てきているところでございます。

非常に愛らしいキャラクター、なかなか宮代町の中でキャラクターというのはない中で、せっかくこのように思いを込めて応募してくださった方の気持ちも込めまして、あと、非常にお子さんとかも、愛らしいものなので、きっとこのすてずんの思いというものが伝われば、大人になっていく過程で食ロスというのが削減するのが大事なんだなという思いを伝える一番の近道のものになるかと思いますので、今後きちんといろいろな場面でこのすてずんを活用しながら、啓発に取り組んでいければいいかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

再々質問はしませんので、よろしくお願いします。

まず、１問目、決算書136ページの環境衛生事業なんですが、そうしますと、前年度と同じ会社になるわけですね。こちらで一応その確認をしたかったんですね。

というのは、金額のところでも119万2,840円でしたね、前年度が。今回が103万2,240円ということで、減少はしているんですけれども、ここでやはり大体2,200枚で、昨年が2,300枚ですから、100枚減っておりますし、トン数も減っております。

そういうことを考えていくと、やはりこのかます袋の配布を、要するに必要なくなっているところが増えているということで、これというのはやはり清掃ができなくなっているということにつながると思うんですね。

それなので、こちらの環境資源課の方たちのほうの、先ほど読んだ文章の支援というところで、このかます袋を配布だけの支援でいいのかなということを考えてしますんですね。何かほかに何か考えを持っているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それと、もう一点再質問させていただきたいのは、決算書72ページ、この環境推進事業の太陽光発電導入なんですが、そうしますと、例えば売電にした場合、金額が大きく変わっていくと思うんですよ。費用というんですかね。

自給自足でやる費用だったらコンパクトな施設で済むんでしょうけれども、売電まで考えるとパワコンとかいろんな取りつけて大変なことになっていくんで、例えば東京電力とのつながりとかの線とかも考えなきゃいけなくなるんで、そうすると規模がすごく大きくなってしまうということがあるんで、それを心配して質問させていただいたんですけれども、もし売電でできるというようなことであれば、施設の大きさとかそういったものを考えて、本当に効率的に施設の費用をつけた分だけ後でちゃんと返ってくるかどうかを確認して、小さい施設であれば売電とかは考えずに自給自足のみでいくとか、そういうことを考えていくべきだと思うんですが、その点についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

お答えをさせていただきます。

まず、１問目、側溝清掃に関するということということで、説明書でいきますと、119ページです。

町が行っている支援ということで、かます袋の

配布ということだけ環境資源課では行っているということのご指摘でございましたけれども、こちらに関しまして、まず、道路側溝清掃の管理という視点でいきますと、実はこれは町が基本的には管理責任を負っているということで、ちょっと課が違ってしまって大変恐縮なんですが、まちづくり建設課がこの道路側溝に関しては、道路の附帯物ですので、当然道路の構造物の一環として管理の主な責任を負っているということでございます。

度々自治会の皆様からご相談いただく際に、実はご案内差し上げていることなんですけれども、基本的に自主的な側溝清掃が難しいような状況でありましたら、これは、まず一義的には町が管理責任を負っていることをまずはご説明を差し上げまして、必要に応じてまちづくり建設課でご相談を受けることができるということで、ご案内を差し上げておりますので、無理に行っていただくとかということで、環境資源課としてはお声がけをさせていただいているわけではございませんで、あくまでも自主的にやっていただける範囲で、対応していただける自治会の皆様にはこういったかます袋の配布という形で支援をさせていただいているということで、そこが難しい自治会様においては、まちづくり建設課にご相談をいただく中で、対応していくということを町の体制とさせていただいております。

これは、地区連絡会で区長様にも度々ご説明を差し上げているところでもあるんですけれども、そういった形で地区の皆様にはご理解いただくようにご説明のほうはさせていただきたいと思います。

それから、もう一点の太陽光発電に関してということで、こちらは説明書117ページでございますけれども、先ほど私からご説明差し上げた売電も視野に入れてということで、ご説明差し上げたわけでございますが、ちょっと説明が足らなくて大変申し訳ありません。

実はこの太陽光パネルの設置に関しては、様々な設置方法がございます。いわゆる自己設置とそれから屋根貸しという方法も当然ございます。今、まだ本決まりではないんですけれども、屋根貸しによる設置というのが非常に後々の管理等も含めて、あと設置の手間等も含め、それからイニシャルコスト、こういったところも含めて、非常にメリットが大きいということもございます。ですので、この屋根貸しも含めて幅広に太陽光の設置に関しては考えているところでございます。

その屋根貸しになりますと、実は一定規模の屋根の面積が必要になってくるということがございまして、小さな規模ですと、当然設置できるはできるんですけれども、当然コストが非常に上がってしまうということで、何が申し上げたいかというと、ある程度大きな施設で、要は余剰をあえて生んで、他の公共施設に電力を融通するという方向が実はできるということもございます。

そういった方法もございまし、あとはこの売電という選択肢もあるということで、電力の利活用というのは様々な方法がございますので、そういった様々な手法をこの太陽光の調査結果に基づいて最大設置するとこれぐらい電力がつくられて、その最大設置によって、余剰がどれぐらい生まれて、それが他の小さな施設、要するに太陽光を設置するコストが非常に高くなってしまって、単独ですと設置がしにくいようなところには大きな面積のところから電力を融通するというような手法もできるということで、そういったところも含めて、この太陽光の設置というのを考えたいということで考えておりまして、ですので、先ほどちょっと売電というふうに、売電だけをちょっとご説明させていただいたんですけれども、電力の融通

というところを含めた太陽光の設置ということで考えていきたいというふうに今検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、２点についてお尋ねします。

まず、１点目は、決算書71、72ページ、説明書では117ページ、今前段の委員とちょっと重複するんですが、その前にも質問がありましたが、私はまず令和５年度の町内公共施設太陽光発電設備導入調査を実施したということで、報告書ができているということでお聞きしましたので、見たいと思っているんですけれども、取りあえず成果として、導入調査を実施したということなんで、公共施設というのはどの公共施設なのかお示し願いたいと思います。

それから、もう一つは、先ほどゼロカーボンシティ宣言しました、それに係る問題なんですけれども、2023年度は観測史上最も暑い年と言われました。今年はさらに上昇するというふうに言われて、1.5度を超えると推計されているということなんですけれども、私の記憶では15年のパリ協定で気温上昇を1.5度に抑えることを目指して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラル、これを2050年でいいですよね、確認します。

そうしますと、ある程度これまで８年間で２万9,000とン削減されているので、まずまずかなというふうには思いますけれども、今の国の政策ではとても追いつかないという、そういった声もあるんですけれども、そういった意味では町としては軌道修正だとか、そういうのはなくていいのかどうか、その２つお願いしたいと思います。

それから、決算書の139、140ページ、説明書では121ページの２項清掃費、１目清掃総務費なんですけれども、これは全協でもお尋ねしましたが、やはりプラスチック系のごみを燃やすごみにしてしまうと。今までこれについてはごみ袋、従来どおりの方法で出してもらうということだったんですけれども、やはりここに来て、２年間の周知期間で燃やせるごみにしてしまうと。そうするとかさんでしまうので、事実上、今物価高騰の中でさらに支出が、負担が増えると、これは保守、革新に関係なく、皆さんそういうふうに言っています。こういうふうになりそうだということで。

別に全協の説明をそのまましたつもりなんですけれども、やはり聞いた方は、何でそういうことをするんだろうと。わざわざプラスチック系のごみをきちんとこれまで分別にして、しかもそれを燃料にして使ってもらえるという、そういう方法を取ったのにと。

あの全協のときも確かにこれまでの経緯を話されましたけれども、住民はそこまでいっていないんですよ、住民の認識としては。ですから、これは周知期間が約２年ありますけれども……

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員、端的にお願いいたします。

○委員（丸藤栄一君）　かなり抵抗もあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点について、今後のこともありますので、よろしく答弁お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

ご質問にお答えさせていただきます。

説明書の117ページ、公共施設太陽光発電導入調査の実施に関して、ご質問は、どの公共施設を対象としたのかということで、それを教えてほしいというお尋ねかと思いますけれども、基本的には、先ほど合川委員のときもお話差し上げたとおり、30施設50建物ということで、これは具体的に言いますと、小・中学校、それからそれ以外も含めたいわゆる町の所有する公共施設全般でございまして、例えば進修館ですとか、ぐるるですとか、それからはらっパーク、それから水道関係の施設ですとか、保育園、図書館、こういった生涯学習施設、あとは保健センター、それから六花、新しい村、こういったところが全て網羅をしてございます。

詳しくは、こちらの導入調査の報告書のこの導入計画ということで、各施設の、先ほどご説明差し上げた最大規模、最適規模の発電量をまとめた表がございますので、後ほど皆様にはお配りさせていただきたいと思いますので、そちらをご確認いただければと思います。

それから、もう一つご質問、ゼロカーボン宣言、町が行った宣言に関しまして、非常に暑い年が続いている中で、国が示した施策、それから今行っている施策に関して軌道修正等が必要ではないかというようなこと、それに関して町としてはどう考えるかというようなお尋ねかと思います。

こちらに関しましては、委員おっしゃるとおり、非常に温暖化を肌身で感じるような状況というのが日々回数といいましょうか、頻度といいましょうか、そういったものが増えているというのは、私どもも実感をしているところでございます。

これは、対策に関しましては、CO_2の排出源をしっかりと把握をした上で適切な対策を講じるということが一番大事になってくるわけでございますけれども、町が行っている排出の削減に関しましては、既に取り組んでいる途中ということでございますけれども、今年この宮代町全域を対象とした温暖化対策の実行計画の区域施策編という政策を策定する予定でございます。

その中で、委員おっしゃるとおり、削減のスピードアップということを意識した削減策というのを、これは今度は町だけではなくて、区域施策編の中にはその策定を検討する組織として、宮代町のゼロカーボン推進協議会というものを設立をさせていただきまして、その中で、日本工業大学、町、それと町内の事業者様、何社ご参加いただける予定になっておりますけれども、この皆様でより温暖化に効果的な対策、それもしっかりと排出源、温暖化の原因をしっかりと科学的に分析した上で、それが具体的にどのようにすれば進めていけるのかといったところは、これが日本工業大学が入っていただいておりますので、日本工業大学の専門的な知見もいただきながら、具体策というのを講じて、それを今年度策定して、来年度から実行に移していくわけなんですけれども、策定の後の実行というのがより大事と思っております。

この実行もできるだけ具体的にかつスピード感を持って実施できるように、これは町だけではなくて、大学、それから事業所の皆様と連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

失礼いたしました。

削減目標年として2050年でいいかということでございますが、こちらはおっしゃるとおり、2050年が実質ゼロの目標になっております。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹

の田邊でございます。

ご質問ありましたプラスチック類を久喜新ごみ処理施設で燃やすごみとして取り扱うという点ですが、確かに町民の皆様には今まで分別にご協力いただきまして、それはとても非常にありがたいと思っております。

ですので、かなりこの長年続けてきた分別方法を切り替える、ましてや燃やしてしまうというのは、非常にご抵抗があるかと思われます。

久喜市のごみ処理施設の形状等変更になるということで、その中でプラスチックリサイクルの実情等も町のほうで研究等させていただきまして、今回プラスチックを燃やせるごみとして処理しまして、これを今度熱エネルギーというものに変換しまして活用して、環境配慮に貢献していくという選択のほうを取らせていただきました。

今後周知期間２年間という時間があるんですけれども、そういう中で町としてできる取組としましては、袋のかさばるという話もありましたので、かさまないようプラスチックごみの減量化の推進とか店頭回収、白いお肉とか入ったトレーとか、そういうのをごみ出しせずに店頭で回収できるところがあるなど、皆様にいろいろな情報をお出ししながら、あと、この２年間のうち、我々職員のほうが各地域出向きまして、順次丁寧に説明をしまして、ご理解いただけるような形を取っていきたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、決算書71、72ページの環境推進事業なんですが、これは先ほど来も電力の融通とかもおっしゃっていました。

これはあくまでも太陽光発電設備導入調査ですよね。そういうことを考えると、むしろ融通する施設のほうを優先して設置していかなければいけない、これはあくまでも調査ですから、これから設置するわけですよね。ですから、その順番もあると思いますので、その辺はどういうふうになっていくのか、それが第１点と。

それからあと、せっかく町内公共施設太陽光発電設備を導入するための調査をやっていますので、こういう施設をやりますよという報告書もあるんですけれども、これも成果書にも載せていいことだと思いますよ。ちょっとそういう点では足りなかったのかなというふうに思います。

あともう一点は、この調査をした業者、もう一度確認させていただきたいと思います。

それから、139、140ページの清掃費なんですけれども、要するにプラスチック系なんですが、熱エネルギーに換える、そういうふうにしたのはもちろん久喜もそうだと思うんですけれども、結構ほかの炉なんか見てみますと、熱量を絶やさないためにわざわざごみを燃やしてしまわなければいけないと。これは資源ですから、ですから、そういう意味でももったいないというふうに思うので、そもそもの考え方もあるんですけれども、これは久喜市との関係でプラスチック系ごみは燃やすという、何か契約の中にはそれは入っているんでしょうか、条件の中に。それだけ確認させていただきたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

ご質問に対して回答させていただきます。

まず、決算書72ページ、説明書でいきますと

117ページ、太陽光発電導入調査に関してということで、先ほど回答させていただいた施設の中でも優先順位等々順番についてどのような考えかというようなお尋ねかと思います。

この導入の順番に関しましては、この太陽光設備を導入しますと、当然長期間発電を続けるということがございます。ですので、施設をある程度長期的、具体的に言いますと、10年から20年ぐらいは恐らく発電を続けるということが必要になってまいりますので、そういったところまでを見通したこの施設の寿命といいましょうか使い方、それについてしっかり考慮する必要があるということが１つ。

それから、もう一つは、この太陽光というのは、当然いわゆる災害時に電源が失われた場合にも利用できるということで、災害対応電源という側面もございますので、避難所という視点で、避難施設の設置という側面ももう一つございます。

それから、先ほど来申し上げている施設の規模というのがもう一つございますので、こういった視点を総合的に加味、考慮しながら施設の順位づけというのをしてまいりますが、まだ現段階で具体的に、特に先ほどの長期的な視点というところがやはり慎重な判断というのが必要になってまいりますので、この辺を十分に考慮した上で、この順番というのを決めてまいりたいということで、現在検討しているところでございます。

それから、もう一つのご質問、説明書のほうにこの実施をしましたということで具体的にどのような施設かというところの説明をもう少し加えたらというご指摘でございますけれども、おっしゃるとおりかと思います。大変配慮というか、説明が足らずに申し訳ありませんでした。今後はそういったところも配慮しながら対応していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

それから、もう一つのお尋ね、公共施設の太陽光の導入調査の委託業者ということでございますけれども、こちら業者名が日本工営エナジーソリューションズという会社でございます。日本は「ジャパン」の日本で、工営は「工業」に「営む」で、日本工営エナジーソリューションズという会社に今回は委託をしている。都内の業者に委託をしてございます。

私からは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊でございます。

プラスチックごみを焼却することについて、久喜市との何か条件という中で入っているのかというご質問ですが、はっきりとプラスチックごみを燃やしますという契約書みたいなものはないんですけれども、町として、今後プラスチックごみを燃やせるごみとして取り扱いますというものを令和３年の８月にこちら町で検討した結果ということで、久喜市さんのほうにお答えしておりまして、その答えたものを基に久喜市さんのほうで、日量155トン処理する炉の建設というのを組んで、現在今整備をしております。

これは、町のプラスチック類も入れたごみ量になっておりますので、そういう設計上の中では、宮代町のプラごみも入れているといような形で進んでいるものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁ありがとうございます。

最後の決算書139、140ページのプラスチック系のごみの関係ですが、これは簡単に令和３年８月ということなんですが、そのときの経過、簡単に

結構ですので、ご報告お願いしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊でございます。

こちら令和３年８月に久喜市さんのほうにお答えした内容としましては、町としてプラごみを燃やせるごみとして取り扱うという話になる前に廃棄物処理検討委員会というところで、今後町のプラスチック類をどのように扱っていくのかという検討をしていただきまして、その中で、プラスチックの処理の実情とか、そういうのを考慮しますと、今後引き続きマテリアルリサイクルをするというよりは、久喜市さんの炉のほうで熱エネルギーに換えて地域のほうに還元するほうが望ましいという答申を受けまして、まさにその内容を久喜市さんのほうにお伝えしたような形になっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。お願いします。

説明書の121ページのし尿なんですけれども、今和戸横町のし尿収集量なんですが、５年度は減ったわけなんですが、またもう一つ建つんですけれども、今宿舎が物すごく大きいんですね。何か前回より作業される方の宿舎がすごく大きくできているんですが、そのあたり、このまた300幾らか増えるのか、その辺どの量多分見込んでいるのか、同じぐらいか、その辺もし想定していたらお答え願いたいと思います。

それと、成果書123ページのごみ分別指導シールの作成といのが31万3,000円で18種類作ってくださっているんですが、これの根拠、久喜、宮代とやっていたわけなんですが、住民の数で考えていただいて、今後この紙というのは増えるのか、それともそんなに作ったけれども、皆さん守ってくれて、あまり使わなかったとか、その辺はどうお考えなのかお聞きいたします。

あと、140ページの収集カレンダー点訳料というのがあるんですけれども、11節、じんかい収集事業で、これは音訳とかはされていないのでしょうか。点訳していただいていてすごくいいんですけれども、広報紙でも議会だよりを音訳してくださっているので、そのあたりしているのか、それともどうなさるのかというのをお聞きいたします。

それと、もう一つ、先ほどからも出ているんですが、説明書の117ページの空き家対策なんですが、ちょっとお考えをお聞きしたいんですが、私、議会の代表として、委員として、全部出席をさせていただいております。それで、この１回目、２回目、３回目というのが条例とつくるための全部共通認識だったと思っているんです。

それで、先ほども質問も出ていらしたんですが、２年間の任期というは、去年８月４日から始まったんですが、８回出ていて、出ていた者としては、全員、区長さん、代表者もいらしたりして、共通認識を図ったということで、区長さんだった人も今年の３月改選があってもやっぱり出てきていて、私のほうも議会代表として残って出ているんですが、やはりこの先ほど弁護士さんの任期の話も出たんですが、そのあたり、やっぱり今後具体的に動くんですが、委員として出た者としては、共通認識を図るということで、弁護士だからとか、不動産屋さんの資格を持っているからと専門のこともおっしゃるんですが、共通認識のためにちょっと具体的に質問してくれたりとかしていたと私は思っているんですね。

その点で、やはり任期というのは大事かなと思うんですが、そのあたり、先ほどからご質問いただいているんですけれども、そのあたり担当課としてはどう考えるのか。１人だけ替わったのは、消防署の方が退職されちゃったので替わった方が１人いらっしゃるんですが、あとは全員続けられているんです。そのあたり、任期とか考え方、お願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊と申します。

まず、説明書の121ページのし尿収集量に関連することとして、現在和戸横町地区再び開発のエリアになったということで、し尿の見込み量ということですが、ちょっとどれぐらいになるかということは把握はできていないんですけれども、実際し尿のくみ取りというのも始まっておりまして、そういう中で、工事業者さんのほうも仮設トイレの設置から臨時の浄化槽の設置とか、そういう切り替えも考える方向でいるというお話は聞いておりますので、今後、動きははっきりとは分からないんですけれども、し尿の通常のくみ取りよりは仮設浄化槽が入ればくみ取りの機会は減るのかなと思っております。

あと、説明書123ページの分別指導シールの作成についてなんですけれども、こちらにつきましては、ごみの分別ができていないものに対して使用するものですので、町としては本当使わないほうがいいものと思っております。

初年度ということもございまして、これだけの量、ごみの出し方で間違っている内容というのは本当様々なものになりますので、どういった場合にも対応できるように18種類ご用意させていただいたんですけれども、こちらに関しましては、収集業者さんが収集する中で、切らすわけにはいかないものにもなりますので、きちんとご用意は引き続きさせていただこうと思うんですけれども、期限つきのもので何月何日までこのシールが使えるというものでもないので、次年度以降も、もし在庫が今年度余るようでしたら、引き続き利用して、最後まで使うような形できちんとしてまいりたいと思っております。

点訳料の関係でございますが、こちら、視覚障がいがある方向けに点訳版の収集カレンダーをご希望に応じてご用意させていただいているところでございます。

音訳のカレンダーについては、今のところちょっと予定はなくて、引き続き点訳という形で対応していこうと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

説明書の117ページ、空き家対策協議会に関してのご質問、委員の任期に関することということと、それから共通認識というお話でございましたけれども、この空き家対策に関する各委員の理解というところにも通ずるものかというふうに考えております。

そもそもとして、空き家対策と申しますのは、個人の財産を本来的には所有者自身が管理すべきところに様々な問題が、要は行政が関与しなければなかなか解決が難しいような状況が多々見受けられる中で、この空き家対策ということが新しい課題といて出てきているということがございます。

行政が関与する以上は、基本的には個人の財産に関して、通常であれば行政というのは不介入の部分に介入していくというところ、ここに対して

の適切さですとか、正しさというところを一定程度担保する必要があるというところから、様々な角度からのご意見というのが必要でございます。

九山委員のおっしゃるとおり、昨年の協議会の中でも様々なお立場から様々なご意見頂戴してありがたかったということで、それのおかげでこの町の条例がしっかりとつくることができたというふうに思っておりますし、この条例を使って、今後は適切な対策の局面に移っていくということと思っております。

この辺の動きにつきまして、各委員の認識の部分、それから、町としていただきたい正しい視点の部分、それから、その辺をどのような形でバランスを取りながら、こういう協議会の委員の選出なり委員の任期を考えていくかということは、また皆様との意見もいただきながら、慎重に考えていきたい、これは、たびたび申し上げますけれども、個人の財産の管理に行政が関与するということの非常に重み、この辺を非常に重視させていただきながら、適切な対応ということを行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

〔「すみません」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　はい。

○環境資源課長（大場崇明君）　環境資源課長の大場でございます。

今、任期の話ありましたけれども、空き家対策協議会条例の中で、委員の任期は２年というふうになっていて、最初の任期については、令和７年３月31日までになっておりますので、それまでについては特段の事情がなければ、今の委員さんにお願いをさせていただくという考えでおります。

さらにその後、また様々な業界の団体の皆さんからご推薦をいただいて委員構成を決めていく中で、先ほどご指摘いただいた点も含めて、検討させていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　121ページのし尿については、仮設のできるのかなとちょっと思っていたので、それができたら全然違ってくるので、伺えてよかったです。

分別シールは作ったってずっと一生で、今の18種類でいいのかというの、結構貼られている人もいるんで、何かそのあたり、18種類、今のところは大丈夫なのか、もう一回お聞きいたします。

それと、音訳に関しましては、いつかはあったほうがいいかなという、全然やらないんではなくて、点訳してくださっているのなら、やはり音訳も必要ではないかと思って質問しましたので、これ、何かそういう考えが、ちょっと今はないけれども、多分今の質問でまた気づかれたこともあると思うので、そこの答弁をお願いします。

空き家のほうは来年３月ということで、やっぱりご答弁いただいたとおりなので、分かりました。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊でございます。

まず、分別シールについて、現在の18種類で対応できているのかということなんですけれども、こちらにつきましては、考え得る内容のものをある程度検討させていただきまして、今までの衛生組合の状況などもお聞きしながら作成したものでございます。

どうしても当てはまらない内容のものについては、収集業者さんに記載をしていただけるような形状のものも作っておりますので、そこできちんと、なぜ収集できないで置いていくのかというの

は皆様に伝わるような形で対応しております。

あと、収集カレンダーの音訳版については、今後ニーズなどお声などを上がってくることもありますし、ちょっと状況を見ながら検討等を進める機会というものも設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で環境資源課の質疑を終了いたします。

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

先ほど、佐藤議員の発言の中で、私の名前を出して同じような趣旨の質問をしたという発言がございました。それは事実ではなく、不穏当と認めますので、委員長から発言の取消しを命ぜられることを要求いたします。

○委員長（土渕保美君）　ただいま塚村委員から佐藤委員の発言中、塚村委員の名前を出したということと、あと、弁護士に対して名前を何度も連呼していましたので、その辺の撤回を、発言の取消しを命ぜられたいという要求がありました。

委員長においても不穏当と認めますので、発言の取消しを命じます。

――――――――――――◇――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（土渕保美君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月13日金曜日午前10時から委員会を開き、引き続き福祉課の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　６時５４分

決　算　特　別　委　員　会

第　３　日

出席委員（１３名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		金子正志君	
小島あけみ君		泉伸一郎君	
鈴木次男君		合川泰治君	
塚村香織君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長 田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

会計管理者	宮野輝彦君	福祉課長	鈴木淳史君
福祉課主幹	小林和政君	福祉支援担当主査	平向優子君
子育て支援課長	柴﨑記代子君	子育て支援課副課長	飯山保孝君
子育て支援課副課長	吉田直子君	子育て支援課主幹	清水邦江君
子育て支援課主幹	伊東文子君	子育て支援課主幹	小野美保君
みやしろ保育園主査	服部恵美君	国納保育園主査	井上久美子君
こども笑顔担当主査	飛鳥馬則子君	こども安心担当主査	松岡祥哲君
こども保育担当主査	中村有希君	健康介護課長	草野公浩君
健康介護課健康増進室長	竹花治君	健康介護課主幹	石井栄君
健康介護課主幹	鈴木健司君	健康介護課主幹	山内一生君
介護保険担当主査	飯尾浩之君	産業観光課長	小川英一郎君
産業観光課主幹	鈴木功君	産業観光課主幹	髙澤学君
農地調整担当専門員	成田雅彦君	農業振興担当主査	小島春樹君
商工観光担当主査	中村佐登志君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（土渕保美君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、９月11日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３８号の審査（福祉課）

○委員長（土渕保美君）　これより福祉課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○福祉課長（鈴木淳史君）　おはようございます。

福祉課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹の小林です。よろしくお願いいたします。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課福祉支援担当主査の平向と申します。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

また、質疑の際には決算書、資料名、ページを必ず言って明瞭簡潔にお願いいたします。

それでは、歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤です。よろしくお願いします。

２点質問させていただきます。

決算書96ページ、説明書は129ページになります。

福祉交流センター運営事業についてです。説明書のほうの陽だまりサロンの利用状況の表について質問させていただきます。

去年と比べて高齢者は570名減っていて、小中高生は2,448人ということで大幅に増えているんですけれども、こちらイベントの内容を変えたりしたのか、この増減の理由が分かればお願いいたします。

２点目は、決算書は同じく96ページ、説明書は130ページ、障がい者地域生活支援事業の決算書下から６段目の子どもの発達支援巡回事業委託料についてお聞きいたします。

この委託先と巡回している場所や頻度、分かれば教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉支援担当主査の平向と申します。

１点目の福祉交流センター運営事業の利用状況についてご説明させていただきます。

成果書のほうが129ページになります。

今回、高齢者が減った理由と小学生が増えた理由ということでございますが、高齢者の方に関しましては、お話を聞くと基本的には同じ方が利用されるケースが多いということもありまして、その方が町外に転出してしまうとか、施設に入ってしまうとか、そういった形で減ってきているというのを話を聞いています。

小学生が増えた理由というのが、学校で今までコロナであまり交流のほうをしないようにという

ことで学校さんと陽だまりさんのほうで要請をしていたところだったんですけれども、コロナのほうが明けまして、小学生のほうが休み時間等に昼休みの時間等に陽だまりサロンが利用できるようになったというところから、人数が増えているという形になっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

ご質問のありました子どもの巡回事業でございますけれども、委託先でございますが、福祉法人のみぬま福祉会さんのほうに委託をしてございます。伺いました事業所でございますけれども、大変失礼いたしました。こちらが８か所伺わせていただきました。年に１回の訪問でございました。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　ありがとうございます。

２番目の質問のほうの８か所なんですけれども、ちょっと大変なんですが、教えていただくことは可能でしょうか。小学校とか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　主幹の小林でございます。

具体的な事業所のほうはすみません、本日手元にございませんので、行ったカテゴリーで申し上げますと、いわゆる未就学児を対象にしておりますので、保育所、あと幼稚園を回っております。

全部の保育所、幼稚園を回らなかったのは、やはり希望を取っておりまして、日程等の調整、またそういった発達が気になる子がいないかどうか、そういった希望が取ったところで８か所という形になっております。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは何点かご質問させて、３点か。

まず、決算書91、92ページの関係で、不用額が非常に多いのが11節の役務費と、それから12節の委託料になっています。特に委託料については障がい者総合支援事業の措置入所の関係がどうなのか。上程説明のときには対象者がいないような説明がございましたが、その辺の状況についてお示しを願いたいと思います。

それから、94ページの障がい者相互支援事業、ここで18節の負担金補助及び交付金のうちの介護給付訓練等給付費、それから自立支援医療費というふうになっていますけれども、この辺の利用状況、どういうふうになっているのかお示し願いたいと思います。それから、決算書94ページの障がい者相互支援事業なんですけれども、これで18節の負担金補助、これについての利用状況ですよね。さっきお聞きました。

それともう一つは、96ページの福祉交流センター運営事業なんですけれども、今前段でも説明がありましたけれども、福祉交流センター陽だまりサロンですよね。この状況については、コロナ禍前の状況に近づきつつあるということなんですけれども、その辺の状況についてはどうなのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、最後は98ページの福祉タクシー等利用料金助成事業なんですけれども、説明書では133ページになっています。これについては、私過去にずっと福祉タクシー等利用料金助成事業、せっかくあるのになかなか使ってもらえないということでありましたけれども、昨年度においてはタクシー券、それから自動車燃料費助成券を合わ

せて前年と比較しても増えております。これは努力なさった結果だと思って評価していますけれども、その辺のこれまでとの違いですよね。こういう点については力を入れてやったということであれば、その辺の成果についてもお話しいただければと思います。

それから、最後になりますが、これは予算には関わっていないんですけれども、福祉課としても聴覚障がいの関係で、皆さんご承知のように宮代町手話言語条例が制定されました。これについて、この条例に基づいて計画的に手話施策を今後実施していくということなんですが、その辺、新年度予算に向けても関わる問題ですので、その辺はどのように現在検討されているのか、その点をお示しいただければと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

ご質問につきましてお答え申し上げます。

まず、１問目、不用額の関係でございますが、特に役務費と委託料についてでございます。決算書のページで申しますと、91ページにございます。

それでは、役務費について申し上げます。

役務費の予算の現額は423万1,000円、支出済額は225万1,975円、繰越額が70万7,800円、不用額が127万1,225円で、不用額は執行率は大体63.9％ほどとなっておるところでございます。こちらの役務費でございますが、各事業での郵便料や通信料のほか、物価高騰対策の給付金の振り込みの手数料ですとか、成年後見申立てに係る費用を執行いたしました。

不用額が生じた主な理由でございますが、物価高騰対策支援給付事業の郵便料において、予算額の実額確定により執行額が多くなったこと、また成年後見人の申立てに係る費用中、鑑定料を計上しておりましたが、該当される方がいなかったものが主なものとなっております。

続きまして、委託料でございます。委託料につきましても同様に決算書91ページ、92ページのところでございます。

委託料の予算現額は4,427万2,000円、支出済額は2,900万2,925円、繰越額が764万9,755円、不用額が761万9,320円で、執行率が79.2％となっております。

不用額の主な理由といたしましては、障がい者総合支援事業におきまして、やむを得ない理由による措置の委託料を１人計上しておりましたが、該当となる事例が発生しなかったもののほか、福祉タクシー等利用助成事業において、委託料で実施をしておりますが、その執行率が予算に対して大体82％にとどまったこと、また障がい者地域生活支援事業において実施している手話通訳を派遣する意思疎通支援事業委託など委託で実施している各事業において、各執行残が生じたものでございます。手話通訳の派遣や、また入浴サービス等実施の事業におきましては、利用者の利用動向を勘案して予算は計上しているところでございますが、利用者の利用を完全には把握できないということもあるものですから、執行残が生じているものでございます。

２番目のご質問の総合支援事業の負担金が増えているその利用状況についてというところでございます。決算書につきましては94ページ、説明書につきましては127ページ以降でございます。

介護給付費訓練等給付費は、説明書128ページにあるとおり、伸びの額でいいますと１億円を超える伸びがございました。これの主な理由でございますけれども、中身のカテゴリーでいいますと、

共同生活援助、いわゆるグループホームに係る費用が非常に伸びております。金額で申しますと、2,900万円ほどの利用が伸びました。また、ほかに伸びている項目といたしましては、児童発達支援と呼ばれるもの、放課後デイサービスと呼ばれるもの、こちらそれぞれどちらも児童さんがご利用なさるサービスですが、こちらのサービスが伸びておりまして、この２つを合わせてやはり3,000万円ほど伸びているところでございます。また、伸びているものでいいますと、生活介護というサービスで、こちらが大人の障がいをお持ちの方が日中介護等のサービスを受けるものでございますが、こちらは1,100万円ほど伸びております。

これを見ますと、児童さん、子どもさんが伸びている状況というのは、やはり早期に療育サービスを使って個性を伸ばす実力をつけていく、そういった活動が浸透してきているところではないかと思っております。また、グループホームが伸びているのも、やはりある程度年齢が達した利用者さんの方につきましては、親元を離れて生活する、そういったスタイルが定着してきているのではないかと思っております。

続きまして、同じページでございますけれども、説明書同じページ、下の表でございますけれども、更生医療、育成医療というものが自立支援医療費に係るものでございます。こちら更生医療、育成医療というふうに分かれておりまして、更生医療は主に大人の方のもの、育成医療は主に子どもの方のものでございます。更生医療につきましては400万円ほど伸びております。育成医療につきましては２万9,000円というほどの伸びでございました。

利用状況といたしましては、更生医療につきましては主に多い利用は透析が一番多くなっておりまして、昨年度も透析の方が増えております。透析の方は一番増える要因は、これは健康保険がカバーしていないところをカバーする制度でございますので、健康保険に加入されていない人が更生医療を使うと、実人数に比べて非常に利用額が増えるという傾向にございます。昨年度はそういった方もいらしたので若干400万円ということで若干の伸びを示しているところでございます。

続きまして、交流センターは飛ばせてもらいまして、タクシーの福祉タクシー事業でございます。説明書で申しますと、133ページでございます。

こちら、実は昨年度の比較で申しますと、それぞれ若干でございますが伸びてございます。理由といたしまして考えられる点が２つございます。まず１点目はタクシー券でございますけれども、タクシー券はこれは県の施策というところがよるんですけれども、県の施策のほうで１回につき使える枚数を２枚、複数枚使ってもいいですよという形になったことですから、そういった形で使われる方については使いやすくなったというところは挙げられると思います。またもう１点につきまして、自動車燃料費の助成券でございますけれども、そちらにつきましては１枚500円の券を昨年は600円に改定させていただきましたことと、やはり複数枚使ってもいいですよということで運用のほうも少し変えさせていただいた、そういった点も結びついて若干伸びがあったのかなというふうに考えております。

続きまして、５問目の聴覚障がい者、特に手話の関係でございます。昨年度手話言語条例を策定させていただきました。それで計画的に実行するということで今年度はその具体的なものに取り組むということで研究をしているところでございます。

今考えているところでは、やはり窓口において

手話が使える環境を整備していきたいというふうに考えております。また、今こういう時代でＩＴの活用はできないか、それも併せて考えておりまして、遠隔でのコミュニケーションが取れる、そういったものが来年以降順次整備できていければいいなというふうに考え、検討をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課福祉支援担当主査の平向です。

決算書96ページ、成果書129ページ、福祉交流センター運営事業に関して説明させていただきます。

陽だまりサロンの利用に関して、コロナの前に戻していくようなという形でのご質問でしたが、令和５年度につきましてはコロナが明けたということから、イベントの数も多少増えておりますし、イベントの内容も例えば体操の事業を増やしてみるとか、あと例えば子育て世帯のお母さんが参加できるイベントを増やしてみるとか、いろんな世代の方、今まで参加できなかった世代の方が参加できるようなイベントのほうも企画をしておりまして、それに基づいてやっぱり令和５年度だと子育てのされているお母様からのイベントの申込みが増えているというようなうれしいお話も聞いております。

同じように、来年は陽だまりサロンがオープンを迎えまして25周年ということになりまして、今年度も来年のイベントに向けて多くの方を集客できるようにということで、今から検討も始めているところでございますので、少しずつコロナ前の状況に戻せるように、陽だまりサロンのほうでもイベントを工夫して行っている状況です。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　終わりました。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは再質問させていただきます。

まず、決算書94ページの障がい者総合支援事業の中の介護給付訓練等給付費については、利用人数がこれも増えていますよね。それとあと、自立支援医療費については更生医療費、これは１つは人工透析のほうの関係もあるということなんですが、先ほど特にこの人工透析については健康保険を利用しない方の関係で増えているという説明があったんですが、そうすると人工透析そのものも増えているとは思うんですけれども、この人工透析が増えている部分と、それからそうしますと健康保険を利用しない方の費用も増えているということであると、その辺の内容についてはどういうふうになっているのかなと。健康保険を利用しないというのはそんなに多くはないんでしょう。そうすると、１件につき金額がかかるというふうになっているのかなというふうに思うんですけれども、その辺の内容についてもお尋ねしたいと思います。

それから、特に負担金補助及び交付金の中では、グループホームの関係も2,900万円ほど増えているのかということなんですけれども、これはグループホームというのは宮代では２つの施設、それとも認知症だとかそういう方もグループホームを利用しているというふうにも伺っているんですけれども、そういう意味ではグループホーム、宮代での施設はどういうふうな状況になっているのか、併せてお願いしたいと思います。

福祉交流センター運営事業、これは決算書96ページなんですが、イベント等、それから体操だとか子育てがこれまで参加できなかった部分で参加

してきているということで、正直言ってコロナ禍というのは本来突然こういうのが世界的にも増えて不幸ながらこういうふうになったんですけれども、本来、なければもっと増えていいのかなというふうに思うんですけれども、この福祉交流センター、これは笠原小にもあるからそういうふうな状況もあると思うんですけれども、今後福祉交流センターは当分はやはり陽だまりサロンとして１か所ということで今後もやっていかれるのか、それとももっと地域ごとに増やしていけるのかどうか、その辺の展望とその辺についてもお願いしたいと思います。

それから、タクシー券の関係、決算書98ページの関係ですけれども、増えたタクシー券と自動車燃料費助成券を合わせて利用されているというのは分かりました。これでの不用額というのはあるんですけれども、まずは１回につき複数枚福祉タクシーやはり使えるということと、自動車燃料費の助成券についても１枚が500円が600円で、それも複数だということ、これはもっと増やしていかれないのかどうか、その辺の縛りみたいなのはどうなのか、併せてお答えいただきたいと思います。

それとあと、宮代町手話言語条例、これは成果説明書の125の一番最後に載っていますけれども、窓口での手話ということで、先ほど今後考えているということなんですけれども、窓口での手話、どういうことなんでしょう。もちろん職員も積極的にやるんだろうなというふうには思うんですけれども、どういうふうに普及していかれるのか、その辺についてももう少しご説明をお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

それでは、まず質問の１点目、総合支援事業につきましてお答え申し上げます。

総合支援事業につきましては、説明書が128ページでございます。その中で、まずご質問のありました自立支援医療、健康保険を使っていない人はどうなんだろうかというところでございます。

自立支援医療で健康保険を使わずにご利用される方、昨年度は３名いらっしゃいました。こちら、健康保険を使わないと健康保険から給付されるべき金額を税金、いわゆるこの負担金のほうで給付するという形になりますので、そういった方がいらっしゃると、一月当たり医療費いわゆる10割の分が40万弱ぐらいになるので、掛ける12だとかなりの金額になってきてしまうというところがあって、そちらを使わずに透析を使う方がいると影響額が大きくなるもの。昨年度は３名いらっしゃったところでございます。

また、透析全体でいいますと、透析の利用者もやはり増えておりまして、透析の利用者は全体で48名いらっしゃいまして、ただ通常の透析利用者の方は９割以上が健康保険のほうでご利用いただいていますので、それほど人数が増えた割には支出する金額は少ないという性質がございます。

続きまして、そちら同じ事業でグループホームについてどれくらいあるのかというご質問でございます。

こちらは今私の記憶で大変恐縮なのですが、３法人が町内で運営をしておりまして、複数運営しているところもありますので、たしか４ないし５ぐらいのグループホームがございます。こちらグループホームにつきましては、高齢者のグループホームというのもあるんですけれども、障がい者のグループホームとはまたちょっと別物で、今私が申し上げたのは障がい者のグループホームとい

うところでございます。高齢者のグループホームはたしか２か所あってというところでございますが、私が申し上げたのは障がいのある方がご利用するグループホーム。使用する要件も異なってまいりますので、それは別物というふうに考えていただければと思います。

続きまして、タクシー券の関係ですね。タクシー券につきましては説明書133ページになります。

今後支給の拡大が可能かどうかというところでございますけれども、この福祉タクシー等利用助成事業につきましては、財源が町の一般財源のみという形になっておりますので、拡大につきましてはかなり慎重に検討しないとできないというところが現状でございます。

続きまして、手話言語条例でございますが、検討状況を具体的にというところでございます。先ほど私が来年度以降窓口のほうで手話が使える機会を増やしていきたいということで申し上げました。どのように考えているかといいますと、今これは研究事例なので確定ということでございませんので、参考にということで述べさせてもらいます。県の手話の協会がございまして、そちらで遠隔のサービスというのがございます。それで遠隔サービスを使うと、いわゆる端末上で遠隔で手話をやっている人を経由してやり取りができる、そういった形のものがあるということで、今研究をしてそれが導入可能かどうかというところを勉強しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉支援担当主査の平向です。

決算書96ページ、成果書129ページ、福祉交流センター運営事業に関してのご質問です。

コロナ禍を超えましてもっと増えたらいいなとか、今後の展望はどうかというところではございますが、町としての決定ではないんですけれども、例えば今それぞれの地域に高齢者向けの地域サロンがあったりだとか、最近は子どもの居場所として同じように地域サロンで子どもと高齢者が一緒に活動していくというような事例も増えてきているところであります。今後高齢者サロンとか、福祉課だけでは決められないところではございますが、例えば課を横断してそういった地域サロンをどんどん大きくしていったりということが望めればいいのかなと思います。あと、例えばすてっぷ宮代との連携だったりとかというのも将来的には考えられるのかなと思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは再々質問ですね。

１つは決算書94、障がい者相互支援事業の関係で、先ほど障がい者関係のグループホームということでもちろん答弁ございましたが、参考まで、最近できた北団地の近くのあの建物というのはグループホームには関係ないのかどうか。

それと、98ページの福祉タクシーの関係ですが、先ほどもっと福祉タクシー券利用をしていただくようにということで拡大はできないのかということで、一般財源等々もあって慎重にしなければいけないということだったんですけれども、これは予算があって使ってもらって初めて生きるんであって、ただ予算だけのっけて、これは不用額になってはせっかくの助成金がやはり生きてこないという、そういう意味からも、確かに一般財源の限度もあるんですけれども、やはりより多くの方に利用してもらうという、そういう答弁が欲しかったんですけれども、ぜひそういう立場から引き続きどうしたら利用していただけるかということで

お願いしたいと思います。これは要望で結構です。

１点だけ。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

障がい者の関連施設の関係のご質問でございますが、姫宮地内の新しく開所した場所ということでございますが、こちらはグループホームという施設ではなくて、子どもさんが使われる施設で障がい児の児童発達支援というサービス体系の施設でございまして、主に未就学児の方が通う施設でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。佐藤でございます。

最初に釘刺すじゃないですけれども、これ説明書と書いてあるので、先ほどから平向主査が成果書というのは説明書と統一してください。各課、皆やっております。

では、質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

Ｐ91から92の先ほど前段の丸藤議員からもお話しありました不用額のことですけれども、これ128ページが説明書のほうは該当するというふうな形でありましたが、これを見ますと、例えば介護費、訓練給付費等というのは３年度から４年度というのは30名ぐらい増えて150万ぐらいで、今回17人増えて１億ぐらいになっていますけれども、この根拠と、あとこれ、この３つの表全てなんですけれども、増減が確かにあるんですけれども、同じ人が行っているわけではないと思いますので、そもそも３年、４年、５年と同じ人もいらっしゃるでしょうけれども、途中で引っ越したりとか亡くなったりとかいろいろあるでしょうけれども、新たに増えた人と既存の人というのがあると思うので、その辺の違いというのを差異というのをお知らせいただきたいと思います。

また、前段の議員からもいろいろと質問あったんですけれども、この一番下に成果というものは確かにありますけれども、これ説明書ですので、できる限り我々が質問しないで済むように、また町民のほうもこれ見て分かるように説明のほうをもうちょっと全般的にですけれども、入れていただきたいんだ。これは後段のほうは希望ですけれども、前段は質問のほうになります。

次に、決算書の96ページで、説明書の130ページの障がい者地域生活支援事業ですけれども、これの下から２つ目の表を拝見、拝読いたしますと、３年度から４年度、４年度から５年度と毎年減っているんですけれども、これはどのように分析されているのかというところをお尋ねいたします。

次に、同じく96ページですね。説明書のほうは129ページ、前のページ戻ります。

福祉交流センターの運営事業ですけれども、これ笠原小の陽だまりサロン25周年はいいといたしまして、高齢者のところがここだけぽんとマイナス570というふうになっているんですよね、３年度から４年度上がっていますけれども。ほかのところは逆に小中高生なんていうのは４年度は320だったが2,500近く上がったりとか、ここというのは原因というのはどのように分析、検証されていらっしゃい……

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　説明ありましたか、ごめんなさい。私のほうじゃちょっとほか見ていて理解していませんでした。じゃ、そこは結構です。手

を挙げて言ってくれと言っているんですけれども、泉議員。

次に、98ページです。説明書は133ページになります。

福祉タクシー等利用料金助成事業、これはほかの表とかと違って、おおよそのほかのあちこちの表と比べて、昨年比というのが前年度比というのがないのは、移った、これタクシーですからずっと福祉課だと思うんですけれども、企画財政から健康介護へ移ったタクシーとは違うと思いますので、これの前年度比、また３年度と４年度、５年度どういうふうに移行したのかというところ。

また、これのタクシーの利用枚数とか、燃料の枚数、先ほどタクシーについては２枚に増えたという説明がありますけれども、燃料のほうは複数枚というふうな表現をされていらっしゃいましたが、これは燃料は２枚じゃなくて、上限は確かにあるんでしょうけれども、１回当たり３枚でも４枚でもという意味で複数枚と言ったのか、単に２枚を複数枚と一緒に言ったのかというところと、またこれもちょっと下の欄外のところ、タクシー券と自動車燃料券を併用している場合、両方にカウントしておりますというのはありますけれども、この利用人数、交付枚数はこれにつられて増えていくとは思うんですけれども、利用人数としてある一定の人がずっと変わらず使われているのか、交付されているのか、申請されているのか。それとも広くどんどんと薄くでもいいですけれども、広がっているのか。ちょっと令和４年度と３年度との比較はないんで、増えていて利用人数が増えているんであれば、広がっているんのかなとも思いますけれども、その辺がちょっと比較ができないものですから、そこのところのご説明をまずはお願いいたします。

あと、執行残、ちょっと先ほどちょっと漏れちゃったところで、91から92に代表されるというか、そこから始まるような執行残ですね。これ、大体執行残というのはこれまでのはちょっと僕分からないんで教えていただきたいんですけれども、大体予算に対しての何％、何割ぐらいを執行残としてあるのは致し方ないというか、これくらいはしようがないよというのがあるのかどうか。結構な執行残があるように私には見えるんですね。例えば、先ほど63.9％の執行率でということは、残り36.1％がこれが執行残になって、理由は物価高騰とか、あと該当者なしというのがちょっと耳についたんですけれども、該当者なしというのはそもそもこれくらいと思ったのがどれくらいかによりますけれども、１人と思ったのがゼロになったんだったら分からなくないんですけれども、どれくらいと思ったのが該当者なし。消費者支援のほうでも79.2％のところがありますから、20％ぐらい。ちょっと１割から１割５分を超えて執行残が残るというのはちょっとどうかなと思って、ぱらぱらと見ましたら、92ページの先ほど申し上げました12款の委託料の業務委託料というのも、これ委託料は高いのではないかどうかというのは分かりませんけれども、これだけ327万。94ページのほうのみやしろ健康福祉プラン策定業務委託料、これが363万。100ページ、ごめんなさい、ずっと決算書今申し上げております。決算書の100ページの一番下から５行目ぐらいかな。みやしろ健康福祉プラン高齢者編策定業務委託料、これ415万円。これ３つ合わせるだけで１億円いっちゃうんですけれども、そもそもこれが適正なのかというところも併せてお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　そこのところは、じゃカッ

トしてください。ごめんなさい。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　議員ご質問の質問に対してご回答申し上げます。

まず、１点目、説明書でいいますと128ページの介護給付費、訓練等給付費、こちらの新規、更新者、内訳はどうかというところでございますが、すみません、全くの新規の方そのもののデータは分析をしておりません。ただ、審査会というものがございまして、その中で新規で審査を受け付けた方がいらっしゃいますので、そちらの人数で申し上げます。

新規で受け付けた方、大人の方で介護が必要と言われる方、こちらにつきましては10名の方が新規でご利用をなさいました。また、いわゆる児童さんの方、またいわゆる訓練を受ける方につきましては、こういった判定の場面がない、新規の申請で受付で受け付けていないというのを集計を取っていないことものですから、正確な数字というのは今日この場ではちょっと申し上げられないというところでございます。申し訳ございません。

続きまして、地域生活支援事業です。説明書のページで申しますと130ページ以降でございます。

相談支援事業が減っている原因、どのように分析しているかということでございますが、相談支援事業につきましては、宮代町は宮代町町内で受けるものと、少し専門家の意見が必要なものにつきましては委託相談という形で相談をやっております。こちらの相談支援事業につきましては、そのうちの委託相談分という形でございます。委託相談は圏域の事業所の３事業所に委託をしております。こちら減っている理由でございますが、町で対応できる部分は町で対応しているという部分がございますので、特に今大きな問題を抱えていないという方がいらっしゃれば、それは委託相談という形ではなくて町の通常の相談の中で実施をしているところでございますので、ここ数年は少し落ち着いた状態が続いたというふうに分析をしているところでございます。

続きまして、タクシー券でございます。経年の比較ができないということでご質問がございましたので、経年の比較につきまして申し上げます。また、来年以降もし比較ということであれば少し表のほうも直してまいりたいというふうに考えております。

では、比較を申し上げます。福祉タクシー等利用助成事業は、説明書でいいますと133ページになります。

タクシー券利用人数でございますけれども、令和５年度494人に対しまして、令和４年度は475人、令和３年度は470人となっております。交付枚数につきましては、令和５年度１万5,179枚、令和４年度１万4,679枚、令和３年度１万4,552枚となっております。そのうち、利用枚数でございますが、令和５年度5,911枚、令和４年度5,582枚、令和３年度6,024枚という形になっております。

続いて、燃料券でございますけれども、利用人数につきましては令和５年度673人、令和４年度632人、令和３年度609人、交付枚数につきましては令和５年度7,368人、令和４年度6,947人、令和３年度6,597人、利用枚数につきましては令和５年度5,953枚、令和４年度5,578枚、令和３年度5,489枚となっております。

先ほど前段の議員さんので私のほうで複数枚と申し上げたところの意図というところをご質問いただいたと思いますが、これにつきましては、燃料助成金につきましては総額の内側の金額であれば何枚使っていただいても結構ということでやらせていただいていますので、複数枚という形で言

わせていただきました。

続きまして、執行残の関係でございます。全体的な執行残、これがどれぐらいの金額が適正なのかというところは非常に難しいところでございます。特に、我々福祉の委託料や負担金につきましては、利用者さんの動向次第という部分がございまして、なかなかこう全てを読み切れないというところがございます。そういった利用者さんにお任せするところで、どれぐらいが適切だというところで言うと、私の中では90%程度あれば上振れしても収まるんじゃないか。予算額ってどうしても支出の上限額を定めるものなので、やはりその程度の執行率であれば安心して執行していくことができるというところがございます。

ただ、ほかの例えば需用費みたいなのは、私どもでコントロールできる金額でございますので、それは予算があるからといって全額執行するというスタイルではなくて、やはり節減できるものは節減する、在庫があるものはその在庫を活用する、そういった形でやっておりますので、そこは需用費がある程度余る、それは節減に努めた結果というふうに捉えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ご説明どうもありがとうございます。

需用費のほうは、今最後のおっしゃった需用費のほうは分かるんですけれども、ほかのところのが９割ぐらいとおっしゃいましたけれども、実際63.9%から79.2というのが先ほど数字がちらちらと出ましたけれども、はるかにと言っちゃ言い過ぎかもしれませんが、でも63.9に対してははるかにと言っていいかもしれませんけれども、ちょっと大きくなり過ぎかなというふうに僕個人としては感じておりますが、今後そこのところの差を圧縮するようにというふうにしていただきたいし、そのように努力なされているのは今のお話で分かりました。

不足額とかその辺ので、ちょっと答弁漏れに近いところというか、該当者なしというのはなぜこのような形が出てくるのかというところがなかったので、これは補足としてお願いいたします。

委員長、先に補足を言ってもらったほうがいいですか。この後再質問のほういきますけれども。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　いや、補足が今あったんで答弁漏れのがあったんで、そこんところを言ってもらってから再質したほうがいいんじゃないかなと思って、今。

○委員長（土渕保美君）　お願いいたします。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　該当者なしといった項目でございますが、基本的にはそういった項目には１人ないし２人程度の予算を設けさせていただいております。ただ、１人といっても例えばその人が１年間通年使ったらどれぐらいなんだというのがあると、結構な額、例えば300万円程度になってしまったりとか、そういうものがございます。ただ、１点のものの給付であれば10万円、20万円のものが２件とか、そういった形で計上させていただいているところでございます。そんな10人、20人、多くのものを見込んでいるというよりは、そういった１人ないし２人が来ても大丈夫な予算措置をしているというところでございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

では、改めまして再質問させていただきたいと思います。

先ほどご説明のありました分かりやすいところ

で説明書で133ページの一番上のタクシー等利用料金助成事業、これの何度もなってしまいますけれども、利用人数、これタクシー券だけとか燃料券だけ、もしくはそれの組合せという形でなっているのは承知しているんですけれども、結局ある一定のＡさん、例えばＡさんに対して、この人にはタクシー券をやりました。Ｂさんには燃料券やりました。Ｃさんには６・４の割でやりましたとかってあると思うんですけれども、その実人数、使ったかどうかは別として、交付枚数というのも、交付枚数と利用枚数は当然乖離が出るのは分かりますが、実際に交付をした人数というのは、これはここに利用人数というのはどちらに該当するのかというのは分かんないんで、この制度を利用した人なのか、それともこの券を利用した人なのか、券というのは券面のこと、タクシー券とか助成券を利用した人なのかというところも分からないので、そこのところをきちんと詳しく説明していただかないと、比較も何も検討がこちらもできないものですから、まず何人に渡しました。その次、その後にタクシー券、その中の例えば100人やりました、20人にはタクシー券だけです、30人には燃料券だけです、残りはという形で、人数がちょっと分かんないとそれが３年度、４年度、５年度、人数はどう増えているのかというところ、これに表には出ておりませんけれども、そこが分からないので、そういうところの説明をお願いしたいと思います。

次に、128ページ、これは説明書のほうですね。先ほど審査会を通して審議とかいうふうな判定をされるというのは分かりました。ただ、これにつきまして、要介護10名で、需要とか訓練とかのほうはこれも集計なし、該当なしと同じような感じなんだけれども、何ゆえ集計していないのか。集計していないんで何ゆえ金額が出てくるのかというのがちょっと分からないので、僕の不勉強だったらごめんなさい。分かるようにできればご説明いただきたいと思います。

これで最後になるかな。130ページですね。先ほどの相談支援事業の減の件で、下から２段目の表ですね。これ委託したりとか、専門家にやったりとかと、それ以外は３事業所へ委託して、それ以外は町で対応すべきは町で対応しているというふうにおっしゃいましたけれども、数字がこれだとはっきりと、町でも対応したのが誰がいつ誰さんにとかというのは出てくると思うので、そこのところ、この表をもう一つ増やしたりとか、町での対応件数とかという形でやらないと、実際の利用者数がこれだけ見ると利用したくても行ってみて効果ないと思ったからとか、嫌な思いしたからとかというのは、これこの事業ではないですけれども、法律相談とかでたまに聞くんですけれども、ちゃんと聞いてもらえなかったらもういいやという人もいますので、そこんところの詳細な分析がなされていないと、減っている理由、支給総額が前年度から減ったりとかというのは税金的にはいいのかもしれませんけれども、困っている方が我慢すると言ったりとか、行くのを控える、相談を控えるというのは、これはあってはならないんではないかなと思いますので、そこのところをもう少々細かく説明をしていただきたいと思います。

そんなところですね。以上でお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

まず、タクシー券につきましてのご質問でございます。説明書は133ページになります。

タクシー券と自動車燃料費の助成券、２つ交付をしているわけでございますが、こちらの組合せ

はどういう組合せなんだ、そこまで分析していますかというご質問だったと思います。

給付簿のほうにはあるのですが、今手元にその給付簿がございませんので、詳細につきまして、もし追加ということであれば追加で分析したものをご説明申し上げたいと思います。

続きまして、介護給付費、訓練等給付費の分析の関係でございますね。説明書につきましては、128ページでございます。

前段の議員さんにもの部分でご説明は申し上げているところではございますが、どういった費用が増えている、増えていない、そういった分析はしてございます。また、それに対して利用者の実数が何人だという分析はしているのですが、それが新規が流れ込んだのか、流れ込まなかったのかというところまでのフラグを立てての分析とはなっておりません。

主に伸びたところで申し上げますと、先ほど前段の議員さんのところで、例えば共同生活援助、グループホームが伸びています。金額で申し上げましたが、人数で申し上げますと12名ほど増加になっております。子どもさんで申し上げますと、子どもさんの利用はこちらはサービスごとになってしまうので重複して使っている方もいらっしゃるので正確な人数にはならないのですが、32名ほど増えているところでございます。そういった実数の分析にはなっておりますが、そこまでのそれ以上の分析は今手元にはないところでございます。

続きまして、相談支援事業でございます。説明書でいいますと、130ページでございます。

相談支援事業、町と委託の事業所で事業に当たっているということで先ほど申し上げたとおりでございます。そのうち、では町の相談人数はいかほどだったのかというご質問ですが、申し訳ございません。こちらは正確な統計というのは取ってございません。というのは、全ての電話、全ての窓口対応、全ての出向いての面談、呼んでの面談、全てのものがある程度相談という部分が関わっておりますので、これを１件１件今日の日報で何件相談を受けた、そういった形で分析はしておりませんので、なかなか町の全体像というのは分からない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

では、最後、再々質問させていただきます。

今の再質問の答弁で、分析はしていないというのが多々見られるんですが、分析しないと予算も立てられないと思うんですけれども、何ゆえ分析をしないのかというところは非常に不可解なところではございます。特に、新規がどれくらい増えたか、今まで例えば令和４度には10名だったのが今度は５年度に20名になったとなると、１年間で10名増えたということは、来年度また10名は増えるんではないかというふうに考えていくものだとは思うんですよね。また、最後のやっぱり相談支援事業も、これ統計取っていないとなると、来年度どれくらいかというので、もう勤務時間とかを算定するのにも関わってきて、要するに福祉課のほうの人数をどうするかというところにも究極的には関わってくるとかなんで、要はいつもというか、もう何年も前からあちこちの課で申し上げているんですけれども、後からちゃんと検証できるように指標をつくる。書類なのかデータなのかは構いませんが、後で検証できるようにしていただかないと、こちらもそちらからぽんと出されたものを果たして正しいのか、無駄じゃないのか、一生懸命やって歳出を削減するように努力されているのかという目安も何もないもんですから、そこ

のところを考えた上でのデータづくりというのを大変人数少ない中で大変なのは承知しておりますが、お願いいたします。特に、介護給付費等というのは幾つもありますので、ここのところできちんと、額も大きいものですから、きちんとこれ精査していかないと、また執行残がどうのこうのとかというふうな来年の今頃話すような形になるのは時間の無駄でもありますので、よろしくお願いいたします。

タクシー券だけ残ったというか、ここのところを最後にお尋ねしたいんですけれども、これ、他の課のタクシー券のほうでも聞いたんですけれども、福祉タクシー券というふうに、福祉用の自動車燃料費というふうになっておりますけれども、通常のタクシー券と色が違ったりとか書式が違ったりとかはして、要するに戻ってきたのを見て分かる、福祉と書いてあったりとかするから分かるかもしれませんが、きちんその辺のすみ分けというか、分析ができるような形にしているのかどうかというところ。また、先ほど困難的な形でおっしゃいましたけれども、誰にというところを基準にして、この人に合った形にすれば、人数はおのずと出てくるんですよね。上限決まっているわけですから。特に年度の始めというか、最初に送って、それでその人の１回だけ選択でタクシー券だけにするか、燃料券だけにするか、もしくは半々にするかというのは、使う前であれば交換できてという形で、人単位でそういうふうなチェックはできる。なおかつこれも毎年毎年どれくらいの人数が増えているのか。また、執行残ではないんですけれども、どれくらいが使われないでいるのかというところを突合することによって、適正な金額とか、あとは、ほかの課のタクシー利用券との兼ね合いというのも出てくるかと思います。

そこのところのご説明を、できない利用というのを教えていただきたいと思います。

これ、最後に、希望というか、な形にはなりますけれども、来年度に予算をこれからシーリングで始めるとは思いますけれども、ほかの課との兼ね合いもありますが、できればですけれども、特に交通不便地域、簡単に言うと、地区ごとに分けてバスが通っていない地域で結構ですので、そこのところは、特にタクシー券の場合ですと、上限はタクシーであろうと、燃料だろうと、金額で決まっていますから、その範囲でも構わないので、電車料金を無料の券を入れるとかという形をしていただければという声が僕のほうに入っておりますので、町民の方から。そこのところも検討をお願いしたい。これは希望です、最後は。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

まずは、説明書128ページの介護給付費、訓練給付費、自立支援医療費の関係ですけれども、こちら新規を把握できないというのは、非常に制度の仕組みというのもあるんですけれども、何をもって新規とするか。短期の利用もあるので、１年のうちに二度利用したりとか、あとは、昨年度利用して一旦空いて、または令和５年度利用するというケースあります。それを新規と取るのかというのもありますけれども、あくまでもサービスの種類も20以上のサービスがあります。これを事細かに一人ひとり新規がどれだけいて、全部管理するというのは、非常に、管理はしておりますけれども、統計として、それを集計するという作業までは、現在細かくまでは行っていない状況です。最新のその年度年度の年度末の利用の状況というのは、把握はしております。

ですので、細かい分析というのは、確かに委員おっしゃるとおり、予算の適正な執行、確保、そういう観点からも必要性は感じておりますけれども、ただ現状でそこまでの統計が必要となるケースというはないので、そこまでの集計は行っていない現状がございます。

ですので、引き続き現在の集計の仕方というのは継続していきますけれども、今後につきましても必要に応じて分析の仕方というのは、考えていきたいと思いますので、１点目はそれです。

２点目の相談の件数、町の窓口での相談の件数の把握ですけれども、あくまでも決算書ですとか、説明書に載せているのは、予算を確保して、委託して行っているものです。町の職員の場合には、特に予算を確保してというのはございませんので、当然必要な相談、重い相談を受けたりですとか、当然新規の相談で、細かいところまで時間をかけてやったものというのは、記録等は取っている部分ございますけれども、全てについて相談の記録というのを残しているわけではございませんので、そこら辺も職員の事務量ですとか、その方々の支援の在り方を検討するに当たって、必要なケースについては、必要な場合においては記録は残しております。そうでない軽微なもの、そういったものは記録は残していないというのもございますので、必要なものは、記録として残しているということでご承知おきいただければと思います。

また、３点目の福祉タクシーの関係ですけれども、こちらは、まず、制度上の仕組みというのがございまして、これは県単位で行っております。県で利用者証の様式、色、これ全部統一です。利用の枚数も統一です。ただ、単価については、各自治体で、単価は決まっているんですよね。配布する枚数、これは各自治体でまちまちです。宮代町は、今タクシー利用のみであれば、お一人につき36枚配布している状況にございます。

こちらの分析ですけれども、理想としては、お一人おひとり開封した人に何枚使ったか、そういったところまで分析できるのが一番いいんですけれども、それをやるには、利用の枚数、一万幾つありますけれども、これを全部集計取らないといけない状況になります。今ＩＴ技術も随分高まっているので、そういったものを利用できないかというのは確かにあるかしれないです。そういう観点も必要かもしれないですけれども、利用者証が県内統一というのもありますし、そういった観点から、なかなかやりたいようにはできない部分というのもあると、そういう現状の中での運用ということになります。

また、利用の状況の分析としても、利用率も多少は伸びておりますけれども、まだまだ不用額ございますので、これからも周知する必要があるでしょうし、またはどんどん利活用に向けてというところで、こちらも利便性を図らなくちゃいけないという部分もあるので、これは県のほうへの要望ということにもなりますけれども、そういったところに少しでも訴えていければと考えております。

また、迎車の関係ですけれども、１回400円かかるというのは把握しているところです。現状のところ、町の福祉課のほうには、そういった意見はないんですけれども、そういった意見があるということで伺いましたので、それも含めて今後の一つの課題として捉えていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時１９分

再開　午前１１時２９分

○委員長（土渕保美君）　時間前ではございますが、全員そろっていますので、再開してもよろしいでしょうか。

それでは、休憩前に引き続き福祉課の質疑を行います。

質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

決算書の91、92ページの社会福祉事業です。説明書の56ページから質問させていただきます。

西原自然の森活用事業の中の中段になります。ボランティアの育成確保ということで、学生ボランティアと連携をしているということですが、近隣のどこの大学、幾つかあると思うんですけれども、どこの大学かということをまず、教えてください。

それから、２点目が、決算書の95、96ページ、障害者地域生活支援事業でございます。この委託料で、前段でもございましたけれども、子どもの発達支援巡回事業委託料についてお伺いをいたします。

こちら先ほどご説明をいただきました８か所、年に１回巡回しているということなんですが、以前からお伺いをしておりまして、なかなか受け入れるほうの時間であったりとか、なかなかその辺の連携が難しいというお話も伺っております。

それで、まず、この成果といいますか、そこで巡回して、未就学児の子どもたちを専門家の方に見ていただいて、そこから何かありましたら、保護者の方に伝えたり、先生に伝えたりということだとは思うんですけれども、そのあたりの成果というか、事業毎年やっておりまして、どういうことにつながっているのかなど、ちょっと詳しく教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課主査の平向と申します。

決算書91ページ、92ページ、説明書56ページ、西原自然の森活用事業に関してのご質問です。

ボランティアの育成確保というところで、地域支援大学生ボランティア事業という形で社会福祉協議会さんのほうが実施している事業になります。

現在は日本工業大学の学生さんと、あと、町内に住んでいる大学生さんというのが対象になっておりますので、学校単位というと、日本工業大学にはなるんですけれども、町内に住んでいる大学生、あと、高校生のほうも年度末からスタートしている状況でございますので、学校単位で見ると、いろんな学校さんが入っているような状況ではありますが、学校としてお願いしているところは今のところは、日本工業大学となっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林です。

それでは、ご質問のありました子どもの発達の委託事業について申し上げます。

こちらの事業でどのような成果が出ているかという質問内容でございますが、こちらの事業につきましては、いわゆる子どもさんが日中過ごされている幼稚園や保育園に専門の方が出向いて、その状況を見て、日頃接するアドバイスを行ってい

く、そういう事業になっております。専門家の方には、相談支援専門員と臨床心理士さんをお願いしているところでございます。

内容、成果というところでございますが、やはり対応に課題がある、対応を今考えている児童さんの日中の様子を見させてもらって、それに対してこういう特徴があるようだから、こういうふうに接したらいいんじゃないか、そういう個別のところをアドバイスしている状況でございます。

また、そういった個別のものであるものですから、日中活動に対してもその子としてよりよい日中活動ができるようにということでなっているところでございます。

また、親御さんへの申し送りというところではございますが、そちらは特に行っていなくて、そういった成果を通しながら、直接ということでなくて、その中で保育所さん、幼稚園さんが、必要に応じて親御さんとご相談していくという形になっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　再質問をさせていただきます。

まず、１点目なんですけれども、今ご説明をいただきましてよく分かりました。

専門家の方が、実際その子どもがどういう過ごし方をしているかと見ることは本当に大事だと思います。

それで、保育園とか幼稚園のほうでもやはり受け入れる体制というのを支援してくださると、より円滑にこの事業が進むのかなということを感じておりますので、そのあたりと、あと、今未就学児に限っているんですけれども、やはり未就学児でもう既に療育とか受けている子どもは、そういったケアを受けてはいるんですけれども、小学生になってからというところが今多くなってきていると思うので、小学生のほうの、小学校にも巡回するというか、拡充するという要望とかは、出ていないのか、そういったことをやっていかないのかをお伺いいたします。

次に、２点目のボランティアの大学生ということで、日工大生がスマホとかをやってくださっていて、町内に住んでいる方もいろんな大学の方、高校生も参加してくださると承知いたしました。

近隣には福祉の大学もあったりするので、そういう方もきっと来られているとは思います。この日工大生のスマホだったり、地域の方と連携するというところ、学校側としては、どのような授業でそういうことをされているのか、学生のボランティアということで、ただそれでやられているのかとか、その取扱いというか、扱いはどのようになっているのか、お伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　主幹の小林です。

子どもの発達巡回事業につきましてお答え申し上げます。

小学生の課題はどうかというところでございますが、今のところ、そういった要望はないところでございます。仮にやるとすると、やはり学校の管理下の中で行うということですから、かなり学校さんと慎重にどういった内容でということで詰めなければならないのかなというところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課主査の平向と申します。

決算書91、92ページ、説明書56ページ、西原自然の森活用事業に関しての質問ですが、大学生のボランティア事業に関しましては、主に授業のいわゆる単位になるとかそういうものではなくて、日工大の企画室のほうと連携をしておりまして、学生用のポータルサイトに、いわゆるこういう依頼内容がありますよというのを掲載させていただいて、あと、社協さんのホームページだったりとか、これ、専用のＬＩＮＥがあったりします。なので、そこで自発的に登録された方が見て、参加するような仕組みになっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

内容よく分かりました。

まず、１点目なんですが、今のところは、そのような拡充するのはないということなんですが、やはり福祉と教育の連携というのは、必要になってくると思いますので、今後検討をいただく方向になるのかということを最後に伺います。

ボランティアについては、大学生が本当にスマホで社協さんに来てくださるということがご好評で、というのは、やはり地域の方も喜んでいらっしゃるし、あと、社協さんの皆様もすごくこの事業に対して協力的であるから学生さんもやりたいということになっているとてもいい事業だなと思います。これは引き続きされると思いますので、学生さんも学業にちょっと支障がないようにとは私、思ったんですが、またその辺もちょっとフォローをしながらよろしくお願いします。

最後、１点だけお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林です。

子どもの発達支援巡回事業でございますけれども、関連して学校との今後児童さんの福祉課の支援、学校との連携どういうふうに取っていくのだという質問内容だったと思います。

これにつきましては、委員おっしゃるとおり、課題でございまして、やはり学校さんは学校さんの範囲内での支援、やっぱり福祉は福祉の範囲内での支援、どうしてもそこはセクションで分かれてしまっているところはどうしても生じてしまうところでございます。そこにつきまして、今も現状課題でございますが、改めて連携できるような仕組み、また、職員間の連携そういったものに努めて、その子が切れ目のない支援が受けられればというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で福祉課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４１分

再開　午前１１時４７分

○委員長（土渕保美君）　それでは、再開いたします。

皆様にご報告いたします。

まだ保育園関係の方がいらしていませんので、保育に関する質問は午後からという形にしていただけるようお願い申し上げます。

それでは、これより子育て支援課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹

介をお願いします。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　皆様、こんにちは。

子育て支援課長の柴﨑と申します。本日はよろしくお願いいたします。

保育園につきましては、大変申し訳ございませんが、ただいまこちらに向かっておりますので、午後には出席をさせていただきますので、その際には自己紹介をさせていただきたいと思います。

それでは、子育て支援課の職員の自己紹介をさせていただきます。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課副課長の吉田です。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　こんにちは。

子育て支援課副課長の飯山です。よろしくお願いします。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こんにちは。

こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。よろしくお願いいたします。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こんにちは。

子育て支援課こども安心担当主査の松岡です。よろしくお願いいたします。

○こども安心担当主幹（清水邦江君）　皆さん、こんにちは。

こども安心担当主幹の清水と申します。今日はよろしくお願いいたします。

○こども保育担当主査（中村有希君）　皆様、こんにちは。

こども保育担当主査の中村と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

ちょっと私も保育園とかが後からばたばたしているので、ざっくりとお尋ねします。

説明書のほうをちょっと見ていたので、申し訳ございません。148ページのところで、どれもそうなんですけれども、148ページの表は。

これ、５年度の決算、あとは内訳とか出ておりますが、ひょっとしたら、５年度から始まったんだったらごめんなさい。僕の勉強不足で。そうでなければ、４年度、３年度と、どのように推移していったのかというのが、これからは一目して分からないところがございますので、お願いいたします。

また、145ページのファミリーサポートセンター運営事業、これ、説明書でございますが、これは、保育園もかかってしまいますか。大丈夫ですか。

説明書の145、ここに書いてある決算書だと110ページらしいんですけれども、これにつきましては、サポートセンターの会員数というのは、出ておりますが、提供会員と利用会員と両方会員と。利用会員というのは何となく分かるんですけれども、提供会員、両方会員というものの説明をお願いいたしたいと思います。

また、この一番下の活動状況のところで、増減がいろいろとありましたけれども、特に一番上の開始前・終了後の送迎のほうがマイナスで64となって、ここのところが保育園・幼稚園なんで、ちょっと逡巡したんですけれども、お尋ねするの。いろいろとありますけれども、あとは、４番、学

童のほうの開始前・終了後の託児というのが53というふうに。あと、学習塾や習い事等の送迎、下から５番目ぐらいかな、93とかとなっておりますが、この前年度に比べて大きく増えている、学童は、去年は、３年度から４年度８名しかいてないのが、今度は28名とか、このようなところの分析についてお尋ねしたいと思います。

また、いろんな制度が、ちょっと僕もたまにですけれども、ちょっと相談受けたときに、伝わっていないというところがあるらしいんですけれども、こういうふうないろんな制度があるというのは、例えば児童というのは、小学生ですけれども、その児童に対してのものというのは、保育園・幼稚園の時代から学校に入ったらこういうものありますよとかというふうな形で、恐らく広報みやしろ、ホームページではやっていますよという答えが返ってくるとは思いますけれども、それ以外のところでの告知活動というのがどのようになっているのかというところについて、まず、お尋ねいたします。

次に、学童保育、これも保育所だからどうなのかな。一応。違ったら言ってくださいね。説明書の137ページ、決算書の106ページになりますが、宮代町の場合、ちょっと歴史的経緯があって、須賀小のところと、あと、それ以外のところで須賀小のほうは、かえで児童クラブ、それ以外は、株式会社アンフィニというのは存じ上げております。また、笠原小に関連したところが増えたというのも存じ上げておりますが、特にふじ第一児童、第二児童、今のところ、昨年度末のこの入所状況というのは、年間平均となっているけれども、ちょっと分かんないですけれども、200人ぐらい。合計280名があそこ最大収容人数とは聞いておりますが、昨年度このような形で増減が23という形になって、ほかよりは突出して多いのですが、それの分析について、また、今後の見通しについてお尋ねいたします。

あわせて、ふじ第一、第二、これは僕、一般質問でも申し上げたとおりに、１館で済むところを２館やってしまったということで、いろんな備品やら、あと、所長も２人になっている。この２つ合わせての経費というのが、造ってからどれぐらいかかったのかと、あと、ランニングコストが２つとも合わせてどれぐらいかかったのか、それによって、毎年の利用者数から割れば、１児童になるのかな、この場合は。当たりの差を分析することができるんですけれども、できれば、そのような表も添付、付加していただきたかったところはあります。

次に……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　示してくださいという……

○委員長（土渕保美君）　示してください。

○委員（佐藤将行君）　じゃ、何人なんですかという言い方悪かったです。ごめんなさい。

幾らになって、何人ですかというふうにお尋ねいたします。

これ、保育のほうなんで、ちょっと今聞いて、止まんなかったということは、課長、よろしいんですね、今聞いちゃって。

はい、分かりました。

じゃ、保育所を除いた部分で、じゃ、それでお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

委員ご質問のファミリーサポートセンター運営事業についてご説明させていただきます。

センターの利用会員、提供会員、両方会員とい

うところですけれども、こちらは、利用会員は、子育ての援助を受けたい生後６か月から小学校６年生までのお子さんがいる方が利用会員となります。提供会員につきましては、子育ての援助活動ができ、心身共に健康で、子どものことがお好きな方で、サポートをしたいなという方が登録していただいています。両方会員というのは、子育ての援助、サポートを受けたいということもあるけれども、援助もできますよという両方になっていただくような方が登録されているものでございます。

それから、活動状況のほうで、大きく変動している部分なんですけれども、保育園、幼稚園の送迎・託児が減少していて、学童、小学校の送迎・託児が増えているところに関しては、保育園に通われていたお子様が今度小学校に上がられて、そこでの送迎ですかと託児が増えている、そういう傾向ですとか、あと、保護者の方の就労状況ですね。小学校にお子さんが上がって、共働きになったりして、そこでファミリーサポートのサービスが必要になったというところで、この保育園、幼稚園が減って、学童、小学校のほうが増えているという現象が起きていますという分析をしております。

続きまして、児童に対してこうしたサービスのほうをどのように周知しているか、保護者の方に対してどのように周知しているかに関してですけれども、学童保育所の入所の申請の書類の配布時に、ファミリーサポートセンターの事業、こういった事業がありますよというチラシを入れさせてもらっていたり、あと、乳幼児健診のときにもこういったファミリーサポートの事業がありますというチラシを配らせていただいております。そういったところでも周知のほうを行っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　副課長の吉田です。

３問目にご質問いただきました学童保育所運営事業について回答させていただきます。

申し訳ないですけれども、質問を聞き漏れていた場合、もう一度お聞かせいただくかもしれません。大変申し訳ありません。お願いいたします。

では、説明書は137ページ、決算書106ページになります。

こちら、委員おっしゃられましたとおり、令和５年からふじ第二児童クラブが新しく開設いたしました。そちらにつきましては、やはり児童の増加というところで、新しく120名追加で施設を建てました。そのことにより令和４年度と比較いたしまして23名の子どもたち、児童の受入れ増というふうになっております。

こちら、年間の中で児童数につきましては、年度の当初ですとか、あと、夏休みを境にとても増減が動くようなところにございます。その中で示させていただいておりますのは、ふじ第一が107名、ふじ第二については96というふうな数字となっております。

こちら、昨年より多い分析というところは、やはり推計を立てたところ、１年生の入所の利用の増が６割というところを見た結果、このようなところに反映されているところと、あと、高学年のお子さんの利用というところが年々利用率が、これはどの学童もなんですが、増えているような状況がこちらの数字に出ているというふうに見ております。

こちら、ふじ第二児童クラブを設置したことにより、委員おっしゃられるとおり、１つの学校に各施設で所長をそれぞれに配置しているというと

ころ、こちらがランニングコストにもつながるところになりますが、１つの施設、第一児童クラブも160人定員、これは町の中でも最も多い定員数となっております。ふじ第二のほうは120名ですが、こちらの120名もほかの施設と、１つの施設と同等の定員となっておりますことから、管理上、やはり所長は２名配置ということでしております。

ご質問にはなかったのですが、その所長は何をするかと申しますと、施設運営全般の業務、これは施設管理ですとか、保護者対応、160名、120名のお子さんをお預かりすると、同じ数の保護者の方の対応というところで、所長が担っております。それに加えまして、常勤、非常勤の職員の指導ですとか、サポート、教育というところで、所長の役割となっています。所長もやはり保育にも携わるというところで、こちらが所長の業務となっておりまして、やはり定員数が多いというふうになりますと、それぞれ施設に配置ということでさせていただいております。

児童１人当たりの単価となりますと、指定管理料から単純に児童数で割返した大まかな今数字でしか示すことがちょっとできないので、足りないかもしれないのですが、私がちょっと見たところ、アンフィニのほうは１人当たり約になりますが、30万円ぐらいの児童の割返しというふうに見ております。かえでの児童クラブのほうが、二十五、六万だったかなというところなんですが、そこはきちんと割返してみないとなんですが、恐らくそのぐらいかなというふうに見ております。

ごめんなさい。修正です。アンフィニのほうが、児童数380で割返したところ37万2,000円でした。ごめんなさい。申し訳ありません。かえで児童クラブのほうが指定管理料から児童数85というところで割返したところが36万9,000円となりますので、そこには大きな差はないようだというふうに見ております。

ごめんなさい。質問があと何かあったか。大丈夫でしょうか。

以上、回答とさせていただきます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございます。

ちょっと１つ先ほど聞き忘れたところがあって、決算書のほうの106ページの学童保育所運営事業の使用料及び賃借料、13でいちょうの木児童クラブ分室借上料というのがあって、これがたしか10か月分ぐらいとかで、窓口でもちょっといろいろお尋ねした件ではありますけれども、ここのところが異様に高くなっているんではないかというふうに、窓口で以前お尋ねした件について、きちんとした数字の精査の提供をお願いいたします。

周知方法のほうは、ちょっと戻りますけれども、先ほどの説明書145ページのファミリーサポートセンター運営事業等のことはある程度分かりましたが、周知方法と同時に周知していった場合に僕も以前いただいたことありますけれども、書類の数が非常に多いというので、訳分かんないという方もお声いただいておりますけれども、これは例えばネット申込みして、チェック、項目にはクリックしたりとかというふうな形で今後やっていけないかなというふうに現状の、昨年度はそういうふうにやっていないからこのような形になっているんでしょうけれども、ここんところの考えというのが、ネットでやったりとかすれば、窓口でやるのにも時間が減る。また、リモートでそういうことをやったりとかすれば、仕事しながらで時間がないよという人にも対応できるんですけれども、その辺がどうなっているのかというところが、ちょっと先に抜けてしまいましたので、お尋ねしています。確かに入所申請書、数が多いのと、あと、

細かい、あと、やっぱりこれ、点数によって変わってしまうからすごい何か頭を使うというふうな、僕ちょっと子どもいないんで分からないんで、聞いてくれと言われたことをそのまま言うしかないんですけれども、そのようなお声がありましたので、それのことについてご回答をお願いしたいと思います。

また、先ほどこれ、答弁漏れとなりますけれども、イニシャルのほうが幾らなのかというところがなかったので、ふじ第一、第二合せてですけれども、お願いいたします。

再質問のほうに、ふじのほうの学童のほうに入りますけれども、令和５年から第二が開設しました。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　……（録音漏れ）……

○委員長（土渕保美君）　泉委員の言うとおりだと思います。

佐藤委員、再質問ですよ。

○委員（佐藤将行君）　かしこまりました。どうもすみません。

じゃ、質問漏れでなくて、数が多いとか細かいとか点数のところは再質問という形にしていただいて結構ですというか、私のほうで失礼いたしました。

学童のほうですけれども、ふじ第一、第二については、これ、答弁漏れですから、イニシャルのところは。ここのところはさっき言いましたから、そこのところちょっと峻別してください。

所長についての保護者対応のことでご答弁いただきましたが、例えばあれだけ近いところで例えばあの距離であれば、１つの小学校の敷地内にあってもおかしくない距離ではあるんですけれども。

そもそも１つの学童というのは、例えばこれは、行っているのはアンフィニさんですけれども、アンフィニさんで最大１つの学童施設でどれくらいの収容人数のところを１つの学校の学童としてやっているのかとか、１人の所長がどこまで、何人ぐらいやっているのかというのは、以前もちょっとお尋ねしたんですけれども、回答そのときはなかったんですけれども、お調べになられたんですか。確かにおっしゃるように、所長の方が保護者対応をする、そこは分かるんです。ただ、保護者対応するに当たって、以前ご説明いただいたときには、全てのそこでお預かりしているお子さんのことを所長が把握しているべきだということを、そのためには２つに分かれては２つというふうな説明がございましたが、仮にこれが、１つで300名のところもありますよとなって、そこは所長１人ですよといったその論拠はもうがたがたに崩れるんですけれども。

そこのところは調べた上でそのようにやっているのか。笠原小に対してのふじ第一、第二というふうになっているわけですから、学校自体は１人の校長でやっていて十分できるわけですよね。もっと大きく言っちゃうと、宮代町だって町長１人でできるわけであって、そこまで細かいところを所長が絶対的にやらなきゃならないという前提でいろいろとご説明、これまでもいただきましたけれども、そこのところのきちんとした検証が前課長も含めて、素人判断というふうに前課長はおっしゃったように、設計段階からおかしなところが多々あるわけなので、そこのところの説明を僕個人で窓口行ったときとは違って、改めてお尋ねしたいと思います。

あとは、１年生が60％で高学年が年々増加。これは、笠原小だけの問題なのか、それとも近隣でも似たようなところを調べた上で、近隣は違ったけれども、たまたま笠原小だけがなったというんであれば、説得力がありますけれども、近隣も調

べた上で、近隣は全然なくて、笠原小だけがなっちゃったから、人数が増えちゃったんだよというのであれば、やはり業務懈怠というふうに言わざるを得ないものですから、ここのところはきちんとした論拠、根拠、証拠のほうを示した上でのご説明をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時１１分

再開　午後　１時０８分

○委員長（土渕保美君）　それでは、時間前ではございますが、全員そろっていますので、これより再開いたします。

まず初めに、職員の紹介お願いいたします。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　よろしくお願いします。

本日午後に保育園のほう大変申し訳ございませんでした。間に合いましたので、職員の自己紹介をさせていただきます。

○子育て支援課主幹（小野美保君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課主幹の小野と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（伊東文子君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課主幹の伊東と申します。よろしくお願いいたします。

○国納保育園主査（井上久美子君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課主査の井上と申します。よろしくお願いいたします。

○みやしろ保育園主査（服部恵美君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課主査の服部と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　それでは、休憩前に引き子育て支援課の質疑を行います。

答弁求めます。

主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　子育て支援課こども保育担当主査の中村と申します。

ご質問いただきました質問１点目、いちょうの木分室の賃借料につきまして、回答させていただきます。

こちらは12か月分の金額となっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　子育て支援課長の柴﨑です。

２点目のご質問で、オンラインによる申請ができないのかというご質問をいただきましたが、こちらにつきましては、子育て支援課の各種オンライン申請書等は確かに多いのは事実であります。そういった書類に関しては、確かに保護者の方というんですか、利用者の方にお手を煩わせている点もあるかなと思っております。

もちろん宮代町といたしましてもＤＸを推進していることから、オンラインになるべく切り替えていきたいなというところの考えは持っておりますが、例えば保育園の申請書ですと、ちょっと書類がたくさんあったりもするんですけれども、そういったところは簡略化されれば、チェックをいれるとかというのは確かにあるんですが、実際窓口にお越しいただいて、申請者と申請箇所の記入漏れであったりとか、添付書類がきちんとついているかというのを実は確認させていただいている

んですね。そういったところは、結構漏れとかある方もいらっしゃるので、そういったときに、二度手間、三度手間にならないような確認ということをさせていただいてはいるんですけれども、確かに手は煩うところはあるので、そういったところをいかに今オンラインの申請で解決できるか、そういったところは研究して検証して、今後、すぐにというゴールはまだちょっと見えないんですけれども、そういったところでやっていきたいなと思っています。ただ、通常のそういったものを求めない申請というのは、電子申請というのをもちろん導入しておりますし、最近ですと、一時保育であるとか、あと、子育て広場等の支援センターでのイベント行事、そういったものはＬＩＮＥでの申込みというのもできておりますので、徐々にオンラインのほうには切り替えていけるように努めてまいりたいと考えております。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

続きまして、３点目、ふじ児童クラブのイニシャルコストは初期費用ということで、ふじ第二児童クラブの初期費用ということと、あとは、ランニングコストについて回答させていただきます。

こちらふじ第二の建設費、イニシャルコスト、初期費用といたしましては、令和４年度の決算といたしまして、学童保育所整備事業となっております。こちらの金額が総額で１億6,242万4,738円、こちらは施設、建物ですとか、あと、備品の費用というところが含まれております。

続きまして、ランニングコストといたしましては、こちらは指定管理者に出していることから、指定管理料がランニングコストとなります。その中では、支援員の人件費ですとか、あとは光熱費等の施設管理費が入っております。こちらは、入所の児童数によりまして、支援数というのが、その年で変わります。なので、こちらの増減というところは、支援数の増減というのは、今後あるかというところであります。令和５年度におきましては、アンフィニは12支援単位で行っておりました。

続きまして、近隣の学童の状況といたしまして、先ほどふじ第一、ふじ第二の人数のほうをお伝えしたところ、ふじ第一が160、ふじ第二が120というところで、そのような160人枠ぐらいで見ているところは近隣でありますかという質問していただいたかと、合わせて280、では、280というところは、この近隣ではそのような大規模はないような状況です。最大で今、ご報告させていただくのが、杉戸町は155、春日部市が140、蓮田が150というような調べたところ、あと、久喜ですとか、白岡は160というような定員となっておりました。

こちらが宮代町のように、同じ建物の中に支援数が幾つもあるかといいますと、それぞれが１つのワンフロアで１つの建物といいますか、なっているような状況が各この自治体によって違いますので、そのときにどのような支援を行っているのかというのは、各自治体様々になっています。ですが、その中で所長の配置があるところが、私たちが指定管理で出しているアンフィニも指定管理をしていると聞いております蓮田市のほうも所長配置はあるということで状況の確認はしております。白岡さん、こちらはアンフィニではないですが、配置ありということで聞いております。

所長の配置につきましては、やはり先ほど申し上げましたとおり、施設の運営というのもそれぞれですので、比べることがなかなか難しいところではあるのですが、その中で宮代町といたしまして、安全な保育をそれをまず、提供することを前

提といたしまして、子育て支援と見合う意味で所長の各施設ごとの配置ということを町として求めているところであります。

続きまして、入所の傾向というところになります。

１年生、高学年の入所の傾向につきましては、庁内においては、同じ傾向、１年生が入所６割超えですとか、６割近くいくというところの傾向は同じくで、高学年につきましては、正直いろいろ、施設によってというか、地域性というところは出てくるのかなというところあります。今現在通われている方がやはり指定管理者の今の保育に安心をして、そのまま６年生まで通うというようなお子さんがいたり、もう既に今年度の状況ですが、やはり半年夏休みを超えますと、１年、夏休みを超えるとおうちで少し留守番もできるかなとか、お子さんの状況が変わってくるので、今既に退所するという方も出てきておりますので、正直これが来年度、またこれがどうなるかというところはありますが、今そのような傾向で見ております。

今年度の状況も踏まえ、５年度の状況も踏まえ、来年度、必要枠、待機児童を出さないように、できるようにということでは、担当として見ているところです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員に申し上げます。

午後から保育関係の決算に関して同時に受け付けますので。よろしくお願いいたします。今の再質問と同時です。

〔発言する人あり〕

○委員長（土渕保美君）　再々質問。

○委員（佐藤将行君）　今ちょっと僕の説明が悪かったか、答弁漏れと僕は思われるんですけれども、ふじ第一、第二、要するに笠原小に対応する学童、第一、第二合せてのイニシャル・ランニングコストということを、要するにそうじゃないと、他の学童施設との比較は、１人当たりの学童とかも含めてできないものですから、このところをお尋ねしたつもりだったんですけれども。これ、２つに分けるとそれは適正な数字になっちゃうかもしんないけれども、建物も何も２つにわざわざ分けたことによって、いろいろな問題が発生しているというふうな理解でおりますので、こちらは。そこのところをちょっと答弁漏れと思われますので、そこはまず、言ってください。

再々質問になります。

この１年生が60%、先ほどの午前中のときに高学年は年々増加、今も入所の傾向というところでおっしゃっていましたけれども、あとは、あわせて東小のところのいちょうの木ですか、これも年度当初には、出てこなかったのが、６月の補正で急に出てきたりとかして、ふじのときと同じように、これは前課長もおっしゃったように、素人判断と思われるところが多々あるんですよね。

あと、あわせまして、先ほどの杉戸とか春日部とかで、蓮田が同じようにアンフィニでやっていると。それはそうなんでしょうけれども、例えば越谷はどこでやっているかちょっとそこまで調べていないけれども、僕の友達が預けているところは、そこは所長なしでやっているよというところもありますし。

少なくとも先ほどお尋ねしたのは、アンフィニでやっているところで近隣に限らずですけれども、少なくても笠原小のふじ第一、第二で280名、これぐらいの規模のところをそもそもアンフィニはやっているのか。やっているとして、そこのところは多分１人の所長でやっているんでしょうけれども、それで問題が発生しているのか。いるから160と120で所長２人に分けたというんなら分かりますけれども。これ、35人ぐらいかな、１教室。

副所長は各部屋にいらっしゃるんですよね。それを取りまとめて所長が１人いると。あれだけ近い距離であると。それで、所長というものを置く必然性が全く今までも窓口でもご説明いただいて感じられない。

それで先ほどの質問のほうに移行したわけですけれども、少なくても同じ事業団体、委託団体であるアンフィニにとって、同じような規模のところで別に埼玉でなくてもいいですよ。ほかのところで280とか250とか、要するに160名超えているようなところで、どうしても足りないから２つに分けて所長２人やっているんだよというなら分かりますけれども、そこのメリット、デメリットというか、デメリットのほうが本当にあるのかどうかというのをきちんと検証していると思えないものですから、質問しているわけですよ。

それによって、そもそもイニシャルのところで２つに分けて無駄と思われる税金が投入されているものですから、今後そこのところをやらないようにということで、最初に質問したところを踏まえた上での回答をお願いいたします。

それと、１年生60％、高学年年々増加というのも、これも何を根拠に最初はじき出したのか。それがずれているからという形だと思うんですけれども、そこの説明をお願いします。

最初のごめんなさい、順番逆になりまして、周知方法、課長のほうからご説明がありましたが、数が多いとか細かいとか、それでＤＸに基づいてできる限りやりたいという意欲のほうは非常によく分かりました。

ＤＸのほうにやって、パソコンなりスマホでやれば、いろんな統計データとかも取りやすくなると思いますし、メリットがあると思いますので、この前の令和５年度まではしようがないです。それはしようがないですけれども、まだ令和６年の予算組むのにいろいろとあるでしょうから、その場合にそこも加味した上で、これ、保護者の方の手間が、数が多い、枚数が多いとか細かいとかいうだけではなくて、先ほど課長がおっしゃったように、窓口に来るというのが減れば、例えばですよ。例えばメール添付で送りました。この用紙が、この書類がありませんよという返事をして、追加してやって、そろったところで話合いに来るなり、例えばＺｏｏｍとかＴｅａｍｓでやるなりという形でやったほうが、職員の方の手間のほうもやはり減っていくというふうに、窓口に来る人が減るということですから、そのような観点もあって、結果、残業代も減ったりとか、ほかの仕事のほうをその時間でできるとかというふうにつながるのが考えられますので、ほかの課でもそうですけれども。

ですので、令和５年度まではしようがないです。これは決算ですから、終わったことですから。今後のことをどのように先ほどできる限りとかということをおっしゃっていましたけれども、見通しのほうを教えていただければと思います。

いちょうの木もこれも当初のときには大丈夫だと思ったのがというのは、窓口で説明受けましたけれども、これもきちんとした精査、検証、その前のときからしていなかったことによるところも原因として、それだけとは言いませんが、原因としてあると思いますので、今後も含めてきちんと、これも終わったことですから、ある程度はしようがないですけれども、ただ、金額の部分では後で個別にお尋ねしますけれども、どのような反省があったのかというところを、令和５年度についての反省というところを、要はこの説明書というのが、成果書とよく言われますけれども、成果だけなんで、説明すべきなんですよね。これである程度分かれば質問しなくて済むので、そこを補う意

味で、我々説明を求めているわけなんで、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

大変申し訳ありません。第一、第二と合わせたイニシャルコストというところで、申し訳ありませんが、第一のほうが詳しい数字というのが、今持ち合わせていない状況ですが、設備を造ったというところでのものが詳しくが出てこなくて申し訳ありません。

第二につきましては……

〔発言する人あり〕

○委員長（土渕保美君）　答弁続けてください。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　こちらにつきましては、合わせた数字をご報告するので、よろしいでしょうか。

そちらがふじ児童クラブのイニシャルコストというふうになります。

続きまして、いちょうの木分室なのですが、途中で替わったとおっしゃられましたが、令和５年につきましては、そのまま予算計上しているとおりの運営となっております。

続きまして、ふじ第一、第二合せて280名に定員となるところなのですが、アンフィニがほかの県ですとかでどのような状況というところは、調べてはおりませんが、アンフィニがこの近くで、やはり春日部も新しく指定管理となっているということも聞いております。先ほど申し上げました蓮田もアンフィニが指定管理を行っております。そのときに280名というふうな数字にはここは定員はなっていない状況なので、どのように比較をするかというところになりますが、280名という数字が多いか少ないかどうかというところは、学童で言いますと、正直大きな数字となるかと思います。一ところによると280名というと、１つの学校に値するということを指定管理の中でちょっと聞いた話もありまして、その280名を、じゃ、１人でどのように対応ができるか、保育園で言いますと、１つの園に所長がおり、先ほどの副所長という役割が各担任というふうな役割になります。そのときに280名を把握する。先ほど私申し上げました保護者対応ですね。一人ひとりできているのかというのは、一人ひとりできるように、それは位置づけております。

そこのフォローは全部が所長がもちろんする、全部を把握しつつ、副所長が各クラスの児童・保護者の対応をし、そういう状況を所長に伝え、それで把握をしていくというような対応になっております。全員ができているかと申しますと、全員ができているというふうに私たちは見ております。

メリット、デメリットといたしましては、とにかくそこを繰り返しで申し訳ないのですが、安全に保護者の方も安心して預けてもらえるようにというところで、所長を町として設けるようにということで定めておりますので、なかなかほかとの比較というところは難しいのですが、そのような回答とさせていただきます。

あと、越谷市さんの状況、先ほど私申し上げていないのですが、調べたところ、直営であるので、所長の配置はしなくとも以前私たちがしていた窓口、職員が対応をしているので、そこには所長は置いておらず、職員がそこ全体を把握するような体制を取っているということで越谷市さんからは聞いているような状況です。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　子育て支援課

長の柴﨑です。

先ほどオンラインの関係のご質問で再質問ということでいただきましたが、おっしゃるとおり保護者の手間といいますか、そういった作業が、共働きの世帯がお預けになるというのが条件ですので、お忙しい方が多いということで、先ほども申しましたように、認識はしているところです。

職員の手間も減るんじゃないかというところなんですが、そこは、必ずしも減るというふうには私たちは考えていなくて、Ｚｏｏｍであるとかそういったこともあるんですが、相手先、お母様とかお父様は日中は働いている方が多いので、こちら連絡を日中してもつながらないことが多々あります。ですので、どちらかというと、夕方の時間帯というんですか、４時過ぎですとか、そういった時間帯に保護者の方に連絡することが多いです。もしくは昼休み、そういったところにつなげるので、結局つながらないことが多いというのが現実であるので、そういったのも踏まえまして、先ほども言いましたように、先ほど５年度で６年度予算ということなので、予算は今年度決まっておりますので、今年度予算には反映はしておりません。ただ、今後についてまた７年度ですね、次は。７年度の申請については、もう11月頃から始まりますので、そこについては、オンラインというのは間に合いませんので、オンラインでは考えていません。窓口での申請ということになっております。

今後ということで、見通しということなんですけれども、じゃ、８年度という話にもなるかとは思うんですけれども、７年度、８年度。今現在、そういった課題をどうクリアするのかというのを検証・研究していかなければならないのと、やはりどういった形ができるのかというのは、町の中でも検討していかなければならないので、何年度にできるということはちょっとお答えはできないところではあるんですけれども、おっしゃるとおり、それに向けて取組を進めていくというところでご理解いただければと思っております。

続きまして、児童数の傾向ですね。学童保育の児童数の傾向ということでのご質問をいただいたかと思います。

こちらにつきましては、何を根拠にその傾向をというところなんですが、ここ３年から４年、もう四、五年ですね。そういったところの傾向、入所者数、そういったものを鑑みまして、傾向を今のところ読んでいるというところです。

その四、五年の傾向の中では、コロナ禍というところも若干２年、３年度ですか、あったので、少し減るところはあるんですけれども、やはり低学年の入所率というのが多くなってきている。また、高学年の人数も増えてきているというのが、ここ数年で見えてきているというところは、今、考えているところです。

特に委員ご存じのとおり、いちょうの木とふじ児童クラブについては、笠原小学校、東小学校ということで自由区で結構当初の予定の学区じゃない学区に行かれる方が多いというのもあるので、なかなかその数字というのが読めないというところはあるんですけれども、こちら、町といたしましてもおおむね教育委員会との情報を共有しながら大体想定として例えば笠原小学校に来年度何名ぐらい、何割ぐらいというのを想定しながら学童の確保というのを努めてまいりたいと思っています。

今現在につきましては、せんだっての６月議会のほうで、皆様にご議決をいただいて、定員数を増やさせていただいて、いちょうのほうも少し増やさせていただきまして、また、ふじの児童クラブも１支援単位増えたというところで、定員数には若干空きが出ているという状況でございます。

ただ、今後まだ子育ての計画の中では、令和４年に一回改定させていただきましたが、人数の読みとしましては、入所率は増えるだろうというところでは予測はしています。それはやはり高学年というのもあるんですが、やはり共働き世帯というのが増えているので、子どもの数は減ってはくるかもしれないんですけれども、やはり預ける率というのは、そんなに下がらないであろうということで、私どもは読んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　先ほど止められちゃったので、そこのところですけれども……

○委員長（土渕保美君）　再々質問終わっていますので、今度は保育……

○委員（佐藤将行君）　違う、さっき途中で止めたでしょうと。手を挙げて。そこのところを今やっていると。

○委員長（土渕保美君）　暫時休憩です。

休憩　午後　１時３５分

再開　午後　１時３６分

○委員長（土渕保美君）　再開します。

○委員（佐藤将行君）　先ほどふじ第一、第二合せてのイニシャルコスト、ランニングコストのほうを僕のほうで質問したのが、今手元に資料がないというふうな形でおっしゃいましたけれども、これ、ほかの人もこれから質問あったりとかする時間あるでしょうから、下に行ってきちんと出してもらうか、暫時休憩して、提出してからやる。これ、議会のほうでパソコン使うなと言っているのが問題なのは重々承知で、申し訳ないんですけれども、きちんとここのところを解決したいので、ぜひお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

〔発言する人あり〕

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　……（録音漏れ）……はないということで終わらせていいんじゃないですか。質問は今できないわけですから。そういうことです。それはおかしいんですよ。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　そういうふうな恣意的なことを言われると非常に困るんですけれども、急に午前中のが続きであって、保育の急に再質問、普通の保育除いた再質問と、保育のほうの最初の質問をごっちゃに急にしろと言われたって、そんなことはこちらもできない。ほかの方が一人もいないんであれば、これに関してですよ。保育以外に関して。ほかの人がいないんであれば、後から午後になって来た保育のほうの質問のほうをとやるのが筋でしょうということを言っているわけですよ。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　質問に対しては、後から考えるというそれはおかしんですよ。質問は用意してきているはずなんですから、今日は。それを……（録音漏れ）……終わりということでいいと思います。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、どうですか。

○委員（佐藤将行君）　用意してきているはずってそれもおかいしんだって。じゃ、その場で質問事項があったら言えないということなんですか。

そんなのは、泉委員は確かに事前に用意しているのかもしれませんけれども、そうじゃなければいけない、通告じゃなければいけないとなっているわけじゃないんですから。そんなん強要される筋合いじゃないです。

○委員長（土渕保美君）　ありますか、佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　まず、全部が終わったのかどうか、確認して。

○委員長（土渕保美君）　ないので、終わりにいたします。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、決算書110ページの私立幼稚園運営支援事業です。これにつきましては、説明書では143ページに書かれております。

私立幼稚園振興助成金の交付なんですけれども、ここで、宝光寺幼稚園が、令和３年度から４年度にかけて増えております。それと、姫宮成就院幼稚園、これが約倍近くになっていますね。

このあたりの助成金の交付の状況についてお尋ねしたいと思います。

それから、２点目は、決算書112ページの子ども家庭総合支援事業の中に委託料がありまして、ヤングケアラー調査委託料が入りました。これは今の状況に合わせた委託料ということで、内容は、実態調査、これについて説明書でもありますが、この実態調査と、それから、小・中学校も実態調査が行われております。このあたりの傾向というのは、これである程度網羅されるのかどうか。

それから、職員についても研修がなされております。これらについての成果についてももう少し詳しくお示しいただきたいと思います。

続きまして、その下の産前産後家事・育児サービス利用支援事業があります。これについては、令和５年度の10月からということで、約５か月ですか、そういった点では、申込人は19人で、申請そのものが32人ということなんですけれども、これはどういうふうに周知を図られたのか。

それと、今年度に関わる問題なんですけれども、そういった意味では、倍以上の申請があるんだと思いますけれども、この状況については、どういうふうに推移されているのか、その点も併せてお願いしたいと思います。

それから、114ページの保育園人件費に係る問題ですが、子育て支援課としては、令和５年度、昨年度は37人でした。これはこの間変わっていないんですけれども、国納保育園、それからみやしろ保育園、職員数は、それぞれどのようになっているのか。

それから、私立のほう、説明書では151ページに書かれておりますけれども、児童数がそれぞれ示されておりますけれども、これについての私立のほうの職員の人数についてもお示し願いたいと思います。

それから、最後になりますけれども、保育所の関係で、待機児童を解消するということでいつも努力されております。希望したのに認可保育所に入れないという状況が４月１日には多いんですが、必ず経過があって、年度途中ではこれが解消されてゼロになるということなんですけれども、４月１日時点での状況はどうなっていますか。この令和５年度のときの。

それから、あわせて、保育所の定員の弾力化と言われていますけれども、受入れ児童の増員ですね。令和５年度は、定員の弾力化はどうだったのか、その点も併せてご報告をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました質問１点目、私立幼稚園運営支援事業の私立幼稚園振興助成金に

つきまして回答させていただきます。

こちら、説明書の143ページのところにございます。

ご覧いただきましたとおり、金額が、姫宮成就院幼稚園さんが４年度と５年度比べて大きく金額が上がっているというところでございますが、こちらの振興助成金につきましては、ご存じのところかとは思うんですけれども、幼稚園１つに対して15万円という基準額がございまして、そこに心身障がい児のお子様の人数に応じて２万円、そして、財源予定月数というところで、金額を上乗せしていくような金額で増えていくような仕組みになっております。

姫宮成就院幼稚園さんにつきましては、令和５年度、その１園15万円という金額に加えまして、心身障がい児のお子様を７名でご申請いただいておりましたところでございます。４年度の人数よりも５年度の人数、心身障がい児のお子様の人数が増えたことにより、そういったお子様を多く受入れしてくださっているというところで、姫宮成就院幼稚園さんが５年度の金額がほかの園と比較して増えているというようなところでございます。

以上でございます

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査の松岡です。

決算書112ページ、説明書ですと146ページになります。

ヤングケアラー実態調査の委託料に関するご質問にお答えさせていただきます。

調査の傾向としましては、まず、小・中学生を対象に、小学生は４年生から６年生、中学生は１年生から３年生全生徒ですね。合計およそ1,500人に対して調査を実施しております。

その中で、自身がヤングケアラーに該当すると回答した児童生徒が記名をして、回答している方が２名おりました。小学生１名、中学生１名おりました。その方につきましては、子育て支援課のほうが学校に訪問し、児童生徒と面談を実施しております。その中で、小学生１名に関しては、本人のちょっと勘違いというところもありまして、実際はケアラーには該当していなかったということが分かっております。中学生１名に関しては、やはりヤングケアラーに該当するというところが聞き取りのところから出てきまして、その方の保護者の方にもお話をさせていただいております。お話しする中で利用できるサービス等いろいろご案内をさせていただいているところです。

結果なんですけれども、状況等も変わっていたりもすることから、ご案内していただいたサービスについては、今大丈夫ですということで実際の利用はないですが、そのような結果に終わっております。

そのほか、学校の教職員の方にヤングケアラーの研修を開いております。テーマとしては「ヤングケアラー早期発見のために」というところで、社会福祉士の資格をお持ちの方を講師にお招きして実施しています。学校さんのほうでヤングケアラーとなるような生徒さんがいらっしゃるというところをもし発見できればというところで実施させていただいております。学校の管理職の方、それから教育委員会の方も１名混ざって15人お招きして実施しております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

産前産後家事・育児サービス利用支援事業につ

きまして回答いたします。

周知方法といたしましては、事業対象者に広く周知するため、ホームページや広報のほか、保健センター、子育て支援センター、図書館、進修館、町内保育所、町内幼稚園、宮代町福祉協議会、きらりびとみやしろ、シルバー人材センター、有限会社ウィズ、緊急サポートセンター等にポスターとチラシを配布しております。また、保健センターでは、母子手帳の交付時、４か月健診、10か月健診、赤ちゃん訪問の際にチラシなどで周知を行っております。

今年度の推移につきましては、令和５年10月からの補助金交付開始後、現在のところ上限額の４万8,000円に達している利用者は、申請人数19名のうち４人となっております。こちらを参考にしまして、今年度の予算としましては、補助上限額４万8,000円、25人程度の申請を見込んで120万円の予算を計上しております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（小野美保君）　国納保育園主幹の小野と申します。よろしくお願いします。

保育園の職員数というご質問いただきましたけれども、今年度、みやしろ保育園の職員が12名、国納保育園の職員が、育休を取得している職員も含めて12名の在籍となっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

５問目に質問いただきました、説明書でいいますと150ページ、私立保育園の職員数というところでお答えさせていただきます。

職員数、今の前段にありました公立保育園のように何名というところでのお示しはできないのですが、私立保育園におきましても、園児数に合わせまして、例えばゼロ歳児は３対１、１歳児は６人に対して職員が１名というような、その配置に合わせた職員数の確認というのはしております。そこに合わせ、園長がおり、事務をする職員がおりというところの把握はしております。

園によっては、やはり延長保育を行っておりますので、そこの専任ということで設けている園もありますし、そうでない園もあるというところですが、基準に満たした配置というところでは確認はしております。

続きまして、待機児童解消についてということですが、おかげさまで、令和５年度は宮東保育園が60名定員ということで１園開園になっておりますので、待機児童はゼロ人ということで報告をさせていただいております。

ですが、委員おっしゃられたとおり、園が増えても第一希望に皆さんが入れるかどうかといいますと、そこはやはり厳しい状況ではあります。

もちろんそれは、申請の受け付ける状況でも、町民の皆様、申請をされる皆様にも、そのような状況にはなるということをお伝えした上で、やはり第一希望という園があるとは思いますが、可能な限り、町内には９施設、ゼロから２歳児ですと９施設、保育園ですと６園ありますので、可能な限りもう全て園を書いてくださいということでお話ししています。そうでないと入所のご案内ができないので、そこはお願いしますということではお伝えしております。

あと、先ほどの４月１日は待機児童なしでありましたが、年度途中となりますとやはり入所が厳しいような状況にはなってまいります。

途中で家庭の事情で退園される方、例えば２歳

児ですと幼稚園に通うということで退所される方もおりますし、転出をするという方もおりますし、その場合の空き枠ができたときにはご案内はしますが、やはり低年齢のお子さんは特に途中入所というのは難しい状況ですが、やはりその途中入所に合わせた施設を、じゃ、どのように用意するかとなりますと、なかなか園のほうも経営面といいますか、ありますので、できる限り定員に満たす状況となりますと、新しい園を増やしてというよりも、先ほど委員からありましたように、弾力化というところで、定員は60人となっていますが、120％いかない人数、60人ですと70人程度、10人増というところで、施設には対応できるかというところで確認はしております。

こちらは、人数だけ増やせればいいかと申しますと、やはり保育士の配置ですとか、部屋の平米、例えばゼロ歳児ですと１人3.3平方メートルというところの基準ですとか、２歳児以上になりますと1.98というところの平米を守りつつ、弾力ができないかというところでの調整はさせていただいております。

具体的に、令和５年度のその弾力の状況ですが、こちらの説明書にあります139ページになります。

上から３段目です。

民間保育所等補助金待機児童対策というところで、特出、これしているところが、本田保育園におきまして、こちら120％を超えて受入れをしてもらっております。120％を続けてしまいますと公定価格が下がってしまいますので、そうなると施設さんの委託費が下がってしまいますので、そこを待機児童対策で本田保育園は受けてもらっている状況なので、こちら町のほうで補助しつつ、児童を受け入れられるようにということで、こちらの補助金で対応しているのが、令和５年度、特出している部分であります。

それ以外の園につきましては、先ほど申し上げた120％いかない人数、そこの調整はしていただいております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

１点目の決算書110ページの私立幼稚園運営支援事業です。

説明で分かったんですが、ちょっと最高値、宝光寺の幼稚園の関係はちょっと、令和３年度から４年度の関係ですけれども、これも１園15万のところの関係だと思うんですけれども、これについての説明、すみませんがお願いします。

姫宮成就院については、分かりました。

それから、決算書112ページの子ども家庭総合支援事業のヤングケアラー調査委託料、そうしますと、小学校の１人というのは勘違いで、該当しないと、中学生の場合は、該当者はいても支援はいらないということでよろしいですね。

これについては、私は、早々にヤングケアラーの調査をやっていただいて、実態も分かったということで、これは評価したいと思うんですけれども、せっかく実施したのに、この成果書、説明書に書かれていないの。書かれていましたか。こういうのは載せるべきだなと思います。

それに併せて子育て世帯訪問支援事業委託料というのも出ているわけなので、これは次年度にきちっと成果として載せていただければと思います。これは要望。

それから、産前産後家事・育児サービス利用支援事業ということで、これはもう令和５年度から始まっていますので、実際、妊婦さんにおきましてはもう、町の周知もあるんですけれども、恐らく口伝えでいくとは思うんですけれども、実態は

分かりましたので、これについても結構です。

続きまして、保育園関係の人件費の関係ですけれども、こども医療費やひとり親家庭などの医療費というのは分かるんですけれども、やはり特にひとり親家庭などの困難を抱える家庭とか、児童が増えているのかどうか。

そういう状況とか、それから少人数保育とか、やはり質の高い保育も求められると思うんですけれども、そういう意味では、そういう状況によってはやはり職員の配置も考えなければいけないと思うんですけれども、そういった点では、成果書では、説明書では151ページに載っています。ゼロ歳児だとか、それから３歳児によっても違ってくるとは思うんですけれども、ここのところを国納保育園、みやしろ保育園は同じような職員配置されているんですけれども、そういった意味では同じでいいのかどうか。

それから、職員と非正規、会計年度任用職員が、総務課の答弁では、子育て支援課では令和５年度は48人というふうに伺ったんですけれども、これはどういうふうに、会計年度任用職員は配置されているのか。それも併せてご答弁お願いしたいと思います。

待機児童の関係ですが、そうすると４月１日時点ではゼロですけれども、途中での経過措置というかあったようにも聞こえたんですけれども、そういう意味ではどういうふうに評価すればいいんでしょうか。その点、再度お願いしたいと思います。

職員の関係では、冒頭の学童保育所の関係でもやはり処遇改善とか言われています。それから、職員の確保をきちっとするというようなことは言われているんですけれども、そういう意味では、町の担当としては、取りあえずきちっとされているかどうか。きちっとされていないという言い方はないんですけれども、要するに人員の確保、それから処遇改善、それはされているのかどうかという意味でお答えいただきたいんですが、よろしくお願いいたします。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまいただきましたご質問１点目、私立幼稚園振興助成金の15万円という基準額についてでございますが、こちらにつきましては交付要綱の中にございまして、１園につき15万円、こちらは幼児教育の向上をというところに対しての基準額でございます。

対象の経費といたしましては、幼児教育の向上に資するために必要な経費ということで、教材や備品等の購入費から始まりまして、そのほか備品の修繕費ですとか、幼児教育の向上に資するために必要と認められる経費というところで、ここ最近の申請の内容では、英会話の授業というかそういったものを受講するために必要な経費に充てたりですとか、体操教室のその教師の方に対するお金ですとか、そういったところでご申請いただいているようなところでございまして、そちら対象経費が幅広く設けられておりますので、そちらで１園につき15万円というところで、要綱のほうでただいま交付基準額を設けているようなところでございます。

〔発言する人あり〕

○こども保育担当主査（中村有希君）　失礼いたしました。宝光寺幼稚園、３年から４年、失礼いたしました。ちょっとお待ちください。

失礼いたしました。申し訳ありません。

私立幼稚園振興助成金で、宝光寺幼稚園につい

ての令和３年度と４年度の金額の比較というところでご質問いただいておりまして、大変申し訳ありませんでした。

こちらにつきましては、令和３年度は宝光寺幼稚園さん申請の内容の中に、心身障がい児のお子様がいらっしゃらない状況だったんですけれども、４年度の申請時では、心身障がい児のお子様がいらっしゃるというところで、申請の際に園長先生のほうからもそのようにお話をいただいて、ご申請を受けたような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（小野美保君）　国納保育園主幹の小野です。

先ほど保育園の保育について、少人数の保育ができるよう職員の配置はどのようにしているかというご質問をいただきましたけれども、公立の保育園、みやしろ保育園、国納保育園ともに、国の基準よりも多い保育士を配置しております。

担任の保育士、職員がおりまして、そこに会計年度任用職員の保育士を配置して、国基準よりも多く、安定した保育となっております。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

５点目にご質問いただきました待機児童なのですが、どのように担当課として評価をするのかというご質問だったかと思いますが、やはりその年度初め、４月の入所というのが一番人数が申請を受けます。そちらに合わせてまずは入所というところで考えております。その時点の待機児童がゼロ名であった。

年度途中はどのように評価するかというご質問なのですが、そこへの対応というのは、正直、難しい状況ではあります。先ほど申し上げたその園の定員ですとか、保育士の配置というよりその定員というところで、もう４月で満ちているような状況というふうにあります。年齢だと３から５歳のお子さんですと、やはりそうなると幼稚園ですとか、入る選択肢も広がるので、そちらの定員に余裕はあるのですが、やはりゼロから２歳児のお子さんに対しては、保育士の配置ですとか、部屋の平米というところで厳しい状況というのが園でも見られております。

その評価につきましては、年度途中まで全て年間通してと問われますと厳しい状況ですが、担当課としては、その４月１日の入所に向けた配置というところで調整をしている状況です。

職員の待遇といいますか、処遇につきましては、やはり先ほど申し上げました保育士を探すこと、まずは配置することというところで、保育士の成り手というところでは、その処遇をいかに改善するかというところはございます。

私立保育園では、各園の規定に沿った待遇になっている、プラス、やはり処遇改善というところで申請を受けて対応しております。

学童保育所も同じく処遇改善というところで、職員の状況に合わせて、それは指定管理者からの申請をもらって処遇改善というところで対応をしております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　子育て支援課長の柴﨑です。

先ほど正職員と会計年度職員の人数というところでのご質問につきましてご回答申し上げます。

会計年度職員48名というところなんですが、ちょっと、今現在、明確な数字を、今、持ち合わせていないので大変申し訳ございませんが、子育て支援課で会計年度職員を採用している部署につきましては、もちろん国納保育園は13名、みやしろ保育園15名でございます。

それ以外に子育て支援センターがございまして、子育て支援センターと子育てひろばと、あと国納保育園にありますげんきっ子のほうにも保育士のほう配置しているところでございます。

また、安心担当のほうにつきましては、支援員といたしまして１名配置しているところです。

また、事務の補助というところでも職員のほうを、会計年度任用職員でお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問、１点だけお願いします。

待機児童数の関係なんですが、答弁ではよく分かるんですけれども、だとすれば、希望していたのに保育所に入れないという場合には、どういう事例が多いんでしょうか。例えば上のお兄ちゃんがみやしろ保育園、ところが、下の子については国納保育園というような、はっきりしている場合は分かりやすいと思うんですけれども、希望したのに希望した保育所に入れない。そういう事例としてはどういうのがあるんでしょうか。最後にお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　副課長の吉田です。

希望していた方が入れない場合と申しますと、やはり委員さんからおっしゃられたように、上のお子さんと下のお子さんが違う園、そちらについてもそういう場合でも入所をされるかどうか、同じ園でないと入所をされないかどうか、同じ時期じゃないと入所ができないかどうかというような、皆さんの状況をお伺いしております。

やはり保護者の方や、そのお子様の状況を考えても、同じ園というところが最も望ましいというふうには思うのですが、やはりそこが申請の公平性というところで、皆さんの就労状況ですとか、点数により判定をするというふうになりますので、家庭状況というところで、例えば障がいのある方がおうちにいらっしゃるとか、介護の方がいらっしゃるとか、そういう状況というのはやはり点数づけができるのですが、皆さんの具体的といいますか、個人的な状況までは点数化できない状況にありますので、申請の時点で、別々でも入所可能か、一緒でないと入所をしないか。

その場合は、じゃ、どうするかとなりますと、そうなりますと各ご家庭のご対応、例えば上のお子さんでしたら幼稚園という選択肢があったりですとか、じゃ、下のお子さんどうするかとなりますと、１歳からですと一時保育で、おうちの方の就労状況にもよりますが、週３日ぐらいの勤務でありますと、一時保育を使いながらという方も中にはいらっしゃいます。１施設の一時保育が週３日というふうにはなっておりますが、町の中では姫宮保育園さんとみやしろ保育園のほうで一時保育を行っておりますので、両方を掛け持ちながら一時保育を使いながらという方も中にはいらっしゃるような状況と、入所が可能でない場合、一時保育というのもありますということではご案内はさせていただいている状況です。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　それでは、ここで休憩といたします。

休憩　午後　２時１８分

再開　午後　２時３４分

○委員長（土渕保美君）　それでは、再開いたします。

質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。

２点質問させていただきます。

１点目が、決算書108ページから110ページのみんなで子育て！こども未来事業についてです。

説明書では、50ページで、子育て情報サイトのリニューアルを行ったということでアンケートを実施したというふうに説明書のほうに書かれているんですけれども、このアンケート実施の結果を踏まえて、このリニューアルをどのように改善したかということをお聞きいたします。

２点目が、決算書112ページの子ども家庭総合支援事業の委託料のところで、福祉相談支援システムと、あと子どもの見守り強化事業についての内容についてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

みんなで子育て！こども未来事業につきまして回答いたします。

子育て情報サイトのリニューアルにつきまして、アンケート結果ですが、約50件程度の回答をいただいております。

内容としましては、サイトのよいところということで、情報の更新頻度が高い、情報が的確に書かれている、明るく宮代らしいデザイン、子育て情報がまとまっていてみやすいなどの意見がございました。

改善点としましては、支援センターのイベントの写真を見られたらよい、子どもと一緒に行けるカフェなどの情報が欲しい、近隣の小児科の情報が欲しい、習い事などを紹介してほしい、未就学児だけでなくもっと大きい子向けの情報を載せてほしいなどの回答をいただいております。

リニューアルにつきましては、本格的なリニューアルは令和６年度に１年間をかけて実施する予定となっております。こちらにつきましては、サイト全体のワードプレス化を行う予定ですが、先ほどのアンケート結果についていただいた、対象年齢を拡大するなどといった第５次総合計画の居場所づくりのページの作成などを予定しております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

決算書112ページ、説明書ですと146から147ページにかけてです。

委託料のところで、福祉相談支援システム利用料と、子どもの見守り強化事業のところでご説明させていただきます。

福祉相談システムに関しましては、どのようなシステムかといいますと、相談や通告に関する基本の情報ですとか、それに対する支援の方針、それから、支援の経過等の情報を入力していくシステムになります。

現在は、庁舎内部の教育委員会や保健センター、母子保健担当と情報を共有しております。

今後、国のほう、要保護児童対策等情報共有システム、国のシステムに接続させることで、県の児童相談所ですとか、他市町村との情報共有が可能となり、支援の状況をタイムリーに共有したり、ほかの自治体においての過去の対応歴の確認や、転出時の引継ぎを的確かつスムーズに行うことができるようなシステムになっております。

続きまして、子どもの見守り強化事業についてです。

子どもの見守り強化事業については、子どもの養育に関して不安ですとか、心配なことがあるなど、見守りが必要な世帯を対象に、お弁当や食材、生活支援品などを持って定期的に訪問して、子どもや家庭の状況を把握していく、そのような事業になっています。

委託先としましては、お弁当配布と生活支援、２種類ありまして、弁当配布のほうは社会福祉法人宮代町社会福祉協議会に委託をしております。生活支援のほうは、一般社団法人の彩の国子ども・若者支援ネットワーク、通称、アスポートというところに委託をお願いしています。

弁当配布のほうは週１回、生活支援のほうは月一、二回程度の訪問となっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

何点か質問させていただきます。

決算書が108ページ、説明書が140ページのみんなで子育て！こども未来事業で、こちら子育て支援センターの利用者数のところなんですけれども、令和３年、４年、５年とずっと子育てひろばのほうは結構増えてきていて、５年度は多分コロナも緩くなって増えたんだとは思うのですが、こちらの町外から来ている方の人数とかも把握しているのでしょうか。そちらもし分かれば教えてください。

あともう一つ、今の子育て相談の実施のところなんですけれども、育児相談のところは分かるんですけれども、最後のこの子ども家庭相談というのがどういうものか教えてください。

○委員長（土渕保美君）　すみません。

野原さん、ページ数は。

○委員（野原洋子君）　ごめんなさい。説明書の142ページの一番上です。子育て相談の実施のところの子ども家庭相談、一番下のところです。こちらがどういう相談なのか教えてください。

あと、決算書が112ページの子ども家庭総合支援事業の、説明書は146ページ、こちらのヤングケアラーの実態調査なんですけれども、先ほどほかの委員さんからお尋ねもあったんですが、1,500名のうち２名返ってきて、１名は該当せずだったんですが、例えばこれは1,500人にやったときに、必ずしも正直に訴えてこない場合もあるのではないかと思うのですが、そのあたりフォローをどうされているのかお聞きしたいです。

それと、説明書147ページ、一番上の生活支援のところで、４年度６件、５年度６件で件数は同じなんですけれども、家庭訪問の支援がかなり回数が増えているのはどうしてなのか。そちらを教えてください。

あと、147ページ、成果のところで、保育園や学校など訪問し、虐待の未然防止のための情報収集を行うことができたということですが、一体何件ぐらいあって、具体的には言えないかもしれませんが、分かる範囲でどういったことがあったのか教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

みんなで子育て！こども未来事業について回答いたします。

子育て支援センターの利用者数のうち、町外の利用者数につきましてですが、子育て支援センター、子育てひろばにつきましては、町外の利用者1,585名となっております。

子育て支援センターげんきっ子につきましては、町内のみの利用者となっております。

続きまして、子育て相談の実施につきまして回答いたします。

子ども家庭相談につきましてですが、こちら設置規則として、育児相談、乳幼児健全育成相談、子ども家庭相談と分けておりますが、業務内容としましては、子ども及び家庭に係る問題の解決を図るため、多様な要求に対応できる情報提供と指導助言を行うとしておりますが、名称は分けておりますが、特に相談内容を限定するものではなく、相談内容としては、子どもの成長、発達に関することや家族相談、相談者自身のことなど、幅広く相談を受け付けております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

決算書112ページ、説明書146ページから147ページにかけてのところです。

ヤングケアラーの実態調査において、1,500人のところ２名が出てきて、しかし、必ずしも正直に訴えないお子さんがいらっしゃるのではないかというところなんですけれども、そのあたりのフォローにつきましては、まず、調査の実施の方法としては、できるだけ正直に答えていただけるように、まずは無記名でのアンケート実施となっております。なので、できるだけそこの中で正直な答え、回答が返ってくるようなところを調査自体のところとして実施しております。

やはりそれでもというところもあるかとは思うので、学校さんのほうに、こちら子育て支援課のほうで訪問させていただいて、そういったヤングケアラーに思われるような児童がいる場合は、こちらで学校を訪問していったときに、先生のほうから、こういったお子さんがいてちょっと心配な状況がありますですとか、そういったところで情報共有させていただいて、場合によっては、訪問さらに続けて継続的な見守りですとかをお願いしているような状況でございます。

続きまして、子どもの見守り強化事業のほうなんですけれども、生活支援のほうで回数が増えているところでよろしかったですか。

その増えている状況につきましては、生活支援を行っていく中で、電話による相談ですとか、あと、実際に訪問した上で、少し回数を増やしたほうが、定期的な回数増やしたほうがいいのではないかというところで回数を増やしている世帯があったりする。そのような状況で、５年度はこのような増えた数字になっておるところであります。

それから、保育園や学校等を訪問し、そういった虐待の未然防止のため情報収集しているところですけれども、学校さんですとか保育園ですとか、そういったお子さんが通われている施設に関して、年度内に２回ほど、子育て支援課のほう、まず定期的にはそこで訪問させていただいて、その中で学校さんのほうから虐待に関して心配のあるような、おそれのある児童に関しても情報共有させて

いただいておりまして、大体平均になってしまうんですけれども、３名から４名、各施設から出てきたりすることがあります。

その場合は、関係機関ですとか、情報共有させていただいて適切な支援につながるように支援を実施しておるところであります。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。答弁ありがとうございました。

子育て支援センターのほうは、思ったよりは町外少ないのかなと思っていたんですけれども、結構皆さんすごく喜んでいらっしゃるので、増えてきたのはいいことだなと思っております。こちらは再質問ありません。

次の説明書142ページ、子ども家庭相談、そんなに分けているわけではないというお話だったんですけれども、そういいながらも育児相談が105件、乳幼児健全育成相談というのは分かりやすいんですけれども、やっぱり子ども家庭相談52件と育児相談105件と分かれているので、こちらはどういったことで分かれているのか、それを再質問させていただきます。

あと、次、説明書146ページのヤングケアラーの実情なんですけれども、やっぱりその子どもたちが、自分がそのヤングケアラーと呼ばれるものであるという自覚はなかなか持てないと思うので、こちらもその訪問回数増やしているということだったんですけれども、あとは学校や保育園に行っているということもありましたが、結構ご近所とかの情報ってすごく詳しく出ていたりすると思うんです。私も近所の方から言われてシンカンのほうにお願いしたこともあるので、このご近所からの情報って何とか取れるものなのか。それだけお聞きしたいです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査、飛鳥馬です。

子育て相談について回答いたします。

名称として分けさせていただいておりますが、こちら相談員につきましては、育児相談、乳幼児健全育成相談、子ども家庭相談につきましては、毎週、育児相談については同じ職員がおりまして、各子育てひろばについては３名、げんきっ子については１名おります。

相談内容によりましては、継続して相談を行うことがありますので、相談者と相談員の相性というものもございまして、実績としまして、相談が継続して長く行っている場合、実績が多くなっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（清水邦江君）　こども安心担当主幹の清水と申します。

ヤングケアラーの野原委員さんのご質問に回答させていただきたいと思います。

児童虐待もそうなんですけれども、ヤングケアラーについても、学校の先生などはいつもお子さんの身近にいるのでそういったのが気づきやすいので、今まで学校訪問などして、昨年などはちょっとヤングケアラーの疑いがあるお子さんなどがいらっしゃいまして、そういった方については介護保険担当にも、ちょっと祖父母の面倒を見ているというお話があったので、介護保険担当につながせていただいた経緯がございます。

ヤングケアラーにつきましても、今まではご近所の方の通報とか通告、今のところはないんです

けれども、やはり地域の皆様にもそういうヤングケアラーがあるということを知っていただきたいと私たち担当も思っておりますので、今年度は民生委員さんの対象に、10月にヤングケアラー協会の、実際にヤングケアラーを経験された方に来ていただきまして、研修を行う予定でおります。

地域の方にもぜひこういったヤングケアラーという、お子さんがつらい思いをしている方もいらっしゃるかもしれないということを知っていただいて、地域から発見できるようにしていきたいと思っています。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

先ほど子ども家庭相談、相談件数についてちょっと補足というかさせていただきますけれども、なぜ名前が同じ内容なのに違うかというところが一番かと思うんですけれども、これは町が国だったり県だったりから補助を受けるに当たって振り分けられた事業がありまして、そこに形だけではなくて、そこに沿うようにはしていますけれども、やはりこういった名前を分けなければいけなく、また、その実績もそれぞれ数字を分けなければいけないということで、このような名前で行わせていただきます。

ばらつきにつきましては、先ほど飛鳥馬から説明がありましたように、定期的に同じ日、同じ曜日、同じ人でやっているので、それぞれの相談者の方の生活様式だったり、より深く相談ができる関係が築けたとか、そういった差によるものかと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。よろしくお願いします。

決算書20ページになるかと思うんですけれども、説明書ちょっと見当たらなかったので該当するところあれば教えてください。

現在、姫宮保育園とみやしろ保育園で、一時保育を１日2,000円で実施されていると思うんですけれども、この保護者の支払った料金というのはどこに含まれているのかということと、あと、一時保育の利用者数、分かれば教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時５６分

再開　午後　２時５７分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

主幹。

○子育て支援課主幹（伊東文子君）　子育て支援課主幹、伊東です。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

決算書40ページ、一時保育保護者負担金、雑入のところに入っております。一時保育保護者負担金213万1,000円、これがみやしろ保育園分の一時保育の保護者負担金になります。

姫宮保育園の一時保育の保護者負担は、姫宮保育園のほうに直接入りますので、こちらのほうには、町のほうには入っておりません。

令和５年度の一時保育の利用者数ですが、1,053件の利用がありました。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点質問をさせていただきます。

決算書の111、112ページ、説明書は146ページです。

子ども家庭総合支援事業の子どもの見守り強化事業委託料についてお伺いいたします。

こちら前段でもございまして、説明分かったんですが、それ以外のことでお伺いいたします。

この表がございます。表になると147ページになるんですが、この見守りの件数を見ると、継続して行われているのかなという状況が分かります。その中で、子どもということなんで18歳までということなんですが、例えばその18歳を超えてしまうと、こういう対象外になってしまうのかということを一度ご質問いたします。

２点目が、決算書の109、110ページ、説明書が144ページになります。

緊急サポート運営事業について、この緊急サポート事業委託料についてお伺いいたします。

144ページ、説明書の表にもございます緊急サポート活動状況の中から、この宿泊というところについてご説明をお願いいたします。

最後に３点目が、111、112ページ、産前産後家事・育児サービス利用支援事業についてでございます。

こちらも前段でございましたのでいろいろ分かりました。説明書が147ページなんですが、この147ページの主な実施内容のちょっと文の中から、令和５年10月１日から始めて、妊娠中から産後１年未満となっております。

令和５年度の途中からということだったんですが、この１年未満というところの基準にした理由というか、一番１年未満が大変だというのは分かるんですが、その後、１歳になっても大変ですし、あとはお母さんが、保護者の方が病気になったときなどとかもいろいろあると思うんで、これに限定された理由というか、それで実施されてみた状況などお伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

委員ご質問の決算書112ページ、それから、説明書の146から147にかけて、見守り強化事業の年齢のところなんですけれども、児童が18歳までとなっていますので、18歳を誕生日迎えたその年度の末まで、３月までが対象、そこで終わりになります。

それは以上です。

続きまして、決算書110ページ、説明書のほうが144ページになります緊急サポート運営事業です。

緊急サポート活動状況のところの宿泊に関するところですけれども、緊急サポートセンターのほうでは、宿泊を伴う子どもの預かりを実施しておりますが、宿泊を伴う保育は１泊１万円で実施をしております。今のところ、そこへの利用がない状況となっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

産前産後家事・育児サービス利用支援事業につきまして回答いたします。

利用対象が妊娠中から産後１年未満と設定した理由ですが、こちら要綱を作成するに当たりまして先進事例等を参考にしておりまして、近隣市町

の多くが対象となる者が妊娠中、または、産後３か月から１年未満が最も多かったことから、こちらに設定しております。

２歳、３歳となっても育児は大変だということですが、今、申請いただいている実績としましては、一時保育が多くなっておりまして、こちらはご兄弟、上のお子様を一時保育として保育園に預けたりということが大変多くなっておりますので、そちらで対応させていただいております。

今後の補助内容につきましては、利用実績や対象者の方の要望を伺いながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

加えて説明させていただきます。

産前産後サービス利用の補助について、１年未満の件ですけれども、こちらにつきましては先進事例もありますけれども、それも踏まえて当然検討しまして、妊娠されてから特に１歳未満、実際、保育園でいえば６か月から入れるところありますけれども、報道でも最近多く出ていますように、特に、出産直前と出産直後が特にいろいろ使えるサービスというのがなくて、出産されたお母さんが孤独になることが多い。それで産後鬱とかもよく問題になっていますけれども、その辺の、公的に広く全国的に一律で埋めるサービスというものがないので、そこについては特に結果として一時保育が件数が多くなっているから見ても分かりますように、その辺のフォローを町独自でやっていきたいなということで、１歳未満とさせていただいています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

ご説明いただきまして分かりました。

まず、１点目から再質問をさせていただきます。

年齢とその基準というのも承知をいたしました。

こちらの147ページの中段に、また成果ということで保育園や学校等に訪問して情報を集めて、このサービス、支援につなげたというところだったんですが、その中で、今、割と問題になっている保育園でのいじめというか、低年齢化しておりまして、そういった問題行動が見られることは、家庭の状況にも影響があってのそういうことということもあるんですが、例えばあざがあったりとか、そういうことでの見つけるというところもあるんですけれども、また違う視点で、その子の行動とかで、もしかしたら困っているような状況だったり、家庭の中で、それをそういった保育園などで、その子がまたほかの子にしてしまうというか、そういうことも踏まえているのかというところをひとつご質問いたします。

それから、２点目の緊急サポートについては、内容は承知をいたしました。

こちらまた説明書のほうに、144ページのこの事業概要の中にも、保護者の方がやはり体調不良でというところで、誰も見てくれる人がいないときにすごく困ったというお話があって、こういった緊急サポートもあるんですが、その使える、またこちらの基準というか、それについてもこの宿泊する場所だったり、受け入れられるその子どもだったりというところがどうなっているのか。それで、またそれをどういうふうに周知をしているのかというところをお伺いいたします。

〔「金子委員、スマホを使わないように」と言う人あり〕

○委員（塚村香織君）　３点目の産前産後に関して

は、詳しくご説明をいただきまして分かりました。一番大変だと、そのとき、その産前産後本当に大変だと思います。

あと、もう一つ、前の質問にもつながるんですけれども、やはりお母さんが病気になったときというのは、一番いろんなところに影響が、家庭の中に影響が出てしまって、やはり収入の面でもきつかったりもする部分があると思うので、今後、対象年齢とかの拡充も検討するということだったんですが、そういう本当に困っているという部分でのこの支援、お金としての補助というのがあればいいなと思うんですが、そこをもう一度お願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（清水邦江君）　こども安心担当主幹の清水と申します。

塚村委員さんの再質問について回答させていただきたいと思います。

まずは、説明書の146ページ、決算書の112ページの子ども家庭総合支援事業の中の保育園の訪問とかの中で聞き取りの内容について回答させていただきます。

やはりもちろんあざがあるとか、そういった虐待に関してのそういった状況ももちろん把握はさせていただいておりますが、そのほかに家庭の環境とか、やはりちょっとひとり親であったりとか、ちょっと夜、どうしても保護者の方がお仕事で、ちょっと夜いない状況だったりとか、そういった心配なお話が聞かれた場合もございます。

そういった場合は、そうならないように保護者の方と私も直接面談をさせていただいたこともございますし、場合によっては、保健センターとか、児童相談所とか、そういった関係機関につないで情報共有をさせていただいて、見守りや支援を行っている状況でございます。

２点目なんですけれども、説明書の144ページ、決算書の110ページの緊急サポートの関係の再質問について回答させていただきます。

やはり保護者の方が病気の場合、今まで宿泊の例はないんですけれども、やはり産後とか、お母さんのメンタルが不安定でちょっとどうしてもお子さんの面倒が見られないよという案件がございました。

そのようなときは、保健師や、私たちのこども安心担当ですぐ家庭訪問させていただきまして、緊急サポート、もうすぐその日に申し込んで、やってくださる方がいればすぐ面倒見てくださりますので、そういった、宿泊はないですけれども、その日の宿泊を伴わないサービスは今まで事例がございます。

あと、周知方法なんですけれども、先ほど話にもありましたように、保育園とか学童保育所の入所の申込みに周知させていただくとともに、あとは、イベントなどが、こどもまつりというイベントが年に１回ございまして、そちらのほうでも周知のブースを設けて、そちらで周知をさせていただきたいと思っております。

また、保健センターに、私たち子育て支援課も健診のほうに参加するようになりました。そちらでファミリーサポートや緊急サポートについても、こういったサービスがあるよということを、なかなかお母さんの中でも知らない、まだまだ知らないというお母様がいらっしゃいますので、困ったときはこういったサービスを使えますよということを保護者の方にご案内させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

産前産後家事・育児サービス利用支援事業につきまして回答いたします。

こちら補助の拡充などにつきましては、近隣市町におきましては、金額や支給期間だけでなく、第１子であるか、第２子であるか等によりまして利用の制限も変わってきております。

宮代町の補助内容としましては、特定の事業者に絞らないという点が、ほかの市町村と異なっている点だと思います。

こちら事業者を絞らないメリットとしては、ふだん利用している業者など、使い慣れているところを利用できることや、自由に選択できること、里帰り出産などの場合、町外の業者であっても可能なことがメリットとして挙げられると思います。

拡充につきましても、対象者の方の要望を伺いながら検討していきたいと考えます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（清水邦江君）　こども安心担当主幹の清水と申します。

先ほどの塚村委員さんの再質問、ちょっと回答が漏れていることが２点ございました。

緊急サポートの場所なんですけれども、それはお話合いによって、提供会員さんのご自宅、もしくは利用会員さんのご自宅、お話合いの上、決めていただくようになります。

利用基準なんですけれども、生後１か月から小学校６年生のお子さんまで利用できることになっております。

以上になります。失礼いたしました。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

産前産後家事・育児サービス利用支援事業の拡充の件について、加えてまたご説明しますけれども、拡充につきましては、この制度そのものが、先ほど飛鳥馬からも説明がありましたように、宮代の場合は事業者を決めないで広く使えるサービス、かつ、所得制限などがなく、皆さんが使えるサービスとして広く、特にお母さん、産前産後のお母さんの孤独をなくそうということで、そちらの主な目的としてできた事業でして、いざ拡充となって考えた場合、今現状ですけれども、今も話ししたように、所得制限であったり、このサービスそのものが金銭を最終的には補助させていただくものなので、それについては、言ってしまえばこの金額がひとしく平等というか、公平かどうか考えると、金銭的なものはかなり余裕な方もあれば、この金銭がとても大切だという方もいらっしゃいます。

それを含めて、やっぱりもともとの目的の孤独の解消から考えたとすると、もしかするとこの制度の対象年齢を引き上げる、延ばすというのではなくて、また、さらに１歳を超えたお母さんにつきましては、別のソフト面での補助だとか、支援だとか、そういったものも検討していかなきゃいけないかなと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

丁寧にご説明をいただきまして、分かりました。

１点だけ、２点目の緊急サポートに関してなんですけれども、やはり先ほど６年生までということだったので、小学生の、なかなか保健センターってもう行かなくなったりとかもしますので、小

学生のお母さんも結構困った場合もちょっとあったということ聞いておりますので、知らなかったというところで周知を小学生まで広げていただければと思います。これは要望で終わりにいたします。ありがとうございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

前段の委員の方たちの答弁でほとんど分かりましたので、１点だけ質問させていただきます。

決算書が108ページ、こども医療費支給事業になります。

説明書のほうが139、140ページになるわけなんですけれども、直接には決算にはなれないんですが、今年度、こども医療費が拡充されたということで、令和４年度のときには入院のほうが18歳まで拡充していただきまして、本当にすばらしかったんですけれども、今年度から18歳までの通院も支給されるということになりました。本当にありがたいことなんですけれども、ただ、それを考えていただいたのは令和５年度だったわけなのでちょっとお聞きしたいんですけれども、この拡充、大変なことだったと思うんです。よく英断されたなと思うんですが、この決め手となったのはどういうところであるかということをお伺いたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

こども医療費支給事業につきまして回答いたします。

令和６年４月より入院、通院ともに18歳に拡大した理由としましては、昨年10月、埼玉県より子育て支援の拡充を前提としまして、乳幼児医療費支給事業の補助対象を、小学３年生までの通院と中学３年生までの入院に拡大する意向が示されました。

当町におきましては、これまでこども医療費の助成対象を中学３年生までの通院と、18歳到達年度末までの入院としており、県の補助対象外のこども医療費につきましては、町独自の財源により運営を行っていましたが、県補助拡大に伴いまして、県から町への補助も増額されることを踏まえまして、令和６年度からこども医療費における通院の助成対象を、入院と同じ18歳到達年度末まで引き上げ、子育て支援の充実を図ることとなりました。

また、４月に開始する理由として、中学３年生から新高校生に上がる方につきましては、医療費の助成に切れ目がないことなども含めまして、制度の拡大となりました。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　県の補助はあったんですけれども、その県の補助よりも、拡大したことによって医療費が相当長く上がるということがありましたので、やはり決断するには大変だったと思うんです。本当に近隣市町の議員からも、宮代町すごいねって褒められるということもありまして、やっぱりうらやましがられる。本当ありがたいなと思いますので、今後も、やはり予算とか大変だと思うんですけれども、やはりしっかりと必要なものには拡充していくという姿勢をこれからも続けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

１点お願いいたします。

学童保育所運営事業、説明書の137ページです。

指定管理者のアンフィニついて伺いたいと思います。

指定管理になってから１回ではなく２回ということでやってきておりますが、私も含めて、ほかの議員なども、働いている指導員からの相談が結構多い。本来だったら指定管理の中で解決することが、結構私たちに相談があるんですが、それはやっぱり指定管理の中の民間会社なので、その中でするべきことだと思うんですが、それの信頼関係です。会社と指導員の信頼関係というのがどうなっているのか。結局はそれで学童に通っている子どもたちにも影響があるので、その辺どう考えるのかお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　子育て支援課長の柴﨑です。

学童保育所の指導員から指示系統、そういった体制ということでのご質問にお答えをさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、確かに私も４月からではありますが、学童保育所の指導員から直接町への連絡ですとか、議員さんに連絡というのはあるということは聞き及んでおります。

確かに、指定管理者の中で指導員が働きやすい、もちろんそこは一番大切にしなければいけないことで、その働きやすい環境が、やはり子どもへの影響というところは大きいものだと認識はしているところでございます。

そういった中で私どももそのようなことを踏まえまして、アンフィニのほうと、指定管理者のほうと直接お話をさせていただいて、改善を図っているところでございます。

会社のほうと私どもとの連携体制というところも、もしかしたら今まで足りなかった点もあったのかとは思いますので、その点も踏まえて密に、今、連絡を取り合いながら、どういった体制で、アンフィニとしても、会社としてもどのような体制を取れているのかというところと、私どもとやれるところというものがあるのかどうかというところも探りながら、今後、指定管理者としてしっかりと業務のほうしていただきたいということでも要望させていただいております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

今、課長の答弁で分かりました。

それで、指導員さんは本当に夏休み、冬休み、春休みと、ふだんの勤務が全然違うということで、人も集まらない。そして、やはり仕事の内容も結構負担が大きい。学校は先生の結構クラスをまとめる中でいて、家庭は家庭ですごくゆったりするんだけれども、その間の子どもたちもすごく自由になっているところを指導してくださる人たちの負担も大きいということで、やはりちょっと指導員さんになってもすぐ辞めてしまったり、それがちょっと管理職だったりということがあるので、その辺の働き方、ちょっとその辺も考えていただきたいなって、指定管理を出している企業に対して、町としてもそういうところもやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　子育て支援課長の柴﨑です。

働く側の体制というか待遇というところのご質問でございますが、委員おっしゃるとおり、働く側の、先ほども申しましたけれども、やっぱり待

遇といいますか、働く環境というんでしょうか、そういったものがきちんと整えられているというところが、やはり私どもとしては、子どもへの影響というか、質のいい保育というものを提供したいということが第一ありますので、その保育を、高い、今レベルであるかとは思うんですけれども、そのレベルをずっと維持しながら、さらに飛躍できて、子どもがそこに安心で、安全でいられる。そして、保護者にとっても、安心してそこを、学童保育を利用できるというところが大前提かと思っております。

働く側の、集まらないというところも指定管理者のほうから聞いておりまして、やはりそこの待遇については、やはり改善をしているというところでは聞いております。そこについても確認を、待遇についても改善を図るということでは、確認は取っております。

そういった中で今年度も指定管理、お願いしているところではありますが、やはり職員との風通しのよさというんでしょうか、その表現が合っているか分からないんですが、やはり職員と本部側というんですか、会社の運営側ですとか、そういったところの風通しのいいような状況で業務を進めてほしいということでは何度も要望はしておりますので、そこは町としてもきちんと指定管理の状況を確認しながら、業務を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員は終わっていますので。

○委員（佐藤将行君）　終わっていませんよ。終わっていませんって。保育園が来る前の部分が終わっているだけであって、それ以外は後って言ったでしょうが。

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で子育て支援課の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時２８分

再開　午後　３時３１分

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第３８号の審査（健康介護課）

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、健康介護課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○健康介護課長（草野公浩君）　こんにちは、健康介護課でございます。

それで、まず最初に皆さんにご連絡なんですけれども、保健センターでやっております母子保健事業なんですけれども、令和６年度からこども家庭センターのほうに所管替えとなりました。

本来であれば子育て支援課のほうの説明になるかと思うんですが、一応、令和５年度の決算については健康介護課のほうで質疑、応答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、職員の紹介させていただきます。

私、健康介護課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いします。

○健康介護課主幹（山内一生君）　保健センター健康増進担当の主幹の山内です。よろしくお願いします。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　皆さん、こんにちは。健康介護課主幹の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　こんにちは。健康介護課高齢者支援担当主幹の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　同じく健康介護課介護保険担当の主査の飯尾と申します。よろしくお願いします。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　こんにちは。健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出一括して質疑をお受けします。ただし、特別会計は入りませんので、ご注意ください。

質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　私は、丸藤です。

２点だけお願いしたいんですが、決算書102ページ、避難行動要支援者支援事業です。

説明書については156ページであるんですけれども、これについては私も一般質問等々で質問しているんですが、これはやはり何とかしなければいけないと。ただ言っていればいいわけではありません。本当に実際、いざというときに本当に助けなくちゃいけないし、今の町の体制からいって、町だけで決してできないというふうに思っていますので、そういう立場からもずっとこれはこれまでも提案したり、求めてまいりました。

これについてですが、もう少し町としての実態、特に対象者数、それから情報提供同意者数、減っているんですけれどもこのあたり。

あと説明でも書いてあるんですけれども、同意者内訳として１人で複数該当する場合があり、情報提供同意者数と一致しないというふうに書いてあるんですけれども、これについての説明についてもお願いしたいと思います。

それから、決算書125、126ページの予防費の関係です。

特に、不用額が多くなっています。これについては、コロナウイルス感染症のワクチン接種が見込みよりも早く終了したこと。あと、集団接種による会計年度任用職員の報酬、あるいは、会場運営費を含めて多く執行残が残りました。

これについてと、あとの執行残についてどういうふうな不用額の内容になっているのか、その点お伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　健康介護課主幹、鈴木でございます。

まず、私のほうから説明書にございます避難行動要支援者支援制度に対するご質問の回答をさせていただきます。

まず、令和５年度に若干対象者が減っているというところのくだりでございます。

こちらは、毎年同じ条件を基に対象者を抽出しておりますので、細かい解析まではしておりませんが自然減であるのかなというふうに考えておりますので、たまたま若干、ちょっと減っていると、20人弱ぐらい減っているという状況でございます。

それから、提出する者、同意をした者と提出者が一致しないというところのくだりでございますけれども、こちらは従来の制度、つまり法改正がある前に従前からこの避難行動の名簿に登載されている方と、そういう方が要介護認定を受けるとかいうこともございますので、同じ人間が違う条

件にそれぞれ該当するということが多々出てまいります。したがいまして、１人で複数該当するものもあるので、総合計と実人数が合わないというところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　健康増進担当、主幹の山内です。

予防費の不用額でございますが、委員さんおっしゃられたように、基本的にはコロナの接種にかかる費用、これは予算をつくるときに基本的には100％の皆さんが受けられるような体制を取らないといけないので、そういう意味で予算は多く計上してあります。その中で今、丸藤委員さんにもありましたけれども、やはり接種率から考えると余る分が必ずできてしまいまして、先ほどおっしゃったように、看護師さんを雇っていた、会計年度任用職員の報酬であったりとか、共済費であったり、あとは郵便料の役務費、あとは工事請負費であったり、あとは先ほどもあったように接種会場の設営、運営、これは執行率は低くないんですけれども、もともとの額が大きいので余っている額が多いということで、今回不用額としては多く出ているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　主幹の山内です。

そのほかには、予防費でございますと、予防接種、お子様とか、あとは高齢者インフル等の予防接種につきましても、やはり不用額が出ております。

大きな予防費の不用額といたしましては、その委託料、ワクチン予防接種関係の委託料が不用額として出ているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは再質問いたします。

１点目の決算書102ページの避難行動要支援者支援事業です。

冒頭にも言いましたように、内容については分かるんですが、じゃどうしたらいいのかということがやはりあると思うんですね。ほかの議員さんもご承知のように、自治会の加入率も非常に悪いというような状況で、本当に皆さんも心配していると思うんです。先ほど言ったように、じゃ町だけでもできないと、じゃどうするのかということなんですけれども、これは最近のニュースで、品川区だったかな、世田谷区、ちょっと東京のほうです。都心ではやはりこういった避難行動要支援者に対して、直接区のほうで電話して、どうですか、助けを求めたりしているというのが分かったんですね。

ですから、これまでは確かに自治会、自主防災への支援要請も非常に大きいところがあったんですけれども、私はこのニュースを聞いて、やはりやることをやらないと助かる命も助からないということになってはいけないと思うので、これはこれとして引き続き努力はするんですけれども、幾ら義務とはいえね、努力はするんですけれども、町としてもいろんな全国的な知恵もアンテナを高くして、どうすればいいのかということをぜひ研究していただきたい。

そういう意味では、私は言ったような事例もあるようなんで、そういう点では町としてやれることがあると思うんですけれども、それについて現時点で考えていること、進めなければいけないこと、それらについてやはり決算ですので次年度にやはりそういうことを積み上げていかなければい

けないと思いますので、その点もう一度お伺いしたいと思います。その点だけ。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

ただいまの再質問につきましてお答えをいたします。

委員のおっしゃるとおり、これまで町は、消防計画にあるところではあるんですが、自主防災組織の方のみに説明会を行ってこの制度を進めてまいりました。ただ、その結果、まだ半数近い地区において計画が進んでいない、こういう実態が見えてまいりました。

いろんな話を聞きますと、防災組織そのものがもう成り立たなくなってきていると、これはマンパワーの問題が一番大きいんですけれども、何よりも負担が重いということをおっしゃる自主防災組織がかなりあったということを踏まえまして、今年度からなんですけれども、地域で支えようということで自主防災組織のほかに地元の自治会、それから民生委員、児童委員の皆様にもお声をかけさせていただいて、今月の終わりにやるんですけれども、合同説明会を行います。この合同説明会において、従来からやっているもちろん説明も行うんですけれども、協働して地域で支えようという方向にシフトしていくというふうにかじを切ろうと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再々質問というわけではありませんけれども、今の答弁は一般質問の中でもお聞きしました。私は、これからはもう一つとして、やはり一番安全なのは、これは当たり前なんですけれども、隣近所なんですね。特に今、予想されない災害が多くなっています。ですから余計言い訳ができなくなっていますので、先ほど自治会等との話も出ましたが、やはりそういう方がいるところについては本当に隣近所の方の助け、今垂直に高いところに上がっていかなければいけないし、そういう意味ではそういうのも本当に必要なのかなというふうに思いますが、そういう点での、何ていうんですかね、周知を図っていくというのも大事なのかなというふうに思うんですけれども、そういう点ではどうでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

ご指摘のとおり、これは本当に隣近所、地元の助け合いが本当に大事な部分でございます。ですので、これからも引き続き、町としましては、この制度の周知はもちろんのこと、大事さ、この本当に必要性を常に訴えていくしかないというところで、今はなかなかそれ以上新しい案が出てこないんですけれども、とにかく制度を知ってもらうこと、そして周りの人の協力というか気持ちの部分でもこの制度の大事さを知ってもらって、私が助けるというような気持ちをつくり上げていく、そういう雰囲気づくりも大事かなと思いますので、なるべく地域に出て、いろんなところで顔を出してこの制度を説明していく、そういうところに尽きるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時４９分

再開　午後　４時０３分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、健康介護課の質疑を行います。

質疑はありますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

課長以下よろしくお願いいたします。

また、委員長は公平性をちゃんと保って議事運営してください。

まず、決算書の102ページの長寿生きがい支援事業のところで、17のところに備品購入費、集音イヤホン購入費と８万9,760円と９万有余とありますけれども、これ全然どういうものなのかなと、申し訳ないですが勉強不足で分からないのでこれ教えていただきたいと思います。

長寿生きがいのところのこのページ、同じ102ページで、次のページにまたがっちゃいますけれども、高齢者生活支援事業というのが一番下にありまして、次のページになってありがとう券の郵送料とかありがとう券作成業務委託料、もうこれだけで何か3,800万ぐらいになっているんですけれども、これが一部は説明書のほう拝読いたしますと、158ページなんだと思いますけれども、高齢者生活支援事業のこれ国庫のほうがほとんど出ていて、それでも400万以上一般財源出ていますけれども、ここのところの２種類と先ほどちょっと休憩中にお尋ねしたら伺いましたけれども、そこのところもうちょっと細かく説明をしていただきたいと思います。

説明書のほうで、前のページに戻り恐縮ですけれども、157ページに敬老祝い品（商品券）の贈呈というのがございます。

これ僕は当選前の町民のときから何度か申し上げているんですけれども、これ毎年どんどんと、ちょっと今日シミュレーションしたの持ってこなかったんですけれども、増えていくわけなんですけれども、もうちょっとこう、確かにこれもらうほうはうれしいかもしれませんけれども、これが300万、500万、600万、どんどん一定のところまでは増えていく。亡くなる方もいますけれども、ここのところにそこまで使うのが果たしてどうなのかという検討が、毎年、窓口に聞いたりとかしても行われていないというような。要は前例主義にのっとってというか、それでやられているように思えるところが多々あるものですから、ここについてのご説明をお願いいたします。このままだと毎年、ベビーブーマーとか、前期ベビーブーマーとかも本当増えておりますので、そこの説明をお願いいたします。

次に、説明書の159ですね。真ん中の献血推進事業というものがございます。

あまり、昨年度は春、冬とやって順に減っていますと、ちょっと日工大の若い子が多いからというのもありますけれども、これ恐らく役場ではやってはいるけれども、役場の職員だけではなくてこの近隣の人も参加できるのかなと勝手に思っているので、そこのところ、町内各会場となっておりますから、できるのかなと思っておりますけれども、そこのご説明をお願いいたします。

血液というのは、工場でつくれるものでもなくて、私も残念ながらいろいろ薬飲んでいるので138回やったところで赤十字からストップかけられたので、お願いいたします。

次に、保健センターのその上に、施設改修等というのがございます。

こういうふうに金額があるときに、できればほ

かのところもそうですけれども、２つ下の表もそうですけれども、合計金額を書いておいていただければ、まず前提として見やすいと思いますので、今後よろしくお願いいたします。

それを踏まえまして、保健センターの施設改修等、これは、これまでどれくらい、令和５年度につきましては1,367万というふうな形で決算出ておりますけれども、これまでどのような形になっているのかと、どれくらい費用対効果の部分もありますけれども、なったのかが気になったのでお願いいたします。

次に、決算書で102ページの下から９、10行目当たりですか、助成事業一応出ていますけれども、これ43ページに説明書では出ていると思います。

これもともと企画財政課から所管が移った事業というのは承知しておりますけれども、これを見ると、ちょっと僕の勘違いだったらごめんなさい。

令和５年度の事業実績、成果というところ見ますと、そこの下から２行目です。地域公共交通会議においては利用者アンケートの結果報告云々とありますけれども、これは、その前のときの企画財政課のとき、要するに地域公共交通会議が今どこに所属しているのかというところが、企画財政課のままなのか、それともこれも含めて、これ企画財政課なのかな、健康介護課のほうにこれも移ったのかというところがまず１つあります。

それに伴いまして、これは企画財政課のほうでもお尋ねしたところではあるのですが、高齢者等のタクシー助成というのが健康介護課のほうに移って、企画財政課のときと違い、バスの補完だけではなくて、生活のほうの病院行ったりとかその辺の買物とかの補完というふうに変わったというのは伺っておりますが、このように発行しているのが登録者数2,458名というのが、これまでとどのように変わっていったのか、また、今回のこの決算と予算の金額の乖離がありますもので、これは想定内であったのか、想定外であったのかというところ、見込みどおりだなというんであれば別にそれは構わないんですけれども、そこがちょっと分からないのでお尋ねしたいと思います。

以上で結構です。お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　質問した後に解説を入れるのはやめてほしいと思います。何を質問しているのかが分からなくなるのと、無駄な時間になりますので、それと、できればこの順序がすごいばらばらで分かりづらいので、ページが若いところから進めていただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁お願いします。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

決算書102ページにございますところからご説明してまいります。

まず初めに、長寿生きがい事業の17備品購入費８万9,760円についてご説明をというところのくだりでございます。

こちらは、骨伝導の補聴器でございます。こちらは、今年の冬場に業者に発注をしまして、３課分、うちの健康介護課と住民課、それから福祉課用として各課１個ずつ配置できるような形で購入したものでございます。現在も置かれている状況でございます。

それから、決算書104ページでございます。上のほうから数えて７行目ぐらいですね。大変失礼しました、６行目ですね、ありがとう券作成業務委託料3,492万790円のところのお話でございます。

こちらは、単年の事業でございまして、高齢者の物価高騰対策として昨年１年間だけ行った施策でございます。これは国のほうから補助金が出て

実施しているものではあるんですけれども、対象者65歳以上の方全ての方に3,000円分の商品券を発行したものでございます。こちらは、大量の商品券発行ということもありますので、宮代町の商工会に全てを委託しました。作成から封入、封緘まで全て委託しているので、需要費ではなく委託料で計上しているところでございます。

それから３つ目ですね。説明書のほうになるんですが、157ページでございます。

敬老祝い金のところのお話で、近年対象者が増え続けていると、このままですと予算がたくさんかかってしまうという懸念も含めてのご質問かと思うんですけれども、現在のところ77歳に当たる方がちょうど第一次ベビーブーム世代の方々がちょうど77歳前後に今当たっているところなんですね。ですので、少なくともあと二、三年は増加傾向にあるというふうにこちらでは考えておるところでございます。

総額でいきますとかなり大きい金額ではあるんですけれども、これはお祝いという形でございます。あくまでもこれは町からお祝いという形で支給しているものですから、できれば世代間で金額が変わるというようなことはなるべく避けたいなというのが担当の思いではあるんですけれども、なかなか金額等の変更というのは、現在のところは考えていないところでございますが、少なくともここ数年はまだもうちょっと増え続けるという見込みで考えております。

それから、決算書に戻りますが102ページの下のほう、高齢者等タクシー助成事業についてのくだりでございます。

こちらは、まずアンケートを実施した令和４年度の終わりに企画財政課のほうでアンケートを取りました。これを踏まえて健康介護課が令和５年度から引き継いでいるところでございます。これは委員のおっしゃるとおりでございます。

地域交通会議はどこに今所管しているのかというご質問でございますが、こちらの健康介護課ではこの会議は引き継いでおりませんので、ということは恐らく企画財政課のほうでこの業務が残っているものというふうに推察されます。

それから、このくだりで続きでございますけれども、もともとこの事業がバスの補完という形で始まった事業で、現在2,400人程度いるというところでございますけれども、こちらは、先日の一般質問の答弁でも課長のほうで回答していますけれども、こちらはもう一律高齢者の施策という形で、若干目的が変わってきているのも事実でございます。同じ条件でもって補助をすると、場所によって差をつけるということではなくて、もう同じ条件で補助するという形で対応しているところでございます。

最後になりますが、このタクシー券の予算と決算に乖離があるよというご指摘でございます。

これは、実は昨年の、ちょうど１年前になるんですけれども、９月の議会のときに、このままでは委託料が足らないということで大幅に予算の増をさせていただきました。これは予想以上に全般戦に使われる方が多かったんです。助成券を年間分お渡しするんですけれども、始めの数か月でものすごい量の使用がありまして、ハイペースで使用されておったんですね。このままいきますと、確実に予算が足らなくなるということが分かっておりましたので、若干多めに見積りをしまして、議会に承認を得まして増額補正をした。

ところが、下半期になりましたら、急激に使用が落ちまして、全般戦の勢いの半分ぐらいの使用にとどまってしまいまして、あまりにもちょっとこの差が出てしまったんですね。こちらの見込みも甘かったというところもそのとおりではあるん

ですけれども、足らなくなるよりはということでちょっと多めに昨年増やしまして、結果、使う人が少なくて思いっ切り余ってしまったというのが実態でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　健康増進担当、主幹の山内です。

説明書159ページの献血についてでございます。

役場で献血実施させていただくわけなんですけれども、もちろん役場以外の住民の方の参加ももちろん大歓迎でございます。もちろん広報にも、あとホームページ、あとＬＩＮＥも出させていただいて周知しておりますし、あとまた今年の10月からは、今まで受付場所外だったんですけれども、税務課の前のスペースの中にするので天候に左右されないというのと、あとは庁舎にいる来庁者の方にお声がけしやすいような感じになるのかなと。議員おっしゃるように血液が少なくなっているのは事実なので、そういうような形で少しでも増えていければなと思っております。

続きまして、同じく159ページの保健センターの施設修繕等なんですけれども、今までのということで一応平成26年ぐらいから取っているんですけれども、あまりにもいっぱいなので、一応令和２年から令和５年のまず修繕に関しては、およそ255万の修繕をかけておりまして、あと改修、工事ですね、今回スロープとかやりましたけれども、そういう費用が454万9,600円。

これは、例えばその改修のほうは、コロナが始まったときに自動水洗にした費用とか、なのであれは恐らく交付金のほうで頂いていて、その他の修繕は、もちろん委託して定期点検していてここが駄目ですよとかそういう中で修理しているものでございます。何と言っても昭和60年に保健センターできたもので、ご存じのとおり古いので、いろいろ修理していかないといけないところがあるので、毎年それなりの修繕はやはり町民の方が使えるようにするためには必要なのかなと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

どうもありがとうございました。

分かりやすかったところからもう終わらせていっちゃいましょう。

集音イヤホン、これ骨伝導ということで、まず内容は分かりました。

これは、各課、３つの課にわたって配置しているというお話をいただきましたが、これは試してみたりとかするために各課に、この３つの課に置いてあるのかどうか、ちょっと１個ずつ置いてあるという理由というのをお聞きしたいと思います。

次に、先ほどのありがとう商品券の関係の委託料が65歳以上全ての人に3,000円で単年度の事業で商工会へ委託料というところは、流れは分かりましたが、それが適切かどうかというところはちょっと分かりません。

敬老祝い品157ページですね、これは。ちょうど77歳が前期のベビーブーマーの方は、ちょうど77歳とおっしゃっていまして、この11年後に88歳の米寿になって、このときは金額も倍になる。そのときに、半分に、変な話ですけれども、人口というか、88歳の方がなっていれば金額的には変わらないんですけれども、恐らくもっと増えるのではないかなと思いますし、数年でというところがちょっと分かりづらいところがありますが、そもそもこの77、88、99、100、101と５段階に分かれていますけれども、もっと簡素化してやるということも、裕福な町ではありませんので、その分をほかに、特に若い世帯とか勤労世帯が入ってくる

ことによって財源ができる、それでいろんな福祉のほうもやっていくということもやらないと、打ち出の小槌があるわけでもないので、前例踏襲ではなく、そういったところも考えていただきたいと思います。

また、次のページになりますが、158ページの先ほどありましたありがとう商品券の配布の件、さっきとまた戻りますけれども、ここを読むと、年金生活者を中心としたというふうになっているんですけれども、先ほどのだと何か65歳以上全てとなっているのとちょっと整合性が取れないところはあるので、ここもう一度ちょっとご説明いただきたいと思います。

また、この町内対象者１万1,269名というところは65歳以上だったらそうなのかもしれないなぐらいには思うんですけれども、年金生活者を中心としたというところとの整合性が取れないので、ここのご説明をお願いいたします。

タクシーの件ですね、決算書102ページですね。43ページの説明書に戻らせていただきます。

これは、このタクシー助成制度、さっきちょっと短期記憶悪いものですから、頭悪くて申し訳ございませんが、このタクシー助成制度の宮代型デマンド事業での助成券、利用券といいますか、これとほかの制度の券というのは色が違ったりとかして、要するに後から確認できるのかというところもありますし、また、５年度の前半でばーっと使う人が多かったという話はそれの根拠になるかどうかは分かりませんが、僕が聞いたのでは、結構飲みに行って夜中に使ったりとかといろいろお聞きしておりますが、制度上それが駄目となっているわけではないのでそれが違法だとかそういうことを言うわけではありませんが、限られた予算でもともとバスの補完、今は買物とか通院というふうにそういった目的のためにこのような宮代型デマンド交通事業というのを行い多額の税金を投入しているという観点からいくと、例えばですけれどもこれ、企画財政課に所管されているときにも申し上げていたんですけれども、例えば、バスの運行時間だけでしか使えないとか、例えば８時からせいぜい19時まで使える券ですよというふうにやることによって、もうそれまでに通院なんて終わっていますし、買物は幸い６％低いものですから、できる限り、確かに便利な、不便な方に使える制度ではある。でも無制限ではないよというところで、そこで歯止めをかけるというふうにしていかないと、人にあげてとかというのも聞いてはいますけれども、とにかく11時、12時とかそういうふうに飲み会の帰りとかで使うというのは、これは想定されていないでしょうというところが、そういうところにまで税金をつぎ込むのはどうなのかという人もいますので、それだったら、迎車料金のほうを出してくれという人は実際にいますので、もう一度そこのところを考えた上でやっていただきたいと。

５年度の決算は確かに前半でばーっと使われて、追加というのは、ちょっと追加のほう僕傍聴していなかったのか、していて忘れたのか申し訳ございません、分かりませんが、足りなくならないようにということでやられたというのは、山内さんのそれは非常によくありがたいなと思いますけれども、もう一度前年と同じというのではなくて、きちんと本当に必要な人、特に今回の制度になってからは趣旨からは外れているかもしれません、目的からは外れているかもしれませんけれども、特に高齢者でかつバスが通っていないような方たちの買物とか通院に資するような使い方が中心になるような制度になるようにということを考えていただきたいと思います。これは、それをそういうふうに考えるかどうかというのをお尋ねします。

最後に、地域公共交通会議のことですけれども、これは循環バスとか以前はタクシーも入っていたんですけれども、切り離されたというふうな説明を先ほどいただきましたが、そうなってきますと、町民がこのデマンド交通事業に関しまして意見を言ったりとかアイデアを出したりとかというふうな審議会がないというふうな理解でよろしいのでしょうか、現状は。それもお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

それでは、再質問についてお答えをいたします。

まず、軟骨伝導の補聴器の件の質問でございます。３つの課に設置した理由のところでございます。

これは、やはり高齢者の方が窓口に来る頻度が高いところということで、まずうちの高齢者担当の目の前ですね、健康介護課、それから福祉課も聴力の弱い方とかたくさんいらっしゃいますので必要だろうと、３つ目は住民課、これは転入窓口になります。ですので、どういった方が来るか分からないけれども、一応どういった方が来ても対応ができるようにということで住民課の窓口に置かせていただいたというところでございます。

それから、ちょっと話が飛びまして、ありがとう商品券、説明書158ページの話ですね。高齢者生活支援事業のところの話でございまして、表現が、年金生活者を中心にというところのご指摘でございます。

こちらは、表現の仕方は確かにちょっと考えたところはありました。65歳以上と素直に書いてもよかったところではあるんですが、実際この年金生活者の方が、物価高騰で大変苦しんでいるというお話をよく耳にするものですから、説明の中でこの言葉を使わせていただいたところでございまして、特段、ほかの他意はございませんが、分かりやすい表現として使わせていただきました。

それから、タクシー券のところのお話でございますけれども、こちらがいろいろな目的で使われている可能性があると、飲みに使っている方もいるのではないかというところ。これは恐らく、これは調べることができませんけれども、恐らくそういうのに使っている方もいると思います。

そのことに対してどうかというところもお話ししなければならないんですけれども、そもそもこちらの券は、移動支援という位置づけでもございます。移動支援ですので、単にお買物、それから病院だけで使うのではなくて、家から出るというところの、家から出ることの補助というところの移動支援の側面もございますので、移動手段がないから外に出なくて、結局家にいて籠もってフレイルになってしまうということを防ぐ目的もありますので、飲みに使いたいという方もいた場合に、それを否定することはなかなか難しいのかなということも思います。

必ずしも税金を投入していますから飲み会を推奨するとかそういうことではございませんが、家から出る手段としてタクシーを使うということに町は後押ししたいというところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

それから、地域交通会議の件の続きでございまして、一般町民の方がこの会議にどうやって参加していくのかというところのご質問でございますが、現状、私ども健康介護課ではこの会議については全くお話が来ていない状況でございますので、先ほども答弁しましたが、企画財政課のほうでこの会議の開催もしくは招集、いろんな意見を賜るところが残存しているのかなというふうに推測は

しておるんですけれども、詳しく私把握しておりませんので、お答えができない状況でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ちょっと答弁漏れというところで、僕、最後の公共交通会議のことですけれども、企画財政課のままであるんであれば、健康介護課のほうでこのような町民参加のものを設立することはあるのでしょうかというところもお尋ねしたんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

現状は、この会議を開催する予定はございません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

補聴器の件ですけれども、要は、いろんな窓口とかお店とかで、あるその場で使う老眼鏡と同じような位置づけと聞こえたんですけれども。それで、要するに僕が思ったのは、こういう骨伝導という補聴器ありますよというのをお知らせする手段として３つの課に置いたのかなと思ったんですけれども、そうではなくて、よくある老眼鏡何種類あると、それと同じような感じで耳のちょっと遠い方のために置いてあるという理解でよろしいでしょうか、というのが補聴器の件です。

ありがとう商品券のことは、これ年金生活者中心と、確かに言葉は悩んだというのはおっしゃるとおりかもしれないけれども、括弧65歳以上とかとやるだけで済むので、これだとある意味でミスリードを起こしてしまいますので、ここのところはまず正確性があった上で分かりやすさというところをやっていっていただいたほうが今後はよろしいかと思います。

あくまでもこれ、成果書と皆さんよく言いますけれども、説明書なものですから、これである程度は分かるようにしていただかなければこちらも判断するのに困るわけなので、そこはよろしくお願いします。

そこのところは、今後はちゃんとやっていただけるのかというところのご意見をいただきたいと思います。

タクシーのことです。確かに移動支援に軸足が変わったというか、目的が若干変わったというところは分かります。また、ずっと家にいっ放しではなくて、できる限り外に出ていただきたいという趣旨も当然これは分かります。

ただ、よく聞いていただきたい、考えていただきたい人、ところで何度も申し上げますが、タクシーからも遠い地域とか、呼んで迎車料金もかかって時間もかかる人と、駅近辺で行けばもうタクシーがロータリーにいる人という、やっぱり現実の違いがあるわけですよ。

確かに、住んでいるところで分けることじゃなくて一律というのも１つの考えではありますけれども、そういう人が飲み会で使ったりとか、夜中使ったりとかとそういうふうなのをやらないで、我々が、その人は不当にと言っていましたけれども、余計に払っているようなところに充ててもらって、その分回数が減ってしまうわけですから、タクシーの場所から遠い人は、時間的にもそうですしというところも勘案した上で、もっと言っちゃいますとそういう移動支援のところをおっしゃるんであれば、駅から遠かったりとかタクシー乗り場から遠い人というのは迎車料金の分が毎回300円、300円取られて、移動の使える回数も減っ

てしまうというところで一律平等ではないというところの考えもあるんですけれども、そこはどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

まず、私のほうから軟骨伝導の件でのご質問についてお答えをいたします。

最初に私、骨伝導と言ってしまったので訂正をさせてください。軟骨伝導が正しい言葉になります。

こちらの軟骨伝導は、よくよく調べますと、聴力、もともとの耳の力が弱まっている方に有効だそうです。聴力がほとんどなくなってしまうと全く意味がないそうです。ですので、聴力が、ちょっと耳が遠いなというレベルの方に対して有効であるという大学教授の意見が載っておりましたので、これは町としてもぜひあったらいいなと、サービスの一環ということで、そういう聴力の弱い人が来てもちゃんと職員の言葉が聞き取れる、そういった窓口を目指すということでもこれ有効であるというふうに当時考えまして、金額もお見積もりを取るとなかなか、そんなに高いものでもないので、ぜひ設置をして気軽に職員に話しかけていただいて、ちゃんと言葉を聞き取っていただけるような環境を整えたというところで意義があるのかなというふうに思っているものでございます。

あとそれから、先ほどすみません、年金生活者のくだりのところでございますが、今後は、委員のおっしゃるとおり、表現の仕方をもっと丁寧に分かりやすく表現をしてまいりたいと思いますので、承知をいたしました。

私からは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野です。

高齢者等タクシー助成の件ですけれども、議員からご指摘ありました迎車料金の件とか、あとそのほか券の上限額を撤廃したらどうかとか、そういう様々な問題を今承知しております。

本会議でも答弁させていただきましたけれども、この制度が令和５年度から健康介護課に移りまして、一応、計画上は５年度、６年度、７年度は本格実施をさせていただくということで、まずこの仕組みを高齢者の方、また一般住民の方に周知をさせていくのが主なのかなというふうに思っています。

その間、じゃそういったその改善点をほうっておくのかということなんですけれども、８年度以降にそういった見直す機会をぜひ設けたいと思っていますので、しっかりこの３年間はいろんな方のご意見を伺って、それをしっかり集約して、次の改正のときに参考とさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

大きくは２か所、何点か質問させていただきます。

決算書の102ページ、説明書のほうが43ページの、今も話題に上がったばかりのタクシーの件なんですが、何点か質問させていただきます。

こちら、私よく分からなかったんですけれども、登録者数がその1.2倍になったということで、こちらの登録の仕方、その対象者は75歳以上となっ

ているのですが、登録の仕方がどういうふうになっているのかということが１点。

そして、この、例えば枚数のほうは、利用枚数が３万1,000枚とありますが、これ何人が使ったとか、そういうのはデータとして出ているのか、それと、こちらのタクシーの契約会社が一応こちら写真のほうに３つ載っているんですけれども、こちら３社でいいのか、タクシーのことはこの３点です。

次が、決算書が134ページ、説明書が170ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてなんですけれども、こちら説明書のほうに、ワクチン接種の状況がありまして、春接種が対象者が１万980人で、秋接種が３万3,387人ということなんですが、このちょっと表の見方がよく分からなくて、これをちょっと教えていただきたいです。お願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

まず、決算書102ページ、タクシー助成事業の件でございます。ご質問が３つございましたので、お答えをいたします。

まず、登録の仕方についてのご質問でございますけれども、こちらは、75歳の誕生日を迎えた日以降はいつでも申請ができる状態になっておりまして、幾つかの方法があるんですが、主に役場の窓口においでいただきまして申請書を書いていただく、これで年齢等の確認ができればその場で受け付けを終了して、後日郵送で送るという単純な仕組みでございます。

あるいは電子申請という制度がございます。電子申請を使って申込みをされる方もいらっしゃいます。例えば、足腰が悪くて本人が来られないといった場合においても、代理の受け付けを認めております。例えば夫婦間でどちらかが代わりに来るとか、あるいは本当に独り暮らしの場合とかの場合ですとケアマネに頼んでみたりとか、そういうケースもございます。

いずれにしましても、その場で申請書を書いて受理する、そして発送するという流れでございます。

それから、２つ目のご質問ですが、タクシー券何人使ったか分かりますか、というところのくだりでございます。

こちらは、大変恐縮なんですが、人数の把握はできておりません。毎月大変多い枚数の使用の結果が来るんですが、枚数の統計は全部取っております。あと目的別で買物が何枚使ったとか病院が何通使った、これは枚数は数えておりますけれども、人別の集計までは手が回らないので、現状は人数の把握はできていないところでございます。

それから、最後にタクシー会社の数３社でよろしいかどうかというところでございます。３社というのは、朝日バス、太平交通、杉戸タクシーですね、この３社につきましては、お見込みのとおりということでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　健康増進担当、主幹の山内です。

説明書170ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業のワクチン接種の状況の表でございますが、春接種につきましては、65歳以上の方と基礎疾患をお持ちの方ということで対象者の人数が秋より少なくなっています。秋につきましては、全ての方ということで、多分皆様の中でも春は接種券が来なかったけれども秋には来ましたという

方がいらっしゃると思います。その違いでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。

タクシーのほうなんですけれども、すごくよく分かりました。私が聞いたところですと、今説明聞くと、その方が自分の意思で窓口に行かないと登録されないということで分かったんですけれども、私が聞いたところによると、何か送られてきても使えないのよねということで、何か皆さんに送っていたのかなと思っていたんですけれども、そういうことでよく分かりました。

そして、この３社、契約が３社ということでちょっと使いづらい、例えば、出かけて帰ってくるときに、春日部市から乗りたいという方が全然使えないという、ちょっとそういうお話がありましたので、この契約会社を増やしていくような考えはあるかどうかお聞きしたいです。

それと、ワクチンのほうなんですが、分かりました。私全然ここ知らなかったので、秋と春で違いがあったということでよく分かりました。

そして、再質問なんですけれども、この成果のところに、対象拡大の町民の皆様の感染症への対策を円滑に進めることができ、感染の蔓延等防ぐことができましたとあるんですけれども、このちょっと、お答えづらいとは思うんですけれども、これ何を根拠にして蔓延等防ぐことができたと課のほうで思っていらっしゃるか、それだけ教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

再質問のタクシー券の件ですね。３社契約のタクシー会社、大変、場合によっては使いづらいときもあるというところで、今後変更を考えてもらえないかというところのご質問でございます。

これ実は住民の方からも、例えば和戸方面に住んでいる方が久喜で何で使えないのというご意見を聞いたりとか、逆に姫宮のほうでは春日部で何で使えないの、そういったご意見をちらほら聞くことはございます。したがいまして、先ほど課長が答弁したとおり、次回のまた計画を立てる段階においては、この今の事実を踏まえて検討してまいりたいと思いますので、現時点ではまだ増やすということがちょっと明言できない状況でございますが、次の計画にはその部分も踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　健康増進担当、主幹の山内です。

蔓延を防ぐことができたという理由なんですけれども、ご存じのとおり、令和５年５月８日から多分５類になって、その前の３月からマスクしなくても、電車とかそういう決まった人の多いところはしてというんですけれども、基本的には自由になったんですね。そうなった社会になったにもかかわらず、その前の第３波だとか４波だとか、そういうときよりは完全に減ってきているので、そういう意味で蔓延が減った、もちろんワクチンを打って減ったのと、社会的なその免疫ができたということなんですけれども、町としてはそういうのも踏まえて減ってきたかなと思っています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点質問をさせていただきます。

決算書の127から130ページにかけてなんですけれども、健康教育事業についてお伺いいたします。

こちらの需用費の中の消耗品費259万円のご説明をお願いします。こちらの資料の167ページの健康教室についてだと思うんですけれども、お願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時４７分

再開　午後　４時４８分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　健康増進担当、主幹の山内です。

健康教育事業の需要費ということですけれども、消耗品と食糧費と印刷製本費があるんですけれども、全部というわけではないですけれども、骨粗鬆症のリーフレットであったりとか、あとは貯骨とクッキング！だとか、そういう料理教室の食材ですね。あとはレシピ動画とかも撮っていたのでそれの食材、そして大きなところでは、備品ですね、あと保健センターガイドであったりとかワードラリーの作成でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

内容は大体分かりました。この健康教室についてなんですけれども、どのようにこのメニューというかを検討されているのかお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　健康増進担当、主幹の山内です。

この健康教室なんですけれども、この間の４月に第２次健康推進計画をつくって、それとあと、実行計画は若者のためのというところから、保健師と管理栄養士が共同で、ＡＬＫＯＯを生かしたウオーキングであったりとか、あとは骨粗鬆症を皆さんにまた検診していただいているんですけれども、それに関する事業を組み立てたりしているところでございます。

あとはまた、お子さんの自殺とか、そういうのもずっと話題になっていますので、自殺の計画もありますので、ゲートキーパーの養成講習というのをその計画に基づいて企画しているところです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　再々質問なんですが、その計画を基に保健師さんとか皆さんでご検討いただいて、このメニューにされたということで承知いたしました。

医療費というところで言うと、やはり生活習慣病が１位で、その次にやはり心の病気というか、そういうことも多くなっているところでゲートキーパーとか、あと、この中に入っている心の健康講座というのが隔年で実施ということなんですが、この心の健康講座、なぜ隔年にしているのか。やはり心身の健康のためには、多分想像するに、セルフメンテナンスをできるような心の健康講座ということなのかなと思うんですけれども、こういうことは、若い世代から高齢者の方まで、すごく大事な部分だと思うんですが、これが少ないような印象になっております。そのあたりの、まずこの講座の内容とこういうバランス、それについて

どう考えているか、今後検討があるのかお伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　健康増進担当、主幹の山内です。

この健康教育で心のとありましたけれども、説明書の168ページに、精神保健相談、これ訪問、あと面接、電話、メール相談とかあるんですけれども、内容といたしましては、やはり宮代でもひきこもりであったりとか、あとは精神疾患で、ご本人からのご連絡であったりとか、あとは親御さんというのもありますので、なかなか講座と同時にでなくて、これはもう随時ですので、その辺で周知のほうについては、改めて考えていかなければいけないかなと思うんですけれども、現時点では、こういう広い窓口ということで対応させていただきたいと思いますので、講座については、ちょっとまた内部で検討させていただきます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

心の健康講座の内容的な部分なんですけれども、これは講師の先生方は、その時々お願いできる先生方が結構違っておりまして、実は講師の先生方を確保するのも非常に難しいという状況がございまして、今、隔年で行っています。

専門の心理の先生に来ていただいて、皆さんが聞きたいだろうと思われるような講義についてを説明させていただき、また併せて、ご存じのようにゲートキーパー養成講座ということで、万が一そういう心のことで困った方がいたら、どういったところに相談をしたらいいかというところも併せて周知している状況でございますので、今後においては、先ほど山内のほうからお話しさせていただいたように、皆様のご希望というところも踏まえて、もう少し隔年ではなく、毎年行ったほうがいいとかというご意見等をいただけるようであれば、そこの回数等は見直させていただきながら進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

３問ほど質問させていただきます。

まず、１問目なんですけれども、決算書126ページ、保健予防事業になります。説明書では160ページになりまして、この表組みのところです。

定期予防接種ということで、この表の中で、日本脳炎が217名減少しております。また、子宮頸がんのほうで２価と４価が199減っているんですけれども、子宮頸がん９価のほうが180増えているということはありますが、減っているほうに対してどのように考えているか、お願いいたします。

２問目になるんですけれども、こちらは決算書126ページになります。母子保健事業。この母子保健事業の中で、説明書のほうは162ページになるんですけれども、表組みの中で、子育て世代包括支援センター、この一番下のところです。

大変増えていることになっているんですけれども、増えているその他というのは、上のほうに書いてあるやつ以外として、どのようなものが含まれているのかを説明していただきたいと思います。

それから、３点目になります。

こちらは、決算書の130ページになります。

みやしろ健康マイレージ事業ということで、こちらのほうは下のほうの表組みで、健康マイレー

ジ登録者106名増えたということで、ただ、健脚チャレンジ参加延べ人数が減っていることになっているんですけれども、これについて説明をお願いいたします。

以上、３点です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　健康増進担当、主幹の山内です。

質問のほう、決算書126ページ、説明書160ページ、日本脳炎の減少と子宮頸がんワクチンの件についてご説明させていただきます。

日本脳炎なんですけれども、大幅に減った理由といたしましては、要は、コロナが発生して令和３年に控えていた方が、令和４年にいっぱい打ったんです。たくさん打って、それで令和５年は普通に戻ったんで、それでちょっと減っているというか、そういうふうに見えているということです。

もう一つの子宮頸がん、こちらのほうは、２価と４価よりやはり９価のほうが対応している、200種類ぐらいＨＰＶはあるんですけれども、その多くに対応しているということで、今回キャッチアップもしていますし、そういうことで、そちらのほうに変わっていったと、価が多いほうがいいので、そういうふうになっているところでございます。

あと、母子保健です。子育て世代包括支援センターのその他でございますが、その他は、育児相談であったり、あとは思いやり駐車場、今は多分公共施設とかで新たに去年からやっているんですけれども、それのお申込みの手続であったりとか、あとは予防接種したときの償還払い、そういうようなものに対してが、その他として入っています。

次がマイレージです。マイレージなんですけれども、順調に増えているんですけれども、健脚チャレンジのほうは、今年もちょっとなかなか伸び悩んでいるんですが、歩くのはいいんですけれども、結構厳しいというか、思っていたより来た人は強めに思ってしまうので、そういう意味でちょっとギャップがあって、マイレージはやるんだけれども、ちょっとこの講座にはというような形なので、町としては、歩いていただけることは非常にいいので、そこはなるべく今後考えていかなければならないと思うんですけれども、そういうような違いでございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

２問目のその他の件は分かりましたので、まず、１問目のほうです。

この子宮頸がん、こちらのほうは、平成25年６月14日以降、積極的な勧奨の差し控えが続いていたということがあって、令和５年４月から９価のワクチンが定期接種可能となったということがあって、今、テレビもコマーシャルを始めているということもありますが、町としてもやはりこれは大事なことですので、周知をしっかりしていただきたいと思うんですけれども、それについてお伺いいたします。

それと、マイレージ事業なんですけれども、分かりました。じゃ、歩くにはちょっとつらいという人たちが控えてしまうということですので、つらくならない程度の催物を考えていただければとは思うんですが、これ１月16日から新アプリに変更になったと思うんですよ。実は私もずっと使っていたんですけれども、スマホになってからは実は取り入れていないという形になってしまって、皆さんからも何かすごく使いづらくなったという苦情を受けているんですけれども、その点について、何か町のほうでお考えがあればと思うんです

が、お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　健康増進担当、主幹の山内です。

子宮頸がんワクチンの周知についてでございますが、委員さんがおっしゃったようにテレビがあって、さらに、今９月末までに打たないと今度の３月31日までに間に合わないということで、一応８月の末にはホームページと、あとＬＩＮＥで周知はさせていただいて、もう今からだと逆に周知しても多分打てない、間に合わないので、それでも、２回は公費で打って１回だけは自費になっちゃうとか、そういうのがあるんですけれども、最近さすがにやはり問合せが多くなってきているところです。

続きまして、ＡＬＫＯＯマイレージのアプリになって、確かに前の万歩計のときから比べて人数は大幅に減っています。前は4,000人超えだったんですけれども、今は1,700人ぐらいです。

もちろん、あれですよね、スマホを持っていないとそもそもできないので、導入するときに、町のほうではアプリの導入の仕方だとか、説明会とかやらせていただいて、今も随時、入力分からないよという方は来ていただいて、うちのほうで入れてあげたりとかあるんですけれども、１つ前のやつからの引継ぎができないというのもあって、それはものによっては、どうしてもできないものがあるんで、それでも入れるのであればアプリは入れられるので、それはまた保健センターに来ていただければ。

あとはあれですよね、ちょっと大きいのでポケットに入らないとか、いろいろあると思うんですけれども、今、申し訳ありません、県のほうでその一択しかないので、はい。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　室長、答弁をお願いします。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

１点、補足でございます。

先ほど１問目でございました子宮頸がんワクチンの２価・４価と９価の考え方なんですけれども、下の補足でもあるように、令和５年４月から９価ワクチンが始まって、基本的に９価ワクチンで打てる、その方々は９価で始めるんですけれども、その前に２価と４価で受けていらっしゃる方は、最後まで２価か４価で受けなければならないというのが基本の原則でございます。そのために、２価・４価の方々は少なくなっていますし、新たに始められた方は９価で始めているので、今後は９価のほうがどんどん増えるという認識でいていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　１点、お願いします。

思いやり駐車場、役場のところにもあるんですけれども、そこのところに何かぶら下がっているというか、それというのが、先ほどおっしゃっていた、母子保健事業の子育て世代包括支援センターのその他に入っている思いやりに使われているのか、それとも、さっきその他の答弁してくださいました中の、思いやりのはどういうのに使われているのかお聞きします。説明書の162ページの母子保健事業です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　健康増進担当の

主幹の山内です。

保健センターのほうは、妊婦の方が対象で出しているんですけれども、使えるのは、役場でも、公共施設どこでも大丈夫です。

ただ、それを対象者の人に出すのが、保健センターはたまたま妊婦だけということです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　物を見ていないから、そういうのを出しているというのを知らなかったんですけれども、さっきその他で出てきたので、どんなものかなと思ったんで、見ることができたら、せめて議員は知っていたほうがいいと思うので、見せていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で健康介護課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

再開は５時25分といたします。

休憩　午後　５時０７分

再開　午後　５時２１分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第３８号の審査（産業観光課）

○委員長（土渕保美君）　これより産業観光課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○産業観光課長（小川英一郎君）　大変お疲れのところをありがとうございます。

産業観光課長の小川でございます。

出席している職員につきましては、自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当主査、中村でございます。よろしくお願いします。

○農業振興担当主査（小島春樹君）　農業振興担当主査の小島と申します。よろしくお願いいたします。

○農地調整担当専門員（成田雅彦君）　農地調整担当専門員の成田です。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　遅い時間までどうもありがとうございます。佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

説明書です。178ページ、ここのところ何個かありますので、消費者対策事業というのがございます。決算書、ここに書いてあるのは154ページと書いてあります。

消費者対策事業でいろいろと出ていますが、まず一番最初、相談件数が前年度比からは24件減と

なっていて、令和５年度につきましては回数を増やしたにもかかわらず、相談件数が減になっているのかどうか。開設日のほうが月・水と書いてあって、令和５年度は、でもその下のところを見ると体制強化と書いてあるんで、これの整合性がちょっと分からないところで、毎週火・木・金で杉戸のほうはやっていますと。これは単純に宮代のほうが月・水なのでということを言っているのかどうかというところを、ちょっと舌足らずの説明になっているように思われるので、ご説明をお願いいたします。

次に、そのすぐ下の若者のための消費生活講座の開催。これは８月６日に200人集まってという形でありましたが、相談に来た方の属性というか、年齢構成というか、その辺というのを分かる範囲で教えていただければと思います。

次に、その右のページに移ります。

多重債務相談窓口の開設。これ、説明も何もないので、どのような形でどのような者が行って、人数はどれくらいなのか、いつ頃行ったのか、常設の窓口なのかというところをお尋ねしたいと思います。

その次の宮代町消費生活センター啓発用品の配布。これも町が新中３年生に冊子を配布した。これは全員に配布したんでしょうけれども、その後、これは配布しただけで、例えば、解説をどなたかが行ったとか、消費生活センターの人が行ったか、弁護士が行ったとか、司法書士が行ったとか、そういうのが、追いかけというか検証、配っただけだったら読まない人が当然現れますし、要は、３年後には高校を卒業して、今18歳成人ですから、昔であれば20歳までは取り消せる行為で、変な契約をしてもある程度は保護されていたのが、そうでなくなったことで、特に未成年年齢が下がったことによる弊害に対しての対策だと思われますので、ここのところを細かくお願いいたします。

消費者被害防止活動、消費被害防止サポーター、これはどのような方がなっているのか。また、定期的な情報発信というのは、どのような情報発信をされているのかというところが、178から179ページに関してのところとなります。

次に、説明書のほうで177ページの、この前のページですけれども、宮代ブランド創造事業というのがございまして、決算書は152ページらしいですけれども、四角で言うと下から２つ目、「メイドインみやしろ」推奨品缶バッジの作成、８万6,053円、これ、ほかの課でもありましたけれども、同じ説明書の39ページの缶バッジとどのような違いがあるのか。また、これを行うことによっての費用対効果、これは総務課のほうか何かで言ったのは、つけてもらうことによっての知名度アップとかと言っていましたけれども、そもそもつけている人を見たことがない。僕、友だちにも何人かに「気をつけて見て」と言ったんですけれども、やっぱり少ないのかな、分からないですけれども、そこのところをそもそも企画段階で、決裁が通っているんでしょうから、どのような目算でやって、費用を計上して、決裁が通ったのか。また、その事業進行との乖離がどうなっているのか。これ、決算額は予算額よりも約20万ぐらいは少ないんですよ。ということは、どこかちょっとずれがあるのかなというふうに、勝手に僕が思っているところですけれども、そこのところの説明をお願いいたします。

この課では最後になりますが、説明書の175ページの一番上の水田農業構造改革対策事業。これの中で、新生児１人につき宮代産特別栽培コシヒカリを20キロ贈呈しましたとなっていて、これは毎年毎年、もう何年もやっているのは存じ上げておりますが、この年度に生まれた人、４月２日か

ら３月31日までの人を対象に、９月、10月以降にというのもお聞きしておりますが、例えば、４月２日に生まれて１週間後には宮代を出ちゃいましたというのも対象になっているというのは、ちょっと違うのではないかなというふうに思われます。実際、新米ができたときに、身分確認とか、そんなのをやったのかどうか分かりませんが、以前の担当課の方の話ですと、新しい村に行ってほかの買物をしてもらうことも目的だというふうには言っていますけれども、そもそもそこのところは、ちょっとずれているのではないかなと思います。これもある意味で費用対効果とかも含めて、少なくとも、引換えが９月以降ですから、その時点以降に宮代町在住の人に引換券が有効になるというふうな形もありではないかなというふうに思っておりますが、ここのところもご説明をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

順次お答えのほうをさせていただきます。

まず、１番目の説明書の178ページです。生活相談窓口です。

消費生活相談員による相談窓口の開設ということで、相談件数が94件、前年度比24件減ということで、委員がおっしゃる、１日増えたのにということなんですが、宮代町では杉戸町のほうと連携をさせていただいておりまして、宮代町のほうで月曜日と水曜日、杉戸町のほうで火曜日と木曜日に開設をしておりました。

令和５年度から、１日増やして、杉戸町のほうで金曜日も追加で相談窓口を開設しております。相談窓口が前年度比24件減なんですが、増えたのが杉戸町のほうでの窓口が増えていますので、宮代町では前年度、令和４年度と変わらず、週に２回ということになっております。

24件減というのは、そのときに相談に来られるお客さんの数ですので、こちらで増えたり減ったりというのが、どうこうできるものでもございませんので、たまたま24件減、昨年度は減ったということでご理解いただければと思います。

続きまして、同じく説明書の178ページです。若者のための消費生活講座の開催ということです。

こちらは、令和５年８月６日に進修館の大ホールで吉本興業の芸人を２組呼んで、消費生活講座のほうの開催をしております。

そこに参加者ということで一般の方を募って、200人の方に参加していただいて、消費生活講座のほうを開催させていただきました。対象の方が17歳から40歳の方で、これから社会に出る若者の方を対象として、さらにはその若者の方の親御さんとなられている方、40代の方を対象に生活講座の開催をさせていただきました。

続きまして、３番目の多重債務です。説明書の179ページです。

多重債務窓口の開設ということなんですが、こちらは、先ほど１番目で申し上げました消費生活の窓口のほうに、多重債務ということでお越しいただいたお客様に関しましては、生活窓口のほうで多重債務の相談というのがなかなかできない、専門的な面がありますので、こちらは法律的なことになりますので、町内の司法書士の先生のほうにご紹介をして、必要があればそちらのほうで相談をしていただくというような形で行っております。

令和３年度に１件、多重債務の相談というのがありましたが、その後、４年度、５年度というのは、特段多重債務についての相談というのはなか

ったです。

続きまして、消費生活サポーターです。

同じく179ページの消費生活サポーターということなんですが、もともと８名の方がいらっしゃったんですけれども、最近１名お亡くなりになられて、現在、サポーターが７名いらっしゃいます。

これはサポーターの講習等を受けた方がサポーターとして活動していただいておりまして、コロナ前まではいろいろ啓発活動ですとか、各イベントで啓発等を実施していたんですが、最近ではちょっとコロナから未実施になっております。

具体的にどういうことを行っているかというと、先ほどの消費生活講座ですとかがあった場合は、そちらに出席していただいたり、あとは、そういう周知のパンフレット等を２か月に１回ぐらい送付させていただいて、サポーターさんが自身で地元、自分の地区のほうで参加しているサロンですとか、そういう寄り合い、集まり等にお持ちいただいて、周知のほうをお願いしているような形となっております。

失礼しました。ちょっと飛ばしてしまいました。先ほどの４番目の啓発品です。

町内の中学３年生、209人、こちらを対象に啓発パンフレット「中学生みんなも消費者」というものを配布しております。こちらは町内の中学３年生209名を対象としております。

検証というのは、なかなか難しいところもございまして、先ほど委員さんがおっしゃったとおり、配ってそのままなのかということになるんですが、学校のほうでこういうものを配っていただいて、各自読んでいただくというような形で行わせていただいております。

説明書177ページのバッジの作成です。

177ページの「メイドインみやしろ」推奨品缶バッジの作成ということで、説明書のほうでは、８万6,053円というふうに記載をさせていただいております。こちらは、総務課、秘書広報担当のほうがメインで行っております缶バッジのほうと連携して、もともと第１弾というものを出させていただいて、その後、第２弾、第３弾ということで、メイドインみやしろを中心に缶バッジのデザインをさせていただきました。

カプセルトイの専用機械で、ご存じのとおり無印良品を中心に、あとイベント等に置かせていただいて、メイドインみやしろのＰＲということでございましたので、その消耗品ということで缶バッジの材料ですとか、そういうものをこちらのほうで計上させていただいております。

どのようなＰＲということなんですが、委員さんがおっしゃっているように、なかなかつけている方を見たことがないということなんですが、昨年では大体3,600個ぐらい出ている、利用していただいているというふうになっております。

あとは、メイドインみやしろのイベントのときに、缶バッジのほうの、俗に言うガチャガチャ、そちらにご協力いただいたメイドインみやしろのお店の方に割引券とかを入れさせていただいて、そういうものを使っていただいて、協力していただいているお店のほうの売上げに貢献させていただいたり、そのような活動を行っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

説明書の175ページ、水田農業構造改革対策事業の新生児誕生お祝い宮代産米贈呈事業の実施についてのご質問でございます。

こちらの事業につきましては、平成29年度より実施しておりまして、まずはお子さんが生まれた

世帯へのお祝い、それから宮代産米の消費の拡大、新しい村森の市場「結」を中心とした地産地消の推進、そういった目的で実施させていただいているものでございます。

委員さんご指摘いただいております、生まれて、申請されて、それから転出されたと、そういった方への贈呈ということではありますが、基本的には出生届をされてから、その後こちらの贈呈米の申請の手続に来ていただきまして、その後、町のほうできちんと住民課のほうでデータ突合をさせていただきまして、その時点で宮代に住んでいることを確認した上で贈呈決定をさせていただいております。

贈呈決定後、町外へ転出する事例も確かにあることはありますが、本事業が、前にもお話しさせていただいておりますが、単に赤ちゃんが生まれた世帯に対しお祝いをするということだけではなく、この事業の目的であります宮代産米の消費の拡大、地産地消の推進ということで、引換えには必ず新しい村森の市場「結」のほうに来ていただくことになりますので、この事業の目的の趣旨から逸脱しているということではないと考えております。

転勤などの家庭の事情もあるかと思いますが、贈呈する時点では町内に在住しているということで、お祝いをさせていただいております。

なお、こちらの贈呈米の引換えの有効期限でございますが、贈呈の決定をした日から１年間の有効期限となっておりますので、１年後までに１枚につき５キロですので、１回ずつ引き換える方、あるいはまとめて引き換える方、様々でございますが、宮代産米を買っていただいて、食べていただいて、育っていただきたいということにつながっているかと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございます。

先ほどの179ページと178になりますけれども、多重債務のと、あと消費生活相談の両方のところで、多重債務のところへちょっと話が出たので、それと絡めてお尋ねしますが、多重債務相談窓口のほうは専門性が高いので司法書士の方というふうにおっしゃっていらっしゃいました。ということは、消費生活相談員というのは、どういった方がなされているのか。少なくとも、今のお話だと、法律の専門家ではないというのはちょっと耳にしましたけれども、どういった方がやられていらっしゃるのかというところのご説明をお願いいたします。

また、多重債務相談窓口の開設、これ、ほとんど、僕もたしか去年お聞きしたのかな、窓口で聞いたぐらいで、ほとんど忘れていたのをこれで見て思い出したくらいで、伝わっていないというふうな制度になっていると思いますので、それでも、令和４年かな、１件あったのは喜ばしいことであるんですけれども、もっとこのようなところで、水際というか、こういう法律的な相談というのは、早ければ早いほど被害も少なく、解決しやすいというのは、僕もいろいろ紹介しているので分かるので、そのような形でできるだけ、こういうのがありますよというのだけでも、学校でもいいですし、また広報「みやしろ」でもいいですし、広げていっていただきたいんですけれども、これの広報状況というのは、どのようになっているんでしょうかというところです。

また、次の、順番が前後しましたようですけれども、209名に配った啓発用品の冊子、「中学生もみんな消費者」、これ、ごめんなさい、先ほど聞いておけばよかったんですけれども、この冊子

というのは漫画なのか、文字だけなのか。要するに、中身はどのようになっているのかなというところがちょっと気になったので、まずそこのところを前提として、漫画であれば、より多くの人が取っつきやすいというか、開きやすいかなと思いますけれども、文庫みたいな感じで文字だけだと、そもそも開いたら、いいやとなりがちだろうなというふうに想定はしております。

そういった場合に、やはり中学生もみんな消費者、特にスマホあたりなんていうのは、契約は親のほうがしたりとかしますけれども、あれなんていうのは通信料と違って本体のほうを分割にしますと、滞納するとブラックリストに載ったりとかする結構重いものなので、そういったところも含めまして、説明できているか、また、配っただけであっても、みんなが読んでいて身についていればいいんですけれども、そういった形の検証というのを令和５年度中に配った後にきちんとやっているのか、やっていなさそうなので、来年度以降はどのように、これをやるかやらないかも含めてお尋ねいたします。

缶バッジのほうです。これは177ページ、１ページ戻って、あと39ページにもありますけれども、やはり執行部のほうでもあまり見ないというふうなのはありました。これ、ガチャガチャのほうだと、ガチャガチャというのは、最近はカプセルトイというふうに名づけられているようですけれども、これだと100円払ったりとかしているから、多少はプラスになるよとありますけれども、ただ、効果がなければ、町としてやるのはどうかなというところはあります。こういうふうに表に出てこない業務時間内でのいろんな話合いとか、そういうのというのも当然経費には入っているわけなので、そういうところも含めて費用対効果というのを、さっきお答えがなかったようですけれども、そもそもどのように起案時点で考えていて、決裁が出たのかというところ、また、事業というのは毎年毎年のことですから、５年度はこうだった、じゃ、６年度はこうというふうに、見直しをきちんと行っていただけるのかどうかというところです。

あと、先ほどちょっとこぼれちゃったんで、ここで聞きますけれども、その下の「宮代ｉＩｉｎｅ！（いーね）」の発行、これは委託しているのはどこなのかというところと、発行部数３万部とありますけれども、残数は毎回どれくらいになっているのか。23号、24号だけで結構ですので、そこのところをお願いいたします。

最後に、説明書の175ページ、農業構造改革対策事業のお米、僕は以前から何回も、申し訳ないけれども、担当課の方が替わっていますから、初めての方もいらっしゃるかもしれませんけれども、僕がずっと議員になる前に聞いたときの話では、９月以降に新米ができてから初めてもらえるようになるんだよというふうに聞いていたんですけれども、そこのところは相変わらず変わっていないのか。要は、４月に生まれた人でも、別に新米じゃなくても、お祝いですから、すぐに４月２日に生まれました、４月10日に登録するなり何なりして、もう欲しいですとかとできたほうが、いいんではないかな。先ほどおっしゃったように１年間の有効期限というかがあるわけですから、どうしても新米になってから欲しい人にはそれでいいですし、特に今年のような、こういう米不足的なときには、そういうのをきちんとしておかないと、一般にも売られていないようなところのお店、多々ありますので、専門家の方から、来月半ばには解消するんじゃないかというアドバイスをいただきましたが、やはり何かしらあったときに、４月に生まれて待っていたらもらえなくて、８月に

生まれた人は１年間、来年の８月までだからいいけれども、４月だったからもらえないとかということも起こり得ることなので、別に新米にこだわらず、ただ宮代産特別栽培米コシヒカリ、ここのところをアピールしたいというのが担当課のほうの主たる考えだと思います。それなので、そこのところは、これまでの経験を踏まえてやっていったほうがいいんではないかなと思います。

それに付随しまして決定件数、これは何世帯でもいいですけれども、何名でもいいですけれども、に対して、決定件数がこのようになったのかというところを最後に付け加えさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

それでは、いただきました再質問について、お答えのほうをさせていただきます。

まず、説明書178ページ、179ページの消費生活相談員はどのような資格を持ってということなんですが、消費生活相談員につきましては、国家資格で、独立行政法人国民センター資格制度室というところが管理している資格でございます。そちらのほうの……ちょっとどこまで詳しく、どういう資格でどこまで受講しているか、ちょっと私そこまで勉強不足で存じ上げないんですが、その資格を取得された方が、消費生活相談員としてこちらのほうに当たっております。

続きまして、２番目の多重債務につきまして、多重債務のＰＲということなんですが、先ほどの消費生活相談員につきましては、多重債務が実は守備範囲ではないということなんです。多重債務はそれであっても今こういうご時世で、多重債務の相談をされる方というのは、先ほど申し上げた令和３年度に１件ということで、宮代では少ないんですが、世間的に見たら多重債務の相談をされる方というのは多いということですので、そういった窓口を消費生活相談窓口のほうで受けて、そこから司法書士の先生にあっせんするというような形で行っています。なので、消費生活相談のほうで積極的に委員さんおっしゃるようなＰＲというのは、実はしている状態ではございません。そういうことです。

続きまして、啓発品です。

「中学生もみんな消費者」ということで、どのようなものなのかということで、一応こちらにお持ちしているんですが、こういったもので、委員さんおっしゃるように漫画も兼ねながら、分かりやすく、中学生にも手に取って、見ていただけるような内容となっております。

こちらは、委員さんおっしゃるように、中学生もスマホですとか、そういうトラブルが多いですので、そういうものに特化した内容、ネットですとか、携帯ネットのトラブルに注意ですとか、そういう中学生、高校生ぐらいがトラブルに陥りやすいような内容を取り上げて使っているような冊子になります。

検証ということなんですが、申し訳ございません。今のところ、これを渡して、その後どういうふうに皆さんが見ていただいて、どのように活用されているという検証はしておりませんが、今後これがどのような形で皆さんの手に渡って、皆さんがどのように見ていただくか、なかなか検証は難しいところはあるんですが、ちょっとその辺は検討のほうをさせていただければと思います。

続きまして、缶バッジです。177ページの缶バッジです。

効果というところなんですが、昨年、一昨年ぐらいから、缶バッジを総務の秘書広報担当のほう

が主体でやって、こちらのほうは連携をさせていただいて行っています。

身につけている人が少ないということなんですが、先ほど申し上げたとおり3,600個ぐらい出ていますので、これの効果をどういうふうに検証するかというのは、なかなか難しいところがあるんですが、それだけの方が利用していただいているというところは、町としては、皆さんにご利用いただいて、効果は上がっているのかなというふうに認識させていただいています。

今後、来年度、再来年度と、これをどういうふうに継続していくか、どういうふうに効果を検証していくかというのは、総務課のほうとも相談しながら、今後の展開というのは考えていきたいと考えております。

続きまして、説明書の177ページの「宮代ｉＩｉｎｅ！（いーね）」です。

「宮代ｉＩｉｎｅ！（いーね）」につきましては、３万部程度、平成28年から上半期と下半期に分かれて、年間２つずつ出させていただいております。

配布ということで、こちらは東武線沿線の市町村、主に越谷、春日部、加須、久喜辺りを中心にポスティングのほうをさせていただいております。また、近隣の市町村ですとか、さいたま市、越谷市、八潮市ぐらいまでの公共施設に配布をさせていただいて、そちらの例えばコミュニティーセンターですとか、体育館ですとか、そういった人が集まるような施設のほうにこちらから直接郵送させていただいて、配架をお願いしております。

あとプレゼントということで、内容の中でプレゼントの応募をさせていただいて、そこにアンケートをさせていただいて、どのような方がどんなふうに見ていただいているかということで、検証をさせてはいただいております。８月号が94件、プレゼントの応募がありまして、そういう方々からアンケートをいただいております。３月号に関しましては、88件いただいております。

残部ということなんですが、２万4,000部配布をさせていただいております。先ほどの東武線沿線の市町村ですとか、あと各施設、あとポスティングのほうで２万4,000部配布させていただいて、それ以外が町の施設ですとか、役場の庁舎内に配架をさせていただいております。現段階では、残部は今のところ数えてはいないんですが、200部ぐらいはおのおの残っているような形であります。

作っている業者なんですが、アリフトというところです。よく皆さんのお宅にポスティングとかされることもあると思うんですが、「ぱど」というものを作っている、そちらのほうで委託のほうをさせていただいております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木と申します。

説明書175ページ、新生児誕生お祝い宮代産米贈呈事業の実施に関しましてのご質問でございますが、まず、お米の引換え自体は通年で実施しております。ですので、贈呈決定して、引換券が手元に入ったところで一応有効期限は１年間となっておりますので、１年以内に引き換えていただくことができるものとなっております。

先ほど委員さんがおっしゃられたように、令和５年産米が非常に出回り量が、収穫量が少なかったということもあって、早々と米不足という形になりました。新しい村で取り扱っております特別栽培米のコシヒカリに関しましても６月に入って品薄状態で、お米を引き換えられる方々には大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

そういったこともありましたものですから、今

年の６月１日から８月いっぱいまでの有効期限となっている引換券をお持ちの方につきましては、今年、令和６年年末まで有効期限を延長するということで、皆様に個別に周知のほうをさせていただいております。こちらの内容につきましても、町のホームページのほうでお知らせをさせていただいておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

缶バッジのほうですけれども、ちょっとさっき説明が違ったなと、僕の伝え方が悪かったんでしょうけれども、「効果を検証」と、先ほどおっしゃいましたけれども、効果検証ができるかできないか、そういうことを言っているんではなくて、そもそも起案時にはどのような見積りというか、算定というか、目算というか、そのようなことが当然出てくると思うんですよ。それがあって、こういう効果がある、こういうＰＲ効果がある、宣伝効果がある、だからというふうに起案して、立案して、上げて、決裁が下りて、こういう事業というのは行っていくはずなんですけれども、そこのところを起案時にどのように想定していたのかということなんで、ここは答弁漏れということで、よろしくお願いいたします。

次に、179ページの多重債務相談窓口、多重債務相談窓口については、司法書士へというところの橋渡しみたいなものですね。それを話に来た人、消費生活相談に来たんだけれども、実はそれが多重債務であった場合には、司法書士のほうをご紹介するという形で運営されている、という理解でよろしいのかどうかというところです。

それと、さっきちょっと漏れたんですけれども、消費生活相談員による相談窓口というのは、恐らく役場だけだと思うんですけれども、やはり皆さんが役場に近いわけではないので、公民館とかというのも声が上がっておりますので検討のほうを、これはお願いですけれども、よろしくお願いいたします。

あとは、先ほどわざわざ現物を持ってきていただいて、ありがとうございました。今日はもう終わってから遅いから、あした以降というか、来週以降にでも見せていただきますが、何ページあるのかというところをちょっと後で見せていただいてもいいんですけれども、それと検証をやっていらっしゃらないということで、確かに新３年生ですから受験があって大変だとは思いますが、受験が終わって、合格発表も終わって３月あたり、卒業前のときであれば、のんびりした気持ちで、高校生へ向かって気を引き締めるというのもあって、そこで検証とか、解説とか、できればアンケートも行ったほうがいいのかなと思いますけれども、そういうことも通じて、何かしら中学校卒業前に自分も消費者というのを頭の片隅に置いて高校に行っていただければというのが、せっかくこういうふうなのを作っていただいているわけですから、そこのところは昨年までやっていないということでしたので、そのようなお考えがあるのかどうかというところをお尋ねいたします。

先ほどの消費生活のは、ひょっとして消費生活アドバイザーか何かなのかなと、そんな名前を昔聞いたことがあるので、別にこれはいいです。分かるんであれば調べていただいて、ほかの委員さんも参考になると思いますので、伝えていただければいいだけであって、そんな重いことではありません。

最後に、お祝い米のことです。175ページのところになりますけれども、今年の分はそういうふうに対策を取るというふうな形、７月、８月、９

月かな、そこのところを延長するというお話はいただきましたが、そもそも１年間というのを窓口に来てからではなくて、出生時から１年間で、なおかつ、交換時に宮代町町民であるかどうかというふうに縛りをかけるというふうな形は取れないのかどうかというところです。これが悪いということを言っているんではなくて、全体的に削減できるときは削減して、例えばひとり親世帯とか、そういうところへやりたいというのがあるので、そういう考えがあるのかどうかというところをお尋ねいたします。

○委員長（土渕保美君）　以上でよろしいですか。

答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　お答えいたします。

説明書177ページの「メイドインみやしろ」推奨品缶バッジの作成ということで、起案時にどのようなＰＲ効果等をということなんですが、具体的な数字ですとか、こういった効果というのは、今回、こちらの産業観光課のほうでデザインをさせていただいた第２弾、第３弾に関しましては、メイドインみやしろが基本でございますので、メイドインみやしろのお店なりが、これを見ていただいたお客さんに来ていただくということが基本的な期待する効果でございますので、そういったものが起案時等に期待されているというところでございます。

続きまして、２番目の多重債務の橋渡しというのは、司法書士の先生に橋渡しをするということで、委員おっしゃるとおりでございます。

３番目の消費生活相談員、こちらは市町村の窓口と、あと埼玉県のほうでも窓口がございます。ちょっとほかの市町村が、例えば公民館ですとか、そういうところで相談窓口をやっているかというのは、今手元に資料がないので分からないんですが、今後、そういったいろんな人に相談窓口を利用してもらえるような方策というのが、どのようなものがあるかというのは、今後調査させていただいて、検討させていただければと思います。

「中学生もみんな消費者」ということで、先ほど見ていただいたこちらの冊子なんですが、ページ数が18ページで構成されています。こちらはちょっと部数がないので、皆さんにお渡しすることが今できないので、もし見られたいという方は後で窓口のほうで、この後でも結構なんですがお見せさせていただきます。

具体的な検証ということで、今後どのようなことで検証のほうをということなんですが、具体的にどのように検証できるかというのは、今何とも申し上げられないところなんですが、今後、中学生の皆さんがこういったトラブルに巻き込まれないように、これを配って終わりというわけではないような形の方策を考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

説明書の175ページ、新生児誕生お祝い宮代産米贈呈事業の実施に関しましてのご質問でございます。

先ほど、１つ回答が漏れておりました。大変失礼いたしました。

令和５年度におきましては、177人の方がお生まれになりまして、そのうち申請があったのが168件で贈呈決定が168件でございます。大変失礼いたしました。

こちらのお祝い米の贈呈事業に関しましては、申請の期限が出生届をされてから90日以内とさせ

ていただいております。その後、申請をされて、決定してから１年間が引換えの有効期限となっております。

確かにこちらの事業に関しましては、多くの予算を使わせていただきまして、米の消費の拡大、地産地消の推進、それから子育て世帯への応援ということで実施させていただいておりますので、そちらの点につきましても、事業の検証をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

１点だけ聞かせていただきます。

決算書の154ページ、説明書が178ページ、前段委員も言っていらっしゃいましたが、消費者対策事業についてです。

若者のための消費者生活講座なんですが、被害に遭ってから相談に来る若者が多い傾向にあることからということで、17歳から40歳までということで開かれたとのことなんですけれども、多分ご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、２日くらい前の埼玉新聞に、浦和の81歳の男性が９月９日にＳＮＳで詐欺に遭って、史上最高額２億8,000万円、55回にわたって送金してしまったという被害がありまして、81歳でスマホをよく使いこなしていたなと思うんですけれども、ちょっと前からはやっているロマンス詐欺というか、そういうものもあって、独り暮らしの方とかがやはり寂しさからフェイスブックでお友達ができたとか、ダイレクトメールがあったりとかすると、結構だまされてしまうんだなというふうに感じております、すごく巧妙なので。

なので、若者だけではなくて、こういった高齢者の方、大体60代ぐらいからもうだまされちゃうと思うんですけれども、こういった方に対して、この年代は知り合いから「だまされているよ」と言っても、結構意地になって、「大丈夫、大丈夫」と言っちゃう感じなんですよ、私の知り合いにもいたんですけれども。なので、こういう方にやっぱり役場、公的なところからこういった実例があるよということで、早急に対策とかを立てていただけないかと思いまして、そういう考えがあるかどうかだけ、よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　お答えのほうをさせていただきます。

昨年の消費者生活講座というのは、200人ということで若者を対象にさせていただきました。

野原委員おっしゃるように、先日の報道、高齢者が２億何千万という被害に遭ったということは、私のほうも耳にしております。

高齢者のほうの被害なんですが、あまり詳しいことは申し上げられないんですが、やっぱり消費生活相談窓口にも高齢者の方が、額は違えど、同じような内容で来られる方はいらっしゃいます。

言われるとおり、いろんな方に心配されても、「大丈夫」と言うのが高齢者というのもありますので、そういった方々を地域で見守って、自分一人ではなく、多くの目でそういう方を見守るということが重要なのかなと感じております。

先ほどちょっと申し上げたんですが、今現在行っていることとしては、消費生活相談窓口のほかに、先ほど申し上げた消費生活サポーターが７名いらっしゃいまして、町のほうからの先ほどの中学生の冊子ではございませんが、ああいった冊子等がありますので、そういう冊子を渡して終わり

ではなく、先ほどもちょっと触れたんですが、サポーターの方が参加しているサロンですとか、高齢者が集まる集会ですとか、そういうところに行っていただいて、そういうものを配布していただく。皆さんがそういうところで、十数人の中でそういうものを話題にしていただければ、そういうものも自然と意識していただくような形になるのかなというふうに考えております。

今後どのような展開かというのは、ちょっと今ここで申し上げることがなかなか難しいところはあるかと思うんですが、近年、若者対象の生活講座というのを重点的に行っておりますので、実は今年度も若者対象の生活講座をこの６月に行いました。今後はいろんな世代、年代に幅を広げて行っていく必要があると思いますので、毎年そういう生活講座を行っておりますので、今後はそういう対象年齢も考えながら行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。１点質問をさせていただきます。

決算書の149から152ページで、説明書が177ページになります。

商工、商工業振興事業について、商工業活性化事業補助金についてお伺いいたします。

説明書の177ページに商工業活性化補助金で経営設備拡張事業８件、販路拡大促進事業２件とありますけれども、こちらのご説明、どのようなところに補助金を出したのかお伺いできればお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

177ページの商工業活性化補助金についてご質問いただきましたので、そちらのご回答のほうをさせていただきます。

商工業活性化事業補助金に関しましては昨年度、こちらにありますとおり経営設備拡張事業で８件、販路拡大促進事業ということで２件となっております。総額で183万7,000円ということになっております。

具体的にどのようなところかということなんですが、まず、経営設備の拡張につきましては飲食店で食洗器の購入ということで、１件やっております。また、自動車修理工場で照明をＬＥＤ化するということで、これは自動車修理工場と、あと、クリーニング屋さんでも照明のＬＥＤ化ということで行っております。

また、別途、先ほどの飲食店とは別に料理用のミキサーの購入ということで、こちら20万円の補助金のほうをしております。

続きまして、販路拡大推進ということで、こちらは町内のパン屋さんがイベントを開催したいということで、そちらの開催費用ということで20万円補助のほうをさせていただいております。

あと、もう１点、もう１件販路拡大推進ということで、こちらのコンサル会社になるかと思うのですが、こちらのほうで会社のホームページの作成ということで、こちらも20万円の補助のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ご説明いただいてよく分かりました。

経営設備の拡張事業８件なのですが、この中で

その購入したものが８件ということになるということなんですか。この事業者はこの４件でということで、そういうご理解でよろしいのか、ちょっと。ありがとうございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を願います。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

すみません、私の説明がちょっと足りなかったのですが、全部で10申請、10申請ございまして、10の、５つの事業者さんから申請をいただいております。販路拡大推進が２つの事業者さんということになります。あと、８件の事業者さんから経営設備の拡張ということになっておりますので、購入したものが８件というよりは申請をいただいた方が８件というような形になっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　承知いたしました。

町で、やはり商工業の方々を応援してくださって、こういう補助金をつけていただいております。やはり、宮代町でお店を持ちたいということで創業支援とかもありますけれども、今の子どもたちもこの宮代でお店を出したい、ここで働きたいと思うような町をこれから私たちがつくっていくことになると思うんですけれども、この、こういった補助金とか、あと、小商いとか、そのやる方を運営するような講座を開いていただいたりしておりますけれども、宮代町でお店を持つとなると、なかなか場所がないとか、そういうお声もあって、難しい中で宮代町の商工観光課としてどのような今後、こういう応援的なものでその町を活性化、事業者を増やすとか、そのあたりどのように考えているのかお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

新たなお店を持たれたいという方に、現在あるものとして空き店舗活用事業ということで補助金のほうを限度額50万円、補助率２分の１ということで出させていただいております。ただ、こちらは現在の地区、要は補助金を使える範囲が東武動物公園の西口の一部の道路沿いと東口の駅前になるのですが、道路沿いということで、線に面した方しかちょっと使えないという、ちょっと使い勝手が悪いところもある、使い勝手が悪いというご意見もいただいておりますので、今後こういうものを線ではなく面で、これはちょっと例えばなんですが、東武動物公園周辺だけではなく、東武動物公園周辺のこの地域ですとか、姫宮駅周辺のこの地域、和戸駅周辺のこの地域ですとか、いろんな方が様々な地域で宮代町を全町的に使えるような補助金、補助制度に変えていけたらいいかなというふうに現在のほうは検討のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。３点についてお伺いします。

まず、１点目は決算書143ページ、144ページの、これは確認なんですが、農業経営基盤強化対策事業、昨年度はもちろん高温障害によって農作物への被害を受けた方に軽減させるという意味で、交付件数が214件の交付額が489万円とありますが、その上の農業災害対策特別措置事業補助金の交付、これも６月から９月の高温、干ばつというふうに書かれていますので、こちらのほうは次期作に必

要な肥料等に使うということで理解していいと思うんですけれども、非常に分かりづらいのですけれども、これは両方に係るのでしょうか。それが１つ。

それと、もう一つは、たしか、梨の被害もあったかと思います。ひょう被害です。特に宮代の場合はピンポン玉の頃にひょうの被害を受けたということで、大変だったわけなんですけれども、これについての、これはたしか、県のほうの補助交付ということなんですけれども、これの歳入歳出はどういうふうになっているのか、最終的にはどういうふうになったのかということでお示しいただきたいと思います。

続いて、145、146ページの明日の農業担い手支援事業に関わる問題です。

以前、住民との議会との懇談会で農業委員さんとの懇談も行いました。そのときに、やはり農業を継承する人、担い手不足が深刻だというふうに言われていました。私もああ、そうなんだなという思いで、それは全国的な問題ではあるのですけれども、こういった問題がありながらこの対策というのは明日の農業担い手支援事業だけなんでしょうか。それとも、広い意味で宮東、中島圃場整備設置事業、こういうのも関係してくるのでしょうか。

農業の担い手不足に対する、やはり対策として今後もずっと続く問題だと思います。深刻ですから。これについての対応策、今後どのようにやっていかれるのか、その点も踏まえてお尋ねします。

それから、３点目は決算書149、150ページの商工振興費の商工業振興事業で、これは一般質問でも・山議員からも言われましたが、店舗住宅リフォーム事業補助金、これは全く同感で、せっかく補助事業があるのに、すぐ使える、使われてしまう、これはうれしい悲鳴だと思うんですよね。これについて利用件数も39件と。やはり、これの対応も、やはりすべきだと思うんですけれども、その点については補正は組んでいかないのか。その点、お尋ねしたいと思います。

その３点。以上です。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員、丸藤委員。名前を出すような発言は控えて。

それでは、答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

決算書の143ページから144ページの農業経営基盤強化対策事業に関しまして、まず、ここにございます農業災害対策特別措置事業補助金、それから、農業経営継続生産者支援金に関しましてお答えさせていただきます。

まず、農業経営継続生産者支援金、こちらに関しましては、燃料、肥料などをはじめといたします農業生産資材の高騰による生産コストの上昇に加えまして、昨年、令和５年の夏の猛暑によります農作物への高温障害によって厳しい経営環境下にあります生産者に対しまして、農業生産に関わる負担を軽減させていただくため、農業経営の継続を支援する趣旨で支援金を交付させていただきました。こちらに関しましては、令和４年分の税務申告によります農業収入額の額に応じた定額の支援金となっております。１万円から10万円の単価でございますが、全体で214人の農家の方に交付をさせていただきました。

それから、もう一つ、農業災害対策特別措置事業補助金、こちらにつきましては、昨年の夏、６月、令和５年の６月から９月の高温、干ばつによる農業災害、こちらが埼玉県の農業災害対策特別措置条例第３条第１項の規定に基づきます特別災害に指定されたことを受けまして、宮代町におき

ましても高温、干ばつの被害を受けた生産者、水稲の農家でございますが、農業生産力の維持を図ることを目的といたしまして、水稲の次期作、つまり、６年産に向けた必要な種、苗及び肥料の購入に要する経費に対しまして、埼玉県と宮代町による助成を実施したものでございます。こちらにつきましては、対象となったものが昨年令和５年産のお米で農産物検査の結果、高温障害による心白粒、いわゆる米粒が、玄米の粒が白くなってしまう、そういった被害を受けて規格外の判定を受けた生産者に対しましての支援となったものでございます。

なお、前段の農業経営継続生産者支援金、それから、農業災害対策特別措置事業補助金を重複して交付を受けている農家さんもおります。全体として町のほうで実施いたしました農業経営継続生産者支援金があって、その中で県の特別災害の指定を受けた要件を満たす方に対しましては、特別災害特別措置事業による支援をさせていただいたところでございます。

それから、梨の降雹被害、令和４年の６月に降った降雹によりまして梨、それから、ブドウなどブドウ、それから、露地野菜などに対しまして非常に大きな被害を被ったところでございますが、こちらにおきましても県の特別災害の指定を受けましたので、町におきましてもその特別災害の措置条例に基づいた次期作、それから、樹勢の回復等のそういった取組に対しての経費に係る、経費に対しまして一部町と県で合わせて助成をしたところでございます。

それから、降雹被害を受けた生産者全体に対しましては、こちらも支援金という形で宮代町特別災害農作物生産者支援金というものを令和４年度の事業で実施をさせていただいたところでございます。

特別災害にかかった措置に基づいた助成事業に関しましては、かかった経費の２分の１ずつを埼玉県と町のほうで負担するというものとなっております。

続きまして、決算書の145ページから146ページ、明日の農業担い手支援事業に関しましてのご質問でございます。

宮代町に限らず、日本の農業が抱えております深刻な問題といたしまして、農業の担い手の減少、高齢化、なかなか農業に就く人材がいないといったことがございます。そういった中で、まず、宮代町においては新しく農家を目指したいという方につきまして、農業担い手塾において３年間の模擬経営をやっていただいて、３年後に宮代町の新しい農家になっていただく仕組みで、かねてより就農希望者の受皿として実施をさせていただいております。それから、この同事業におきましては、「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金ということで、農業投資への後押しをさせていただいております。こちらにつきましては、今、意欲的に頑張っている農家の方で今後も経営規模の拡大、耕作面積の拡大、それから、高付加価値型の農業経営の転換を図る方、そういった方が農業投資を行う場合への後押しとして補助事業のほうを設けさせていただいているところでございます。

それから、委員さんからお話をいただきました、今現在宮東、中島地区で実施しております圃場整備事業に関しましても、耕作条件の改善によって営農環境を向上させることによって、稲作の作業のしやすい環境を整備するということで、担い手の農家の方が耕作しやすい環境をつくるということで、今現在進めさせていただいているところでございます。

そういった意味からも、トータルで担い手の育

成のほうに宮代町におきましても取り組んでいるところでございます。

今後もこの、まずは新しい、新しく農家を目指す方に関しましても農業担い手塾で今現在２名の方が研修生として模擬経営をやっておりまして、お一人の方につきましては今年度の１月末が研修期間の満了となりますので、研修の修了が認められれば、来年の春には新しい農家がお一人誕生するということでなっております。

なお、令和５年度におきましても今年６月の、令和６年３月からお一人、東粂原地区で研修生の受入れを実施しておりますので、そういったこと、そういったその方への研修のサポートも併せて継続して実施してくこととなります。

なお、併せて新しく宮代で将来の農家になりたい、そういったニーズもありますので、そういった方とのマッチング等も踏まえながら、新しい農地の受皿つくり、それから、新しく農業参入されたいそういった企業、農業法人等もありますので、そういった企業に関しまして、企業に対しましても情報提供を呼びかけまして、宮代町の農地の新しい受皿としてなっていただけますよう取り組んでいきたいと考えております。

それから、今現在頑張っている方につきましても引き続き補助事業の活用、経営転換への推進等を町、県、ＪＡ等と連携を図りながら実施をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（高澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

商工振興費です、決算書149ページ、150ページ、商工振興事業です。備考欄ですと151ページ、152ページになります。

店舗住宅リフォーム補助金につきましては、令和５年度の予算が300万のうち289万4,000円を支出のほうをしておりまして、同年の７月11日に終了のほうをしております。実績としては先ほど、委員さんも申し上げたとおり合計39件となっております。今年度は、実は既に５月20日をもちまして予算額に達しているところでございます。委員さんおっしゃるとおりとても人気があるというか、利用者の方に使っていただいている補助金でございますので、ちょっと補正というところは、今現在は考えていないのですが、今後、来年度以降当初予算を組むときです、我々産業観光課のほうで所管している補助金等様々ございますので、そちらの中で利用率の多いもの、利用が少ないものを勘案のほうをさせていただきまして、多いものには手厚く配分のほうをさせていただけるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、丸藤でございます。それでは、再質問させていただきます。

143、144ページの農業経営基盤強化対策事業、これについては農作物への高温障害による被害軽減のためにということで交付されております。内容は分かりました。これについては、私もちょっとニュースで見たのですけれども、対策としては、やはり、昨年も観測史上最も暑い年でした。それで、今年はさらに上昇しているという話も聞きますので心配なんですけれども、農家の方は水をしょっちゅう冷たい水に変えている、そういうところはそんなに高温障害にならないというような話を聞いていますので、やはり、農業者にとってはそういう工夫や努力もしているんだなというふうに思っているのですけれども、これについては今年度も先ほど言いましたように、非常に暑い夏で

した。これらの高温障害は当然あるのかなというふうに思いますが、どういう状況なのか併せてお示し願いたいと思います。

それから、明日の、決算書145、146ページの明日の農業担い手支援事業、農業後継者、担い手不足ということで、宮代だけでやるというのはもちろんできない問題でもあると思いますが、少なくともこういう問題は農業委員さんが月１回、年12回ぐらい会議も開いているわけですよね。会長も含め14人、こういう話は出ていると思うんですけれども、町として、先ほどるる説明はいただいたのですけれども、それの後継者不足の対策費としては、これ、明日の農業担い手支援事業だけなのか、それとも、負担金補助及び交付金、次ページの宮東、中島地区圃場整備事業、こういった負担金も併せて、じゃ、対策費としては町としてはどういうふうになっているのかという意味でお尋ねしたいと思います。予算としてどういう対策を取っているのか。お願いします。

それから、商工業振興事業、決算書149、150ページの関係で、店舗住宅リフォーム事業補助金、件数が少ないというのであれば私も分かるんですよ。２件、３件とかね。こんなにあって、やはり、生きた補助金を使わないといけないと思いますよ。これだけ実績があって、でも、今年度も５月８日で終わっちゃっているわけですよ。今、どういう状況かというと、ものが高騰して、本当に新築するにしてもリフォームするにしても大変な時期だと思います。これが改善するというような状況にないと、だとすると、こういうところで、やはり生きた補助金を、やはり使ってもらわないとしようがないと思う。財源的に、じゃ、足りないのかといったら、不用額を出しているじゃないですか。これだけではないと思うのですけれども、だったら、予算的にも先ほど来年度の予算に向けてということなんですけれども、やはり、いいものはまた、使ってもらえるのはすぐ、補正でもやってもらえないかと、そういうことなんですけれども。ほかの自治体でも同じような傾向があると思うんですけれども、どうなんでしょうか。

私は、財源がないというんだったらそれも致し方ないというふうに思うんですけれども、不用額を出していてないというふうには言えないと思うんです。その点だけお尋ねします。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

決算書143ページから144ページの農業経営基盤強化対策事業のいわゆる猛暑です、昨年の夏も暑く、なおかつ今年の夏も暑く、非常に農家の方も２年続けて苦労されているかと思います。昨年の状況に関しましては、お米に関しましてのお話しとなりますが、令和５年産米ではもう、これはもう、連日のように新聞のほう、新聞あるいはテレビ、メディア等でも米不足の要因となっておりますということで、盛んに報道されておりますが、昨年の夏場の高温と干ばつによりまして、全国的に米の品質低下、こちらは高温障害によりまして玄米が白く濁ってしまう、それから、大幅な収量減少が発生いたしました。その大きな要因となったものが、稲の穂の出穂期に高温状態がずっと続いたことによって稲の栄養が不足となって、稲が生きるために力を使って実をならすことへの力が足りなくなってしまったと。簡単に言えばそういうことになるかと思うのですが、そういったことで、等級低下、それから、規格外の多くの発生というものが生じました。

それから、これまでなかなか表には出てこなか

ったのですが、イネカメムシというものが昨年大発生、全国的に大発生いたしまして、それによって大幅な米の収穫の、収穫量の減少ということがございました。それから、カメムシによって吸われた玄米が黒く斑点のようになってしまったということで、斑点米で、そういったことが出荷する際に農産物検査というものを受検されるのですが、そこで等級低下、場合によっては規格外になってしまったと。そういった規格外になってしまった米に関しましては、なかなかいわゆる概算金という農家さんの直接の収入につながるものがつかないということで、多くの農家の方が困惑されておりました。

今年度、今年産におきましてもこの同じような、それを上回るかつてない規模の長い期間の猛暑が続いて、同じように米の品質低下、白未熟粒の発生によって、本来であれば１等だったところが２等、２等だったところが３等、それから、イネカメムシの発生がかねてより警告が出されておりまして、こちらに関しましてはＪＡ南彩のほうでドローンによります空中散布を農家さんが委託したところ、それから、農家さん自ら薬剤を散布した方に関しましては、ほぼほぼ斑点米の被害はなかったと伺っております。

なお、この異常な高温状態の中で米の栄養不足によって白未熟粒が発生して、２等、３等が多いというのが、これまで寄せられております農協からの当町において、あるいは近隣のお米の農協さんが取り扱っているお米の検査の状況でございます。

議員さんがお話しされておりました水のかけ流し、こちらも用水の都合がつけば理想は夜間にかけ流しをして、できる限り昼間と夜の温度差を大きくするということで、そういったことが山間部や特に米どころの地域ではそういったことが昨年の反省を踏まえて実施されております。そういったことから、特に新潟では去年は１等米の比率が非常に低かったということで報道されておりますが、今年は今のところ１等が９割以上出ているという新聞報道も出ておりましたので、そういったところで用水の都合がつくところに関しましては、被害が受けにくかったということでございます。

この高温状態が続く夏が来年以降も恐らく続くと思いますので、宮代町に限らず暑さに強い品種への転換というのが求められるところでございます。

今、埼玉県のほうで推進している品種というものが、かねてより暑さに強い品種ということで、彩のきずなという品種があるのですが、それについても去年、今年のような猛暑のような、猛暑の状態が続くとなかなか１等米が出にくいという状態が続いておりますので、県のほうでは今現在、県内各地で展示法を設定しまして、あと、恐らく一、二年後すれば新たな、埼玉県が育成した新しい暑さに強い品種が栽培が開始されるということで、県のほうからも情報が寄せられております。

そういったことからも米に関しましては暑さに強い品種の転換、それから、暑い中での肥料、穂肥ですか、そういった作業も重なりますので、そういった部分でも今後広まるであろうスマート農業の推進の中でドローンなどによった穂肥の散布、そういったことも徐々に広まっていくのではないかと考えております。

それから、明日の農業担い手支援事業、それから、農業生産基盤整備推進事業、こういった一応事業ごとで予算科目によって事業ごとで分かれておりますが、トータルで担い手支援対策ということで町のほうでは取り組ませていただいておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

149ページから、決算書149ページから154ページの商工振興事業のリフォーム補助金について、再質問についてお答えのほうを申し上げます。

委員おっしゃるとおりすごく利用率の多い生きた補助金であると実感しております。今年度につきましては、５月20日をもちまして300万の予算に達しているところではございます。先ほどおっしゃった不用額、昨年に関しましては確かに不用額のほうが出ております。今年度につきましては、これと同じように不用額が出るのか、また、他の補助金等がこれから必要とされる方もいる可能性もございますので、ちょっとこの額をこちらのリフォームのほうに予算を回すというのは、ちょっと今現在どうなのかなというところはございます。

今後、こういう例えば燃料ですとか原料、物価高騰等の時代でございますので、こういう交付金など国から追加ですとか、手当てがあった場合、こういうものの配分に検討のほうをさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

もう、これ以上の答弁は出ないと思いますので、再々ということになるのか、取りあえずるる、農業経営基盤強化対策事業、143、144ページの関係で、高温障害については、そうしますと昨年以上に今年度は厳しいと。これは聞かれるんですよ、住民から。去年も暑かったけれども、今年の暑さも順調じゃないと。米は大丈夫なんでしょうか。そういう意味では、暑さに強い米を作っていくという長期的な展望はお聞きしたのですけれども、当面、今年の、今年については去年以上ということで理解してよろしいですね。

あと、もう一つ、決算書149、150ページの商工業振興事業、これ以上の答弁はないということで、ぜひ、昨年度も不用額が出て、もう、300万じゃ足りないんですよ。今年ももう、既に300万いっていると。だとすると、もう、これ以上申請できないわけですよね。ですから、今の物価高騰の状況から言っても、やはり、きちっと今年度は補正はつけられるかどうかということなんですけれども、ぜひ、この点考慮していただいて、善処してもらうように、これは要望ですが、お願いしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

143、144ページの農業経営基盤強化対策事業に関連しまして、今年の米と去年の米の比較でございますが、去年は先ほど若干触れさせていただきましたが、高温と干ばつによります品質低下、それから、イネカメムシによる減収、大幅な減収というのがありまして、ありました。

今年度におきましては、昨年の反省を踏まえて様々な県あるいは農協を通して、米作り農家さんにおいてはいろんな対策のほうを講じられております。その一つが、イネカメムシ対策ということでドローンを使った空中散布を宮代町で約270ヘクタールの田んぼでお米が作られておりますが、その３分の１の面積でドローンによる防除が実施されております。そこでドローンによる防除を実施した農家さんにおきましては斑点米の発生はなかったと伺っております。こちらにつきましても、農協の検査官からも聞いております。

あと、収量減少に関しましては、今年産におき

ましては何人かの認定農家さんの方、それから、当町で一番お米を作っております株式会社新しい村のアグリ生産課のスタッフにも聞いておりますが、昨年のような減収はないと。そこそこ少なくとも７俵半前後は採れているということで、収量の減少はないのではないかと。収量への影響は避けられているのではないかと考えております。

なお、ＪＡが提示しております概算金に関しましても、上げ幅ではかつてない規模の概算金額の設定がございました。さらには、民間のお米の集荷業者、あと、ちょっと言葉は悪いですが闇米屋さん、そういった方が各お米作り農家のお宅に行って、直接買い付けるケースも出ております。そういった場合もテレビや新聞でも報道されておりますが、１俵当たり２万円から２万3,000円ぐらいの取引でお米がそういった業者さんが農家から直接買っているといったような状況となっておりますのが、現時点での今年産の状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

ここで休憩いたします。やっちゃいます。すぐ終わる。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　時間も長くなっておりますので、３点だけお伺いいたします。

まず、１問目なんですけれども、決算書で言いますと146ページ、新しい村魅力アップ事業になります。説明書では30ページになります。こちらのほうなんですけれども、今回５年度、決算だけにちょっと限って言います。6,201万374円、これですと前年度に比べて1,755万2,790円多くなっております。多くなった原因を見たのですけれども、この新しい村育苗施設機械設備更新工事、これが2,739万円ということで多いんですけれども、ただ、増えた分がもうちょっと少ないので、この残です、この983万7,210円分、これは事業でどこかで削減していただいたのではないかと思うんです。この指定管理のほうはそんなに金額変わっておりませんので、どのようなところで削減が行われたのかということをお伺いいたします。

それから、２問目になるのですけれども、決算書で152ページになります。前段の委員でもあったのですけれども、宮代ｉＩｉｎｅ！の発行なんです。これ、昨年度は163万7,163円ということで、今年度15万3,469円増えているんです。これに対して、部数も同じな訳ですので、この決算書の152ページのこの委託料のところ、観光情報誌配布委託料、この26万9,332円または観光情報誌作成委託料が152万1,300円、これ、どちらのほうが増えたのかということをお伺いいたします。

最後の質問になりますが、決算書154ページ、消費者対策事業でこの中で昨年度は決算のほうだけにしますけれども、８万5,203円だったんです。今年度が50万1,098円ということで、41万5,895円も増えているわけです。相談件数は逆に118件あったのが94件という形で減っているのですけれども、何で予算がこれだけ増えるのかなと思ったのですが、これは調べてみますと大きいところで研修会講師謝金が20万円、これ、たった１回しか研修をやっていないのに、何でこの20万も払わなければいけないのか。それから、もう一つ、この杉戸町負担金のところです。これが25万1,802円増えているんですけれども、この、こちらの負担金の内訳をお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

決算書146ページ、それから、説明書の30ページとなります。

新しい村管理運営事業の令和４年度決算額と令和５年度決算額との差額ということで、まず、大きなものは先ほど泉議員おっしゃられたような新しい村育苗施設の更新工事が大きなものでございました。それから、令和４年度におきましては委託料の中で魅力、新しい村魅力アッププランの策定委託料というものが913万円計上されて、執行されておりましたので、その分が要因となっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

決算書152ページの委託料、観光情報誌配布委託料と観光情報誌作成委託料なんですけれども、こちらのどちらが減っているかということなんですが、配布委託料のほうが減っている状態です。

続きまして、決算書154ページの消費者対策事業です。謝金、研修会の謝金ということで20万、１回のコースで20万ということなんですが、こちら、前段の委員さんのほうでもご質問があった成果書、説明書の178ページをお開きいただきまして、一番下の黒い四角なのですが、若者のための消費生活講座ということで、こちら、５年の８月６日に進修館の大ホールのほうで200人を集めて、こちら、吉本興業の芸人を招いて消費生活講座というものを行いました。こちらは吉本興業の芸人さんが２組、４人いらっしゃって、舞台上で消費生活講座を笑いを入れながら若者です、先ほど申し上げたとおり17歳から40代の方々に分かりやすく笑いを入れながら浸透するような講座のほうをさせていただきました。

同じく、決算書の154ページの杉戸町の負担金ということで、杉戸町の負担金ということで、先ほどこちらも前段の議員さんからご質問があったとおり、宮代町が月曜日と水曜日、杉戸町が火曜日と木曜日のほうに相談窓口のほうを行っておりまして、昨年から金曜日の窓口のほうを杉戸町が会場なんですが、こちらを折半で杉戸町と宮代町で出しているような、負担しているような形になっております。そのための杉戸町負担金ということで25万1,802円のほうを計上させていただております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

そうしますと、最初の新しい村の件は別に事業的に何か努力して削減したわけではないということですね。分かりました。何かいいあれがあったのかなと思ったものですから。

それと、あと、いいねのほうなんですけれども、増えた減ったじゃなくて増えたと言ったと思ったのですけれども、何か今、先ほど答弁で減ったというふうに私には聞こえてしまったのですが、どちらのほうが増加したのかと聞いたつもりだったのですけれども、15万以上増えたということで、だから、印刷代が増えたのか、それともそのポスティングの委託料が増えたのかということをお伺いしたと思いました。

それと、最後の話なんですけれども、その吉本で４名の方が来たからということで20万ということなんですけれども、果たしてそれが本当に効果があるのかどうかというのは、ちょっと分からないんじゃないかと思ってお伺いしたのですけれども。

あと、その杉戸町の負担金につきましては折半ということなんですけれども、例えば、どういう

ものに幾らぐらい必要だからとか、そういう内訳を伺いたいなと思ったのですけれども、ただ単に負担金が25万1,000円とか折半ですとか言われても、ちょっと意味が通じないのではないかと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（高澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

大変失礼いたしました。

観光情報誌の作成委託料で私、すみません、減ったと申し上げたのですけれども、これは増えたということで訂正のほうをさせていただきます。

あと、吉本と、決算書の153ページ、154ページなんですが、こちらは20万円の研修の謝金ということで吉本興業の芸人さんを呼んだということで、吉本興業の芸人さん、テレビとかでも出ていらっしゃる芸人さんということで、消費生活講座のほうで、要は集客がこれで望めると。200人の方に参加していただいて、それだけの方にこの講座に参加していただけるということで20万円支払いのほうをさせていただいたということでございます。

同じく、154ページの10、杉戸町の負担金ということで25万1,802円ということで、こちらは全て消費生活相談員の人件費となっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　すみません、**九**山です。

１点だけお願いします。

説明書は175ページの一番下、耕作放棄地再生利用対策、144ページ、耕作放棄地再生利用対策補助金25万3,000円なんですが、再生企業に対する支援をこの協議会に出したということなんですけれども、この金額的にはそんなに大きくないんですけれども、ちょっとどんなものに使ったのか、例えば、研修に使ったとか教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

説明書175ページ、耕作放棄地再生利用対策と決算書144ページの耕作放棄地再生利用対策補助金の、でございますが、こちらにつきましては、宮代町地域農業再生協議会が実施主体となって、耕作放棄地の再生、耕作放棄地を再生して、きれいに耕作可能な状態にして担い手農家へ橋渡しして引き継ぐという取組を実施しております。こちらにつきましては、この補助金を宮代町地域農業再生協議会のほうに支出いたしまして、この再生協議会のほうで、の事業といたしまして町内の業者さんのほうで、に委託をして雑木が生えたような状態の水田を雑木の伐採、伐根、それから、除草、それから、刈り草の除去、処分、それから、耕うん等の耕作放棄地だった水田を耕作可能な状態にする事業に要した費用としてこの金額を執行したものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

ということは、これはまた、今年もやっているということでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

こちらの耕作放棄地対策事業補助金でございま

すが、今年度も、失礼しました、水田ではないのですが、畑の利活用ということで実施を予定しております。現在その畑を所有されている農地の所有者をされている方、複数名いらっしゃるのですが、その方からも同意が得られて、かつ、再生後の農地の利用についても担い手農家の方の同意も得られて、稲刈りが終わった秋以降に順次除草作業から始まって、きれいな畑に再生する取組を実施する予定で現在進めております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で産業観光課の質疑を終了いたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（土渕保美君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月17日火曜日午前10時から委員会を開き、引き続きまちづくり建設課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　７時１４分

決　算　特　別　委　員　会

第　４　日

出席委員（１３名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		金子正志君	
小島あけみ君		泉　伸一郎君	
鈴木次男君		合川泰治君	
塚村香織君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長　田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

会計管理者	宮野輝彦君	まちづくり建設課長	髙橋勝己君
土地利用推進室長	石塚孝信君	上下水道室長	惣滑谷和君
まちづくり建設課主幹	折原淳君	まちづくり建設課主幹	和田光春君
まちづくり建設課主幹	島村明子君	まちづくり建設課主幹	清水頼孝君
道路担当主査	鷲谷栄一君	教育推進課長	田中啓之君
教育推進課学校管理幹兼副課長	竹内知子君	生涯学習室長	飯山武君
教育推進課副課長	小川雅也君	教育推進課主幹兼指導主事	齋藤真美子君
教育推進課指導主事	嘉茂達哉君	教育推進課指導主事	三浦洋介君
教育推進課主幹	小島英樹君	教育総務担当主査	髙橋道彰君
生涯学習室主幹	川﨑章人君	生涯学習・スポーツ振興担当主査	荒川俊二郎君
文化財保護担当主査	山﨑健司君	文化財保護担当主査	横内美穂君
総務課長	菅原隆行君	企画財政課長	井上正己君

本委員会に出席した事務局職員

事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（土渕保美君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、９月13日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３８号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（土渕保美君）　これより、まちづくり建設課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課長の髙橋です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹の和田です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　道路担当主幹、折原です。よろしくお願いします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○道路担当主査（鷺谷栄一君）　道路担当主査の鷺谷です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（清水頼孝君）　建築開発担当主幹の清水です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村です。よろしくお願いいたします。

○土地利用推進室長（石塚孝信君）　土地利用推進室長の石塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

また、質疑、答弁は、明瞭簡潔にてお願いいたします。

それでは、一般会計分の歳入歳出一括して質疑をお受けします。ただし、企業会計は入りませんので、ご注意ください。

質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　おはようございます。

丸藤でございます。何点かご質問させていただきます。

特別会計はないということなんですが、139ページ、140ページの４款衛生費の中の上下水道費があります。

これは、地方創生臨時交付金を活用して、水道料金の基本料金の免除を２か月分したということなんですが、これは確認です。２か月行った内容について、ご説明をお願いいたします。

それから、２点目は、決算書153、154ページの８款土木費の関係で、まず繰越明許費３億5,312万円、これについての内容と、不用額について、4,797万円の内容についてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、東武動物公園駅東口整備事業の用地補償費等が増額となっております。決算ですので、これについての実施状況ですね。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員、何ページでしょうか。

○委員（丸藤栄一君）　これは153、154ページに係る問題、それから、155、156ページの３目の道路新設改良費の、ここでの繰越明許費１億407万円、この内容についても、改めてお願いしたいと思い

ます。

それから、決算書157、158ページの４目橋りょう維持費の橋りょう維持管理事業なんですが、この内容については、28か所の橋梁点検を実施したということなんですが、これは全ての点検が終了したのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

それから、決算書159、160ページの一般住宅耐震対策事業がございます。

この内容なんですけれども、町の専門家の耐震診断士の方々と、町民の間で個別相談を行ってきたということなんですが、これに係る内容ですね、どういった内容で、この間進められてきたのか、その点お伺いをしたいと思います。

それから、159、160ページに係る問題で、東武動物公園駅西口周辺整備事業で、東武動物公園駅西口わくわくロード事業なんですけれども、これについて、県道春日部久喜線と中央通り線との交差点改良工事が完了したということなんですが、これらについても、併せてご説明をお願いしたいと思います。

最後ですが、東武動物公園駅東口周辺の関係で、これは、説明書では45ページに書かれております。

駅前広場の無電柱化に向けての予備設計を実施したということなんですが、予備設計ということは、本設計、それから実施になると思うんですけれども、この辺の予備設計が終わった状況で、今後どのような段取りで無電柱化に向けて進んでいくのか、その点お伺いをしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

決算書の139、140ページの水道事業の内訳につきましては、水道の減免、１回分の調定を行いまして、件数が１万5,360件、金額につきましては4,678万3,472円でございます。そのほかに、職員の２人分の児童手当ということで21万6,000円ということで、4,699万9,472円を一般会計のほうから補助していただいておるものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹の和田です。

決算書153ページ、154ページ、土木費の繰越明許費と不用額についてご説明させていただきます。

繰越明許費３億5,312万7,557円ということで、こちらについては、主に道路新設改良費の中の都市計画道路整備事業12号線の整備における用地交渉の進捗によって、繰越しをしているところでございます。

不用額については、こちらも道路新設改良費の中で多く不用額が出ております。道路新設改良費の中で、約2,900万円、3,000万円近く出ております。内容につきましては、地区生活道路で360万円ほど、こちらは用地測量、後退用地のところ、申請によって出てくるものでございまして、こちらの申請の数がちょっと少なかったということで、不用額として計上しております。

続きまして、不用額の中で、都市計画道路整備事業ということで、こちらの中で、昨年度から繰り越した分の事業費につきましても、用地交渉の進捗によって不用額となっているところでございます。

続きまして、３番目の質問で、決算書159ページ、160ページ、東口用地補償費の増額理由ということですが、５年度につきまして、今まで交渉してきた相手と、内諾をいただきまして、契約締結が進んだという理由になっております。

続きまして、４番目、155ページ、156ページ、３目道路新設改良費の繰越費の内訳、こちらにつきましては、主に都市計画道路整備事業を繰り越しております。

委託料につきましては1,900万円、工事請負費につきましては6,040万円、公有財産購入費1,184万円、補償費1,100万円程度を繰り越しております。こちらの内容につきましては、都市計画道路春日部久喜線の町道第12号線の関係において、用地交渉の進捗により、用地費を繰り越している状況でございます。

続きまして、決算書157ページ、158ページ、橋りょう維持管理事業。橋梁点検28か所を完了したかというご質問をいただきました。

点検については、宮代町橋梁99橋ございますが、そのうち、５年に一度点検するということで決まっておりますので、今回、令和３年、４年、５年度と３年連続で点検をしてまいりまして、この99橋を約30橋ずつ点検をしてまいりました。令和５年度28橋で、全ての橋梁の点検は完了しております。こちら、また、５年の周期で点検してまいりますので、また令和８年度から、約30橋ずつ点検に入っていきたいと思っております。

ちなみに、点検によって、損傷が激しいものというのは、緊急的なものというのは見つかりませんでしたので、引き続き程度の悪いところから、長寿命化対策工事を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、決算書159ページ、160ページ、西口わくわくロード整備事業の中の春日部久喜線と中央通り線の交差点の完了についてでございます。

こちらにつきましては、令和３年度から事業を開始しておりまして、４年度の繰越明許、令和５年度への事故繰越しと、ちょっと時間がかかってしまっておりますが、令和５年度に完成いたしまして、交差点の電柱移設のほうに大分日数を要してしまいましたが、こちら、交差点の改良が完了しております。

続きまして、決算書159ページ、160ページ、説明書45ページです。

無電柱化、予備設計が完了しましたということで、今後の流れについてですが、今年度、無電中化の詳細設計を発注しております。こちら、予備設計の段階で、各専用業者から参画希望を取りまして、無電柱化に対し、通信業者、電気業者、ガス、水道、その辺のところなんですけれども、予備設計のほうで参画が決まりましたので、その参画する業者と詳細について、今後詰めていくような状況となっております。

ただ、県道のほうで既に無電柱化が始まっておりまして、県道の東口通り線と駅前広場がつながりますので、それに合わせて、接続部分を含めて検討しながら、今年度、詳細設計を実施しております。こちら、詳細設計が終わりますと、委員おっしゃられたとおり、実施設計を行いまして、工事に入っていくという状況になります。

工事につきましては、全体的に全て１回でできないので、用地を買えているところから、施工のステップ検討をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（清水頼孝君）　建築開発担当主幹の清水です。よろしくお願いいたします。

耐震に関する相談の内容、実施状況でございますけれども、令和５年度につきましては、窓口であったり、あと、お電話でお問合せをいただきましたお客様に対しまして、お客様のご承諾いただいた上で、個人情報、お名前とご連絡先、そちら

のほうをお聞かせいただきまして、その情報を、耐震に関する専門家でございます町の登録の耐震診断士及び耐震改修工事店で組織されました宮代町耐震の会、こちらのほうにお客様の情報のほうをご提供させていただきまして、個別に相談をしていただいております。

実績としましては２件、ご自宅の耐震に関するお悩みでございましたので、そちらをご案内申し上げました。

それと、昨年の10月、地域防災訓練において、こちらのほうでも２件ほど、ブースのほうを設けさせていただきまして、２件ほど相談があったということでございます。詳しい内容につきましては、ちょっと我々のほうで把握しておりませんで、内容としましては、ご自身でお住まいの住宅の耐震の関係でございました。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

１点目の水道事業会計の補助金は分かりました。

それでは、決算書153、154ページの関係で、繰越明許についても分かりましたが、不用額について大きかったのが、そうしますと、道路新設改良費が360万円ということで、これが一番多いわけですねということで確認したいと思います。

それと、東口整備事業の用地補償もやっているということなんですけれども。これは用地買収は、計画の何％ぐらいまで達成しているのか。それと、達成した面積についても分かると思いますので、お示しいただきたいと思います。

それから、用地交渉、残りあとどれぐらいなのか、それも併せて、これについてのめどといいましょうか、どういうふうな状況になっているのかも、併せてご説明をお願いしたいと思います。

それから、３点目の町道第12号線の関係については分かりました。これについては、内容は分かるんですけれども、進捗状況はどういう状況になっていますか。その点、お願いしたいと思います。

それから、決算書157、158ページの橋りょう維持費の関係でありますけれども。一応99か所ある中で、５年に一度で、一応、令和５年度で全ての点検を終了したということなんですけれども、これは長寿命化を図る、もちろんそれで実施されているんですけれども、これの優先順位というのは、やはりかなり、橋梁の劣化具合と言ったらいいのか、その辺どういうふうにして、約５年に一度、３割ぐらいずつ進めていくに当たって、どう選択されているのか、どういう順番で長寿命化を図っているのか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、決算書159、160ページの町登録の耐震診断士なんですけれども、あまり詳しいことが分からないということであればあれなんですが、ちなみに宮代には何人ぐらいいらっしゃるのか。宮代町耐震の会ということなんですけれども、これはどれぐらいで会を組織されているのか。その点分かれば、お願いしたいと思います。

あと、西口わくわくロード事業なんですけれども、県道と中央通り線との交差点改良工事が完了してということで、なかなか私は、西口わくわくロード事業だけに特化するような進め方については異論を持っているんですけれども。今後、駅前から行くと、東武動物公園あるいは新しい村まで曲がっていきますよね。それと、駅西口の役場の駐車場に入る道路も、やっぱり真っすぐ行って、直線で行かれない、やっぱり多少曲がっていく、そういうような道路になっているんですけれども、その辺で、西口わくわくロード事業というのは、今後どういうふうな展開になっていくんでしょう

か。その辺も気になりますので、お願いしたいと思います。

それから、最後、東武動物公園駅東口整備事業の無電柱化なんですけれども、これから詳細設計に入っていって、実施工事にいくわけですが、これは１回に、すぱっとできないという説明なんですけれども、これは、宮代の場合は橋までですよね。僅か短いんですけれども、それでもやはり１回にできないということは、数回に分けてということなんですけれども、どれぐらい今後かかるのか。それと、令和６年度では詳細設計に入っているのかどうか、その点も併せてご説明をお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員、155、156ページの不用額に関しまして、ちょっとお聞きしたいんですけれども、不用額360万円というのはどの部分なのか。

○委員（丸藤栄一君）　先ほど、153、154ページの繰越明許費と不用額が、繰越明許費が３億5,312万円と言いましたよね。それから不用額が、4,797万円か。すみません、単位を間違えました。これの大きい不用額ですね。このとき、道路改良費で360万円と聞こえたものですから……そうですね、ここでの360万円という答弁を聞いたものですから、そのことだと思うんですが、私がさっき聞いたのは、特に大きい、不用額の部分で大きい部分ですよね。はっきり答えていただきたいという意味で聞いたんですけれども、ちょっと聞きづらいところがありましたので、お願いしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　分かりました。

答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

決算書153、154ページ、繰越額と不用額の内訳について、先ほど私のほうで、ちょっと分かりづらい答弁で申し訳なかったんですけれども、不用額4,100万円の中で多くを占めているというところで、道路新設改良費が多くを占めている、道路新設改良費の不用額として約2,900万円程度、その内訳として、先ほど360万円というのは、地区生活道路整備事業の不用額が360万円程度。ここは、ちょっと細かく言いますと、主要町道整備事業が約25万円、都市計画道路整備事業として2,500万円程度が不用額となっております。

続きまして、決算書159ページ、160ページ、東口用地の進捗ということですが、現在は、用地の進捗率として約67％、用地の面積として2,086平米程度を取得しております。

続きまして、決算書155ページ、156ページ、町道第12号線の進捗ということでございます。

町道第12号線、面積ベースで、進捗率が約86％となっております。こちら、残る地権者についてはもう数名なんですが、今、鋭意交渉中でございます。できれば、来年度には工事をできるような状況で、交渉を進めてまいりたいなとは思っていますが、ちょっと、今までと理由は、交渉が難航している理由は変わらないので、引き続き当たっていきたいなというふうに考えております。

続きまして、決算書157ページ、158ページ、橋りょう維持管理事業、長寿命化計画において、どのような優先順位で橋梁を整備していくかということでございますが、こちら、点検の結果、３段階に裂傷度というか、分かれますので、その１が健全、２が注意が必要、３は修繕が必要ということで分かれておりますので、３がついた場合は、優先的に修繕していくような状況になっております。

ただ、３がつかない橋梁の場合も、橋梁長寿命化ですので、平準化、修繕を行いながら延命して、修繕費を縮減していこうという制度でございますので、損傷度が２の場合でも、悪いところを計画的に直していくというような形になると思います。

優先的には、やっぱり損傷度によるものなんですけれども、橋梁は、コンクリート橋であったり鉄のメタル橋であったりすると、損傷の場所によって、また危険度が違ってきたりしますので、その辺も踏まえながら、担当とコンサル会社と調整しながら、優先順位を決めていくような形になっております。

続きまして、決算書159ページ、160ページ、西口のわくわくロード整備事業ということですが、直線で役場まで入っていけないということで、今回整備した交差点は、都市計画道路にもなっておるんですが、まだちょっと整備の見込みが立っていないというので、中央通り線が春日部久喜線と交差するときに、対向の町道と線形が合っていないということで、警察のほうと協議をして指摘を受けたので、そちらのほうの交差点の改良をひとまず修繕して、完了させたということになります。

わくわくロードにつきましては、今後、エリアの中で必要な皆様の意見をいろいろ酌み取って、必要な整備ができたらなというふうに考えておりますので、以上でございます。

続きまして、決算書159、160ページ、東口の整備についてでございますが、今、宮代町で受け持っているというか整備をしているのは、駅前広場の部分でございますので、橋のちょっと手前までですね。橋から少し県道部分ございまして、駅前広場として広がる部分のみ、町のほうで整備という形になります。

多分その小さいエリアで、予備設計、詳細設計を１回でできないのかという、多分ご指摘だと思うんですけれども、一応段階を踏む理由につきましては、まず参画してもらえる業者の聞き取りから入って、もしかしたら電線共同に入らないという業者もあるかもしれないので、まず一番最初に、最初から町のほうで細かい設計ができない状況になっております。

まず予備設計で参画する業者を決めて、それから、いろいろな状況を確認しながら、ある程度予備段階の設計図面を起こしまして、そこから取り出しとか詳細について、引込管とか、無電柱化する部分としない部分の境目の連携管と言われる部分なんですが、下から電柱に上がっていく部分とか、その辺を詳細に決めていくような形になりますので、予備設計と詳細設計というふうに分かれていくような感じです。

先ほど、予備設計、詳細設計、実施設計というふうに言ったんですが、ただ、今年度、詳細設計を実施しております。実施設計というのは、工事に入るために必要な数量とか単価とかを見直す作業になりますので、こちらはそんなにかからないんですが、直営でできるかどうか、ちょっと分からないんですけれども、その辺については、うちのほうでも縮減するように検討していきますので。

ただ、予備設計と詳細設計という流れにつきましては、どこの無電柱化整備事業を見ましても、その流れを踏んでやっておりますので、宮代町のほうでも５年度に予備設計、今年度、６年度に詳細設計を発注しているところでございます。

以上です。

すみません、答弁漏れがございました。東口の面積で、残りの面積というご質問があったと思うんですが、約1,000平米が残りの面積となっております。町道12号線のほうにつきましては、約600平米が残面積となっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（清水頼孝君）　建築開発担当主幹の清水です。

ご質問いただきました耐震診断士の数、それと耐震の会の構成でございますけれども、まず、住宅等の耐震診断を行う耐震診断士につきましては、町でご登録いただいているのは７名でございます。いずれも、町内に事務所を有する一級建築事務所であったりとか建築士さんがご登録をいただいているという形でございます。

それと、耐震工事店という形で、耐震の工事を行っていただく工務店さん、大工さん、そちらのほうのご登録いただいておりますのが、12社でございます。

この７名と12社で組織されておりますのが、いわゆる宮代町耐震の会というところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、１点だけ、東口周辺整備事業の駅前広場の無電柱化なんですけれども、宮代では初めての無電柱化ですから、いろんなほかの自治体の経験なども踏まえてやっているんだろうと思うんですけれども、意外と話を聞いて、時間がかかるんだなというふうに思いましたけれども、やはり一番、そうすると、予備設計から、今年度が詳細設計になって、実施設計に移っていくという中で、先ほどの答弁だと、やはり業者が参画してくれるのかどうかというのが一番難しいところなのかなと、答弁聞いていて、そういうふうに思ったんですけれども、その辺は参画業者を決めていくのに、何が一番難しいんでしょうかということなんですけれども。

もちろん入札しますから、参画するというか、業者というのは、それは多いほどいいと思いますけれども、どれぐらい予定しているんでしょうかね。

先ほど答弁を濁していたんですけれども、何をどういう状況を見ながら、進めていかなければいけないんですか。その辺、もう少し詳しい答弁をお願いしたいと思うんですけれども、技術的に難しいのか、それから入札そのものが、業者がしやすいようにしていくように持っていくのか、何が難しいのか。その辺、普通の工事と違うところは、どんなところなんでしょうか。それで時間もかかるのか、その辺も併せてお願いしたいと思います。その１点。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

東口の無電柱化、予備設計についてのご質問です。

先ほどちょっと私のほうで、参画と申し上げましたが、無電柱事業につきましては、宮代町のほうで無電柱化を行います。今、道路に電柱等で、例えば東電とかＮＴＴとか通信業者、電力業者とかその辺、有線とか、そういうのが電柱に共架されているんですが、あと、下には水道管、下水道管、ガス管ということで、こちらを一まとめにして地中化にしようという事業になっております。

参画というのは、まず町のほうで、予備設計の段階で、ある程度その状況を調査して、無電柱化するならばこういう管路を入れて、こういう形で進めていきますよ、この形で進めていきますので、無電柱化したい、入れたい業者さんは、希望を出してくださいという形になるんですね。

無電柱化じゃない場合は、電柱とか電線とかになりますので、道路占用という許可を町のほうに

出していくんですが、無電柱化の区域に指定されますと、内容が、電柱が倒れたりして危なくないようにしようというものなので、景観のこともあるんですが、なので、まずそういう形で、参画の調査というか希望を取りますので、入札等については、町のほうで工事をしますので、全て町で一括で工事はします。

最終的に、できた管を入れるための設備をつくって、そこに入れたい業者さんは教えてくださいという形の作業というか、手続を踏んでいるのが、予備設計の段階です。詳細設計の段階、今、今年度やっている詳細設計につきましては、その参画を希望された方と詳細な打合せ、中に入れる線がどれぐらいなのか、どれぐらいの太さが必要なのか、今後の需要を見越して、もうちょっと太いのを入れたいとか、通信線ももっと太いのを入れたいとか、かなり専門的な分野になるので、私も内容までは今後、今勉強しているところではございますが、そういう形になってきます。

先ほど私が、ちょっと濁したというか、予備設計は今言ったような、詳細設計、今年やっているのが、細かく仕様を決めていったりするような状況なんですが、実施設計というのは、仕様が今年の詳細設計で決まって、工事発注に向けた単価入替え等なので、こちらは業者さんにお願いしているんですが、なるべくそこは、うちのほうでも直営でもある程度できますので、直営もやりながらそこの費用は縮減していくという、実施設計の費用は、今までもそうなんですが、縮減はしているような形になります。なので、予備設計と詳細設計の違いはそういう形になります。

希望者が、別に難しいとか、そういうことではなくて、通信業者、電力業者等が、無電柱化のエリアになれば、そこに入らなきゃいけないものですから、電柱が許可にならない地区になりますので、おのずと中に入れていくという形にはなっていきますので、特に参画する業者に対して難しさと、獲得するとかと、そういうイメージではないんですけれども、今後、詳細設計の中で、今、駅前広場の周りに、どういう建物が建つかというのは、まだ今の段階では分かりませんので、その辺の需要を調査したり、どれぐらいの管を入れておけばいいのかとか、そういうのの調整が、やっぱり難しくなってくるというふうに感じております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございませんか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

何点か質問させていただきます。

決算書の158ページの都市計画総務事業で、説明書のほうは、46ページ、47ページの和戸駅周辺活性化事業と姫宮駅西側周辺活性化事業なんですけれども、こちらの委託料565万4,000円のところで、今、５年度の決算ではございますが、今回、説明されました西口の企業さんの進出とか、今、和戸のほうにも企業さんの進出のほうが出ていますけれども、こちらに関して、この金額が使われて、こういう成果として表れたのかということを一つお聞きしたいです。

それと、決算書の156ページ、これは道路新設改良費の地区生活道路整備事業のところで、説明書が183ページですね。

ここで、先ほどの委員の質問の中にもあったと思うのですが、360万円不用だったというところで、こちら、道路を新設、思ったよりもする必要がなかったのか、どういったことで少なくなったのかをご説明ください。

あともう一点、説明書の186ページの公園等環境管理事業です。決算書が162ページ、こちらは、

地域のオリジナルパークをつくろう！の事業費も含まれるとあるんですけれども、町内の28ある公園を、こちらを整備されている金額だと思うんですが、管理事業の中の施設修繕費179万4,000円と、あと委託料の公園遊具点検業務委託料93万5,000円とありますが、こちらの公園遊具点検というのは、公園の中のベンチも入るのか、それを聞かせていただきたいです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○土地利用推進室長（石塚孝信君）　土地利用推進室長の石塚です。

決算書の159、160ページの委託料、産業系土地利用候補地検討業務委託の565万円についてのご質問をいただいておりますので、お答え申し上げたいと思います。

今回、５年度の事業といたしましては、まず和戸駅周辺ということではなくて、和戸駅周辺を含めた宮代町全体の活力創出に向けて、もう少し広域的かつ客観的な観点から、今後の新たな産業系の土地利用が見込める場所を、様々な観点、道路状況とか地質、それと、近隣市町へのネットワーク道路の関係も含めてなんですが、それらを含めて調査をさせていただきました。

そんな中で、新たな土地利用の候補地として位置づけられるであろう場所を選定させていただいております。この選定作業については、次期宮代町総合計画の後期実行計画の際に、土地利用方針図の見直しを見据えた作業となっております。

これらの作業と並行いたしまして、和戸駅の周辺では、高野島におきまして、令和５年度に地元の地権者による勉強会を組織いたしまして、いろいろ検討を進めてまいりまして、今年の７月に、進出を検討いただいている企業さんが説明会を実施しております。進出企業については、株式会社ベルクでございます。

また、姫宮駅の西側地区については、先般ご説明したとおり、株式会社コメリさんが町道252号線の沿道に、検討を今、予定をしていただいております。

いずれの企業も、前向きにご検討いただいているわけですけれども、やはり出店の時期等については、まだまだ調整も必要ですし、地権者様の合意形成にも、まだ時間がかかるということでございますが、できる限り早期に出店が実現できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　道路担当主幹、折原です。

地区生活道路整備事業の不用額等についてお答えいたします。

令和５年度の地区生活道路整備事業の内容といたしましては、建築後退用地に絡むもの、あと未登記に関係するものがメインでございます。令和５年度予算につきましては、ある程度、令和４年度の決算等を見込んだものを、予算額という形で入れているところでございますけれども、実際、令和５年度の建築後退用地の届出等が令和４年度よりも少なかったというところから、300万円ちょっとの不用額が発生しているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　主幹、島村です。よろしくお願いいたします。

決算書161ページ、162ページ、説明書181ペー

ジの公園等環境管理事業の遊具点検の委託につきましては、こちら、昨年度、令和５年度につきましては、遊具の点検を100基、それ以外については77基で、合計177の公園の遊具や施設について点検をしております。

遊具につきましては、毎年度、全ての遊具について点検はしておるんですけれども、ベンチであったり、水飲みであったり、公園等の公園施設につきましては、全てを毎年やるということは予算的に難しいので、年度で分けて点検を発注しております。

ベンチにつきましては、令和４年度に発注させていただいて、令和５年度には入っておりません。ベンチが壊れた場合につきましては、先ほどお話のあった修繕費のほうで修繕をさせていただいておりまして、令和５年度につきましては、学園台ゆりのき公園のベンチの撤去を、こちらの修繕費から支出いたしました。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

和戸駅、姫宮駅周辺は承知いたしました。それと、地区生活道路のほうも分かりました。

今の公園の修繕なんですけれども、オリジナルパークのほうにすごく注目がいって、お金もかけられて、草刈りロボットとか、そういうものも入っていると思うんですけれども、同じ地域に住んでおられる方で、近くにある公園のベンチを直してほしいとか、そういう声がございまして、オリジナルパークのほうにたくさんお金使っていて、こっちのほうは直してもらえないのかなという、ちょっとご意見等ありましたので、ベンチ、今、なかなかできないということでしたが、チェックも今の遊具とは別にやっているということですが、そのあたり、どのぐらい壊れてというか、木製だったりしたりするものが、結構、何年ごとぐらいに交換されていたりするんでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　決算書161ページ、162ページ、説明書181ページで、修繕ということなんですけれども……186ページ、ごめんなさい。

特に何年ごとという決まりはないんですけれども、壊れましたら修繕させていただいております。

今現在、修繕をしてほしいというところは、修繕というか、壊れてはいないんですけれども、交換をしてほしいという公園は、学園台地区と和戸地区で１か所ずつあります。それは今年度、予算の状況を見ながら、直させていただきたいと思っておりますので、ご了承ください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　今まさに言っていただいた学園台地区だったんですけれども、やっぱり学園台にオリジナルパークができるので、どうしてもそこと比較してしまうようで、早めに改良していただけたらと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０５分

再開　午前１１時１８分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、まちづくり建設課の質疑を行います。

質疑はありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

１点分からないことがあるので、お聞きします。

説明書の16ページなんですけれども、道路使用料という項目があるんですけれども……

〔「何ページ」と言う人あり〕

○委員（鈴木次男君）　16ページです。

道路使用料なんですけれども、1,000万円以上の使用料が入っていますけれども、この町に有料道路というのはないような感じなんですけれども……

〔「占用料。使用料」と言う人あり〕

○委員（鈴木次男君）　使用料の中の占用道路。

すみません、あるんですけれども、ここ、1,000万円以上の使用料が入っていますが、どのような道路のことか、詳しく説明をお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　道路担当、折原でございます。

こちらの道路使用料につきましては、主に道路占用料ということで、電柱とか、あと、そこにかかっている線と、一応こういったところの占用料の金額が、約1,000万円あるというところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、この使用料というのは電柱ということなので、占用料は毎年、置いてあれば、ずっと毎年入ってくるという形の金額でよろしいのでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　道路担当主幹、折原です。

委員さんおっしゃるとおり、そこに道路を使って、例えば電柱がある、電柱と電柱の間の共架している線があるということであれば、毎年占用料として、ある一定の金額が入ってくるという内容でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　最後の質問になりますけれども、去年４年度よりも５年度にかけて、６万6,000円と若干増えているということは、これというのは大体、やっぱり毎年、電柱というのは増えていくものなのか、変わっていくとか、無電柱化とかもあるので、そうなった場合は減るとかというのは、見込みとかというのはあるものなんでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　道路担当主幹、折原です。

よくあるケースというものでいきますと、例えば開発帰属道路で道路が新たに整備され、認定道路として上がってくると。大体そういったところに関しましては、電柱とかが入ってきますので、基本的には増加傾向にあるというのが考えでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　こんにちは、佐藤でございます。

幾つかお尋ねしますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書の160ページに該当すると思うんですが、説明書のほうで申し上げますと36ページ、

わくわくロード事業のほうに入るかと思いますが。これ、第５次総合計画の42ページにもありますよね。

これの進捗が、令和５年度は、下のほうの前期計画とその工程のところにも、いろいろとありますが、特にこれの一環だと思うんですけれども、昨年度の５月ぐらいに、そこのセキ薬品と役場のスキップ広場との間に、竹を中心にした道路のところに何か造ったのがあって、課長のほうにもお尋ねした件がありましたが、非常に何か、僕のところには何件も、何だあれはとか、あと、僕は見ていないんですけれども、反対側のバス停のところに造ったものですから、危なかった事例もあったらしいんですけれども、これ、町民とのアイデアで、いろいろやったようにはお聞きしておりますが、これで60万円から80万円ぐらい、たしかかかったと思うんですけれども、これはどういった意図で、どのような効果があってとか、そのようなところが、ちょっと僕が探した限りでは、説明書等にも出ていなかったので、ここの説明と、あと……令和５年度ですよね、これね。４年度ですか、ごめんなさい。

じゃ、ちょっとここのところは、その後やらなかったという理由というのが、４年度のときにどのような、途中経過で聞いたときは、６件ぐらいよかったというのもあった、一時期は批判もあったというのがあって、そういうのをベースに、５年度やっていないとお聞きしておりますが、そのやらなかった理由というのと、あとまた、これについて、予算と決算の差がちょっとあるかなと思いますので、そこの説明をお願いいたします。

次に、決算書のほうで160ページ、説明書のほうで185ページになります。

前段の委員、何名かあったので、簡単になると思いますが、一般住宅耐震対策事業ですね。こちらのほうが、あまり知れ渡っていないというふうにお聞きしておりますが、これも予算決算の額の差が随分とあって、申請件数が先ほども、窓口・電話の問合せ件数が２件とご説明いただきました。実際、補助が１件、ブロック塀等の撤去補助２件、このブロック塀等は、チラシも作ってあるのは承知しておりますが、ほかのに埋もれて見当たらない。

数年前にある議員が、ちょうどこの場で質問したのも、僕、覚えておりますけれども、傍聴していて。こういうふうな形のものを１件ぐらいであると、本当、費用体効果の部分で、周知されていないということになりますから、広報紙やホームページ等により、各種制度の周知は分かりました。その各種制度というのが、ここでいう一般住宅耐震対策事業において、何件あるのか分かりませんけれども、こういうところで埋もれてしまうという形で、１件のために何人も職員の方が話し合って、いろいろやって、予算組んでとかとやって、結局１件、４年度はゼロ件というふうな形になっておりますので、ここのところも、どのように今後も考えていくのか。また、昨年度の検証は、どのように課のほうでやっていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

次に、決算書の156ページになります。

説明書では、ちょっと分からなかったんですけれども、道路維持管理事業というのが、上から５行目ぐらいにございますが、お聞きしたいのは、多分委託料の３、４、５に当たると思うんですけれども、道路清掃業務委託料、街路樹管理業務委託料、道路除草業務委託、この辺と、あと都市計画道路のその下の道路整備事業の道路用地草刈り委託、草刈り関係でよく聞くのが、歩道があろうがなかろうが、自転車は基本的に、乗っているときには歩道でなくて車道ということになっており、

道のほうに随分とはみ出している木とかがあると、昼間だったら見て避けられるけれども、夜は当たった瞬間に気がついて、びっくりして車道のほうに出てしまったというのが、危ない思いした。僕も対向車で見ていて、車がこっちにはみ出して、危ないなというのは見たことがあって、うちの近所で気がついたのは、お伝えしたら県道であっても、県道のほうに連絡してくださって、切ってはいますけれども、これをどういった形で情報収集して、あそこがいっぱい、歩道を歩けないぐらいに草が生えているよとか、いろいろあるとは思うんですけれども、どういった形で情報収集し、調査して、優先順位を当然つけられると思うんですけれども、その具体的な方法というのはどのようになっているのか。

以前から、当選する前、議員になる前の町民のときからも、いろいろ言っていましたけれども、例えばバスのドライブレコーダーを３か月に１回でも早送りで見て、ああ、ここのところは草がいっぱいあるなとか、わざわざ課のほうで、そのためだけにぐるぐる回らなくても、時間短縮でやる方法はいろいろとあると思うんですよね。町民生活課でも、５台のパトロールカーでドライブレコーダーついていますから、そこのところを見せてもらうとか、あと口頭で聞く、バスの運転手さんあたりでも、以前停留所のところに草がありましたけれども、そういうふうな情報を、できればそちらから教えてくださいじゃなくて、そういうの気がついたら、一元的に町民生活課なり、まち建のほうなり、集まるような仕組みをつくるようにという、アイデアとしてお伝えしたことあるんですけれども、その後どうなっているのか。そういうところで随分下がってくる。

あと、委託料というのが、どのような形で業者選定をなされているのか、また、これが適切なのかどうかというのがちょっと分からないので、ご説明をお願いいたします。

次に、先ほどの前段の委員の16ページに当たるのかどうか、ちょっと僕、分からないので、これ、まち建、町民生活課になるのかな。主に公共施設の利用者に、説明書の16ページですけれども、使用料及び手数料の。公共施設の利用者に負担いただく使用料のところに、公民館は入るけれども、進修館とか、そういうところは入っていないという理解でよろしいでしょうかね。入っているんであれば、ちょっと説明を求めたいですけれども。

○委員長（土渕保美君）　課が違います。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。ありがとうございます。では、ここのところは省きます。

次に、説明書の186ページの公園の、前段委員もお尋ねしていたんですけれども、そこのところではなくて、一番上のはらっパーク宮代の利用状況というところで、グラウンドゴルフが3,348も減少している。アーチェリーが1,790も急増している。これ、どのように判断されているのか、検証しているのかというところをお尋ねいたします。

これ、プラマイでなのかどうか分かりませんけれども、結果的に予算と決算、そんなに相違はないんですけれども、ただ、ちょっと僕、理解できなくて、ごめんなさい、一番上の米印で、42ページの地域のオリジナルパークをつくろう！の事業費を含みますとなっているから、ちょっと見方が分からないので、申し訳ないんですけれども、ここの説明をお願いいたします。

特にグラウンドゴルフとアーチェリーが、差が顕著なので、できればここ５年間ぐらいの増減のほうが分かるんであれば、お伝えいただきたいと思います。

次に、西口周辺整備事業、これ一括というか、併せてお尋ねしますけれども、東口整備事業、

160ページになります。これが、説明書のほうだと……いいです、話しながら探します。

これの委託費が、両方とも同額になっているのですけれども、たしか東口も西口もね。そこのところが、何ゆえ同額であるのか、やっている内容は違うのにというところのご説明をお願いしたいと思います。

次に、決算書の156ページになります。

都市計画道路整備事業というのがございまして、18番目に橋梁新設負担金816万3,355円というのがありますが、これはどこの橋梁の新設を指していて、また、この負担金というふうな中身、また、一昨年度、昨年度、今年度と、これがどのように変わっていくのか。800万円と、1,000万円近いものですから、額も大きいので、これをお尋ねしたいと思います。

先ほどの、ごめんなさい、東口のは別ですね、すみません。

あと、決算書の158ページ、これ、僕が間違ったかもしれないな……ごめんなさい、先ほどの委託費の、僕が間違えました、訂正いたします。

説明書の46、47で、にぎわい……ごめんなさい、違うな。46、47ですね。和戸駅周辺活性化事業と姫宮駅西側周辺活性化事業ですね。先ほどの、ちょっと訂正いたします。

これの真ん中にある委託費というのが、565万4,000円というふうにぴったり一致しているのが、なぜなのかというところと、だから、そこのところ、この書き方だとそういうふうに読めてしまうので、一応、念のために確認ということでお尋ねいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

１問目、決算書160ページ、説明書36ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業ということで、こちらについては、先ほどの委員がおっしゃられた事業は４年度の事業ですので、５年度につきましては、事業の内容といたしましては、歩きたくなるまちづくりシンポジウムということで、シンポジウムを開催させていただきました。委託費としては、イルミネーションのほうを設置させていただきまして、こちらのアンケート調査等を行っております。

予算と決算の差ということですが、こちらについては、委託費のほうと工事費のほうで、請負の差金等も含めて圧縮されたということになります。

続きまして、６番目の質問の決算書157ページ、橋梁新設改良費の負担金の内容ということでございますが、こちらにつきましては、杉戸県土整備事務所、埼玉県のほうで実施しております、姫宮落川にかかる寺の前橋宮代町道で行くと1598号線の架け替え工事、こちら河川改修によって、町道が架け替えられるんですが、宮代町のほうも道路の橋梁の拡幅と橋長の延長ということで、それ相応の負担が発生しますので、そちらの負担金のお金となっております。

事業期間は令和６年度まで、令和２年から令和６年度までで、県のほうで進めておりましたが、事業のほうが少し遅れておりますので、今の時点では６年度、今年度予定なんですが、まだ今年度の事業が１年ぐらい遅れていますので、もうちょっとかかるかなというところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　道路担当、折原です。

委員さんのご質問ありました決算書の156ページ、道路維持管理事業の委託料、こちらについてご説明いたします。

幾つかある委託料で、草刈りということでご質問をいただいております。町のほうで草刈りを施行する順番としまして、あるいは、また情報の提供、情報を入手する仕方といたしましては、基本的には毎年草刈りを実施しているところに関しましては、ある程度予定を立てて、ここの路線は草刈りが出てくるなというところが、定番として持っているところがあります。

また、地元からの要望とか苦情というのもありまして、それが県道であれば、県道のほうに情報提供して、それが町道であれば、町のほうで実施させていただくんですけれども、最近の傾向といたしますと、例えば農村部の町道というんでしょうか、農家さんとか通作でしか使わないようなところの道路とかの草刈り依頼とかも、あるはあるんですけれども、なかなか荒廃農地が増えてきているところに関しては、そういったところが目立ってきているというところが現状でありますので、感覚としては日々、毎年、草を刈る面積とか箇所というのは増えてきているなという感じがしております。

ある程度、定番のところに関しましては、草刈り、例えばシルバーさんに、ここという形で場所を選定して委託したり、あるいは単価契約ということで入札で決めて、単価契約でここを頼むよとかという形の発注方法がございます。あと、ほかの委託料のところにつきましては、道路側溝清掃業務委託に関しましては、小規模な箇所ですかね、こういったところに関しては、随意契約で施行しているところが多いです。

あと、道路清掃業務委託料につきましても、これは予算の執行状況によって、施行する範囲が決まってきてしまうんですけれども、一応こちらの金額によって、随意契約もしくは、金額が大きくなれば入札という形になります。

街路樹管理業務委託につきましては、施行する場所というのが、街路樹がある学園台、和戸、東姫宮方面、こちらあるんですけれども、こちらにつきましては、随意契約、複数の見積りによって業者を決めております。道路除草業務委託につきましては、こちらにつきましては、先ほどと説明が重複するかもしれないんですけれども、シルバーに随意契約で結んだり、あるいは単価契約を結んで、入札ですね、単価契約を結んで執行したりというところがあります。

続きまして、ちょっと私、聞きそびれてしまったかもしれないんですけれども、橋梁新設負担金ですか、先ほど委員さんのほうで、816万3,355円というような形でお話があったと思うんですけれども、こちらにつきましては、町道252号線の延伸の関係で、春日部市のほうで設計等を行っているものに対して、負担金を出しているものでございます。

委員さんおっしゃられるように、800万円という高額な金額で、これがいつまで続くのかというようなお話でございましたが、こちらにつきましては……すみません、私のほうで認識違いがあったかもしれないんですけれども、252号線のほうでよろしかったですかね。816万3,000円。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、156ページの都市計画道路整備事業、下から３分の１ぐらいのところにある橋梁新設負担金のことです。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　すみません、お時間いただきまして、ありがとうございます。

春日部市へお支払いする負担金のほうでございまして、こちら800万円ちょっとということで、結構なお値段がかかりますと。

じゃ、将来的にはどうなのかという話でございますけれども、こちらの252号線の延伸につきましては、一応目標としますと、令和10年度までに工事のほうを完了させる目標があります。それに伴いまして、新しい橋、隼人堀川に架かる新しい橋に関しても併せて、それに伴って供用開始できるように、春日部市の区画整理組合のほうでも進めているかと思うんですけれども、この負担金につきましては、橋梁の設計・施工に関する負担金でございまして、実際は、あくまでも予定ということなんですけれども、負担金につきましては、令和10年度ないしは令和11年度ぐらいまで負担金が発生してくると思われておりまして、金額のほうにつきましては、工事のほうになりますと、やはり金額のほうが高くなってくる見込みでございまして、そのピークが、令和８年度から令和10年度が、負担金が高額になるピークと思われます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（清水頼孝君）　建築開発担当の清水です。よろしくお願いいたします。

ご質問いただきました一般住宅耐震対策事業の周知等でございますけれども、町といたしましては、先ほどお話しさせていただきました、いわゆる地元建築士さん、工務店さんで組織していただいております宮代町耐震の会の皆様と連携をさせていただいて、制度の周知のほうを図っているところでございますけれども、耐震診断であったり耐震改修という形になりますと、やはり若干、大きな地震があったりとか、そういったときには、やっぱり皆さん関心が高いということで、今年の１月１日に発生しました能登半島地震と、１月以降につきましては、実際にお電話であったりとか、あと窓口のほうにお越しは、結構いただいている状況ではございます。

実際にそこから、ご連絡先とお名前をお伺いさせていただいて、耐震の会のほうに相談のほうを申し上げましたのが２件という形でございまして、実質的には相談としまして、正確な数字はちょっと把握はしておりませんけれども、大体10件近くはいただいているのかなという形で考えているところでございます。

今後につきましても、やっぱり町の広報紙、それとホームページ、それとあと地域防災訓練、そういったところで、耐震の会の皆さんと協力しながら、連携しながら、住宅の耐震化のほうの周知のほうを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村です。

ご質問いただきました決算書161ページ、162ページ、説明書186ページのはらっパーク宮代の利用状況ということで、多目的広場でご利用いただいているグラウンドゴルフの利用人数の減少の理由でございますが、主な理由といたしましては、屋外の施設であること、また、利用者の多くが高齢者であることから、近年の猛暑をはじめとした気象状況を理由に、利用を控えたためと考えております。

また、多目的広場をご利用の多くは、団体の方がご利用をいただいているんですけれども、団体の加盟人数も減っているということをお聞きしております。

また、アーチェリーが増えたということなんですけれども、こちらはコロナ禍で大会が減っておりました。その大会等が、コロナが落ち着いたことにより戻ってきたということになっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○土地利用推進室長（石塚孝信君）　土地利用推進室長の石塚でございます。

決算書160ページの都市計画総務事業のうちの委託料565万4,000円と、説明書46ページ、47ページの和戸駅周辺と姫宮駅西側周辺事業の金額についてご説明申し上げます。

こちらの565万4,000円については、前段の委員さんでもご質問いただいたとおり、和戸駅、姫宮駅を含む宮代町全体で、土地利用について検討させていただいたものでございます。

掲載の方法といたしましては、案分してというわけにもなかなかいかないということもありまして、同じ金額を再掲という形で載せさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

では、再質問のほうに、まず答弁漏れのほうで、歩きたくなるのシンポのほうで、160ページのやつで、イルミネーションがどうのこうのと話が飛んだんですけれども、要は竹でやった令和３年度のが、４年度にまた続けて行われなかったということについて、どのような検証をして、その結果、行われなかったとなったと思うんですけれども、その説明がなかったので、まずそこの答弁漏れのほうをお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

続けて行われなかった理由というのは、竹で作った道路に出して、社会実験を令和４年度に行わせていただいたんですけれども、こちらは、そのイベントをやるためにやっているわけではなくて、令和４年度にまちづくり基本構想をつくるために、市民参加を何回か行って、その中で、市民から出たアイデアを基にやってみようということになりましたので、あれを続けるためにやったものではなくて、社会実験として行わせていただいているので、それで皆様の意見をいろいろ聞き取って、いろんな意見がございましたので、それを基に基本構想を作成していったということになります。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、再質問に移らせていただきます。

まず、今の社会実験、社会実験と、何回も何回もおっしゃいましたけれども、社会実験であろうが何だろうが、予算を組んでやったものですから、きちんと検証がなされていなきゃおかしいはずなんですけれども、今のご答弁を伺った範囲では、市民からのアイデアを基にと、それで市民のほうに責任転嫁しているようにも聞こえますし、社会実験としてやった、単発的に、実験であれば、どういうふうなことを検証したいから実験した、それを行った結果、どのような効果があった、プラスマイナスあった。それで結果、翌年度やらないというのが自然な流れで、そのことをホームページでも、また議会の場、少なくとも、ごめんなさい、僕は町民だったので、傍聴していなかったときがあったらごめんなさいですけれども、少なくともホームページの資料ではなかったですけれど

も、あれに関しての検証というのを見た記憶がないものですから、そこのところのきちんと、この町が一番できていない検証、また、そういう資料も残していないというところを確認する意味でお尋ねしたので、そこのところはお答えいただきたいと思います。

また、予算決算の差、この件に関して、160ページのところですよね、決算書で。

先ほど、イルミがどうのこうのとか、いろいろありましたけれども、請負との差で圧縮というふうに、抽象的なことで説明がありましたけれども、それは請負とか事業、竹のほうをやらなくてイルミやったとか、違いはあるんですけれども、ちょっと説明が不足だなと思いましたので、そこもお願いいたします。

橋梁負担金の内容、157ページのほうは、これはありがとうございます、分かりました。

次に、決算書156ページの道路維持管理の、簡単に言っちゃうと草刈りのですけれども、これも答弁漏れに近いような形に僕は捉えましたけれども、要は情報収集を定期的にとか、あと、最近これ、ごめんなさい、僕は草木とか専門家じゃないので、そういう詳しいという、自称詳しいという友達とかにも言われて、温暖化で草とか伸びるのも早いから、例えば今まで10月ぐらいに見ればよかったのが、９月のときで草が大きくなっちゃっていて、それで歩道を圧迫するとかというのもあるんだと思うと。あとは、除草剤とかきちんとやっているのかとかいうのもありますけれども、実際問題、対処の部分もありますけれども、情報収集のことを僕自身は、ちょっと前々から、何度も窓口でもお話しさせていただいておりますけれども、５次総で、縦割り行政からの脱却で横串だと言っておきながら、行くたびにお聞きしても、全然そういうのは伝わってこないので。

例えば宮代町の役場の職員の方って、町民の方も多い、在住している方も多い、また車通勤の方も多い。そういう人が通っていて、ここ危ないんじゃないのか、そういうふうな情報というのが自然に入るようにというか、できているのかどうか。そういうことも以前、ご提案というか、お聞きしたんですけれども、どうも担当が替わったりとか、年度が２年度前ぐらいになると、伝わっていない、聞いていないというのを度々聞くものですから、そのような内部的な情報交換も含めて。

また、先ほども、ちょっと休憩中にもお話しさせていただきましたけれども、担当課だけでやらないで、そういうところの情報を基に、じゃ場所分かったから、いきなり行ってという形でやったりとか、それを計画に優先順位的に組み込んでいってやれば、わざわざ職員の方が行ったりとかしないで、時間も効率的に図れると思うんですけれども、そのようなところ、決算の令和５年度のほうはしようがないにしても、今後も含めて、そのような効率化のことをやっていこうとしているのかどうかというところも、併せてお尋ねしたいと思います。

そうですね、特に小学生、中学生が、通学路、こういうところは、特に中学生は自転車でいて、これも僕も体験しましたけれども、やっぱり夕方から夜になってくると見えないで、枝がぴんと出ていたりとかすると当たるんですよね、普通に、自転車で通っていてもね。そういうところも含めてのチェックが、ちょっと甘いんじゃないかなというふうに思っているので、ご説明お願いいたします。

橋梁の負担金のほうは、先ほど細かくはありましたけれども、令和８年から10年がピークというふうな……ごめんなさい、決算書のほうの156ページですね。816万3,350円、そうですね。８年か

ら10年に、延伸の関係でピークというふうにおっしゃっていたということは、これよりもさらに増えていくということでしょうけれども、見込みというか試算というか、どれぐらい増えていくような計画でいらっしゃるのかというところをお願いいたします。

また、ピークを超えた後の減り方というのもどんな感じで、要するに総額的にどうなのかと、できればグラフがあって、山があってというのが、見える化できればよかったんですけれども、そのようなところをざっくりで構いませんので、細かいことは後でお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

次に、耐震事業の件で、たしか158ページですね。10件近くの相談がありとなっていますけれども……ごめんなさい、160ページ、ずれていました。そうですね、ごめんなさい。説明書は185です、ごめんなさい、私がミスです。

耐震事業、10件近くの相談がありというふうな説明を先ほどいただきましたが、これは、調べているかどうか分かりませんけれども、例えば耐震事業のほうで、町として、耐震の修繕というか、対策が必要と思われる、空き家のほうと似たような発想になってしまいますけれども、町として、本当はこれくらいの世帯の方がざっくりで必要なのになというのは、ある程度は把握されているとは思うんですけれども、それはどれくらいなのか。それのうちの10件近く相談があったというふうに理解はしているんですけれども、先ほど10件近くの相談が。その中で、さらに10分の１の１件がとかという話になってはいますけれども、もっと伝え方で、個人が持っているところであれば、ちょっと難しいところもあるかもしれないので、そういうふうな、例えば広報みやしろに、こういうふうな建物は耐震が必要ですよとかというふうなモデル的な図を出したりとかして、もっと訴えるような形をしなければ、これ伸びていかないし、実際問題、特にお年寄りの世帯は、逃げるのもできないしで、年金生活でそういうところも気が回らない、目が届かないというところもあったりとかしますので、そういうところも含めて、まずそもそも町として、どれぐらいの情報を持っているのかというところをお願いいたします。

はらっパークのこと、162ページのところに関しましては、ある程度理解はいたしました。特にはらっパークのところは、屋外、高齢、あと団体の減少、参加加盟者の減少というところはあるかと思います。

一方で、夏の頃は特にそういうのがあるでしょうけれども、であれば、例えば秋から冬、春にかけて、暑くないときの、そういうふうな活用方法を提案してみるとか、ほかのところはどのようにやっているのかとかというふうな提案的なところも加味した上で、やってみたらいかがかなと思います。

アーチェリー場の件は、これ、アンケート取ったりとかしたのかどうか分かりませんが、町としてのこうではないかという決めつけなのかどうかというところか分かりませんが、一応コロナ減、コロナを理由にはしていらっしゃいますけれども、そこのところは何を根拠に、先ほどのはらっパークの件もそうですけれども、高齢だからとか屋外だからとかというのは、ぱっと説明すれば、そうなのかなと思いますけれども、実際、これまで使っていた人が使わなくなった、そういう方たちに対して、実際にお聞きしたりとか、アンケート取ったりとかしたのかどうかというところも含めてなのかどうか、先ほどのご説明がね。というところをお答えいただきたいと思います。

姫宮、和戸の件は、先ほど休憩中にも確認した

ので、私自身は分かっていたんですけれども。これ、一般の人が読んだときに、ばらばらに読めてしまうので、例えば委託費の565万4,000円のが、和戸駅のほうでは姫宮駅西側周辺活性化事業を含むとか、そういうふうな形の読みやすさのほうをもうちょっと考えて、これは希望でいいですけれども……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、ページ数をお願いします。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、説明書の46、47ページでございます。

ちょうど見開きになっているので、余計、これちょっと質問も多く受けたものですから、一応確認としてお尋ねしたんですけれども、普通に見ると、やっぱり事業名が違っているので別で、何でこれが一緒に金額なんだというふうに言われて、僕も答えに窮したところも、うっすら聞いてはいたけれど、あったものですから、確認として聞かせていただいたので、内容は分かりました。先ほどの説明で確認ができましたが、説明というか例えば44ページの一番上で、令和４年度からの繰越しも含みますとか、令和５年度予算のうち令和６年度に繰り越していますとか説明があるように、これの委託費のほうが、これだけではないというのは分かっておりますので、姫宮のほうを含む、右のページは和戸のほうを含むというふうに、これは希望になりますけれども、そういったのが一つの例として、一応上に姫宮駅、再掲というのは書いてありますよ。書いてありますけれども、やっぱりここのところを読んだ後に、ここにたどり着くわけですから、そこのところをちょっとお願いとして伝えておきます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時０２分

再開　午後　１時０５分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、まちづくり建設課の質疑を行います。

答弁を求めます。

主査。

○道路担当主査（鷲谷栄一君）　道路担当主査、鷲谷です。よろしくお願いします。

決算書の156ページで、草刈り等、苦情とか要望の情報収集をどのようにしているかということで質問がありましたが、まず道路担当自体が、要望、草刈りだけではなくて、いろいろな苦情とかが毎日のように来ます。その中で、例えばそういう草刈り以外の苦情の際とかでも、町内全域、草が伸びているとか、繁茂しているとか、あと樹木が生い茂っているとか、そういうのは確認するようにしております。

ただ、それだけではなくて、町民の方、住民の方、今日来られている委員の方も入りますが、そういった方からの話で、こちらのほうに話が来る、道路担当のほうに話が来るということが多々ございます。ただその話も、住民の方も道路に言ったらいいのだか、町民サービスとか環境に言ったほうがいいのだかとか、あと農政とか、あと財政担当、管財担当とかに話がよくいくことがあるんですけれども、そういった話の中で、この部署は道路担当だろうとか、この部署は農政担当だろうとか、そういうので横とのつながりで、道路担当のものについては道路担当に来ることが、来るというか、そういった情報共有はしております。

今現在なんですけれども、シルバー人材センターに随契で、町内27か所の草刈りをやってもらっ

ております。ただ、その中で27か所、シルバーさんが草刈りやりました。やって、職員もそれを確認しに行ったりもしております。そういった中で、ほかのところで草が生えているとか、そういうところが特に今年は多いような気がするんですが、職員のほうが確認して、ほかのところでも頼んでいないところも、草が生えていれば直営で刈ったりとか、シルバーに頼んでいるところであれば、シルバーにやってもらったりとかもしてもらっております。

ですので、苦情とかそういったものについては、いろいろと情報収集は、他部署からの話とか、あと住民等からの情報、苦情とか、そういった話がありまして、草刈りとか、そういった管理についてはやっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

決算書160ページ、説明書36ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業の社会実験、令和４年度に行ったものが、どうして続けて行われなかったか、その説明をということですが、令和４年度に行った社会実験については、基本構想をつくる上で、市民参加により提案された意見等をまとめて、パークレットの設置という実験を行ったんですが、これによって基本構想の中で、この社会実験についての振り返り、経緯、目的、手続やアンケートの結果、実験の結果等はまとめておりますので、こちらの社会実験が続けて行われるという、なぜ続けて行われなかったのかということの回答になりますと、こちらは基本構想に向けた社会実験で、基本構想の中で、その経緯についてはまとめているということで回答させていただきます。

あと、予算決算の不用額の話だと思うんですけれども、西口周辺整備事業につきましては、不用額、節ごとに言いますと、需用費が20万円、委託料で72万円、工事請負費で179万円の不用額が出ております。

こちらについては、当初、社会実験というか、４年度までの基本構想を策定するに当たって、いろいろ市民の方からの声をいただいたり、どのように整備していくかという話の中で、昨年度もご説明させていただいたと思うんですけれども、大規模な整備は、ちょっと今の段階では難しいということで、基本構想の中でも整理しておりますので。

ただ、公園のようなコミュニティ道路というコンセプトがございまして、その中で、社会実験の中でも、例えば休憩施設がとてもよかったとか、そういう意見もいただいております。そのような意見を基に、今後、整備する工事を検討していくんですが、５年度の段階では、その分の工事、まだ今後、検討が必要ですので、その検討に要したため、工事費が使えなかったということと、ほかに修繕工事等もありましたので、そちらの差金とか、そのような形で、このような不用額が生まれております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　決算書160ページ、説明書185ページの耐震の関係になると思います。

こちらにつきましては、相談件数が少ない理由といたしまして、そもそもなんですけれども、耐震補助の対象というと、昭和56年以前の住宅ということもありまして、持ち主、家主の方も既に高

齢化であるというところですね。あと、資金面だけでなく、やっぱり意識の面でも、なかなか耐震に踏み切るということができないのかなというところでございます。

いざやるとなると、何百万円もかかるものですので、やっぱり持ち主が高齢化ということも大きな要因じゃないかなというふうに思っております。

こちらの耐震の関係につきましては、耐震改修促進計画というものがあるんですけれども、こちら、当初つくってから、令和３年に更新をかけているんですけれども、その時点では、策定時点で87％、耐震の率が進んでいるということでございます。それが、令和７年度の更新、５年ごとに見直しなんですけれども、こちらの間に、目標として、95％という目標に向かって進めているところでございます。

ただ、先ほどの説明のとおり、なかなか今、増えないという状況にありまして、ちょっと今、数字的なものは出ていないんですけれども、恐らく90％近くにまでは上がっているんじゃないかというふうに思っております。

そのような形で、先ほども説明させていただいたんですけれども、ＰＲとして、耐震の会等、協力を得まして進めているところでございまして、ホームページ等、広報等を使ってやっているところでございます。

今年度の新しい取組といたしましては、ＬＩＮＥの登録者がかなり増えていますので、町のほうのＬＩＮＥの登録者が増えていますので、こちらのほうに、初めてなんですけれども、ＰＲとして載せてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村です。

決算書161ページ、162ページ、説明書186ページの公園等環境管理事業の中で、はらっパーク宮代についてなんですけれども、ご質問が、アンケート等をグラウンドゴルフやアーチェリーに取っているのかということだったんですが、アンケートについては取っておりませんが、アーチェリーにつきましては、大会のご利用しかありませんので、団体の代表者の方と密にお話をさせていただいておりますので、その中でのお話となります。

グラウンドゴルフにつきましても、団体の代表者の方と、大会等やイベント時にもご協力いただいているので、そういった中でお話を聞いた内容となっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

では、再質問か、させていただきます。

ちょっと、答弁漏れとまでは言わないかもしれませんけれども、まず156ページの草刈りの件で、日々苦情が来る、他課からの連絡も、今お話を伺った限りでは、ある程度の一元化は、ほかの課にいったとしても、一元化されているようには先ほど聞こえましたけれども、私の聞き方が悪かったらご指摘ください。

いずれにしても、草刈りのほうというのは、これ特に、先ほども休憩前に申し上げましたが、通学路、特に冬場も含めて、暗い時間の通学路等というのは、そこに草に当たった瞬間に、自転車なんて車道側に行って危ないというのは、僕も何度か目撃もしておりますし、そういうところを重点というのも何ですけれども、きちんとそのようなことがなされるような、今のところ一元化はされ

ているとおっしゃってはいますけれども、現実、結果論として、放置されていたりとか、あそこのところまだなのでとかというのは、結構多々見られるところであるので、そこのところをもうちょっと、今までは10月１日にやっていたのを９月の半ばにするとか、生えるのが早くなっているとすればね。

それとか、先ほど申し上げたように、二度ほど窓口でも言っているんですけれども、提案というか、こういうのはどうと言っても、全然やっていなさそうですけれども、いろいろドライブレコーダーを早回しで見れば、あるかないかとかはすぐ分かると思うんですよね。そういったものを使って、でき得る限り職員の方は外に出ないでも済むような形。

先ほどお話ありました、シルバーに27か所任せている、その後、職員が後日確認というフレーズがありましたが、これというのは、そこのところ、作業を行いました。それで、別に紙ベースじゃなくてもいいですけれども、写真撮って、作業前・作業後という形で送ったりとか、紙ベースで印刷で渡しとかと、そういうことをされていないということなんですかね。

似たような形で、私も前職で、いろんな工事業者に委託して発注して、作業前・作業後のを見てという形でやったりとかもしていて、要は職員の方がわざわざ足を運んだりという、その時間にほかの仕事をやっていただいたほうが、逆に言うと、別な言い方すると、そのために委託したりとかしているわけですから、そこまでやっちゃうと、非常に業務時間の無駄と、無駄とまでは言い過ぎかもしれませんけれども、なるんですけれども、そのところはどのように考えていらっしゃるのか。

つまり、そこのところを圧縮することで、もっとお金もかからないで済むんじゃないかと思うので、ご説明願います。

次に、西口わくわくのほうで、160ページのところ、これ５次総の42ページになるのかな、基本構想作成のためというお話がありましたけれども、この基本構想というのが５次総のことなのかどうかということ。

先ほどの話がどんどん広がっていったんですけれども、要は私がお尋ねしたいのは、この前の令和３年から４年、行わなかったのは分かっているんですけれども、それを３年度の時点で、市民を入れて、市民参加の上で基本構想のために行ったというふうな話ありましたけれども、それを行うに当たって、目的があって、そのための手段として、あの竹の通路みたいなものを作った。それに関しての検証、また基本構想に合致しているかどうかも含めて、広い意味での検証ですけれども、資料もあるというお話ではありましたけれども、その資料が内部にとどまっているのではないかということ、というのは。僕の周りで話されるのが、僕もちょっと秋に竹アートで参加しているものですから、聞かれちゃうんですけれども。佐藤さんがあれ関与したのかと言われるけれども、全然僕は関与していないんですけれども、要は町のほうでそういうのを、竹のをやりました、こういうふうな市民の参加の下で社会実験として行いました、そこまではいいですけれども、そういうのも含めて、その後に検証して、結果こういうふうになりました。社会実験として、今後の西口わくわくに資するものではない、基本構想に合致するものではないとか、何かしらがあって、行わなくなったというふうな経緯があると思うんだけれども、そういうこともきちんと、少なくとも僕が傍聴している範囲の議会及びホームページ並びに広報みやしろ等に出ていた記憶が、僕は、申し訳ないんですけれども、見落としだったらごめんなさい、な

いものですから、そこのところをお尋ねします。

ちょっと先ほど、主幹でしたっけ、ご説明がどんどん広がっていったものですから、そんな広いことを僕、そこまで分かっていませんから、理解できていませんから、ピンポイント的な感じでお尋ねしたんですよね。他課も含めて、この町の検証がなされていないというところの一つの証左としてお尋ねしました。

次に耐震の、課長から説明があった昭和56年以前、これ、以前たしか窓口で教えていただいたと思ったので、特に学園台の、３丁目はちょっと分からないですけれども、２丁目とか宮代台とかというのは、56年以前の建物ですから、何人か聞いてみたんですけれども、そもそもこの制度を知らない。知らないから、その後の課長の説明で、意識面が向いていないとか持ち主の高齢化というのは、アンケートしたわけでも何でもなくて、それは執行部のほうの、課のほうとしての推測の域を脱していないから、高齢化じゃないかとか、そういうふうな言い回しになってくるんだと思いますけれども。こういうところをきちんと、これも検証ですけれども、やっているのかどうか。その上での回答を、主観的なものではなくて、客観的なデータとかに基づいて、５年に１回やっているのであれば、答えていただきたい。

また、５年ごとにやっているのであれば、それの進捗と、計画もあるでしょうけれども、それとの実際の乖離というのが。例えば目標、令和７年95％を目標しておりますという説明がございました。実際、97％達成率ありますであればいいんですけれども、これが90とか85とかとなっているのかどうか。それも全く分からないものですから、そこのところをもう少し、ここのところは、特に高齢化というのを理由にしているのであれば、高齢者のほうが耐震ができていなければ、潰されてしまうとかというおそれが高まるというものもありますので、そこの説明と、あと、これは答弁漏れかどうか分かりませんが、町として、これくらいの戸数が、世帯数で１万5,000ですけれども、建物としてはもっと少ないでしょうけれども、これだけの戸数は、ちょっと耐震化の面で不安だなとか、そういうふうなのをデータとして持ち合わせているのか。持ち合わせているとして、持ち合わせていないならしようがないですけれども、持ち合わせているとして、それに対して、どのようなアプローチをしているのか、また、それの対応というのはどのように考えているのかというところが分からないと、判断が、数字だけぽんと出されても、決算のほうで検証のしようがないんですよね。そこをお願いいたします。

最後に、公園、はらっパークとかの件は、大会等があるときに代表者と話をしている、密に話をしてやっているというのが、ちょっと強調はされていたけれども、僕の聞いている範囲では、そうではないというのが入ってきたので、質問をさせていただいたんですけれども、そこのところは、代表者と話している、実際問題、きちんとアーチェリーなりグラウンドゴルフなりのところのを、町がどこまで把握していて、先ほどのように言い切れるのかというところをご説明願います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課長、髙橋です。

まず、決算書160ページ、説明書36ページの西口わくわくロード事業についてでございます。

こちらにつきましては、基本構想という話が今まで出てきましたけれども、基本構想を基に整備につなげていこうということで進めておったんで

すけれども、Ｒ３年、目的があって、検証があってというお話がございましたけれども、当時、パークレットをやるに当たっては、大々的な整備に向けて、このような形を取ったらどうだろうかというところですね。

当初の総合計画、町の総合計画に位置づけられた大緑道のようなものに近づけていったらどうなんだろうかという話もありまして、大リニューアル的な考えがありました。ただ、このパークレットの検証、検証というか結果から、安全上ですとか通行上には特に支障はなかったんですけれども、市民の方、議員の皆様からの意見として、道路を狭めることはいかがなものかというご意見もありましたので、これにつきましては、町の意向として、もうこれはやりませんということで明確に決まりましたので、では何ができるのかというところで、その後、まちづくりアイデアですとか、今回、小学生に絵を描いていただいて、どんな整備ができるのかというところにもう一回戻るというような形の事業の進め方をしておりましたので、そういう意味も含めまして、事業費等、不用額が出ているというところもございます。

今後につきましては、規模を縮小した上で、何ができるのかというところを、まちづくりアイデアであったり、小学生の絵を描いていただいたりというものがありますので、その辺を反映させた形で、休憩スポットになるのか、もしくはプレースポットになるのかというところもありますけれども、基本構想、公園のような道路というところでありますので、うまくまとめられればなというふうに考えております。

今のところ、どういう形というのはまだ決まっていないんですけれども、これからそういったアイデア等をまとめて、形にできたらなというふうに思っております。

それから、耐震につきましては、主観的な担当の意見じゃないかというところではございます。こちらにつきましては、なかなかデータを取るに当たっても、あくまで補助金というところもありますので、なかなか、どういうアプローチをしたらよいのかというところもございます。

ただ、今回の見直しというのが、令和７年に５年ごとの見直しがされますので、その中で大きなというか、その中で確認をしていかなくてはならないのかなというふうに思っておりますので、今年度につきましては、ＰＲに努めるというところはあるんですけれども、来年度、数字的なところは、どこまで調べられるか分からないですけれども、極力、今の現状はどういう形なのかというところが把握できるようにというふうには心がけたいというふうに思っております。

続きまして、決算書156ページ、説明書182ページ、こちらにつきまして、通学路等、歩道のところがメインになると思うんですけれども、こちらに草があることで、草に当たって歩道から車道に出てしまったりして、危険じゃないかというところであると思うんですけれども、こちらにつきましては、担当からの説明もあったとおり、草が生えているかというところだけをパトロールしているわけじゃなくて、苦情等で出たときに主要な道路等を通りますので、そういったときに確認をしていると。例えば、行きは県道を通ったので、帰りは違う道を通ろうというような形で現場を確認しているというところでございまして、草だけのために回っているというわけではございません。

写真で確認できるのではないかという話があったかと思うんですけれども、こちらにつきましては、支払の際には写真で確認させていただいております。ただ、細部については、やっぱり確認ができないところもありますので、場合によっては、

現場も確認をするということをやっているという内容で説明させていただいたというふうに私は思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村です。

決算書161ページ、162ページ、説明書186ページの公園等環境管理事業の中のはらっパーク宮代についてでございますが、月に一度の定例の報告会であったりとか、年度の事業報告時にヒアリング等を行いながら、指定管理者から随時報告を受けております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

ちょっと答弁漏れというか、答弁していただけなかったので、先ほど課長から、竹の例のやつはやりませんと、町としてはやらないと決定したとおっしゃいましたけれども、そのことを要は、先ほども言ったんですけれども、広報やら何やら、ちゃんと知らせたのですかというところを、要するに都合のいいことは、はっきりといろいろとアピールしますけれども、都合悪いようなこと、こういうふうなことは伝わっていないというふうに、先ほど質問したはずだったんですけれども、どうなんでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課長、髙橋です。

これにつきましては、議会の皆様に対しては説明をしているというふうに認識しているんですけれども、広報等に出すというようなレベルの内容ではないというふうには私は思っております。

というのは、具体的にこういうような整備をしますということが決まっていない段階でのお話ですので、それを公に発表するということは必要はないのではないかというふうに考えての判断でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点質問をさせていただきます。

決算書の161、162、公園等環境管理事業の委託料についてお伺いいたします。

この街区公園の草刈・樹木管理の委託料の、まず内訳を教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　決算書161ページ、162ページ、説明書186ページの公園等環境管理事業の中の委託費、街区公園の草刈・樹木管理委託料の内訳でございますが、まず１点目に、令和５年度街区公園等樹木管理業務委託ということで、1,001万円で東武緑地に委託をしております。こちらにつきましては、薬剤散布３回や高木の剪定等、あと生垣の剪定等を委託してございます。

次に、２点目に、シルバー人材センターに除草の草刈りの委託料として、460万1,086円委託してございます。

そのほかの金額につきましては、シルバー人材センターや町内の業者の方に、高木の剪定であるとか、あと雪の被害で樹木が折れたりとか、そういったものの剪定等を委託しております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。分かりました。

その中で、いつも公園などの草刈りを私も気にしていて、お願いして、すぐやっていただいて、いつもありがとうございます。

地域の方もご理解というか、していただけておりまして、町で対応してくれているというのを町民の方も承知をしているところです。

それで、草の多い公園に関して、特に、シルバーさんがやってくださっているのもお見かけするんですけれども、その草の処理、処分の仕方までご存じであるのか、処分の処分費とかも、きっとかかっているのかなと思うんですが、ちょっとその辺、もしお分かりでしたら、教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村です。

決算書161ページ、162ページ、説明書186ページの公園等環境管理事業の草刈りの関係なんですけれども、処分については衛生組合のほうに持っていってございます。委託が処分費含めてなので、区分はごめんなさい、分かりません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

車の荷台に草を載せて運ばれているんだろうなというのはお見受けしているんですが、結構草の処分も大変なのかなというのを感じていまして、草刈りをした草の活用ということで、もしかしたらもう、そういうのをお考えになっているのかと思うんですが、例えばある１か所に集めて、米ぬかと一緒に、それが土に返るということで、そういった活用の方法だったり、あとは農家さんのマルチの代わりになったりとか、いろいろ処分の活用方法というのもあって、大量に出るので、あとは衛生組合に持っていく処分代とか、持っていくことを考えると、これから何かそういう活用方法もあるのかなと思っているところなんですが、そういうのちょっと、そちらのほうでも、町のほうでも考えているのか。

あと、最後なので、夏の草刈りとかで、やはりシルバーさんの体力的なところもあると思うんですね。それで、ただ、ちょうど草が伸びる時期が暑い時期でというところで、重なっているところもあるんですが、町民の方からは草刈りしてと言われるんですけれども、シルバーさんへの配慮というか、そういうところもあるのかということも併せてお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村です。

決算書161ページ、162ページ、説明書186ページの公園等環境管理事業の草刈りの件についてなんですけれども、処分については、ご提案ありがとうございます、今後検討させていただきたいと思っております。

シルバーさんへの配慮ということなんですけれども、近年、夏場が猛暑によって、草の生え方であるとか草の強さが、だんだん変わってきているようには感じております。そのため、令和５年度に風土記の丘公園の公園の利用部分ではないのり面について、防草シートを張ったりであるとか、あと、新しく公園を造るときには、ダスト舗装といいまして、多少草の生えが抑えられるようなものにするとか、そういった考慮は考えさせております。

また、シルバーさんとも、町内全域やってお

ますので、順番等があると思いますので、その中でも順番等を一緒に考えながら、ご相談させていただきながらやっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

大きく２点、質問させていただきます。

まず、１点目なんですけれども、決算書156ページ、道路維持管理事業、説明書は182ページになります。

まず、道路・側溝等清掃業務委託料、これが216万5,091円ということで、昨年度と大して変わらないということで、これは大体年間、このぐらいの金額で収めているということなのかどうかということをまずお伺いするんですけれども、この道路・側溝等清掃業務、特に道路側溝の場合は、131万3,950円ということになっていますけれども、これに関して、どのようなときに側溝掃除をされるのかということも併せてお伺いします。

それと、小さく分けた質問で申し訳ないんですけれども、この表組みのところ、合計で91件ということで、昨年は75件でしたから、結構増えているんですね。修繕工事が増えているんですけれども、この中でその他のところで、原材料費等というところが125万7,996円で、昨年が127万6,836円なので、大して変わらないんですけれども、修繕工事が増えている割には原材料費が変わらないというのはどういうことなのかも、併せてお伺いします。

それから、２点目なんですけれども、決算書156ページ、説明書が183ページになります。

地区生活道路整備事業、こちらのほうで、測量調査等業務委託が62万1,063円ということになっております。今回の道路整備工事が３件出ているわけなんですね。昨年は５件あって、なおかつ、測量調査のほうの委託料は24万2,000円ということで、今回工事が少ない割には、測量のほうが33万9,063円も増えているんですけれども、これはどういうことであるかということと、あと、その下のほうの用地買収で、未登記用地１件ということで、こちらは10万5,571円、これに関しましては、決算書では156ページの下から４行目ですよね、道路用地購入費ということで、10万5,571円となっているんですけれども、これはどこの場所を購入されたかをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

決算書156ページ、説明書182ページ、道路維持管理維持事業の側溝清掃業務委託についてお答えいたします。

側溝清掃業務委託につきましては、去年と変わらない、予算的にはもうちょっと去年より増やしているんですけれども、そのきっかけとなりましたのが、カマスでの清掃というのが高齢化によってできないということで、道路側溝自体は町の道路担当のほうで管理しておりますので、こちらについて、多分、昨年度議論があったと思うんですけれども、町のほうで、今まで地区がやっていたように丁寧、丁寧というか、そこまで毎年やるようなレベルではできないので、道路担当として、冠水とかが発生しないようにとか、体積率が例えば50％、側溝の断面の半分以上になっているところとか、その辺を考慮しながら、あとは蓋がかかっていないような幹線道路の暗渠の中とか、そういうところで計上していたところなんですが、思ったより清掃する箇所が少なかったというところ

で、これは年によってまた違ったり、申請の苦情の状況とかによっても違うんですけれども、その辺については、思ったよりも箇所がなかったというところでございます。

続きまして、修繕工事が91件に増えているのに、原材料費がそんなに増えていないというところなんですけれども、こちら、道路修繕工事の実績につきましては、維持管理工事の中で応急修繕工事、例えば舗装が悪くなったり、側溝が悪くなったり、苦情対応、苦情を受けていろいろ直すという件数が91件になっております。

こちらの原材料費につきましては、アスファルトの修繕用の常温合材、袋に入った緊急修繕用のアスファルトを買う費用になっておりまして、こちらは毎年同じぐらいの数を買って、例えば道路に、舗装に穴が空いた場合などは、まず緊急的に、町の道路担当の職員のほうが現場を、常温合材というものを使って、袋からアスファルトを出して仮に埋めておいて、ひどい場合は業者に発注するという形を取っていますので、こちらの修繕工事は増えているんですけれども、原材料費のアスファルトの修繕用の袋は、毎年同じぐらいの数を購入しているという形になっています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　道路担当主幹、折原です。

決算書156ページの地区生活道路整備事業の未登記の箇所についてお答えいたします。

こちらにつきましては、大字国納の番屋橋という、国納集会所の近くなんですけれども、番屋橋の近くで、御成街道の県道の拡幅、和戸立体の境界確認に伴いまして、筆を確認していったところ、備前堀川の沿ったところが、実際民地に入っているんじゃないかというところで確認しまして、境界確認をやったところ、構造物が民地に入っているねというところを確認できましたので、令和５年度に用地測量を行った上で、その部分、対象部分を購入しております。それが10万5,571円です。

昨年度、令和５年度にあった用地測量につきましては、基本的には、そういった未登記の部分、あるいは境界確認をやって、やっぱり出ているような部分につきまして、実施体で調査を実施しているというところでございまして、昨年度の測量調査につきましては２件実施しております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　道路担当、折原です。失礼しました。

用地測量の内訳でございますけれども、62万1,063円使っているところでございますが、２件の内訳につきまして、町道の1432号線、こちらが先ほど説明した国納のほうなんですけれども、こちらが42万9,432円執行しておりまして、もう一つのほうが、町道232号線、こちら川端２丁目なんですけれども、こちらが19万1,631円執行しております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

まず、決算書156ページ、道路維持管理事業の側溝等の清掃のほうが、ちょっと私も聞きたかったものですから、あと、その他の原材料、これは分かりました。

それとあと、先に質問しておきます。

そうしますと、道路側溝で、今回修理されたのが131万3,950円ということで、そうしますと、これは苦情があったりとかして、直してもらいたい

といった場合に工事を行うのか、それとも、町のほうで調査した中で、やはり冠水しやすい場所というのを見つけて工事をしたのかということをまずお伺いいたします。

それから、今度、156ページ、地区生活道路整備事業、説明分かりました。未登記用地は分かりました。

そうしますと、この測量調査等業務委託というのは、下に書いてある道路整備工事とは関係ないところの調査等の委託料だったということでよろしいということですね。分かりました。

それでは、１問目のほうのことだけ、お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

決算書156ページ、説明書182ページ、道路維持管理事業、側溝清掃についてお答え申し上げます。

側溝清掃の箇所につきましては、苦情があってやったのか、町のほうで自主的にやったのかというところもあるんですけれども、一応こちら両方とも、冠水があるところにつきましては、側溝の断面に泥が詰まっている状態ですと、集水能力が低下しますので、顕著に現場に表れる。一応冠水箇所につきましては、町のほうでも把握しておりますので、やっぱり台風前とかその辺につきましては、町のほうでパトロールさせていただいて、側溝清掃するような形です。

やっぱり苦情のほう、住民の方から寄せられる情報もありまして、地区で掃除をしなくなったという話も、やっぱり何件かあったんですけれども、そういうところにつきましては、町のほうで現場を見させていただいて、あまりにもひどいようであれば、対応させていただいております。

昨年、学校周りというところもちょっと、議員の方からお話いただきましたので、学校周りもちょっと現場確認させていただきまして、何件かやっているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

私のほうも、実は町民からの苦情で、やはり窓口のほうに行かせていただきまして、そういう中で、金原地区のほうだとか百中のそばとかも、掃除やっていただいたというのはお聞きしまして、大変ありがたいなと思ったんですけれども、実は先日、環境資源課のときに、カマスのほうの数が減っているのは、やはり高齢者のほうが多くなって、清掃ができなくなっているんではないんですかということで、何か対策として考えていますかという質問をさせていただきました。

私は期待していたことがあったんですけれども、ところがそのときの答弁が、私たちはカマスを配るという仕事はしているけれども、その先はまちづくり建設課の仕事ですと言われたんですよ。私はそのとき、再々質問しませんと約束したので、質問できなったんですけれども、腹の中ではちょっと怒っていたんですけれども、要するに私が期待したのは、例えばお年寄りが蓋を開けづらくなっているから、例えば蓋を開けやすくなる機械等をうちのほうで貸してあげますとか、何か清掃をやりやすくするための助言をしてくれるような、そういう、またまちづくり建設課と一緒になって、横串のあれですからね、一緒になって進めていきますという答弁をしてくれるものだと思っていたら、あとはまちづくり建設課に任せるだけと聞いたので、ちょっとがっかりしたというのがあったんですね。

私、ここでちょっと気になるのは、例えば蓋を

開けるとか、補助できる機械なんかは、どちらの課が用意していただけるかということを、ちょっと伺っておきたいなと思います。やはりこれから、一般質問でもさせていただいたんですけれども、高齢化の問題で、側溝問題というのは考えていかなければいけないことだと思いますので、やはり町民生活課、環境資源課、まちづくり建設課が一体となって進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

じゃ、質問だけお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

今ご質問ありました蓋を開ける機械なんですけれども、町民生活課のほうで持っている蓋の機械、カマスを配ると同時に、蓋開け機というものがあるんですけれども、カールアップという名前なんですけれども、その機械自体がちょっと重いという、結構大きい、コンクリートの蓋ですので、どうしても人一人で持ち上がるようなものでもないので、その開ける機械自体も重いという話をちょっと聞いたことがある、ただ、所有しているのは道路担当ではないんですけれども。

例えばですけれども、町の道路担当のほうで持っているものを、苦情があったときに開けに行ったりとかというのは対応はできるんですけれども、ただ、地区の方から全部と言われちゃうと、うちが持っている機械につきましては、そんなに重くはないんですけれども、数がそんなにないので、カールアップ……

〔発言する人あり〕

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　うちは一つしか持っていないです。

〔発言する人あり〕

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　町民生活課か……ごめんなさい、環境資源課です、すみません。ちょっと幾つ持っているかというのは、私のほうで把握していないので、申し訳ございません。

ただ、地区の方から、側溝清掃をやるからというわけじゃないんですけれども、蓋が開かないということで連絡いただいて、現場に行って蓋を開けるようなことはありますので、ちょっと蓋自体が、機械が重いというところもあるのかなとは思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

２点お願いします。

説明書46ページ、和戸駅周辺活性化事業についてお伺いします。

須賀高野島地区のスーパーがということなんですが、まちづくりとしてどう考えるかをお聞きいたします。

今、和戸４丁目、５丁目の抜け道、道路が混んでしまって、抜け道が今でもすごくて、スーパーができることと、さらに抜け道にされるということの懸念を、すごく住民の方、持っているんですね。

それで、今、久喜のヤオコーができたんですが、やっぱり抜け道がなくて、大変な混雑で、あれを見ていると、どうなんだということで、町のほうがしっかりと道路を考えてくれるのか、その辺ちょっと、スーパーが来ることと、どうするかということと、４丁目、５丁目は高齢者の方、そして、若い方が家を結構建てているので、幼い子どもも多い。非常に危ないということと、ご存じのよう

にセブンの裏、北側の道路の事故もあったり、あの抜け道が非常に多くなっている今の現状等をどう考えていくかお聞きします。

あと一点は、道路維持管理での草刈りについてお伺いいたします。

156ページ、説明書182ページ、草刈りは業者によって、刈り方が様々なんですけれども、しっかりと担当者がちゃんと現地を見ていただけるのか。しっかりやってくれて、なおさら会社の方針で、きちっとやってくださる方もいらっしゃるんですが、住んでいる住民としては、今年の業者さんはいい加減だねというところで終わってしまうこともあるので、そのあたり、きっちり確認をしているかお聞きいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○土地利用推進室長（石塚孝信君）　土地利用推進室長の石塚でございます。

説明書の46ページ、和戸駅周辺活性化事業についてですが、現在、須賀高野島地区におきまして、株式会社ベルクさんが出店を検討しております。最終的に出店いただけるかどうかは、まだ地権者の方との合意形成や、今後の関係機関との協議も調わないと、実現に向けては、まだ確約はできません。

ただ、委員さんおっしゃるように、現在でも抜け道として、ショートカットして使っている車もたくさんありますので、その辺については、今後の商業施設を実際に計画する段階において、警察等とも協議を重ねることになりますので、ご懸念されている事故とか、そういう対策も含めて、検討はさせていただきたなと思っておりますが、現時点で、具体的にどうできますということは申し上げられませんので、今後の状況を踏まえて、ご意見等も踏まえながら、適切な対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○道路担当主査（鷺谷栄一君）　道路担当主査、鷺谷です。

決算書156ページ、草刈りについてなんですけれども、業者によってまちまちというか、やり方がうまいとか下手とか、多分お感じになることもあると思うんですが、業者について、シルバーさんについては、いろんな方があっちこっち行って、草刈りやっていただいていると思うので、まちまち、癖が出るというんですか、そういうのもあると思うんですよ。

河川についてやっているのが、ここ何年か幸和組さんがやっておりまして、幸和組さんも担当がしょっちゅう替わっているということで、若干、草を刈った後の仕上がりというんですか、そういうのが若干変わってくる、ちょっと残っちゃったとか、そういった癖が、癖というんですか、慣れている人と慣れていない人がいますので、特に慣れていない方だと、草刈りとかも、後の仕上げとかがよく分からずになっているんだと思います。

ただ、そういったものについて、自分のほうで現地に行って、できるだけ草を刈っているときも見るようにしていますし、刈った後についても、ちょっと確認するようにしております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

須賀高野島地区については、これからのことなんですけれども、やっぱり安全ということを第一に考えていただいて、産業のものが来るということで、地域の方が来てよかったと思うように、や

っぱり配慮、道路が今狭い道ですので、高齢者もすごく多いので、そのあたり、さっき答弁いただきましたけれども、考えてやっていただきたいと思います。これはもう、はい。

あと、草刈りなんですが、シルバーさんはとても丁寧にやってくださっています。それであと、県の事業で川のところもやってくれるんですが、やっぱり本当に業者によって、委託されているのに、もらっているのにこの刈り方かと、本当にフェンスとかでも草が残っていたりもあるので、そのあたりしっかりと、住んでいる人が、今年の業者はいいね、今年の業者はよくないねと言っているところで終わってしまっているんですけれども、丁寧に、予算として、しっかりお金を出して草刈っているので、そのあたり、しっかりと見ていただきたいと思います。

２点とも答弁聞きたいですけれども、草刈りをちゃんと見てくださるのか、それじゃ、さっきの須賀髙野島についても、配慮をしっかりしていくのか、それとも道路もちゃんと考えてやっていただくのか、お聞きします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○道路担当主査（鷺谷栄一君）　今の草刈りで、フェンスのところが汚かったというのがあると思うんですが、たまに自分で行って草刈りやっているんですよ、実は直営で。それで、もしかしたら、汚いとお感じになっているのかもしれないかなとは思います。中まで刈らずに、草を表面的に刈って、フェンスのところもできるだけ取ろうとするんですけれども、ちょっとフェンス、機械で傷つけちゃうとまずいので、フェンスから道路側を簡単に切ってやっているので、ちょっと汚く感じるのかなとは思います。

業者さんがやった後については、今後も管理については徹底します。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課長、髙橋です。

１問目、説明のほう、46ページになると思うんですけれども、こちらの高野島の抜け道の問題。こちらにつきましては、そもそも渋滞が問題なのかなというところがございますので、道路担当のほうで今、こちらの万願寺橋のところの交差点改良の関係で、調査のほうを今検討していますので、その中で、渋滞の解消に近づけるような交差点改良を行っていきたいなというふうに思っていますので、まずは調査させていただいた上で、安全対策、まずは渋滞対策なんですけれども、プラス抜け道対策について、一緒に考えていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　じゃ、高野島のほうはよろしくお願いします。

草刈りについては、切ってくださって、ありがとうございます。

３丁目のほうは、結構、近所の人が我慢できなくて、今予算がないので、前は年３回か何か来てくれていましたけれども、今、２回か何かなと思うんですが、すごく伸びて、道路の３分の１ぐらいまで覆っても刈らない、刈れないんですよね。

だから、３丁目の地域住民が、ほとんど自分たちで機械で見かねて刈るんですよ。４丁目側は高齢者が多いので、刈れないんですね。あと、新しく引っ越してきた若い方とかは、そういうものを持っていないので刈れないんですね。

それで、住民に頼っているというよりは、今猛

暑だったり、草が伸びてきたら、やっぱり回数を増やすとか、地域住民の負担がどんどん、ほかもそうですけれども、高齢化になっているので、そこは大きく受け止めていただきたいと思いますので、そこをもう一点、課長さん、お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課長、髙橋です。

決算書の182ページのお話になるかと思います。

こちらの草刈りにつきましては、やっぱり、担当のほうからもお話があったとおり、まずはシルバーであったり、土木業業者のほうにやっていただいているということが現状なんですけれども、それでも間に合わない状況でございます。

それというのは、予算の関係だけじゃなくて、シルバーなら人材不足だったり、業者も同じような理由だと思うんですけれども、なかなか対応をお願いしても、できない状態でございます。なので、場合によっては、うちのほうの担当が直営で草刈りをやっているという現状なので、なかなかこれを打開するというのは、難しい問題ではあるんですけれども、まずは予算の確保と、地元高齢者の負担にならないようにということは、町のほうでも気をつけて、発注等進められればなというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上でまちづくり建設課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時０６分

再開　午後　２時２０分

○委員長（土渕保美君）　再開前ではございますが、教育推進課より資料の説明をしたいという申出がありましたので、よろしくお願いいたします。

○教育推進課長（田中啓之君）　すみません、今お手元に、宮代町の教育、令和６年度版、黄色いマンゴー色のを配らせていただきました。こちら、宮代町の教育委員会の組織、予算、事業内容、施設等について、まとめた資料集になるんですけれども、毎年度、最新版ということで更新をさせていただいているものです。

毎年度、６月議会に予算委員にお配りしているんですけれども、今年度は埼玉県の第４次教育振興基本計画が改定される年でして、その改定内容を待ってから作成しなきゃいけないというのがありまして、ちょっと遅くなってしまったんですけれども、本日配付をさせていただいた次第です。

宮代町の教育に係る資料集ということで、毎年度更新してお配りしていますけれども、早くご確認していただければと思います。よろしくお願いいたします。

再開　午後　２時２０分

○委員長（土渕保美君）　これより教育推進課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○教育推進課長（田中啓之君）　皆さん、こんにちは。

教育推進課長の田中です。よろしくお願いいた

します。

以下、出席する職員、自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　皆さん、こんにちは。教育推進課副課長の小川でございます。教育総務担当の分野を主に担当しております。よろしくお願いいたします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

皆さん、こんにちは。学校教育担当、学校管理幹兼副課長の竹内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習室長（飯山　武君）　皆さん、こんにちは。生涯学習室長の飯山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　こんにちは。生涯学習室主幹の川﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　こんにちは。学校教育担当主幹兼指導主事の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○教育総務課主幹（小島英樹君）　こんにちは。学校教育担当主幹、小島です。よろしくお願いします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（荒川俊二郎君）

こんにちは。生涯学習・スポーツ振興担当主査の荒川です。よろしくお願いします。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　こんにちは。生涯学習室文化財保護担当主査の横内です。よろしくお願いいたします。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　こんにちは。教育総務担当主査の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（嘉茂達哉君）　こんにちは。学校教育担当指導主事の嘉茂と申します。よろしくお願いします。

○教育推進課指導主事（三浦洋介君）　こんにちは。学校教育担当指導主事、三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主査（山﨑健司君）　こんにちは。文化財保護担当主査の山﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。よろしくお願いします。

決算書のページ、170ページです。説明書は196ページ、町民みんなが先生推進事業についてお伺いいたします。

部活動の地域移行が進められていると思うんですけれども、どのぐらいの頻度で地域の方に参加していただいているのか、また、どのように町民の方に募集をしているのかをお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。よろしくお願いいたします。

決算書170ページ、説明書196ページ、町民みんなが先生制度についてでございますが、部活動の地域移行については、まだ試行の段階といいますか、実際には始まっていない状況でございます。そんな中で、宮代町では古くから、町民の方の専門的なお力をいただいて子どもたちを育てていきたいという考えの下、この制度を始めました。

部活動については、地域の方等に、ホームページや、それから学校だよりとか、そういうもので、お力をいただけないでしょうかというようなことをお願いしまして、特に運動部が多いんですけれども、制度としては、月に１回程度ご指導いただければということなんですけれども、人によっては毎週何回かということで来ていただいて、ご指導いただいたりもしています。

募集につきましては、先ほど申し上げたとおり、ホームページや学校からのお願いということでやらせていただいています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

３点ほど質問させていただきます。

決算書190ページ、説明書では203ページの公民館管理運営事業なんですけれども、ここの説明書のところに公民館の利用状況がございまして、全て４年度から５年度って減っているんです。それで、令和３年から４年というのは増えているんですよね。なので、コロナが収まりつつあるときから増えているんだろうなと思うんですけれども、なぜ４年から５年て、こんなに減ってしまったのか、特に理由が分かれば教えてください。

次、２点目が、その下の図書館の利用状況、決算書も同じ190ページなんですが、そちらの図書館のほうも、こちらがすごく、結構どんどん減っていって、これに関して、何か調査等されていれば、教えてください。

あと、３点目が、決算書が194ページから196ページで、説明書が207ページ、208ページの社会体育施設維持管理事業についてで、こちらの町内グラウンドテニスコートの利用状況のところで、こちらの208ページのほう、宮東のテニスコートがどんどん利用者が減ってしまっているんです。それで、そのすぐ下に、施設の主な工事のところで、宮東テニスコート、ネットフェンスを319万円かけてせっかく直しているのに、何で減ってしまっているのか。そして、これをやったから、これから増える見込みでいるのかということと、あと成果のところに、令和６年１月からインターネットによる公共施設予約システムが導入されて、利便性が向上しましたということなので、令和５年まではこうやって減っていたのが、今、令和６年になって向上したということなので、増えてきているのかどうか、それを教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑と申します。

野原委員からのご質疑にお答え申し上げます。

公民館と図書館の利用者数の件だったかと思うんですけれども、まず結論から申しますと、正確なことはちょっと分からないというところが正直なところで……

○委員長（土渕保美君）　すみません、ページ数をお願いいたします。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　ページ数が、決算書190ページ、説明書203ページ、それから、同じく決算書の190ページ、説明書は203ページ、公民館管理運営事業と図書館管理運営事業のほうですね。

もう一度繰り返しになりますが、正確なところは分からないんですけれども、全体的な全県の図書館利用件数ですとかを見ると、やはり全体的に下がっているような感じはあるんですが、お隣の白岡市でちょっと伸びているところもあったりはします。図書館、新しく生涯学習センターと併設

でできましたことから、そういったところにも分散は始まっているのかなというところで、公民館のほうにつきましては、コロナが明けて、一旦活動再開という機運があって、ちょっと伸びたようなところはあったんですけれども、やはり団体さんの解散というのも増えてはきていたりするので、そういったところがちょっと影響しているのではないかという推測にはなります。

お答えになっているか分からないんですけれども、私からは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

ご質疑いただきました決算書194ページ、説明書では208ページ、社会体育施設維持管理事業におけます宮東テニスコートのご質疑でございます。

宮東テニスコートの利用者が減少しているというようなご質疑でございますが、こちらの詳しい原因というのは、そこまでは把握してございませんが、昨今の猛暑、暑さの関係がありまして、どうしても夏場については、外の競技でございますので、利用者の方が減っているのかなというふうに考えてございます。

また、フェンスの工事というようなご質疑ございましたが、こちらについては、宮東テニスコートの周りにネットフェンス、あるいは防球ネットがありまして、そちらのほうが大分傾いてきたということから、安全性のために修繕工事を行ったというものでございまして、利用者の利用の増を図るというような類いのものではございません。

また、今年の１月から、インターネットによる公共施設予約システムのほうが導入されましたが、こちらにつきましては、今までグラウンドにつきましては、教育委員会までお電話いただいて、予約のほうを取っていただいたと。それが、ネットシステムで予約のほうが取れるというようなことであったものでございまして、それが基で利用者が増えているかどうかというのは、そこまでの検証はしておりませんので、以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

今、公民館と図書館の減少について、特にはということでしたが、図書館について、私も白岡のほうを見学に行かせてもらって、とてもきれいで新しくて、確かにあちらに流れてしまうかなという気持ちも分かるんですけれども、どちらに対してもこういう結果が、公民館は団体さんが減ってしまったということなんですけれども、何か町として、図書館、またさらに利用者が増えるようにとか、公民館においても、皆さんにもうちょっと活動していただけるような、町としての何か努力というか、そういうものを考えていらっしゃるかお聞かせください。

それと、テニスコートのほうなんですけれども、こちらはもちろん、利用を増やすためのネットの工事だとは思っていないんですけれども、こちら、せっかく300万円もかけているので、使わなかったら本当にもったいないなというところと、あと、こちらのご利用されている、決算書でいうところの196ページの委託料なんですけれども、そこに浄化槽維持管理委託料と除草・樹木管理委託料とありまして、こちらのトイレがあると思うんですけれども、トイレの掃除というのはどこかに委託しているのか、それをお聞かせください。お願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川崎章人君）　生涯学習室主幹

の川﨑と申します。

野原委員の再質にお答え申し上げます。

決算書190ページ、説明書203ページの公民館と、あと図書館の利用者を増やすための町の試みみたいなところなんですけれども、まず公民館につきましては、これは利用者さんのご意見などを踏まえながら、順次いろんなところを改善はしていっているところなんですね。

例えば、スリッパが脱げやすいというのが、大分、結構前にご意見いただいて、今、全館のスリッパをなるべく滑りにくいものに替えたりだとか、あと鍵の位置とかも、だんだんお年を召してくると、前はドアの下についていたものを上げて、それだとしゃがまなくてもいいから、使いやすくなったというような声をいただいていたりとか、あと、先ほどもありましたが、ネット予約システムを使って、和戸地区に住んでいる方とか川端地区、あっちの方面に住んでいる方が、町の役場まで来なくても利用料を納められるようにしたりとか、そういったことをちょっとずつやりながら、何とか利用者のほうを伸ばしていったり、あとは、より使いやすいようなことを何か違う形で実現できるのであれば、利用者さんからいろいろなご意見をいただきながら、運営方法なども見直していきたいなと思っております。

それから、図書館につきましては、利用者のほう、今回ちょっと減ったというところはあるんですけれども、全県的に見れば、まだ１人当たりの貸出冊数というのは、県内ベストファイブに入る位置におりますので、そういったところからも、もうちょっと利用の仕方なんかも見直していきたいなといったところで、例えばですけれども、図書館の指定管理がまた更新になりますので、そのときに、近隣ですとか全県、いろんなところのサービスなんかを見ながら、次の業務要求水準書などに反映させていきたいなと思っております。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

決算書196ページ、宮東テニスコートの維持管理の関係でございますが、まず、こちらのほうの決算書にございますトイレの関係でございます。こちらは、浄化槽維持管理は業者委託で、メンテナンスやっていただいておりますが、ふだんの清掃というものについては、町の会計年度任用職員が週１回巡回してございまして、そちらのほうで、ほかのグラウンドと共に、清掃のほうを行っているところでございます。

また、ネットフェンスの修繕につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、フェンスが傾いていて、利用に危ないという状況がございましたので、そちらは昨年度の緊急点検のほうで内容を確認しまして、修繕をしたところでございます。

利用者の増につながるような行動というか、そちらのほうでございますが、ふだんから、会計年度任用職員が主に巡回のほうをしてございまして、危険な箇所とか、利用に当たりまして支障のあるような場所がありましたらば、逐一職員のほうで内容を確認して対応しておりますとともに、宮東テニスコートにつきましては、職員だけではどうして追いつかない部分ございますので、そういった観点で、テニスの専門家でございます町の硬式テニス連盟でございますとかソフトテニス連盟などの方々のご協力をいただきまして、常日頃から維持管理のほうにも気を使っていただいているところでございます。

そういったことから、まずはグラウンドを使い

やすくできるような形で管理のほうを行っていって、利用者の増のほうにつなげていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございました。

公民館、図書館については、努力をされてくださっているようで、ありがとうございます。

テニスコートのほうなんですけれども、こちらも本当に、職員の方が週に１回ちゃんと行ってくださっていて、利用者の方も、その都度お掃除をしてくれているというのは聞いています。せっかくネットも直したので、あそこのテニスコートの周辺にお住まいの方なんかは、とても便利でいいと、テニスコートすごくいいよねというお声も聞くんですが、あそこの存在を、宮代町の町民でも知らない方が結構いらっしゃるんじゃないかなと思っていて、私も近所に住んでいるんですけれども、そんなに簡単にというか、すぐ使えるというのを実は知らなくて、ご近所の方に、あそこすごい便利なんですよというのを教えてもらったぐらいで、なので、もう少し、せっかく今回、インターネットで予約できるということにもなりましたし、テニスコートですから、お若い方とかお子さんとかも使えるようになったらいいなと思いますので、町のほうからもそういったＰＲをしていただけたらなと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

説明書の198ページ、小学校環境教育推進事業の中の成果の中で、宮代江戸の日というのがありまして、この江戸の日とは一体どういうのを実施しているのか、また、年に何回しているか教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

鈴木委員さんの質疑についてお答えさせていただきます。

宮代江戸の日というのは、夏と冬に年２回行っています。こちらは、当時の子どもたちが江戸時代には、もう少し人間の知恵を使って、電気やガスをあまり使わずに、その知恵でどうにか生活を豊かなものにしていたと。そういう考えを大事にしながら、エコな日を過ごしたらどうかという提案がありまして、それで、年に２回、学校ではなくお家に帰って、一人ひとりがどのような生活をすれば環境によい生活を行えるのか、それを考えながら、家族にも協力してもらって、その日を過ごそうというふうに考えたのが始まりでございます。

どんな取組をということなんですが、夏は打ち水をして、なるべく扇風機とかエアコンをあまり使わないように過ごすとか……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、席を立たないように。

失礼しました、どうぞ。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

よしずを使って、部屋の中をあまり暑くしないようにするとか、そのほかにも、お米のとぎ汁を使って、そのお水を使って掃除をしたりとか、それを肥料にしたりとか、一つの部屋に集まってエアコンの使用を少なくしたりとか、様々なんですが、冬は、昨年の冬なんですが、使い捨てカイロを使わずに、手作りで繰り返し使えるカイロを子

どもが作って、それを活用したとか、暖房を控えて、湯たんぽを使って、寝る前に布団の中を温かくして寝るようにしたとか、いろいろ子どもたちはそれぞれが考えてくれて、実際にこのような活動を、取組をしました。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、再質問のほうをさせていただきます。

予算のほうが6,000円立てていまして、決算でゼロということなんですけれども、どういった理由で6,000円のほう、予算立てたか教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

予算についてなんですが、こちらのほうは、いつもはキッズエコサミットという大きな発表会を、各学校の５・６年生と中学校の生徒会の生徒や、それから環境委員の生徒が集まって、一斉に会して行っていました。そのときに、環境に係る資料を県の環境のほうからお借りをして、それで掲示するということで、郵送料として使わせていただいていましたが、近年コロナ禍であったため、全員で集まってやるということが難しくなり、代表の者だけが部屋に集まって、そして、ほかの子たちは全部、Ｍｅｅｔでオンラインでつないで、教室から参加をしているという状況がありまして、そのため会場に資料を貼ることが、ここ数年はなくなっています。そのため、6,000円という費用を取っているんですけれども、その分を使っていないということでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

6,000円使っていないということなんですけれども、この取組なんですけれども、私も役場の入口のところに貼ってありまして、これを見まして、冬場テレビを消して、家族で団らんしながら話し合ったりとか、非常にいい取組だと思うんですよ。

そこなので、もうちょっと予算のほうを上げまして、もしできたら、この町、ワッペンを作っていますので、江戸の日ワッペンとか作ってやったりとか、もうちょっと何か盛り上げるというわけじゃないですけれども、成果を家族中とか学校中で盛り上げるようなことをやってみたらどうでしょうかという、こういうのできますでしょうかという提案とあれなんですけれども、最後よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

子どもたちが一生懸命取り組んでいることについて評価をしていただけたこと、大変ありがたく思います。

費用についてはどうかというところからも検討しなくてはいけなくて、なかなか子どもたち、環境だけではなくて、日々の教育活動で、全てにおいて全力で頑張って学んでおりますので、どれかについて何かを上げるとか、そういうこともなかなか難しいかなということは思うんですけれども、このようなご意見があったということを、学校のほうにもまた、このような評価をしていただけたということについても学校に伝えまして、この後、参考にさせていただきながら、検討させていただければなというふうに思いますので、ありがとうございました。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島です。

３点質問させていただきます。

決算書の172ページ、説明書は52ページの教育支援センター運営事業で、報償費の中で臨床心理士謝金というのがあるんですけれども、臨床心理士さんは定期的に何回か来ていただくことになっているのか、それとも要望に応じて、必要に応じていらっしゃるのかということをお伺いいたします。

あともう一つが、52ページの説明書の中で、その他の欄で、学校に行きたくない、学校生活になじめない等、何らかの支援が必要な子どもたちの支援を行う市民活動団体に対し、本年度から施設休所日に２階会議室等の貸出しを開始しましたとありますが、この実績等についてありましたら、お伺いいたします。

それと、決算書の198ページ、学校給食運営管理事業です。

この中の10節の需用費に、施設修繕料102万9,380円とありますが、この内容についてお伺いいたします。

以上３点、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

まず、決算書172ページ、説明書52ページの臨床心理士の謝金についてのご質疑について、ご回答させていただきます。

こちらのほう、臨床心理士さんが月に２回、定期的に来てくださることになっています。

続いて、決算書172ページ、説明書52ページの教育支援センターのお部屋の貸出しについてございますが、昨年度から始めさせていただきましたが、まだ団体さんからのご希望は上がっていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

決算書198ページの学校給食運営管理事業の施設修繕費についてございますが、内容といたしまして、トイレの自動水洗が壊れたり、あと、ボイラー２台あるんですけれども、１台は更新したんですけれども、もう一台のほうの部品を交換、その他、排水処理施設の排気ダクトのほうの修繕、その他、あとはコンセントの修繕等をしております。

以上となります。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

決算書の170ページ、またかよ。説明書194ページ、いじめ不登校対策事業、こちらのほうで、令和５年度は57人でしたとなっておりますが、直近３年なり５年なりの増減のほうを、ちょっとお示しいただきたいと思います。

また、成果と書かれているところの最終段落２行で、宮代町の全児童に対する不登校児童の割合、小学校1.1%、中学校で5.7%というのが記されておりますが、これは比較してどうのこうのということではないにせよ、県の平均だとか近隣との比較とかいう形はどのような、要はこれが多いのか少ないのかというのが、昨今の情勢というのは目まぐるしく変わるものですから、分からないので、担当の方に教えていただきたいと思っております。

次に、決算書で申し上げますと、174ページの日工大サイエンスプロジェクト事業というのがございます。説明書で申し上げますと、69ページになります。

これ、一般質問でもちょっとお尋ねしたところではありますが、令和５年度は須賀中と前原中の２年生及び百間小学校の６年生で、前の年度、４年度は、須賀中の２年生だったかな、１学年だけでやっていたのは承知しております。

今年度の予算との違いも当然ありますけれども、今年度18万円という、たしか予算がついていたと思いますけれども、これは今年度と昨年度、母集団、人数が違うということなんですけれども、一昨年度はゼロ円だったわけですよね。昨年度、いきなりゼロから24万8,600円となったのは、お聞きしたところによりますと、バスになったからということになっておりますが、そもそも最初の年度は、須賀小から1.9キロ歩いていって、それを検証した上で、どうしても危ないとか問題があった、それでいろんな案が出て、自転車だ、歩きだといって、バスになったというんなら分かるんですけれども、そのようなものが全く示されずに、このようになったというところの説明が、全く理解できるものが出てこないものですから、きちんと、こういう形で決算になったというところをお示しいただきたいと思います。

また、これの一番下のところに、前期実行計画の成果目標というのがございます。日工大サイエンスプロジェクトの成果目標というふうに読むんだと思いますけれども、これのアンケート調査が80%以上というのは、ちょっとミスリードというか、要は、例えば理科が嫌いだった、でも、日工大サイエンスプロジェクトに参加したら、ちょっと興味を持ったとか、関心を持ったとか好きになったというふうなのが、日工大サイエンスプロジェクト、この事業についてやったということの成果だと思うんですけれども、そういうのを一緒くたにして、数字は確かによくなるでしょう。もともと理科が好きな生徒・児童は、この中に含まれますから。

そうではなくて、この事業における前期実行計画の成果目標ですから、この事業においての成果というふうにはこれはならないので、ここのところの、なぜこのような、内容のアンケートをちょっと拝読しておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、そこのご説明をお願いいたします。

次に、決算書のほう、166ページの小中学校適正配置事業というものがございます。これは、説明書のほうで申し上げますと、70、71ページにまたがっております。

これ、特に小中学校の適正委員会みたいなものがありまして、２年ぐらい前だったかな、教育長が広報みやしろに写真も出て、いろいろと説明もありましたけれども、その後一向に進んでいない。小中学校と書いていながら、そのときには10回とも、全部の中学校をなくして一つの中学校を造るというふうな意見に持っていくような、都合のいいような資料も出した上でやって、しかも、10回と決まっているからと駆け足でやったにもかかわらず、その後進んでいないというのが現状なのは間違いないところでございますが、これに対しての、特に小学校の部分は結構ですので、中学校についての進捗だったりとか、今後の見通しだったりとか、また適正化委員会も、あのときの適正化委員会、これも一般質問か何かで申し上げたような記憶がちょっとあるんですけれども、ごめんなさい、違っていたら。当時の委員というのが、15人のうち、町民の委員が３名で、町のほうでの一本釣りした人が12名という形で、町のやりやすい

ようになっていたというふうな形に取られても仕方ないような状況ですけれども、今後、これがまだ動いていないということは、議会に提出して可決を得るというふうな説明が当時ありましたが、全くないものですから、そこの説明をお願いいたします。

次に、190ページの図書館ですけれども、説明書では203ページ、先ほど説明いただきました、川﨑さんもそうですけれども、私も図書館協議員でやっていたので、いろいろとこの辺は意見交換させていただいていて、ありがとうございます。

それで、前段の委員もいろいろと指摘くださって、確かに前段の委員がおっしゃったように、白岡の図書館、私も何回か利用させていただいたりとかしていますけれども、非常に２階建てで明るくて、解放感あって、中にエレベーターまであって、使いやすいというのは非常に分かります。

また、宮代町ももっと前からずっとやっていて、昔は移動の図書のバスが、僕が小学生ぐらいから通っていたのが、図書館ができて使いやすくなった、これは分かるんです。

僕が図書館協議員をやっていたときも、白岡ができたら減るなというのは見通しはありましたけれども、やはり本離れというのもあるかもしれませんが、だんだん減っている。何かしらの仕掛けというか、今まで使いづらかった制度を使いやすくするといった形も必要かなと思います。

杉戸にあったツタヤさんも夏に閉店されましたし、やっぱり本の大事さというか、特に小学生、中学生、高校生という若い世代に対しての、本を身近にやるという形で、何かしらやっていただきたいと思いますが、昨年度は令和５年度に関して、何か特別なこと、その前の頃からと違ったことをやったというのが、これからは読み取れないので、もしも僕が見落としがあるようであれば、教えていただきたいと思います。

予算とほぼ、決算が変わっておりませんので、予定どおりにつつがなくやったんではあるでしょうけれども、その結果、減ってはいるんですよね、3,500人と、0.5％ですか、減ってはいるので、ここのところをやはり増やす方向にやっていただきたい。

一つ、以前から何度も申し上げておりますが、昔はこの細長い町で、図書館しか返却ポストがなかったのが……

○委員長（土渕保美君）　佐藤さん、要望が多いので、質疑のほうをお願いします。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、質疑に取られなかった。言い方悪かった、ごめんなさい。

仕掛けというものをやったのか、やらなかったのかと、途中で言ったと思ったんですけれども、ごめんなさいね。令和５年に、５年度独自のものというものを行ったのかどうかというのが、僕は把握していないので、そこのところを教えていただきたいというのと、あと、ずっと提案というか、お話しし続けている返却ポストの件の進捗は、以前は図書館だけ、それが子育て支援課の前に増えて、進修館増えて、姫宮地区は増えた、和戸地区がまだないんですよね。特に和戸地区のほうに関して、どのように考えているのかというところを、昨年も結局その辺はなかったものですから、教えていただきたいと思います。

次に、198ページ、前段の委員も、この件に関してはご質問されていらっしゃいましたが、学校給食です。説明書のほうでは、199ページの真ん中にあります、約３億5,000万円とあります。

これまでずっと、僕が傍聴した限りでも、あと、直近の６月議会でも一般質問で質問されていた方に対して、これは聞き方というか、そういうつもりで言ったんじゃないと言われるかもしれません

が、さも町として無料化を将来的には行うような方向で、今は財政難だからというふうな言い方をされていたはずですけれども、先日の一般質問の前にも、窓口でお尋ねしたときも言っていたように、町では無料化は考えていないと、国がやるべきだというふうなことをおっしゃっていらっしゃいました。

そこのところ、町がいないのか、要は学校給食を将来的にやろうと思うんであれば、この３億5,000万円をどこかで捻出しなきゃならないわけなんですよ。ところが、そもそもやる気ないんであれば、ここのところ、そういうふうな、やりたいという議員さんも、町民の方も、いっぱいいらっしゃるとは思うんですけれども、町としてどうしてもやらないとなったら、やっぱりそこで、だったらその分をと考える人もいらっしゃると思うので、町として全く無料化は考えていないということをここで、令和５年度でもそういうこと出ていませんから、明言してください。

それと、同じところのその下の表のところ、学校給食における宮代農産物の使用状況、確かに使用量というのは出ているんですけれども、これが給食に対しての宮代産の割合というのが、ちょっとこれだけでは分からないので、例えばお米、令和５年度は24.5トン使いました、野菜等12.2トン使いました、でも、実際問題、給食全体の中で１割なんですよというのと９割使っているんですよというのでは全然違いますので、使用の割合というものをお示しいただきたいと思います。

次に、決算書の188ページ、説明書の201ページの人権教育推進事業のところですが、これは、人権文集「あおぞら」は毎年行っているようではありますが、子ども人権講座の開催というものとか、この辺は毎年いろいろと変わっているんでしょうが、いつも６年生だけが対象なのでしょうか、それとも、たまたまこの年は６年生だけになったのか。人権文集自体は、５年生、６年生というふうに何か書いてあるものですから、できるだけ変に染まる前に、１回は人権教育のフィルターを通したほうがいいんではないかなと思いまして、まだ純情無垢な頃、洗脳ではないですけれども、と思いましたので、そこをお尋ねいたします。

また、これはちょっと文章的な書き間違いというか、成果のところの文章は、「講師から視力を失いながらも」、ここちょっと書き方、講師から話してもらいと下にいったほうが、これだと文章の意味が分からない、これは指摘だけさせていただきます。

次、190ページの公民館事業、説明書は203ページになると思います。

前段の委員も何人もおっしゃっていらっしゃいましたが、公民館の利用がどんどん減っていますよということで、これにつきましても、町として令和５年度に、何かしら特別にてこ入れというか、対策を行ったのかというところ、また、数年前ですか、ちょっと忘れちゃいましたが、和戸公民館のトイレの問題を僕が傍聴したときに、・山議員がたしか質問してくださったと思ったんだけれども、その後進捗どうなったのかというのが、僕、聞いていないので、トイレの改修というか、使いづらさのこと、ご指摘あったのだけは覚えているんですけれども、その後どうなったかと、町のほうでお聞きしていないので、改修したのか、そのままなのか。

いろんな要因あると思うんですよ、使いづらいとか、使わなくなるというのはね。その中で、そういうふうに……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、今の公民館の件ですけれども、**九**山委員は集会所に関して質問したそうです。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、訂正いたします。集会所に関してです。

では、ここのところはカットします。どうもすみませんでした、間違えまして。

あとは、じゃこれを最後にしますが、テニスコートの件が何件も出ていまして、前段委員もおっしゃったように、結構使い勝手が、僕が聞いている範囲では、結構、中学生の子だったかな、何かちょこちょこ使う子がいらっしゃると。セブンイレブンで管理しているんですよね、あそこに鍵を取りに行ったりとか何か、申し込んで、川端のセブンイレブンですけれども。そこのところへちょうど僕が行ったときに、使わせてくださいという感じで行っていて、というのは、それは僕も現実に見たので、分かってはいるんですが、ただ、利用者数というのは相当減っていると。

先ほどご説明あったように、猛暑を理由にされてはいましたが、近隣も同じような割合で減っているのかどうか、要は肌感覚で、職員の方は、猛暑じゃないかなというふうな感じで言っているのか、それとも近隣も同じように減っているのか、それとも近隣は減っていないで、宮代だけ減っているのかというところが分からないと、ちゃんとした検証にも分析にも何にもならないんですよね。それなので、きちんとデータなり何なり裏づきがあるもので、回答をお願いしたいと思っております。

また、ほかのところもそうですけれども、オンラインでの予約システムが入ったり、先ほどの公民館がそれに入っているか、ちょっと僕、確認はしていない、進修館が入っているのは分かっていますけれども、それとあと、公民館も含めて鍵とかも、例えば今、電子マネーのＳｕｉｃａ関係のレプリカを使って施錠・開錠したりとか、いろいろやり方はあると思います……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、鍵の管理に関して、ちょっと一言言います。

セブンイレブンでは管理していませんので。

○委員（佐藤将行君）　鍵と、使うの、申込みか何かで、セブンイレブンが介在してとやっているのは見ていたんですけれども、使い回す……

○委員長（土渕保美君）　聞こえ方が、セブンイレブンが鍵の管理をしていると聞こえますけれども。

○委員（佐藤将行君）　そういう言い方になっている、僕も細かくは分からない、それを質問という形で。

すみません、じゃ、私のほうとしては、セブンイレブンを通して使っているというところだけは、ちょうど買物に行ったときに見ていたので、そこのところ、仕組みのほうはどのようになっているのかというところをお願いします。

これ、公民館とテニスコートのほうを、セブンイレブンのほうで携わっているというのは承知しておりますので、そこのところがまず１点と、あと鍵自体のも、先ほど……

○委員長（土渕保美君）　テニスコートと公民館の鍵の管理はセブンイレブンでと聞こえましたけれども……

○委員（佐藤将行君）　違う。だから、そこのところ、セブンイレブンが介在していると。そこのところを、そういうふうな形のあったのを見たので、どうなのですかというところをお尋ねしているんですけれどもね。

先ほど、これは公民館のことだった、鍵を上だったのを下にして、かがまないで済むようにという改善とかありましたけれども、ほかの施設でもそういうところはあると思うので、そういうところも、先ほどちょっと申し上げましたＦｅｌｉＣａを使ってやるとか、今いろいろとやり方はあると思いますので、そこを、令和５年度にはそこま

でやっていなさそうなんですけれども、今後どのように行っていこうと思っていらっしゃるのかということをお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

決算書の170ページ、説明書の194ページ、いじめ不登校対策事業の不登校の児童・生徒数に係る佐藤委員からのご質疑についてお答え申し上げます。

まず初めに、説明書の成果のところに書かれている小学校1.1%、中学校5.7%というものが、どのような計算なのかというところに初めにお答えしたほうが、その後の増減について分かりやすいかなと思いますので、その順にお答え申し上げます。

まず初めの小学校の1.1%というのは、昨年度、小学校児童が３月末で1,590人でした。年間の間には転入・転出等ありますので、微妙に数字は変わりますが、３月末は1,590人、その中の不登校児童数が18人でございました。ですので、約1.1%ということでございます。中学生に関しては、昨年度３月末で690人でした。その中の39人ということで、約5.7%でございます。

続いて、年度の増減について申し上げます。

まず初めに、令和３年から申し上げます。小学校、宮代町の割合は0.26%、県の割合が0.90%、令和４年、宮代町が0.97%、県が1.23%、そして、令和５年ですが、宮代町が1.14%、県の数字につきましては、今、私、資料を持っておりませので、県のほうから出ているかどうかということを確認させていただいて、後ほどお伝えできればと思っています。

令和３年から令和４年度に、随分数字が大きくなっているなというところでございますが、こちらのほうについては、令和４年度から宮代町に教育支援センターが開設されました。教育支援センターに通っているお子さんは、この調査の中では不登校カウントをするようにというふうに言われておりまして、今まで学校のほうに、朝通えたとか、放課後少し頑張って通えたというお子さんは、不登校扱いではなかったんですけれども、教育支援センターに通われているお子さんは、この調査では不登校扱いで数えるようにということになっているので、数字が少し上がっております。

続いて、中学校のほうですが、令和３年、宮代町が2.67%、県が4.46%、令和４年、宮代町が4.23%、県が5.49%、そして、令和５年は、宮代町が5.69%でございます。県のほうについては、先ほど申し上げたとおりです。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

それでは、決算書166ページ、説明書70ページ、小中学校適正配置事業のご質疑につきまして答弁をいたします。

中学校の再編の進捗状況について聞かれていたと思います。中学校の進捗状況ですが、まず大まかな小中学校の適正配置につきましては、小中学校適正配置計画に基づき進めているところでございます。この計画に基づきまして、教育推進課におきましては、20年間のプランを定めてございます。こちらにつきましては、令和４年度に地区の説明会を行ったのと、また、ホームページにも公開されております。また、ホームページには、動画での説明も公開されておりますので、そちらの

内容に従ったものの説明となります。

まず、20年間のプランにつきましては、前半の10年と後半の10年に分けてございます。まず、前半の10年、令和４年から13年につきましては、確実に残ることとなる須賀小学校と百間小学校を地域拠点施設として再整備するという方針となっております。

また、令和９年度以降になりますが、統廃合する笠原小学校と東小学校、また３つの中学校につきましては、実際に再編するかどうか、令和９年度以降に、もう一度再検証するということになってございます。もしその再検証におきまして、仮に統廃合を進めるということになりましたら、後半の10年間、令和14年から23年の間に、東小学校と笠原小学校及び３つの中学校を再編するという計画で進めてございます。

したがいまして、今現在の状況といたしましては、須賀小学校の再整備から着手しているところでございます。中学校の再整備につきましては、令和９年度以降に再検証するということになってございますので、その旨でご理解いただければと思います。

続きまして、決算書198ページ、説明書199ページ、学校給食運営事業に対する質問になります。

まず１つ目が、宮代産の農産物の使用状況ということで、パーセンテージのご質疑があったと思います。宮代産の使用率につきましては、41.2%につきまして、地場産のお米や野菜等を使用している状況でございます。

私からの説明は以上となります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○教育推進課長（田中啓之君）　続きまして、私のほうから、決算書198ページ、学校給食管理運営事業の、初めに質問いただきました学校給食の無償化の関係についてお答えさせていただきます。

直近の議会での答弁では、令和６年３月議会で、別の議員さんからのご質問に対して答弁をさせていただいておりますけれども、その答弁を持ってきましたので、ちょっと読み上げさせていただいてもよろしいですか。

途中からになるんですけれども、「学校給食の無償化は、子育て世帯の経済的負担の軽減に直結する子育て支援策としてインパクトがある施策であることは承知しておりますが、当町において実施した場合、令和４年度決算額で約１億1,000万円の財政負担が毎年度発生することになり、その財源の確保が大きな課題となってくるものと認識しております。一方で、国の動向として、昨年６月に閣議決定された子育て未来戦略方針に基づき、給食無償化に向けた課題整理のための実態調査が進められており、今春以降にその結果を踏まえた具体的方策の検討に着手されるとの情報もありますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。したがいまして、町単独での学校給食費の無償化につきましては、現段階において予定はございません。」と、このように答弁をさせていただいていております。

これをどのように捉えていただくかということであるんですけれども、国の動向を注視していきたいという、そこで、現時点での町としての考え方につきましては、学校給食の無償化、全国各地で行われているところがありまして、格差が生じるということ自体、問題があるのかなと思っておりますけれども、そもそも国が国の責任において無償化すべきものだというのが、現時点におきます町としての考え方でございます。

むしろ現在、食材費が物価高騰している状況に、どのように対応していくのかといったところも目下も課題ですので、話が論点がずれていっちゃう

と言われたら、それまでなんですけれども、基本的には国の動向を注視しているというのが、現段階での町としての考え方でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

決算書190ページ、説明書203ページの図書館管理運営事業のご質疑について答弁いたします。

まず、Ｒ５年度の新規事業というお話であったかと思うんですけれども、まず、道佛地区のカスミストアにブックポストがあって、そこが一昨年度、あふれてしまったと、ゴールデンウイークの付近ですか、あふれてしまったという事案はあったかと思うんですけれども、それを受けまして、図書館で、日本工業大学さんの木工サークルというところのご協力を得まして、材料費を負担する代わりに、ちょっと大型のブックポストを作製していただきまして、今設置していると、それがまず一つになります。

それからあと、障がいを持つお子様から大人までが読書を楽しめる、バリアフリー本が集まった、りんごの棚という呼び方をするんですけれども、りんごの棚というものを開設させていただきました。このりんごの棚というのが、スウェーデンの図書館が発祥と言われているもので、今、全世界に広がってきつつある取組なんですけれども、町立の図書館には、触って楽しめる絵本ですとか点訳されたもの、あと大活字本ですとか、そういったものを配架してございます。

そらからあと、再三話がありましたが、公共施設の予約システム、図書館も導入しまして、展示ホールですとかホール、それから研修室のインターネットでの予約がスタートしました。こちらが新規事業になります。

それから、和戸のブックポストの進捗状況というお話もありましたが、こちらは依然として苦戦はしているんですけれども、また佐藤委員様からも、窓口でご質問いただいたこともあるんですが、いろいろコンビニですとかマルヤさんからは、ちょっとお断りをいただいて、須賀小学校の再整備に合わせて、そちらの複合化施設のほうに、できたら設置したいなという意向がございます。

ひとまず、現在の進捗というのは以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

何点かございますので、順次ご答弁させていただきます。

説明書201ページ、人権教育推進事業、こちらにございます子ども人権講座の関係でございます。こちらは、小学校６年生の子どもさんを対象に人権講座を行ってございますが、小学生、子どもたちに対します人権教育については、決してこれだけではなく、こちらの「視力を失って見えたもの」については、６年生を対象に行ってございますが、それ以外の子どもたちに対しましては、各学校において、人権教育集会を行いますとか、いろんなものを行ってございますので、人権教育についてはこれだけではないということでご説明させていただきます。

続きまして、説明書203ページでございます。

公民館の関係でございます。利用者減に対しますてこ入れはということでございますが、こちら、直接的なてこ入れというわけでございませんが、５年度から宮代町の芸術祭というものを、町民文化祭に代わる新たな試みとして開始をしたところ

でございます。

こちらにつきましては、各公民館で活動されていらっしゃいます団体さんがいらっしゃいます。コーラスでございますとか、楽器の演奏とか、そういった団体さんがいらっしゃいます。そういった団体さんの発表する場所として、今まで町民文化祭があったわけでございますが、諸般の事情により、昨年度からみやしろ芸術祭として、新たなものとして行ってございます。

このように、各団体さんで活動していらっしゃる発表の場所を新たに設けるということが、間接的とは思いますが、公民館利用者の増につながるような試みなのかなというふうに捉えてございます。

続きまして、説明書207ページでございます。

社会体育施設維持管理事業、こちらにおけます宮東テニスコートの利用者数の減ということでございますが、ご質問の中で、近隣の状況というようなお話がございました。近隣市町の状況というものは、うちのほうでは調べてございませんが、町内にはテニスコートが宮代町総合運動公園にございます。

説明書の206ページをご覧いただければよろしいんですが、総合運動公園の利用状況といたしまして、テニスコートの状況がございます。こちらのほうも５年度、前年度と比べますと、人数的には減少してございます。こちらも、運動公園のテニスコートの状況についても、こちらは指定管理者のほうに確認してございますが、昨今の猛暑の影響があって、テニスコートだけじゃなく、多目的広場とか野球場とか、屋外での利用される方が減っているというような状況も伺ってございますので、宮東テニスコートについても同じような状況であるというふうに考えてございます。

それと、鍵という形の関係でございます。

テニスコート以外にも、グラウンドあるいは公民館、いずれにおきましても、無人の施設でございます。無人の施設であるがゆえに、そちらのほうの貸出しの観点で、例えば公民館につきましては、鍵をかけてございますが、鍵については、公民館の玄関のところに暗証ボックス、暗証番号で鍵の入っているボックスを開けていただくようなシステムを取ってございまして、利用者の方が許可申請を得た後に、暗証番号をボックスのほうで入れていただいて、そこから鍵を取り出して、鍵を開けて中に入っていただくというような形を取ってございます。

また、グラウンド、テニスコートにつきましては、やっぱりこちらも無人の施設でございますが、無断で使われることのないように、テニスコートにつきましては、近くのコンビニさんのほうに鍵のほうをお願いしてございまして、利用者の方がそちらのほうへ行って鍵を借りて、自分で開けて、終わったら閉めていただくと、そのような管理の方法を取っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　学校教育担当主幹兼指導主事の齋藤でございます。

決算書174ページ、説明書69ページ、日工大サイエンスプロジェクトについての質疑についてお答え申し上げます。

まず、バスになった理由としましては、令和４年度の試行段階で、中学校１校が徒歩で実施をしました。事故等は特になかったんですが、先生方には、日工大まで引率をしていただくということで、通常の授業を行うよりご心配やご配慮をいただいたところでございます。また、児童・生徒の安全面、時間の確保、そして先生方の負担等、総

合的に考えまして、バスでの移動ということを考えております。

２点目の成果目標が80％以上というところの理科好きの子どもが80％以上というところでございますが、こちら、平成30年の全国学力・学習状況調査の中で、宮代町の小中学生、「理科好き」ということで答えた子どもの割合が69.5％でした。そこから、令和５年３月にもう一度、理科は好きですかということを聞いたところ、77.9％という結果ではございます。

ですが、先ほど佐藤委員もおっしゃられたとおりに、こちら、この事業を行ってということについて聞いた質問ではなく、理科は好きですかという問いをしたことに対する回答でしたので、いただいたご意見を今後参考にさせていただきながら、取り組んでいけたらと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

それでは、再質問のほうに入らせていただきます。

決算書の170ページで、194ページが説明書だと思います。

児童全体が人数比なのは、大体分かっておりましたが、その変遷とか、他の比較、県との比較というか、近隣との比較があったほうが、県だと山村地域とか都市部も含めての全部になっちゃいますので、似たようなところのものがあればよかったなと思いますけれども、分かりました、ここのところは。不登校のカウントが、教育支援センターができたことで、要するに物差しが変わったからですよね。そこのところは承知しましたが、それでも令４から令５にかけては、中学校、小学校ともにちょっと増えて、中学校はちょっと増え方大きいかなと、分母が小さいですから、中学校のほうはね。そうすると、ちょっと増えても、ぽんと上がるのは何となく分かるので、引き続き、これナーバスな問題ですし、昨年も一般質問でも出たところでもありますけれども、ほかの方。ちょっとあまり触れられないところもあるので、この程度にとどめます。

次に、決算書の166ページ、説明書のほうの70ページという形になりますが、小中学校の適正配置の件で、いろいろと先ほどから説明はありましたが、笠原小、東小の統廃合とかありますが、先ほど申し上げたとおり、小学校のほうは取りあえず一旦置いておいて、先ほど、中学校のほうのことを絞ってというふうに申し上げたはずだったんですけれども、論点が広がらないようにね。

中学校に関しては、執行部のほうも、町のほうとしては３つの、これ勘違いしている人がいて、町民の方から質問されたので、お尋ねするというところもあるんですけれども、一部の方は、どこかの中学校を残して、そこに一つにするというふうな理解をされている方がいるんですけれども、僕が窓口でお尋ねして、お聞きした範囲では、全部の中学校一旦なくして、新たに造るというふうに理解しているんですけれども、そこのところをきっちりと、担当の執行部のほうから示してください。

また、中学校に関しましては、先ほど、令和９年以降というふうな説明はありましたけれども、数年も前に、この前までの適正化委員会がやったのが、何年もたってというと、やっぱり時代の流れはどんどん早いですから、適切ではないと思うんですよね、それに縛られるというのは。すぐにぽんぽんぽんとやらない理由、令和５年中にも議会にも提案しなかった理由というのを、改めてお尋ねします。何かしら計算なりがあるんでしょう

から、合併に関しての町長の、そういう機運じゃないというのかもしれませんが、そこの理由についてお尋ねいたします。

雑談やめてもらえますかね。人がこっちでやっているときには注意しておいて、・山さん、お願いしますよ。

次に、給食のほうにきますか。決算書のほうの198ページです。説明書のほうは199ページになりますよね。

先ほど、課長のほうからでしたっけ、いろいろと無償化のことについて説明もございましたが、３月議会のことも、確かに僕もそれは覚えております。財源確保がどうのこうのとか言っていましたが、その前の頃からもずっと、無償化の話題に関しましては、執行部からのお答えというのは、はっきりと、町としては無償化するつもりはないと、する考えもない、国がやるべきものだというのは、最近はよく言うようにはなっているんですけれども、これまでずっとそういうことを言われていないで、こちらから見れば、その場限りの言い訳的なことでやっているようにしか見えないのですよね。

ですから、そこのところ、自治体で独自でやっているところがあるのも、当然そちらのほうはご承知だと思いますが、要はこれまでの議員さんも、僕が町民の頃の議員さんのことを申し上げているんですけれども、この問題に関しては、国はどうであれ、町としてどうなのかということを聞いているように僕は理解しているんですけれども、それに対して、その場限りの財源がどうのこうのとかいろいろ言って、国が行うとかと言って、さも条件が整えばとか、財源があればやるような言い方をしていたというところが、今回の質問の出発点ですので、そこのところをきっちりと、国のほうで３月の一般質問を受けて、春からとか、国のほうが子育て未来会議か何かでやっていくから、その動向を見極めとか、それはいいんですよ。そうしたら、国のほうでやるということになるんでしょうから。それか自治体ごとと、国のほうで決めるんですから。

そうでなくて、宮代町としての独自の視点で、学校教育の中の学校給食運営管理事業、これをどのように執行部として考えているのか、そこをお尋ねしているのです。令和５年度も、その辺に関しましては全く動きがなかったので、改めて聞いているんですよ。

あるのであれば、今年度もいろいろと歳出削減を検討しましたが、学校給食のほうを無償化するほどの財源が見込めないというのであれば、また別なんですけれども、そういうことが全くないものですから、そこのところをしっかりときちんと、またこれ、議事録にも残りますから、町民の方が読んで分かるような説明というものを求めたいと思います。

また、その下の表、農産物の使用状況ですけれども、41.2％というのが高いのか低いのかと、令和３、４、５というのが、要するに経緯、推移もお尋ねしたんだけれども、それが出ていないので、それも教えていただきたいんですけれども、またこういうのも、近隣はどうなっているのかというところも比較対象として必要かなと思いますけれども、僕はイメージ的に、ごめんなさいね、素人なので、感覚で申し訳ないんですけれども、僕のほうは。そんな感覚で言うなといいながら、データなくて申し訳ないんですけれども、高いとはあまり思えないというところがあるので、これは教えてください。

あと、食材費が増とかいうのは、これ論点

というのは、課長のほうもお認めになったので、いいです。

次に、図書館のほうの190ページですね、説明書のほうの。私も図書館審議委員をずっとやっていたので、ちょっと思い入れがあるので、申し訳ないです、細かいところまで言っちゃって。説明書のほうが203ページになると思います。

図書館は、これは清水館長をはじめ、すごいよくやってくださっているのは僕も、あと周りの方からもお聞きしていて、そこは非常に図書館流通センターの方が、スタッフの方も頑張ってくださっているというのは承知しております。ただ、やはり本離れもあるでしょうし、また時代の流れもあるでしょうし、ネットで見られる。また、白岡の図書館ができた、いろいろな理由はありますけれども、ちょっと減り方が毎年毎年大きくなっていくかなというところがありまして、これは古い話になりますけれども、これだけ細長いところの真ん中に図書館が一つだけあると、借りるときは予約していいかもしれませんけれども、返すときに大変だから、その対策をどうするかというところを窓口でも聞いていて、令和５年度は、カスミストアの図書館ボックスがあふれるというところの対策をしました。

できるだけお金使わないように、日工大の方と協力してやったというのは、ここは評価できるかと思います、やっぱり産学協働でという形で。

ただ、あふれる状況をチェックしていなかったというところは大いに反省してください。あれは５月の連休で、たまたま僕、見つけて、課長のほうにメールとかで連絡したので発覚したので、開店前だったのでセーフでしたけれども……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、質疑を中心的にお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　はい。僕ばかり、そういうふうに言うんですね、委員長はね。

それで、ブックポスト、前からお話お伺いしているように、雨の日に関して、スウェーデンのりんごの棚か、その辺は、なるほどなと思いますけれども、ブックポストの屋外に置けるものとか、その辺というのは、前から申し上げているんですけれども、検討しているのかどうかというところの説明が、要は主な実施内容もそうですけれども、成果としてとか、この辺にそういうところが触れてあったりとか、教育推進課の扉のページに触れてあれば、別に質問しないで済むんですけれども、窓口でお尋ねしても、前向きなのが出てこなかったりとかするものですから、より利用しやすいようにという観点でやっていかないと、令和６年、令和７年もだんだんと減っていくというのは、想像に難くないところですので、そこのところをどのように、令和５年はそこのところ、返却については考えた行動がなかったということなので、今後どういうふうにやっていくのかというところをお尋ねしたいと思います。

人権教育のことで、201ページの説明書、小６だけではなくて、ほかのところもという形になっていらっしゃいますが、ここのところはぜひ、検証しながらですけれども、それが今、いい悪いという言い方は変ですけれども、効果があったかどうかというところも含めて、今後も続けていただければいいと思いますので、これは了解、承知いたしました。

また、町民芸術祭のことも説明、203ページに関しまして、ご説明いただきました。ここのところもよく分かりました。

公民館利用を間接的にバックアップというか、サポート的にやっていくというところも承知いたしました。

また、テニス利用者の状況、恐らく暑い状況というのは、そんなに外れてはいないんでしょうけれども、要は最初に、前のページの、今は説明書

の207ページのことを申し上げております。208ページか、のことを申し上げていますけれども、206ページの質問に対して答えたときの、総合運動公園のことを最初に言っていただければ、再質問することもなかったんですけれども、感覚ではなくて、データなり何なりを根拠に答弁をいただきたいと思います。時間の無駄になりますから。

次に、公民館のことで、鍵を開けるのは暗証番号、これ、外のところで４桁なり６桁なり押してやるボックスだと思うんですけれども、それはそれでありだと思います。ただこれ、１回１回、番号をリセットしたりとかしているんでしょうか。同じ番号で、例えば、民間でもありますけれども、まずい例で。ずっと同じ番号で、１２３４でも何でもいいですけれども、やっていると、１回使った人がまた開けられてしまう状況というのを防ぐことを行っているのかどうか、先ほどのご答弁伺っていて非常に気になったので、ここのところはちょっと押さえておきたいと思います。

テニスコートにつきましては、やはり鍵ですね。先ほど委員長が、答弁になる前に勝手に推測で、こちらのこと責めてきましたけれども、ちゃんと確認して分かった上で言ってくださいね、邪魔になりますから。非常に迷惑です。

このテニスコートの鍵、セブンイレブンのほうで預かっていただいて、そちらに行くということは承知いたしました。

今後、できる限りそういうところも使わずに、先ほど申し上げたようにＦｅｌｉＣａ、分かりやすく言うと，ＳｕｉｃａとかＰＡＳＭＯと同じ技術ですけれども、それを使ってとか、ほかにもいろいろと、虹彩認証とかいろいろありますので、電子的なものはね。いろいろちょっと検証して、調べてやっていただきたいと思います。

最後に、日工大サイエンス、決算書のほうでは174ページ、24万8,000円で、説明書のほうは69ページかな。

先ほどの質問に関しまして、２つ、この点に関しましては、バスの件とアンケートの件をご質問させていただきまして、アンケートの件を先に申し上げます。こちらのほうが分かりやすいですから。

答弁のところで、最後のところでおっしゃられたとおりに、実行計画、この事業に関しての成果目標というものをここには記載すべきであって、先ほど69％が77.9％になったと、理科自体の好きというのが。というのは、これはあくまでも、これも含めた全体でのことであって、では、このサイエンスプロジェクトを受けてどうなったのか。例えば、この前窓口でちょっと申し上げましたけれども、日常の生活にこんなに結びついているのが分かったので、ちょっとこれから理科に関心持ったとか、そういうふうなのがあればいいんですけれども、そういうのがないんであれば、極端な話しすると、僕はこれ、サイエンスプロジェクト、非常にいいな、見学にも行きたいなと思っているぐらいではありますが、そういうのが仮にないんであれば、わざわざ、昨年度からお金もかかっていますけれども、やる必要が、日工大の方にも、手間というのかどうかは別としても、職員の方にもそうですけれども、そこまで効果がないんであれば、ほかのことで興味を上げるというふうな方法になりかねないですから、そこのところのアンケートの取り方というか、取る時期というか、そこのところ、要するにこの事業の評価、成果というところを確認する方法としては、ちょっとこれはずさんかなと思っております。

最後に、バスの件ですね。

これ、最初の年は無償でやりました。そこは間違いないですよね。翌年バスになった。その間の、

今は担当の方は替わられちゃって、いらっしゃらないですけれども、積極的な理由も検証も行っていないんですよね。後づけみたいに、確かに安全、魔法の言葉、マジックワードみたいなものですけれども、安全といえば、それは安全でしょうと。ただ、これ資料、そちらから頂いたので、少なくとも百中、須賀中に関しては、1.9キロ、８分とか９分とか、自転車で行けちゃいます。また、笠原小だって、笠原小も日工大側の子に対しては本当に近い、家からも近いし、笠原小からもそこまで、日工大の辺りから通っている子は幾らでもいるわけですから、歩ける距離ではあるんですよね。そこのところを検証して……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、意見・要望はいいですから……

○委員（佐藤将行君）　意見じゃないですよ。

○委員長（土渕保美君）　質疑をお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　意見じゃないでしょうって。そうやって邪魔ばかりしないでくださいよ、委員長。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　意見じゃないでしょう、確認しているんでしょう。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　じゃ、妨害と言いますよ。妨害でしょう、言っている途中で。じゃ、無視すればいいんですか、言われたことを。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　進めます。

ですから、どこまで言ったか分からなくなりましたけれども、安全とか教員のほうの負担、これは最初から分かっていたことですよね。まず、これをやろうと。これ、学校側からこういうことやろうというんじゃなくて、教育委員会のほうからやろうと言ったんであって、それで遠慮している、あとは学校時間数とかいろいろ理由としては聞いておりますけれども、きちんとそういうふうなのを検証はしていないというのも、また事実として聞いているわけですよ、後づけでそういうのはあったとしても。

ですから、そういうふうなちゃんと裏づけがあって、この24万円、確かに予算として通ったから、５年度予算になって決算というふうな流れになっているのは、前回の委員の方々の判断でしょうけれども、これがどんどん今回は、そこのところを前提に、検証していないのを検証したような感じで、昨年度通ったから、今年度も58万円通すというふうな形に、３月になるんだとは思います、この前なったんでしょうけれども、こういうところをどんどん無造作に、お金ある自治体じゃないのに出ているというところの反省とか、考えるところであるんじゃないかなと。

先ほどの給食費等も含めまして、幾らでもお金のある自治体だったら、そんな文句言いませんよ。でも、この件に関しては特に、58万円というのが来年度についているものですから、きちんとした検証というのが全く、こちらから見ればなされていないというのは、これ僕だけじゃないですよ。話した人何人も、おかしいと。あと、この前電話いただきましたけれども、全然知らない人ですけれども。知らなかったと。ここのところ、もうちょっと論理的に、また内部で話し合った、また職員からこういう意見が出ているというところ、具体的なところをもって説明していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　先ほど、委員長に対して邪魔しているという言葉を使って、先ほども使っていたことがあったんですよ。何で注意したかと

いうのは、佐藤委員が何回も、先ほど言っていたことと、まるきり同じことを繰り返してしゃべっているんですよね。それに対して注意したわけですから、委員長に対する冒瀆に当たりますので、注意したほうがいいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時４９分

再開　午後　４時０５分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、教育推進課の質疑を行います。

答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

決算書166ページ、説明書70ページ、小中学校適正配置事業、こちらの中学校の再編につきまして、令和９年度より前にやらない理由はということで、お答えいたします。

まず、小中学校適正配置計画につきましては、一度内容の妥当性等の検証を、宮代町立小中学校適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会に諮問をしてございます。その諮問に対する答申のほうが、令和３年５月に教育長のほうに提出されてございます。その中におきまして、内容につきましては、まず児童・生徒数が増加していること、また教育制度が、１学級35人というものを国が示したりとか、教育の制度そのものが変化しているというところもございますので、それを踏まえて、令和９年度に改めて検討を実施するということで答申をいただいているものでございます。

そちらの答申のほうを尊重いたしまして、今、適正配置計画のほうを進めているということで、これに沿ったものとして、令和９年度以降に検証するというふうにしているところでございます。

続きまして、決算書198ページ、説明書199ページ、学校給食運営事業になります。

こちらの宮代産の農産物の地場産食材の利用の推移ということでございますが、まずパーセンテージをお伝えいたします。令和３年度におきましては43.1％、令和４年度におきましては40.6％、令和５年度におきましては、先ほどお伝えした41.2％になってございます。大体40％をちょっと超えるところで推移しているところでございます。

近隣の状況ですが、大変恐縮ですが、近隣の状況につきましては、現段階で把握しておりませんので、今後調べたいと思います。

こちらが高いのか低いのかというところでございますが、可能な限り、宮代産の食材を使った給食を提供したいというふうに思ってございますが、給食に使う食材につきましては、例えば牛肉や豚肉等の肉類、または魚や魚介類、海藻等の海産物等もございますので、なかなか全てのものを宮代産で賄うということが難しい状況ではございます。ただ、お米及び野菜等につきましては、宮代町、たくさん作っておりますので、可能な限り、今後も使っていきたいと思ってございます。

ただ、１点、状況といたしましては、食数が3,000食に近いほどの量を作りますので、例えばホウレンソウを使うにしても、大量のホウレンソウ等が必要になってくる状況でございます。なので、それなりの量を収穫、しかも、その日に確実に納入してもらえないと、給食を出せないという状況になってしまいますので、そこら辺も踏まえて、新しい村等と調整しているんですが、全ての野菜というわけにもいっていない状況もあるとい

うことだけ、申し伝えさせていただきます。

説明は以上となります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○教育推進課長（田中啓之君）　私のほうからは、決算書の198ページ、学校給食運営管理事業の給食の無償化の関係についてお答えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、本来国が行うべきと、給食の無償化、という考え方でございます。委員ご承知のとおり、ほかにもＩＣＴ化、あるいは老朽化した校舎の修繕とか、そういった課題が山積みの中で、そういったものを削ってまで給食の無償化の財源を確保するというのは、教育委員会としてはそういう考えはございません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹、川﨑です。

決算書190ページ、説明書203ページの図書館管理運営事業の件に関して答弁いたします。

屋外におけるブックポストの設置検討というご質疑だったと思いますが、まず検討ということで、他の自治体とか調べたとかというのは、前、窓口でも言われたかと思うんですけれども、やはり東京23区ですとか、横須賀市であったりとか、ある程度の財政規模があるところは、確かにやっているなという状況にありました。

屋外用のブックポストとなると、やっぱりステンレス製ですとか、ある程度雨に強いものですとか。それから、ただ置くだけじゃなくて、恐らく基礎工事なんかをして、コンクリートで固めて設置する、工事費用とかある程度出てくるかと思うんですね。ブックポスト自体だけでも50万円前後するんですね。なので、この辺は、またちょっと財政的な検討が必要かなと思っています。

それから、ブックポストに限らず、様々なサービスを利用したり、あとは前、佐藤委員からもご意見いただいた、公民館に投函できるような形というのもあったかと思うんですけれども、和戸公民館の玄関自体がガラス張りになっちゃっていたりして、なかなか設置場所というのも厳しいなというところはあったんですね。それから、昨今セブンイレブンさんが、地域の連携事業の一つとして、図書の受け取りサービスというんですかね、図書館との。始めているというニュースはあったんですけれども、あれも実は月額２万円なので、年額で24万円、１か所当たりかかるものなので、ちょっとこの辺も費用対効果は、いろいろ考えるところはあるかなということと、現在の図書館への指定管理料の中では、この辺の委託料みたいなのは盛り込んでいないので、当然、指定管理者の提案事業とかでも、ブックポストの設置とかあるんですけれども、その中で、またその分の、セブンイレブンとかコンビニに委託する部分の指定管理料というのは見込んでいないので、現時点はちょっと、なかなか難しいかなというところで、それらを踏まえると、須賀小学校の再編に合わせたブックポストの設置、和戸方面への設置というのが、今のところ現実的かなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

公民館の鍵の関係でご質疑いただきました。公民館の鍵につきましては、３か月単位で鍵の番号を変えてございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

１点だけ補足いたしますと、キーボックスの鍵の番号のリセットというお話の中で、利用者さんが使った後、利用者さんが取り出した後、一回一回、００００番に戻してくださいということでお伝えしていまして、こちらの使い方につきましては、利用者様、皆さん十分ご存じなので、何回か巡回で行ったとしても、必ず００００番になっている状況にございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　学校教育担当主幹兼指導主事の齋藤でございます。

決算書174ページ、説明書69ページの日工大サイエンスプロジェクトについての質疑についてお答え申し上げます。

移動手段としてのバスを選択するに当たり、検証や裏づけ等が行われておらず、論理的なところをもって具体的に説明をということでございましたが、今までの資料の中で、そういった具体的な検証というところで、資料として残っていないというところが提示できず、申し訳ございません。

今年度実施につきまして、今後そういったところも踏まえて、検証というか裏づけ、振り返り等含めて、今後につなげていけたらと考えております。ご理解よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

先ほど、いじめ不登校対策事業、決算書の170ページ、説明書の194ページでございますが、令和５年度の県のデータについて、お答えできなかったんですけれども、それにつきまして、先ほど調べさせていただきました。まだ、やはり県から届いておりませんでしたので、それが分かり次第お伝えとなりますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　わざわざ休憩中に調べていただいて、どうもありがとうございました。またか。ったく。

では、再々質問、最後になりますね。させていただきます。

答弁漏れという扱いになるか分からないけれども、アンケートの件というのは再答弁で、理科のアンケートの件、さっき再質問でさせていただきましたけれども、この事業だけじゃないんじゃないかというところで、今後のお考えとかを質問させていただいたと思いますけれども、日工大サイエンスプロジェクトに関しましての答えをいただいていないと。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　学校教育担当主幹兼指導主事の齋藤です。

日工大サイエンスプロジェクトのアンケートの件につきましては、先ほど佐藤委員ご指摘にもございましたとおり、こちらのアンケート、理科が好きですかという聞き方になっておりますので、本事業を実践した後にどのような変化が、理科好きの子が増えたとか、そういったところを視点に、アンケートの取り方を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうも、わざわざありがとうございました。アンケートの件は、今お答えいただいたので結構でございますので、今後よろしくお願いいたします。

今、日工大サイエンスプロジェクトのことを触れちゃったので、説明書69ページのことを追加で再質問させていただきたいと思います。

資料がないのはお認めいただいたところであって、資料もないし、そもそも第１回やったときに、その辺の検証もないというのは、３月のときに、次期議員協議会のときか何かでご回答いただいたと思うんですけれども、担当課の方が、自転車ない人もいるしとかと、その場限りで、うそでしたというのは後でおっしゃっていましたけれども、要は最初にやったときに、無償でやったときの弊害、こうしたほうがいいんじゃないかとかというのがないというところが問題であって、それでもそのときに、聞いたベースでもいいですから、そことの比較をやった上でないと、ちょっと説得力に欠けるんではないかなと思います。

屋外のブックポストの件とも絡めて、今ここに入るわけじゃないですけれども、たまたまですけれども、バス代で雨用のが50万円ぐらいでというお話がありましたけれども、それでできちゃうんですよね、まずブックポストが。セブンイレブンとかに任せると年間24万円、ということは、２年間それを賄えるという形になりますので、限られた予算というところをとにかく考えていっていただきたいと思います。

次に、給食のほうですね。ページ数で申し上げますと、決算書の198ページになります。

ほぼはっきりと、先ほど課長のほうからもありまして、本来は国、それは私も、本来国でやるべきだと思います。この質問した趣旨というか根っこにあるのが、子どもの貧困で、特に、この前夏休み終わりましたけれども、特にもう10年、20年、僕、追っかけていますけれども、夏休みのときに栄養不足の子が増えるというところがあって、でもその子だけとかとなると、また別個の問題が発生するので、せめてふだんの給食だけでもと。そうすると、そこのところで浮いたお金で、夏休みに食事を与えられるかなというところもありますので、いろんな考えあるとは思いますけれども、そこのところでお聞きしたんですけれども、残念なことに町としては、そのようなことはやらないという考え、やる考えは、少なくとも現時点はないと言ったほうが正確だと思います。今後変わる可能性もあるでしょうから。

ただ、よく胸に入れておいてほしいのは、この金額、先ほど1.1億円というふうにおっしゃいましたけれども、これを超える形で、ふじ学童クラブの件で無駄なお金を、課は違いますけれども、町として発生させたというのは、重々全職員が胸にとどめていただきたいと思います。

先ほど、あと給食に絡めまして、野菜のほうはできる限りということをご説明いただきました。野菜だけ、僕も質問、ちょっとごめんなさい、先ほどの、そこまで考えて質問すればよかったんですけれども、野菜に関してだけの宮代町産、それは宮代町だけでできないのは、当然用意できない、先ほどのご説明等での、そこは承知しておりますが、そこのところは一旦捨象して、宮代町産はどれくらいになっているのかというデータをお持ちであれば、教えていただきたい。要するに、野菜に対しての宮代町産の占有率というところがどれくらいなのかというところ、これぐらい使っていますよというところを示せるんであればと思います。

最後に、屋外のブックポストの件ですけれども、

コンクリート工事の場合だと、横須賀とか、いろいろやっていて50万円とか、あとセブンイレブンの24万円と、先ほど担当の方からご説明ありました。また、須賀地区のほうは、新しく須賀小のほうで考えているというところがありました。

ただ、それができるまでの間というのもありますし、また先ほど、カスミであふれたときに、日工大と協力して、材料費だけでやったというお話もいただきました。駄目元と言っちゃ、ちょっと言い方が失礼かもしれませんが、ちょっと日工大の方と相談してみて、こういう場合、何かありませんかとやるのも一つかなと、材料費は出しますからというのもあるんじゃないかと。必ずしもコンクリートの地面に固定してというふうな方法だけではないと思うんですよね。例えば民間のツタヤさんの閉店したところだって、あれ、据付け、たしか基礎があるとか、そういうんではないと思いますから、返却ボックス。ほかにもそういうところあると思いますので、ぜひご検討、図書館に近い人はいいんですけれども、遠い人はやはり返すのが大変ですので、令和５年には行っていなさそうですので、そこのところをご検討いただきたいんですが、町のほうの今後の、先々を見ての考えはいかがをお聞きして、再々質問を終えたいと思います。お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

ブックポストの件なんですけれども、先ほどと同じ答弁にはなってしまうんですけれども、現時点では、須賀小のほうに何とか置けないかなというところ、というのも、和戸公民館のその後の土地利用状況というのも、ちょっとまだ不明な部分があるので、そこに対する設備投資というところをどう考えていこうかなというところは、指定管理者のＴＲＣとも話し合いながら、ちょっと検討を進めていきたいなということと、ただ設置はできていないという状況、これは事実なんですけれども、和戸方面のぐるるしかないというところは、私としても認識していますので、何とかいい案がないかなというところで、そればかり考えているわけじゃないんですけれども、何とかしたいという気持ちはございますので、どうぞご理解いただければ、ありがたいなというところでございます。

すみません、答弁にちょっとなっているか分からないですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

決算書198ページ、説明書199ページ、学校給食運営事業になります。

地場産食材の関係で、野菜だけ、野菜全体のうちに宮代産が占める割合というご質疑だと思います。

大変恐縮ですが、今手元の資料に、そこまで細かい分類が分かれていなくて、今現在分からないので、後で調べまして、正しい数字をお伝えさせていただければと思います。

以上となります。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

決算書の171、172、説明書の52ページになります。

教育支援センター運営事業についてお伺いいたします。

説明書の中、教育相談のところから、こちらは令和５年度の相談件数が642件ということで、件数の集計方法の見直しがあったということで、このような数字が出ております。この相談件数の中で相談の内容別に集計をされておりましたら、教えていただきたいと思います。

２点目が、決算書の191、192ページの資料館管理運営事業についてお伺いいたします。

こちら、決算金額1,590万円となっておりまして、こちらは資料館と、あとは加藤家、齋藤家、進修館を含む管理だと思います。この管理の中で、加藤家、齋藤家、進修館を維持管理していく費用というか、年間この中で幾ら、集計すると幾らかかっているのかということをまず教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

相談件数についてなんですが、数値としては、相談者の内訳と相談員が扱った中学生の相談ということで、642件というのは、１人が何回も相談していると、１件、２件、３件と延べでなっているので、その数字とは合わない、１人が10件相談していても１件として、こちらでは載っているんですね。まとまった数字にはなってしまうんですが、相談員が扱った中学生の相談で一番多かったものが、不登校の、実人数が６人で、延べ人数でいうと、男女合わせて９人ということです。その方たちが何回も相談していると、それが５回、６回、７回、８回となってしまうので、数字としてはすごく多くなっていますが、一番多いものが不登校、その次に多いものが、学業や生活、行動、友人関係等になっています。それで大丈夫でしょうか、すみません。

そのほか、相談者の内訳の中には、中学生だけではなくて、教職員からの相談というのもとても多くなっていて、そちらは相談者のほうが、教職員で303名となっています。内容等については、やはり学校に来られないお子さんや、それから指導についての相談が多いと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

塚村委員の質疑に対しましてお答え申し上げます。

まず、決算書の192ページから194ページにかけまして、郷土資料館の管理運営事業がございます。この中で、屋外展示物である旧加藤家、旧齋藤家等の管理に関する費用なんですが、大きなものは会計年度任用職員、こちらが屋外展示物管理作業員というものがございまして、総務課のほうの費用になるので、ちょっと手元のほうで具体的に数字を持っておりませんので、申し訳ありません。

それ以外では、施設の修繕ということで、令和５年度に関しましては、クラウドファンディングを活用した旧加藤家の土壁修繕がございましたが、こちらが45万450円かかったということで、大きなものはこちらになります。それ以外は、通常の管理の中で、例えば竹ぼうきを買ったりとか、そういった細かいものになってくるんですけれども、それについてはちょっと細かいので、お答えは避けさせていただきます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内です。

追加でもう一つ、かかっているものとしまして、火災保険料がございまして、こちらが役務費のほうで示されている保険料になります。ただ、郷土資料館の本館も含めての総括の費用になっておりますので、細かい数字につきましては、後日お伝えさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。よく分かりました。

まず、１点目の再質問なんですが、相談件数も伸びたり、また臨床心理の方も加わっていただいて、相談の幅も広がったり、また教員の方もご相談があるということで、連携が取れているのかなと、状況を確認いたしました。

それで、教育支援センターが始まって２年目という令和５年なんですが、この成果というところで、どのように捉えていらっしゃるかというところをお聞かせいただければと思います。

それから、２点目の再質問なんですが、年間の維持管理ということ、今ご説明いただいて分かりました。加藤家、齋藤家、進修館は、展示物ということでの文化財ということで、なかなか活用するには課題があるということは、いつもお伺いをしております。それで、令和５年度は土壁を塗って、クラウドファンディングでというところで、もっと、きっと屋根とか、修繕が必要になるのかなと思うんですが、そういう説明もしていただいたところであるんですが、例えばなんですが、今、耐震の工事もしていないので中に入れない、展示物としての活用で何ができるかというところだと思うんですが、これから維持するための修繕費がお幾らぐらいかかるのか。それからあと、耐震工事をその上した場合というのも、把握されていたらお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

決算書171ページ、172ページ、説明書の52ページ、教育支援センター運営事業についてお答えいたします。

教育支援センターが２年目になりということで、成果なんですけれども、まず１つ目の成果は、センター長をはじめ支援員の方々が、どのように子どもたちに支援を行っていったらいいのかということを、１年間経験したことでたくさん学んでいただいて、チームワークよく、そして学校や保護者と連携を取りながら、進められるようになったかなというふうに思っています。

２つ目が、子どもたち一人ひとりに合わせた支援の仕方について、考えてやっていただいているというふうに思っています。

日課についても、当初はみんな同じような日課で、このようにやろうねというふうにやっていっていたんですけれども、今年度になってからは、１時間目には、子どもたちそれぞれの考えで自分のよさを伸ばしたり、それから自分に足りないものを学んだり、興味があるものを学んだりということで、自由度が増えたかなというふうに思うのと、それから、支援センターの２階を使って運動したり、それから、空いている時間に進修館のホールを使わせていただいて運動したり、外の四季の丘を走ったりと、運動する機会が大変増えました。１日に１回は子どもたちに運動させ、そして、気持ちの面からもリフレッシュ、そして発散できるようにという考えから、そのような取組にも力を入れていただいています。

そこで、子どもたちの表情がよくなってきたというか、自分のことを表現できるようになってきたかなということも感じています。

そのほか、学校との連携を密にして、オンラインの授業を受けるお子さんも多くなりました。それから、中学校の子たちは、定期試験等も支援センターの空いている部屋を使って、支援員が時間を計ったりとか、一緒に対応しているんですけれども、そのようなことで試験も受けられるようになっています。

それから、設備等についても、今年度、希望して通級している子どもたちに対して、必要なものということで、予算の範囲内で効果的なものを買わせていただいていて、より充実した運営ができているかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当の横内でございます。

塚村委員の再質に対しましてお答え申し上げます。

まず、維持管理のための修繕費になりますけれども、例えば旧加藤家住宅を例に出しますと、今、かや屋根がひどく傷んできている状態になります。毎年、予算要求をさせてはいただいているところですが、なかなかちょっと予算がつかないと。毎年数百万円単位で予算が上がっていってしまう状態なので、これをしっかり直そうと思うと、大変な金額、例を出せば2,000万円ぐらい、現況ではかかると言われているものになります。これをほかの、例えば齋藤家になりますと、公開のために修繕をしただけになりますので、本格的な修繕を行おうと思いますと、解体修繕ということになります。そうしますと、あちらだけで、また数億円かかると。

それから、耐震工事でございますが、旧加藤家住宅、齋藤家ともに、町指定文化財になっております。町指定文化財は、指定時の状況をいかに残すかということが大事になってきますので、それにプラス耐震工事を行いますと、大変な金額がかかるということで、なかなか現実的でないというところで、今いろいろ困っているところではございます。

簡単ですが、以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ご説明いただいて、よく分かりました。

１点目のほうなんですが、今までできなかったことが、支援センターができたことによって、子どもたちができているんだなと思います。本当に先生方も協力的に、子どもたちのことを考えてくれる様子も見られますので、これはよかったなと思っております。

それで、最後に要望なんですが、今、進修館の駐車場を工事しておりまして、町民生活課の方にもお話をしたんですが、教育支援センターが隣接をしておりまして、そこが思いやり駐車場と、障がい者用の駐車場になるということをお伺いしたんですが、やはり教育支援センターの隣にも、一つでもいいので、支援センターの子どもを送迎する保護者の方が使える駐車場というのを残していただけると、なかなか車からも出られないということもございますので、支援につながると思いますので、そのあたりのところは、ぜひ教育委員会のほうからも要望をしていただければと思いますので、お願いいたします。

それから、２点目の資料館の維持管理と活用というところでもお伺いして、活用するとなると、本当に金額がかかってしまうので、今、取りあえ

ず維持していくだけというところで、今の状況が分かるところなんですが、ただ、昨年もクラウドファンディングをして、費用を捻出したというところなので、もう少し資料館のほうに予算をつけられたり、また、クラウドファンディングを町民の皆様の方にも広く知っていただけるように、屋根の部分だけでも、年間どんどん費用が高くなってしまうというところで、早く進められればと思いますので、そのあたりの、もし予算がつかないのならば、クラウドファンディングをもう少しアピールするような、そういうことができるのかということを最後にお伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

〔「委員長、平等に扱ってくださいよ。意見じゃないですか」と言う人あり〕

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

クラウドファンディングのアピールにつきましてお答えさせていただきます。

実際に修繕をするに当たりまして、クラウドファンディング、行政型のクラウドファンディングの活用なんですけれども、こちらにつきましては積極的に、応募があったときには使っていけるように努力をしたいというふうに思います。ありがとうございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

２点ほど質問させていただきます。

まず、決算書196ページ、生涯スポーツ振興事業になります。

こちらなんですけれども、最初にやった大会から２年目ということだったんですが、延べ3,225人の来場者ということで、１回目が4,436名でしたので、1,221名減ったということになるんですよね。全種目の中で18種目ですから、最初は27種目でしたので、９種目減ってしまったということもあるんでしょうけれども、ただそれ以上に、何か来場者が減ったということがありますので、これについて、どのような検証を行ったかをお伺いいたします。それが１点目です。

２点目なんですけれども、決算書192ページ、資料館管理運営事業で、説明書は212ページになります。

この中で、今年度は1,419名増えたということで、本当に努力されているんだなと、今年度は増えたということなんですけれども、282日開館しましたということで、昨年度より４日多くなっているんですけれども、これは何か特殊な日を追加したとかってあるのかをお伺いするのと、あと資料寄贈等というところで、２行目のところ、新規に約450冊が、市町村等からの交換文献として寄贈されましたとあります。昨年度は270だったので、180冊も一気に増えているんですけれども、これはどのような形で、こういう寄贈が決まるのか。取りあえず、それでお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

決算書196ページ、説明書では208ページ、生涯学習スポーツ振興事業におきますスポーツフェスティバルのご質疑に対してご答弁させていただきます。

ご質疑の中にございましたように、初年度開催、令和４年度については初めての試みだったことから、町内のスポーツ団体だけじゃなくて、プロス

ポーツ団体の方々にも協力いただきまして、全部で27種目のブースのほうを設置して行ったところでございます。昨年度、令和５年度におきましては、町内の団体を中心にご協力いただきまして、その結果、18種目のブースのほうを設置したところでございます。その結果、参加人数につきましても減少したということでございます。

そういったことを受けまして、昨年度、スポーツフェスティバルの実行委員会の中で、いろいろご質疑をいただきまして、令和６年度の実行に対しまして、どのような形でやるべきなのかというようなご意見をいただきました。その結果、いろいろ意見いただいた中では、昨年度につきましては、コロナが感染症法上の位置づけが５類になったことから、秋の行楽シーズンによって、外に出かけた方が多かったというふうなこともあったのではないかと。あるいは、近隣の市町でも同じ日に同様なイベントを行っていた結果、ほかのところに流れたようなこともあったんじゃないかというようなお声もいただいたところでございます。

そういったことを踏まえまして、６年度の開催に向けては、新たに実行委員のほうを、今までは町内のスポーツ団体さんのほうにお願いしてございましたが、そうではなくて、例えば今年度でございますと、グラウンドゴルフ協会さんのほうに手を挙げていただきまして、高齢者を中心としました競技の体験などのものについても行うと。あるいは、町の陸上競技協会さんのほうからは、リレーマラソンというような形で、団体さんの参加もできるような競技を新たに設けると、そのような取組もしたところでございます。

また、開催日につきましては、３連休の中日ということでございましたが、その辺につきましても、実行委員さんからの意見を聞きましたところ、土曜日ですと、なかなか仕事との関係で、都合がつきづらいというようなこともありましたことから、開催日については、今までと同じような、３連休の中日となりますけれども、日曜日の開催という形で、今年度は行うという形で考えてございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

泉委員の質疑に対しましてお答え申し上げます。

説明書の212ページからあります中で、資料館の開館日の変化と来館者数の増加ということでお話がありましたが、まず開館日につきましては、年間４回の企画展、特別展の展示替えのときに４日ほど休んでおるということで、このリズムは変わっていないんですけれども、カレンダー上で、土曜日の祝日の場合ですと翌日の休館がないとか、逆に月曜日の祝日ですと翌日が休館ということで、カレンダーに従っておりますと、数年の間で４日から６日ほど、開館日数の変化が起きる場合がございます。今回の場合は、それに当たっているというものになります。

それから、本の寄贈の関係なんですけれども、当館では、ほかの市町村との交換文献を行っておりまして、こちらで作った本はそちらに差し上げますから、そちらの本で作ったものは下さいということで交流をしているんですけれども、最近、新しく市町村史を始めるところが出てまいりまして、それの関係で本が増えたり、あと企画展では図録を作っていなかったところが、図録を作られるようになったりという変化があった関係で、本がかなり増加したものになります。

簡単ですが、以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。再々質問はないと思いますので。

分かりました。種目、今年度は、もう10月、来月になっていますので、本当に大変だなと思うんですけれども、今年はオリンピックがあったこともありまして、多分増えるんじゃないかなと期待はしております。あと食事の件も、最初のときに比べて、２回目のほうが結構安定していましたので、今度来られる方たちは、食事も大丈夫だなという形で、増えてくれるんじゃないかなと思うんですけれども、例えば、子どもたちが大勢参加してくれるとうれしいと思うんですね。例えば、大きな縄跳びで子どもたちが何人かで跳ぶという、そういう種目をテレビでよくやっていたと思うんですけれども、そういう種目を取り入れて、クラスで集まって練習して参加してもらえるような、そういうこともアピールとかできたらどうかなと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。

それと、分かりました、資料館のほうなんですけれども、そうしますと、カレンダーによって数が変わるということで、特別に増やしたわけではないということですね。そういう中で、やっぱり1,419名増えたというのは健闘されていると思います。

私たちも、議員が一番上のところ、屋根の近くまで見せていただいたんですけれども、スペースが、結構いろんなものが保管されております。450冊といったら相当な量なんですけれども、これってどこに保管されているのかなということも、併せてお伺いしたいんですけれども、もう一つ、町からは何文献、逆に寄贈されたかという数字もお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

説明書208ページ、生涯スポーツ振興事業におきますスポーツフェスティバルの関係のご質疑に対しましてご答弁させていただきます。

今年度につきましては、昨年度の課題というか、そういったものを含めまして、いろいろな見直しのほうを行っているところでございまして、今年度は10月13日に開催のほうをさせていただくものでございます。

周知という観点につきましては、今年度は、昨年度も同じなんですけれども、町の広報誌とともにスポーツフェスティバルのチラシを全戸配布させていただくほか、各公共施設にチラシのほうを配布させていただいております。

また、新たな取組としまして、東武動物公園の駅の構内でございますが、東武鉄道さんが設置しましたデジタルサイネージという画面の広告を出すようなものがあるんですけれども、そちらのほうにスポーツフェスティバルの周知のほうを、協力していただいて、出すような形で今動いています。

そういった中で、新たな種目という形で、大勢の方が参加していただけるような大縄跳びとかというようなお話をいただいたところでございますが、こちら、やる際に、町職員は当日は、全体の例えば駐車場とか、あるいは監視ですかね、そういったような対応になるため、そういった種目につきましては、実行委員さんのほうに、そういった運営のほうを行っていただくことになりますので、そういったような取組というか種目について、実行委員さんのほうでそのような、手を挙げていただけるような団体さんというか個人さんがいら

したらば、一番いいのですが、なかなか今、今年度については、そのような状況にはございませんので、来年度以降、そのような取組をしていただけるような実行委員さんを、探すというのはあれなんですけれども、協力いただけるような取組をちょっと考えていきたいなと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

泉委員の再質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、交換文献の保管場所なんですけれども、県内の市町村から刊行されたものにつきましては、登録の上、資料館の中の図書室もしくは調査室等がありますので、そちらの担当ごとに分けて置かせていただいております。また、県外につきましては、登録をした上で、旧西原公民館倉庫のほうに置くという形を取らせていただいております。

それから、本町から送らせていただいているものにつきましてですが、特別展の図録につきまして、大体230から250の先に送らせていただいております。これは、県内の市町村の文化財保護担当課、それから県内市町村立の図書館、それから交換文献先である県外の図書館、それから研究機関等もございますので、そういったところに送らせていただいております。

また、文化財調査報告書、特に発掘の調査報告書を出すときには、大学の研究室等も交換先として対象となりますので、そういったところにも送らせていただいているものになります。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

８点お願いします。

まず１点目は、決算書165、166ページ、説明書では70、71ページの小中学校適正配置事業でございます。質問は正面から行いますので、端的にお願いいたします。

須賀小学校地域拠点施設検討委員会による検討のほか、関係者ヒアリングやシンポジウム、ワークショップ等を、議員も参加して、これまで基本計画を策定してきたということなんですけれども、具体的にどのような意見やアイデアを抽出できたのか、その点お示しいただきたいと思います。

２点目は、決算書170ページ、説明書では194ページでございます。

いじめ不登校対策事業です。

前段の中でも、いろいろ質疑はありましたが、私は不登校問題は、いじめが関わっているのではないかなというふうに思っています。具体的ないじめ、例えばインターネットによるネットいじめはどのような状況なのか、それとも教育委員会として、いじめが実際に行われているわけですから、どのように把握されているのか、その点お伺いいたします。

３点目は、決算書170ページ、町民みんなが先生推進事業の中に、これまで部活動を中心に、９名の地域の方に児童・生徒の指導等を行ってきたということで、もう一方で、令和４年度は２校のみに設置されていた学校運営協議会、これを全小中学校に設置したということなんですけれども、これは10名から35名に増加しています。中身を見ますと、地域の中で特色ある学校づくりを目指すというふうになっています。それなりの予算も増えておりますけれども、どういうことなのか、具体的に、特色というからには、どういう特色が挙

げられるのか、その点について伺います。

続きまして、決算書176ページの児童・教職員の健康管理等対策事業。これは児童・生徒も関わりますけれども、特に今、子どもたちがどういった健康管理の上で問題があるのか。一時、メタボリック症候群などとも言われましたけれども、現在どういった子どもたちの深刻な問題があるのかないのか、その点も含めまして、お答えいただきたいと思います。

続きまして、決算書179、180ページの２目教育振興費の中の19節扶助費です。

約609万円ほどの不用額が出ております。これは就学援助費の支給者が見込みよりも少なかったということなんですけれども、どのように周知されているのか、その点お示しいただきたいと思います。

次、６点目、決算書185、186ページの14節工事請負費の中に、各中学校トイレの洋式化工事等を実施ということです。令和５年の実施によって、残りの洋式化については、どのようになっているのかお示しいただきたいと思います。

次、７点目、決算書189、190ページ、説明書では203ページになります。

３目図書館費、図書館管理運営事業、説明書でもるる書かれておりますけれども、やはり令和５年度の図書の貸出者数が前年比で3,534減、貸出冊数についても前年比１万7,630減となっております。これは全てマイナスになっております。これについては、教育委員会としてどのように認識されているのか、その点お伺いをしたいと思います。

最後、決算書197、198ページ、２目学校給食費の学校給食運営管理事業でございます。

これについても、前段の委員さんからもいろいろ質問が出ております。

まず、国の動向を注視しているということなんですけれども、小学校、中学校、年間どれぐらい給食費を払っているのか、お示しをいただきたいと思います。そして、今、物価高騰のあおりで、学校給食費の無償化は保護者の切実な願いになっております。そういう点では、どのように認識されているのかお伺いいたします。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

決算書165ページ、説明書77ページ、小中学校適正配置事業におきまして、令和５年度に開催された検討委員会、ワークショップ等の意見やアイデア等のご質疑であったかと思います。

こちらのご意見等につきましては、令和６年３月に策定しました基本計画の付録におきまして、まとめているところでございます。簡単に、そちらにあるご意見等をご紹介させていただければと思います。

まず最初、住民ヒアリングといたしまして、８月から９月にかけまして、一番最初に地域の方々の声を聞きました。そのときには、例えば小学校の隣にある中学校の生徒も使えるような施設になるといい、または、須賀小につきましては、子どもの数が少なく人間関係が固定化されているので、新しい施設で多くの人間関係を築けるといい、地域の方と交流ができればいいというようなご意見等をいただいております。

また、その後、公開シンポジウム等におきましては、これも大事なんですが、子どもがぜひ学校に来たいと思えるような学校にしてほしいと、楽しみにしてわくわく通っていくような学校にしてほしいというご意見もいただいております。

また、議員の皆様とのワークショップのほうも開催いたしております。そのときには、例えば児童数が減少した将来的な空き教室の活用についての検討であったりとか、また、地域コミュニティ施設につきましては、須賀地域における地域のつながりというものを活性化してほしいという声。また、セキュリティーの面におきましても、セキュリティー対策をしっかりとしてほしいというような声等をいただいております。

非常にたくさんのご意見、アイデアをいただいておりまして、基本計画の中の後ろに数十ページにわたりまして記載されておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

続きまして、決算書197ページ、学校給食運営事業の年間の負担額という形になります。

中学校につきましては、月4,800円ご負担いただいております。11か月分頂いておりますので、年間５万2,800円、１人当たりになります。また、小学校におきましては、月額4,100円です。こちらも11か月頂いておりまして、年額ですと４万5,100円頂いているところでございます。

物価高騰につきましては、保護者の方からご心配をいただいております。多分、皆さんもスーパーに行って、物価が上がっているのを実感されていると思うんですが、学校給食のほう、提供大丈夫ですかというふうにいただいております。何とか、使う食材の選定であったりとかメニュー等の工夫でやっておりましたが、さすがに間に合わなくなりまして、昨年の12月に補正予算をさせていただいたのと、今年度も当初予算におきまして、町からの補塡という形でさせていただいております。

ただ、今年度も、また物価のほうが上がる品目もございまして、かなり厳しい状況でございますが、なるべく予算の範囲内で収まるようにということで、栄養教諭、全農食品さんのほうを相談しながら進めているところでございます。ただ、厳しい状況であるということには変わらないということをお伝えさせていただきます。

説明は以上となります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

まず初めに、決算書の170ページ、説明書の194ページ、いじめ不登校対策事業についてでございます。

不登校については、いじめが原因になることも多いのではないかということで、インターネットのいじめ等、どのように把握をしているのかということについてお答え申し上げます。

各学校では、月に１回もしくは、学校によってですが、学期に１回ということで、学校によって名前も違うんですが、なかよしアンケートというような、学校でいじめがあったかとか、嫌なことをされていないかとか、そういうことが分かるようなアンケートを取らせていただいています。そこからいじめが発覚するということが一番多いのですが、そのほかにも、日頃の教育活動の中で、教員が子どもたちの様子を見たりとか、それから、子どもたちから教員に、嫌なことがあったというような相談があったりとかということで把握しております。

インターネットのいじめについては、本町では今のところ、調査では上がってきておりません。

以上です。

続いて、決算書の170ページ、町民みんなが先生制度の、特に学校運営協議会のことについてでございます。

そちらで、各学校の特色ということなんですが、

本日ちょうどお配りさせていただいた「宮代町の教育」の各学校のページがございます。一番初め、須賀小学校が13ページからでございますが、そちらのほうに特色が書かれていますが、少しお時間いただいて、簡単にかいつまんでご説明させていただきます。

須賀小学校は、中学校との小中一貫教育を一番初めにモデル校で始めたところでございます。その小中一貫での教育を推し進めながら、中学校に行っても子どもたちが中１ギャップ等なく過ごせるようにということで、一年一年の指導について教員同士が、この発達段階のときにはこのような指導が必要というようなことも学び合いながら、教育を進めさせていただいています。そのほか、学力向上を目指した授業改善も行っています。

百間小学校については、歴史と伝統、緑豊かな環境を生かした教育実践による郷土愛・愛校心の育成ということで、一番力を入れて子どもたちにやらせたいということが、あいさつをきちんとするということで、そこから心豊かな子どもたちをということで進めさせていただいています。

続いて、東小学校ですが、15ページから載せさせていただいています。子どもたちの輝く笑顔のためにということを重点に挙げて、心の教育の充実、心身を大切にする児童の育成、豊かな学力の育成、楽しく自ら学ぶことのできる児童の育成、特色ある取組ということで進めさせていただいています。

続いて、笠原小学校ですが、「学校はまち」「教室はすまい」「学校は思い出」の３つのコンセプトにより、つくられた学校です。赤い校舎の竜宮城と言われる特色ある施設を活用し、はだしの教育や豊かな体験活動を通して感性や想像力を伸ばす、楽しく夢のある学校づくりをしています。

続いて、17ページ、須賀中学校です。須賀中学校は、「全力」ということを合言葉に、何をするときにも全力、そして、今の校長は、動の全力と静の全力があるということで、元気にやっているだけが全力ではなくて、穏やかに静かな心の中でも一生懸命何かに取り組む、そういうことができる生徒を育てたいということで、全力で最善の生き方を追求する生徒ということを掲げて、学校経営を行っています。

続いて、百間中学校ですが、生徒自らが主役となり誇りが持てる学校、自主・自立ということで行わせていただいています。特に校長は、道徳教育を大事にして、子どもたちが自分から一生懸命何かについて学んでいく、相手のことを思いやるというようなことを大事に教育活動を進めています。

最後に、前原中学校ですが、前原中学校は以前から、「自主・敬愛」という言葉を掲げ、自主敬愛の精神、前中プライドと呼んでいますが、それを胸に、美しく生きる前原中を創造しますということで行わせていただいています。

これらの各学校長が掲げる学校経営方針に基づいて、それを目標に各教育活動、行事等を行っていますが、この中でどうであったかというようなことをご意見いただいて、改善していけるような運営協議会を開いております。

続いて、決算書176ページ、児童・教職員の健康管理事業でございますが、健康管理で、メタボリックシンドローム等、深刻なことについて何かございますかということで伺っておりますが、昨年度の体力向上検討委員会という教員が研究する組織がございまして、そこから出ている資料には、メタボリックシンドロームについてはそんなには問題はないかなというふうに思っていますが、最近特に気になるのは、目の健康のところがあるかなというふうに思っています。

ギガスクールが進んで、端末を使っているだけではなくて、社会が変化して、子どもたちは１人１台、スマホを小さいときから持っていたりして、紙ベースのものに触れるよりも動画ベースのものに触れることが多くて、視力については以前からも、悪くなってきているなというところもあるんですけれども、統計的に見させていただくと、目の健康が一番心配かなというふうに思います。

それから、虫歯についても、虫歯を保有しているお子さんは毎年毎年いらっしゃいまして、それについては、各学校が早期に治療するようにということで指導しているところでございます。

続いて、決算書179、180ページ、扶助費についてでございます。

こちら、就学援助等についてなんですが、609万円の不用額があったということになっておりますが、周知についてです。年に１回、各児童・生徒の保護者向けの通知を出させていただいています。特に、新小１になるときには、入学説明会の資料のほうにも入れさせていただいて、このような制度がありますよということを説明させていただいています。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　私からは、決算書185、186ページ、成果書198ページの中学校施設管理事業にありますトイレ改修工事に伴うトイレの洋式化率についてお答え申し上げます。

中学校の洋式化率につきましては、工事終了段階で47％となっております。小中学校全体では51％となっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

決算書189、190ページ、説明書203ページの図書館管理運営事業の件のご質疑に答弁いたします。

令和５年度の貸出者数、これがマイナスであると、それをどう受け止めているかということなんですけれども、要因というのは一つではなくて、いろいろ様々な事象というのが複数絡み合って起きているものではないかなという受け止めを持っています。

一昔前であれば、人口減少ということで、人口が減れば当然、貸出者数というんですか、来館者数も合わせてですけれども、減っていくというのは当然な見方だと思います。これに今、インターネットの普及ですとか、また動画サイト、これも充実してきています。こういったところで、活字離れというのが進んでいるのかなと思うんですけれども、インターネットであれば、ちょっと前までは、Ｋｉｎｄｌｅというタブレットで見られると、わざわざ図書館に行かなくても見られると。

最近また、これに加えて、一つ例で挙げれば、Ａｕｄｉｂｌｅというアプリがあるかと思うんですけれども、こちらは、耳で本を聞くというんですか、耳で本を読む。これであれば、例えば通勤・通学で満員電車なんかに乗っているような方であれば、ちょっと図書館へ行って本を借りていた方であっても、本を広げる隙間もないと。そういった方は当然、そういった便利なアプリ等に移行していくのかなというところがあると思いますので、ある程度、図書館に行ってもいい、行かなくてもいいというような層の方たち、そういった方たちが、Ｋｉｎｄｌｅなり、電子書籍なり、Ａｕｄｉｂｌｅなり、そういったものにちょっと移行している。ここの部分が、昨今表れているマイナスの部分ではないのかなと、ちょっと個人的な

見解ではあるんですけれども、そういう見方をしております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○教育推進課長（田中啓之君）　課長の田中です。

決算書198ページ、学校給食管理運営事業で、学校給食の無償化は保護者の切実な願いだと、そこについての見解はということでのご質疑について答弁をさせていただきます。

前段の委員へのご質疑の答弁でも、繰り返しになってしまう部分はあるんですけれども、学校給食の無償化につきましては、本来は国がやるべきものであるという認識をしつつも、全国あるいは県内の自治体で無償化に踏み切っている自治体が出てきていて、格差が生じているという、そういった現状、それ自体が問題であり、そういうところに対して、国が何とかすべきなんじゃないのかなという思いというか、認識もございます。

ただ、委員おっしゃるとおり、物価高騰が長引く中で、仮に学校給食が無償化されれば、それは歓迎されることは間違いない、否定はいたしませんけれども、経済的な状況が厳しいご家庭については、現在においても就学援助で支援のほう、全額出させていただいております。

限りのある財源の中で、学校のＩＣＴ化、あるいは老朽化対策をしていくにも、多額の費用がかかっていくという状況の中で、教育委員会としてこういったものを削ってまで学校給食の無償化というところに取り組んでいくことは、難しいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時２０分

再開　午後　５時３３分

○委員長（土渕保美君）　休憩前に引き続き、教育推進課の質疑を行います。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず１点目、決算書165、166ページ、説明書では70、71ページです。

小中学校適正配置事業ですが、先ほど、いろいろ検討委員会や関係者等々の論議を重ねて、基本計画を策定したと。答弁では、もちろん子どもが学校に行きたいと思えるような学校、それは当然、一丁目一番のあれですよね。当然なんですが、私が聞きたいのは、例えば複合施設が入っていますよね。それから、多分、須賀小学校だけに限ると思うんですけれども、プールがないとか、こういったのは、こういう住民からの声なのか、それとも、どういうところからこういった発想が出ているのか、その点に限ってお答えいただきたいと思います。

それから、２点目……失礼しました。

先ほど聞くのを忘れたんですけれども、検討委員会で先進事例も視察に行っています。１月23日、１月24日、連続ですが、これは泊まりで行っているんですね。どこに視察に行ったのか、それだけお示しいただきたいと思います。

それから、２点目、決算書170ページ、説明書では194ページの、いじめ不登校対策事業であります。

前段でもいろいろ質疑が交わされましたが、私は、令和５年度の不登校の児童・生徒が57人、本来、不登校児童・生徒の割合がそれぞれ示されていませんが、令和４年度、５年度については、や

はり特定の学校について、いじめ問題調査委員会が設置されて、論議されたと思うんですね。その部分について、令和５年度では報酬の関係で減額となっていますが、これらについての問題は、きちっと２件設置されて、開催されているんですけれども、どういうふうに結論はなったのか、その点どのように把握されているのか。

不登校の児童・生徒が、特定の学校に限ってあるというふうには考えられないんですけれども、過去の経験からも、そういうこともあったやに記憶しておりますので、そういった点ではないのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

先ほどの質問で、具体的ないじめの実態というか、不登校の対策事業を挙げられましたが、インターネットによるネットいじめはないということなんですけれども、私なんか聞くところによると、まだネットいじめで、誹謗中傷だとか、そういう点で受けているというような、これ一般論なんですけれども、あるようにも記憶しているんですけれども、そういったのはないのかどうか、再度伺いたいと思います、その２つ。

それから、決算書170ページの町民みんなが先生推進事業、これは分かりました。

予算は、これを発行するための予算ではないですよね。そこは確認したいんですが。

続きまして、決算書176ページ、児童・教職員の健康管理対策事業なんですが、分かりました。

目の健康と虫歯ということで、メタボリック症候群についての問題は、今はほとんどないということで理解してよろしいんでしょうか。その点だけ、確認させていただきたいと思います。

それから、決算書179、180ページの19節の扶助費の就学援助費の支給者なんですけれども、見込みより少なかったということで、年１回保護者向けでは、ちょっと周知が足りないのかなと。子どもたちや保護者が目につくようなところに、やはり申請書というか、そういうのも置く必要があるのかなというふうに思うんですけれども、その点、そういった考えはないのか、改善する必要がないのかどうか、その点も含めてお伺いいたします。

それから、決算書185、186ページの14節工事請負費の各中学校トイレの洋式化なんですけれども、小中学校で、この状況で進んで、令和６年度でどのくらいまで進むのか。あと残りについては、どれぐらいで資料を完成させていきたいのか、その点。

それから、トイレの改修については、ややもすると、学校主体の考え方が、学校主体で進められるんですけれども、子どもたちの意見というのはどういうふうに反映されているのか、その点も心配ですので、お伺いしたいと思います。

それから、189ページ、190ページの図書館費の関係で、貸出者数、それから貸出冊数についての答弁をいただきました。先ほどは、個人的な意見ということなんですけれども、それも無視はできないんですけれども、町、教育委員会としてどういうふうに把握されているのか、減っていることについて。

考えられることは、ほかの自治体でも図書館ができたりして、そういう関係もあるかもしれませんけれども、これは教育委員会としてのきちっとした見解を聞いておかないとまずいと思いますので、先ほど担当職員から答弁がありましたが、それでいいのかどうか。把握していないんだったらいないで、きちっと後で答弁するとか、そういうふうに言ったほうがいいのかなというふうに思いますので、その点、もう一度確認させていただきたいと思います。

それから、決算書197、198ページの学校給食費の関係でございます。

先ほどの答弁で、小学校の保護者については、年間１人当たり４万5,100円、中学校が５万2,800円と。これはやはり、これだけ保護者が学校に納めるお金の中で、やはり最も高い、家計を大きく圧迫している元になっているというふうに私は理解するんですけれども、やはりそれが今の生活を厳しくしている背景にあるということで、文科省も自治体に対して、給食費値上げ抑制に臨時交付金の活用を要請しましたよね。宮代町は、なかなかこれに応えないという状況があるんですけれども、少なくとも給食費値上げ抑制に、臨時交付金を活用してもいいんじゃないかと思いますが、それはどうしてこれまで少ないのか、活用できないのか、その点、最後にお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

決算書165ページ、説明書77ページ、小中学校適正配置事業になります。

まず、複合化とプールがないということの発想が、どこから来たかという質問になります。

まず、複合化についてになります。こちらにつきましては、平成23年に、公共施設マネジメント会議という有識者会議で構成された会議から町に対して、公共施設マネジメント計画というものが提言として提出されております。こちらのマネジメント計画の中にあるのが、地域の中心施設というものになっておりまして、こちらは学校に地域コミュニティの施設を併合する、また、併合することによって、地域の中心施設を造るというものになります。

また、共有機能として、学校機能とコミュニティ施設をお互いに使える機能というのを設置するということになっておりまして、今、須賀小学校で行っている基本構想及び基本計画は、こちらが出発点となっておりまして、こちらに基づいて進めているものとなってございます。

また、プールにつきましては、今現在ありますが、かなり老朽化しているという状況があります。これは、町内の全部のプールが老朽化しておりまして、毎年結構な修繕費をかけていたりとか、また水道代、光熱費等、補修代等、かなりの費用がかかっている状況でございます。

また、近年、暑さによって、逆に暑くてプールに入れないとかという状況もございますので、今のところプールにつきましては、総合運動公園を利用しまして、こちらであれば年中入れるという状況であるのと、また、専門の指導員がつきまして、学校の先生だけだとなかなか不安だという部分もありますが、専門の方も入って、より高度な授業を受けられるのではないかということで検討を進めているところでございます。

ただ、須賀小学校につきましては、敷地が少ないという状況もありますので、今の計画におきましては、プールにつきましては、そちらは廃止いたしまして、その分、校庭等、また駐車場として活用していくということで、検討しているところでございます。

もう一点、先進事例の視察ということで、昨年度どこに行ったのかということですが、１月23日24日とありましたが、23日につきましては検討委員会の会議でございましたので、こちらは視察ではございませんでした。翌24日に視察のほうに行ってございます。

こちらにつきましては、まず１か所目が、あやセンターぐるぐるということで、足立区の綾瀬の駅のすぐ近くのところになります。こちらにつきましては、地域コミュニティ施設に近いような形

でして、ガード下のスペースを活用して、地域の方が活動する場所、また話合い等をする場所、また飲食等も提供する場所、また本とかを紹介するようなコミュニティのための施設を造っております。そちらを見学いたしました。

また、綾瀬小学校の地域開放図書館というものもその近くにありまして、そちらも見学しております。こちらは学校内にある図書館になりますが、地域の方が入って図書館を利用できるということになっております。

また、もう一か所が、流山市にあります、おおたかの森小学校というところで、こちらも複合施設としてできている、比較的新しい小学校になります。ちょっと忙しかったんですが、１日に３か所のほうを回りまして、視察のほうをさせていただきました。

続きまして、決算書197ページ、学校給食運営事業になります。

臨時交付金のほうを使っていないのかというご質問があったと思いますが、昨年度、12月の補正をさせていただきまして、学校給食賄い費の補正をした際に、こちらにつきましては、国の臨時交付金の活用して、町のほうで補填させていただいたという形になっておりますので、宮代町としても使用させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

まず初めに、決算書170ページ、説明書194ページ、いじめ不登校対策事業についてでございます。

１つ目は、いじめの調査委員会が昨年度２件起こっているということで、その状況についてでございます。

１校は、いじめの聴取等が終わり、報告書をまとめて、その内容について、関係の方々に説明する段階に来ています。もう一校は、これから聴取をするということで、計画を細かくかけて、進めていただいているところでございます。

不登校の児童・生徒が、いじめ重大事態が起こった学校に多いかというと、必ずしもそうではなく、どこの学校にもあり得ることでございます。

子どもたちに理由を聞いて分かれば、その対応についても、とても指導がしやすいところがあるんですが、その状況が分からず、本人自体が何でなのか、難しいというときもございます。学業に関することや、自分の性格について悩んでしまったりすることや、それから、いじめのこと等についてもあるかとは思うんですけれども、そのほかには、家庭での生活のことについて悩んでいたりとか、様々な理由が絡み合って、不登校が起こっているということを感じています。

ですので、今後も学校だけではなく、保護者の皆さん、それから地域の皆さんにご協力をいただきながら、少しでも子どもの足が学校に向くように指導していきたいなというふうに考えております。

２点目、誹謗中傷についてでございますが、世間一般では、ニュースでもよく、心を痛めるような言葉が拡散されるようなお話は伺っていますが、宮代町のほうでは、今現在調査をしている中では、学校のほうからそのようなことは上がってきておりません。

未然防止ということで、各校でスマホ教室というようなものも行わせていただいて、情報モラルを守った、相手のことを考えた、正しいＩＣＴの使い方ということで、教育のほうも進めております。

以上でございます。

続いて、決算書の170ページ、町民みんなが先生の学校運営協議会の予算についてでございますが、その予算は、先ほどご覧いただいた「宮代町の教育」の製本費等ではございません。

続いて、決算書の176ページ、児童・教職員の健康管理事業でございます。

メタボリックシンドロームに関わることでございますが、調査では数名、若干名ですかね、１％未満のお子さんは、やっぱり肥満度のところで、ちょっと高い数値が出ているお子さんもいらっしゃいますが、１％未満でございます。

続いて、179ページ、180ページの扶助費についてでございます。

こちらのほう、もう少し目につくようなところに申請書を置く等、ご意見をいただきました。参考にさせていただいて、今後また、必要な方には申し込んでいただけるように工夫してまいりたいと思います。あわせて、ホームページのほうにも載せさせていただいておりますので、そちらのほうも見ていただければなというふうに思っています。

学校のほうでは、昨年度も申し込んでいて、今年度お忘れになっている方がいらっしゃるのではないかなという場合には、学校のほうからもご連絡をさせていただいて、提出期限までにそれを出していただくような工夫、努力もさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

決算書185ページ、186ページ、成果書198ページの中学校施設管理事業のトイレ改修工事に伴う洋式化ですけれども、令和６年でどれぐらいかというご質疑だったと思うんですが、令和６年は設計のみとなりますので、洋式化率の変化はございません。

いつ終わるのかという質疑に対しましては、各学校、男女１か所ずつを１年で施工したといたしまして、須賀小と百小は適正配置がございますので、そのほかを考えますと、一番遅いので令和13年、７年後に完了予定になっております。それはあくまでも、１か所ずつやったときの計算となります。

子どもたちの意見といたしましては、やはり臭いのことはよく言われますので、洋式化とともに、乾式化のほうを同時に施工させていただいております。

私からは以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

決算書189、190ページ、説明書では203ページ、図書館の貸出者数及び貸出冊数の減の要因の関係でございますが、こちらにつきましては、特に図書館としましては、アンケートでございますとか追跡調査というものをしてございませんので、減少となった、はっきりとした要因は把握してございません。

しかし、図書の貸出数については、全国的に減少傾向にございます。言われている傾向といたしましては、読書をする世代の高齢化でございますとか、インターネットやＳＮＳで気軽に情報に触れることができるようになりまして、本から情報を得る機会が少なくなったということが要因であるというようなことが言われてございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再々質問を行わせていただきます。

まず、１点目の165、166ページの小中学校適正配置事業なんですが、考え方としては分かりました。ただ、この間、いろんな視察をやり、意見やアイデアも聞いて、須賀小学校新設、再整備なんですけれども、反映されているのかなということでお聞きしました。

やはりプールとか、それから複合施設については、新しいアイデアということではなく、これまでのやはり教育委員会の考え方も反映されているのかなというふうに感じました。これについては、それ以上の答弁はないと思いますので、分かりました。

それから、２点目の170ページのいじめ不登校対策事業についてでありますが、私が一番心配なのは、いじめ問題調査委員会を設置して、外部専門家の委員の方も入れて論議しなければいけないという、やはりそれが非常に悲しいというか、残念な思いがあるんですけれども、そういったことがあってはならないと思うんですけれども、過去にあったものですから、やはり、これはきちっと教訓的にしなければいけないと思うんですけれども、そういった点では、最後ですので、その点、二度と再発なんていうことは言えないんですけれども、あってはならないので、それはどういうふうに後世にきちっと伝えていくのか、そうならないようにしていくのか、その点の対策というか、それをお聞きしたいと思います。

それから、決算書176、児童・職員の健康管理対策事業、これは分かりました。

図書館についても、それ以上の答弁はないと思いますので、最後の決算書197、198ページの学校給食の関係です。

宮代町、生活が大変厳しい、光熱費、物価高騰によっての臨時交付金の活用なんですけれども、水道もそうなんですけれども、やっとやるというような状況で、ほかの自治体では、少なくとも臨時交付金を活用して、やはりカバーして、せめても今の家計を圧迫している状況を何とかしたい、そういう思いから、国のほうも使ってということだし、それは大いに私は使うべきだというふうに思うんですけれども、全くやらないという意味ではないですけれども、少ないなという感じがするんですけれども、今後のことも考えて、そういった点ではどうなんでしょうか。最後にお願いいたします。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

決算書の170ページ、説明書の194ページ、いじめ不登校対策事業についてでございます。

いじめ重大事態となって、その後調査をということがありましたが、まず、そこでは事実の確認をしっかりして、そして、対応についてどうであったか、学校の指導として何が足りなかったのか、そのようなことをしっかり見詰めて、再発防止のための改善策を考え、それが起こった学校だけではなくて、小学校４校、中学校３校、合わせて７校ですが、全ての学校でその内容等についても共有をさせていただいて、今後の指導、再発防止に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○教育推進課長（田中啓之君）　課長の田中です。

最後の学校給食の関係についてお答えさせてい

ただきます。

臨時交付金の活用が足りないんじゃないかというようなご質疑であったんですけれども、先ほど副課長が答弁申し上げましたとおり、昨年度12月の補正予算で食材費を増額させていただいたときには、交付金のほう活用させていただきました。

今年度、当初予算におきましても、食材費の不足分を増額させていただいておりますけれども、こちらは交付金を活用しないで、単独費で、自主財源で上乗せのほうをさせていただいているということで、保護者の子育て世帯の家計の支援というところでは、補助金の活用にもっと敏感であるべきだというように言われれば、そこはそうなんでしょうけれども、子育て世帯、物価高騰への対応という部分の支援といたしましては、そのような形でサポートをさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

３点お願いいたします。

まず、公民館、決算書190ページ、説明書203ページです。

スリッパを全館替えていただいたということで、前から要望出していて、本当使いやすくて、ありがとうございました。

いつも和戸公民館を利用させてもらっているんですが、今回、川端公民館を先日使ったときに、ちょっと直していただきたいなと思ったところがありましたので、お伝えします。

２階が、川端公民館、非常に古くて、窓も開かないようなさびていて、なっているんですけれども……

〔「要望になりますね」と言う人あり〕

○委員（九山妙子君）　要望というか、すみません、言い方間違えました。

申し訳ない、川端公民館を使ったときに気づいた点がございます。２階の洋室が、エアコンを入れて、どんどん下げても全く効かない。西日が非常に入っていて、ここ避難所にもなるんだけれども、使っている団体もたくさんいると思うんですが、そのあたり、どう考えているのかお聞きします。

次が、２階はピアノを設置してくださって、以前はコーラスの方が使っていたんですが、椅子が壊れていて、上下が全く動かない、さびていて使えないという状況なので、そのあたり、把握されていて直さないのか、把握されていないのかお聞きします。

それで、これは町全体の公民館なんですが、Ｗｉ－Ｆｉが全然まだ入っていないんですが、災害のときに避難所になったときに、どうなるのかお聞きします。

あと、資料館、192ページ、説明書212、213です。

３か月ぐらいずつイベントをしてくださっているんですが、３か月だと気がつかないという人が結構いて、例えば３か月、あと１か月ありますみたいな、ＬＩＮＥで流すとかをやっているのか、気づかないだけなのか、そのあたりをお聞きいたします。

それと、213ページの一番下段、啓発について書いてあるんですが、もうちょっと詳しく、回数とか載っているんですが、説明書213ページです。そこをお願いいたします。

あと、３点目が、小中学校管理運営事業です。

小学校が174ページ、中学校が180ページなんですが、前段の委員とも係るんですが、プールの水

道代というのはどこに入っているのか、ちょっと分からなかったので、教えていただきたいのと、あと、４年ぐらい前から議員の質問とかで、ぐるるの総合運動公園のプールで学校のプールをするというお話を聞いてはいるんですが、いつから考えているのか、結構今、民間でやっているところがどんどん増えていますが、いつから始めるのか、考えているのかお聞きします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹川﨑です。

決算書190ページ、説明書203ページの公民館管理運営事業の件についてお答えします。

まず１点目、川端公民館の２階洋室エアコンが効かないというか、効きづらいというか、そういった状況にあると、またそれから、西日も入ってきたりといったことで、こちらについては、私も日中現場に行きまして、確かに効きが悪いなというのは感じていました。

何が原因かなというのが、確かに**九**山委員もおっしゃるとおり、館が古いので、なかなか断熱的なところが甘いのかなとも思ったりもしたんですが、本当、対策がちょっと遅かったんですけれども、先々週ぐらいですかね、先週ぐらいかな、もしかしたらエアコンの室外機に直射日光が当たっちゃって、最近の酷暑でエアコンの効きが悪くなっているのも一つあるのかなというところで、２階の洋室のエアコンの室外機、そちらのほうに、マットというんですか、熱を遮るようなマットをちょっとかぶせてみました。ただ、そこからちょっと、どうなったかというのは、申し訳ございません、まだ確認は取れていないです。

遮光カーテンとか、あとは遮熱性のあるようなカーテンというも、案としては上がっていますので、こちらにつきましては、カーテンも大分傷んできている状況もありますので、順次交換というんですか、そういったものをしていきたいなと考えています。

それから、２点目のピアノの椅子が壊れているというところで、こちらのほうは、申し訳ございません、把握しておりませんでした。明日にでも現場に行って、どのような状況かは確認したいと思います。

それから、３点目のＷｉ－Ｆｉについてでございますが、こちらも災害のときの避難所ということになっていますので、できたら町民生活課のほうで、災害の避難所としてどう考えているのかというところはあると思いますので、そちらのほうで対応していただければなとは思っています。

ひとまず公民館の利用者からは、Ｗｉ－Ｆｉが利用できないことに対しては、ご意見等は、今のところ、いただいてはおりません。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当の横内でございます。

九山委員の質疑に対しましてお答え申し上げます。

郷土資料館の企画展、特別展等のイベントにつきまして、三、四か月に一度展示替えというお話を申し上げたところで、説明書の212ページに展示の内容等が入っているかと思うんですけれども、正直、ちょっと手いっぱいなところがありまして、これまで、終了１か月というところでの告知をなかなか流せないではいたんですけれども、今回の企画展の最後に書いてある「土器でみる一万年」のところで、一度そのことをやってみまして、反響があったこともありましたので、今後はぜひや

っていこうということで内部では話しているところです。

あと、新聞報道をうまく活用させていただきまして、町外の方も呼び込めるような形では努力をさせていただいているところであります。

それから、213ページにあります啓発の関係ですけれども、郷土資料館では、各種研修を受け入れたりですとか、あと、団体利用とかでお客様が来るときに、学芸員による説明をしたりということでさせていただいているもので、それをこちらに載せさせていただいているものです。

主なものとしましては、博物館学芸員の実習生の受入れをしておりまして、これは博物館で勤務する場合に、有資格者として育成をするもの、国家資格ではございます。その実務研修の受入れというものになります。昨年度は、２校から申入れがありまして、２人の実習生を受け入れたものでございます。

それから、社会科や総合的な学習につきまして町内の小中学校から申入れがあった場合に、学芸員の説明をさせていただくんですが、ここのところは、大体小学校３年生が、昔の暮らしや道具の学習のときに来たり、それから、４年生の笠原沼の開発のところで、郷土資料館の学芸員からの説明を求められるということが多いです。特に３年生につきましては、郷土資料館に３年生の子たちが来てくれまして、旧加藤家の中で、収蔵庫から特別に関係する資料を出してきて、当時の暮らしを思わせる環境で、当時の暮らしに使っていたものを見るという、体感型の学習をする機会とさせていただいております。

また、職員派遣というものがございまして、学芸員それぞれ専門がございますので、専門に合った学習をしたいという団体から申入れがあった場合は、職員派遣をさせていただいております。昨年度は３件ありまして、特に杉戸と宮代の関係を知りたいということで、町外からも申入れがあったりする場合がありまして、こちらでも派遣を出しているという形になります。

簡単ですが、以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　決算書174ページ、180ページの学校管理運営事業のプールの水道代ですけれども、管理運営事業ではございませんで、決算書178ページ、こちら、小学校施設管理事業の10節需用費の上下水道料の中に入っております。中学校におきましては、決算書184ページの、同じく10節需用費の上下水道料の中に入っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○教育推進課長（田中啓之君）　課長の田中です。

決算書174ページ、小学校管理運営事業に該当するのかなと思うんですけれども、ぐるるでの小中学校のプールの検討状況ということで、こちらにつきましては、再整備に伴ってプールがなくなることを予定している須賀小学校については、既に昨年度から、ぐるる宮代と調整を進めております。

昨年度も調整をしていて、今年度も来年度に向けて、今調整をしている状況でございまして、担当としては来年度から、ぐるるでの授業という形で、ぐるるに水泳授業を委託する形で進めていきたいと考えております。

ほかの小学校、あるいは中学校につきましても、当然、課題として認識をしております。近隣の自治体の状況等を調査したりとか、いろいろ進めてはいるんですけれども、残りの小中学校全てをぐ

るるで賄うことはなかなか難しいのかな、キャパシティー的にというところがあります。ですので、近隣のスイミングスクールというかプールとかも、今調査をし始めているところでございます。

須賀小学校以外の小中学校の方向性についても、今、今年度中に小中学校の学校のほうの管理職から、プールの授業に当たっての課題、施設管理の課題も含めてですけれども、そういったことについて聞き取り、アンケートを行いながら、方向性を出していきたい、検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ありがとうございます。

190ページの公民館なんですが、確かに、この前の日曜日に使ったんですけれども、暑くて、それで、多分遮光カーテンとかすると、すごく違うのかなというのは感じましたので、検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、ピアノの椅子はお願いします。

確かにＷｉ－Ｆｉは、町民生活のほうの避難で、これは町民生活と一緒に、公民館を管理している教育委員会も考えていくということはあるのか、町民生活に全部、町民生活が必要と言えばやるのか、一緒に考えていくのか、そこをお願いします。

あと、先ほど聞くのを忘れちゃったんですけれども、隣の家のケヤキとかが、結構窓まで来ちゃっているんですね。枝がかなり大きく入ってきていて、防災倉庫の上とか。これ多分、会計任用職員さんたちが全部掃除するんでしょうけれども、大変だなというのと、以前少し切ったのは存じ上げているんですが、このあたり、管理をどうされてきたのか、これからどうしていくのか、民家の方の木なので、なかなか難しいとは思いますが、どうされるのか、ちょっと追加でお願いします。

それと、資料館に関しては分かりました。１か月前とかにしていただくと、３か月あると思うと忘れちゃうんだよねという意見も結構あるので、行く機会がない方は全く行かないので、その辺、それはやっていただくようなお話でしたので、お願いします。

それと、水道代に関しては分かりました。そして、プールの状況も、はい。もしこれ、須賀中がこのまま少し残っていく、９年度から検討ですので、そうした場合は、須賀中とかもぐるるで対応できるのかも、完全に小学校しか対応できないのか、そこを改めてお聞きします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

九山委員の再質問にお答えします。

まず１点目、遮光カーテンの検討ということですが、こちらのほうは検討させていただきます。遮光、遮熱、そういったものをできるような、また、防火対策が取られたカーテンでなきゃいけないので、そういったものを考慮しながら選んでいきたいと思っております。

それから、Ｗｉ－Ｆｉの関係なんですけれども、まずは町民生活課が、災害避難所としてどういうふうな位置づけで、どういうふうな整備をしていくのかというところが、非常に大事だと思っております。その上で、もしＷｉ－Ｆｉ工事が必要だということであれば、うちのほうで利用者の調整をしたり、清掃をやっていただいている業者とか、そういったもろもろの業者との調整をやっていくことになるかなと考えております。

それから、隣の木の問題なんですけれども、**九**

山委員もご承知のとおり、ある程度、かなり切っていただきました。多分、相当な費用がかかったかとは思うんですけれども、ただそれにしても、まだ１本ですかね、大きい木がちょっと残っていまして、その辺は引き続き、地権者の方と交渉してまいりたいと考えております。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○教育推進課長（田中啓之君）　教育推進課長の田中です。

小中学校のプールの関係で、須賀中学校をどうするのかという、須賀中学校を適正配置上、どうしていくのかということは、まだ決まっていませんので、須賀中学校に限定してということはお答えできないんですけれども、先ほど、ぐるるのキャパシティーだと全小中学校は難しいということで、お答えはさせていただきました。

県内あるいは近隣の状況を見てみますと、中学校のプールの授業については、座学だけに移行している自治体もございまして、そういったところも視野に入れながら、ただ小学校は、座学だけにしているところはございませんので、小学校は確実に残していくのかなと、今担当としては考えておりますけれども、中学校については、座学のみということも視野に入れながら、これから検討を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で教育推進課の質疑を終了いたします。

これをもちまして、議案第38号　令和５年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について、本件に対する質疑は全て終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　６時２３分

再開　午後　６時２５分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第38号　令和５年度（2023年度）宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について、今日、まちづくり建設課、それから教育推進課の論議が終わったばかりでございますので、これらを含めて、後日、反対討論をまとめて行いたいと思います。

反対の立場から討論を行います。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。お疲れさまでございます。

議案第38号、私も反対の立場から、後日、反対の討論をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第38号　令和５年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（土渕保美君）　起立多数と認めます。

よって、議案第38号　令和５年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

――――――――――◇――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（土渕保美君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月20日金曜日午前10時から委員会を開き、引き続き、住民課の国民健康特別会計の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　６時２８分

決　算　特　別　委　員　会

第　５　日

出席委員（１３名）

	佐藤将行君	丸藤栄一君
	九・山妙子君	福澤和美君
	野原洋子君	金子正志君
	小島あけみ君	泉伸一郎君
	鈴木次男君	合川泰治君
	塚村香織君	土渕保美君
	川野武志君	
（議長	田島正徳君）	

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

会計管理者	宮野輝彦君	住民課長	榎本恭一君
住民課主幹	高橋正巳君	国保・後期担当専門員	稲宮辰男君
国保・後期担当主査	安部麻里亜君	健康介護課長	草野公浩君
健康介護課主幹	鈴木健司君	健康介護課主幹	加藤智浩君
まちづくり建設課長	髙橋勝己君	上下水道室長	忽滑谷和君
上下水道室主幹	高橋暁尋君	経営総務担当主査	齋藤智子君
施設担当主査	冨田満晴君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（土渕保美君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月17日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３９号の審査（住民課）

○委員長（土渕保美君）　これより本委員会に付託されました議案第39号　令和５年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。よろしくお願いします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　おはようございます。住民課主幹、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　おはようございます。国保・後期担当専門員の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　おはようございます。住民課国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　おはようございます。福澤です。よろしくお願いいたします。

２点質問させていただきます。

まず１点目、決算書の216ページ、説明書は220ページです。

国民健康保険税の収入未済額なんですけれども、令和５年度、8,582万8,169円と、昨年度より未済額が下回っているんですけれども、令和５年度で遅れて納付された方というのはどのぐらいいらっしゃるのか。また、その金額、分かれば教えてください。その分はどこに記載されるのかも教えてください。

２点目は、決算書234ページ、説明書232ページです。

ジェネリックの医薬品についてお伺いいたします。

ジェネリック医薬品にした場合、１人につきどの程度の医療費が削減されるのかということと、あと、ジェネリックを使っている割合、どのぐらいの方がジェネリックにしてくださっているのかということを教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹、高橋です。よろしくお願いします。

説明書220ページ、国民健康保険税、決算書でいいますと215、216ページになります。

未済の分につきましては、未納から、納期限を過ぎてから５日程度過ぎた場合、督促状を渡しています。当然、当年度にお納めいただければ、説明書の６ページにありますように現年度分の収納額のほうに反映されるわけでございますが、年度

をまたいで未納になった場合については、説明書221ページの一般被保険者国民健康保険税（滞納分）の中に振り込まれてきますので、そういった扱いで事務のほうを進めさせていただいております。

ですので、通常、納期限が過ぎて、20日程度過ぎた場合については督促状を出すんですけれども、それは年度内に納めていただければ年度内に、現年度分扱い、未納の分については翌年度の滞納分扱いということで、金額につきましては、詳細のほうについては割合を求めておりませんので、そういった事務処理を進めていっているということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、説明書の232ページ、ジェネリック医薬品の関係でございますが、ジェネリック医薬品につきましては、令和４年度まで年２回、通知を出しておりまして、令和５年度から年４回、ジェネリックの医薬品を出しております。ジェネリックにつきましては、数量シェアということでありますけれども、５年度につきましては約81.7%、数量シェアということで、県平均を若干下回っておりますが、そういった扱いでさせていただいています。

ジェネリック医薬品につきましては、生活習慣病に関わる医薬品が後発医薬品になっているものについてお出ししておりますので、個々でお一人当たりという金額ではちょっと、通知で出しているだけなんで、定期的なものを出していないということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

１点だけ質問させてもらいます。

決算書が228ページ、説明書が227ページの一般被保険者高額療養費支給事業のところで、こちらのどういった治療だったのか、そちらが分かれば教えてください。お願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　国保・後期担当の稲宮でございます。

ただいまのご質問でございます高額療養費支給事業のことについてでございますが、どういった内容であったかということなんですが、こちらはあくまで１か月間に自己負担額を超えた場合に、その医療費を給付するというものになりますので、特に疾病の内容に応じて制限があるとか、そういったものはございませんので、やはり金額的なベースで考えますと、どうしても入院に係る医療費というのが高額になりがちなところがございますので、内容からしますと、入院に係る高額医療費というのが多いのかなというふうには認識をしているところでございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

そうしますと、入院費、例えばいわゆるベッドの差額代とか、そういうもので発生したものも入るのか。

あと、治療については特に、保険で賄われる治療であれば一定額を超えたものについては全て支払っていただけるということでよろしいですか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　国保・後期担当の稲宮です。

今、具体的な例でおっしゃいました差額のベッド代などですが、あくまでもここで言います高額療養費というのは、医療保険の適用になった分と

いうのが高額療養費の対象になりますので、保険外、医療保険が使われていない治療ですとか、差額のお部屋代とか、そういったものは高額療養費の対象にはなりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。よろしくお願いいたします。佐藤でございます。

１つ、ジェネリックのことでお尋ねしたいんですけれども、これ課長さん、ご存じかもしれませんが、昨年、一昨年かな、町民と議員との懇談会で一般の町民の方からも出たことですけれども、六花でジェネリックを勧められて断ったら、ほかの医療機関へ行けということを言われたという事例があったようでございます。私これ石井センター長に直接お聞きしたところ、個別の案件なんで、答えられないとはおっしゃっていましたけれども。そもそもまず、このような言い方が公設のクリニックで許されるのか。許されるとして、それは何件ぐらい、町としては把握しているのかというところをまずはお尋ねしたいと思います。それはジェネリック、説明書237ページになるかと思います。

あともう１点が、これも説明書で、ちょっと予算書のほうを見つけられないんで申し訳ございませんが、説明書の227ページの下の段で、出産育児一時金支給事業というものがございます、決算書の228ページとここには書いてありますが。４年度から５年度で、昨年度はね、５年度は出生者数が宮代町で180というのは窓口で調べて、存じておりますが、増減が４年度から５年度に関しまして、633万円も減っているというのは、ちょっと４年、３年のところは逆に増えています。その前というのはここでちょっと表では分からないので、僕としては何とも言えないのですが、ここの増減の理由というのは、検証されていると思いますので、検証した結果というのを教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、六花に対する質問は健康介護課になりますので。

答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課、高橋です。よろしくお願いします。

説明書227ページ、出産育児一時金支給事業で５年度と４年度を比べまして約630万円ほどマイナス、件数でいうとマイナス16件ということでございますが、町の出生数と比べてということでございますが、たまたま国民健康保険にご加入いただいている方の出生が少ないということでございます。年度によって、３年度16件ありましたけれども、年度によってその割合というんですかね、個々に加入している、出産される方が少ないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　あと細かいことはちょっと窓口でお尋ねしたいと思いますが、先ほど委員長のほうから、ジェネリックのこと、六花のことはというふうな意見がございましたが、この特別会計のほうで成果としてね、ジェネリック医薬品の使用を促進することによって、被保険者の薬剤費の自己負担の軽減だけでなく、医療費の削減を図りました。これ六花に限らず、僕が把握しているのが六花ということはございましたが、ほかでないかあるかというのはちょっと分かりませんが、そもそも町の医療機関として、ジェネリックを勧めたら断られたというものは六花以外でも把握しているかどうかというのは、医療費削減の観点か

ら、ちゃんとそちらのほうで把握していなければいけないことだとは思いますので、そちらの切り口のほうからご回答をお願いいたします、六花に限らずです。町の医療機関として。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

町の医療機関でジェネリックをお願いしたら断られたというお話は、窓口で職員が勤務している中で、そういったお話というのは伺っていません。特にそれを把握するということはしておりませんので。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　再々質問で最後になっちゃうんですけれども、ちょっと不本意な。町でそれ把握していないというのはおかしいですよね。実際にあったことなんですよね、お聞きして。六花に関しては、石井センター長はその事実は認めていたわけであって、あくまでも例ですよ、今の六花の件は。ほかでないとは言い切れなくて、町で調査も検証もしていないということが、そもそも問題なんじゃないですか。大々的に医療費の削減を図りました、図っているところですとかじゃなくて、図りましたと言い切っている割には、要はジェネリックをほかの自治体のほうに追いやっているというふうにも読み取れるんですけれども、その辺を、なぜそういうふうなデータを取って検証してやろうとしていないのかが非常に問題。これ６年度にも関わってきますからね。そこのところをどのように今後考えているのかというところを課長にお尋ねしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

もちろん窓口勤務している中で、病院のほうでそういう断られたというお話があれば、私たちのほうで聞いて、それが事実であれば、医療機関のほうにお話しする機会を設ける必要があるかなと思います。

六花の話は、私も前任から聞いておりますので、それは把握をしております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点質問をさせていただきます。

決算書の217、218ページです。

県の補助金についてお伺いいたします。

保険者努力支援分が取組の実績が増えたということでご説明をいただきましたけれども、具体的に教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課、高橋です。よろしくお願いします。

決算書217、218、説明書222ページ、説明書でいいますと、３款県支出金の県補助金の表があります。上から２番目、特別交付金（保険者努力支援分）ということで、金額が617万円ほど増えております。

これは努力支援ということで、ポイント化したもので交付されるものでございますけれども、具体的には予防とか特定健診とか、予防とか健康づくりに関する費用が主なもの、また、ほかにも人間ドックとか、あとは特定健診とか、納付した割合とか、いろんなものをポイントしたものが評価されて交付されるものでございますが、５年度に

つきましては493ポイント、４年度について371ポイントですので、かなりポイントが伸びたということで、県内で37位でした、５年度は。４年度は61位でしたので、かなりこちらのほう努力して増えたということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　よく分かりました。

コロナで健診数が減ったりということで、ここの部分が、県からの補助金が少なかったのが、そういういろんな状況が変わって、このようになってきたのかなと思うんですが、令和５年で新たに取り組んだものというのがこの中にあるのか、今までどおりのもので人数が増えたのかというところをもう一度教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課、高橋です。

新たに増えたものについては、国民健康保険と介護保険の一体的な事業とか、あとは薬剤の関係でリフィル処方箋とか、そういった細かいところを積み重ねたところで、若干件数が伸びて、金額が伸びたということでご理解いただければと思います。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　分かりました。

すみません、ちょっともう少し詳しく最後に、国保と介護の保険で一体化となった事業というのがどれに当たるのかというのを最後に教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課、高橋です。

国保と介護の一体化ということで、５年度から始まったポイントを獲得できる項目ということで、そういったもので、国民健康保険から75歳になると後期のほうに移動したりします。なので、継続的な予防とかフレイル予防とか、そういったものをなるべく引き続いていくような、町として進めていくということで、ポイントが増えたものと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

２点ほど質問させていただきます。

まず、１点目なんですけれども、決算書230ページ、特定健診審査等実施事業、説明書では230ページになります。

上の表になるんですけれども、３年度、４年度が47％ということで、５年度が45.7％、これは５年度の受診率が６年５月27日現在というふうに書いてあるわけなんですけれども、大分減っていると思うんですけれども、これについて、特定健診のやっぱり数が多くなれば、それだけ補助金が増えるということでしたので、この件について、ちょっと減っているところについて、なぜかということでお伺いいたします。

それから２点目なんですが、決算書232ページ、疾病予防事業になります。説明書は231ページになります。

上の説明のところで、糖尿病や重症化するリスクの高い未受診者、受診中断者に対する受診勧奨と糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い方に対する保健指導を行い、人工透析への移行防止に取り組みましたとあるわけなんですけれども、ここで、下のほうの表の生活習

慣病重症化予防対策事業、この中で15増えているわけで、５年度、勧奨者が26になっております。これは全体ではもっと多くいて、その中で26名になっているのか、それとも全体で26名なのかということをお伺いします。

その下のほうの保健指導参加者、こちらのほうは減っているんですけれども、こちらのほうもどのような形で減っているのかお伺いいたします。

上の表で、がん検診のところで、全体的に減っているんですよね。この減っている傾向はなぜなのかということと、逆に大腸がん検診が増えているんですけれども、これについても説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課、高橋です。

説明書230ページの特定健診、健康診査受診者の率で、３年度47％、４年度47％、５年度45.7％ということで、５年度につきましては、下の米のところで書いてありますが、翌年の秋に正式な数値が出るということで、ほぼほぼ同程度の数値になるということで予想しておりますので、約47％程度はいくのかなという形で、これ確定数字じゃなくて、来年度のまた決算のときにお示しできるものと考えております。

続きまして、説明書231ページ、生活習慣病重症化予防対策事業で、５年度の26、受診勧奨実施者につきましては、これが全ての対象者ということでご理解いただきたいと思います。

それで、保健指導参加者が去年、４年度11名の中で保健指導参加者７名ということでございますが、あくまでもこれ保健指導の参加ということが任意でありまして、または病院さんのほうで、お医者さんのほうで、まだ数値が安定しているとか、通院して管理しているからということで参加されない方もいらっしゃいますので、全て未受診とか未参加ではなくて、ご自身で管理されていたり、お医者さんのほうで管理されているということで、人数が２名ということ、参加者が２名ということでご理解いただきたいと思います。

その上のがん検診関係でございますけれども、大腸がんを受けられた人数が伸びていることについては、集団健診の中で、５年度から大腸がん検診も同時に受診できるようになりましたので、それで人数がかなり増加しているということでご理解いただければと思います。

また、他の受診、胃がん、肺がん等につきましては、被保険者数も減っているということもありますし、何年かに一度受けられるという方もいらっしゃるかもしれませんので、そういった傾向かと思われます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

特定健康診査受診者のほう、これは230ページになりますが、昨年の同時期の水準を言わせてもらいますと、まず集団健診が911でした。個別健診が1,388、合計で2,299ということで、同時期としてやはり少ないんです、今年は。そういうことがあるので、ちょっとお伺いはさせていただきました。

集団健診は、例えばこの911という数字、４年度、書いてありますけれども、最終的も911だったんですよ、増えていなかったんですね。それもあるので、やはり集団健診でもっと受診してもらえるように努力していただきたいと思うんですが。今後、何か特定健診で皆さんが受診してもらえるように何か考えがあるのかどうかということと、

あとは例えばはがきで、受診をまだされていませんので、受診してくださいというはがきを送られていると思うんですけれども、前のときは、受けているのにそのはがきを送ってきたということがございました。今はそういうところは少しでも改善されているのかどうかということもお伺いいたします。

あと、重症者のほうの事業の件は分かりました。大腸がんのほうは500円ですかね、プラスして同時に受けられるということがあるということで、増えたということで了解いたしました。

１問だけ、再質問をお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋です。よろしくお願いします。

すみません、集団健診については、委員お話しになられたように変わらないと思うんですけれども、個別健診につきましては、ちょっと若干遅れているデータがありまして、そういった形で、はがきを出すタイミングでデータが来ていない方に対しては、大変申し訳ないんですけれども、今年度についてもはがきを出した可能性があるということで、ご理解いただきたいと思います。

また、この受診率向上のためにつきましては、今年度なんですけれども、登録されている方についてはＬＩＮＥとか、またホームページ等々で、ＳＮＳを使いまして発信するような形。また今年度につきましても、受診勧奨のはがきは２回お出ししていますので、なるべくお受けいただきたい。保健指導とか特定健診を実施する義務が保険者にありますので、当然、受ける義務じゃなくて、実施する義務がありますので、そういったところを強化して、皆様に受けていただければ。当然、補助金のほうにも跳ね返ってきますので、努力していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

最後に１点だけお伺いします。

特定健診なんですけれども、その期間が長いんですよね。もらったときに受けようかなと思っていても、まだ先があるから大丈夫だと思ってついつい忘れてしまうということがあると思うんですけれども、例えば前期、後期に分けて、前期は何月から何月何日までとか決めて、後期が何月から何月何日みたいに２つの期間かなんかに定めて、ちょっとやっぱり受けなきゃいけないという気持ちを向上させるような、そういうことってできるのかどうかお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課、高橋です。

当初、５月に受診券とかお知らせとかをお送りさせていただいて、それで夏と秋に、先ほどお話しした受診勧奨、受けておられない方についてはがきを出しています。それですので、何かしら、通知を出すとかだと郵便料とか、それが補助金の対象となる、ならないとか、支出だけ増える可能性がありますので、ホームページ、または先ほどお話ししたＳＮＳ等々で、広報も当然あると思うんですけれども、そういったものでアピールというか、案内できればなと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、215、216ページの１款１項国保税の関係

です。

ここにも書かれておりますけれども、不納欠損額が1,162万円、処分件数は86件ということなんですが、これらについての内容についてお示しいただきたいと思います。

それから、収入済額が６億1,762万円、収納率が86.4％、これは前年度と比較しても0.9ポイントの減となっています。軒並み減となっておりますけれども、この辺についての理由についてもお示しいただきたいと思います。

それから、国保税に関しましては、まず、年齢階層別被保険者数、例えばゼロ歳から14歳とか、15歳から64歳、65歳から74歳、何人いるのか。

それから、加入者数ごとの世帯数、これは１人世帯が何世帯、２人世帯が何世帯、３人以上が何世帯なのか。

それから、所得階層別世帯数です。所得が100万円以下が何世帯なのか、所得が100万円から300万円以下で何世帯か、所得が300万円超える、大まかで結構ですので、お示しいただきたいと思います。

それから、滞納世帯と加入世帯の比率ですね。これについても令和５年度はどういうふうになったのかお示しいただきたいと思います。

それから、滞納による財産の差押えとかそういうのはあったのかどうか。

それから、資格証明書の発行状況、短期保険証の発行交付状況、これもお願いしたいと思います。

それから、健康保険法の一部改正があって、令和４年度から実施されている未就学児国保税の均等割の軽減、これについても確認をさせていただきたいと思います。

それから、217、218ページの繰入金の関係です。

もうご承知のように国保加入者は自営業者、年金生活者、非正規労働者、とにかく所得の少ない方々が多く加入されております。そういう中で非常に重い国保税となっておりますので、どうしても、これまでも一般会計からの繰入れが必要だということは当然なんですけれども、今この国保税に対する、国が主導して、県を通じて国保税が決まってくるわけなんですけれども、その法定外の繰入れです、要は。これについての認識を取りあえずお示しいただきたいと思います。

それから、231ページ、232ページの疾病予防の関係も今ありましたが、不用額が多いと思うんです、1,141万円と。これはどうしてこういうふうになっているのか。その点についてもお示しいただきたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課、高橋です。

説明書220ページ、国民健康保険税の中の不納欠損1,162万6,318円の件数、86件の内訳につきましては、財産なしが51件、生活困窮が18件、所在不明が16件、お亡くなりになった方が１件、トータル86件でございます。

収納率、５年度と４年度比較してマイナス0.9ポイントにつきましては、隣の221ページに新型コロナウイルス感染症の減免というものがありますので、こういったところも影響していると考えております。

すみません、質問と順番が変わってきますけれども、未就学児均等割の軽減分の繰入金につきましては、同じ220ページ、説明書220ページの一番下にあります未就学児均等割保険税軽減分の中で、95人の方が該当になっていることで、ご理解いただきたいと思います。

あとは、所得階層別世帯数につきましては、所得階級で101万円以下の世帯につきましては、１

月頃の数字ではございますが、全体の38％でございました。

○委員長（土渕保美君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３８分

再開　午前１０時３９分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　年齢階級別被保険者数につきましては、細かい数字はございませんが、60歳から74歳の方につきましては約58％を占めているところでございます。

あと、世帯人員ごとの加入割合につきましては、申し訳ございません、ちょっと手元に資料がございませんので、この場ではお答えできません。

滞納世帯につきましては、月数、また年度ごとによって若干変わってくるものでございますが、約400から500世帯、滞納されている世帯が多いと考えております。

短期証につきましては、７月に46世帯、１月に32世帯につきまして短期証のほうを渡しています。

資格証明書につきましては、１世帯に対してお出ししております。

すみません、差押えにつきましては、５年度、税務課のほうで行っておりますが、35件、差押えをしております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

１つ答弁漏れがございまして、国が主導して県が行っている保険税率の統一化、標準保険税率と呼ばれていますが、その取組の中で、令和９年度に市町村ごとに計算された標準保険税率を適用していこうという目標が掲げられておりまして、令和８年度までには赤字を解消していきましょうという、そういう方針がありますので、この法定外繰入れについては、令和８年度までには解消していくことが町に求められているのが現状でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課、高橋です。

先ほどすみません、成果書231、232ページ、疾病予防事業におきまして不用額1,100万円ほどあるということで、疾病予防費で1,100万円あるということでございますが、主なものにつきましては、委託料の601万894円ということで、がん検診でもう少し受診できればということで不用額が発生しております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、国保税の関係の不納欠損、処分件数は86件で、そのうち困窮者が18件と。その割には所在不明というのが16件なんですけれども、随分多いように感じるんですけれども、これはどこもこういうふうな状況なんでしょうか。困窮者とほぼ同じような数字なんですけれども。随分、所在不明というのが多いなというふうに思いますが、これはもちろんね、ずっと追いかけもしているんでしょうけれども。特に滞納している方々については、窓口に呼んでとか、いろいろして、そういう答弁もありますよね。その割には所在不明というのはどういうふうに考えればいいんでしょうか。その

点についてお尋ねします。

それから、年齢階層別被保険者数なんですけれども、先ほど60歳から74歳、58％ということなんですけれども、これは何で示されないんですか。決算審議だからね、駄目ですよ、そういう答弁じゃ。だって、18歳以下の子どもにも国保税かかっているんですよ。だから、どれぐらいになっているのか。年齢階層別の被保険者が60歳から74歳、58％あると、それだけ。あと加入者数ごとの世帯数は全然答えていないでしょう。これは資料がないじゃ済まないでしょう。

それから、所得階層別世帯数、所得101万円以下が38％、これ少ないでしょう。いや、少ないも少なくないも示していただけないんで、分かりませんけれども。

なぜかというとね、先ほど課長からも、今後、繰入れにしても赤字解消のために、県主導でやっているんですけれども、令和８年度までには赤字解消するでしょうと言っているけれども、実際、各自治体では大変な思いしているんで、繰入れしているわけですよ。繰入れだけでは大変なんで、特にね、18歳以下の子どもの均等割減免というのは、どこの自治体でもやはり負担を軽くしようということで、負担を減免措置するところが多くなってきている。そういう中で、これらについてはどうするんですかという、そういう論議もしたいんですけれども。加入者数ごと、あるいは年齢階層別の被保険者数が分からないと、話にならないでしょう。

休憩してでもね、持ってきてくださいよ。論議にならないでしょう。いや、その辺は全然考えていないというんだったら、ないでいいですけれども。

それと、231、232ページの保健事業費の疾病予防費の不用額です。委託料でがん検診だということなんですが、この不用額の半分ですよ、これだと。あとは不用額が出ている理由はどういう理由ですか。これもお答えいただきたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

年齢ごとの被保険者数の割合ということで、ゼロ歳から39歳までと40歳から64歳、65歳から74歳の割合を手持ちの資料で持っておりまして、令和５年度はゼロ歳から39歳が19.5％、40歳から64歳までが31.5％、65歳から74歳までが48.9％という数字でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課、高橋です。

説明書の220ページ、不納欠損の関係でございます。

不納欠損につきましては、税務課のほうで、徴収担当のほうで事務のほうをしていただいておりまして、所在不明につきましては、４年度も10件、生活困窮につきましては４年度が11件ということで、数字が伸びているということでご理解いただきたいと思います。

あと、決算書231、232、がん検診の関係で委託料のほうが不用額が出ているということに併せまして、18の負担金、補助及び交付金の中でも人間ドックの補助金、または234ページにあります生活習慣病重症化予防対策事業の負担金のほうでも不用額が出ているということで、ここのほうで370万円出ております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問になってしまいます。

私がね、まず215、216ページの国保税の関係で、所在不明が多いんじゃないかという質問をしたんですよ。これは分かりません、私自身。自治体のね、近隣だの埼玉県内の状況なんか分かりませんので、こんなにいていいんですかということなんですよ。だから、これまでも、先ほども言ったように、滞納関係でもちゃんと被保険者と顔を合わせて、それできちっと窓口にも来てもらって、指導していますということですから。そういうふうな形で一方で来ていて、もう一方では所在が不明だ、16だと。これは少し多いのかなというふうに思っていますけれども、なぜ多いんでしょうかということを聞きたいわけですよ。その辺、お願いしたいと思います。

それから、国保税の中身なんですけれども、先ほど私が年齢階層別の仕分を勝手にこちらで言っちゃったから答弁しづらかったのか。持っている資料でいいですよ、先ほど課長から言われたように、ゼロ歳から39歳が19.5%、40歳から60歳までが31.5%、60歳から74歳が48.9ということで、私は、町全体の世帯数は少しずつ増えているのに、国保の被保険者、世帯も人数も減っていますよね。それはそのとおりなんですけれども。そういう中で、やはり国保税加入者の収入なんですよ。自営業者、年金生活者、非正規労働者、こういう方々が大部分で、本当にそういう中での国保税の統一化ですから。

最初、統一化というのは、国保税が低い自治体もあれば高いところもあって、低いところに合わせるみたいな、導入時はね、そういう形で来たんですけれども、これどこの自治体も赤字になっちゃいますよ、これじゃ。じゃどこで補塡してもらうかといったら、値上げしかないですよね。じゃ値上げでいいんですかと。そうすると、やはり滞納してしまう、これ以上、そもそも収入が少ない階層が多いんですから、これは町担当だって困っているでしょう、正直いって。だと思いますよ。だったら、もっと国、県に対して、統一化、標準化もいいんですけれども、このままじゃ大変だということも、多分言っていると思います、声は上げているとは思いますけれども……

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員、質疑のほうをお願いいたします。

○委員（丸藤栄一君）　そういうふうにお願いできないでしょうかね。しているとは思いますが、その辺お願いします。

それから、加入者ごとの世帯数、これ今出ないんじゃ、後で出ますか。１人世帯が何世帯、２人世帯が何世帯、３人以上、この３つに分けてというだけだから。これはもう基本中の基本だと思いますよ。私は、今、首に縄をつけて持って来いって言いませんよ。後で出ますか、じゃ。来年度も審議します。新年度もやります。こういうデータぐらいはそろえてくださいね。

それから、滞納世帯と加入世帯との比率なんですけれども、一時期は随分、６世帯に１世帯、滞納者、滞納世帯がありました。今、随分少なくなってきているというふうに思いますが、これはどうしてそういうふうになっているのかね、その辺の事情についてももう一度改めてお聞きいたします。

それから、差押えの関係ですが、これは中身も分かっているでしょう。どういう中身で差押えになっているのか。それもお願いします。

それから、資格証明書は本当に１世帯なんですか。これはどうしてそういう状況になっているのか、その点お尋ねいたします。

それから、先ほど冒頭、未就学児国保税の均等割額の軽減なんですけれども、それは確かに説明書で220ページに書いてあるとおりなんですけれ

ども、これ割合が出ていませんよね。

それとあと、軽減税額では、２割軽減が減っています。この辺の状況と、それから軽減世帯数が軒並み減っています、前年度と比べ。この辺の状況についてもお示しいただきたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○委員（佐藤将行君）　時間も時間ですけれども、先ほど手持ちに資料がないと言ったのは、戻ればあるということですから、暫時休憩して、手持ちの資料を持ってきてもらったらどうですか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

私のほうから所在不明の話と、標準化、統一化の話をさせていただきたいと思います。

まず、所在不明のものなんですが、ちょっと何件というのが、内訳はちょっと分からないんですけれども、最近、外国人の人口というのがちょっと増えてきていまして、私が二十数年前、住民課で仕事しているときは200人ぐらいだったのが、今は500人ぐらいいらっしゃいまして、国民健康保険の加入者としても外国人の方が多くなっております。

外国人だけではないんですけれども、つい最近の事例でお話ししますと、技能実習生の方が在留資格を取消しされていたという方なんかも途中でいらっしゃいまして、転入後、そういった連絡があったものですから、保険証を回収しようと郵便を送ったところ、郵便が届かないとか。あとは、実際に郵便が届かないもの、リストが返ってくると、片仮名表記といいますか、恐らく外国人ではない方のものが半分ぐらいあったかと思うんですが、最近はそういった傾向もあるかなと思います。

もちろん外国人の方が悪いという、そういうことではないんですけれども、傾向としては、人口の比率でそういったことになってきているかなというのが最近感じている部分です。

それから、保険税の統一化ということで、確かに標準保険税率、県が示す標準保険税率、どの自治体も毎年ちょっとずつ上がっていまして、厳しい状況であるかなというふうに私も考えております。

ただ、被保険者が減っていく中で、医療費の伸びというのが総体として上がっておりまして、各自治体に示される標準保険税率の計算の中には、やはり医療費、過去３年分の医療費がどういう流れでできているのかというのが考え方の中にありまして、特に宮代町は令和３年度に県内で、１人当たりの医療費ですが、10番目にちょっと高かった時期がありまして、ちょうどその令和３年だけが、ほかの前後と比べると高かったというのもありまして、その３年間に入っていたものですから、今年示された標準保険税率は割と高かったのかなというふうに思っております。

ただ、全体的に高くなっていくことはもちろん変わっておりませんので、私も国保主管課長会議というものが年に何回かあるんですが、その場で県の担当者のほうには、この物価高の中で何か支援措置というものを考えていただけないかというのは直接お話しさせていただいたりもしております。はい、そうですかというふうに県の担当者もなかなかそういう話はもちろん出てこないんですけれども、やはり各自治体の職員が声を上げるということは大事なことだと思っておりますし、統一化を否定するわけではないんですけれども、それに向けてどうやってソフトランディングしていくかというのが大事な点かなというふうに思っております。統一化すると、県内全体で加入者を支

えていくような仕組みになりますので、特にこういった高齢者が多い自治体にとっては、若い自治体、例えば戸田市ですとか東京近隣に接している自治体、支えていただくというわけではないんですが、全体で支えていくという意味では、このまま保険税は、仮に統一化しなくても医療費が上がっていく以上、どこかで賄わなくてはいけないということを考えますと、全体で支える仕組みに変えていくというのは間違った方向ではないかなというふうに考えております。

所在不明と統一化のお話については以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　説明書220ページの一番下にあります未就学児均等割保険税軽減分ということでございます。

５年度につきましては95人、４年度につきましては93人ということでございまして、今年度、５年度より、これ世帯数が4,000世帯ある中で抽出ということで、システムのほうで抽出しておりますので、個々の割合についてはちょっと出ないんですけれども、４年度につきましては72世帯でございました。軽減なし世帯が45世帯、７割軽減が13世帯、５割軽減が12世帯、２割軽減は２世帯ということで、ほぼ同じような割合になると考えております。

あと、説明書の220ページ、その上の軽減世帯数につきましては、軽減額につきましては毎年度、数年に１回、地方税法の改正がありますので、軽減額は5,000円上がったりします。その関係で上のほうに行くとか、下のほうに動くという方が年度によって、所得によって変わると思います。

また、被保険者数、世帯数につきましても減っておりますので、そういったところで減になっているかと思われます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

○住民課主幹（高橋正巳君）　すみません、差押えの状況につきましては、税務課のほうで、徴収担当のほうで行っておりまして、確認したところ、５年度につきましては35件ありました。内訳、国保税還付金が１件、預貯金が30件、給与が２件、年金が５件、合わせて35件ということを確認しております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　世帯ごとの資料ですが、今あるデータを加工しないとちょっとすぐお出しできませんので、それについては後ほど提出させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

今日は国民健康保険特別会計の決算に係る審議が今あったばかりですので、24日、改めて反対討論をしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なし。

次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ただいま終わったばかりでちょっとまだまとまっていないところがありますが、不明な点がございますので、現時点では、賛成というのは当然、全てが分かった上で納得いって、問題がないということが賛成だと僕は理解しておりますので、不明がある以上は賛成はできませんので、今のところ24日に反対討論をする予定でおります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第39号　令和５年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（土渕保美君）　起立多数であります。

よって、議案第39号　令和５年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会において原案のとおり認定されました。

ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０９分

再開　午前１１時２５分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

審査効率化のため、議案第41号、後期高齢者医療特別会計を先に審議いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第４１号の審査（住民課）

○委員長（土渕保美君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第41号　令和５年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○住民課長（榎本恭一君）　課長の榎本です。引き続きよろしくお願いします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　住民課国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。よろしくお願いします。

説明書のほう238ページ、お願いします。違いますか。すみません、間違えました。取り消します。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、283、284ページの後期高齢者医療保険料の関係で、国保と同じように滞納者の実数、それから短期保険証を交付すれば、交付した人数。

それから、滞納のため差押えはどのようになっているのか。

それから、医療費の窓口負担割合なんですけれども、１割負担、２割負担、３割負担ございます。どのようになっているのか。

それから、帯状疱疹ワクチン接種するようになりました。これはいつからでしたか。これは介護保険か、分かりました。

それから、後期高齢者医療では、やはり高齢者の予防の関係で、寝たきりにさせないというのが基本なんですけれども、そうした寝たきりの高齢者をつくらない。そのためにいろんな健康診査も行っているんですけれども、特に宮代町ではこれだという特徴があれば、ほかの自治体よりも、これについては進んでいるとか、そういった成果みたいなものがあればお示しいただきたいと思います。なかなかこれも県主導で、県のほうの納付金を納めればいいという問題ではないと思いますので、そういった意味では、町独自として、こういうものをやっているというものが示せるものがあれば、それについてもお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の安部です。

お答えいたします。

まず、滞納者の状況についてです。

後期高齢者医療の保険料の滞納者の状況については、５年度なので、５年度分の滞納と、その前、４年度以前の滞納分のある方という方が全員で36名です。その中の内訳としては、死亡、転出、生活保護加入者がそれぞれ１名ずつ、町税などのほかの未納がある方が９名、後期高齢者の保険料のみ未納の方が３名、令和５年度のみの保険料が未納の方が20名、分納のお約束をしている方が１名という内訳になっております。

令和５年度のみの未納の方が20名ということで、ちょっと多いので、こちらについては早期に納付いただけるように、電話や通知、書面での催告によって、早期に滞納を解消してまいりたいと考えています。

続きまして、短期保険証の交付についてです。

令和５年度は２名の方に短期証を交付しております。その２名の方も、お一人は大分滞納の額も減ってきている状況であります。

今後、マイナンバーカードが保険証になるようになってきますので、短期証の交付というのは令和６年度の８月からのものを交付したものが短期証の交付としては最後になります。後期高齢者広域連合のほうで、もう短期証の交付の月については統一しておりまして、令和７年１月末までが短期証の交付となっております。その後は、短期証の発行の方の状況によって、資格確認書の交付になったり、マイナンバーカードを保険証として使っていただくようになったりということで、短期証の交付は令和６年度が最後となります。

続きまして、差押えの件数についてです。

差押えについては、令和５年度後期高齢者保険料については１件差押えを行いました。金額としては２万4,800円。こちらの方は170万円ぐらいの預金があることが分かりまして、預金の差押えをしたところでございます。その預金については、あまり入り繰りのない、出入りのない、生活の資金にあまり影響のない預金であると判断しましたので、差押えを行ったところでございます。

次に、医療費の窓口負担についての人数と割合についてです。

１割の方が4,172人で65.5％、２割の方が1,711人で27％、３割の方が683人で８％となっていま

す。

最後に、後期高齢者の方の保健事業ですかね、寝たきりの予防というところで、保健事業についての宮代町独自の特色といいますか、というところについてご説明します。

介護と医療保険の一体化の事業というのは令和６年度から始まっておりまして、こちらは宮代町に限らず全国的に行っているものでありますが、その一体化の事業の中では、宮代町では、健康状態の分からない方、健診も受けておらず、お医者さんにもかかっていないという方については、地域包括支援センターと協力しまして、今年度から訪問の事業を行っております。

大体、訪問の結果としては、元気なので病院にかかってませんという方が多かったようなところです。

また、今まで後期高齢者のほうでは、国民健康保険にありました保健指導のようなものはなかったんですけれども、この一体化が始まりまして、後期高齢者のほうでも保健指導のほうが行えるような体制が整いました。後期高齢者については、高血圧の方、血圧の高い方を中心とした保健指導を保健センターの管理栄養士、保健師などと協力してやっていくというところです。

あとは、こちらは県の事業ですけれども、引き続きコバトンのマイレージ事業、歩数計の配布はなくなってしまったんですが、スマホのアプリを利用したマイレージの事業というのを引き続き今年度も行っておるところです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

内容については答えられておりますので、分かりました。ただし、宮代町だけに限ってはいないと思うんですけれども、やはり医療費の窓口負担割合が１割負担が多い。そういう中で、窓口負担の２割負担化ということで、先ほど答弁の中では、やはり元気なので病院でしたか、かかっていないという方がほとんどということなんですけれども、それはそれで結構なんですけれども、１割から２割になることで、全国的には受診抑制が起きているというふうに聞くんですね。だから、そういう意味では、負担の２倍化というのは大変だと思うんですけれども。そういう部分では、１人でも２人でもそういう方、受診抑制が起きてはならないし、それによる重症化になっても困りますので、これは当然、負担についても注視するように私どもは求めているんですけれども、そういった点では、この負担割合の、それでも２割負担が27％も、約３割近くいるわけで、そういった点での町としての対応はどういうふうになさっているのかお願いしたいと思います。

あと、順不同で申し訳ないんですけれども、滞納者の実数も多いと思うんですけれども、この点では、先ほど電話、通知してということなんですけれども、これは宮代の場合は滞納整理というとちょっと語弊があるんですけれども、税務課と分かれているので、なかなかそういった点では後期高齢者医療制度としての対応と、また税務との対応は違うと思うんですけれども、そういった点ではどういうふうに指導されているのか。その点、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

あと、決算ですので、今後のこともあるんですけれども、短期保険証を交付というのはもう最後、令和６年度で最後になるということで、これからマイナ保険証に変わっていくんですけれども、そういった点では、今のところどういった状況になっているのか。特にやはり国のほうの宣伝が先行しているのと、病院、薬局へ行ってもポスターな

どに書かれていまして、そういった点では資格確認書、あるいは資格情報のお知らせなんかも丁寧にしていかなければいけないと思うんですけれども、そういった点では、移行に向けての町の対応についてはどういうふうになされるのか、その点も併せてお願いします。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

まず、保険証の２割負担の方が負担が増えてしまうことについてということについてお答えします。

２割の保険証ができましたのが令和４年10月からになっておりまして、その直後は、もしかするとちょっと受診の控えているようなことがあったかもしれないのですが、今はそれほどそういうことはあまりお話は聞かないかなという印象です。

高額療養費の制度の中で２割の方の月の負担が１割のときよりも3,000円までの増にするという措置が令和７年９月まで行われておるところですので、一時的には倍払ったとしても、３か月後ぐらいには、その3,000円を超えた分については高額療養費としてお金が戻ってくるという形になっておりますので、倍までの負担にはなっていないかなというところです。

次に、滞納整理についての税務課との関係についてというところです。

財産調査などについては、税務課と協力して行っております。催告書を送ったり、その催告については、後期高齢者の保険料と税とはちょっと分けて、後期高齢者の保険料は後期高齢者の保険料だけで行っているという部分はあります。なので、協力する部分と独自でやる部分ということで、差押えなども今回は税務課のほうの滞納もありましたので、同時に協力して行ったところであります。

短期保険証については、先ほども申し上げたとおり、令和６年度が最後の発行になります。

マイナ保険証の状況ですね、後期高齢者だけの状況になります。広域連合から示された数値でありますけれども、マイナ保険証の登録率、後期高齢者の方に限っては62.2％というのが今、最新の率になっております。その中でマイナ保険証を使った率というのも示されておりまして、そちらが宮代町は9.8％ということで、そこまで高い数値ではないところです。

窓口の方でも12月からマイナ保険証にしないとお医者さんにかかれないのかしらというお問合せもよくいただくんですけれども、マイナ保険証をお持ちの方は、今現在は紙の保険証とマイナ保険証とどちらを使っても大丈夫ですよというご案内をしています。

マイナ保険証をお持ちでない方については、来年の７月末までは、今お持ちの紙の保険証が使えますとお伝えしまして、来年の８月以降もマイナ保険証を作っていない方には資格確認書というお医者さんにかかれるもの、保険証のようなものが発行されるので、ご安心くださいということで、窓口やお電話ではご案内しているところです。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、分かりました。

１点だけなんですけれども、短期保険証については、これまで交付していた被保険者に対して、保険証廃止後については何らかの対応は考えているんでしょうか。どういうふうに対応されるのか、その点だけお尋ねいたします。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

短期証についての今後の対応というところですが、埼玉県の広域連合のほうからまだはっきりしたところは示されておりませんが、１月までの紙の保険証の有効期限となっておりますので、その後はマイナ保険証をお持ちの方は、基本的にはマイナ保険証をお使いいただいて、お持ちでない方は資格確認書を送ることになるのではないかと考えています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

１点だけ質問させてください。

決算書の283ページの諸収入のところで、説明書が269ページになります。

こちらの表組みになっているところなんですけれども、マイナンバーカード取得促進等及び窓口負担の見直し経費補助金というのが令和４年度だけになっていて、令和５年度、もうなくなっているんですけれども、私、この期間のことちょっと分からないので、こちらはどういったものだったか教えていただきたいのと、５年度、何でなかったのか教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

説明書269ページのマイナンバーカード取得促進等及び窓口の見直し経費補助金についてというところですけれども、こちらの補助金は、マイナンバーカード取得促進と及び、２つこうあるんですけれども、前段ではなくて、後段の窓口負担の見直し経費補助金というところを宮代町は頂いたところです。こちらは、令和４年度に保険証の負担割合が２割になるという制度が始まりまして、通常ですと年に１回の保険証の発行だったのですが、令和４年度についてだけ保険証の発行が２回ありました。そのうちの１回についての郵便料を補助金として頂いたというものになっておりますので、令和４年度だけのもので、令和３年度も５年度も引き続きというものではない補助金だったというところです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤です。よろしくお願いいたします。

前段の委員もご質問されていらっしゃいましたが、短期保険証のことですが、今年度出したのが最後になるのかな、来年夏ぐらいまで。短期保険証が使えなくなってから……

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、ページ数ちょっと見当たらないので、短期保険証関係のちょっと抽象的に、何ページになりますか、ごめんなさい。ないですよね、それはね。ページ数ないということですので、続けさせていただきます。

これ短期保険証が使えなくなったときに高齢の方からも相談を受けたりで、混乱が予想されます、知識がないということも当然ございますけれども、混乱が予想されると僕は思っております。一つの例として、コロナワクチンの最初のときにも分からないで急に予約が止まって、二、三百人、役場

に人が押し寄せたということもありますし、そのような混乱が起こるかもしれないということを前提にいろいろと対策を今立てているのか、それとも今後、それまでの間に立てているのかということをまず１つお尋ねいたします。

高齢者の方にとっては、本当これ非常に死活問題というか、生き死にの問題と、コロナのときもそうですけれども、お聞きしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ページ数でいいますと決算書の288になると思います。説明書ですと270になるのかな。

決算書のほうで申し上げますと、後期高齢者医療保険料徴収事業258万9,115円、このようになっておりますが、このうち委託料が145万7,093円と、この事業の半分以上が委託料というのは、ちょっとこれあまりにも多いのかなという気がいたしまして、近隣やら何やらというところの比較というのを、ちょっと僕そこまでは調べてはおりませんが、果たして適切なのか。また、これに関しまして、どのような入札方法、随意契約なのか、競争入札なのか分かりませんが、そこのところのご説明を、近隣と比べて高いのか、低いのか、また、入札方法のことをお尋ねいたしたいと思います。

次に、決算書で申し上げますと285になるのかな。主要な施策に関する説明書、これによりますと269、先ほどのページのところと同じの一番下になりますけれども、繰越金ですけれども、説明として、令和４年度決算剰余金として令和５年度に繰り越したものですということで、毎年毎年繰越しはあって、今年は決算ベースで836万49円となっておりますけれども、どんどんこれは、繰越しは増えていくような性質のものなのか、ちょっと僕が不勉強で分からないので教えていただきたいと思います。

最後に、先ほど前段の委員でもご質問ございましたとおりの、そのすぐ上のマイナンバーカード関係のところ、窓口負担になるのかどうかちょっと分からないんで教えていただきたいのですが、一時、マイナンバーポイントで２万ポイントがつくとかいろいろあって、これ自体もね、窓口の方の説明がちょっと足りなくて、僕のところに何件かあって、２万円をあらかじめ払わなきゃマイナンバー作れないとかという何かよく分からないようなことがあって、当時の課長さんが説明の仕方を変えて混乱を収束したというのがあったんですけれども。

これに関しましては、この148万2,308円の中にそのポイントとかも含まれて、もう要するにマイナンバーカードのこの補助金というのはこれでストップするのか、それとも今後、当然まだマイナンバーカードを作られていらっしゃらない方もいらっしゃいますので、その分というのは町の負担としてなるのかどうかというところのご説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

短期証の今後の混乱にならないようにというご質問についてお答えいたします。

こちらは短期証に限らず、全ての方の保険証について関わることかと思います。国民健康保険も後期高齢のほうも令和６年８月に新しい保険証が発行になりまして、それは令和７年７月末まで使えるものになっております。12月１日までは、もしなくされた場合でも再発行という形で、紙の保険証が再発行できますが、12月２日以降になりますと、紙のものではなく、資格確認書という、名前が変わった紙のものをお渡しすることはできま

す。

その紙の保険証が令和７年７月までのものとなっておりまして、令和７年８月からは、先ほども申し上げたとおり、マイナンバーカードをお持ちの方は、基本的にはマイナンバーカードを使っていただく。お持ちでない方には資格確認書というものを健康保険のほうから、特にご申請なく、自動的にお送りするものです。

マイナンバーカードをお持ちの方でも、申請いただければ紙の資格確認書を発行するということができます。その資格確認書の発行についてなどは、直前といいますか、８月が近くなってきましたら広報などでお知らせして、混乱のないように努めたいと思っております。

次に、決算書の288ページの電算委託料が予算の半分以上ではないかというところについてですけれども、こちらは電算委託会社のＴＫＣのほうに支払っている費用でございます。

こちらは、後期高齢者の保険料の通知などを発行するお金となっておりますので、特に入札とかそういうことではなく、ＴＫＣのほうで行っているというところです。

説明書の269ページの繰越金についてですけれども、こちらは毎年増えていくのかということですが、こちらは毎年毎年精算いたしまして、その精算した多いものは一般会計からの繰入金になっていますので、一般会計にまた返すという形で、精算ということで、毎年毎年精算になっております。

同じく269ページのマイナンバーカード取得促進等及び窓口負担の見直し経費補助金については、先ほどもご説明しましたとおり、令和４年度に限ってのものです。２回の保険証の発行がありましたので、その１回分の郵送代についての補助金があったというところで、単年度のものになります。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

まず、委託料のところはね、あえて目立つところだけを言ったんですけれども、要は、ごめんなさい、288ページ、説明書のほうで270ページになりますけれども、一番目立つのが258万9,115円に対しての145万7,093円ですけれども、ほかにも使用料及び賃借料といって33万円とか、郵便料とか、要するにこれの本質的なところ以外のものが随分とあるんではないかなというところで、そもそも先ほども答弁漏れに近いと思いますけれども、ほかに近隣とかに対して高いのかどうか、近隣でも同じような形になっているのか、そういうところを限りなく答弁漏れに近いところですので、改めてそこのところをご答弁願いたいと思います。

また、短期保険証になったとき、来年の８月１日まではこの保険証が使える、７月31か、ごめんなさい。使えるということは存じ上げてはおりますが、要は、一応、マイナンバー統一となったときに、聞いてないよとか、そういうふうな形で混乱は、幾ら告知しますよといっても、従来と同じような告知であると、それはやはり通じないというのは、コロナのときに十分分かったと思うんですけれども、それにもかかわらず、先ほどの答弁ではきちんとやっていきますと、従来どおりのことを言っている。例えば直近３か月、続けてもいいですから、昔あった、もうなくなった広報みやしろのかわら版をやったりとか、例えば町民生活課でパトロールをやっているときに同時に音声でも伝えるとか。様々な手を使っていかないと、特に防災無線あたりだと聞こえませんからね、聞き取れないという方よくいますから。いろいろな手を講じてやっていただくというのを、これは希望

となりますが、来年度のことになりますから。ただ、混乱を起こさないようにという意味で、その辺もご検討いただきたいと思います。

繰越金の件は分かりました。

委託料のことで、もうちょっと細かく教えていただきたいと思います、ちょっと僕が分からないので。

これ270ページ、説明書のほうを見ていただいたほうが分かりやすいと思うんですけれども、保険料の納付の方法といたしまして、口座振替、コンビニ納付、スマホ決済が７種類を利用した、ペイジーとかも含めてかな、利用した納付環境整備ということで簡易化を努めましたとはなっておりますが、これの各種類に応じましての手数料というのは違ってくるとは思うんですけれども、統一だったらごめんなさいね、僕も分からなくて。統一だったらいいんですけれども、統一じゃなければ、各納付方法の取扱手数料、金額によってなのか、それとも件数によってなのか、１件当たりなのか分かりませんけれども、それと、それに占める割合というのが、恐らく口座振替というのが、窓口で持って来てというのが一番外にお金が流れないで済むとは思うんですけれども、当然それだけだとなかなか集まらないから、いろんな方法を労しているというのは承知しておりますが、それによっての本来入るべきところが手数料として外へ流れてしまうという、痛しかゆしの面もあると思いますので、そこの詳細のことをちょっと教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の安部です。

電算委託料についてお答えいたします。

近隣の状況というのはちょっと分からないところです。

ＴＫＣは宮代町全体で入れているシステムですので、後期高齢者だけ違うものということではやっておりませんので、選べない状況というところです。

そして、次に説明書270ページの納付方法の手数料というところです。

こちらは、納付書については特に手数料はかかりません。口座振替は１件10円です。コンビニ納付とスマホ決済の手数料が令和５年度は55円となっておりまして、令和６年度は値上がりしまして80円の手数料となっております。

納付方法別の割合については、件数ではなくて人数のほうの割合にはなってしまうんですけれども、口座振替が、特別徴収も含めた中の人数というところになりますと、口座振替は7.6％、コンビニ納付が2.3％、スマホ決済が0.2％、納付書が7.7％、こちら人数の割合になっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れで、スマホ決済７種類のことが全く出ていないんですけれども。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　スマホ決済については、ＰａｙＢは令和４年度までもともと行っておりました。そこに令和５年度から６種類のスマホ決済が追加されまして、楽天銀行コンビニ支払いサービス、ＬＩＮＥ Ｐａｙ、ＰａｙＰａｙ、ａｕ Ｐａｙ、ｄ払い、ＦａｍｉＰａｙ、こちらの６種類が令和５年度から利用できるようになっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ですから、それの手数料が幾らなのかと先ほど聞いたんです。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

手数料については特にＰａｙが違うからといって変わることはありません。スマホ決済全てが55円になります。コンビニ納付と同じ、スマホ決済とコンビニ納付はどこで納付されても、何のアプリを使われても55円ということで同じです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ありがとうございます。

ということは、コンビニが令和６年で80円になったということは、ＰａｙＢをはじめみんな80円に上がったという理解でよろしいのかと思いますけれども、ＰａｙＢに関しては前から、令和４年以前もほかの年金とかもやっていたと思うんですけれども、これもほかのスマホ決済と同じというのがなぜなのかなというところがありますけれども、本当にそれ同じなのかというのが１点。

また、先ほどＴＫＣでやっている、近隣のお金の関係かな、ＴＫＣでやっていて、近隣不明というのはどういうことなんですかね。一応、参考にしたりとか、自分のところ、宮代町でやっているのが本当にほかと違いが、大きく外れていないかというところで、調べるぐらいは調べているのが当然だと思うんですけれども。これ以前ね、もう数年、七、八年前になるのかな、顧問弁護士のでも20年調べていなかったから、もう2,000万円ぐらい無駄になったというのもあったんですけれども、何で調べてもいないんでしょうかね。近隣不明と先ほどおっしゃったんで、お尋ねしますけれども。調べようとしていないのか、調べていて、あまりにも差があるんで、調べていないことにしているのか、しらばっくれているのか、ちょっとお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　委託料については、国民健康保険の基幹システムと連動していなくてはいけませんので、ＴＫＣ以外を選ぶことができないということで、競争入札にそぐわない委託となっております。

ですので、近隣を調べる必要がないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

先ほどのスマホ決済についてのご質問にお答えいたします。

ＰａｙＢとそれ以外で手数料が同じなのかどうかというところは、同じです。なぜ同じといいますか、この７種類は全てりそな決済サービスというところと提携して行っておりますので、特にＰａｙＢだけ、以前やっていたから手数料が違うということはありませんで、全て同じ手数料で行っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対の討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第41号　2023年度令和５年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から、今日審議したばかりですので、24日に改めて討論をさせていただきます。

以上。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

前段の委員と同じように、今日の今日で、いろいろ質問とか、答弁とかいただきました。まだちょっと整理できておりませんので、現段階は、次のときに、41号でしたか、今のところ分からないところがあるので、当然賛成は致しかねますが、反対の立場で討論するつもりでございますので、反対の討論ということでお伝えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第41号　令和５年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（土渕保美君）　起立多数でございます。

よって、議案第41号　令和５年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで休憩いたします。

〔発言する人あり〕

○委員長（土渕保美君）　今、専門員のほうから、専門員、よろしくお願いいたします。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　国保・後期担当専門員の稲宮でございます。

先ほど国民健康保険の特別会計の中でお答えできなかった数字について、口頭ですが、今からご報告をさせていただきます。

まず１点目です。加入人数別の世帯数、それぞれ例えば１人の世帯で何世帯、２人加入の世帯で何世帯という数字でございますが、まず順番に申し上げますと、まず１人の世帯の方、こちらが2,950世帯です。続きまして、２人世帯、こちらが1,256世帯です。３人世帯の方、こちらが216世帯です。４人世帯、こちらが77世帯です。５人世帯、こちらが18世帯です。最後に６人世帯、こちらが６世帯になります。合計して、ちょっとこちら捉える年月によって数字が、ちょっとほかの数字と整合していないところもあるんですが、こちらのときの数字は、合計して4,523世帯でございます。

続きまして、２点目ですが、年齢階層別の保険者数でございます。こちら年齢10歳刻みで集計しておりますので、人数とパーセンテージについてお答えいたします。

まず10歳未満の方、こちらが147名で全体の２％、10代、10歳から19歳、こちらが235人で４％になります。20代、こちらが429人で７％です。30代、こちらが410人で６％になります。続いて40代です。こちらが621人で10％です。50代、

こちらが843人で13％です。60代、こちらが1,729人で27％です。そして最後に70歳から74歳の方、こちらが2,006人で31％になります。

そして最後に、所得階層別の保険者数でございます。ちょっとこちら人数がきちんと精査できなかったので、パーセンテージ、割合だけでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、未申告の方、こちらが全体の２％、未申告２％です。所得が100万円以下の方、こちらが34％、100万円以下が34％。そして200万円以下が22％になります。300万円以下、こちらが13％です。400万円以下、こちらが18％です。500万円以下、こちらが３％になります。600万円以下、こちらが同じく３％です。700万円以下、こちらが１％になります。800万円以下、こちらも１％です。1,000万円以下、こちらも１％。そして最後に1,000万円超でございますが、こちらが２％。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時１４分

再開　午後　１時１５分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４０号の審査（健康介護課）

○委員長（土渕保美君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第40号　令和５年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○健康介護課長（草野公浩君）　皆さん、こんにちは。健康介護課でございます。

それでは、介護保険特別会計について質疑応答させていただきます。

説明職員の紹介を自己紹介でさせていただきますので、よろしくお願いします。

私、健康介護課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いします。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　皆様、こんにちは。健康介護課介護保険担当主幹の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　こんにちは。私、健康介護課高齢者支援担当主幹の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤です。よろしくお願いします。

説明書のほうの238ページをお願いします。

介護保険料の収入未済額がありますけれども、未納があった場合でも申請があれば保険の給付というのはしてもらえるのかどうかというのを教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　介護保険担当主幹の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問にありました説明書の238ペー

ジ、介護保険料におきましても収入未済額、こちらが収入未済であったとしても給付が受けられるかどうかというお話だったかと思うんですけれども、原則的に給付は受けられます。ただし、１年以上の未納があった方についてから、ペナルティーといいますか、給付制限、もしくは給付差止めという処分がございます。１年以上から２年未満については給付の一部差止めという形で、一旦は10割で負担をしていただいた後に、残りの本人からの請求に基づいて９割から７割を本人に返還する。その変換するに当たった際に、未納分についてのご相談をさせていただくというような形になります。

また、２年以上の未納があった方につきましては、こちらは給付制限という形になりまして、未納期間と納付期間それぞれを考慮させていただいたうちに１割、２割の方は３割負担、３割負担の方は４割負担という形で、一定期間、給付の負担割合が増えるという形になります。この場合は、多く負担した割合について、保険料の未納の充てられるかどうかという形にはなりません。その段階では、既に欠損という形で納付ができないような状態になってしまうので、それがペナルティーという形になります。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

今、ほかの委員さんからもお話があった未収納の方なんですけれども、さっき国保のほうで差押えという話を聞きまして、それは現金のほうがあったからということだったんですが、こちら差し押さえる現金がなかった場合、固定資産がある方の場合は、こちらのほうを何とか差し押さえたりとか、そちらを差し出していただくような働きかけとか、そういうことはされるのでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　介護保険担当主幹、加藤でございます。

こちらの未収納に対しての差押えということでございますけれども、現在まで、私の記憶の限りになりますが、差押えは、介護保険料に関しましては行ってございません。といいますのも、先ほど言いましたように、健康保険等と比べまして、未納に対する罰則、ペナルティーといいますか、そういった給付制限という制度が設けられているところでございますので、それになる前にこちらのほうで納付を勧奨させていただく、もしくは催告をさせていただく、そういった形でお話をさせていただくという部分と、もし仮に介護保険において差押えをやるという事態になった場合について、何分、高齢者の方にもなりますので、そちらにおいての家屋であったり、家財であったり、そちらの差押えというのが、高齢者の方の健康的な生活を考えたときに、どれだけの不利益というのではないんですけれども、余計な罰になってしまわないかと。給付制限という形で制限がかかるにもかかわらず、その状態で差押えという形、制度上はできますけれども、そこまでることが果たしていいのかどうかという部分に非常に疑問が残るところがございますので、現状で差押えということは行ってございません。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ここで佐藤委員に注意いたします。

時間を守るようにお願いいたします。

再開いたします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

簡単な質問で申し訳ないんですけれども、１点だけ質問させていただきます。

決算書274ページ、生活支援体制整備事業になります。説明書では260ページになります。

上から２番目のところです。生活支援の担い手発掘、これ何か今回初めて見るんですけれども、12月に高齢者お助け人養成講座に10名が参加し、実際の支え合い活動者からの事業説明や交流を行い、１名が活動参加へとつながりましたとあります。これ10名の方が参加していただいたということなんですけれども、その中で活動参加へつながったのが１名ということで、まず、この10名参加した中で１名しか活動参加につながらなかったということについて、町として大体どのぐらいの方を考えていたのか。また、少なかったのはどのように検証されたかということをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　健康介護課主幹、鈴木でございます。

ただいまのご質問でございますが、説明書の260ページにございます高齢者お助け人養成講座の参加者10名に対して１名のみのつながるという実績があるんですけれども、それに関しての回答をさせていただきます。

まずこのお助け人講座なんですけれども、地域で頑張っている移動支援サービス、具体的にはＮＰＯ法人でやっているような移動サービスなんかがあるんですけれども、こういう現場の担い手を一般の募集をかけまして、担い手になってもらえませんかということで募集をかけました。もちろんそれは幾つかある地元のサービスの中の一つでございます。ほかにも地域で頑張っている、地域活動をしているところの団体も呼んでプレゼンしてもらったんですが、何分、一般の町民の方を呼びました。制限もなく10名の方をお呼びして講演をさせていただいて、実際に活動している団体、４団体、当時来ているんですけれども、その４団体にプレゼンをしてもらいまして、そこで働きませんかという問いをかけました。かけましたところ、興味を出してくれたのが１名ほどいらっしゃいまして、移動支援サービス、いわゆる介護者というか、車椅子ごと乗せられる車があるんですけれども、それを実車がありましたもんですから、それを見ながら、私だったらこれできるわということで、１名ほど興味を示して、そのままつながったということでございます。

それ以外の団体の仕事につきましては、今回はいいですということで、特に結果が出なかったんですね。

このことについて、多いか少ないかという見解でございますが、正直、肌感覚でいきますと、１名でもつながってくれて助かったという印象でございます。それほど人材が今、本当に難しい。確保が難しい。特に地域の助け合い活動というのは、ボランティア精神が強くないと成り立たないところでございますので、お金もうけのためにやっているわけでもないので、なかなか志の高い方が集まらないとつながっていかないというのを肌で感じております。なので、今回１名つながってくれてよかったというのが正直な感想でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

再質問といたしましては、やはりこの周知のほうがしっかりとなされていたかどうかということなんですけれども、その点について、すばらしい事業になりますので、ぜひしっかりと続けていた

だきたいと思いますので、今後の何か周知の方法とか、考えがあるようであれば教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

再質問にお答えいたします。

今後の周知についてのところでございますが、確かにこれまでの周知ですと、広報紙、あるいはホームページ等でお知らせするにとどまっていたんですが、これからはもっと現場に私たちも出向きまして、地域交流サロンとか、そういう現場に出てどんどんアピールしていく、これとても大事なことだと思っておりますので、コロナも明けてなかなか現場に出やすい環境になってきつつありますので、これからは現場でもどんどんプレゼンというかＰＲをしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、介護保険サービス利用の利用料の自己負担の割合なんですけれども、これについては１割負担、２割負担、３割負担と、どういうふうな割合になっていますか。

それから、介護保険料の減免制度なんですけれども、宮代町での減免制度を受け付けた人、それから実施した人、総額、これは利用料の関係、保険料との関係からお尋ねいたします。

それから、特別養護老人ホームの入所待機者の数なんですけれども、これいつもお聞きするんですけれども、どういう状況になっておりますでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員、ページ数、分かったらお願いいたします。

○委員（丸藤栄一君）　257、説明書では244ページに関わると思うんですが。

それから、決算書245ページの介護予防・日常生活支援の総合事業の実施状況なんですが、これは訪問型サービスと通所型サービスの実施内容、それについてもお尋ねいたします。

それから、最後ですが、監査委員さんも言っていますけれども、生活支援総合事業によるサービス提供が行われているけれども、姫宮南団地地区にて地域の助け合い活動を解決するための小さなお困りごとサービスサポート隊、結成したということなんですが、これはいまだサポート隊の運営は町が手助けするということなんですけれども、これは本来、組織が自立して活動するというのが本来の姿なのかもしれませんが、これについて、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　介護保険担当主幹、加藤でございます。

ただいまいただいたご質問について、順次回答させていただきます。

説明書のほうで244ページというお話がありましたけれども、まず、サービス利用についての１割から３割、この負担の方たち、この方たちのまずは人数ということでお話をさせていただきたいと思います。

65歳以上の第１号被保険者、こちらの割合でお話をさせていただきますが、１割負担の方が1,939人、２割負担の方が147人、３割負担の方が

100人、そして２号被保険者、こちらの方が全て１割負担という形になりまして、54人。

以上、認定者数2,240人に対してのこちら直近で統計を出しているものでございます。

そして、１割の負担の方につきましては、原則、ご本人さんの合計所得金額が160万円未満かつ世帯非課税の方というような形になります。２割負担の方につきましては、合計所得金額が160万円以上かつ220万円未満、３割負担の方は、本人の合計所得金額が220万円以上という形になります。

こちらがまず原則の形になりまして、世帯の中にさらに65歳以上の方が複数いらっしゃるような形になりますと、またちょっと負担割合の考え方が若干制限が変わりますので、異なりますが、原則としてはこのような形になっております。

続きまして、２つ目のご回答です。介護保険料の減免制度につきましてご回答させていただきます。

宮代町では、まず独自の減免としまして、ご本人が現在の年金ではなく、老齢福祉年金という年金制度が始まる前に年金を受給するようになった方、そういった方なんですね。額としては非常に少ない額になるんですけれども、そういった老齢福祉年金を受給されている方でかつ世帯非課税である方でかつ生活困窮されている方、もしくは収入自体が生活保護基準を下回る方、こういった方が町の独自減免制度としてご相談、もしくはお話がありましたときにご紹介をさせていただいて、申請を勧奨させていただいております。

実際に減免の実績でございますけれども、こちらは１名いらっしゃいまして、この１名の内容でございますが、こちらは町独自減免のほうではなくて、国の制度における減免という形になりまして、収監をされている方。刑期中であって、介護保険を使わないという形で、保険の適用対象外というふうになっている方が減額免除という形になりまして、こちらが令和５年度の実績としてお一人、1,450円が減額免除となった形になります。

この1,450円、非常に金額としては少なく、半端というようなご印象を持たれるかもしれませんが、この方自体は刑期を明けられて、実際にまた宮代町の被保険者になられた際に生活保護を受給された形になりますので、そのまま生活保護該当という形で、減免は終了という形になっているものでございます。

減免につきましては、回答は以上でございます。

続きまして、特養の入所待機者数ということでございますけれども、こちら最新の県の統計のほうで確認をさせていただきますと、失礼しました、宮代町にある施設の中で待機をされている方という定義になりますが、こちらが30名。恐らく昨年度も30名という形でのご回答をさせていただいたと思いますが、人数としては変わらないという形になります。

ただ、こちらの30名につきましては、あくまで宮代町の特別養護老人ホームで待機をされている方ということになりますので、当然、宮代町以外の方も申込みされることは自由ですから、この30名の中にはそういった方も含まれております。

また、それ以外、宮代町以外の特別養護老人ホームに申し込まれている宮代町の被保険者の方というのはこの30名の中に入りませんので、その旨、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

私から説明書252ページの総合事業の関係のご質問に関するお答えをさせていただきます。

総合事業に触れる前に、この総合事業が何なのかというところを簡単にご説明させていただくと、介護予防がメインになる事業でございます。予防事業がメインになります。したがいまして、介護度がある重い方が対象の事業ではありません。比較的軽い方、介護認定でいえば要支援２と呼ばれるところまでの方が対象になる事業でございます。

今回、こちらの説明書もありますとおり４種類のサービスがございます。実績を申し上げますと、まず訪問です。訪問するサービスが２種類あります。まず、通常の訪問サービスが人数で申し上げますと557件、年間でございました。その次に訪問Ｂ型のサービスＡというのがあるんですね、サービスＡ。このサービスＡがつきますと、従来のサービスに比べて緩和型ということで、非常に簡易的なサービス、もっと言いますと、家事サービスとか、洗濯サービスとか、そういう家事サービスをメインとしたものなんですが、これは実績がございません。ずっとこれは宮代では実績がない状態です。

次に、今度、通所になります。自ら足を運んで、デイサービスと呼ばれるものです。こちらが延べ1,267件、通所サービスの実績がございました。

同じく通所型のサービスＡ、これもまたサービスＡがつきます。これも通常のデイサービスと比べて緩和型になります。ですので、やっている事業所が１か所しかありませんので、利用者数もかなり少ないんですが、66人の実績がございました。

これからもこちらの総合事業につきましては毎年展開しておりますので、新しい事業所が増えたりとか、そういったことも出てまいりますので、これから先もまだ進んでいく事業ということで、今回はこの実績でございます。

それから、最後のご質問でございますが、東姫宮２丁目、南団地で実際行われている地域の困り事お助け隊のような、そういうサービスの件でございます。

こちらは、モデルが宮代台の地区がモデルに実はなっていまして、みどりの会というのが宮代台にはあるんです。これは地域の方々だけで構成されていて、パンク修理であるとか、植木を伐採するとか、そういうサービスを地元の方だけでやっているんです。このみどりの会がとてもすばらしいということで、どうにかほかの地区でもできないかというところがスタートになります。

そこで、高齢化率とかいろんなことを考えましたら、南団地がちょっと面白いんじゃないかということで、私たち、地域に入りました。それはどういうことかというと、地元でやっている地域交流サロンとかに出向いてアンケートを取りました。つまり南団地で困り事がありますか、あった場合は助けたいという気持ちがありますかという、そういういろんな質問、アンケートを取りましたところ、たしか当時15名ぐらい、私も困り事のそういうサポートやりたいわというご意見がございました。

そこで、町は、このままこの気持ちを埋もらすわけにもいかないということで、五、六回、足を運びまして、この隊を結成しようということに向けて話合いをしました。どうにか今年の４月１日にこの結成にこぎ着けました。

なので、最初はスタートメンバー７人から８人、ちょっと１人休止中の方がいるんですけれども、七、八人です。構成されていて、実績も少しずつ、今、六、七件請け負った仕事があります。網戸の張りかえであるとか、トイレ掃除だとか、そういう小さな困り事ですけれども、着実に実績を積み重ねているところでございます。ただ、町がどこまでサポートするかというご質問もありましたけれども、なかなかこういう事業というのは、働く

方が高齢者ですので、私たちが少し手を放してしまうと、そのまましぼんでしまう可能性があるので、軌道に乗るまではサポートしていきたいと思っております。まだ４月に始まってから半年ぐらいしかたっていませんので、まだまだ見守っていきたいと思います。

この南団地の事例がもしうまくいけば、さらにほかの地区にもどんどん広げていって、ほかにも困りごと隊を結成したいというのが私たちの思惑でございます。たまたまいいモデルが宮代台にあったものですから、それを参考に南団地でも活用して現在に至っているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

条例等による独自の介護保険料の減免制度なんですが、これ１名ということなんですけれども、これは国の制度ということなんですけれども、町独自としてはあるんでしょうか。要するに減免制度としての実施状況等はあるんでしょうか。その点、お尋ねいたします。

それから、あと先ほどちょっと聞くのを忘れたんですけれども、地域包括支援センターの件なんですけれども、当初から見るとどんどん、何ていうんですかね、支援センターそのものが移っていっているんですけれども、現在、宮代では１か所なのか。これはこれからどんどん増えていくのにつれて増やしていかなくちゃいけない問題でもあると思うんですけれども、そういった点では、現在どういう状況か。それと、今の状況でいいのかどうかも含めてお尋ねいたします。

それから、順不同になりますけれども、先ほど答弁された生活支援総合事業の関係なんですけれども、訪問型サービスの関係で、サービスＡというのはないということなんですけれども、これはなぜないのかなというふうに思いますので、ちょっと聞き方が雑で申し訳ないんですけれども、サービスは受けやすいと思うんですけれども、その割には何でないのかなというふうに思いますので、その点、お願いしたいと思います。

それから、最後のほうの姫宮南団地の関係の小さなお困りごとサポート隊、これは確かにね、あちこちであってしかるべきなんかなと思いますけれども、これはあくまでも会で、会則もあると思うし、それからシルバーとはまた違って、シルバーの場合、有料で、それぞれあるんですけれども、この場合は何ていうんですかね、会ですから。本当に利用料を取るというのが趣旨ではないと思うんですけれども、その辺の線引きといいますかね。どういうふうにそういう、会としても存続しなければいけない。ですから、会員同士の会費なども当然あるんだと思いますが、その辺の関係で、お助けした場合の対価というんですかね、そのあたりはどのようにされているのか。

先ほどこれについてももっと自立していくように助けなければいけないと思うんですけれども、そうなると、宮代台もあって、姫宮にあって、じゃ町なかにもあってもいいんじゃないかというような、そういう気もするんですけれども、今後の展望として、その辺はどういうふうに考えているのかお尋ねしたいと思います。

それから、これも１問目に聞いていなかったんですけれども、決算書の244、246の関係で、単純なんですけれども、第１号被保険者と第２号被保険者は当然ね、自動振り替えというか、それとの違いなんですけれども、意外と第２号被保険者も多いようなんですけれども、これはなぜ多いのか。どういう理由でこういうふうになっているのか。すみません、ちょっと多く感じたもんですから、

その点のご説明をお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　介護保険担当主幹、加藤でございます。

では、私のほうとしては、最初の減免のお話と一番最後にいただいた２号被保険者、こちらに関して回答させていただきます。

まず、町独自減免の制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、老齢福祉年金受給者の世帯非課税者及び収入が生活保護基準に満たない方というお話をさせていただきました。この該当となる方たちについての今年度、制度に対する減免申請は上がっておりません。なので、今回、その町独自減免としては申請ゼロ人の承認ゼロ人という形になってございます。

続いて、最後の第２号被保険者、こちらの人数が伸びているというところでございますけれども、まずそもそも介護保険の第２号被保険者というのは、全て介護認定をお持ちの方になります。40歳から64歳までの方で、特別な病気にかかってしまったこと、この特別な病気というのは、本来加齢、高齢になったことによって患ってしまうような症状、そういったことが病気によって起こってしまっている方ということで、特定疾病と申しますが、この特定疾病に該当した方が介護保険を使いたいというふうになったときに初めて認定が出て、２号被保険者という形になります。

なので、２号被保険者の人数が増えているという形になりますと、非常に大ざっぱな言い方になってしまって恐縮なんですが、そういった特定疾病にかかってしまう方というのが多くなっていると、単純にはそのようなふうに申し上げることができるかなというふうに思います。

ただ、かつて例えばですね、その２号被保険者に係るような特定疾病を患ってしまった方であっても、介護を使わずに、いわゆる入院をされていて、入院されたまま残念ですが、お亡くなりになってしまう、そういうようなケースというのも恐らく多かったのではないかと。そういった意味では、医療を適切に受けられたことで在宅に戻ることができた、もしくは医療の治療としては終わったという形になって、施設に入所することが可能となった。そういうような方たちが増えているのではないかというふうに感じます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

私のほうから順次お答えをしてまいります。

まず、地域包括支援センターの件でございます。

現在、委員のおっしゃるとおり１か所でございます。現状と今後どうするかというところのご質問でございますけれども、現状、宮代町の高齢者人口、これは何度かいろんな場でもお話ししているんですが、もう１万1,000人ぐらいいらっしゃいます。高齢化率でいけば33％に迫る、そのような超高齢化の状態になっておりますので、地域包括支援センターの職員が大変少なくて疲弊している状況でございます。これを打破するために、来年度、令和７年度から１か所から２か所に増やすための今現在、事務を進めているところでございます。

現在、宮代町を南北の２つに分けまして、それぞれ一般募集をかけております。現在のところ、今現在でいきますと、南の圏域のところは社会福祉協議会が内定ということで１か所決まっております。北側のほうの地域包括支援センターはまだ

決まっておりません。現在２次募集中ということで、まだ発表できる状況ではございませんが、引き続き注視してまいると。しかるべきタイミングで委員の皆様方にもご報告をさせていただく予定でございます。

それから、総合事業の件でございまして、訪問サービスＡがゼロ件というところのお話でございます。なぜゼロなのか、需要がないのかというところの話なんですけれども、これは主に訪問サービスというのは身体介護と家事支援ということで、体に関するケアと、先ほどさっき言った家事支援、洗濯とかお食事を作るとか、そういう２種類に大きく分けると分かれます。一般的にヘルパーと呼ばれる方たち、通常のヘルパーは身体介護もできますし、家事支援もできます。

ところが、訪問サービスＡというのは家事支援のみのサービスになりますので、身体介護はできません。ということは、やはり困っている人が訪問サービスを受けるんですね。身体介護とか体に困っているからヘルパーさんを呼びたい。だけれども、家事支援だけだとなかなかそこまでの需要がないんじゃないかというのが私たちの見込みでございます。単純に家事支援だけでヘルパーを呼びたいという方は少なくて、やはり自分の体のケアも含めて家事支援もやってほしいということから、通常のヘルパー、いわゆる通常の訪問サービスの件数が多いのはそういうことではないかというふうに感じているところでございます。

それから、姫宮の南団地、サポート隊の件でございます。

いろいろ会則を定めているかとか、利用料を取るかとかいろんなお話がございました。当初は、こちらは全部無料でやりたいということを隊員の方たちは言っていました。１円も頂かないで、やりたいときにやると。

ただ、実際問題は、実費がかかります。例えば網戸の張り替えであれば、その網戸代であるとか、原材料代とか。ちょっとトイレ掃除をすれば、薬代と薬品代とかですね。そういう実費は頂こうということで、実費は利用者から頂いております。それは物によって、300円だったり500円だったりすると思いますが、実費はもらっています。

プラス手間賃的なところですれども、当初は100円から500円ぐらいということで、あまりぎちぎちに決めずに、大体これぐらいということで、100円から500円ということで手間賃を取りました。この手間賃というのは、本当に自転車をこいで、そこの家に行く、本当に手間賃でございます。ガソリンを使っていくわけじゃありませんので、南団地の中だけ動きますので、自転車で済む話なので、本当に手間賃ということで、100円から500円程度取るということで、今のところ了承をもらっておりますが、会則まではつくっていないです。本当に自由に活動ができるように、あまり縛りを設けずにやりたいというところから、今のところは会則等は、会費も含めて頂く予定もございません。

それから、それに関連して、ほかの地域、特に町なかですね。町なかでもこういうサポート隊があったらいいんじゃないかと。これまさにおっしゃるとおりでございます。できれば全ての地区にこういう隊があれば理想だとは思います。検討する価値は大いにあると思います。ただ、なかなか人口であるとか、それから高齢化率の問題とか、あとは地域によっては、こういったサービスをあまりやりたくないという後ろ向きな地区も実際あります。それはあまり近所との付き合いがよくないとか、そういうご意見も伺いますけれども。なかなか全てができるかどうかと言われると、難しい側面はありますけれども、検討する価値は大い

にあると思っていますので。南団地が成功した暁にはどこの地区でするか、町なかも含めて検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

答弁いろいろありがとうございます。

それでは、再々質問なんですが、日常生活支援総合事業の関係で、先ほど来、訪問型サービスの関係で、内容は分かりました。特に家事支援だけということで、ですので、こうなっているということなんですけれども、通所型サービスのほうが多くなっているということなんですけれども、でも、これはこういう現行のこういったサービスがあるわけですから、訪問型Ａというサービスですね。これはほかの自治体では何で同じように、それは通所型サービスのほうが多いというのは分かるんですけれども、そういった点では、訪問型サービスの内容等についての周知というんですかね、その辺はどうなっているのでしょうか。それも気になりますので、お願いしたいと思います。

それから、最後の小さなお困りごとサポート隊です。これはもうほとんど答弁を聞きますと、ボランティアに近いですよね。実費は当然頂かないと、これは続かないと思うし、それは当然のことかなというふうに思いますが、あとは手間賃のさじ加減というふうに私は捉えたんですけれども、会則とか会費もないということなんですけれども、やはり続けていくには、そういったところの必要性もあるのかな。逆にあまり形式的になっちゃうと、かえって会そのものが身動きできなくなるというのもあるんでしょうけれども。シルバーとはまた違うし、高齢者も自分の得意な得手も生かしたことでやっていくということが趣旨なんでしょうけれども。その辺では、先ほど地域ごとにももちろんあったほうがいいと思うんですけれども、まだまだ町の手もかかるというところで、どういうふうに育てていったらいいのか。その辺の交通整理も必要なのかなというふうに聞いていて思ったんですけれども、その辺の考えはどうなのかということで、最後、お願いしたいと思います。

あと、地域包括支援センターです。やはりこれも宮代の高齢者人口からいって、これからさらに増えていくわけで、高齢化率もほかよりも高いということで、より必要だと思うんですけれども、１か所だけだとどうしてもね、相談に行くほうもしづらいし、そういう意味では地域ごとにつくっていただきたいと思うんですけれども、その辺の展望はどうなんでしょうか。やはり町の力の入れようだとは思うんですけれども、その点で、つくっていくんだというふうな強い目標というのもないとね、なかなかできないと思いますが。その点、最後にお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

それでは、再々質問にお答えをしてまいります。

まず、総合事業のところでございますが、サービスＡのところのお話でございます。利用者がいないというところの話でございます。

こちらは、少しかみ砕きますと、通常のヘルパーさんは国家資格を持って、なかなか大変なハードルがありますけれども、国家資格で通常のヘルパーはできます。一方でサービスＡを利用するヘルパーさんというのは、認定ヘルパーと言いまして、国家資格ではありません。宮代町とか自治体で開催する研修等を組んで、それを受講した方をヘルパーとみなすというかですね、ヘルパーに準

ずるような形で認定書を送ります。その認定書をもらった方は家事支援ができるということになっています。

ですので、他市町村におきましても、似たような認定ヘルパー講習をやっている自治体もございます。その結果、何人かそういう認定ヘルパーになった方もいらっしゃいますが、先ほども言いましたとおり、なかなか需要がですね、家事支援だけで訪問サービスを受けたいという方がなかなかいらっしゃらないという現実がございます。ですから、委員のおっしゃるとおり、いかに周知をして、この総合事業も周知していかなくちゃいけないんですが、主には包括支援センターのほうで総合事業のコーディネートをしておりますんで、周知活動をやっております、地域訪問した際とか。いろんな連絡会とかで包括から利用者、あるいはその関係者の方々に周知をしているところでございます。

もちろん町も事あるごとにホームページ等でのアピール等も時々することはあるんですけれども、現場をよく知る包括支援センターが周知することが多くなっているところでございます。

それから、南団地困りごとサポート隊のお話でございます。

こちらは、正直なところ、会のメンバーが、本当に先ほども言いましたとおり、お金をもらうぐらいだったらやらないよと。本当に崇高なお金を頂かなくてもやりたいというお気持ちで始まった事業なんですが、やはりそうはいっても、持ち出しをいっぱいしてまでやるものではないので、実費は必ず取ろうということで話合いをしました。それは納得してもらいました。手間賃を100円から500円ぐらいと話をしましたけれども、それすらも本当は嫌だという方がいらっしゃいました。それぐらい助けたいというお気持ちに寄り添った形で、ぎりぎりのところで100円から500円という設定で今のところ動いておりますが、その後、会費の問題とか、会則をつくるとかというのも、これも絶対嫌だというご意見が地元から出ました。やはり自由に助けたい。自分の空いている時間で助けたいという思いがあったんだと思います。

会則を設けますと、そのルールに縛られちゃって、なかなか思うように活動ができないというのも懸念されたようだったと私は思っております。なので、当面の間は、会則も会費も何も設定せずに今の状態を続けていって、持続可能なのかどうかを見極めたいと、このように思っているところでございます。

それから、包括支援センターのお話でございますが、そうですね、これからもまだ高齢者が増えていくのはそのとおりでございます。地域ごとに包括支援センターができたらどうかというご意見も出ております。

町として今考えていることは、とにかく包括支援センターの職員、マンパワーを確実に増やして、実際に働くのは人でございますので、まずは人をそろえること。体制を整えて包括の仕事が町内全域で満遍なくできるように体制を整えることがまず先だと思っております。

その中で、その先に、もっと細分化して配置するということも当然視野に入ってくるかとは思いますが、現状ではまずマンパワーをそろえること、専門職をそろえることがとても大変な現状ではあるんですけれども、南北そろえて、今の２倍近いマンパワーをそろえるところが目標ということで現在動いているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

３点お願いします。

決算書の270ページ、説明書255ページ、認知症高齢者見守り事業のＧＰＳ位置情報発信機なんですけれども、町内には認知症で通院されている方も結構いらっしゃると思うんですが、利用数が少ないんですけれども、この辺はどうしてかなというところをお聞きいたします。これは、在宅でということで、施設とかのほうのＧＰＳとかというのは施設のほうが把握しているのかお聞きします。

その次も同じようなんですが、ページ数は同じく270ページの緊急時通報システム機器設置及び運用なんです。

こちら説明書257ページなんですが、新規のところが今回15と増えているので、毎年持っている人に加えてプラス７になったのかなと思うんですが、ここも独り暮らしの方というんですが、人数的には少ないと思うんですが、利用されている方は、やっぱり心臓の血管とか症状がある方というんですか、対象者が結構いると思うので、そのあたりも少ない理由をお願いします。

あともう１点が272ページ、説明書258ページの先ほどから出ている地域包括支援センターなんですが、ご答弁、今いただきましたけれども、マンパワーをしっかりとしていくということなんですが、もみの木が今まで委託してくださっていたんですけれども、今回、手を挙げていただいていないわけですね、社会福祉協議会が挙げてくださって。やっぱり全体を見るのにちょっと大変だったのか、その辺、お話しいただければと思います。お願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

それでは、まず説明書の255ページのＧＰＳ位置情報発信機のところのご質問でございます。

こちら対象者が２名ということで、大変利用者が少ないというご指摘でございます。おっしゃるとおりでございます。こちらは大変重たい機械だというふうに聞いております、設置がですね。ですので、持ち運びが非常にちょっとそんなに簡単ではないという状況です。探索サービスですので、このＧＰＳの機器を常に身につけていないと、探索サービスが当然できません。ただ、そんなに軽いものでもないので、なかなか実態としては、話は来ます。これどうですかと話はお客様、来るんですが、いろいろ話をしていくと、やっぱりちょっと無理だねということで辞退される方も多々いらっしゃると。そんな中で２名ほど利用したいという申出があって、現在に至っているというところでございますが、こちらのサービスは在宅の方のみのサービスになります。施設に入っている方は使えません、利用できませんので、ごめんなさい、施設の実態につきましては、こちらで把握していないところでございます。在宅のみのサービスということでございます。

それから、２つ目が説明書の257ページでございます。緊急時通報システムについてのご質問でございます。

昨年比７人ほど増えているという状況でございますが、こちらは７人増えた理由までは、申し訳ございませんが、解析はできていないんですけれども、やはり少しずつ現場の包括の職員であるとか、居宅支援事業所の方々の成果といいますか、利用者に対して、こういうのがあるんだよということを周知してもらって、これはいいねということで、申請数も確かに少しずつ増えているような印象を持っております、これは肌感覚でございますけれども。その結果、先ほど委員さんおっしゃ

ったように、心臓にちょっと不安がある方なんかが利用される方が多いんですけれども、この制度を利用することで安心が得られるということで好評をいただいているんですが、まだまだこちらとしては、お金的な予算ではまだ余裕がありますので、これからももうちょっと増やしていきたい。安心を増やしていくために周知ももっとしていきたいなとは思っているところでございます。

それから、説明書の258ページ、包括支援センターの話でございます。

現在、もみの木が運営しておりまして、今のところはまだ手が挙がっていない状況でございますけれども、この先ちょっと分かりませんので、今の時点でということでお聞きいただければと思うんですけれども、大変か大変じゃないかといいますと、大変だというふうに聞いております。

これは以前に委員の皆様にもお渡しした資料にもあるんですが、年間で4,000件を超える相談件数があり、地域の訪問も600件を超えるような、年間ですね。これほどの件数の相談もあって、さらに困難事例もいっぱいあって、それから、総合事業のコーディネートもする。もはやもう通常の今の５人では立ち行かないぐらいてんやわんやの状態になるということを現場の職員から聞いております。ですので、物すごい苦労がこの５年間、６年間、あったんではないかというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　介護保険担当主幹、加藤でございます。

先ほどのＧＰＳに関しまして、１点補足をさせていただきます。

委員のほうから、施設入所者に関することのお話があったかと思うんですけれども、町内の一部の施設においては、施設入所者のベッド、こちらに離床感知器を置いているところがございます。いわゆるベッドから離れるとセンサーが働いて、事務所、事務室、そちらのパソコンのほうにアラームが鳴って、その方がベッドから離れたと。それが寝返りで落ちてしまったのか、もしくは部屋を出てしまうのか、そういった形での、ＧＰＳとは異なりますが、そういった形で探知できるところを一部導入されております。

また、各施設においても、いわゆる出入口、こちらに関しては防犯カメラ等を設置しておりまして、その防犯カメラによって、もし施設から出られてしまう場合ということも想定して、いわゆる離設、施設を離れてしまう離設訓練というのも施設によっては年１回から２回開催しているというふうに聞いておりますので、個々人のＧＰＳ設置ということは施設のほうではありませんけれども、施設全体として捉えているというふうに伺っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。ありがとうございます。

やっぱり緊急時通報システム機能とかは周知、知っている人が使える、今ご答弁いただいたのだと、まだ予算があるというところなので、いろいろな面で周知はしていただいていると思うんですが、これがあったらと思う方もいらっしゃると思うので、この成果の中にも８件の緊急要請に対して３件の救急搬送が行われて必要な治療につなげられたということが、命をつなげられたということなので、もう少し周知のほうをお願いしたいと思いますが、そこをお聞きいたします。

それと、地域包括支援センター、すごい大変だ

なというのは前もご説明いただきましたが、どんどん人数が増えていくので、これはご答弁だと思うんです。それで、ちょっと認知症総合支援事業、決算書274で206につながるんですが、現在、地域包括支援センター、もみの木の職員さんと高齢者支援担当の職員さん２人が相談とかしていただいていると思うんですが、今後は結局、新しい包括センターの方とやっていくのか、それともまた高齢者担当の方がやっていくのか、ちょっと追加の質問になってしまいますが、お願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

再々質問でございます。

まず、緊急時通報システムの周知をというところでございます。

これは引き続きこちらもあらゆる手段を使って周知をしたいと思っておりますので、単にチラシを作るだけではなくて、先ほども言いました、現場に出向くということが大事かなと思っています。ですから、いろんな事業所が集まる会議とか、そういうところでもこの制度をどんどんアピールして、心配な方はどんどん申請していただくように促すことも大事かなと思っております。

それ以上に、通常の、それ以外のいつもどおりのルーチンの周知も引き続きやってまいりたいと、このように思っております。

それから、包括支援センターの中で認知症総合支援事業についてのお話が出ました。

こちらは来年度、仮に２か所になった場合の話なんですけれども、当然、引継ぎはされます。今のもみの木から次のＡとＢというところに引継ぎはされます。引継ぎをされるんですが、そこに町が絡むかどうかというところなんですけれども、現状も町ができることと包括ができることですみ分けをしております。もっと具体的にいうと、地域の困り事、認知症に関する困り事を受けるのは包括になります、相談を受けるのがですね。実際に医療機関につなげるまでが包括の仕事になります。その病院、今回で言うと新しらおか病院というところが契約しているんですが、これは契約は町のほうでやっているんですけれども、そこの病院との連携、それは町もそこに介入しまして、認知症初期集中支援チームというのがあるんですけれども、医療に最終的につなげるためのチームがあるんですね、新しらおか病院。そこには町の職員も大いに絡んで、認知症の方をどうにか医療につなげて、改善とまではいかないにしても、最悪の事態を招かないような体制を取るのがこの認知症総合支援事業でございますので。すみ分けを行いつつも、町も途中で絡んでまいるというところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時１７分

再開　午後　２時２９分

○委員長（土渕保美君）　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑はありますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

まず、総論的に課長のほうに、答弁のときに最初にお答えいただきたいんですけれども、各事業、特別会計でございますが、これは各事業とも１年間の単位で収支なり検証なりしてやって、それで必要なものは続ける、必要じゃないものはやめる、また改善のあるものはやるというふうな感じでやっているかどうかということをまず確認させていただきます。それを最初にお答えいただきます。

次に各論のほうにまいります。

何個か共通するところがあるので、代表的に決算書のほうの272ページ、説明書のほうが分かりやすいと思うんですけれども、257ページの前のページから続いている地域自立生活支援事業というのがございまして、これよりも次のページの家族介護継続のほうがいいかもしれないけれども。予算と決算の乖離があまりにも大きいのが目につくんですよね。このあちこちにある予算と決算の大きな、10万円とか20万円とか100万円未満ぐらいだったらしようがないかなと個人的には思うんですけれども、あまりにも100万円単位とか違ってきたりとかするものに関しては、どのような理由でこのようなことが起こっているのかということを教えていただきたいと思っております。

次に、同じ地域自立支援事業の257ページ開いたところの一番上の表に連絡会議というのが介護相談事業の実施というところにございますが、これは具体的にどのようなことをどのようなメンバーで行っているのかというところのご説明をお願いいたします。

同時に、その１行上、電話相談・対面相談延べ人数とありますけれども、急に55名減っているというところがちょっと気になりますので、それも分析して検証したのでしょうから、そこをご説明いただきたいと思います。

また、緊急時通報システム機器設置及び状況、これ先ほど７名の増員というふうな説明がありましたけれども、人数自体は変わっていないで、新規設置台数は確かに７なんですけれども、これ人数が７なのか、単に機器の更新かなんかで７なのかというのが先ほどの説明ではちょっと分からないので、お尋ねしたいと思います。

また、この緊急時通報システムの機器というものは、どのような大きさでどのようなときに作動して、最新のものはいつ入れたものかというところを教えてください。

次に、家族介護継続支援事業というものが次のページの、ごめんなさいね、説明書のほうをベースにさせていただきます。258ページのほうで、３年度からも減っております。４年度から５年度のときにもまた166名減っております。これは恐らく３年度から４年度で半減以下になっていてという状況になっております。支給総額もがくんと３分の１、４分の１近くですよね、これ。ほぼ３分の１ぐらい減っております。今年は人数減ったにもかかわらず、単価が上がったのかどうか分かりませんが、支給総額自体はそんなに変わってはおりませんが、これの分析した、検証した結果等を教えていただきたいと思います。

ちょうどそのすぐ下のところのページがございますので、同じ説明書の、決算書だとここに272ページとあるので、272でしょうが、地域包括支援センター運営事業、これの下の表です。地域包括支援センターの運営状況のところです。２段目の総合相談のところです、３年度から４年度が増えてはいるんですが、一昨年度から昨年度は117名減っております。また、介護保険・介護サービスに関する相談も210件も減っております。

まず、総合相談というのは、これはどのような相談をこの中に含めているのか。窓口だけなのか、それとも電話、ファクス、メール等々、全て含ん

だものなのかというところをまず前提としてご説明いただいてから、減った原因というものの分析がどのようになっているのか。３年から４年は増えているわけですよね、大体3,700ぐらいから4,200ですから、約２割ぐらい増えているのかな。そのような形になっておりますので、教えてください。

次のページの259ページの生活支援体制整備事業、これ表の下に、54ページのおかえりなさい！地域デビュー事業及び67ページの高齢者困りごとと出ておるので、67ページをちょっと見てみました。

67ページですけれども、ここに高齢者困りごとサポート隊事業とございます。日本工業大学のボランティアの方とかプログラミング・ラボの協力でスマートフォン相談会等を合わせて延べ800名弱とありますが、個々のいろんなサポート、ボランティア等についての詳細がなく、ものによっては増えているのがあれば、減っていたりとか、持続するのはどうなのかなとかというのがあると思うんですけれども、そこのところがどのようになっているのかが分かりませんので、かかっているというか、予算も400万円以上かけているものですから、趣旨は非常に賛同するところはございますが、そこのご説明をお願いいたします。

先ほどから前段の委員でもよく質問が出ました緊急時のＧＰＳの件なんですけれども、まず説明書255ページになると思います。

認知症高齢者見守り事業、まずこれのＧＰＳですけれども、非常に認知度が低過ぎるというところが、私の周りでも２人、３人と、父親、母親がという形があって、町にあるというのは全然、僕も申し訳ございません、町民でありながら知らなかったとはあるんですけれども、知らなくて自腹でつけていた。

先ほどご説明あったのでは、機械が大きいとか、何か信じられないことが説明あったんでびっくりしたんですけれども、僕の友達は、お母さんだったんですけれども、靴の中に埋め込むので、それでその靴で、決まった靴しか置いていないので、その靴を履いて歩いていった。それで家から結構離れたところに行っているので、急いで知り合いに電話をして、危なくとんでもないところに行く前に見つけることができたというのが現実ありました。

ところが、この先ほどのご説明では、そもそもそういうふうなコンパクトなものではなさそうなので、まず、どのようなものを貸与しているのか。また、それはいつのものなのか、相当古いのかどうかというところですけれども。また、探索のＧＰＳの位置情報の発信機の貸与とはありますけれども、これ２件で１万3,200円ですから、6,600円、年間になると500円ぐらいになりますけれども、これのデータの通信料というのは含まれているのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

その下の段の高齢者見守りシール交付、これ二次元バーコードつきの見守りシールとなっておりまして、７名の方がご利用になっていると。僕も見たことないので何とも言えないんですけれども、二次元バーコードをスキャンしたらどこにつながるようになっているのかというのをちょっと教えていただきたいのと、恐らく、僕が勝手に言うのも変ですけれども、この議員の中でも、執行部、議会事務局の方でも、このシール、見たことある人どこまでいるのかなというのが、僕は少なくても見たことございません。この説明書の前半の部分は、５次総に関係あるところは写真とかいろいろありますけれども、せめてここのところにシールでもやって、こういうものやっていますよとやらないと、まずこのシールが高齢者見守りシール

という普及度の点でも劣るというところがありますので、そこのところも含めて、なぜつけなかったのかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、地域包括支援センター事業のことも前段の複数の委員の方からいろいろとお話がありましたので、ちょっと角度がずれたところになれればいいんですけれども、僕なりにちょっと、さっきとちょっと重複する部分になってしまいますけれども、お聞きしますけれども、以前よりも身近でなくなったという声を多々聞くんですよね。それは遠くなったというのもありますけれども、バスのもう終点になってしまうので、非常に時間もかかって面倒だというところを、これは多々聞きます。ほかの課でもとむらもそうですけれども、物によっては動物公園の東口へ行ってから姫宮へ行って、それで最後に包括支援センターという形になるというのが嫌だというのがありますので、そこのところは企画財政課との調整もございますとは思いますが、どのような形で利用しやすい形にするか。

また、前段の委員からご提案ありましたように南北に長い宮代町ですから、２か所つくったりとかというのも一つの案。確かにお金もかかってしまいますけれども、人の命とかその辺には代えられないところもございますので、そこのところ、今後、令和５年度まではそういうのがなかったというのは分かりますけれども、だから、今後も含めて考えているのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

あとは前段の委員がお尋ねいただいたので、結構です。

以上でお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野でございます。

まず、介護保険の特別会計については、１年度単位の会計、収支でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　介護保険担当主幹、加藤でございます。

委員の質問にありました介護相談事業、こちらにつきましてご回答させていただきたいと思います。

説明書のほうで257ページ、決算書のほうは270ページになります。

介護相談事業の実施ということで、４年度から５年度、相談件数ですね、電話相談、対面相談、延べ人数が55件減っていると。それについての分析、検証、どのような理由があるかと、そのようなご質問であったかと思います。そちらについてご回答させていただきます。

まず、この介護相談事業の電話相談、対面相談、こちらからの働きかけによる相談持ちかけということもございますけれども、住民の方からの相談を受ける場合ももちろんございます。ほぼメインとしては、こちらのほうから介護サービス相談員、こちら会計年度任用職員になりますが、県の研修を受けた介護サービス相談員というのが５年度は３名おりまして、この３名で介護認定をお持ちの方でかつ当年度中に認定が更新、新規、区分変更、いずれかの認定が出た方でかつケアマネジャーを契約していない、もしくはケアマネジャーを契約していてもサービス利用が確認できない、そういった方を対象に相談を持ちかけております。

要は、認定を持ったはいいが、どういうサービスがあるのか、サービス内容、どういうことを使えばいいのか、そういったことで疑問を持たれる

方というのが非常に多くございます。もちろん申請の段階においてもそうですし、調査の段階でもそうなんですけれども、どういった介護サービス使いたいですかというお話は当然聞き取りさせていただきますが、結果が出るまでに、やはり１か月以上お時間かかることから、なかなかそのときに説明をしても、全て網羅して覚えていらっしゃる方というのはそれほど多くはございません。

そういったこともあるので、実際に認定を持った後、サービス利用の形跡が見られない方については、改めてこちらのサービス相談員のほうから、何かお困り事はないですかと、サービス利用で何か分からないことはありますか、もしくは介護をしていく上で、ご家族の中で何かご相談はありませんかという形で、コロナ禍ということもありましたので、電話による相談を持ちかけさせていただいております。

その件数が昨年度434件ということになりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、その年度中に認定の出た方でかつサービス利用が確認できない方ということになりますので、昨年度と今年度で比べますと、全体的に審査会の件数自体も減っております。なので、55人という人数が減っているのは、対象者、その当年度中に認定を持った方という方が減っていること、また、介護サービス相談はもちろんなんですけれども、それ以外の手法によってケアマネジャーがついて、こちらからの相談を持ちかけずともサービス利用につながっている、そういった方たちが増えた結果ではないかなというふうに考えております。

当然、住民の方からも相談を受けた際には、相談員が出勤しているときは対応させていただきますし、そうでない場合は職員のほうで対応しておりますので、そちらについての体制としては、なるべく万全な体制を取れるように心がけております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

それでは、順を追って回答を申し上げます。

まず、説明書の257ページでございます。

まず、緊急時通報システムの件のご質問です。７件、新規が増えているが、利用者変わらないというところのご指摘でございます。

こちらは、確かにおっしゃるとおり、新規で設置したのは７人いたんですが、途中、亡くなった方、あるいは施設に入所してしまった方、そういった減も考慮すると、結果的にプラマイゼロであったというのが実態でございます。

それから、２つ目が、同じページの下に家族介護継続支援事業、通所、おむつの支援でございます。

こちらが予算と決算が乖離が激しいというところのご指摘をいただきました。これまさにおっしゃるとおり、ここに書いてある400万円くらい乖離があります。これは実はおむつにつきましては、対象者、今ですと要介護３以上とか非課税世帯とかというルールがありましたが、従前は要介護１からオーケーだったんです。つまり対象者が多かった。その多かった時代の予算が800万円台だったんです。今、要介護３に下げるときに、本当は予算も一緒に削らなければいけなかった。ところがですね、それをちょっとこちらでも失念していまして、同じような概算要求をした結果、決算で大きく差が出てしまったというのが実態でございます。

ちなみに令和６年度からは予算額を400万円台にとどめておりますので、乖離が出ないような形

になろうかとは思いますが、この４年度、５年度、このあたりというのは、そういう下げるべきところが下げていなくて、結果、決算額のときに乖離が出た、執行残が余ったということでございます。

それから、説明書258ページでございます。

包括支援センターのご質問で、総合相談とは何ぞやというところと、相談件数が減っているというところの分析ができているのかというところでございます。

まず、総合相談なんですけれども、これは言葉のとおり、もう全ての相談が対象になります。これは来所、電話、訪問、全てに該当いたします。包括の職員が携わった質問の相談全てカウントしております。ですので、4,000件超えてくるというところでございます。本当にもう30秒で終わる質問もあれば、長引く質問もありますけれども、いろんなもの全部込み込みでこの件数、総合相談件数となっておりますが、実際ちょっと相談件数でいくと117件減っているという数字があるんですけれども、細かい解析は申し訳ございません、できておりません。なぜ117件減ってしまったのかという理由につきましては、ちょっとなかなか今、即答できないところでございますけれども、恐らく、今思うところは、包括支援センターの職員が度々離職するところがあります。離職してまた新しい職員が入ると、入替えもあります。そういう人が少なくなってしまった時期がちょっと４年度、５年度というのはあったんですね。そういった事情もあって、もしかしたら受けられる相談件数にちょっと限界があったのかなという、これは私の予測でございます。解析ではございませんので、申し訳ございません。

いずれにしましても、総合相談はあらゆる相談を受けて、高齢者に関する相談を受けてカウントしているところでございます。これは今後も変わらないところでございます。

それから、説明書の67ページ、第５次総合計画にのっている高齢者困りごとサポート隊事業についての話でございます。

こちらは、ちょっと説明してほしいというところでございますので、中身について概要を簡単にご説明してまいりたいと思います。

サポート隊事業でございますが、いろいろな団体のお力を借りて、スマートフォンの普及、相談会ですね、高齢者の方に利用促進を促すためにも、スマホの相談会を実施したり、あるいは先ほどの南団地の件もそうです。助け合いグループの育成、この場合は、これ５年度ですので、設置に向けての動きということになりますけれども。それから、一番下にも、生活支援の担い手発掘、これは前の委員の方にもお答えしましたが、12月に行った10名呼んで１名つながったという、あの講座です。こういった団体を呼んで助け合い活動につなげるためのサポート隊事業というのがこれを総称して、この第５次総合計画でのせているところでございますので、これがどんどん令和７年度まで続く第５次総合計画ですけれども、引き続き実施をし、充実をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、説明書255ページのＧＰＳの件でございます。

これは私からまず最初に訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど委員からのご指摘のとおり、そんなに大きいのかというご指摘で、私ちょっと思い込みがありまして、間違って、重たくて大きいものだというふうに回答したんですが、休憩時間中に担当にちょっと改めて確認をしてまいりましたところ、大きさはたばこぐらいの大きさだそうです。ただ、問題点がありまして、これがそうだとすると、こ

れくらいの大きさではあるんですけれども、かけるものがなくて、ポケットに入れたりとかするだけのようなので、なくしてしまう方が多い。先ほど委員のほうから靴の中というお話がありました。それは大変いいものかなと思うんですが、うちのはセコムで契約しているんですけれども、それは入れるもの、ポケットにしまうものなので、認知症の方が必ず持ち帰ってくれるかどうかというのが不安であると。これ万が一なくすと、弁償というか、セコムに払わなきゃいけないお金が出てくるんで、そういうのを心配されて遠慮している方がいるんじゃないかというのが担当の見方でございます。

なので、私が大きいから云々というのは間違いでございましたので、この場で訂正をさせていただきます。

それから、この契約、通信料がかかるかとかいろんなご指摘もいただいたんですが、このセコムの契約については全て単価契約を結んでおります。発生した際に、使用料であるとか役務費であるとかというものがかかってまいるという契約になっておりますので、その結果、決算額にあるような額になっているというところでございます。

それから、同じページ、255ページの下のほうに高齢者見守りシールというのがございます。７人という登録者になっているんですけれども、説明書のほうに記載がないので分かりにくいというご指摘、おっしゃるとおりでございます。ちょっと休憩時間中に10倍に拡大したものがこちらなんですけれども、これかなり大きく見える、実際小さいです。これ10倍に拡大していますんで。こういうシールを申請した方にお渡しします。人によってはつえとかかばんとかに貼りつける方もいます。あとは、洋服に縫いつける、縫いつけるというか、アイロンで上からやるとくっつくんです。そういうシール、これ２種類の、貼りつけるタイプとアイロンでつけるタイプの２種類あるんですけれども、書かれている内容は一緒でございます。

こういうものをお配りしてどうなるかという話なんですけれども、実際に徘回している方がこういうシールをつけていた場合、私たち発見者は、スマートフォンでこの二次元バーコード、ＱＲコードです、これを読み込みます。ぴっと読み込みますと、家族の方に連絡が行くシステムです。当然、家族に行く連絡先は事前に登録性です。例えばおじいちゃんが徘回するからお嫁さんに連絡が行くようにと言われれば、そこに連絡が行きます。ただし、個人情報は扱いません。誰がこれに関わるか分かりませんので、全てあだ名というか、ニックネームで対応します。例えば徘回するおじいちゃんが鈴木ではなくてスーさんとか、分からないような名前で登録をして、家族に直接発見者から行くものではなくて、このシステムを介して家族の方に連絡が行きますので、アドレスがばれることもないです。互いのメールアドレスがばれることもないので、安心して通報ができる。

そうすると、おじいちゃんがいなくなった、このシール、誰かがぽちっと押すと、家族に今どこどこにいますというのが来ますので、そこでやり取りができます。そういうものでございますので、ふだんはなかなかこれに遭遇することはないと思うんですけれども、もっともっと広げていきたいと思いますので、これも周知につながってくるんですけれども、委員のおっしゃるとおりですが、今後ちょっとこの載せ方については検討させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それから、説明書の258ページでございます。258ページの包括支援センターのお話です。

最近ちょっと身近でなくなった方もいらっしゃると、バスの終点でちょっと行きにくいというご

指摘、おっしゃるとおりでございます。拠点が遠いということです。

これについては、ご指摘のとおり今１か所しかなくて、なかなかちょっと遠いところから、端のほうから来る方は大変でございます。なので、包括支援センターのサービスとして、訪問するというのがあります。包括支援センターまで来れない住民の方がいた場合は、遠慮なく言ってください、行けませんけど、相談がありますと。そうすると、包括の職員がお家まで来てくれます。お家に行って相談を承るということで、そこは来れる人は包括支援センターに行っていただくんですが、来れない方は直接家に来てもらえる、こういうサービスもございますので、そこはそういうサービスがあることでカバーしているところでございます。

来年はうまくいけば２か所になりますけれども、それでも遠い方はいらっしゃいます。バス停から遠い方もいらっしゃいます。その場合は、遠慮なく、自宅に来てくださいというふうに言っていただければ、訪問させていただいて、細かい相談に乗らせていただきますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　介護保険担当主幹、加藤でございます。

ただいま回答した内容の包括支援センターの相談件数、こちらについて補足をさせていただきたいと思います。

令和５年度、令和４年度で相談件数全体として117件減ったと。うち一番減っているのが210件、介護保険・介護サービスに関する相談になっておりますけれども、こちら恐らくこれは、確実とは申せませんが、今、鈴木主幹のお話にありましたように、包括職員がそれぞれの高齢者の方、ご自宅訪問して相談をする場合というのが当然ございます。そこで、包括支援センター全員出払ってしまうケースもあるんです。そういったときには、特に介護保険サービスについては、町に問合せ来ることが非常に多いです。うちのほうでも説明をさせていただいて、そういう場合はほぼ電話になるんですが、お電話させていただいたときに、通り一遍、ある程度のお話をさせていただいた上で、より詳細な説明については包括支援センターのほうでお話しできますよというお話をさせていただくと、電話をかけても留守番電話だったと、もしくは特別約束しないで出向いたら鍵が閉まっていたと。いわゆる本当に誰もいない状態になっていたということになっていまして、そういったことで町に相談をいただく方も年々ちょっと増加しております。

ですので、ここで介護保険に関する相談が減っている原因というのは、そういったこともあるのかなと。介護保険サービス以外の相談内容については、町の職員で対応できない部分も非常に多くございますので、そういったものについては、うちのほうでも回答はせずに包括支援センターのほうのほうからも連絡をしておくので、改めてもう一度ご連絡くださいというような対応にとどめてしまいますので、それ以外の相談件数がそれほど減っていないのがそういった対応の形なのかなと。

介護サービス相談については、町職員のほうでも対応が可能な部分が多くありますので、そこの相談で解決をしてしまったことによって、実際に相談件数が減ったということも、この210件のうちの恐らく私の感覚としては大体月10件ぐらい、私個人で10件ぐらいこういった相談を受けますので、恐らく半分ぐらいはそういった方もあるのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

今のところは聞きながら疑問なんですけれども、同じようなことは３年度、４年度にもあったんではないでしょうかね。包括支援センターのほうではなくて、まず町のほうに来てというのがあったんではないか、条件が変わったんであれば、数字が変わるのは分かりますけれども、条件変わっていないわけですよね、町民にとっては。それで数字が変わっているというところの検証が、個人的なご検証をされているのはよく分かるんですけれども、そこのところの検証がなされていない。前段の一番最初の質問に対しての答弁のところで、相談件数が減ったのも離職が多かったりとか、職員が減少したからというところを理由としておっしゃっていましたが、それは別にきちんと検証した上で言っているわけではないように聞こえているんですよね。例えば職員が当初10名いたのが５名になって、途中８名になったときは７名になるとか、そういうふうなものが裏づけがあっての減少数というんであれば分かるんですけれども、そうではなくてあくまでも感覚で、検証しているというふうにはとても思えない。こういう言い方はあまりしたくはないんですけれども、民間じゃちょっとあり得ないようなことが次から次へと出てくるもんですから。きちんと検証してください。

また、相談件数に関しましても、人数が減ったのであれば、その分、今まで例えば３人でやったのが２人になったとしたら、１人分いなくなった、そこの電話が鳴っていると。そこのところもカウントしてというふうな形でもできるわけですから。きちんとした数字というものをやったりとか、時間を増やすとか、曜日を増やすとか、何かしらのでフォローをしていただきたいなというところがあるんですが、そこの詳細な検証がどうなっているのか分かりません。

先ほどのＧＰＳの件は訂正いただきまして、分かりました。セコムさんでしたか、契約しているのがね。セコムさんとはどのようなご契約をされているのか、ちょっと分かりませんが、そのＧＰＳの機器を靴に入れるのとか、機種の変更という形もできなくはないと思いますし、僕の友達に聞いた限りでは、靴に入れたことに、それは違うものでやったらしいんですけれども、靴に入れたことによって近所の方に見つけてもらったというのもあったりとかして、非常に便利であったというふうな、金額は分かりませんよ、聞いていませんから。というふうのを聞いておりますので、ちょっと来年度予算に向けては、そこのところも検証していただきたいと思います。

これ予算だけ見るとね、高齢者シールというのはゼロということですから、もっと予算を、利用人数２人ということは考えていなかったと思うんですよね、利用者数がね。さすがに高齢者見守り事業全体で20倍ぐらい違うというのは、次のページの介護給付のもあるから、そこまではないとは、これ別か。じゃ、20倍、40人予定していたのかなと勝手に思っちゃうんですけれども、そこまでいっていないということは、しかも４年度よりも減っているということは、さすがに僕の友達でもそういうのを使いたくて民間のを使ってというのがいるぐらいですから、ちゃんとしたものを用意していれば、きちんと町のものを使う人はもっと掘り起こせばいると思うので、そこのところを今後予算に向けて、令和５年度のは２人でとどまってしまったというのは紛れもない事実ですので。そこのところはきちんとお願いいたします。

説明書の257ページです。

家族介護継続支援事業、おむつ支援というふうに別名言われているとおっしゃいましたが、この中で、紙おむつとかいろいろとありますが、これ例えばですけれども、素人考えでごめんなさい、間違ったら。もう否定して構いませんが、例えば町民生活課のほうでも防災という観点でいろいろと用意をしているのですが、その辺との融通とかというのはできないものなのでしょうかね。成人用のおむつもそうですし、シャンプーやら何やらというのもそうですけれども。そこのところを行っているのかどうか。いるんであれば、無駄が減っていくというふうに僕はこれ今、おむつ支援という言葉を聞いた瞬間にちょっと思ったものですから。ちょっと素人考えで、思いつきで申し訳ないですけれども、お尋ねしていきたいと思います。

あと、先ほどのサポート隊事業で67ページですか、高齢者困りごとサポート隊事業、確かに細長い宮代町ですから、北と南１件ずつで合計３か所とか４か所とか、数が多ければそれはいいんですけれども、実際問題、人の関係もありますし、サポーターの関係もございますし、一朝一夕にはできないのは重々承知しております。また、細々といろいろなサービス、相談会等もあるのも承知しております。であれば、ものによっては、中心で役場でもいいですし、サポートセンターもいいですけれども、そこでやってリモートでね、例えば川端公民館でやったりとか、和戸公民館でやったりとかという形で、近くのところ、ぐるるでもいいですけれども、そこのところでやるという方法も併せてやるという考えはあるのでしょうか。

先ほどのご説明ではね、サポート隊事業、今までの状況で引き続き実施というふうなお話がありましたが、今までと同じであれば、今までと効果は変わらないというふうに僕は思いますので、そこのところをご回答お願いいたします。

あとは、先ほどのＱＲコード、わざわざ持ってきてくださいまして、ありがとうございました。先ほどご質問したら、すぐにもう持って来ていただいて、あのシールの件ですけれどもね。あれなんですけれども、ＱＲコードは、事前登録されたご家族に連絡というのは分かりましたが、例えばですけれども、僕の友達でも親御さんが宮代にいます。子どものほうとか親戚のほうは都内にいたりとか、福井にいたりとかというのが実際いるんですよね。そうすると、すぐに対応はできない。これ同時に、例えば役場のほうにも、本人のプライバシーの関係がございますから、本人の同意を得た上で、役場のほうにも連絡をしたりとか、場合によっては警察もということも、場合によってはあり得るかもしれませんけれども。複数の登録というのはできるようになっているのかどうかというのがちょっと僕は先ほどの説明で分からなかったので、そこのところをもう一度確認させていただきたいと思います。

取りあえずそれお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

まず、包括支援センターの件数の検証等についてのご質問をいただきましたけれども、おっしゃるとおり検証はすべきところはしていくところかと思います。今回、ちょっと細かい解析、検証はしていなかったのもですから、今後はそのご意見も賜りまして、必要な検証はどんどんしていきたいと考えておりますので、今回はちょっとご理解をいただきたいと思います。

それから、ＧＰＳのところでございますが、実際どのような契約になっているかというところなんですが、大きいところでいきますと、セコムの

職員が駆けつけるサービス、これが１つ、それからＧＰＳを使った探索というのが一つ、当然、ＧＰＳを使った探索についてはデスクの上でやりますのでお金がそんなにかかりません。たしか１件、200円とかそういうレベルの話です。ところが、駆けつけサービス、例えば徘回者が加須で見つかりましたというのが分かったときに、いち早くその人を助けたいわけです、その加須にいる徘回者を。その場合、セコムがたしか１時間幾らかという形の契約だったかと思いますが、駆けつけサービス、現場急行です、その方を確保して、家族の方にお届けするという、時間で幾らというサービスがあります。これが駆けつけサービス、この２本がメインになっております。

機器は基本的に貸与になりますので、それの使用料云々というのはかかりませんですけれども、いざ駆けつけのとき、もしくはＧＰＳ探索を行ったときに費用が発生する、そういったものでございます。

それから、おむつの件でございます。

防災のほうの関係と融通を利かせているかどうか、やっているかどうか、まずそこからお答えすると、やっていない状況でございます。

まず、その理由としましては、今回このおむつは大変にニーズがいっぱいあります。細かく、指定まで大きさも含めて、この大きさでなければならないという方がたくさんいらっしゃって、結果的にもし防災のほうで備蓄しているものと合致するものがあれば、融通も可能かとは思うんですが、本当にこれはもう30品目ぐらいあるんですけれども、物すごいニーズが細かいでございます。で、なかなかマッチングができない。それと、うちのほうのおむつサービスは、ご自宅に届けるというサービスが込まれているんですね、ここがポイントでして、単にお店で買えるとかじゃなくて、注文したおむつが自宅に届くというサービスなんですね。これ防災のほうの備蓄品云々となりますと、なかなか自宅まで届けるというところまではなかなか踏み込めないところがありますんで、そこの意味でもなかなか融通は難しいのかなというふうに思います。

それから、サポート隊事業の中、お話でございまして、例えば役場の中でリモート等で遠隔で対応するというのもできるんじゃないかというご指摘、大変意義のあるご質問かと思います。

今の現状につきましては、ご意見として賜るというところで勘弁していただきたいんですが、なかなかちょっとこの職員を配置してリモートでやるというまだその体制までは、確立できておりませんし、ちょっとまだ道筋ができておりませんので、ご意見として賜らせていただきまして、今後の参考にさせていただきたいと思います。

最後に、シール事業でございます。

こちらは実は連絡先のルールがあります。先ほどのこのシールを読み込んだ場合に、登録する家族に連絡が行く、これはそのとおりです。ただ、ルールがあって、60分以内に駆けつけられる方だけを登録しています。

そうしないと、東京にいる人、北海道にいる人、何でもかんでも登録しても、結局駆けつけられなければ引渡しができない。よって、60分というルールを設けています。なので、複数の登録ができるか、可能は可能です。60分ルールを満たす人が複数人いれば複数登録することは可能でございます。ただ、なかなか遠くにいる親類まではというのは難しい状況でございます。

それから、役場のほうにも同じような連絡が来ないのかというところでございますが、実は来ます。この会社は家族にも連絡が行くと同時にうちのほうの健康介護課のメールボックスにも来るよ

うにシステムがなっています。なので、発見されましたとなると、家族にも発見されました、役場にも発見されましたという連絡が来ます。なので、町も把握ができる状況でございます。

ただ、先ほども言いましたとおり、個人情報は伏せています。登録しているのはあだ名というかニックネームですので、スーさんが発見されましたというような形で、誰だか分からない、けれども、そういう連絡が来ますので、そういうシステムということでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

では、最後、再々質問させていただきます。

ＧＰＳ、これはセコムとの契約が駆けつけると探索というふうな形になっているというところで、ここのところ聞きたかったんじゃなくて、機械をどういう契約をやってるのか、途中でもっといいのが出たら替えられるのか、替えられない期間がどれくらいなのかとかそこんところを、例えば、今、靴に埋め込むのが替えられないのであれば、あと５年替えられませんよとかとなっているのか、１年となっているのか、そういうふうな類いのことを聞きたかったんですけれどもね。

使っていた者の家族によりますと、靴のが一番本人も意識せずに当たり前に履いてくれたんでよかったというのを聞いたもんですから、そこのところをちょっとお尋ねしたかったというところがございました。

また、包括支援は今後は行っていくということで。

あと、おむつの件ですけれども、ニーズが多いというのは、これは子どもの用おむつでも、合う合わないでニーズが、あとミルクも好き嫌いが多いというのは別件で聞いているので、確かにニーズが多いのは分かりますけれども、先ほどのご説明いただいたので、ちょっと僕の聞き違い、理解違いだったらごめんなさい。

自宅へ届けるというのは分かるんですけれども、これ発注というか要望があってから、販社なりお店なりメーカーなりに連絡をして自宅に届けるようになっているのか、それとも、町のほうでどっかに備蓄をしておいてそれに合致したものを自宅へ届けるのかというところがちょっと分からなかったので、お尋ねしますけれども、要はここのところおむつとして、今おむつを代表として、ほかもあるんでしょうけれども、おむつを代表として申し上げますと、防災でも何でも、どういう形のどこのメーカーのどういうおむつというのをあらかじめ登録しておいて、町としてどれくらい備蓄しているかというところが、はっきりとすぐに検索できるように今はできますから、それによって仮にメーカーに連絡してから自宅に届けるのでなければ、町で備蓄するのを届けるという方法であれば、そのような形で無駄を省けるのではないかと、ドライシャンプーとかも含めてですけれども、というところで、ちょっともう一度ご説明をいただきたいと思います。

あと、二次元バーコード、連絡先のルール、このルールというのはどなたが決めていらっしゃるのか、個人名を挙げないとかプライバシーの配慮、それ非常に大事なんですけれども、これあくまでも対象者自身は認知症という形になっていますので、成年後見人もしくは親族の方が判断せざるを得ないというところはあるのは承知しておりますが、60分以内というのはある意味で合理的だとは思いますが、その場合に例えば近所の信頼できる人とか、あとは友人とかというものを親族もしくは成年後見人の方が希望した場合には、それは例

えば二親等、三親等以内じゃないからできないというふうになっているのか、それともそういうのはオーケーなのか。

実際僕自身が友人３人で、１人もうこの前、介護入っちゃったんで抜けましたけれども、何かあったらお願いねという形で連絡が来るようにはなっていたものですから、そういうふうなのも、友人であったりとか、でもそれは必要ではないかなと思っているので、そこのご説明を、まず誰がつくった、どういうルールで、それに対して時々は検証して、このルールでどうですかというふうな、何回も何回も検証、検証と、この町検証がなされていないので言うんですけれども、検証なされているのかというところをお聞きします。

最後に、包括支援の検証も今後行うというふうにおっしゃっていましたけれども、検証を行ってちゃんと資料なり音声なり残してくださいね。

後から検証できるっていうのが検証ですから、その場で話し合って、ここ駄目だったね、ここよかったねでおしまいで、後から問題起こったときに検証できなければ、学童保育の件もしかり、進修館の車しかり、後から検証できないんですからよろしくお願いいたします。

あとそれ、最後の件は、課長の口からしっかりと検証の資料なり何なりを残すということをお約束をお願いします。

以上です。最後は。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

それでは、ＧＰＳのところからご回答いたします。

まず、機械がどうなっているのかというところのご質問ですが、実はこちら町のほうは機械に関しては関与していないんですね。

セコムで用意する機械ですので、この機能が備わっていれば何を使ってもいいですよというところなので、もし製造中止のものがなれば、恐らく新しいものに変わることもあろうかと思うんですけれども、そこに町はこういう機械にしなさいとかという指摘はしていないので、セコム次第というところになります。私の知る限りでは、しばらく変わっていないです。今、機器がずっと変わっていないところでございます。変えることによって金額が変わるということであれば、そのときは町も意見を言うことがあろうかと思いますが、基本的には機器類はセコムのほうの商品で賄っているところですので、お任せしているところでございます。

それから、おむつの件ですね。

こちらは契約している実は高橋医科器械店という業者があるんですが、おむつの卸をしている業者なんですね。ですから、当然その備蓄はその業者がたくさん持っています。町云々ではなくて、もうこれ埼玉県内かなりの量のストックがあって、それで自社のトラックで運ぶという非常に合理的なことをしているので、高橋医科器械店としては、町へ前月に発注を受けたおむつを全部自社でそろえて、自社のトラックで運ぶというような仕組みで今やっておりますので、そこに町は関与しないところでございます。町のほうで関与するのは、メニューリストを見直すとか、あとは利用者との折衝、やめたいとか新しく利用したいとかそういった場合は町が関与しますが、いざ始まってしまうと高橋医科器械店のほうで定期的にお運びするというような事業でございます。

それから、シール事業ですね。

まず、60分以内のルール誰が決めたのか、これは担当のほうで協議して決めました。どこかで一

定のルールを決めませんと無尽蔵に登録してしまっても無駄が多くなってしまうということで、区切りのいい60分、１時間という区切りを設定させていただきました。

今後見直すつもりは、もちろん不便だというご意見がたくさんあれば見直しすることはもちろんございます。ただ、現状不便だというご指摘も特にいただいていないので、今のところは検討していないところでございます。

それから、連絡先に友人とか親族を入れることは可能かというお話ですが、今回、このサービスの利用申請書は家族の方が申請することになっています。その家族の定義がその親族まで含まれるのかというのはちょっと別の議論になってくるんですが、基本的に同居している家族の方、その徘回する方と一緒に住んでいる方が申請するものというふうに町は認識しております。なので、友人とか親族が同居していれば別なんでしょうけれども、多分、友人で同居している人はいないと思いますので、親族というところがもしかしたら可能性はあるかもしれませんが、基本的には同居の家族ということになります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野です。

町の事業みんなそうですけれども、検証をしっかりしていただきたいというお話なんですけれども、もちろん努力はします。努力はします。

しっかり記録は何らかの形で残していきたいと思っております。ただ、事業によってはその検証すること自体が非常に労力がかかり過ぎちゃって、決して効果が得られない場合もありますので、その辺は適宜判断をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

決算書の271、272ページ、説明書の258ページ、地域包括支援センター運営管理事業についてお伺いいたします。

こちらの決算額は、この５名の人件費という、ほぼ人件費ということで伺ってはおりました。その中の内容、運営事業の内容の中でちょっとお伺いしたいんですが、相談を受けておりまして、その中の説明書の表の中、相談内容の内訳ということで、権利擁護に関する相談とそれと見守り等ということなんですが、こちらのご説明をお願いいたします。

２点目が、決算書273ページ、274ページの生活支援体制支援事業についてです。こちらも先ほどからご説明をいただきましてよく分かったんですが、その中で、今、姫宮南団地でモデル事業として１件立ち上がったということでこれを運営されているボランティアの方々のお気持ちもお伺いできて分かりました。

そこで、先ほどその中で、会則など規約などはつくらず、自由にやりたいという気持ち、すごくよく分かるんですが、何かトラブルがあった際というところを、やはり実際やられている方々で整備するというのは難しいと思うので、そこを町がフォローしていただけるような状況になっているのかというところをお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でご

ざいます。

それでは、説明書の258ページ、包括支援センターの件でございます。

まず、権利擁護に関する相談と見守り等についてのご説明というところでございます。

こちら権利擁護につきましては、主には成年後見制度の件でございます。認知症が進んで自分で判断できないようになっちゃう場合、親族がいない場合、町が最終的には家裁に届出をするんですが、そういう相談がメインとなっているところです。

それから、見守り等というところですね。こちらは、民生委員さんと一緒に包括の職員が同行して訪問を行っております。たしか、80歳だったかな、訪問しているところなんですけれども、そういうところで、見守りの中で相談もたくさん承るというふうに聞いておりますので、そういった、等が入っていますけれども、そういったものが多いのかなというところでございます。

それから、説明書の259ページの生活支援体制整備の中で、南団地のお助け隊の件でございます。

規約はつくらないと先ほど私も申しましたが、今のところはそういう状態ですが、何かトラブルがあったとき、そういうときに町が何かフォローできる体制を取っていないか。

今のところは町がフォローしています。側面からサポートしていますんで、例えば、何かプライバシーを侵害されたとか、何か住民からトラブルが起こるようなことがあれば、たまたま今ないんですけれども、あれば町のほうでも解決策を見いだしてあげて、一緒に解決するとかということは考えられますが、たまたま今のところトラブルがないところ、これは幸いなところではあるんですけれども、これがいつまでも町ができるかというところがポイントなんですが、冒頭、前の委員さんにもお話したんですが、ずっと宮代町が関わるものではなくて、地域に自立してもらう、町は手を放すというのが将来的な見込みですので、そうなるとトラブルの解決も現場でやってもらうということになりますが、いかんせんまだ半年でございますので、トラブルが起きたときの解決までも、まだノウハウがまだありませんので、万が一、そのときは町のほうで助けるような方法を取りたいと思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

説明、よく分かりました。

まず、１点目のほうなんですが、この相談内容に関しては分かりました。本当に先ほどからのご説明で、多岐にわたって職員の方がいろいろしてくださっているということなんですけれども、この勤務体系というか、そのあたりはどのようになっているのか、それが結構負担だったという先ほどからのお話で、その辺りの状況のことを少し教えてください。

２点目なんですが、今は町のほうでトラブル、もしあった場合ということだったんですけれども、やはり、もちろん利用されている側もそうなんですが、ボランティアをされている側の方を守っていただきたいというところが一番で、例えば、責任の所在というところを、まずご利用の前にどこにあるのかとかそういう書式、それをつくるのが、やはりなかなか高齢だとおっくうになったり、その辺の整備というところでのサポートというところが必要なんではないかと思うんですが、先ほどからのお話で最後は自立してというところはもちろんだと思うんですが、そのあたりの事務的なというかそういうところがどうかと思うんですが、ちょっともう一度お願いします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

それでは、包括支援センターの勤務体系についてのご説明をさせていただきます。

契約上は、５人で行っていただくという契約になっておりますが、欠員が出た場合はその都度募集をかけるということで、それは了承しているところでございます。

現在は、確かに５名いらっしゃるんですが、これ決算、去年の段階では、４人の時期が結構長くて欠員の状態が続いておりました。そのうちの一人は常に電話番ということで24時間体制で緊急電話を枕元に置いて寝るような方が必ずいます。で、残った方々は昼の勤務で総合相談を受けたり、ケアプランをつくったりとかという表の作業をするというところで、それをローテーションを組んでやる、電話番も日に日に人が変わって、誰かが必ず電話番をして、訪問する人は誰と決まっているようでございます。全てローテーション、だから、あまりにも人が少ない中でのローテーションですので、頻繁に大変な作業が回ってくるというのが、今までの体系というか実態でございます。

それから、南団地の利用者、特に利用する方の保護というか、その観点で申しますと、現状どのように連絡体制を取っているかというところから、まず回答させていただきます。

これは、先ほど、隊員が７人から８人いるんですが、グループラインを使って連絡のやり取りをしています。ただし、個人情報は絶対に載せないというルールを設けています。例えば、ご近所で網戸を交換してくれという依頼があった場合には、依頼があったという事実だけをグループラインに載せます。個人情報は載せないです。そこはルール一応徹底化しています。

もし、助けられる人間がいた場合は、私やりますというふうにグループラインに書き込みます。そうすると最初に話をもらった人が責任を持って助けられるんで、いついつにしますかというふうにコーディネートする。で、終わって、最終全員に報告するんですけれども、特に個人情報は出さない。どこどこの誰さんがというのは一切伏せた状態で活動を終えるということになります。

実際に活動した人は知っていますけれども、全員が知ることはない、そういう仕組みを今やっているんですが、それが必ずしもいいのかどうか、まだ検証していないので、これからあんまりよくないなとなれば、変えていく必要があろうかと思いますが、まだ途中の段階でございますので、いいも悪いも言えない状況でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　なければ以上で質疑を終了……答弁漏れ……いや、後で個人的に聞いてください。あとで個人的に……

〔「だから、みんなが答弁漏れの状態が正しいという状態に今なっているわけでしょうということを言っているんですよ」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はありませんね。

〔「そうやってまた無視するんですね」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　なければ以上で質疑は終了いたします。

〔「平等にやってください」と言う人あ

り〕

○委員長（土渕保美君）　これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第40号　2023年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本日先ほど審議したばかりでございます。

改めて、24日に反対の討論を改めてしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　委員長の不適切な運営もありますが、ほかにも今日話し合ったばかりで質問したばかりで、まだ足んないところもございますので、24日の日に改めて、それまで今のところは反対という形でお伝えしておきます。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第40号　令和５年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（土渕保美君）　起立多数であります。

よって、議案第40号　令和５年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時３４分

再開　午後　３時５０分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第４２号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（土渕保美君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第42号　令和５年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　こんにちは。まちづくり建設課の髙橋です。よろしくお願いします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○上下水道室主幹（高橋暁尋君）　上下水道室主幹の高橋です。よろしくお願いします。

○施設担当主査（冨田満晴君）　上下水道室施設担当主査、冨田と言います。よろしくお願いします。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　上下水道室経営総務担当主査、齋藤です。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　本件については、既に本

会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

ありませんか。

ないようですので。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

１点目は、決算報告書の19ページ、業務量が出ております。ほとんど前年度と比べてマイナスになっています。これについてのご説明をまず伺いたいと思います。

特に下のほうの有収水量なんですけれども、332万3,300立方メートルということで、これも前年度と比較して、４万3,121立方メートルということなんですけれども、この減になっている理由は節水機能の高い機器の普及とか給水人口も考えられる、影響があるんじゃないかというふうな見方もあるようなんですけれども、これについては町として、担当としてどういうふうに捉えているのかお伺いしたいと思います。

また、その同じページの下の営業収益では宮代１丁目地内のマンションの建設ということでありましたが、これは何件分になっているのかお尋ねいたします。

それと、前年度の水道基本料金の免除を行いました。これは、もちろん国の創生金を使っての減免なんですけれども、これは独立採算制ですよね、もちろん水道。でも一般会計に入れられるというその根拠、それについてお示しいただきたいと思います。

それから、このように軒並み業務量がマイナス、そういう中で、６ページに戻りますけれども、営業収益は６億6,400万と前年度と比較しても8.4％の増となっています。これについての評価、お示しいただきたいと思います。

それから、15ページ、決算報告書の15ページなんですけれども、この下のグラフを見て昨年度の経常収支比率は111.5％で、確かに100％を超えていて健全な経営を行っていると、そのことを示しているということなんですけれども、そういった点では、去年はどんと落ちていると、その辺の理由についてもお示しいただきたいと思います。

５点目は、よく宮代町新水道ビジョンというふうに言われます。監査委員さんの最後のところで、現在見直しを行っていますがというふうに言っておりますけれども、ここで23ページで最後のほうでキャッシュフロー計算書等々があるんですけれども、宮代町新水道ビジョンでは今後も利益を超える更新費用が発生することが予想されるというふうにも言われましたけれども、当面更新費用とは何を指しているのか、その点も併せてご説明いただきたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。

ページ19の業務量につきましては、給水人口が昨年度に比べて６人、給水件数にしては150件、年間給水量は３万8,787立方、１日最大給水量は298立方というふうになっておりまして、人口のほうが減っておりまして、先ほどの水道ビジョンのほうで平成30年度に策定したものを検証したところ、やはり人口は落ちていく傾向にあっておりまして、今年度、そういったビジョンのほうでその統計を見たところ、やはり同じような傾向にな

っているということでビジョンの流れと同じふうに、もう人口は減っていく様相に入っているということが判断できました。

その中で、人口については僅か６人です。給水件数については150件で、誤差みたいな感じでございますけれども、年間給水量にしては減っていると。１日最大給水量、こちら１年間の平均なんですけれども、298立方と減っていると。皆さんが使っていただく水量も減っているということが表させております。当然、平均水量も同様でございます。年間受水量につきましては、配水量とか合わせたり、あと井戸が４年度とかに壊れたりしていましたので、年間件数の受水量については、こちらのほう減ったおかげで、その下のほうの受水率が85.8％ということになっております。あと、有収水量につきましては、皆さんが水道を使っていただいたメーターの水量ということでございまして、こちら４万3,121立方全体で減っておりますので、人口が減少していくという傾向が見てとれると思います。

また、有収率につきましては、皆さんからいただいた有収水量と１年間に送っている年間給水量、上から３行目のところを割ったものでございまして、こちらについては見方としましては、率が高ければ効率よく無駄な水が送られていないということで表しているものでございます。なので、若干、0.3ポイントでございますけれども、一応ちょっとこちらのほうは、漏水会社とかの話したところのちょっと誤差の範囲ではないかということで、若干１年における水のトータルの流れとしては、ちょっと傾向としては分からないということで伺っております。

続きまして、ページ13のほうでございますけれども、こちら経理の状況の宮代１丁目のマンションの建築ということで、マンションにつきましては72件の給水、部屋の水道分担金の申込みがありまして、既存権利を除くものとして、2,706万円ほどの収入がございました。

続きまして、ページではないんですけれども、免除のほうにつきまして、こちらのほう、根拠としましては国のほうの臨時交付金があります。活用したことにより、使用者の方に対して減免を行ったところでございまして、水道のほうの原資でやっているものではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、ページ６の8.4％の増ということでございますけれども、こちらにつきましては給水収益としましたら、４年度につきましては２回の減免をやりましたので、こちらのほう収入が減っているものでございます。４年度に比べたら、3,733万円ほどの増となっております。

また、分担金につきましては、先ほど言ったマンションの収入とかがありまして、昨年に比べたら1,540万円ほどの増となっております。宮代１丁目のマンションにつきましては、臨時収入というふうに我々のほうでは捉えているものでございます。

あと、すみません、こちらの分担金につきましては、新規でマンションとかアパートとか建つということでございますので、今後につきましては人口が増えるという見込みはございませんので、さほど増えていかないかなというふうには我々のほうでは想定しております。

続きまして、ページ15のほうの経常収支比率につきましては、先ほどの減免の話につきまして、令和４年度につきましては２回の減免を行ったことにより、料金収入が減ったことにより落ちているものでございます。令和５年度につきましては、１回の減免をやっておりますので、その辺のところで水道の基本収入が増えたということで、４年

度に比べたら若干増えているところでございます。ただし、令和３年度にはそういったものをやっておりませんので、本来であれば令和３年度ぐらいにやらなくてはいけないところを減免をやったことで、令和３年度に比べたら若干減っているということでご理解していただければと思います。

続きまして、23ページでございますけれども、まずこちらのほうでございます。一番下の資金期末残高10億7,288万8,000円ほどになるんですけれども、期首に比べたら、期首が11億7,008万円ほどでございまして減っている状況でございます。

なお、そこから４つぐらい上のところの建設改良企業債、３億3,200万円を投入しておりますので、実質こちらの期末残高としましたら、６億8,000万ぐらいというふうに考えて捉えていいかと思います。

また、今後につきましては、全ての水道の施設を更新していかなければなりません。浄水場、配水場、あと老朽管の更新と多額の膨大な資産がございます。そちらを計画的に修繕とか更新していかないと、皆さんに水道を送ることができなくなりますので、その辺はご理解していただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

決算報告書の19ページの関係で、有収水量なんですがこれが減っています。確かに給水人口も減っていますけれども、人口そのものは大したことないですよね。ただ、給水件数等々を含めますと、だんだん大きくなっているわけなんですけれども、監査委員さんの言うように節水機能の高い機器の普及というのはそんなに宮代では多いんでしょうか。その辺の傾向について、再度お尋ねいたします。

それと、営業収益の関係で宮代１丁目地内のマンションは臨時的だ、そのとおりだと思います。で、これは本来、100％でどれぐらいの件数なんでしょうか。参考まで伺います。

あと、昨年度の分担金収入が多いというところは、どこなんでしょうか。百間１丁目とかその辺も入るんでしたか。やはり、マンションも大きいんですけれども、その辺の状況についても、収入源がどうだったのかお尋ねします。

あと、国からの臨時交付金を使って減免、水道料金、基本料金の免除を行ったということなんですけれども、これはやはり、41年ぶりの物価高騰とか言われています。ですから、電気代、電気、水道とかこういったものは、災害と言ってしまうと大げさかもしれませんけれども、やはりそういう捉え方をしないと、やっぱり一般会計に繰り入れてそれを使って水道基本料金の免除はできないのか、その辺の理由づけですよね。

これまでは先ほども言いましたように、水道は独立採算制だ、何か言うとすぐ、やはりこういうふうに住民が困っているときには一般会計からの繰入れもできて当然なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺の導入できる根拠ですよね、それはどうしてなのかもう一度伺いたいと思います。

あと、決算報告書の６ページの関係で、マイナス材料がいっぱいあるんですけれども、とにかく営業収益は給水収益も７％増、分担金も臨時等々も入ったにしても26.8％増、もう一方で、その他営業収益は減っているんですね。この辺の理由についてはどうなのか、その点も伺いたいと思います。

それから、決算報告書の15ページの関係で、昨年度の経常収支比率は上がりました。令和４年度

だけがこういうふうになりました。先ほども言われましたけれども、通常だと令和３年度からそんなに変わらないところだったと思うんですけれども、これは井戸の故障とかもありました。そうすると、県水は減ったんですよね。一方では井戸も減りながら、県水のほうはどうだったんでしょうか。

先ほどこれは誤差の範囲だとかって言っていましたが、私、間違っているかな、それは誤差の範囲ですかというふうに聞きたいんですが、どうなんでしょうか。

あと、町の新水道ビジョンとの関係で、人口減もそうなんですけれども、どういうふうに見直しを図っていくんでしょうか。人口減、それから節水とかそういうのも、普通予期しますよね、普通は。その辺で新水道ビジョン、昨年で６年目を迎えるんでした。その辺での見直しというのはどうなんでしょうか。どういう目標を持ってやっていくのか。途中そういうふうな予想ができなかったというのはできないわけはないと思うんですね。ですから、その辺で大きな変更が余儀なくされたというときには、どういうふうになされるのか、その点伺いたいと思います。

それから、申し訳ありません。先ほど１問目でお聞きしたかったんですけれども、今、宮代配水場のところに配水池築造工事ですかね、やっていますよね。これは、いつ頃完成されるんでしょうか。その完成予定についてもお尋ねします。結構、皆さん近くの人もあれは何だという人が多いんですけれども、その辺についてもお尋ねします。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　ページ19ページの業務量に関する節水の機器の導入ということで、そちらにつきましては、ちょっと我々のほうでも各家庭に節水機器、例えば洗濯機とか食洗器、トイレとかどのくらい入っているのかというのはちょっと把握はしてございません。

ただ、製品上、そういったものに切り替わっております。例えば、トイレですと昔は20立方、大のほう流していたんですけれども、今だと数リットルで済んでしまうんですよね。また、食洗器についても、手で洗っていたときに使う水の量よりもはるかに少ない量になっているというふうに聞いております。そういった生活の利便性を皆さん求めていますので、必然的に使う量は減ってきているのかなと。当然人間ですので、無駄を省くという行為でございますので、これはもう仕方がないものだと思っていますし、我々としてもそういった形態に追随というか合わせていかないといけないと考えております。

あと、次につきまして、２番目のマンションのほうでございますけれども、部屋の戸数としては、70戸というふうに聞いております。一応、申込みとかで72件、外水栓とかがございますので、そういったもので最終的には70部屋入るということを聞いております。

また、次の申込みにつきましては、説明のほうですと、令和４年度に比べて1,500万ほど令和５年度が増えているというちょっとご説明をさせていただきましたので、令和４年度に対して増えているということでございます。

あと、続きまして、物価高騰の免除につきましては、こちらについては国のほうの補助金が出ておりまして町のほうでやったということでございます。ただ、水道のほうの企業会計のほうは、基本的には水道使用量とか分担金とかで経営はしていかないというふうに地方公営企業法とかで決まっております。

また、一般会計からの繰入れ基準とかが総務省のほうから出ておりまして、そのルールに基づいて事業を行っているところでございます。

ちなみに一般会計の繰入れ基準につきましては、基本的には災害とか、あと耐震化とかに含まれるものが対象となっております。また、職員としましては、児童手当とかが含まれておるものでございます。そのため基本的には、物価高騰とかの免除につきましては、国のほうでそういった補助金を出したときには活用していきたいなと考えております。

続きまして、ページ６の７％の増につきましては……すみません……営業収益につきましては、５億7,000万ということで給水収益については水道料金の基本料の減免を１回ということで、４年度は２回ということですので、増えたということになっております。

分担金収益につきましては、先ほど言ったマンションとかの増えたということでございます。その他営業収益につきましては、例えば、その他の手数料につきましては、指定給水装置工事の指定の手数料、あと指定工事店の更新手数料、給水装置工事の設計審査工事検査手数料といったものが収入になっておりまして、そちらについては、昨年度に比べたら32万5,300円ほど減っております。

また、その他営業収益の中の雑収益につきましては、下水道使用料の徴収事務委託料、農業集落排水使用料徴収事務委託料、こちらについては下水と農集のほうの水道使用料のための事務のための費用ということで、そちらの会計から頂いているものとかが含まれております。

また、飲料水兼貯水槽といいまして、一般会計のほうからスキップ広場とか東姫宮１丁目とか、あと須賀小の下にある耐震貯水槽の維持管理費、あと消火栓の維持管理費とかが入っていたりとかします。使用済みの水道メーターの売却代として、114万円ほど収入とかが入っておりまして、そのもろもろで昨年度に比べますと、67万6,785円と減っておりまして、若干100万2,000円ほど減っているものでございます。

15ページのほうの県水が減った影響というのも費用としてはございます。すみません、こちらが15ページの経常収支比率のほうでございますけれども、県水が減ったことによる資費用が減ったことによって経常収支比率が増えたという傾向、要は支出が減ったことによって収支比率が改善したという影響もあります。

続きまして、19ページの有収率ですかね。業務量の一番下有収率、誤差の範囲ということで、こちらについては専門家、ちょっと町全体の１年間の水量とあとメーターの使用水量の範囲でございますので、こちらについてもちょっと相対的な判断ということで専門家のほうからはそういうふうに誤差の範囲というふうに聞いておりますので、その辺についてはちょっと検証のしようがないかなと思っています。ただ、漫然とした漏水というのは、やっぱりあるのかなということで、水道のほうの水の効率的な運用が少し悪くなったのかなという考えもございます。

ただ、こちらにつきましては、ちょっと89.8とか89.5という高いところの位置でございますので、今後もちょっと漏水とかは継続的にやっていき、改善を図っていきたいと考えております。

新水道ビジョンの見直しとかにつきましては、これからの方向性とかを見るものでございます。現段階での傾向等を踏まえて、今後の物価の上がりとか下がり、そういったものを相対的に判断して今後の方向性を決めるものでございます。相対的なものでございますので、例えば、大きな変化については、ビジョンの中では難しいとは思うん

ですけれども、実行の範囲、予算とか決算とかで実際に我々執行がやるところの範囲の中では、多少の弾力というかそういったものはやっていけるとは思うんですけれども、ビジョンの大きな方針としては変える予定はございません。立てたもので方向で水道のほう耐震化とかこれから皆さんのほうに安定的に供給する水を持続的にやっていくということで進めさせていただきたいと思います。

最後に、宮東配水場の２番目の配水池の築造ということで昨年度から発注しまして、今年が２年目となっております。一応、こちらのほう３年をかけてやるというところで、今のところ工事のほうは順調に進ませていただいて特に大きな問題もなく、やらせていただいております。一応、来年度に完成する予定となっております。こちらのほうができますと、最新の築造物ということで耐震化も有していますので、一番最初の耐震化を有する配置となりますので、今後の地震対策とかにも有効だと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。丸藤でございます。

それでは、再々質問させていただきます。

国からの臨時交付金の関係ですが、私はそれなりに、何というんですか、それなりの解釈があって一般会計に繰り入れて、それで減免するというふうなように取ったんですけれども、ですから今回のこの物価高騰についても、先ほども答弁で災害だとか地震とかそういうのがあった場合は、もちろんそうなんですけれども、今回のこの物価高騰もそれに近いものなのかなというふうに拡大解釈していいのかなというふうに思ったんですけれども、それは違うということで、単なる国の補助金だということで理解しました。

それであと、15ページの関係で経常収支比率が高くなっていますけれども、県水が減って、それで経常収支比率が上がっているというのは本当に皮肉なんですけれども、私はこの県のほうもそうですよね、今回の県水の値上げについては、やはりこれまで造ってきたダムとか、そういうのもやはり過大なものを造ることによって県民にも影響を与えると。そういう意味では県水というのは、ある程度、もちろん県側からすれば使ってもらわないと困るわけですよ。

県水は高いからということで、これは何か決まりみたいのはあるんでしょうか。どうしてもこれだけは県のほうから受水しなければいけないという、そういう枠みたいのがあるのか、それをどうしても受水しなければいけないのか。その点、先ほどみたいな井戸の事故があったとかそう理由がないと避けられないのかどうか。その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、２番目の配水池築造工事、これはそうすると予算関係では、令和４年、５年、６年ということで３か年に分けて造られるわけですかということで確認したいと思います。

それと最後になりますけれども、新水道ビジョンというのは、そうするとあくまでもこれは長期ビジョンであって、具体的にこういうふうになったからってどうだっていう、そういうやつではない、そういうふうに理解していいですよね。

ですから、町の基本計画もそうなんですけれども、しょっぱなから人口増が間違っちゃうと、もうガタガタというような感じになるんですけれども、水道ビジョンについても、これはあくまでも計画、目標であって、必ずしもそうはいかないということで、見直しというとすごく大げさになると思うんですけれども、そういうビジョンではないということで理解してよろしいでしょうか。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。まず、県水を使わなければいけないかというと、簡単に言いますとそういうルールはございません。

ただ、井戸につきましては、地下水くみ上げるものでございますので、まず県のほうの地下水をくみ上げるほうの容量とかに引っかかってきます。また、なぜかと言いますと、７大公害の一つとして地盤沈下というものがございまして、例えば今でも久喜のほうでは、地盤沈下の水道の井戸をくみ上げて沈下しているのじゃないかという何か議事録も見たんですけれども、一応宮代のほうですと今のところ確認しているところ、華蔵院ですかね、そのところで埼玉県のほうが測量しておりまして、今現在のところは特に沈下が進んでいるという状況ではございません。

なので、もう一つ理由とございまして、今の宮代の井戸の浄水した水を送ってしまいますと、今まで４割、６割、７割、８割と県水のほう比率を上げてきたんですけれども、８割ぐらいになってようやく水質の苦情というのがかなり減りました。それまで結構なところで、水が汚いとか停滞しているとかというご連絡があって、職員のほうで毎週のように洗管作業とか直営でやっていたりとかしましたので、現状、今８割以上何とか保てるのかなという状況でございます。

そのため、現状を考えますと、水質のことを考えると井戸のほうをこれ以上増やすというのは難しいと考えております。また、今後の資産統計によりますと、今やっているビジョンのほうですと、井戸のほうで、例えば井戸の導水管とか井戸のポンプ、浄水の急速ろ過器その他接触池とか混和池とかそういう設備があるんですけれども、そういったものを更新していくと費用がすごく高くなって、県水を導入したほうがいいんじゃないかという試算も今出ているところでございます。

一応、今の状況ですとそういう状況でございますけれども、更新とか多額の費用をかけなくて現状のまま使える、費用をかけずに使える状況であればなるたけ使っていこうかなというものが私のほうの考えでございます。

ただ、どちらにしましてもこれから人口が減ってきて、人手がなくなっていきますので、それを維持管理とか管理をしていくのが最終的には人のことで判断しなくちゃいけませんし、人で操作しなくちゃいけませんので、そういった人手、要は働き手が取れるかどうかというのも今後考えていかないといけないと考えております。

そうなるとやはり、県水とかで集中してつくっていただいたのを買ったほうがいいかなというふうな考えもございます。なので、３番目の回答、新ビジョンの絡みもあるんですけれども、こちらについても今後そういったもので、一応今回、６年経過してしまったんですけれども、こちらについてはちょっと県水とか、最近の物価高とかでちょっと検討の情報が入ったりとかしましたので、ちょっと今の時点で水道ビジョンのほうの見直ししておりますので、ＰＤＣＡのサイクルということで５年単位ぐらいを考えて今後も見直していきます。

そのため、いろいろその方向性については、その時点時点で多少の修正なりとかチェックしながらやっていきたいと考えておりますので、これが絶対というわけではございませんけれども、ある程度の方針を示していくものというもので捉えていただきたいと思います。

最後に、宮東配水池の築造でございますけれど

も、５年度から発注して、６年度、７年度の今６年度でございます。

３年の継続費ということで予算を取らせて、やらせていただきましたので、その５年度は５年度分のでき方の支払いとか、６年度は６年度の支払いとかを工事の進捗を確認しながらやっておりますので、ご理解していただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

１点質問させていただきます。

19ページの業務量のところなんですけれども、先ほどから前段委員のほうが人口が減っていることをどう考えるとか、そういう質問あったと思うんですけれども、人口が減っていくのは今すぐどうこう言えるところではないと思います。

その中でそれこそ命に直結する水道水をつくっていくために、私はこの宮代町、この小さな町でよくやっているなと３月の予算のときにも賛成討論させていただいたんですけれども、宮東の配水場も８億、たしか予算でかけているということをお聞きしておりまして、かなり大きな事業をやっていて、でも、ちょうどタイミング的にも今年初めにあった能登の震災のときに全国で水道というものが見直さなきゃいけないというふうになっているときだと思うんですね。

それで、水道管もこれからずっと取り替えていかなければいけない中で水道料を下げるというのは、私本当にナンセンスだなと思っているんですね。その中で、じゃ、どうしたらいいのかって私は思うんですけれども、奪われたシェアを取り返すというか、今、この節水、節水、なぜか矛盾があって、使ってほしいけれども、節水を促しているというところがあるんですけれども、先ほど言いました洗濯機とか食洗器とかトイレとか、それはもう民間のほうで努力して節水になっていて、皆さん絶対、それ買われると思うんですよ。

それで、もう一つ民間のほうで今すごく営業努力をしているのが、飲み水だと思うんですよね。昔からペットボトルの水があって、今、イオンだとかそういうところに行くと置き型の、ずっと継続して使う飲み水を配送してくれる、あれを本当に毎週のように営業しているんですよ。

結局、やっぱりペットボトルを買いに行くのも大変だということで、それを契約されたりとか、されていたりするんですけれども、どっちにしても、飲み水、買われているんですよ、皆さん。

本当だったら……

○委員長（土渕保美君）　野原委員、端的にお願いします。

○委員（野原洋子君）　それで、そういった私も前買っていたんですけれども、今、浄水器にしました。浄水器というのは水道水を使うじゃないですか。町から民間の企業がそれだけ努力していて、町が町でつくっている水道水を飲んでいただくという、そういった方向の努力はされないのか。

安心、安全なのは分かっているんですけれども、やっぱり、味というものがあったりとかするので、そういったものに対して何か町として努力しているところはありますか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

ちょっと、飲み水の飲料水、水道水の味ということで努力しているかと言いますと、正直、ちょっと努力する、ちょっと難しいかなと思っております。

どうしても、県水だと川の、利根川、江戸川の水を浄水してやっておりまして、今、あと宮代のほうですと地下水をくみ上げて急速ろ過といって砂を通してろ過するんですけれども、基本的に県のほうも同じようなろ過してやっているんですよね。

その中で、高度浄水というのを県のほうは導入する予定でございます。実際に、今、新大久保浄水場とか新三郷のほうはもう導入している、新大久保は今年終わるのかなという状況でございます。ただ、ちょっとその中でほかの浄水場、行田とか吉見とか、あと庄和浄水場も導入する予定となっております。

自分のほうが新三郷のほうの浄水場に見学に行ったときに、そちらの水を飲んだら本当においしくて、味がしないといいますか、何というか、購入したペットボトルの水と同じ味がしていましたので、今後、県水のほうがそういった高度浄水を導入していったら、ペットボトルに負けないぐらいの水になると思っております。

すみませんけれども、以上です。それぐらいしか回答はできません、現状では。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

今、味だけ言ったんですけれども、今飲み水に関してはいろんなものを求められる時代で、例えば、とにかく宮代の水道水を使っていただきたいということであれば、ペットボトル買ってきたどこかのところから持ってきたという水ではなくて、浄水器とか、今置き型であっても水道水をくんだのをそこに入れて浄水するタイプの置き型とかあるんですけれども、そういうものを例えば町で勧めるとか、衛生組合で何というんですかね、生ごみの機械を勧めているような感じで、そういった方向性とかこれから考えられないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。

そういった機器、浄水器とかのお勧めということでなんですけれども、まず我々の水道のほうですと水道法に求められた水質基準を、満足した水道を送るというのが前提でございます。

浄水器につきましては、個人のほうの嗜好といいますか、そういったものになりますので、町のほうからはそういったものを提案するということはございません。

ただ、浄水器にしろフィルターを使っておりますので、ちょっと定期的に交換していただきたいなと思っています。過去に水が出なくなったということで苦情を受けて行ったら、浄水器のフィルターにびっしりゴミが詰まっていて水が流れなくなったということもありますので、その辺は使った人の責任というか、採用した人の責任がございますので、町のほうとしてはそこまではちょっとＰＲする予定はございません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　すみません。どうしても水道水を飲んでいただきたいと思って、ちょっと思いが入ってしまったんですが、お答えありがとうございました。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　お疲れさまです。佐藤でございます。

数点お尋ねしたいと思います。

まず、先に聞いておいて、回答を考えやすいようなところを先に申し上げますか。

まず、19ページになるのかな、今前段委員とかも出ておりましたし、また、そちらの執行部の方からもご説明がありました節水器具等の導入があったんで減ったのではないかというときに、食洗器とかトイレというふうな例を出されましたが、これはデータを取った上でのことなんでしょうかね。感覚的なものなんですかね。

例えば、学校のトイレでも節水タイプじゃないトイレは幾らでもありますし、役場の多分和式のトイレなんていうのはそうだと思います。うちで数年前に13リットルだったのを3.6かな、に替えましたけれども、そのときいろいろと調べて、特にトイレが多いから教育推進課にも話をしたんですけれども一遍にはできないということで、それもデータをきちんと取っていない。感覚的なものじゃなくてきちんとデータを取った上で節水機の導入、節水型食洗器であったりトイレであったりというふうに発言するのですれば分かりますけれども、もう大本の役場や学校できちんとやられていないものを理由にされても全然説得力がないんで、そこんところを、きちんと時間、最初に聞いて差し上げますので、きちんと答えてください。

次に、これ聞くのが正しいかどうか分からないので、間違ったら委員長、止めてください。

最低料金をもうちょっと立方数を減らすとかという形のことを聞いちゃってよろしいんですかね。

ごめんなさい、基本料金。

その考えがあるのかどうかというところをちょっと気になったんで、違っていたらいいです、答えは。僕がちょっとどこで聞いていいか分からないのでお尋ねしているだけですので。

次に、前段の委員もお話ございました新水道ビジョンですね。

これ平成39年までというふうになっておりますけれども、当然、できたとき、つくったとき、作成したこの新水道ビジョンですけれども、平成30年となっておりまして、当然、横町だったりとか、無印だったりとか、東武ストアだったりとかこれからできるコンビニや何やらも何も入っていない状況で、要するに前提がどんどん時代が流れるので変わっていくわけですよね。人口もこの頃を想定したのがどんどん減っていますと。

であるならば、第５次総合のときも僕お話しさせていただきましたけれども、もう10年でやるというふうなのをつくったから、10年後につくり直すんとかじゃなくて、もう必要なちょっと現実との乖離があったら、もうできるだけ早く迅速に動かないと、時代に取り遅れてしまうだけだと思っているんですよね。

これ５年度決算に関係あるかどうか別になるのは承知して申し上げますけれども、例えば、行田市なんていうのは、第４次総合ビジョンを新しい市長になってやり直したということもありますし、そこのところの考えを、これ課長どのようにお考えなのかお尋ねします。

次、上水道の下水道もそうなんですけれども、更新状況、ちょっとこれ、僕がちょっと耳にしたので、一番古いのはまだ昭和40年代のものもあるというふうにはお聞きして、それが正しいかどうかは分かりませんよ、お聞きしたんです。いずれにしても、一番古いのはいつ頃なのか。それと40年代、50年代、少なくとも昭和の30年分ぐらいは、どれぐらいのものがあって、いつ頃やるのか、更新をするのかという、進捗状況みたいなものをざっくりで構いませんので、金額とともに示していただけたらと思います。

そうでないと、先々のが、幾ら宮東が造りまし

たとかいっても、それを運ぶところが途中で漏水しちゃったりとか、場合によってはマンホールでボーンとなったりとかいろいろあったりとか分かりませんけれども、そういうのがあったら意味がないわけですから、そこのご説明をちょっと僕が……

失礼、ごめんなさい、上水道の更新です。上水道も古いとちょっとお聞きしたもんですから、そこをお尋ねしたいと思います。

あと、15ページのところで、決算報告書の15ページで、上のところの第１段落のところが気になったんですけれども、先ほど、ご説明では僕の理解不足だったらごめんなさい。水道料金の免除は国の交付金でオーケーというふうに先ほどの前段の丸藤議員の再質問の答弁だったかな、におっしゃっていたんですけれども、この文面も第１段落の最後のところを読むと、本年度も水道基本料金の免除を行ったことにより給水収益が減少したことによるもの、これの結果が90.52％になったということなんですけれども、交付金で賄ったんであれば、ここのところが埋まるのかなと勝手にちょっと、理解不足だったら説明お願いいたしますと思ったんですけれども、そこのご説明をお願いしたいと思います。

あと、６ページの、ＣＳだったかな、そうです損益計算書、ＣＳのほうで２番の営業費用、これの５番の資産減耗費、これ令和５年がちょっと僕手元に僕のがなくて、前書いたんで、令和５年は、なしだったのが477万2,438円というふうに計上されておりますが、これ僕が確認間違ったら、ほかの年度にはなくてこの年に出てきたのかどうかという説明をお願いいたします。あとは大丈夫かな。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。

ページ19に関連する節水機器のデータとか取ったのという話でございませんけれども、各家庭にあるものでございますので、取れるものではございません。

ただ、いろいろそういうメーカーの工業会とかで、過去の昭和の40年とか50年とかでつくっている例えば洗濯機とかトイレとかで、例えばトイレだと20リットルぐらい使っていたのが、現在つくっているやつだとそういう３リットルとか６リットルとかとなっていて、大体皆さんそういう製品で置き換わっていくものでございますので、相対的にやはりそういったものになってきますから、全体的に減っているのもちょっと数字としてはこちらとしては把握しているものでございます。

ただ、それが絶対かというと、統計を取っているわけではございませんけれども、やはり日本全国的にそういうふうに言われておりますので、そういうふうに我々のほうとしても解釈はしているところでございます。

続きまして、２番目の基本料金とか最低水量とかの話でございますけれども、こちらにつきましては、ちょっと今後水道料金のほうをちょっと今後の更新費用とかを含めたり、物価高でトータル的にもう費用が上がっていたりしますし、収益のほうも若干ずつ下がっておりますので、そういったものを含めてちょっと料金改定の検討をしたいと考えております。

一応その中で、そういったものについて検討していきたいなというふうに考えております。ただ、どうなるかについては、その審議会とか検討の中で決めていくことでございますので、今時点ではちょっと申し上げることはできないと思います。

続きまして、水道ビジョンのほうにつきまして

は、迅速にということでやれればいいんですけれども、ある程度統計を取った上で、方向性を決めていかないといけませんので、一応、ＰＤＣＡで今の計画の中でも大体５年周期でやりましょうというふうなことがございますので、その５年周期をベースにしてやっていかないと、１年、２年でその統計を取っていてもなかなかちょっと方向性というのは出てこないと思います。そのため、ある程度の期間でやりたいと考えております。

また、昭和の時代の管路が残っているかということでございますけれども、ちょっと今の水道ビジョンのほうですと、ちょっとお手元に皆さんないかとは思うんですけれども、一応、その辺につきましては、グラフとかございますので、そちらのほうでご確認していただきたいと思います。

今後、そういった管も直していきたいと考えておりますけれども、まずは重要給水の場所、例えば病院とか避難場所、あと主要な施設とかのところの水道管について優先的にやっておりまして、その後にそういった残りの管をやっていきたいと考えているところでございます。

続きまして、決算書の15ページの料金回収率90.52％の件につきましては、こちらにつきましては、基本料の減免をやりますと、入ってくる財布の場所が変わってくるんですよね。こちらの料金回収の中ですと、例えば、営業収益、ページで言うと決算書の24ページ、通常ですとこちら24ページの給水収益の水道水使用料に普通入ってくるんですけれども、こちらの下の営業外収益、下から３番目ぐらいのところに、雑収益のその他雑収益というところがございまして、基本料、下から３つ目のところの基本料金の免除実施に伴う一般会計補助金ということでこちらのほうに入ってくるということになりますので、先ほどの15ページの料金回収率のところの計算上には入ってこないものでございますので、悪化するという状況になっております。

続きまして、資産減耗費につきましては、ページ６ページでございますね。こちら、２番目の営業費用の５番目の資産減耗費ということで、477万円ほど計上させていただいております。こちらは更新工事をやったときに、古い施設とか水道管とかを撤去するものでございます。その撤去した残存価格をこちらに上げるものでございまして、昨年度につきましては、5,118万円ほどを上げておりまして、4,640万円ほど昨年度に比べたら更新したものが少なかったということになっております。

資産価値につきましては、大体耐用年数、超えているものが多いものでございまして、残存価格としては５％ぐらいしか残っておりませんので、そういった結果になっております。

また、ちょっと繰越しとかもあったり、あと例えば対象の工事で浄水場とか配水場とかの電気設備とかの更新とかやりますと、そういったものについては額とかが上がってきますので、そうした更新した内容によってこちらについては多寡が出るものというふうにご理解していただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課長、髙橋でございます。

先ほどのビジョンの更新についてなんですけれども、室長のほうからもお話があったかと思うんですけれども、短期間で見直しを行ってもそれほどの効果がないということは確かだと思っております。

計画については、10年計画でありますけれども、間を取った５年で見直しをするというような形で

考えておりまして、ただ今回につきましては、県水のほうの値上げがあるであろうという話もありましたので、多少遅れての見直しというふうになっておりますので、こちらにつきましては見直しについても委託等で行わなければ数値等を拾えないところもありますので、その辺、時代の流れに早く対応したいというのはあるんですけれども、やっぱりお金のかかることでもありますので、それなりの期間を見ながら更新をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございます。

今の水道事業の件ですけれども、お金がかかると一番最後のところ言いますけれども、いつやってもお金がかかることなので、できるだけ返りが少ないうちにやったほうがかかるお金も少ないとは思うんですけれども、要は10年も待たずにやるべきではないかというところの観点が非常に抜けているんじゃないですかね。前提が変わっているわけですよ、平成30年と。そこのところは全く考慮されていないというふうに言わざるを得ないというところをまずは申し上げておきます。

答弁漏れに近いと僕は思いますが、先ほど更新状況のことをお尋ねして、皆さん持っていないでしょうと新水道ビジョンのことをおっしゃいましたけれども、それでも取りあえず昭和40年、50年、60年代のほうはどれぐらいの距離が残っていて、幾らぐらいかかるか、それぐらいは答えられるはずだというふうなことをお尋ねしたので、まず答弁漏れのほうを片づけてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

ちょっと答弁漏、申し訳ございませんでした。幾らぐらいかかるだろうというような、こちらの新水道ビジョンのほうですと、年間４億4,000万ずつ更新していかないといけないという結果が出ております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　毎年５億4,000万ということですか。それで、昭和のが全部なくなるということなんですか。いつまでかというところがないんですけれども。

○委員長（土渕保美君）　すみません、勝手に答弁しないように。再質だかどうだか、もう再質になりますので。

○委員（佐藤将行君）　再質じゃないですよ。最初のときに、40年、50年、60年ぐらいは、昭和のくらいは言ってくれというふうに伝えました。

○委員長（土渕保美君）　室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。

すみません、こちらの更新につきましては、実使用年数でやるということで、ダグタイル鋳鉄管ですと80年ということで、長くて80年です。150キロぐらいありますので、すぐにこういうものはできません。なぜかと言いますと、皆さん水道を使っていただいていますので、水道を工事によって使えなくなるということはいけませんので、やはり使っている間は、例えば仮設の配管、もしくは道路上にスペースがあれば、横によけて配管したりとかします。当然水が流れている状況で管をつなげてやりますので、そういった特殊な装置とかの導入とかしなくちゃいけませんので、かなり多額の費用がかかりますので、計画的にやらなくちゃいけないのと、あとはそれをすぐにやってし

まいますと、もう費用が幾らあっても足りませんので、水道料金がかなり上がるということになりますので、計画的にやっていくということでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

迂回させたりとかして更新するときがかかるというのは、専門家の方からもうちょっとお伺いしたことあるので、非常に分かりますので。ただ、やはり古いものですから、いつ漏れとか使えなくなるというのがありますので、それを不安がっている方もいらっしゃいますので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

先ほど質問のときにちょっと抜けてしまったところで、29ページの固定資産明細書というのがございます。電話加入権23万6,800円と、これ、何台なのか分からないですけれども、今１台分、大体1,500円とかもう質屋さんでも何でも資産としてそこまでないんですけれども、いつまで昔の金額でやっているのかなというのがちょっと気になっております。どこかの時点で現状に合わせたような形でやるべきではないかなというふうに思っておりますので、そこのところはどのように考えているのかというところを、これで最後にさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。

ページ29の電話加入権につきましては、年度当初の現在高、その当時の権利金ということで購入しているものでございます。

今後につきましては、例えばこの電話加入権を売却するとかというのはちょっとあり得ませんので、今のところこちらを更正するという考えはございません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑は。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

15ページなんですけれども、料金回収率とあるんですけれども、この計算式を教えていただけますか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

こちらの料金回収率につきましては、19ページと20ページをお願いしたいと思います。

こちらの19ページの一番下の有収水量１立方当たりの供給単価、こちら、料金を頂いているほうの有収水量で割っているものでございまして、172.45円。これに対しまして、次のページの有収水量１立方当たりの給水原価ということで、190.51円となっております。こちらを割ったもので90.52ということでございます。

ちなみに供給単価割る給水原価でございますので、今時点ですと逆ざやという状況でございますので、経営的にはよくないという状況でございます。こちらをやはり100％以上にやっていかないといけないのが本来の経営でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　今ので令和３年度が105％を超えているというのが理解できたんですけれども、普通なんですか、料金回収率というと、請求した金額に対して回収できた金額が幾らという形

になるので、使った水の割合とあれじゃなく、だと思うんですけれども、料金的にはそういう未回収の金額というのは何件ぐらいあるんでしょうかね。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

すみません、補足しますと、こちらにつきましては、料金回収率につきましては、こちらでつくった費用とお客様から頂いた費用ということで、あくまでも経営としてもらっている額と出している額の比率でございます。もらっていないお金というものではございません。ただ、宮代の水道につきましては、料金回収率、議員さんのおっしゃっているのは、99.99％皆様から頂いております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

３点質問させていただきます。

まず、１点なんですけれども、工事のほうでまず17ページのほうになりますが、17、18ページ、宮東配水場無停電電源装置工事、それから第２浄水場ナンバー４、５配水ポンプ盤突出電解度要変換機更新工事、そして第８水源取水ポンプ更新工事と３点あるんですけれども、上の１点目と３点目が令和４年度という名称がついていますので、これは繰り越して工事が行われているかということをお伺いします。

この工事なんですけれども、これは何か問題があって行われたのか、それとも問題はないけれども更新する期日が来たからこういう工事をしたのかということをまずお伺いいたします。

それから、２点目なんですけれども、21ページになります。

下の層の表ですね、令和５年７月12日で令和５年度漏水調査業務委託ということで、これ、宮代町全域を行ったということでよろしいんでしょうか。以前は部分的に決めておいて、その場所でやっていたんですけれども、５年度は宮代町全域を漏水工事されたのかということをお伺いします。この調査をして何か問題があったところは、修理工事をしたのかどうか。見ているとどこにも漏水したところの工事は行っていないと思うんですよね。表記されていないような気がするんですが、調査のみを行ったのか、1,232万かけて行ったのかということをお伺いします。

あとは、取りあえずすみません、もう時間ないので、その２点でお願いします。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

再開は５時20分といたします。

休憩　午後　５時０３分

再開　午後　５時１６分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き質疑を行います。

答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

決算書の17ページ、まず、令和４年度宮東配水場無停電電源装置と、あと、令和４年度第８水源取水ポンプ更新工事ということで、こちらは両方とも繰越し工事となっております。

17ページの令和４年度の宮東配水場の無停電電源装置工事につきましては、落雷がありまして、

そちらの落雷による故障により修繕したものでございます。

第８水源取水ポンプ更新工事につきましては、こちらにつきましては、もう一つ、第９水源の取水ポンプのほうが故障しまして、同年代、同時期につくったものでございましたので、同じように後発的に工事を出して、繰越ししたものでございます。

すみません、21ページの漏水調査でございますけれども、こちらにつきましては、宮代町全域のところを修繕したところでなっております。こちらにつきましては、決算書の26ページの一番上に修繕費とありまして、こちらの給排水管修繕費ほかというところで漏水箇所のほうを直しております。修繕箇所としましては90か所ということと、漏水調査としましては、令和５年度については68か所、こちらの調査委託のほうで発見したというところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　工事のほうは分かりました。ありがとうございました。

１点だけ再質問させていただきます。

こちらの漏水工事ということで、アクアテック（株）関東営業所さんで1,232万円でやっていただいたということなんですけれども、この漏水調査なんですけれども、これは普通の調査のやり方をされていたんだとは思うんですね。調査の方法といたしまして、例えば愛知県豊田市、こちらがまず最初にされていたんですけれども、その後宮城県で県挙げて11市町と、福島県の相馬地方広域水道企業団、こちらのほうで人工衛星を使って漏水調査をするということをされております。

また、最近では、岐阜、羽島市というところで、人工衛星で漏水調査、時間と費用を大幅に削減。羽島市は本年度から地中にある水道管の漏水調査に人工衛星の画像を活用しており、従来と比べて時間と費用を大幅に削減している。いろいろ書いてあるんですけれども、ここでやめます。

こんな形で人工衛星とかを使って漏水調査をするということもあるんですけれども、これに対して何か調査とかされたことがあるか。また、今後町としても考えていくことがあるかということをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

衛星に使ったその漏水調査というものを我々のほうも知ってはおります。ただ、面的に広範囲でやらなければ、ある程度意味がないと思っておりますし、その調査によってある程度の場所で、ここの辺が漏水しているということで、最終的にはこういった基本的な漏水調査で確認するという内容になっております。ただ、衛星を使ったりするって面的なものでございますので、例えば広域化とかで広域化の検討会の中でそういう各自治体が協力してやっていこうという話になってくれば、そういったところでは乗っていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。

私も漏水のことをお聞きしたいと思います。

前段委員が聞いてくださった答弁にもありました。それで、漏水は道路とかもあると思うんですけれども、個人のお宅で出ていることもあると思うんです。漏水に関しては、監査委員の意見書の

中に漏水のことが書いてありまして、それで今答弁してくださったところは、26ページの一番上の修繕費になります。意見書は３ページの真ん中辺です。意見書の中に、漏水箇所の改善に取り組むことを期待しますということで、今までもずっとすごく漏水のところを一生懸命町のほうやってくださっているので、それで道路とかやってもらっているところがあるんですが、先ほど申したように、個人で漏水になっているんじゃないかとか、監査委員さんの方が言ってくださる件数、結構皆さん、家が古くなってきているんですけれども、そういう個人の件数とかというのは分かるのか、お聞きいたします。あと、道路とか大きいところと、そしてそういう個人民家というんですかね、そこをお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

こちらの漏水調査につきましては、５年度につきましては68件、調査で発見したんですけれども、全て本管からメーターまでのところの、俗に言う個人の取り出し管の給水管のほうで発見するものでございます。

また、検針員さんとかで見つけるのは、例えば水道を使っていない状態で水道メーターが回っているときには漏水のおそれがありということで、こちらのほうは投函とかしてお知らせをしております。ただ、その件数につきましては、統計的には取っておりません。ただ、個人のお宅のところ、家１軒のデータがございまして、そこの備考欄とかにそういった記録とかは入れております。ただ、それを集計できるかといったら、今は個人情報とかの絡みがあるので、統計は取れないものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　統計は取れないということなんですけれども、さっきも市が言ったように、古くなってきたりしていて、その数というのは増えていくのか、そのあたりどう考えているか、お願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

当然、年々、年数たってきますので、老朽化というのは進んできます。当然危険度は増してきますので、必然的に増えていくかなと思います。とりあえず今のところはこういうことしか答えられませんので、ご理解願います。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、なければ以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第42号　2023年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、反対の立場から後日討論を行います。

今日は審議が終わったばかりでございますので、後日、24日にまとめて討論をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

本日いろいろと質問させていただきまして、どうもありがとうございました。

今日聞いて今日お答えいただいたものか、まだ消化できておりませんので、少なくとも全て納得したというわけではないので、全部納得できたら賛成なんですけれども、そこまではいっていないので、現時点では賛成ではないという意味で反対ということで、24日までにいろいろ調べたりして考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第42号　令和５年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（土渕保美君）　起立多数であります。

よって、議案第42号　令和５年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

これで続けていきます。

―――――――――◇―――――――――

◎議案第４３号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（土渕保美君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第43号　令和５年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。歳入、歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

３点についてお伺いします。

まず、決算報告書の10ページに、下水道事業全体として純利益が出されております。7,603万8,000円、これは前年度比で56％の増となっております。これについてどのように評価されているのか。

それから、もう一つは、決算報告書25ページの、これは農業集落排水事業のほうですが、職員給与が令和４年度から令和５年度にかけて減っています。これは職員の異動もあったのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

それから最後ですが、26ページの企業債があります。公共下水道につきましては、当初、地方債の残高がもうどんどん借りて、どんどん普及率を上げようということで、地方債も多く借りました。残高が30億8,100万円となっています。もちろん公共下水道ですから、計画的な施設の更新もしなければいけませんが、一般会計の場合は利率についてちゃんと書かれていますが、下水道について

は分かりません。やはり無駄な経費はかけないということで、これまでも借りた地方債については、高い利率についてはなるべく早く返していく、そういう方法も取られたかと思うんですけれども、公共下水道についてはどのような形でその辺は行われているのか。その点お尋ねしたいと思います。

以上、３点。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

決算書のページ10の純利益とかの観点からのお話ということで、当年度純利益、下から４行目になるんですけれども、7,600万ほど入っております。その代わりに、例えば３番の営業外収益他会計補助金で１億5,300万ほど一般会計から繰り入れたりとかしております。

また、雨水の事業につきましては、一番上段から２行目ですけれども、営業収益の２の雨水処理負担金で2,300万ほど入っておりまして、そちらを差引きますと、一般会計から繰り入れして事業が成り立っているということが分かると思います。こういった一般会計から繰入れしているということで、健全的な経営を地方公営企業としては、下水道使用料で本来ですと賄っていかないといけないところを、こういった補塡でやっておりますので、いずれはこういったものを改善していかなければいけないと考えております。

続きまして、25ページにつきましては、職員の給料としましては、農業集落排水事業につきましては、職員として１人分のほうを事業として職員のほうを充てさせております。こちらについては、異動によって代わったということのご認識ということでございます。

26ページの企業債につきましては、こちらにつきましては、41ページ以降に各企業債の内訳というか、項目が今借りている額を全て記載させております。こちらの中に利率とか入っております。過去に平成20年前後に繰上償還というものをやっておりまして、当時の国の政策として５％以上の金利のものについて繰上償還できるということになっておりまして、そちらを使いましたので、５％以上の債権はないという状況でございます。

また、国のほうにも要望しているんですけれども、５％以下でもやってくれないかという話があるんですけれども、最近ちょっとまた金利とかが上がってきましたり、安いものでございますので、その辺については国のほうはそういった制度は出していない状況でございます。

こちらのほうの下水の普及の際に、いっぱい多額の費用を借りてやっている中で、徐々に返し終わってきておりますので、ゼロにはならないにしても、今後につきましては、ポンプ場とかの機械設備とかの更新とかありますし、また、いろいろ耐震化とかもありますので、そちらのほうでまた若干の起債を借りて事業を進めていくという形になります。

なお、下水道のほうにつきましては、企業債とかにつきましては、一般会計の交付税とかの対象の措置になっておりますので、そういった制度がありますので、有効に活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、最後の１点だけ再質問させていただきます。

公共下水道事業については、ちゃんと利率が入って見落としました。繰上償還の件なんですけれども、確かに新しい利率は、50ページ見ても分か

るように、もう0.8でその前は0.15とか、もう桁違いですよ。だから忽滑谷さんが言ったように、５％以上については、以下についても繰上償還をこれは求めるべきだと思うし、こんなにどこが基準になるかと言ったら、そこだと思うんですよね、今の金利等考えて。少なくとも３倍も違うわけですから、この辺はどうなんでしょうか。当然ほかの自治体においても繰上償還させてほしいというふうな要望等々も出ているかと思うんですけれども、その点の推移状況、もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

繰上償還につきましては、こちらでも要望は出しているんですけれども、あくまでも国の財源でやることでございます。こちらの繰上償還をやるに当たっては、国のほうに改善計画とか経営計画とかを出さないといけないものでございます。当時はそのようにやらせてもらいまして、それを承認もらってやったというところでございます。

なお、今現在５％より下に下げるという国の基準はございませんので、繰上償還を行えないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。再々質問です。

それは分かりますけれども、諦めちゃ駄目なんですよ。だから町村議会とかあらゆる機会で繰上償還をしてほしいという声を上げていかないと、やっぱり動かないと思うし、そういう意味ではどうなんでしょうか。ほかももうまるっきりほかの自治体も諦めちゃっているんでしょうか。それとも、先ほど申請ということなんですけれども、これは交付税との関係で、もう一方では交付税、これに見合った交付税をもらうための方法もあるかと思うんですけれども、そういった点ではどうなんでしょうか。

以前あったのは、今も要求でやってもらうというのが筋だと思うんですけれども、そういった点ではほかの自治体との歩調もあると思うんですけれども、最後ですので、その点答弁願いたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

繰上償還の緩和については、ほかの自治体も求めていますので、毎年のように県全体、各自治体全体で出しているところでございます。

また、地方交付税とか全てこちらの制度につきましては、国が定めているものでございますので、例えば下水道の起債については、その下水の起債に対応した地方交付税の措置とかあります。そちらについても、制度設計については国でやっていますので、我々のほうとしては制度設計について活用して運用していくということしかできませんので、それについては有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

簡単なところになってしまって申し訳ないんですけれども、先ほど上水道のときもお尋ねしまし

た古い配管のことにつきまして、昭和40、50、60年代に関しての距離及びそれを更新するための金額、また、進捗、いつ頃までにそこの、少なくとも昭和の分が終わるのかということについてお尋ねします。

あと、次に、今のと同じになってしまうんですけれども、企業債のところで、一番高いのがざっと見た限り4.75というのは、来週の25日に償還、一周期が来るので、これは別といたしましても、一番低いのが0.04％というのが48ページにあるんですよね。ここに合わせるとは言いませんけれども、ある程度金額と、あと利率の関係で、要するに利息が高いようなところに関しましては、いろんな方法で多分自治体と連携するなり、あとは財政的に苦しいところを優先的に認めるようにするなりとか、何らかのアクションを起こさないと、言うがままでこのまま進んでしまいますので、駄目もとでいろいろと町のためにできる限りやっていただきたいと思うのですが、そのようなお考えはあるのかどうか。特に、平成の初期の頃、一桁の頃なんていうのは、２％、３％ですから、そういうところのをきちんとやっていただきたいと思うんですが、下水道室としてはどのような形で考えているのか、お尋ねいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

下水道のほうの配管とかの年代別のほうは、今手元にございません。ただ、下水道につきましては、水道管みたいに常に圧力がかかっている管ではございませんので、悪いところを部分的に直していくという工法は取って、それによって長寿命化するというものになります。そのために今後、管渠の中をカメラとか入れて調査して、どこか不具合あるかどうかを点検とかしたりして、それを見つけながらの直す方法になってきます。そのため、今現在だと、更新したらというところの費用については出ていない状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

また、企業債のほうの41ページとかの利率のほうでございますけれども、こちらにつきましては、あくまでも国の制度でございまして、国が認められたらできるという、正式に言うと繰上償還というやつでございまして、こちら、通常の例えば１件１件を一括して返す場合については、将来の利子を含めた全額を返さなくちゃいけないというものでございます。先ほど言っていたものは、そういったものが免除されるという制度でございまして、国のほうで今そういった制度を５％以下のものについては出していないものでございますので、先ほどの繰り返すようになりますけれども、各自治体と協力してそういった制度の緩和を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございます。

今の企業債のところ、政府資金とか民間資金というのは分かるんですけれども、ごめんなさい、不勉強で、機構資金というのはどういうふうな形なのか、正確に教えていただきたいと思います。

あと、先ほどちょっと漏れたんですけれども、32ページの令和５年度宮代町下水道事業収益費用明細書（農集）とあります。一番下から４行目の地域手当、これは何名にどういった趣旨のものを支出しているのかというところ、さっきちょっとお聞きし忘れたので、お尋ねします。

あと、今ご説明ございました、上水道と違って常に圧力がかかっていないというのは承知してお

りますが、ただ、昨今の、昨今といってもかなりたちますけれども、ゲリラ豪雨だとか何とかで、そのときには例えば僕が以前越谷市で聞いたのは、50の配管でも葉っぱやら何やらって30ぐらいしか排水量がないから、それであふれるとかいろいろ聞いてはいるんですけれども、そのような形でやはり早めにやっておかないと、ゲリラ豪雨的に一気に来たとき、また、この役場近辺も漏水とかで排水が追いつかないということは多々あるというふうにお聞きしておりますので、そういったところはどのようにお考えなのか、この３点お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

機構資金につきましては、地方公共団体金融機構という組織がありまして、そちらから借りておるものでございます。確か地方自治体のほうが元になって何か組織しているものと記憶がございます。申し訳ございません。

あと、地域手当につきましては、すみません、32ページでございますけれども、こちらにつきましては、職員１人の費用ということになっております。職員に向けての地域手当というものがございまして、公務員の手当としてはそういうものがございますということで、ご理解していただきたいと思います。

こちらについては、私、うろ覚えで申し訳ないんですけれども、職員のここにいるところの地域割の確か手当というふうに聞いております。公務員の東京都とか埼玉とか各ところでいると思うので、その地域の物価に合わせた手当だという、間違っていたら申し訳ないですが、その辺は総務課のほうにお願いしたいと思います。

ゲリラ豪雨でございますけれども、ゲリラ豪雨の件につきましては、この間の下水道のほうの幹線環境のほうにカメラ調査を入れまして、今年度そちらの箇所を直したりとかしております。今後ほかの地区について、幹線以外のところとかもカメラ調査入れる予定でございますので、逐次それを発見次第、直していきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第43号　2023年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、今審議したばかりでございますので、24日、改めて討論をしたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　先ほど上水道と同じように、今お尋ねしてお聞きしたところ、ほかにもちょっとあるんですけれども、納得まではいっていないので、とりあえず現時点では賛成はできないということで、反対で。当日賛成になるかもしれませんが、今日は反対ということでいきます。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を

許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第43号　令和５年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（土渕保美君）　起立多数であります。

よって、議案第43号　令和５年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎閉会の宣告

○委員長（土渕保美君）　以上をもちまして、本委員会に付託された決算の審査は全部終了いたしました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、全ての決算の認定について、私にご一任願いたいと思います。

これにて、決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　５時５０分

宮代町議会委員会条例第２７条第１項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

決算特別委員会委員長　　土　　渕　　保　　美